

平成 29 年度 千葉市・大学等共同研究事業報告書

# 「千葉氏」と市民に関する研究

－近現代の「千葉氏」の受容をめぐって－

平成 30 年 3 月

千葉市・千葉大学

(代表者・千葉大学 久保勇)

## 目次

はじめに……	1
1. 研究計画……	2
2. 問題の所在 近代の「小さな物語」の共有をめざして……	5
3. 「人々が千葉氏を受けとめた歴史」	
a. 手長講の人々 前近代の一状況……	6
b. 「千葉氏歴代建碑」設置運動 1891（明治24）年～1897（明治30）年……	7
c. 「千葉氏遺跡保存会」の設立 1902（明治35）年5月……	7
d. 千葉町による「千葉氏研究会」・『千葉誌』刊行 1910・11（明治43・44）年……	8
e. 『房総叢書』（第一期）の営み 1914（大正3）年……	10
f. 吉田璣による千葉氏研究 1911（明治44）年11月・1914（大正3）年6月……	12
g. 千葉開府八百年記念祭 1926（大正15）年……	15
付. 大戦直後の「千葉氏」研究 奥山市松『千葉氏研究』1950（昭和25）年……	16
h. 関係略年表……	17
i. 他地域における「千葉氏」研究 佐賀県小城市調査……	20
4. 若い世代による「千葉市らしさ」の魅力創出	
(1) 千葉大学文学部「人文学地域フィールドワーク」における試行	
a. 授業の開講と受講生の募集……	22
b. 実践活動に向けた授業の実施……	27
(2) 学生による実践活動	
a. 「千葉市フォーラム」2017年6月4日（日）……	32
b. 「第42回親子三代夏祭り」2017年8月20日（日）……	35
c. その他の活動……	35
(3) 学生の成果	
a. 〈地域振興〉グループ……	36
b. 〈日本遺産〉グループ……	36
c. 〈妙見信仰〉グループ……	39

d. 〈文献関係〉グループ……40

付. 千葉常胤生誕 900 年記念 平成 29 年度千葉市・千葉大学公開市民講座……43

5. 小括 ……44

### 〈資料編〉

【資料 1】「妙見堂再建寄附帳」(『千葉市史史料編 2』千葉市史編纂委員会 1977) ……45

【資料 2】加藤久太郎『在職四年間』(自治研究会 1911・1) ……47

【資料 3】千葉町編『千葉誌』(加藤久太郎 1911・5) ……52

【資料 4】吉田璣『千葉氏』(房総史研究, 北拓社 1911・11) ……79

【資料 5】吉田璣編著『千葉盛衰記』(吉田璣 1914・6) ……151

【資料 6】千葉開府八百年記念祭協賛会編『八百年祭誌』(紅谷四郎平 1927) ……206

【資料 7】奥山市松『千葉氏研究』(千葉県図書館 1950) ……228

## はじめに

明治 43 (1910) 年 4 月 5 日、千葉町役場楼上において、当時の町長・加藤久太郎が主宰した「千葉氏研究会」の発会に際し、加藤は当時の千葉氏史蹟の荒廃に加え、以下のよう

に述べている。(【資料 2】転載の「東海新聞六千六百十八号」, 下線は私に付した)

「如何にも慨嘆に堪えぬ。実は千葉氏の年代を繰り八百年ともなれば千葉創立一代記念祭を举行せんと思ひたるが、今年七百八十五年で未だ八百年に達して居らぬ。故に今後十五年を経ば、町民は宜しく創立記念大祭を行い、同時に千葉氏大追悼会を催したいものだ」。

また、これから 16 年後の大正 15 (1926) 年 6 月に開府 800 年の記念祭を開催し、翌年『八百年祭誌』を刊行するにあたって、2 代千葉市長・久保三郎は、以下の文章を寄せている。

此ノ書ハ開府八百年記念祭ニ当リ、市民ノ熱誠ヲ披瀝セル実状ヲ述ベタルモノニシテ、本市将来ノ発展ヲ期セン為、後日ノ参案ニ供セムトスルニ在リ。而シテ後世市民ガ九百年祭一千年祭ヲ举行セラルハ、当ニ其ノ理想ト市是トノ実現セラルハ時ナルベキヲ信ズ。本書成ルヲ告グルニ当リ一言ヲ冠シテ序トナス。

本年 2018 年は、千葉氏による開府が伝えられる大治元 (1126) 年から 892 年にあたる。108 年前の加藤久太郎町長が 15 年後に期待した「八百年祭」は、同氏の宿願でもあった市制施行 (大正 10 年 (1921) 1 月) の 5 年後に盛大に開催された。当時の久保三郎市長が期待した「九百年祭」まであと 8 年となる。すでに千葉市は開府 890 年となる 2016 年から「九百年祭」への準備を進めている。

しかしながら、私たちは上の首長らの言葉を知っている、あるいは受け止めて「九百年祭」に向かっているだろうか。そこで、本研究では「人々が千葉氏を受けとめた歴史」という観点によって、いま私たちが迎えようとしている「開府 900 年」の位置を確かめるべく、明治・大正期の資料を中心に基礎的な情報の蓄積をおこなっていく。

また、大学生のような次世代の市民が「千葉氏」に関わることにより、若い人々による魅力ある「千葉市らしさ」をプロデュースしていく基盤形成が可能か、本年度千葉大学で試みた活動について報告していく。

## 1. 研究計画

以下、申請時に掲げた研究計画について抜粋し、本研究の全体像を示しておきたい。

### a. 概要

本研究は平成28年4月に公表された「千葉市都市アイデンティティ戦略プラン」で選定された4つの地域資源のうち、「千葉氏」を取り上げる。従来、平安末から鎌倉時代にかけての千葉常胤を中心とした千葉氏の事績を対象とする研究がほとんどであったが、本研究では「人々が千葉氏を受けとめた歴史」を問題化し、この成果を現在の都市アイデンティティ推進事業に結びつける、学生が参加する実践的な活動として構想・試行するものである。

### b. 目標

本研究の成果を活かし達成すべき目標として、以下の2点を掲げる。

- (1) 「人々が千葉氏を受けとめた歴史」にかかる基礎的資料を収集・整理することにより、「千葉氏」にかかる魅力あるコンテンツを整備すること。
- (2) これらの資料収集・整備に大学生を中心とした次世代の市民が関わることにより、若い人々が魅力ある「千葉市らしさ」をプロデュースしていく基盤を形成すること。

### c. 研究にかかる行政課題

千葉市では、人口減少下においても活力を維持し、持続的に発展し続けるため、都市アイデンティティ（千葉市らしさ）の確立に向けて様々な取組みを進めているところである。都市アイデンティティは、行政・企業・大学等の団体、また幅広い世代が皆で共有し、わがことと捉えることで、まちづくりに反映されるものである。

現状を鑑みると、高校生や大学生などのこれからの千葉市を支える人材が主体的に取り組む事例が少なく、世代間に温度差が生じている状態である。特に「千葉氏」についてはその状態が顕著であり、次世代を支える人材に今後どのような形で関心を持ってもらうか、また主体的に関わってもらうかが課題となっている。

また、「千葉氏」という歴史的資源を活用して、最終的に千葉市の都市アイデンティティの確立に結び付けることが本来の目的であるが、現在のところは「千葉氏」自体の認知度向上に関する取組みに終始している実情があり、今後は「千葉氏」に関する活動を千葉市への誇りや愛情が醸成されるような取組みへと昇華させていく必要がある。

### d. 研究の内容及び成果・効果

#### ①独創性・先駆性

千葉市の前身である千葉町で、往昔に途絶えた領主氏族の歴史を、地方自治体の首長自らが主導して考究したことはあまり知られていない。明治43年（1910）3月、当時の千葉町

町長・加藤久太郎が発起人となって設立した「千葉氏研究会」である。当該研究会の成果は千葉町役場編『千葉誌』（1911）となる。日露戦争後に疲弊した日本国内に及ぼされた「地方改良運動」の影響もあろうが、「千葉氏当年の盛事」を把握し「其の偉績を敬するの思想」の普及を図った自治体の事業を正面から研究した成果はほとんど知られていない。市制施行後の「千葉開府八百年記念祭」（1926）は、千葉町の「千葉氏研究会」の趣旨を継承するものだったろうが、昭和 51 年（1976）開催の「開府 850 年記念祭」以降、次第に忘却されていったようである。これらは「人々が千葉氏を受けとめた歴史」の足跡であり、平成 28 年に開催された 890 年記念事業では触れられなかった「千葉氏」研究の着眼であり、その点において独創的と言える。

また、高齢の市民にとっては関心の高い（「千葉市都市アイデンティティ確立に向けた基礎資料作成業務 最終報告書」平成 26 年 10 月 31 日）「千葉氏」であるが、次世代を担う若年層の興味・関心をひくことは喫緊の課題である。本研究では千葉大学で学ぶ学生・大学院生に「人々が千葉氏を受けとめた歴史」の調査・研究活動に参画してもらい、その成果を広く市民と共有する試験的活動を実施する。基礎資料の理解はもとより、開府 850 年祭に参加した組織（商工会議所、賛助企業等）や人々への聴取などを実践することにより、「千葉市ではたらくこと」も学ぶことになろう。このような活動モデルは、市内高等学校生徒、他の市内大学学生への波及効果はもとより、他の地方自治体・大学にとっても先駆的な成果が期待されるものである。

## ②社会性

[市民・市内団体・企業との連携] 先に触れたように、昭和 51 年（1976）に開催された「開府 850 年祭」に直接参加した経験のある市民、運営を担った組織（商工会議所、青年会議所、各自治会等）、賛助企業等に調査をおこない、聞き取り調査を実施する。本研究の成果も調査先に配布することによって、開府 900 年祭へ向けた参加協力を仰ぐ基盤を形成する。

[成果の市民への還元]「報告書」の作成・公表による研究成果の市民への還元はもとより、学生・大学院生による成果報告会を開催し、これに対する市民の反応も今後の都市アイデンティティ推進事業へフィードバックしていく。

[千葉市の事業継続への貢献] 本研究による資料収集・整理の成果は、開府 900 年祭へ向けた資源として継承される。また、地域資源に若年層が関わる活動を試験的に実施することにより、将来、開府 900 年祭を担っていく人的基盤づくりに貢献できると考える。

## e. 研究の具体的内容

### ①「千葉氏」に関する享受資料の蓄積と整理、そして共有

以下に列挙する項目にかかる資料収集については、基本的に応募研究者が担当する。これらの資料の解説（理解）および整理については、千葉大学および放送大学千葉学習センターの学生らが作業を進めていく。各項目ごとに概要がある程度まとめられた段階で、応募研究者が中心となって千葉大学学生・千葉市職員が参加する形式の研究会を開催してい

く。

○「千葉氏研究会」（明治 42 年（1909），千葉町）の発足と活動に関する調査と整理  
〈対象文献〉加藤久太郎著『在職四年間』（自治研究会，1910），千葉町役場編『千葉誌』（千葉町，1911）

○個人による初期「千葉氏研究」の調査と検証

〈対象文献〉吉田璣『房総史研究一 千葉氏』（北拓社，1911），吉田璣『房総史研究二 千葉盛衰記』（北拓社，1914）※

◎800 年祭（大正 15 年（1926），千葉市）の検証と整理

〈対象文献〉千葉開府八百年記念祭協賛会編『八百年祭誌』（1927）

◎開府 850 年記念祭（昭和 51 年（1976），千葉市）の検証と調査

〈対象文献〉千葉市編『千葉開府八百五十年記念誌』（1977）

②学生を中心とした市内フィールド調査の試験的实施

本年は，昭和 51 年（1976）に開催された「開府 850 年記念祭」から 41 年後にあたり，当該行事を直接体験した千葉市職員もほとんどが退職し，当時の参加団体構成員，賛助企業等職員も同様の状況であると言える。往事を経験した市民からの聞き取り調査が可能な時間は限られており，早い時期に当該調査を実施する必要がある。また，関係する資料もほとんど廃棄されているのが実情と推されるが，『千葉開府八百五十年記念誌』の記録をもとに，当時協力した諸団体・企業を訪ね，当時を知る市民からの聞き取りや残存する資料を収集する。諸団体・企業への仲介は千葉市都市アイデンティティ推進室が担当し，学生らが中心となり調査活動を実施していく。

〈調査候補団体・企業〉千葉商工会議所，千葉青年会議所，千葉市商店街連合会，千葉日報社，千葉テレビ，千葉銀行等々

本年度は，一つの活動モデルを提示し，今後の活動の拡大についての可能性を検証する。

③成果発信と今後の「都市アイデンティティ推進」への展開

（本報告書および次年度以降に成果公表イベントの開催を計画中である）

## 2. 問題の所在 近代の「小さな物語」の共有をめざして

千葉氏の「物語」は、『平家物語』の一異本である『源平闘諍録』、あるいは今日も栄福寺に伝えられている『千葉妙見大縁起絵巻』(福島県歓喜寺蔵『下総国千葉郷妙見寺大縁起絵巻』も)、そしてこれらと多くの情報を共有する『千学集抜粹』(国立公文書館蔵)に描かれている。天正18(1590)年に武家として下総を拠点とする一族の嫡流が途絶えたとはいえ、平安時代から戦国期までに房総に土着し、兵の家として消長を繰り返した一族の「物語」はそれぞれに魅力あるものである。とはいえ、やはり源頼朝による鎌倉東国政権樹立に多大な貢献を果たした千葉常胤(1118-1201)の事績は、『平家物語』の一部の異本(読み本系)に詳述されている通り、全国区の「大きな物語」と言って良かろう。千葉市に隣接する市で育った筆者の記憶を繙いても、小学校中学年あたりに千葉常胤の存在を学び、校外学習で訪れた千葉市郷土博物館入口付近に展示された木彫の千葉常胤像(安西順一作)は、今日も鮮明な「千葉の記憶」として残っている。筆者が歴史や文学に興味を有していた過去を差し引いても、このような「記憶」を共有する市民は少なくないと思われる。しかしながら、現在の20歳代から30歳代の年齢層の人々にとっては、千葉氏の歴史への認知度、千葉氏と千葉市の都市アイデンティティとが結び付いていないといったデータ(平成28年度「都市アイデンティティ市民意識調査」調査)が存在している。要因はさまざまに分析可能かも知れないが、現代の文化一般に関わる問題として簡単に触れてみたい。

「大きな物語の終焉」を迎えた時代—ポスト・モダン—が現代社会であるという、フランスの哲学者・ジャン=フランソワ・リオタール(1924-1998)の指摘は、対象は異なるものの、情報を消費する「市民」の問題に置き換えれば、叙上の状況が当て嵌まっているように考えられる。つまり、源頼朝を支えた千葉常胤という「大きな物語」自体が、21世紀を迎えた現在において魅力を失いつつあるのではないか、という疑問であり、これは歴史文化一般につきつけられている大枠の課題でもある。そこで、本研究では「大きな物語」それ自体を、人々が如何なる視点をもってどのように継承してきたかという「小さな物語」に着眼している。

東国武家政権(鎌倉幕府)樹立は、歴史上の大きな事象であり、徳川政権によって再び達成、継承され、しかもそれは2世紀以上維持されてきた。皮肉なことに、徳川政権樹立の前段にあたって、下総の千葉氏は小田原の北条氏に与した抵抗勢力と位置づけられた。結果、天正18(1590)年に豊臣軍によって排除され、下総を拠点としたその嫡流は「武家」として徳川時代に滅亡するに至る。しかしながら、江戸期における千葉一族の「記憶」が完全に人々から消え去ったわけではなく、この時代に盛んに再生産された「源氏一族の物語」或いは「東国における武士の物語」のなかに、その存在は描き込まれている。たとえば、17世紀後期に成立した軍書・『前太平記』においては、平忠常が千葉氏として大きく取り上げられている(巻24~26)。叙上の近世期の人々の千葉氏に対する「記憶」の問題も検証が不十分であり、今後の課題であるが、本研究では東国武家政権が倒れ、「近代」という



時代が到来した時期に、千葉氏の「記憶」が呼び起こされた状況の一端を明らかにしていく。欧化が進む明治千葉の町で、千葉氏の「記憶」を必要とする動きがあったことは、従来ほとんど関心が寄せられなかった問題である。

結論を先取りすれば、近代都市としての千葉と千葉氏の歴史研究は密接に関わっている。たとえば、大戦前の千葉が「軍都」としてあったことにも千葉氏の存在が関与している。加藤久太郎『在職四年間』(【資料2】)に明らかだが、町長の加藤が交通兵旅団(現在では鉄道連隊と通称される)を招聘するにあたり主張したのが、「我千葉町の如きは、往昔千葉氏の抛る所にして九星旗の鎮護せりし土地」という千葉氏の本拠地としての「千葉」であった。結果、軍都・千葉が七夕空襲(1945年7月7日)の標的となり、千葉氏に関わる史資料の多くが失われたことは、皮肉としか言いようがない。

ともあれ、以下に検討する諸資料によって、「千葉氏」をめぐる近代の人々による文化的営みを探り、そこにある新たな、魅力ある「小さな物語」を明らかにすることで、現在の「千葉」という地域社会に有益な成果をもたらしていきたい。

### 3. 「人々が千葉氏を受けとめた歴史」

#### a. 手長講の人々 前近代の一状況

「資料編」【資料1】参照。

資料の原本は千葉県立中央図書館(県図書館請求番号C18/M99/2)において確認できる。板本。本文四丁。標題どおり妙見寺本堂の再建にかかる寄附に関して、千葉氏の「氏神」であり「両総の総鎮守」として崇められていた妙見神について、その略縁起ともいう内容を綴りながら、安政6(1859)年当時にその再建寄附を支えた信者の営みについて記されている。千葉一族が滅亡した直後、天正末(1591)年に家康が妙見堂を訪れ「二百石」を寄進したこと、続く台徳院(秀忠)も信仰を引き継いだこと、諸侯の武家も信仰・寄進を行っていた等、千葉氏の存在を失ったとはいえ、幕府の尊崇を得ていたことを強調している点が注目される。また、近年の「地震大風荒津波」からも、安政5(1858)年の「怪病流行」の世情にあっても、地域の人々を守った妙見神の加護に対し、それに報ずる「手長講」の人々「五千余人」があったことは、幕末の千葉町にそれだけの信者が存在したこと、同時に千葉氏の「記憶」を共有していた人々の存在を示す資料となっている。

また、この頃まで北斗山金剛授寺尊光院と称し、妙見寺として近隣住民の信仰を集めていたが、信者らは「氏子」と自称していることから、中世資料に見られる本地仏としての「妙見菩薩」よりも「妙見神」としての認識が強かったことがうかがわれる。とすれば、この直後に訪れる「廃仏毀釈」という時代の流れにもさほどの影響を受けなかったことが想定されるのである。

## b. 「千葉氏歴代建碑」設置運動 1891（明治24）年～1897（明治30）年

「資料編」【資料4】【資料5】参照。

明治24（1891）年8月付の「千葉氏旧墳修補及び新碑建石募縁簿緒言」および「千葉家歴代建碑義捐金募集」を参看すると、千葉一族が桓武天皇の皇孫であり、南北朝の動乱において南朝側で戦った宗胤を始め、累孫が天皇家に忠を尽くしてきたことを主張し、明治天皇制国家にあって千葉氏を顕彰する正当性を述べつつ、大日寺をはじめとして千葉町内外に散在する一族の墳墓荒廢を修補し、一族の歴代記念碑を新たに設立しようとするものである。「募縁簿緒言」の発起人は、「千葉県山辺郡東金町川場 市東佐左衛門／同県下埴生郡境村麻生 麻生三郎平／同県同郡八生村宝田 小川景寛」であり、「義捐金募集」では上の3名に加え「同県千葉郡千葉町寒川 片岡橘坪／同県山武郡東金町川場 市東平次郎」が名を連ねている。筆頭の市東佐左衛門が中心人物であったことに関わっては、【資料4】吉田璣『房総史研究千葉氏』に載る「頼朝が常胤に賜ひし木杯」から知られる東金町川場（川端）の市東家が「千葉常胤公の後裔」と伝える家であったこと（明治24年から20年経っており家長名が異なっているが）が関係していると推される。その他発起人の詳細やその後の経緯についてはさらなる調査が必要だが、明治24（1891）年に千葉町に「記念碑」を建立しようとする人々の活動が起きたことは、近代における千葉氏の顕彰活動の嚆矢として注目される。【資料4】巻末掲載のその後の経過については、千葉神社々司・千葉良胤と氏子総代・和田秀之助から「千葉常胤建碑保存金」二拾円を建設発起人総代・麻生三郎平から受領した「仮証」が明治30（1897）年10月18日に送られ、翌日の19日付「記念碑建設事由書」を千葉町長鈴木太郎吉宛に提出し直ちに承認された後、「記念碑建設願」および「碑文写」（【資料3】）（19日付）を千葉県警察署長警部宮越正良宛に提出している。一ヶ月も経たない11月5日に、「第四三九七号（建設許可）」が千葉県警察署長警部宮越正良名で出されている。

## c. 「千葉氏遺跡保存会」の設立 1902（明治35）年5月

「資料編」【資料5】冒頭参照。

「千葉氏遺跡保存会設立趣意書」に拠れば、「其墳墓遺跡ヲ永遠ニ保持センコト」、あるいは「千葉氏遺跡保存会則」第一条にも「千葉氏ノ偉績ヲ表彰シ英靈ヲ弔慰スル」ことが目的として示されている。その発起人として77名が挙げられているが、明治35（1902）年5月18日に千葉町に於いて開催された創立会において、評議員や幹事が選出され、当時の千葉郡長であった行方幹が幹事長に就任している。幹事長は「会則」に「本会一切ノ専務ヲ管掌ス」とあり、設立当初会長と副会長が空位で、「当分之ヲ欠キ其職務ハ幹事長仮ニ之ヲ摂理ス」とあるように、千葉郡が主導して資を調達を担当、白鳥庫吉や大森金五郎のような学者や地域の名士らにより構成される評議会が運営を担当する計画であったようである。創立会以後の動向は未詳だが、直後に千葉郡長の行方幹が山武郡長に異動しており、幹事長不在となり活動が停止したかと推される。ただ、吉田璣がひとり、12年後の大正3（1914）

年6月刊行の【資料5】『千葉盛衰記』巻頭で「千葉氏遺跡保存会第三条第三項の趣意に基づいて」と、同書の刊行を宣言しており、義捐金拠出以外といった資力に拠らない「千葉氏同族ノ系譜及古文書ヲ蒐集シ歴史ヲ編纂」する活動の意義を示している。吉田は同会の「会則」を示すことにより広告主を募り、刊行に必要な経費を集めようとしたと想像される。

#### d. 千葉町による「千葉氏研究会」・『千葉誌』刊行 1910・11（明治43・44）年

「千葉氏研究会」設立に関しては【資料2】および【資料4】巻末、『千葉誌』は【資料3】参照。

日露戦争が終結した後、1906（明治39）年に加藤久太郎が第6代・千葉町町長に就任する。一方、その前年に衆議院補欠選挙に落選していた白鳥健は、再び新聞人に戻るが、程なく加藤に合流し、千葉町の行政に関わっていく。「千葉氏研究会」とその成果である町史『千葉誌』は二人の活動によって生み出されたものである。その実態については、資料を参照していただきたいが、加藤が『千学集』の「大治元年丙午六月一日平常重之代千葉始而立。人家一万六千軒。（表八千軒裏八千軒）小路表裏五百八十余小路」を引用して、開府からの千葉の繁栄を繰り返す主張するのに対し、白鳥は「この頃の千葉には、千葉特有のものとしては、甚だ少なく、大抵は鎌倉と同様のものが多かりき」（「往事の千葉」と、千葉の独自性には消極的で、人々の気質を含めた鎌倉と千葉とが相似した町であったとの認識を示している。また、文化水準にしても「千葉は勿論、関東諸州、学あるものとしては甚だ少なく、この時代の文芸などは、詩歌の少しく行われたるのみにて、他に見るべきもの殆どあるなし」と、否定的である。（現在の研究成果では、東国とても僧侶においては京都と変わらぬ高い学問を有したことが指摘されているが）

現段階では、ひとまず両者の伝記的情報のみ、以下に示しておく。

#### 〈人物〉加藤久太郎（かとうきゅうたろう）1860-1920

雅号は梅泉。万延元年（1860）庚申三月市原郡八幡町に生まれ。祖先は加藤久兵衛。代々久兵衛を称し、八幡町名主を務めていた。父は庄兵衛。明治14年春東京小石川中村敬宇の同人舎に入って漢学を学ぶ。以来、東京に在住し実業に携わっていたが、後に高橋基一（愛山）と知遇を得、高橋が主宰・経営していた江湖新聞社の会計長を務めた。次いで民権新聞社に転じ、星亨・新井章吾・中江兆民等に寵用された（千葉毎日新聞社五十嵐重郎は高橋基一の門生で、加藤とは江湖新聞以来の友人である。また千葉毎日新聞主筆・寺島信之は新聞記者として初めて江湖新聞で筆を執り、次いで共に民権新聞に入ったが、この時から加藤と交友がある）その後、明治27年秋に東海新聞を譲り受け、



社長として経営に従事して、県下の新聞経営社としての成功をおさめた。同 32 年に自由党千葉支部理事に推挙され、後に立憲政友会となって支部幹事を務め、支部の要として専ら党の勢力拡張に努めた。同 38 年、東海新聞社を石田清に譲り、39 年 7 月に千葉町長となった、以後、公務に鋭意専心し、31 年から 39 年にわたる未納町税の整理を遂げ、その後、第一、第三、第四尋常小学校の校舎新築事業に成功、さらに千葉交通兵旅団設置その他について斡旋するなどした。多年、千葉町町政に尽力した功績は大であり、市制施行についての準備をおこなっていたが、二期半ばで辞任した。早くから佐倉宗吾に私淑し、『民権操志 佐倉宗吾外五氏伝』（記念碑建設事務所・1893）や『義人佐倉宗吾』（多田屋・1911）を著したほか、『在職四年間』（自治研究会・1911）、『千葉市制論』（千葉自治研究会・1916）、『印旛沼開拓新論』（印旛沼開拓期成同盟会・1920）の著作がある。また、詩歌俳句にも深い造詣があり、書画の収集数は数百幅を数えたという。

上は『房総人名辞書』（五十嵐重郎編・千葉朝日新聞社 1909）をもとに一部修正した。

#### 〈人物〉白鳥健（しらとりたけし）生没年未詳

旧名白鳥太一（衆議院補欠選挙時に改名）。白鳥秋畝、白鳥弘堂とも、自著『日蓮の國』（イリス社 1920）に「たけし記」とあるので「けん」は誤り。千葉県山武郡福岡村（現在の東金市・大網白里市の一部）生まれ。東京法学院（現在の中央大学の前身）卒業後、成田鉄道会社に入社、その後『千葉毎日新聞』及び『東海新聞』の主筆となる。1905（明治 38）年 3 月、千葉町に羽衣会という社会主義研究会が吉田璣を中心に結成され、その時『東海新聞』主筆として尽力する約束をしたことが、その数日前の『直言』読者会出席とともに社会主義に接近する端緒となる。同年 12 月の千葉県における衆議院議員補欠選挙では、北総平民倶楽部の後押しがあつて社会主義者として立候補したが落選。その後、『東海新聞』主筆として千葉県政の内紛に積極的に介入しながら、一方では 1907 年 7 月規約改正した北総平民倶楽部の役員の一となり、同時に片山派『社会新聞』を支持し、1908 年からは『社会新聞』を片山潜、田添鉄二とともに維持、その責任者となった。1908 年 4 月以降は社会主義とは距離をおき、『経済新聞』を創刊、千葉縣市制調査書記に従事しながら、その後は郷土史への関心を示し、『千葉誌』（1911）、『復興の房州』（千葉石版印刷所 1924）、『佐倉宗吾傳』（佐倉宗吾堂出版 1925）、『義民叢書 佐倉宗吾』（日本書院 1931）、『源頼朝と房州』（頼朝会安房支部 1931）等、多くの著書を発表している。著書によれば、史伝や史蹟に対する興味関心は少年期からのものであったようである。関東大震災直後の安房へ入り被害状況を報告したり、義民・佐倉宗吾研究に携わっていることが上の著書から知られ、地域の民衆の生活に根ざした歴史叙述への情熱がうかがわれる。大正期には政教社に在職していたこともあり、国粹主義へ変節したともいわれているが、その後については未詳である。上は林彰「白鳥健」（『近代日本社会運動史人物大事典 2』日外アソシエーツ 1997）をもとに以下を参照した。

五十嵐重郎編『房総人名辞書』（千葉朝日新聞社 1909）／田村貞雄「村落社会主義論の周辺」

『静大教養部研究報告』1981) / 林彰「初期社会主義の一断面」(『民衆史研究』21号 1981)



上の肖像(拡大)は右の宗吾霊堂に於ける佐倉宗吾入仏式挙行に際し、頭山満らとの記念写真による。

(1928年7月)

また、明治40年当時の白鳥健の人物について、当時の新聞は以下のように伝えている。「人物短評 白鳥健君」『千葉評論』明治40(1907)年2月18日「田舎の村長然たる風姿」は上の写真からもうかがわれる。

君は、東海新聞の主筆記者にして、出身地は山武郡福岡村の人也、法學院の卒業生丈ありて、法律學の議論にかけては、葉街文壇に於て、白眉たるの評あり、只、其人如何にも重厚なるにや、文字の意味、往々急がば廻はれ、瀬田の長橋的なるは尚ほ可、時としては、八犬傳中の、里見主従が戦に敗けて逃げ出す大急ぎの最中、長々と龍の講釋を遣る筆法を、東海紙上に見ることあり、君幸に何むとか一と分別ありて然るべし、聞く君は、熱心なる社會主義者と、君の重厚なる、田舎の村長然たる風姿の人にて、社會主義者とは、不思議の感に打たれざる能はずとす、眞に、人は見掛けに、寄らずと曰ふ可し。

#### e. 『房総叢書』(第一期)の営み 1914(大正3)年

「資料編」【資料4】巻末「房総叢書刊行趣旨書」参照。

直近では1991(平成3)年から2008(平成20)年の千葉県史料研究財団編『千葉県の歴史』編纂(特に資料編)、それ以前は戦後の『千葉県史料』が千葉県全域に関わる史料の編纂物として今日も活用されているが、戦前からの史資料集としては『房総叢書』がよく用いられてきた。戦後においても、1959(昭和34)年に『改訂房総叢書』(第1~5輯、別巻・房総通史、全6冊)が刊行されている。この改訂版の初版は、1940(昭和15)年から1944(昭和19)年まで刊行された『紀元二千六百年記念 房総叢書』(1~10巻、別巻)である。



前列(左より) 幸田長三郎氏、頭山満翁、野井兼太郎氏  
後列(左より) 曾根虎之助氏、久孫磨氏、白鳥健、頭山翁令息、轟本尙朗氏、井上龜六氏、大塚清賢氏

翁頭山の翁頭山

紀元二千六百年記念房総叢書刊行会も改訂房総叢書刊行会も、その編纂拠点は千葉県立図書館にあった。これらに遡り、既に明治期から『房総叢書』編纂がおこなわれていたことに注目しておきたい。

この『房総叢書』は第一輯が1912（大正1）年に、第二輯が1914（大正3）年に刊行されており、編纂者は房総叢書刊行会（千葉県長生郡鶴枝村立木六百六拾六番地）となっている。当該住所は、高橋鳴鶴（徽一）のものであり、同刊行会については以下に掲げる大森金五郎の「序」に詳しい（下線は久保）が、簡単に略歴を示しておきたい。高橋鳴鶴（徽一）は、1873（明治6）年生まれで、「県下有数の篤志家」（『房総人名辞書』）であり、蔵書家であったが多くが消失し、残された一部は現在も茂原市（高橋家文書）に残されている。また、林天然（寿祐、1887～1963）は教職に就き、長く郷土史家として活躍し、ヒメハルゼミの県内生息にかかる天然物指定にも関わった人物としても知られる（一宮町HP）。鵜田東臯（恵吉、1881～1966）は、「日本歴史地理學會々員」（『房総人名辞書』）でもあり、教育者・郷土史家として著名だが、長く佐藤信淵研究にも携わった。

以下（下線部・久保）で大森金五郎が「房総叢書刊行の事の如きは、寧ろ千葉縣廳、若しくは同教育會の計畫として、ふさはしき程の大事業」と述べていることが、そのまま「紀元二千六百年記念」の同叢書の刊行となって実現しているが、当初は【資料6】に名が挙がる「房総史談会」（高野松次郎千葉高等女学校長、1922（大正11）年創設）が継承する予定であった。何れにせよ、長南町又富出身で中央史壇においても研究者として確固たる地位にあった大森金五郎が、長生郡鶴来村に集った知識人らを支援し、「千葉氏」を含んだ房総全域の郷土史編纂事業への歩みを始めたのである。上に紹介した千葉町の『千葉誌』とほぼ同時期でありながら、この後の千葉市における八百年祭の大森金五郎の講演の終わりに「千葉氏の歴史がないのが残念である。幸いに今ここに八百年祭のお祭するのは非常に意義あることでありますから、歴史の散佚せぬ中に誰かこれをまとめたなら面白いだろうし、またこの機を逸せず誰にでも分るような本を著したならば誠に記念事業としてふさわしきものと思います」と述べているので、『千葉誌』の存在は認識していない。大森が『千葉誌』の存在を意識するのは、大森が創設し白鳥が参加した「頼朝会」であったろうし、両者の接近は白鳥の『義民叢書 佐倉宗吾』（1931）に大森が「序」を寄せていることから明らかである。

#### 〈参考〉大森金五郎「序」（抜粋）『房総叢書』（第一輯、鶴枝村1912）

近時、學術の勃興と共に、新著新作の日に月に續々として刊行せらるゝは、大に慶すべきことにして、是と同時に、又古書古文辭の次第に翻刻せられ、殊に全集もの叢書類の多く刊行せられつゝあるは、更に大に慶賀すべき事なりとす。蓋し或事件の沿革、又は或地方の歴史等を研究せんとするには、之に關係ある全體の史料を蒐集せんこと必要なれども、事に當りて咄嗟の間に、之を爲んことは容易の業にあらず。然るに若し此の種の全集もの、又は叢書の刊行せられんには、之に頼りて莫大の便益を得べきは、素より其の所なればな

り。故に全集もの又は叢書を刊行するは、斯學研究の第一着手として、最も急務なりと言はざるべからず。高橋鳴鶴、林天然の兩君、此に觀る所あり、昨年三四月の交、予が寓居を訪ひて「房総叢書」刊行の計畫を談り、且つ其の趣意書を示さる。仍りて予は此の擧の最も予が意を得たるを陳べ、大に之を賛成せしが、爾來兩君等は同郷鶴枝小學校長鵠田東臯氏と謀り、房総叢書刊行會なるものを組織し、拮据之が經營に當り、將に其の第壹輯の發表を見んとするに至れり。是れ予の實に慶賀して措かざる所なり。《中略》而して是等治亂興亡の迹、偉人傑士の事蹟はいふまでもなく、土地經濟、風土民情等に關する事實の、以て徴すべき書冊は少からず。例へば天慶の亂の將門記に於ける、千葉氏の事蹟の千學集、総葉概録等に於ける、里見氏の事蹟の里見代々記、里見軍記等に於ける、將また一國より一郡一郷に至る地誌類に於けるが如き、何れも有用の書にして、先輩か苦心黽勉の餘に出でざるは無きに、多くは寫本として傳はり、部數も僅少なれば、一般人士の目に觸るゝこと稀に、或は早晚埋滅に歸せんとするの恐れなきに非ず、これ本叢書刊行の目今に於て特に急務なる所以なり。而して本叢書を編纂するに當り、材料の選擇、書目の排列順序等に關しては、世上自ら種々の議論あるべしと雖も、今は史傳、系譜、地誌及び紀行の三部門に別ち、多くは著作年代の順により、得易き書物より順次登載することとせられたり。又其の書目の如きも、正確なる一等史料のみを求めんか、其の數甚だ僅少なるを以て、二等三等以下に位するものと雖も、以て参考に資すべきものは、多く之を採録し、卷末に一々解説を加へて、該書の品位を評隲せられたるが如き、用意周到なりと言ふべし。思ふに房総叢書刊行の事の如きは、寧ろ千葉縣廳、若しくは同教育會の計畫として、ふさはしき程の大事業なるに、高橋君等二三同志のものが、獨力を以て之を計畫し、獻身的に此の事業を遂行せられんとする決心に至りては、實に感佩に堪へざるなり。予が斯くの如き有益なる事業に對しては、亦素より一臂の如き不敏なりと雖も、勞を惜まざるなり。願はくは縣下多數の同情に依り、第一輯より二輯三輯と續々刊行するを得て、以て此の事業の大成せらるゝあらんことを。今や本書の初刊に臨み、聊か感ずる所を記して序となす。

大正元年八月

大森金五郎識

#### f. 吉田璣による千葉氏研究 1911（明治44）年11月・1914（大正3）年6月

「資料編」【資料4】【資料5】参照。

吉田璣は、県内の初期社会主義者としては知られており、白鳥健とも交流のあった人物である。その著作は、個人として正面から「千葉氏」を叙している点において、近代における嚆矢と位置づけられようが、現在の学術研究という観点からは文献目録に挙げられる程度（野口実編『千葉氏の研究』2000）である。発行部数は未詳だが、原本はほとんど失われており、前著は国立国会図書館デジタルコレクションによる閲覧が可能だが、後の『千葉盛衰記』は原本が成田山仏教図書館に架蔵されるのみ（複写本は千葉県立中央図書館に架蔵）である。

二書の価値は、これまで触れてきた「千葉氏歴代建碑」設置運動、「千葉氏遺跡保存会」の

存在，千葉氏研究会設立等，明治期の「千葉氏」にかかわる人々の動きについての史資料を掲載している点にある。「千葉氏」に関わる史資料の集成は，千葉市の事業として今後進められていくと聞かすが，近代の史資料として吉田璣が遺した両書は活用されるべきであろう。

吉田璣や白鳥健といった初期社会主義者による「千葉氏」研究については，田村貞雄氏の以下の見解が夙に示されている。（「村落社会主義論の周辺—吉田璣・白鳥健と千葉県社会主義運動—」『静岡大学教養部研究報告人文・社会科学篇』17巻1号1981）

一九一〇年代における地方史郷土史への関心の高まりは全国的なものであり、多数の史料収集事業や県誌郡誌町村誌編纂事業が行われている。これらは政府の地方改良運動に呼応した動きと評価しうるけれども、決して官製の研究に終始したものではない。千葉県の場合も一八九〇年からの千葉氏顕彰運動の動きが背景となっていたのである。また白鳥健や吉田璣ら社会主義者の関与も注目すべきであり、とくに吉田のごときは独力で史料を収集した貴重な研究であり、千葉氏研究の先駆的業績として今日でも評価されているのである。

白鳥や吉田が千葉氏に着目したのは、たんに一般的な地方史郷土史への関心からだけではなかったであろう。千葉氏は一〇二八年に上総で反乱した平忠常の子孫であり、常胤のときは鎌倉幕府創立に協力したが、半独立的な大豪族であった。千葉氏は戦国時代に滅亡し、近世には旗本領・諸藩領に細分化された。千葉氏顕彰運動は、かつての千葉氏の繁栄を懐古し、千葉県民の一体感をつくりだそうとするものであつて、それはまた地方における社会主義運動に挺身してきた白鳥や吉田にとって着目すべき事柄であつたに違いない。中央集権的な専制政府に対する一つの抵抗が彼らの千葉氏研究への沈潜を支えていたのではなかろうか。

上にいう「一八九〇年からの千葉氏顕彰運動」とは、既述の「千葉氏歴代建碑」設置運動を指すのだろう。田村氏は、初期社会主義者達の「地方史郷土史」への関与を政治的立場から想定されているが、一方で個人的な動機に発しているという見方もある。以下は戦後、吉田璣の生家を尋ね、晩年について調査した千田蓉子氏の報告を小池喜孝氏がまとめたものである。（小池喜孝『谷中から来た人たち 足尾銅山鉍毒移民と田中正造』新人物往来社1972）

正造から「階級闘争」の揮毫を貰った吉田璣のその後にふれよう《中略》

その頃、吉田は留置場か、故郷千葉にいたのであろう。千葉県八日市場市にいる遺族を、千田蓉子氏が訪問した。以下は千田氏の私宛ての手紙である。

(三月)十日に、八日市場市へ行って参りました。《中略》

北海道から帰って来たのは明治末年で、毎日警察の尾行がついて、何度か検挙され、「警察で注射を打たれ」て気が狂ったといううわさが広まりました。事実常軌を逸した行動もあつたようです。

大正三年三月二十日に、璣の家は火災にあいます。昼火事で不審火だったそうです。



これで吉田家はまったく没落し、人足や車引きまでして、生計をたてる状態で、「気狂いになった」璣と、父芳次郎とが、車を引いて坂道を登る姿をよく見かけたそうです。本当に狂人だったのか、疑問に思ったことがありました。彼は、この間二冊の本を出しているからです。『房総史研究第一号千葉氏』という本は、四十四年十一月に刊行されております。「県立成東中学校教師平山彬」の序文に、こんな言葉があります。

且私謂。上自素封富亭之士。下至間巷隸僕之徒。可以徵千葉氏興亡之跡。而亦各有警戒乎。因叙一言以為序云。

ずい分危険視されていたようですが、狂人ではできない編纂の仕事ではないかと思えます。二冊目は、大正三年六月に発行した『千葉盛衰記(房総史研究資料第二巻)』で、いずれも「北総北拓社」が発行所になっています。編纂した本ですが、平山彬の序文に「吉田某君加以搜索」とあり、足で調査した書であったようです。《中略》

戸籍抄本の死亡月日は、大正六年四月十六日。妻子はなく、三十五年の生涯だった。

【資料4】【資料5】冒頭の「県立成東中学校教師平山彬」による「序」は重要で、特に後者の末尾でも「如此千葉氏之存亡。亦得無似之。可不思乎。吉田某君亦與余同感」とあり、「千葉氏」の「興亡」あるいは「存亡」の史的状況から、近代国家の人々が学ぶべきを明らかにせんといった動機がうかがわれる。とはいえ、こうした興亡史を『平家物語』といった「大きな物語」に拠らず、「千葉氏」から学ぼうとする点が、田村氏のいう「中央」への「抵抗」であったのかも知れない。

以下、林彰氏による「吉田璣」の人物伝を一部修正し、転載する。(『近代日本社会運動史人物大事典4』日外アソシエーツ1997) また、肖像は前掲小池氏『谷中から来た人たち 足尾銅山鉍毒移民と田中正造』による。

#### 〈人物〉吉田璣(よしだたまき) 1882—1917

ジャーナリスト 上州新聞記者群馬新聞社記者(学歴)早稲田大学卒(出生)千葉県香取郡吉田村(現八日市場市)(別名)吉田民鉄(団体)早稲田社会学会、千葉町羽衣会(社会主義研究会)1903(明治36)年早稲田大学在学中に、「自由廃業と鉍毒問題を研究し又運動したのが動機」となり社会主義者となった。早稲田社会学会創設にもかかわるが、学生時代から東京・千葉・宇都宮・名古屋地方などでの演説を中心とする活動に奔走している。とくに千葉県において1904、1905年は、社会主義のオルガナイザー的役割を果たした。その結果として、北総青年社会主義研究会・北総平民倶楽部での演説、さらに短期間ではあったが、千葉町の羽衣会という社会主義研究会の創立者ともなっている。1905年3月、『千葉毎日新聞』への「帝国主義か社会主義か」という論文を寄稿後、前橋の『上州新聞』に



入社し、社会問題の研究と社会主義の鼓吹に献身していくこととなる。そして10月には『群馬新聞』に入社し、公娼設置問題で島田三郎らと反対運動を展開した。それからの動向はしばらくの間不明となるが、1907年秋には『北海タイムス』旭川支社主任として北海道に渡り、社会主義運動を継続している。ここでは、1908年1月に西川光二郎とともに遊説活動を行なっているのが目立つ。1910年以降北見に在住し、『北拓新聞』を経営して著書をものにしている。同年末に、『北拓新聞』の新聞紙法違反事件で起訴されてからは故郷千葉県吉田村に戻り、大逆事件の影響下警察の尾行のつく日々を送ったという。大正時代に入り、吉田家は没落したとも伝えられているが、この時期の前後二冊の郷土史の書物を上梓している。『房総史研究第一巻千葉市』（1911年刊）と、『千葉盛衰記』（1914年刊）である。大逆事件後は、このようにして地方史の研究へと沈潜していくが、そのもつところの意味は、今のところ明確には分かってはいない。〔参考文献〕田村貞雄「村落社会主義論の周辺」『静大教養部研究報告』1981／林彰「千葉県における社会思想状況」『初期社会主義研究』4号1990

#### g. 千葉開府八百年記念祭 1926（大正15）年

「資料編」【資料6】参照。

「目次」を参看すれば、全市を挙げての大規模行事であったことは瞭然である。1976（昭和51）年の850年記念祭もこれを踏襲しているとうかがわれる（千葉市編『千葉開府八十五年記念誌』1977）が、記念祭に伴う諸行事が多く、「千葉氏」や「開府」に関わる趣旨がやや見えにくくなっている憾みがある。

それよりも注目されるのが、ここまで検討してきた加藤久太郎や白鳥健らによる千葉町の「千葉氏研究」を表立って踏襲あるいは継承するような文言が見えないことである。町政にかかる疑惑により任期半ばにして失職した加藤町長、あるいはかつて『千葉誌』の執筆者・白鳥健がかつて社会主義者であったためか、その理由は判然としないが、千葉市において明治末年の「千葉氏研究」は何らかの理由によって触れられないものであったのだろう。久保市長の「序」によれば、「吾等市民タルモノ、能ク千葉氏歴代ノ素志ヲ闡明シ、其ノ史実ヲ研鑽シテ、市民ノ理想ト市是ノ綱領トノ淵源ヲ茲ニ索メ、祖孫一体ノ国風ヲ發揮スルニ努メザルベカラズ」とあって、加藤が千葉の町の繁栄を期して「千葉氏」の往時を振り返ったのに対し、市民における精神的な存在として「千葉氏」を位置づけている。目的こそ異なるものの、現在推進されている「都市アイデンティティ」の支柱としての「千葉氏」は市制の当初から提唱されていたとも言える。現在提唱されている「都市アイデンティティ」の対象に関する歴史を緋けば、オオガハスの発見は1950（昭和26）年、海辺の開発は稲毛海岸の埋立開始を以て1960（昭和36）年あたり、加曾利貝塚の発見は1887（明治20）年だが市による本格調査は1963（昭和39）年である。あいにく他の自治体の事例を把握しないが、市制施行から間もなく、前近代の武家の一族の歴史を市民と自治体との関係性において顕彰し、今日もその営みを継続しているというのは、希少な例かも知れない。

また、「千葉市街創立八百年記念祭施行並に猪鼻丘神社創設建議書」（房総史談会）に明らかかなように「高望・常将・常重・常胤・宗胤，五公」を祀る対象としており，平高望は千葉氏の遠祖であること，その五世の孫・常将は猪鼻城を築いたこと，その曾孫・常重は千葉の城と町を完成させたこと，その子・常胤は鎌倉幕府に大いなる功績を挙げたこと，七世の孫・宗胤は南朝・後醍醐天皇に忠誠を尽くしたことがそれぞれの理由となっている。こうした見方は，1891（明治24）年に企てられた「千葉家歴代記念碑」にも，1902（明治35）年の「千葉氏遺跡保存会」にもなかったことで，かつこの猪鼻丘神社というものが「猪鼻公園を拡張して運動場・競技場・公会堂，図書館等の設備を有する大公園」構想の中心に据えられており，公共事業の一つとして位置づけられているのである。

趣旨にも「其の主唱者たるや市の名誉職始め，名望家有力者なるを以て，特に深遠の意味あるを窺知すべし」とあり，『祭誌』の発行も「紅谷四郎平」（電力会社を経営する千葉の資産家）によることから，八百年記念祭を契機とした千葉市経済のさらなる成長を期したことがうかがわれる。

また，「記念講演会」の記録にも知られるように，東京帝国大学史料編纂官であった渡辺世祐（室町時代史研究）や陸軍士官学校教授の佐藤堅司（兵学研究）の両名を県外から招聘し，一方で既に帝大の教授を辞していた白鳥庫吉と国学院大学教授の大森金五郎といった県内出身者であり，中央で活躍する研究者を招聘していることから，これまで見てきたような千葉町のような「千葉氏」研究とは一線を画した水準を追求していたことは明らかである。

資料に拠れば，初日の聴衆が700名，2日目の聴衆が800名と大盛況であり，千葉高等女学校講堂（現在の教育会館辺）を埋めた地域の人々の熱気と関心の高さが想像される。

大森の講演では，「千葉氏の歴史は甚だしい」，「千葉氏の歴史は寥々たるもの」と繰り返され，「この機を逸せず誰にでも分るような本を著したならば誠に記念事業としてふさわしきもの」と締められており，実際この時に『千葉大系図』（八百年記念祭協賛会）が刊行されているものの，千葉市において「千葉氏」に関わる文化事業は継続されていない。第一に大戦の影響があったと考えられるが，それ以前の状況としては千葉氏を含めた史資料研究が『紀元二千六百年記念 房総叢書』編纂に向かっていったことが大きかったと考えられる。1976（昭和51）年の850年記念祭について，本年度内に再検証することができなかったが，開府800年祭にしても850年記念祭にしても共通して言えることは，何れも千葉市の経済成長期に当たっていることである。来たる開府900年もそれに当たっていれば良いが，大切なことは盛大な一過性の記念祭を開催することより，市民一人一人にしっかりと「記憶」される区切りを迎えることではなかろうか。

#### 付. 大戦直後の「千葉氏」研究 奥山市松『千葉氏研究』千葉県図書館1950

著者の奥山市松氏は『房総通史』（改訂房総叢書別巻，改訂房総叢書刊行会1959）の巻末「主な物故編集委員略伝」によれば「山形県出身，中等教員歴任，晩年千葉市に移住，「千葉氏

の研究」等を専らとす。昭和二十九年没。」とある。「はしがき」に「東流西落」とあるように、本書執筆時の現住所は和歌山市となっている。本書はまでに刊行された「千葉県立図書館叢書」（全 12 輯，1934～1950）の最終輯として刊行された。全 38 頁の論文抜刷のような小冊子で、その形態のためか、少数の頒布（非売品）のためか、原本は国立国会図書館にも県内図書館にも未架蔵（県立中央図書館に電子複製本あり）で、わずか数部が地方自治体図書館に架蔵されるのみで希少なものとなっている。出版時期の問題もあるが今日でも読みやすい文体で、史資料の引用も適宜おこなっており、戦後千葉氏研究の始発として位置づけられるものとなっている。「資料編」本文は、鹿児島県立図書館蔵本を複写し、翻字・校訂したものである。

## h. 関係略年表

以下は、上に記載してきた近代における「千葉氏」研究に携わった人々およびその周辺に関わる歴史事項を時系列で列挙したものである。本研究では触れていないが、初期の県史編纂事業、大森金五郎とともに歴史地理学会創設に携わり『大日本地名辞書』編纂で房総に深い造詣のあった吉田東伍の事績、後に大森が設立し白鳥健が安房支部創立に中心的役割を果たした「頼朝会」等についても記しておく。（重要事項はゴチックで示す）

万延 1 年（1860）3 月	加藤久太郎誕生（9 日）
明治 15 年（1882）	吉田璣，このころ誕生
明治 22 年（1889）4 月	町村制施行により「千葉町」できる（初代町長・田村吉右衛門）
明治 24 年（1891）8 月	千葉家歴代記念碑建碑の義捐金募集開始
明治 26 年（1893）7 月	加藤久太郎『民権操志 佐倉宗吾 外五氏伝』刊行（記念碑建設事務所，公津村）
明治 26 年（1893）9 月	「千葉氏介公世家碑文」（藤良同）なる。
明治 27 年（1894）	加藤久太郎『東海新聞』社主となる。
明治 27 年（1894）	<b>日清戦争</b>
～明治 28 年（1895）	
明治 30 年（1897）11 月	千葉家歴代記念碑建碑の許可（第四三九七号，宮腰正良警部）
明治 33 年（1900）3 月	吉田東伍『大日本地名辞書』刊行（富山房～明治 40 年）
明治 34 年（1901）12 月	田中正造，足尾鉍毒事件について天皇に直訴（10 日於・日比谷）
明治 35 年（1902）4 月	県議会（知事・阿部浩）縣誌刊行を議決，織田完之を委員に委嘱。 (明治 36 年『千葉縣誌』稿本ほぼ完成するも刊行されず)

明治 35 年 (1902) 5 月	「千葉氏遺跡保存会」発足 (幹事長・行方幹千葉郡長)
明治 36 年 (1903) 8 月	白鳥健, 『千葉毎日新聞』 (創刊当時) に主筆として入社。
明治 37 年 (1904) 11 月	白鳥健, 『千葉毎日新聞』 から『萬朝報』へ。(千葉町梅屋敷在)
明治 37 年 (1904) 末頃	白鳥健, 『萬朝報』 から『東海新聞』へ移る。
明治 37 年 (1904)	
~明治 38 年 (1905)	<b>日露戦争</b>
明治 38 年 (1905) 2 月	白鳥健, 『直言』読書会 (25 日, 於・千葉町) に参加。吉田璣, 千葉羽衣会 (社会主義者団体) を千葉町に結成 (26 日)
明治 38 年 (1905) 12 月	白鳥健, 衆議院補欠選挙に出馬 (「太一」から改名) し落選。
明治 39 年 (1906) 4 月	白鳥健, 日本社会党千葉支部理事 (5 名) に選出される。
明治 39 年 (1906) 6 月	<b>加藤久太郎, 第 6 代千葉町町長就任 (13 日)</b>
明治 41 年 (1908) 8 月	白鳥健, 『経済新聞』創刊 (片山潜「社会新聞」発行所と同)
明治 42 年 (1909)	加藤町長宅にて千葉氏に関する研究会 (和田広吉・武本為訓・白鳥健・鈴木直太朗ほか) を始める。
明治 42 年 (1909) 10 月	「第 1 回市制調査委員会」開催 (大正 3 年市制施行を目指す)
明治 43 年 (1910) 4 月	「千葉氏研究会」が正式に発会 (5 日, 於・千葉町役場)
明治 43 年 (1910) 12 月	吉田東伍「房総の地勢」講演 (千葉町早稲田大学校友会, 10 日)
明治 44 年 (1911) 1 月	<b>大逆事件 (幸徳秋水ら社会主義者処分される (24 日))</b>
明治 44 年 (1911) 5 月	白鳥健起草『千葉誌』(千葉町) 刊行 加藤久太郎『義人佐倉宗吾』刊行 (多田屋)
明治 44 年 (1911) 7 月	「房総叢書刊行趣意書」公表 (房総叢書刊行會, 高橋鳴鶴ら)
明治 44 年 (1911) 8 月	加藤久太郎, 千葉町町長辞任 (22 日)
明治 44 年 (1911) 11 月	吉田璣『房総史研究 千葉氏』刊行 (北拓社)
明治 44 年 (1911) 12 月	加藤久太郎『在職四年間』刊行 (自治研究会)
大正 1 年 (1912) 10 月	『房総叢書 第 1 輯』刊行 (房総叢書刊行會編, 代表・高橋徽一)
大正 2 年 (1913) 5 月	白鳥健『東海新聞』に「危き八街村」発表
大正 3 年 (1914) 6 月	吉田璣『千葉盛衰記』(房総史研究資料第 2 巻) 刊行 (北拓社)
大正 5 年 (1916) 11 月	加藤久太郎『千葉市制論』刊行 (千葉自治研究会)
大正 6 年 (1917) 4 月	吉田璣 (35 歳) 没 (16 日, 妻子なし)
大正 7 年 (1918) 1 月	吉田東伍 (55 歳) 没 (於・本銚子町「吉田屋旅館」)
大正 7 年 (1918) 11 月	武本爲訓『印旛沼開鑿論』刊行 (私家版, 当時県議)

- 大正 8 年 (1919) 6 月 大森金五郎, 学習院大学を依願退職。
- 大正 8 年 (1919) 5 月 千葉縣編『稿本 千葉縣誌』刊行 (多田屋)
- 大正 9 年 (1920) 2 月 加藤久太郎『印旛沼開拓新論』刊行 (印旛沼開拓期成同盟会)
- 大正 9 年 (1920) 6 月 加藤久太郎 (61 歳) 没 (於・湯島天神住所)
- 大正 9 年 (1920) 12 月 白鳥健『日蓮の國へ』刊行 (イリス社)
- 大正 10 年 (1921) 1 月 千葉市市制施行 (3 月初代市長・神田清治)**
- 大正 11 年 (1922) 11 月 白鳥健, 政教社 (『女性及日本人』) にて執筆活動を始めるか
- 大正 12 年 (1923) 5 月 大森金五郎『武家時代之研究』刊行 (富山房)
- 大正 12 年 (1923) 5 月 「千葉市街創立八百年記念祭施行並に猪鼻丘神社創設建議書」(房総史談会千葉市支部)**
- 大正 12 年 (1923) 9 月 関東大震災**
- 大正 13 年 (1924) 7 月 白鳥健 (秋畝)『復興の房州』刊行 (千葉石版印刷所)
- 大正 13 年 (1924) 8 月 白鳥健 (秋畝)「震後の安房を巡りて」(『日本及日本人』53 号)
- 大正 14 年 (1925) 9 月 白鳥健『佐倉宗吾傳』刊行 (佐倉宗吾堂出版)
- 大正 15 年 (1926) 6 月 「千葉開府八百年祭」(1 日～), 大森金五郎「千葉氏の由來と其發展」講演 (2 日), 『千葉大系図』刊行 (八百年記念祭協賛会)**
- 大正 15 年 (1926) 11 月 白鳥健起草『安房震災誌』刊行 (千葉県安房郡役所)
- 昭和 2 年 (1927) 6 月 『八百年祭誌』刊行 (紅谷四郎平)**
- 昭和 3 年 (1928) 7 月 宗吾靈堂に於いて佐倉宗吾入仏式挙行 (3 日～5 日)
- 昭和 3 年 (1928) 8 月 白鳥健「義民宗吾の祭典及び其史實」(『日本及日本人』156 号)
- 昭和 5 年 (1930) 10 月 「頼朝會」発足, 「頼朝石橋山旗揚七百五十年記念祭」挙行
- 昭和 6 年 (1931) 2 月 「頼朝會房州支部」発会式 (21 日, 白鳥健「安房紀行—頼朝會支部發會式—」『頼朝會雜誌』2 号)
- 昭和 6 年 (1931) 3 月 白鳥健編『義民叢書 佐倉宗吾』刊行 (日本書院, 「序」大森金五郎寄稿)
- 昭和 6 年 (1931) 7 月 『源頼朝と房州』刊行 (頼朝會房州支部編, 発行人・白鳥健)
- 昭和 7 年 (1932) 5 月 「頼朝會安房支部發会式」挙行 (白鳥健「源頼朝の信仰」講演)
- 昭和 10 年 (1935) 3 月 白鳥健, 『日本及日本人』での執筆活動をこれ以後確認できず。
- 昭和 12 年 (1937) 1 月 大森金五郎 (71 歳) 没 (13 日)
- 昭和 12 年 (1937) 12 月 『頼朝會雜誌』終刊 (20 号, 「頼朝會」は歴史地理學會へ)
- 昭和 15 年 (1940) 12 月 『紀元二千六百年記念 房総叢書』刊行開始 (第 2 卷軍記～昭和 19**

年)

昭和 25 年 (1950) 3 月 奥山市松『千葉氏研究』刊行 (千葉県立図書館)

#### i. 他地域における「千葉氏」研究 佐賀県小城市調査

「千葉氏」庶流は全国に広がっており、平成 28 年度開催の「千葉氏サミット」において、いまなお千葉氏の歴史を語り継ぐ各地の自治体首長が千葉市に集い、活発な意見交換がなされた。そのような地域のなかで注目されるのが、「肥前千葉氏」(九州千葉氏)が拠点とした佐賀県小城市である。「資料編」の明治期の諸資料でもその存在が論じられているが、小城の人々がいつ頃からどのように「千葉氏」を歴史的存在として認識するようになったのか、現地において調査することとした。

日時：平成 29 年 12 月 18 日～19 日

内容：①佐賀県立図書館における文献調査 (18 日・19 日夕刻)、②小城市立歴史資料館の古庄秀樹氏 (小城市教育委員会文化課課長・小城市立歴史資料館館長) への聞き取り調査 (19 日)、③現地実地調査 (須賀神社等、19 日) を実施。(下写真)

成果概要：小城郡教育会編『小城郡誌』(1934 (昭和 9) 年) を参照しても「千葉家」に関する記事はわずか 2 頁 (第八章第一節) に過ぎず、後に藩主となる鍋島家の記述が主であって、戦前における他の自治体史もほぼ同様であった。千葉氏の歴史が当地で本格的に詳述されるようになるのは、『小城町史』(1974



(昭和 49) 年) からである。「中世」を担当した金丸盛澄氏・東島猛氏・岩松要輔氏の尽力によるものだが、同時に注目されたのは町史編纂準備段階の 1968 (昭和 43) 年から現在まで「小城の歴史」というリーフレットが、小城郷土史研究会によって今日まで継続的に刊行されていることである。町史編纂事業が終わっても、金丸氏や岩松氏が精力的に千葉氏研究を継続し郷土史研究会の運営に携わっていること、小城町が小城市となった現在でも自治体が印刷経費の補助等で郷土史研究会をバックアップしていること (古庄氏談) 等によって、小城市における肥前千葉氏研究の深化と市民による「千葉氏」の理解に繋がっていることが明らかになった。

また、2009 (平成 21) 年 10 月の「中世小城の歴史・文化と肥前千葉氏」の千葉氏研究プロジェクトに見るように、佐賀大学「地域学歴史文化研究センター」と小城市との共同研究も大きな成果を収めている。自治体・大学・市民といった三者の連携が、「千葉氏」研究の

みならず、地域の歴史・文化研究の深化と共有を促進しており、三者の関係が好循環を果たしている事例として学ぶべきところが多かった。

当初の疑問に関していえば、小城の人々が「千葉氏」を地域の歴史として強く認識したのは、『町史』編纂事業が始まった昭和40年代以降である。上に触れた通り、現在のように高い水準の「千葉氏」研究の成果を小城市民が共有しているのは、当時から自治体と地域の人々とが継続的にそれに取り組んできた賜物であると言える。



## 4. 若い世代による「千葉市らしさ」の魅力創出

### (1) 千葉大学文学部「人文学地域フィールドワーク」における試行

#### a. 授業の開講と受講生の募集

本共同研究にかかる授業開講にあたっては、以下の2つの選択肢があった。

- ・ 普遍教育科目（全学部対象，教養展開科目）「地域コア（地域と暮らし）関連」のカテゴリーにおける1科目としての新規開講
- ・ 文学部（全学科〈コース〉履修可，共通基礎科目）の既存科目「人文学地域フィールドワーク」として開講（他学部履修可として全学に開放）

前者による開講が，文理を問わず幅広い研究教育領域を有する本学の特性を活かすことが可能となるが，千葉市が設定する4つの都市アイデンティティ「千葉氏」「加曾利貝塚」「オオガハス」「海辺」のうち，歴史的背景に関する基礎知識を必要とする「千葉氏」にかかる調査研究を実践するという点，加えて後述する受講生募集に関連してその効果が望める点において，文学部「人文学地域フィールドワーク」として開講し，受講生に本共同研究に携わってもらおうこととした。相応の準備期間や全学的な協力が得られれば，今後，普遍教育科目として開講することも可能であることを付言しておく。

新学期の受講生募集にあたっては以下の手続きをおこなった。

- ① シラバスの作成
- ② 授業ガイダンスでの募集アナウンス
- ③ 開講ガイダンスの開催

昨年度までの「人文学地域フィールドワーク」とは内容が異なるため，通常の①のみでは受講生数が望めないため，②③の周知活動をおこなう必要があった。特に新学期にあたって，新入生および2年次以上のほぼすべての学生に直接認知してもらうことが可能な②のガイダンスにおいて，各コースガイダンス担当教員および学務の事務職員にアナウンスをおこなってもらった効果が大きかった。

また③については，4月13日・4月19日の2回，開講ガイダンスを開催したが，共同研究に参画する総合政策局総合政策部政策調整課都市アイデンティティ推進室（市倉氏・大友氏）には毎回参加してもらったことで，学生にも千葉市と協働して進める活動であることが強く意識されたようである。

#### 〈参考〉「人文学地域フィールドワーク b」 シラバス

##### [概要]

千葉氏が現在の千葉市中央区に拠点を構え，千葉の町を開いたのは大治元年（1126）と伝えられています。千葉市では「千葉市らしさ」を広く市民が共有する地域資源の一つとして，「千葉氏による千葉開府」の歴史を位置づけています。本授業では，千葉氏にかかわる歴史はもとより，これまで地域の人々が千葉氏をどのように受け止めてきたか，さまざま

なフィールドワークを通じた調査・研究を実践していきます。

#### [目的・目標]

1) 人文科学の基本手続きを踏まえたフィールドワークを身に付ける

→基礎的文献調査によって得られる知識に基づいて、問題意識を深化させたうえで「外」に出られるようにしましょう。

2) どのようなフィールドワークが有効か、方法論を吟味する能力を身に付ける

→たとえば地域の人々から意見を聞くにしても、インタビューが良いのか、アンケートが良いのか、対象や内容によって有効な方法は異なり、その方法を吟味することが必要です。

3) フィールドワークの実践力を身に付ける

→自分が調査したいことを的確に相手に伝え、知りたい内容が得られるよう調査を実行できることが大切です。また、調査活動だけでなく、体験として得られることも多いはず。体験から学んだことも財産になります。

4) 他者と協働していく力を身に付ける

→受講生同士の共同調査、関係する自治体職員との連携など、課題解決に向けて他者と協力していく姿勢を身に付けましょう。

#### [授業計画・授業内容]

※前期(T1～T3)に「集中」形式で開講します。調査実施の日時等に関しては、あらかじめ設定できませんので、学内でおこなう準備等にかかる日時について、開講ガイドランスにて調整します。おおむね次のような内容になります。

1) 学内での準備(学内資料で足りない場合は千葉市立中央図書館等へ出かけます)

- a) 千葉氏に関する基本的な知識の習得
- b) 千葉開府に関する基礎的な研究(開府800年祭, 850年祭を振り返る)
- c) 調査課題の選定, 調査方法・対象の選定
- d) 調査の依頼

2) 調査等の実施

- a) 計画した調査課題についての調査
- b) 関係する自治体主催のイベントへの協力

3) 成果のまとめと分析

受講者人数にもよりますが、成果報告会の開催もしくは報告(レポート)の作成

#### [授業時間外学習]

「千葉氏」や「千葉開府」に関する基礎的知識については担当者が講義しますが、自ら調査

課題を設定するためにはそれだけでは足りないでしょう。図書館等で関係文献について積極的に調べてみましょう。調査した結果を分析し、報告するための準備作業も必要となります。

### [キーワード]

フィールドワーク アクティブラーニング 社会調査 千葉市 千葉氏 千葉開府 まちおこし 地方創生

### [教科書・参考書]

福田豊彦『千葉常胤』(吉川弘文館, 1973), 野口実編『千葉氏の研究』(名著出版, 2000), 千葉市立郷土博物館編『紙本著色千葉妙見大縁起絵巻』(1995), 千葉開府八百年記念祭協賛会『八百年祭誌』(1927), 千葉市編『千葉開府八百五十年記念誌』(1977)

※その他必要文献は適宜紹介します。

### [評価方法・基準]

平常点 60%・・・準備の取組, 調査の実施

最終報告 40%・・・最終報告会での発表もしくはレポート

### [履修要件]

授業内容に興味があり, 意欲的に取り組める人。

### [備考]

開講ガイダンスの開催日時は掲示にて通知します。(出席できない場合は授業担当者(久保)までメールにて必ず連絡) 千葉市(都市アイデンティティ推進室)と連携していきまので, インターンシップのような活動も選択できます。

### <参考> 開講ガイダンス告知掲示

開講ガイダンス案内

# 人文学地域 フィールドワークb

千葉市と千葉開府をめぐる地域活動

千葉氏が現在の千葉市中央区に拠点を構え、千葉の町を開いたのは大治元年(1126)と伝えられています。千葉市では「千葉市らしさ」を広く市民が共有する地域資源の一つとして、「千葉氏による千葉開府」の歴史を位置づけています。この授業では、千葉氏にかかわる歴史はもとより、これまで地域の人々が千葉氏をどのように受け止めてきたか、千葉市総合政策局総合政策部政策調整課・都市アイデンティティ推進室と協働しながら、さまざまなフィールドワークを通じた調査・研究を実践していきます。以下の要領にて開講ガイダンスを2回実施します。興味のある方はぜひ参加してください。

**日時・場所 (30分程度)**

① 4月13日 16時10分～  
人社系総合研究棟 1階  
マルチメディア講義室

② 4月19日 12時00分～  
文学部棟 1階 102教室

当授業は「千葉市・大学等共同研究事業」の一環として開講します

千葉開府  
8901  
1126-2016

**受講について**  
文学部の共通科目ですが、自由選択科目として他学部学生も受講可能。  
(他学部履修登録手続きについては各学部の履修案内)を参照してください)

プログラムに興味がある方ならば、専門は問いません。千葉市の職員(教員、一般職等)志望の方には有益だと思います。

シラバス記載の通り、前期集中ですが、活動時間については受講者と相談しながら決めていきます。

**受講相談**  
ガイダンスに出席できない場合は、個別に相談に応じます。メールにて以下の問い合わせ先まで連絡してください。(4月21日まで)

**問い合わせ先**  
大学院人文科学研究院  
大学院棟209号室  
久保勇 助教  
@faculty.chiba-u.jp

〈参考〉ガイダンス説明資料（抜粋）



『紙本着色 千葉妙見大縁起絵巻』四巻  
(宗福寺蔵、千葉市立郷土博物館管理)



千葉市制作『千葉常胤公ものがたり』



2016.8.21 13:30~ SUN  
CHIBA-SHI SUMMIT  
第1回  
**千葉氏サミット**  
プログラム  
開府900年に向け、  
千葉氏、ここにふたたび集う。

担当 久保勇（人文科学研究院・助教）

昨年度開催の「千葉氏サミット」

開講ガイダンス  
人文学地域フィールドワークB（文学部）

**千葉氏と千葉開府をめぐる地域活動**

千葉氏と千葉開府をめぐる地域活動

8

二 調査活動の概要

「千葉市・大学等共同研究事業」  
「千葉氏」と市民に関する研究

— 近現代の「千葉氏」の受容をめぐる —

【問題設定】前近代における千葉一族の歴史的  
業績を対象とするのではなく「人々が千葉氏を  
受けとめた歴史」を検証していく。たとえば、  
千葉市制の開始とともに始められた「千葉開府  
八百年記念祭」（一九二六）、戦後の高度成長  
期に開催された「開府850年記念祭」（一九  
七六）とは何だったのか、その実態について

「人文学」の学問手法を用いて調査・検証して  
おく必要がある。このような過去を踏まえなけ  
れば、九年後に迎える開府九〇〇年の記念事業  
も単なるイベントに終始してしまうだろう。



二 調査活動の概要

「千葉市・大学等共同研究事業」

「千葉氏」と市民に関する研究

―近現代の「千葉氏」の受容をめぐる―

【何を調査するか】

○文献の調査（準備段階）

加藤久太郎著『在職四年間』（自治研究会、一九一〇）

千葉町役場編『千葉誌』（千葉町、一九一一）

千葉開府八百年記念祭協賛会『八百年祭誌』（一九二七）

千葉市編『千葉開府八百五十年記念誌』（一九七七）など

↓これらの概略については久保が講義形式で説

明していきます。

二 調査活動の概要

「千葉市・大学等共同研究事業」

「千葉氏」と市民に関する研究

―近現代の「千葉氏」の受容をめぐる―

【何を調査するか】

○フィールドワーク

・八五〇年記念祭（一九七六）に関わった人々  
や団体から当時の話を聞いたり、残された資  
料がないか調査する。

・現代の人々（千葉市民）に「千葉氏」をどの  
ように伝えれば良いか、有効な手段を実践的  
活動を通じて調査・検討する。

## b. 実践活動に向けた授業の実施

開講ガイダンスを経て、学内での準備ミーティング（講義，打合せ等）日程を立てた。

- ①4月27日（木） ②5月9日（火） ③5月25日（木）  
④6月13日（火） ⑤6月29日（木） ⑥7月11日（火）

受講生それぞれの他の受講授業，放課後（5限以降）のアルバイトやサークル活動の都合を合わせようとしても全員の都合を合わせるのは困難であった。各60分程度であったが，学外での実践活動や授業時間外学習を想定すると妥当な時間配分であったと考える。以下，各回でおこなった内容について報告する。

①4月27日（木） 内容：受講生自己紹介，日程の調整

### 〔受講生について〕

当ミーティングで実施した受講生の自己紹介，授業担当者からの質問を踏まえ，どのような学生が参加したのか示しておく。（個人情報保護の観点から個人が特定できない範囲での報告となる）

受講登録をおこない，単位取得に至った学生は12名である。その学年構成は4年生1名，3年生9名，2年生2名であり，学部学科（コース）構成は日本・ユーラシア文化7名，歴史学2名，国際言語文化学2名，工学部1名というものであった。千葉県出身者は4名（市内2名）で，ほか8名の学生は北海道から九州まで多様な出身であった。

受講動機もさまざまであったが，歴史それ自体に興味がある学生は少数で，「まちおこし」や地域の観光振興にかかわる活動へ意欲を示す学生が大多数である。フィールドワークという授業名から，文献から学ぶよりも学外に出て調査活動をおこないたいという希望も全体的に共通するものであった。また，卒業後，千葉市職員として働きたいという就業希望の学生も複数名あった。

②5月9日（火） 内容：講義「前近代の千葉氏 概説」

ほぼ全員の学生が「千葉氏」に関しての知識を有していないので，以下3回にわたって講義形式で「千葉氏」に関する基礎知識について説明をおこなった。以下は当日配布した資料の内容である。

### 〈参考〉「前近代の千葉氏 概説」配付資料

◎本日の目標

- ・前近代の千葉氏の事跡について概略を把握する。
- ・一般的に説明されている千葉氏の問題点について考える。

○基本的知識の把握 ～『国史大辞典』より～

「千葉氏」（『国史大辞典』吉川弘文館，岡田清一氏執筆）※□の囲みはは久保によるもの

中世、下総国の豪族。桓武平氏良文流。平良文の孫忠常が上総介・下総権介として両総に多くの私営田を所有し、忠常の乱後もその子孫が両総を支配し続けた。元永年間（一一八一―一二〇〇）、千葉大夫（常重あるいは常兼）が開発所領を鳥羽天皇に寄進して千葉荘が成立したが、同荘検非違所として支配を維持し、荘名を苗字にしたものであろう。

※桓武平氏良文流の一族（つまり平氏）が、千葉荘に土着し「千葉」を名乗ったのが、千葉氏の始まりである。つまり、地名が先で氏族名は後である。

「下総千葉氏」（『国史大辞典』による）※丸数字による句切りは久保によるもの

- ①大治五年（一一三〇）、下総権介常重が下総国相馬郡布施郷を伊勢内宮に寄進して相馬御厨が成立した。以後、同御厨をめぐって国守藤原親通・源義朝・平常澄・源義宗と対立、千葉氏の下総国に対する支配は弱かった。
- ②治承四年（一一八〇）常胤は源頼朝の挙兵に加わり、国内支配を強化して同国守護に就くとともに、諸国に所領を得て一族発展の基礎を築いた。
- ③その子孫は、十三世紀中ごろに伊賀国守護職を、十三世紀後半の一時期には大隅国守護職を得た。しかし、同時期は胤綱・時胤ら早死が続き、分割相続が進行するなかで、千葉氏の惣領体制が破綻し始めた時期でもあった。北条氏と姻戚関係が結ばれる一方で、北条氏勢力の両総進出を阻止することもできなかった。
- ④蒙古襲来に際して千葉介頼胤は九州に下向したが、その所領である肥前国小城郡で没したと伝えられる。その遺跡は長子宗胤が継いだ。九州を離れることができず、弟胤宗が下総国にあってその子貞胤が千葉介を継承した。宗胤の死後、子胤貞の系統が肥前千葉氏となる。
- ⑤建武の新政権には貞胤・胤貞ともに加わるが、足利尊氏が後醍醐天皇に叛すると、貞胤は天皇方に、胤貞は尊氏方に分かれて対立した。のちには貞胤も尊氏方について京都で没した。
- ⑥応永二十三年（一四一六）千葉介兼胤は、父満胤とともに上杉禅秀に与して鎌倉公方足利持氏に抗したが、敗れて屈した。その後も兼胤の子胤直は管領方として、公方足利成氏方の叔父馬加（まくわり）康胤と対立。公方軍によって千葉城を追われた胤直は、佐倉に逃れたが、自殺。康胤が宗家を継ぎ、その子胤持が千葉介を継承したが、管領方は胤直の甥実胤・自胤兄弟を国府台に入れてこれに対した。
- ⑦康正元年（一四五五）将軍足利義政は千葉氏の内紛解決のために、一族東常縁を派遣、攻撃された康胤は翌二年敗死した。一方、公方成氏に国府台を攻撃された実胤・自胤は武蔵石浜城・同赤塚城に移って千葉介を称した（武蔵千葉氏）が、その後は後北条氏の支配下に属した。
- ⑧康胤の子輔胤は居城を本佐倉城に移し、その子孫も千葉介を称したが、安房里見氏の圧迫を受け、やはり後北条氏に属した。天正十八年（一五九〇）豊臣秀吉の小田原進軍が開始されると、千葉介重胤も籠城したために所領を没収。寛永十年（一六三三）江戸に

病没して、千葉氏本宗は断絶した。→上総氏（かずさし）

※以上の解説に見出しを付けるとすれば、以下の通り。

- ①相馬御厨の成立と千葉氏の下総統治
- ②源頼朝を支えた千葉氏の繁栄
- ③一族の全国展開と惣領体制の破綻（北条氏と三浦の対立＝宝治合戦）
- ④蒙古襲来と肥前千葉氏
- ⑤南北朝の動乱と千葉氏の分裂
- ⑥上杉禅秀の乱と室町期の千葉氏（鎌倉公方と関東管領との対立）
- ⑦室町後期の武蔵千葉氏（鎌倉公方の分裂→室町幕府と古河公方との対立）
- ⑧戦国期の千葉氏と宗家の滅亡

※大治元年（一一二六）から康正元年（一四五五）三月までの約三三〇年間、千葉氏は「千葉」の地に拠点を構えていた。その後は、武蔵や佐倉の地に転じて一族の命脈はかろうじて保たれていたものの、戦国末には本宗家は力を失って滅亡した。

【課題】千葉氏の歴史的魅力を自分なりに一つ（①～⑧）定めて調べ、次回5分程度で報告してください。（その理由と調べた結果を口頭で発表。資料はA4で1枚以内）

③5月25日（木） 内容：受講生の「千葉氏」への興味、「前近代の千葉氏 ～常胤まで」  
[受講生の興味]

前回授業の【課題】を承けて、各学生が発表をおこなった。授業担当者は「源頼朝を支えた千葉氏の繁栄」が大多数かと想像したが、「相馬御厨の成立と千葉氏の下総統治」や「蒙古襲来と肥前千葉氏」へ興味を示した者が多かったことは意外であった。前者については、良文流平氏として下総に土着していた千葉氏が相馬御厨事件までの源氏と関わりを背景がありながら、同地をめぐる源義朝と千葉常胤との対立が生じ、常胤の頼朝への協力によって取り戻される、といった歴史の転換のダイナミックさを示す出来事と理解され、興味を持たれたようである。後者についても、蒙古襲来を契機に千葉を拠点としない千葉氏が肥前小城の地に土着し、一族が継承されていった「物語」の面白さが興味をひいたのであろう。2016年8月に開催された「千葉氏サミット」は盛況であったが、こうした市民の興味は学生の一部にも共有されていることが理解された。

〈参考〉「前近代の千葉氏 ～常胤まで」配付資料（抜粋）

◎本日の目標

- ・前近代の千葉氏について、参加者個人の印象を互いに理解する。
- ・前近代の千葉氏で最もよく知られている常胤までの系譜と事跡について把握する。

○「千葉氏」に関する史資料 ～平安・鎌倉時代を伝える文献

- ・延慶本『平家物語』（えんきょうぼん・へいけものがたり）

→『平家物語』読み本系の一異本。現存する『平家物語』最古態本とみなされている。全一二巻。漢字カタカナ交じり。大東急記念文庫蔵（重要文化財）。延慶二、三（一三〇九、



一〇) に紀州・根来寺で書写されたことが奥書から知られる。頼朝の房総敗走や常胤・広常に関する情報が詳細。

・『吾妻鑑』(あずまかがみ)

→鎌倉時代の史書。五二巻のうち、巻四五が欠ける。鎌倉幕府が公的にかかわった編纂物と推定される。治承四年(一一八〇)の源頼政の挙兵から、文永三年(一二六六)に惟康(これやす)親王が将軍になるまでの八七年(うち一二年分欠)にわたる幕府の歴史を日記体に記述。前半部が文永年間(一二六四―一七五)、一時中断を経て、後半部が正応―嘉元年間(一二八八―一三〇六)あたりに成立したと見られている。

・『源平闘諍録』(げんぺいとうじょうろく)

→『平家物語』読み本系の一異本。真名本。国立公文書館(内閣文庫)蔵。巻一上・巻一下・巻五・巻八上・巻八下の五冊のみが現存する。奥書は一之下、巻末に「本云建武二季二月八日 又文和二季三月廿三日書之也」とあるので、現存本の祖本の書写が建武四(一三三七)年、現存本の書写が文和四(一三五五)年ということになる。

・『紙本着色千葉妙見大縁起絵巻』

→栄福寺蔵(千葉市若葉区大宮の天台宗寺院。原本は千葉市郷土博物館に寄託)。奥書によれば天文一九年(一五五〇)本庄胤村の寄進、延宝六年(一六七八)板倉重直の補綴で、作者は狩野探幽門人の片山三清守長。

・『千学集抜粹』(千学集抄とも)

→完本の『千学集』は現存しない。室町時代中期ごろ、北斗山金剛授寺尊光院(現・千葉神社)で製作されたと言われているが詳細は不明。『抜粹』のみが現存する(国立公文書館等)が何れも明治期の写本である。

○千葉氏の系譜語り ～『源平闘諍録』巻一

【本文】『源平闘諍録』一之上・一「桓武天皇より平家の一胤の事」

(福田豊彦・服部幸造『源平闘諍録上 坂東で生まれた平家物語』講談社学術文庫一九九九)

《著作権上、本文略》

【闘諍録本文から作成される系図】《略》

④6月13日(火) 内容:「前近代の千葉氏 ～千葉氏と千葉の町」

[概要]

「千葉の町と千葉氏」について、その起源が『源平闘諍録』や『千学集抜粹』にみえる「妙見説話」を通して、「妙見大菩薩」が加護する一族であり、千葉の町にいまも千葉神社が人々の信仰を集めていることについて概説した。

妙見信仰や千葉神社に興味を示す学生は多い。思想史研究はもとより、「妙見説話」として研究対象となる中世文学研究でも、千葉市立郷土博物館による総合的な研究成果にしても、先行研究が多い。また現在の信仰が、武神による加護とは乖離している点も注意を要する。卒業論文のテーマにでもしない限り、研究史を踏まえた調査研究が困難であるのが、この

テーマの難しいところである。

また、千葉の町における千葉氏の拠点について、長く「猪の鼻」の舌状台地とされていたことを覆し、中世においては後に「御殿跡」と称された現在の裁判所付近であろうという現在多く支持されている説（和田茂右衛門氏・築瀬裕一氏）を紹介したが、現地を知る受講生が少なかったため、ほとんど興味が示されなかった。現在の千葉城（千葉市立郷土博物館）の存在がなくとも、猪の鼻（亥鼻）は千葉の町にとって長くランドマークであった（資料編参照）のだが、直接的な経験がない「町」について、画像や資料を示しても理解に及ばないことがあらためて認識された。

#### ⑤6月29日（木） 内容：調査に関わるグループ分け

##### 〔概要〕

千葉市が計画している今後の活動も視野に入れ、以下の4グループを示した。

〈地域振興活動〉〈日本遺産登録活動〉〈妙見信仰調査活動〉〈文献調査関係活動〉

授業内容を踏まえ、あらためて一人一人に「千葉氏」に関する興味を話してもらい、それをもとにグループに分かれ、代表者を選ぶとともに今後の具体的な活動内容について話し合う時間とした。（次回、活動内容発表）

#### ⑥7月11日（火） 内容：グループ毎の活動内容発表

##### 〔各グループの活動計画〕

①～③は、①目的および見込まれる成果、②具体的な調査活動、③調査活動へ向けた準備、をそれぞれ示す。

##### 〈地域振興〉4名

①若い世代を対象に千葉氏の魅力を伝え、継続的な活動として定着させていく。

②SNSを利用し、若い世代を対象としたアンケート調査を実施する。

③SNSを利用した具体的な調査方法を模索するとともに、質問項目を策定する。

##### 〈日本遺産〉3名

①「千葉氏」を基軸とした文化遺産を策定し、日本遺産登録（採択）の一助となる。

②7月26日の教育庁での説明を承け、実地踏査や聞き取り調査を実施する。

③日本遺産のコンテンツとして利用可能な千葉氏関係の文化遺産をリストアップする。

##### 〈妙見信仰〉3名

①千葉氏の信仰から地域の人びとの信仰になった経緯を明らかにする。

②千葉神社行事への参加（7月30日公開講座、八月例大祭）。

③『妙見大縁起絵巻』を読み、千葉氏と妙見菩薩について理解を深める。

##### 〈文献関係〉2名+教員（久保）

①史資料所蔵機関での調査を行うことによって、過去の開府記念事業について知るとともに、調査機関も開府九〇〇年に向けた活動に参加する契機とする。

② 県立中央図書館などへの聞き取り調査を実施する。

③ 資料所蔵機関への調査依頼をおこなう。過去の開府記念事業について調査する。

以上の活動結果については、次項以降に報告。

## (2) 学生による実践活動

a. 「千葉市フォーラム」2017年6月4日(日) 於：千葉市商工会議所

**2017.6.4 13:00~ SUN**

千葉開府 **Road to 900**  
since 1124

千葉開府の日記念  
●千葉市の都市の起源は大治元年(1126年)6月1日に千葉常胤が交野台に本陣を築いたことに始まります。

# 千葉氏フォーラム

## 現代につながる鎌倉時代の「食」文化

●開演 13:00

●1部/講演 13:10~15:20  
テーマ：～千葉常胤の元旦の祝膳～  
源頼朝が鎌倉に本拠を移してから初めての正月に、千葉常胤が御家人を代表して献じた料理を検証することで、鎌倉時代から現代につながる「食」文化を考えます。

田中 大喜 氏 (国立歴史民俗博物館准教授) 13:10～13:40  
「常胤のおもてなし―治承5年正月1日の境飯の歴史の意味―」

小倉 慈司 氏 (国立歴史民俗博物館准教授) 13:40～14:10  
「常胤が献じたご馳走」

村木 二郎 氏 (国立歴史民俗博物館准教授) 14:20～14:50  
「美味しく作る、華やかに盛る―中世の調理具と食器―」

小野 正敏 氏 (国立歴史民俗博物館名誉教授) 14:50～15:20  
「饗宴に読む頼朝の御所」

●2部/パネルディスカッション 15:40～16:40  
テーマ：～豊かな恵みに支えられた千葉氏のグルメ～  
自然環境豊かで、温暖な気候に恵まれた房総半島。そこを治めていた千葉氏が食べていたであろう「食」を様々な視点から考察し、現代のグルメとして甦らせることについて議論を展開します。

★パネリスト

- ・小倉 慈司 氏 (国立歴史民俗博物館准教授)
- ・村木 二郎 氏 (国立歴史民俗博物館准教授)
- ・中島 悠介 氏 (チーバ/実行委員長、株式会社エスト・ジャポネ 代表取締役)
- ・伊尾木 将之 氏 (クックリット株式会社 研究開発部、日本食政学会 食文化研究部会 幹事) 不参加

★コーディネーター：瀧名 徳順 氏 (千葉氏誌編集委員長)

■会場：千葉商工会議所 第1ホール  
(中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館14階)

■主催：千葉氏サミット実行委員会  
<http://chiba-summit.com>

■後援：国立歴史民俗博物館

■お問い合わせ：千葉氏サミット実行委員会事務局  
(千葉市政政策課 都市アイデンティティ推進室内)  
Tel.043-245-5660

※観覧ご希望の方は事務局までお問い合わせください。(5月19日締切)  
当日の様子を後日、上記HPに公開します。

上のフォーラムの運営補助，受講を通じて，現在の「千葉氏」を軸とした都市アイデンティティ推進活動について，学生の目線で考察・報告してもらうことを目的に参加者を募ったところ6名が参加した。当日の活動について，6月1日に打合せの場を設け，千葉市都市アイデンティティ推進室の大友氏を中心に説明がおこなわれた。



受講前後の運営補助では，会場設営・撤収を千葉市職員の指示の下，比較的円滑にこなすことができおり，千葉市からも好評であった。（右写真は会場撤収風景）受講後の報告（レポート）ではさまざまな意見が寄せられていた。以下，授業担当者によってその一部を抜粋紹介し，今後の参考としていただきたい。

#### [企画について]

以下を参照してわかるように，「食」というテーマに着眼した者はわかりやすい話題という認識しつつ，「千葉氏」の歴史を知るには至らなかったようである。また，歴史を専攻する学生だろうが，話題が常胤に限定されている点に批判があった。授業担当者から一言すれば，頼朝による東国政権樹立の過程にあった「養和の飢饉」（『方丈記』『平家物語』等で知られる，1180年）という食糧事情の話が欠けていたのが憾まれる。当時，京都と東国の食糧事情の相違があったことは，少なからず幕府での「垵飯」の意味を捉え直す視点になり得たのではあるまいか。以下，学生による報告抜粋。

「テーマ設定について，普段，知ることのない「鎌倉の食文化」について触れる機会を創出するという意味では，良い企画であると思われた。また，食文化というものは，常に身近に感じているあるものであり，歴史を切り口とした時よりも，入り易いように思われる。」

「私ははっきり，「千葉氏の知名度を上げる」ことを目的に今回のフォーラムが開催されたものだと思っていた。しかし実際に蓋を開けてみると，講義は専門性の高い内容であり，千葉氏の基本的な知識は勿論のこと中世の歴史的背景を知っていないと理解するのに少々難しい内容に思われた。」

「私は勝手に千葉氏について多くを学ぶための講演会なのだと勘違いしていました。しかし実際講演を聴いてみると，千葉氏をきっかけとしたお話ではあったものの，その焦点は千葉氏にあまり当てられていないことに気づきました。一般のお客様もそのように勘違いされていた方がいたのではないかと思います」

「千葉氏フォーラムといいながら，焦点が当たるのはほとんど千葉常胤だけであった点である。このことは千葉氏フォーラムだけでなく，千葉市の千葉氏推進事業全般にもいえる傾向なのではないかと考えている。千葉常胤は間違いなく地域の偉人であり，源頼朝との深い繋がりも観光産業には最適なのだろう。しかし，その他にも千葉には



300年以上千葉氏がおり、スケールは常胤に比べれば小さいながらも活躍をしているのも少しでも人々に知っていて欲しいと個人的には思ってしまう。とりわけ、室町時代は鎌倉時代に比べ、室町時代は農業、漁業の生産性が格段に上昇し、商品流通も大規模化したため、人々の食生活にも転換があったはずである。そのような観点から千葉氏の食を考察するのは難しかったのだろうか。」

#### [講演・パネルディスカッション内容について]

第一部の国立歴史民俗博物館所属の研究者による講演はそれぞれにわかりやすく、興味深い内容であり、学生の意見も一致しているが、第二部のパネルディスカッションについてはやや批判的な意見が散見された。以下、学生による報告抜粋。

「個々のテーマ、内容については、同じようなものを続けるのではなく、それぞれ違うテーマが設定されていて、飽きが来なくて良いと思われた。また、スライドを有効に活用し、図や写真などを見せることで、興味が湧く内容となっていた。」

「歴博の先生方と、クックパッドの伊尾木氏、ちーバルの中島氏という異色の組み合わせであり、テーマの設定もとても興味を引かれるものであった。だが、シンポジウムがそれぞれの立場からの見解の発表に終始しているようで少し残念に思えた。」

「第二部のパネルディスカッションでは、千葉氏に関する史料があまり残っていないために、パネラーの皆さんは想像で議論されており、思っていたパネルディスカッションとは少し違いました。」

「パネルディスカッションでは、話があまり具体的に商品開発の方向にいかなかったのが少し残念に感じられました。多少の歴史的な問題にはあまり囚われずに、商業的に売れるもの、注目を集められそうなもの、そういったところに焦点を置いて進行していったら、聴講していた方々ももう少し楽しむことができたのではないかと思います。」

「パネルディスカッションについてだが、一応形式はパネルディスカッションなのだが、内容があまり伴っていない気がした。提示されたテーマに対して、必ずしも、良い結論が出るとは限らないものではあるが、今回の結論は、どれも漠然としていて、ただお互いがコメントし合って終わっているように思われた。」



b. 「第 42 回親子三代夏祭り」 2017 年 8 月 20 日（日）於：千葉市中央区中央 1-12 周辺



市民の「千葉氏」への関心を実際に触れる体験として、上の「親子三代夏祭り」において千葉市が出展した「千葉氏ブース」（子ども向けの流鏝馬体験）の運営補助をおこなった。（大学院人文公共学府博士前期課程の留学生 3 名は「地域インターンシップ」科目として参加）ほとんどの学生にとって「親子三代夏祭り」は初めての経験であり、慣れない設営・撤収作業や多くの児童（300 名以上）への対応等、都市アイデンティティ推進活動の一端を担うとともに社会経験としても、貴重な機会となった。なお、周辺の小城市ブース、相馬市ブース、佐倉市ブース等の活動とも交流をもち、各地域での「千葉氏」に関わる活動について知見を得ることができた。

c. その他の活動

千葉市都市アイデンティティ推進室の援助により、以下のような機会が設けられ、グループ毎にそれぞれ参加した。

- ①「千葉氏」による「日本遺産」登録申請にかかる会合に〈日本遺産登録〉グループを中心に 7 名の学生が参加。（7 月 26 日，於：千葉県庁）
- ②千葉神社主催の講座『神社と町とお祭り』（7 月 30 日，於：千葉神社）を〈妙見信仰調査〉グループの学生（授業担当者も）受講。
- ③千葉市立千葉高等学校での歴史特別授業（講師：多賀譲治先生，10 月 4 日）を学生が受講。

### (3) 学生の成果

授業担当者の配慮が不足していた点是否めないが、グループ毎の具体的な調査活動については、7月11日の学内最終打合せ以降、それぞれの主体的な活動に委ねていた。同時に、調査にかかる相談の門戸は常に開いていたが、質問や相談を受けることなく、各グループが可能な範囲で活動した結果となった。とはいえ、〈日本遺産〉に関わるグループは代表者が積極的に千葉市と連絡を取りながら、独自に調査活動を進めて成果を提出しており、学生の意欲の差が成果にあらわれていると言ふべきであろう。受講募集の段階（シラバス）から「意欲ある者」とは明記しているものの、授業担当者には受講後の調査意欲を向上させるような工夫が求められると痛感した。以下、各グループの成果について、列挙しておく。

#### a. 〈地域振興〉グループ

準備段階ではSNSを利用し、若い世代を対象としたアンケート調査を計画していたが、公式アカウントの取得（千葉市としても大学としても）その他の困難に直面し、アンケート調査を実施するには至らなかった。但し、当該グループの構成員のほとんどが「千葉氏フォーラム」や「千葉氏ブース」へ参加し、既述の事後報告をおこなっており、一定の活動を果たすことはできている。ちなみに計画されていたアンケートは380名の回答を目標とし、以下の項目の調査を実施する計画であったという。

[アンケート内容] 案

前提の質問…年齢，性別，千葉市に住んでいるもしくは住んでいたことがあるか

①千葉氏を知っていますか

知っている／名前を聞いたことはあるが詳しくは知らない／知らない

②千葉県が、千葉氏をPRしていることを知っていますか

知っている／知らない

③千葉氏に関するイベントが行われていることを知っていますか

知っているし行ったことがある／知っているが行ったことはない／知らない

④今後千葉氏に関するイベントがあれば行ってみたいですか

行ってみたい／行きたくない

⑤千葉氏に限らず、どのようなイベントがあったら参加してみたいですか。ご意見があればご記入をお願いします。

#### b. 〈日本遺産〉グループ

代表者を中心に千葉市に対して、日本遺産登録申請にかかる独自の案を作成し、提出している。代表者の報告によれば、当該グループの調査活動は、7月5日グループミーティング開催、9月29日現地調査実施（栄福寺、千葉神社、七天王塚、千葉寺）、10月5日「酒々井ふるさとガイドの会」に案内を依頼し現地調査実施（本佐倉城）等であり、その後もグ

ループで相談しながら、千葉市が策定する申請案とは別の、独自のグループ案を以下のよう  
に作成した。残念ながら実際の申請案は「武士道」にかかわる一族としての内容になっ  
ているが、若い世代の学生たちが「家族」「絆」といった着眼によって、千葉氏の魅力を伝  
えようとしたことは参考になるだろう。ここに学生らが作成したストーリー案を紹介して  
おきたい。

#### 〔成果〕

提案テーマ：千葉氏一族・3代の「絆」が生み出した歴史と文化

～中世の武士から教わる家族の強さ～

ストーリー概要：鎌倉幕府成立の陰には、「千葉氏」一族の強力な支えがあった。初代：常  
重に始まる千葉氏は、桓武天皇の子孫であり、下総を治める武士であった。2代目：常胤は、  
石橋山の戦いに敗れ房総に逃れた頼朝に真っ先に味方し、鎌倉入りを進言するなど、鎌倉  
幕府成立の立役者となった。常胤の息子らは鎌倉幕府成立後、全国に領地を獲得し、各地  
で繁栄しました。千葉氏が3代で大きく飛躍した背景には、氏神：妙見様を通して代々受  
け継がれる強い「絆」があった。

ストーリー案：

源頼朝（以下、頼朝）による鎌倉幕府成立の陰には、ある一族の強力な支えがあったこと  
は、あまり知られていません。その一族とは、平安京への遷都を行った桓武天皇を祖とし、  
平安時代から安土桃山時代にわたる400年間、下総（現在の千葉県北部、茨城県南部など）  
を治めた「千葉氏」でした。

石橋山の戦いに敗れ房総に逃れた頼朝のもとに、千葉氏2代目：常胤は一族を引き連れて  
馳せ参じ、九州から東北に至るまで各地で武功を立て、鎌倉幕府成立後には全国に領地を  
獲得し、千葉氏繁栄の礎を築きました。

「武士」の力が強まったこの時代、親兄弟であっても戦がおきる中、北極星・北斗七星を  
祀る「妙見信仰」を一族の精神的支柱とし、初代：常重から常胤、そして千葉六党と呼ば  
れる常胤の息子達までの3代の結束によって千葉氏は全国へと広まりました。

この千葉氏一族・3代の「絆」の精神は、長い時を経てもなお、現代に受け継がれています。

#### 1. 千葉氏の興隆～一致して頼朝を支えた千葉氏一族～

桓武天皇の子孫であり、千葉氏初代の常重は1126年、本拠を大椎（千葉県千葉市緑区）か  
ら千葉（千葉県千葉市中央区）に移し、初めて「千葉氏」を名乗りました。ここから、千  
葉氏の歴史が始まります。

常重の時代は、相馬御厨と呼ばれる荘園を所領としていましたが、周辺の有力者たちによ  
ってその支配を失うなど、苦しい時代が続きました。

一族が苦しい中、常重から18歳にして家督を譲り受けた千葉氏2代目：常胤は、後に千葉  
氏中興の祖と呼ばれるほどの大きな活躍をすることとなります。

1180年、平氏打倒のために伊豆国（現在の静岡県伊豆半島等）で挙兵した頼朝でしたが、  
相模国（現在の神奈川県）の石橋山の戦いに敗れ、海を渡って房総半島に逃れました。



頼朝は、安房国（現在の千葉県安房郡鋸南町）に上陸し、房総の主だった武士に加勢するよう使者を送りました。この声にいち早く答えたのが千葉氏 2 代目：常胤でした。当時、常胤は 62 歳の高齢でしたが、それをいとわず、すぐに一族を引き連れて頼朝のもとに向かい、加勢することを伝えます。その際、常胤は頼朝に鎌倉を拠点とすることを進言します。これが、後に頼朝が開くこととなる鎌倉幕府のきっかけとなりました。

千葉氏が味方したのに続き、房総半島の武士たちは続々と頼朝に味方し、大軍となった頼朝はついに鎌倉入りを果たします。

その後、常胤は九州の平氏に味方する勢力や、東北の奥州藤原氏の追討に至るまで、全国で武功を立て、鎌倉幕府成立の大きな立役者となります。頼朝が常胤ら一族に、頼朝の息子：万壽の七夜の儀を任せたり、上洛の際の後陣を任せたりするところからも、頼朝が常胤らに厚い信頼を寄せていたことがうかがえます。

鎌倉幕府成立後、全国に領地を得た常胤は、息子 6 人にその領地を分け与え、一族は全国へと広がりました。これを「千葉六党」と呼びます。一族はそれぞれの地に根付き、大きく繁栄しました。

## 2. 全国への拡大と妙見様 ～一族をつなぐ妙見様への信仰～

常胤とその息子たちの活躍によって全国へと広がった千葉氏でしたが、固く守り続けたものがあります。それが、北極星・北斗七星を祀る「妙見信仰」であり、氏神は妙見様と呼ばれました。妙見信仰は、もともと農耕神などとして広く信仰されてきましたが、関東地方では弓箭神（戦勝神）としても信仰されました。

坂尾山栄福寺（千葉県千葉市緑区）が所蔵する「紙本著色妙見大縁起絵巻」には、妙見様の加護によって千葉氏が勝利を収める様子や頼朝の妙見宮への参詣が描かれ、千葉氏と妙見様との歴史を今に伝えています。

千葉氏初代の常重の時代から妙見様への信仰は篤く、一族が築いた千葉城（猪鼻城）などの中には妙見社が造られ、代々、元服式や出陣式が執り行われました。

千葉氏一族はこの妙見信仰とともに全国へ広がっていきました。現在になっても、妙見信仰が残されているところが多くあります。千葉氏の信仰の総本山であった千葉神社（千葉県千葉市中央区）をはじめ、九州や東北に至る千葉六党の所領では、妙見様を祀った神社や寺が建設されました。

妙見様への信仰は、本領から遠く離れた場所であっても失われず、千葉氏一族をつなぎとめ続ける大きな精神的支柱でありました。

## 3. 現代に残る千葉氏一族の足跡と千葉市の未来

～脈々と受け継がれる文化と精神、そして未来へ～

全国へと広がった千葉氏一族でしたが、歴史の大きな流れに翻弄されます。元寇の際は、当主：宗胤が九州にとどまったために、一族は千葉と九州に分裂してしまいます。

室町時代には、享徳の乱に乗じて一族の馬加康胤が千葉氏宗家を滅ぼし、本拠を本佐倉城（千葉県佐倉市、印旛郡酒々井町）に構えました。その後は里見氏との対立や北条氏との

同盟を経て、豊臣秀吉による小田原征伐の際に領地を没収され、千葉氏は滅亡してしまいます。

歴史の表舞台から姿を消してしまった千葉氏でしたが、千葉六党によって、一族の文化は現代にも多く残されています。

常胤の長男である千葉胤正は、嫡男として千葉氏本領を受け継ぎます。次男である相馬師常は、陸奥国行方郡（福島県浜通り）を所領としました。この地域では、捕らえた馬を神前に奉じる妙見の祭礼として「相馬野馬追」が代々行われており、国の重要無形民俗文化財に指定されています。

三男の武石胤盛は、現在の千葉県千葉市花見川区に館を構え、子孫に仙台伊達藩の重臣、伊達安芸家を輩出します。四男の大須賀胤信は、現在の千葉県成田市周辺を領地とし、五男の国分胤通は、現在の千葉縣市川市国分町付近に館を構えていました。

六男の東胤頼は、現在の千葉県銚子市周辺を領地とし、後に美濃国郡上郡（現在の岐阜県郡上市周辺）を加領されます。子孫には、国の重要無形民俗文化財に指定され、日本三大盆踊り・三大民謡に数えられる「郡上踊り」を奨励した遠藤慶隆や、古今伝授の祖として知られる東常縁などが、後世に多大な影響を与える人物がいました。

千葉氏本領であった千葉市では、「千葉の親子三代夏祭り」が行われており、千葉氏初代から3代目までの「絆」の精神が現代まで受け継がれているのが分かります。

2017年度で42回目を迎え、長く市民に親しまれているこのお祭りには、30万人以上が訪れ、数千人が「親子三代千葉おどり」を踊りながら街を練り歩きます。この踊りは、当日の飛び入り参加が可能で、参加者と見ている人たちが共に創り上げる祭りになっています。各地で残り続ける千葉氏の文化、その出発点である千葉市は、千葉氏一族・3代の「絆」の精神を受け継ぎ、親子3代の「絆」を中心に据えてまちへの愛着を深め、魅力を高め続けています。

約900年前の3世代の家族の結束が生んだ強さによって、現代の千葉市も支えられているのです。

### c. 〈妙見信仰〉グループ

当グループは、当初計画していた千葉神社の公開講座『神社と町とお祭りと』（7月30日）に参加し、それを元に3名がそれぞれ「1.妙見信仰の概要と千葉氏との関わり合い」「2.妙見信仰への神仏分離の影響」「3.千葉神社のお祭り 地域とのつながり」というテーマを分担し、報告をおこなっている。それぞれ文献調査に基づく内容であるが、複数の文献を検討し、一定の水準に達しているものである。これらの成果すべてをここに示すことはしないが、千葉市民による妙見神への信仰をあらわす部分について紹介しておきたい。明治の神仏分離令によって「天之御中主大神」を主祭神に押し出した千葉神社であったが、明治近代を経て大戦後まで、人々の信仰対象は「妙見様」であったということに注目している。（前近代における妙見菩薩の信仰を、仏菩薩にやや偏向して認識している点については、

ご寛恕いただきたい)

#### 〔成果〕

現代千葉市の「妙見様」

千葉市誌（1953）に「千葉おどり」と「千葉小唄」が掲載されている。以下はその一節である。

千葉おどり

千葉はよいとこ 名所が御座る／一に妙見 大日さまや  
光明来迎 千葉寺詣で／登戸浅間 白幡さまや  
寒川神社と めぐみも深い／千葉は名どころ 昔の町よ……

千葉小唄

千葉の妙見様ヨイトヨイトサ

祭のたいこよ七日たたいて

七夜なるよ

サアサドントブテ ドントへ

ドントブテ

ササヨイト ヨイトサアノサ……

その歌詞の中には「妙見」や「妙見様」が登場している。また現在は千葉神社の公式ホームページでも、主祭神は「北辰妙見尊星王」となっている。第二次世界大戦後の政教分離の方針により記紀神話への拘りが解消されたこともあるが、祭神が天之御中主大神となっても人々には「妙見様」として親しまれていた様子が見えらる。

（考察）神仏分離により寺院が神社に変われば、参拝方法や施設としての特徴も変化する。明治初頭の千葉に暮らす人々にとって、金剛授寺が千葉神社に改められることは大きな変化に感じられたと推測される。しかし、前者の信仰対象である妙見菩薩が武神という具体的なイメージを持っていたのに対し、後者の信仰対象である天之御中主大神にはそれがない。「妙見菩薩の名が変わった」と捉えられてもおかしくないのではないだろうか。また安丸良夫（『神々の明治維新』1979）は、日本古来の民間信仰は神仏の明確な区別をすることなく、対象物そのものを信仰するものだったと述べている。加えて、神社となってからも7日間に及ぶ祭礼は変わることなく続けられたという。よって、神仏分離令が出されるまで700年以上も人々の信仰を集めた妙見菩薩には「菩薩」ではなく「妙見様」としての信仰が残り、現代に至るものだと考えられる。

#### d. 〈文献関係〉グループ

当グループでは、当初の計画通り千葉県立中央図書館における聞き取り調査を計画し、9月29日16時より1時間にわたって、ちば情報課長らから聞き取り調査をおこなった。

## [聞き取り内容]

千葉県立図書館における千葉氏に関連した歴史・文化について

### 1) 千葉県立図書館における『房総叢書』刊行事業について

- ・高橋鳴鶴らの『房総叢書』を継承し、皇紀 2600 年（昭和 15 年）記念事業として、千葉県立中央図書館を拠点として刊行された『房総叢書』編纂事業に関する記録・資料はどの程度残っているのでしょうか。（刊行会議事録等の事務資料を含む）
- ・県立中央図書館開館 35 周年を期に再び立ち上げられた「改訂房総叢書刊行会」に関わる記録・資料はどの程度残っているのでしょうか。（刊行会議事録等の事務資料を含む）
- ・現在「菜の花ライブラリー」内の「千葉県デジタルアーカイブ」において電子化され公開されている『房総叢書』の閲覧数（アクセス数）はどのような状況でしょうか。

### 2) 千葉氏研究と県立図書館について

- ・「菜の花ライブラリー」内に「千葉県関係」のパスファインダーが 11 項目公開されているが、「千葉氏」に関する項目について公開する計画があるのでしょうか。
- ・レファレンス協同データベースにおいて、「千葉氏」に関わる質問を県立図書館で回答した事例はあまり見受けられないが、千葉県資料室窓口において「千葉氏」に関する資料照会や質問はどの程度あるのでしょうか。また、具体的な質問内容がわかるのでしたら教えてください。
- ・「菜の花ライブラリー」内の横断検索によって「千葉県歴史関係雑誌記事索引検索」ほか複数の索引から「千葉氏」関連の研究成果を抽出することが可能ですが、索引作成にあたっての作業内容や工夫（検索語等）について教えてください。

### 3) その他（県立図書館について）

- ・「千葉県立図書館の今後の在り方」行動計画（平成 25 年度～）における「IV千葉県に関する資料や情報の蓄積，継承」に関して、たとえば「千葉氏」に関する資料についてどのように変わっていくのか、見通しがあれば教えてください。
- ・千葉県文書館や千葉県立博物館との連携はどの程度あるのでしょうか。また、千葉市にある中央図書館は、千葉市図書館とどのような関係にあるのでしょうか。
- ・「県立図書館の学校向けサービス」の中で、千葉県の歴史に関する資料提供が見当たりませんが、どのような理由によるのでしょうか。
- ・千葉大学附属図書館で、県立図書館蔵書を相互利用できるようになってありがたく感じています。県立図書館に対して千葉大学（学生）ができること、また協力してもらいたいことがあれば教えてください。

## [聞き取り概要]

1) 千葉県立図書館における『房総叢書』刊行事業については、残念ながら当時の資料（記録・文書等）は残っていなかったが、元館長等が改訂房総叢書編纂当時のことや手許に残っている資料について紹介していただいた。紹介された論文等の内容については未検討であるので別の機会に紹介したい。

2) 千葉氏研究と県立図書館については、レファレンス事例はHPで公開しているもので、「千葉氏」に関わるパスファインダーを作成する計画はない。但し、県民からの要望があれば対応するので、必要があれば是非申し出てもらいたいとのことであった。

3) その他（県立図書館について）は、現在今後のあり方を検討中であるので、何とも回答できない部分が多いが、利用者の声に対応して可能なサービスは提供するので、必要なサービスがあれば是非申し出ていただきたいとのことであった。

戦後の改定版を含め、かつて『房総叢書』という一大郷土資料編纂拠点であった県立図書館には現在も貴重な史資料が架蔵されており、それらを活かした「千葉氏」の研究活動遂行にあたっては、利用者である私たちの積極的なアプローチが必要であり、県立図書館ではそれに応える体制やノウハウがあることが理解できた。現在我々が協働している「千葉市」と「千葉県」との関係を考えるために、県立図書館への聞き取りをおこなったのであったが、この見方には誤りがあり、「千葉氏」に関わる研究に携わる県民・市民がそれぞれに必要な応じて史資料を架蔵する施設との関係を築いていく大切さを理解することができた。

## 付. 千葉常胤生誕 900 年記念・平成 29 年度 千葉市・千葉大学公開市民講座

「千葉氏と日本中世のはじまり ―千葉常胤生誕 900 年に寄せて―」の開催  
本研究課題と対象は異なるが、当該講座の企画・運営・講演に携わることによって、本研究課題の遂行に影響したことは否めないもので、当該講座について概要を報告しておく。

開催日時：平成 30 年 2 月 3 日（土）13:00～16:15

開催場所：千葉大学（西千葉キャンパス）教育学部大講義室

講演 1：鎌倉幕府と千葉氏／本郷 恵子氏（東京大学史料編纂所教授）

講演 2：千葉常胤の語られ方 ― 軍記物語の世界から／久保 勇（千葉大学准教授）

クロストーク／質疑応答

### 〔概要〕

本郷恵子氏による講演 1 では、まず千葉常胤が将軍との人格的紐帯を証す「袖判下文」を求めた事実から東国御家人の重鎮としての位置にあったことを紹介された。源氏将軍以降、北条氏の権力が幕府内で強大化する過程において有力御家人が鎌倉から退けられた史的展開があったこと、そうした中でも千葉氏が全国各地の所領を管理・経営しつつ、幕府からの経済負担を賄ってきた実態について富木常忍が遺した文書から解説された。

久保による講演 2 では、『平家物語』のさまざまな異本についての概説と頼朝挙兵記事（東国記事）に関する問題点について説明をおこなった。読み本系諸本に描かれる千葉常胤について比較対照しながら、その差異と本文の成立過程について解説した。また、頼朝が千葉常胤を「父」と思う、といった『吾妻鏡』の一節が、読み本系『平家物語』では広常を

父・常胤を母と頼った、となっている伝承についても問題化された。

講師両名によるクロストークでは、久保が指摘した「みなし子頼朝」というモチーフに関して、頼朝と御家人との人格的な関係においても興味深いという本郷氏からの意見があった。また、共有テーマとしての「中世」という時代について、歴史学・文学の立場からそれぞれ見解が述べられた。質疑応答では、常胤と並び立つ存在であった上総介広常に関して、活発な質問が出された。

当初 150 名の募集であったが、結果的に 700 名以上の受講希望があり、急遽会場変更を要するほどの盛況な公開講座となった。本講座受講者の多さについても、様々な角度からの検証が必要となろう。

The poster is for a lecture series titled "Chiba and Medieval Japan: The Beginning" (千葉氏と中世日本のはじまり) commemorating the 900th anniversary of Chiba Noriyuki's birth. It features the Chiba University logo and a central illustration of a samurai. The event is scheduled for February 3, 2018, from 13:00 to 16:15 at the Chiba University West Campus. It includes two lectures: "The Kamakura Shogunate and the Chiba Family" by Eiko Honjo and "The Story of Chiba Noriyuki from Military Tales" by Yuji Kubo. A Q&A session follows. The poster also notes that 150 people were recruited, but over 700 people expressed interest, leading to a venue change. A search button for the event is visible at the bottom.

## 5. 小括

本研究および学生を含めた実践活動は、可能な範囲において今後も継続していく予定であるので、ここまでに得られた成果および今後の課題について以下に挙げ、小括とする。

### ①「人々が千葉氏を受け止めた歴史」に関する研究について

○「千葉氏」の歴史と文化を、千葉に暮らす住民の精神的な拠り所として、千葉町時代を含め、千葉市が中心になって今日まで伝えたこと、それ自体が一つの「伝統」になっていることを明らかにした。(本報告書「はじめに」ほか参照)

○学術的には今日的に顧みられない近代の千葉氏関係の資料を「資料編」としてまとめ、千葉氏関係資料の基盤形成の一端を担うことが出来た。「資料編」に掲げた文献には今日失われしまった文献史資料はもとより、市内伝承地の存在、氏族末流の伝承等が記載されている点にも価値がある。「伝承」に関する情報には、実証不能のものが多いものの、確かに戦前まで語り継がれていた「伝承」を記しており、その整理・検証をおこなった上で、再び市民に紹介していくことにより、千葉市内の地域社会の文化資源として利用する価値がある。

○千葉市制施行以前の人々の「千葉氏」への関わり方はさまざまであり、特に注目されたのは白鳥健や吉田璣等、初期社会主義者と称された人々による「千葉氏」に関する著述である。彼らの営みが現代に知られていないのは、その政治思想に関して問題視する向きがあったと想定される。繰り返しになるが、それらの諸文献の詳細について、さらなる検討をしていく必要がある。

### ②若い世代による「千葉市らしさ」の魅力創出について

○大学生による実践活動は、それ自体がいくつかの新たな魅力を創出する可能性を有している。千葉氏フォーラム会場で認められたことだが、行政主体の運営側にも、世代的に限定される傾向にある来場者側にも刺激を与え、やや閉塞しがちな当該イベントに新たな活力を与える効果を生み出している。大学生の参加は今後、千葉大学での継続は勿論、市内周辺大学でも波及させていく必要を感じる。以下に示す課題はあるものの、本年度の試行的実践はノウハウの蓄積として、一定の成果をあげたものとする。

▲学生参加による「千葉氏」の魅力の発見と実践活動は、当初想定してよりも困難な問題があった。まず、授業時間外に実践活動に取り組む時間確保の問題がある。現在の学生は多忙であり、学事暦がターム制に移行されてから、かつての夏季休業期間（8・9月）も集中講義や資格取得の為の授業の受講をしなければならない。本授業もそれに含まれるものの、グループ調査を設定したことからグループ内メンバーの日程調整が難しく、調査計画が実施できない状況が出来た。今後は開講当初から実践活動にかかる日程の確保をおこなう必要がある。また、調査や実践活動に対する意欲（モチベーション）に関する個人差の問題がある。シラバスにも記載したように、有効な調査活動をおこなうには事前の準備と問題意識・目的意識の深化が必要である。これらの手順を踏まなければ、調査実践活動への意欲や達成感（楽しさ）は得られないと考えるが、それを果たせていたのは参加者の一部に過ぎず、次年度以降の課題となった。

## 〈資料編〉

【資料1】「妙見堂再建寄附帳」(『千葉市史 史料編2』千葉市史編纂委員会 1977)	……44
【資料2】加藤久太郎『在職四年間』(自治研究会 1911・1)	……46
【資料3】千葉町編『千葉誌』(加藤久太郎 1911・5)	……51
【資料4】吉田璣『千葉氏』(房総史研究第一巻, 北拓社 1911・11)	……78
【資料5】吉田璣編著『千葉盛衰記』(吉田璣 1914・6)	……150
【資料6】千葉開府八百年記念祭協賛会編『八百年祭誌』(紅谷四郎平 1927)	……205
【資料7】奥山市松『千葉氏研究』(千葉県立図書館叢書第十二輯, 千葉県図書館 1950)	……227

次頁以降に掲げる上の文献の本文については、歴史的仮名遣い、当て字等について一部校訂を加えてある。また、句読点、西暦の年号を（ ）等を補入、ルビを適宜付加しているが、今日的に見れば読みやすい状態にまで至っていないのが現状である。また、当時の印刷状況により、判読不能な部分、現存本の欠損等も少なからず存在する。

今後、より精度の高い校訂本文を作成し、注釈等を加え、より広く市民に供されるような状態にすることが求められようが、現段階ではご寛恕いただきたい。著作の全文を掲載(図版・系図を除く)しているのは、【資料4】【資料5】【資料7】であり、別に説明したように今日的に閲覧が困難なものである。なお、全ての本文は著作権保護期間満了のものである。





【資料1】「妙見堂再建寄附帳」（『千葉市史 史料編2』千葉市史編纂委員会 1977）

千葉妙見堂再営寄附御姓名帳安政六年己未四月ヨリ(冊)

夫当山妙見ハそのかミ坂東八平氏の祖鎮守府將軍任陸奥守良文七代檢非違使正六位上下総権ノ介後千葉大介常重大治元丙午年九月十五日当山へ移し千葉後裔の氏神両総の総鎮守と尊崇し奉るに利生ハ信仰之輩の心にありて諸人の尊敬古今浅からずその由来ハ世に知るなれと爰に粗述るに抑尊像ハ毘首羯磨乃作にして西天婆羅門僧正の請来人皇四十五代聖武皇帝御宇神龜五年関東鎮護のため行基に命せられ上州群馬郡花園村に勅願所一寺御建立勸請ましましける

朱雀帝承平元年辛卯年良文東夷誅罰の刻相馬將門と軍談国香大掾と同国染谷川合戦良文既ニ危きに右妙見の擁護を蒙り勝利を得渴仰尊拝時に靈夢によつて臣粟飯原常時をして尊像一体を迎ひ所領秩父当妙見山の麓大宮郷に勸請夫より鎌倉村岡南総仁見同国植野北総東ノ大友又南総大椎に遷し同所方千葉庄池田郷当山ニ遷し総兩國の内に神領あつて御沙汰地を定め置かれ嚴重ニ守護あられこのかた頼朝公石橋山を避け房総渡りの頃千葉介常胤館に日数逗留治承四年九月廿日妙見江参詣自筆之願文太刀并武具等奉納終に武運をひらき日蓮上人ハ一流宗ひろめむため参籠成就の後細字法華經自筆して奉納当山に所蔵あり故に自宗へ当妙見勸請今に尊敬浅からずまた古今の勇士名僧高都万民の利益夢想靈驗伝ひあり記しありてなり天正末年 東照大神君当国御巡行の節妙見堂へ渡 御被為成祭祀の料田二百石御寄附 御判物被下置御太刀一腰御奉納当院ハ 人皇六十六代 一条帝の 勅願所中興開山覺算大僧正江 倫命あつて北斗山金剛授寺尊光院と称せられしをまた妙見寺と靈名の号を拝す 台徳院殿是又御信仰御助成被下置依而天下泰平 御武運長久の御祈禱長日三時所令勸行也諸侯方始武家其外信仰且奉納物の次第挙てかそひかたし大治年中常重遷座以来享徳四年三月七日千葉胤直家臣原越後守胤房円城寺下野守尚重乱をなし合戦のため類焼別当所客殿に鎮座応仁元年正月八日また出火之節告ケあつて駈付け千葉一族秀義火中へ飛び込むに扉ひらけたり即尊像を抱き出し千葉輔胤假殿江鎮座八十一年ニして千葉新介親胤天文十九年本堂再建百四十三年して元禄五申年当本堂再建当安政己未年迄百六十有八年の星霜を経るに大破におよび兼而再建心掛中近年はからず地震大風荒津波世上亡失転変に恐怖せるをかく心配にかわり信仰之輩をはしめ郡中氏子としてかかる天災に擁護を受け信心弥増古来より講中数々の中別而御手長講発向して去る巳年より追々五千余人心を合せ又去午年の秋世上一体の怪病流行の折も是又利益のため無難に遁れ候とて続て千葉郷氏子心を催し一同して助成より今般弥本堂再建の基となりぬ偏に是大光円満の時なる哉今爰におゐて信者并十万檀越の当主前後の数代厚思慮あらせられ格別寄特の力を添へ代々の面目永久繁榮疑なく又とこしなへになく百倍の一助速に成就ゆへに其志を誘ふところ也よつて寄附御姓名ハ永く本堂へ記し置家内安全子孫長久の祈禱日々抽丹精是又勤むるもの也恐々敬白

安政六己未年四月

下総国千葉郡千葉町／妙見堂再建

願主世話人 御府内并諸国・御手長講中／千葉郷・惣氏子中／千葉町役人／同三寺領役人  
同十三町世話人

同願主／寒川村・辺田村・貝塚村 氏子中

同世話人／右三ヶ村 役人・同町内 世話人

同 諸国古千葉家面々

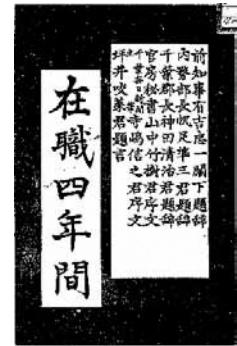
元方世話人 柴田仁兵衛／喜多原憐助／小菅金平／長七右衛門／村田所左衛門

富原八郎左衛門

秋元与惣兵衛／白井忠蔵／鈴木利兵衛／柴田源六／紅谷四郎平／和田円治／寒川町 中島半四郎  
／同 清古善右衛門／辺田村 安達吉郎右衛門／貝塚村 千脇政次郎／同材木掛世話人 柴田源  
兵衛／国松喜惣治／岩井新四郎／鈴木文蔵／柴田孫兵衛／喜多原忠蔵／和田源右衛門／岩瀬喜助  
加藤治兵衛／和田定右衛門

元方世話人・妙見寺領・名主 和田清六／神主 栗飯原山城／役寺 正覚院／大別当所・北斗山  
妙見寺四十世・祭起大願主 運盛

【資料2】加藤久太郎『在職四年間』（自治研究会 1911・1）



目次

- 一、千葉町の起源及び沿革／二、千葉町の地籍及び戸数人口／三、町制施行後の町長／四、千葉公民会／五、町税未納整理／六、交通兵旅団新設／七、五日会／八、竹田宮殿下御来葉／九、教育茶話会／十、黒砂区分教場創設／十一、名刺交換会／十二、第三尋常小学校舎新築／十三、寒川火災寄附会／十四、土地払下／十五、第二尋常小学校運動場／十六、第八部消防組及び防火組合／十七、寒川御浜祭典式場地／十八、天長節祝賀会／十九、東谷新道と亀井橋／二十、第一尋常小学校舎新築／二十一、寒川築港問題／二十二、知事の招宴／二十三、児童成績品展覧会／二十四、愛生病院移転改築／二十五、義勇艦隊／二十六、擬町会／二十七、猪の鼻山公園／二十八、旧監獄敷地交換／二十九、内務省地方改良講習会／三十、自治研究会／三十一、五人組／三十二、納税組合／三十三、衛生組合／三十四、神社合併私見／三十五、未決事務整理／三十六、表彰／三十七、蒸汽唧筒の購入／三十八、各区長と区会議員／三十九、町会議員半数改選／四十、千葉電話開通／四十一、堂修路里道改築工事／四十二、土木工事／四十三、市制調査会／四十四、千葉氏研究会／四十五、第四尋常小学校舎新築／四十六、有吉前知事送別会／四十七、寒川青年団四十八、千葉町歳入出決算／四十九、現在の役場吏員と事務 教育 衛生 勸業 土木 土地 会計 納税 警備 兵事 戸籍／五十、将来の町事業と共同心

在職四年間

梅泉 加藤久太郎

一、千葉町の起源及び沿革

千葉町の起源を尋ぬるに、神武天皇都を大和に奠め給ひ、国県を置かせ給ひしも草創の際、未だ部落の完たからざりし当時はこれを語るも要なきも、大化の新政となり大宝律令の發布となり、初めて五十戸を以て一里と定められたり。のち靈龜元（715）年〈大化を去る七十年明治四十三より遠き事約千二百年〉に至り里を改め郷となし、世々その制により行われしが、人口の増加に随い種々の変遷により、郡県の外に荘園なるものあり。藤原氏の一門、官職を私し、権門勢家争いて荘園を諸国に立て、官に請うて己が家人を介掾目等に任じて、これを治めしめしを以て、また古の封戸の制は行われずなりぬ。蓋し荘園なるものは私有の地にして、国司と雖もこれを如何ともなし難きなり。而してその荘園毎に荘司なるものあり。荘司はその荘園の百姓を使役し、その所得を領主即ち私有者に納めたり。千葉氏以前に於ける千葉の荘園は幾度か変遷ありしもの如くなれども、今これを語るに由なし。顧うに千葉介常将は、平良文の孫・忠常の子にして従五位下に叙せられ、下総権介に任じ、下総千葉に居る。因りて始めて千葉を以て氏とし、居氏を雑まり居りしが、常将の孫・常兼また下総権介に任じ、居を大椎に移す。子・常重、従五位上に叙せられ、下総権介に任ぜらる。然るに大椎は僻地にして、しかも丘陵相続き、谷深く、道狭く、守介の地としては不便少なからざるを以て、大治元（1126）年丙午六月一日また千葉に移り、池田郷に一城を構えり。この地要害堅固にして敵すべからざるより、猪は獸類中にて最も頑強不敵の牲なれば、これを以て城の名と為し、猪の鼻城と名づけたりと伝えり。一説には城地が戌亥の方位に突出せるよりして、亥の鼻と名づけたるなりとも云えり。この時千葉の名初めて顕わる。後、常胤、

頼朝に随い家声を挙げしより、同族郎等を各所より集め来たりて、ここに移住せしめれば自然民人の四方より集まり来たりて、市を営むに至り、百貨為に聚り随いて一都市を形成せり。妙見社記録を按ずるに大治元年丙午六月一日平常重之代千葉始而立。人家一万六千軒。(表八千軒裏八千軒) 小路表裏五百八十余小路。自曾場鷹大明神。至御達報稻荷大明神七里間大宿也。自曾場鷹広小路。至谷部田国中諸侍屋敷。而池内鐫木兩殿在堀内。宿中者千葉家一門住之。宿東者円城寺一族。宿西者原一族也。自橋至御達報。宿町人屋敷。而恒開市仍称市場云。千葉集並びに下総国旧事考にもまた千葉の繁栄の条に、大治元年丙午六月朔日初めて千葉を立つ。およそ一万六千軒なり、表八千軒裏八千軒小路表裏五百八十余なり。曾場鷹大明神より御達報稻荷の宮の御前まで七里の間御宿なりとあり。(現今の三十六町一里は天正十六年以來のことなれば、当時は六町一里を以て算せるなるべし。然れどもこの盛世は蓋し常胤以後の事ならん) これによりて私に按ずるに、千葉宿は千葉の庄池田郷にありし一小村なりしが、大治以來宿名となりしものにて即ち千葉氏の城下なり。猪の鼻城は猪の鼻山上、今の神明社の辺より医学専門学校の辺に至る一円、城郭にして宏壮なりしは云うもさらなり。鮎田の池を境として池及び池下の水田は何も要所に堰止して用水堀となし、以て東南方の防禦に充て、西北は絶壁峻坂にして当時要害の地たりしこと、地形に依りて推想するに難からず。また妙見社付近には千葉氏一門の邸宅薨を列ねて壯觀を呈せしが如し。貝塚付近の山蒼く溪碧なる所池内の一族鐫木の一族各々居を構えて東方を護り、千葉寺の平原には円城寺の一族西方海面を監視してこれに拠れり。元の結城、今の寒川には原の一族及び結城村の督・宍倉の一族海道を扼してこれに居り。その他幾多の族類郎党本城を圍繞してこれ拠守せり。橋より以南、御達報に至る間は元の池田にして、宿町人軒を列ねて日々開市し、雑闇を極めたるより市場の称、今に遺れり。当年千葉の盛んなりし事追想するに余りあり。その後胤直の代に至り、胤直人となり羸暴郡下に禮なし。是を以て親族多くは乖けり。たまたま族類・原越後守胤房、子・胤義と円城寺下野守尚任と、権を争い軋轢を生ず。家臣分離し互いに党を樹て、以て相闘ぐに至り、家政大いに乱る。時に鎌倉管領逃れて下総古河に拠り、以て胤房により胤直の援を求めり。然るに上杉氏の一族は尚任に託して、胤直をして已に党せしめんとす。胤直は尚任の母の舅なるを以て尚任を許し上杉氏に党す。また成氏はもともと胤直に迫られて父・持氏の殺されしを啣み、是に至りて大いに怒り、胤房に命じ胤直を襲わしめ、胤房大兵を率い火を猪の鼻城に放ってこれを囲み、これを攻めしより、胤直防戦する能わず、兵火の中に辛うじて多古及び志摩の両城に走り討ち死にせり。惜しむべし、この時猪の鼻城を始め、妙見社、摩利支天堂及び千葉宿は、兵火に罹りて消失せり。その後、千葉城残敗また為すに足らず。是を以て、孝胤城を桜将門山に移せり。これより千葉宿次第に衰え、恰も江流の一たび逝いてまた還らざるが如く、また古の一農村と化して行政区に幾度か変遷を來たし、のち佐倉領となりてその街道となるにより、本町南北道開け、また江戸街道となりしより、新町・通町も開けたりと云う。然るに明治維新王政復古となり、明治四(1871)年名主の称を廢せられ、明治五(1872)年七月廢藩置県と共に大小区を設けられ、毎小区に取扱所を置き、正副戸長をして、区内の事務を処理せしめたり。当時千葉は第十一大区五小区に属し、その取扱所を千葉に置かれたり。茲に天運再び回り来りて、明治六(1873)年二月、印旛・木更津の二県を廢し、初めて県庁をこの地に置かれしより、千葉宿改め千葉町と称せりなり。爾來、民家頻りに加わり、幾多の商売軒を列ねて盛況を呈し來たり。然るに明治十二(1879)年大小区取扱所を廢し、千葉・市原兩郡役所をこの地に置かれ、明治十

六（1883）年七月千葉・寒川・登戸・黒砂聯合戸長役場を設けられ、明治十九（1886）年聯合戸長役場を廃し、千葉町外寒川・登戸・黒砂役場と称せられ、同時に医学専門学校を置かれしより、大厦高楼を連ねて対峙し繁栄を為せり。而して明治二十二（1889）年四月一日町村制施行に際し、千葉、寒川、登戸、黒砂、千葉寺の五部落を綜合して、これをさらに千葉町と称したり。この数町村を合併して自治団体を造成し、旧来の町村名は大字としてこれを存せり。蓋し町村構成の如何は事業の発達消長に関し、独立の如何は、忽ちその町村の休戚影響するを以て、人民意向のある所と民情の帰する所に従い、地理の形状、人情の移動並びに水利共有財産、旧藩時代の関係及び習慣等を参照し、民福を考慮して、新町村を組織せしものなるを以て、爾来町運の進歩駸駸として日に進み、月に盛んに次第に繁栄に向かえり。また明治四十（1907）年には交通兵旅団を新設せられたりしより、一層の発達を早めり。是に於いて現住人口三万二千余、戸数五千余を有し、町治上の万般の施設漸々に整備して頓に旧觀を一新するに至れるなり。

## 六、交通兵旅団新設（抜粋）

〈前略、以下は明治三十九年八月五日町役場楼上にて加藤久太郎旅団招聘の趣旨説明〉

本日はご多忙の際をも顧みず、ご来会を請いましてご相談願いまする要旨は《中略》我千葉町は此等各町村が盛んに旅団聯隊の新設を歓迎せんとするを見て、これを不問に付し冷々淡々に看過すべきや。惟うに我千葉町は歴史上地理上よりするも、疾くに旅団聯隊位は設置せらるるが適當ならんと思へり。諸君見られよ市川町鴻の台の地は、里見氏の古戦場にして土地高燥、歴史上著名の地、また佐倉は旧佐倉藩の城址にてして、これまた歴史上の地かつ高燥にして枢要の地たり。今この二ヶ所は歴史上地理上の関係よりして夙に軍營を置かれたるは多言を俟たざる所なり。而して習志野四街道の如きに至りては、歴史上の関係なく土地敢えて高燥と云うにあらず、ただ広漠たる原野と云うより外に於いて敢えて言うべきなし。これに反して我千葉町の如きは、往昔千葉氏の拠る所にして九星旗の鎮護せりし土地、その東南二方面は高燥にして四通八達の要地なり。これを歴史の関係より見るも地理上より考うるも枢要の処なれば、疾くより旅団または聯隊のこの地を鎮護すべきである。然るに斯歴史上の地にして地理上枢要の我千葉町に、今日未だ一軍旗をだに見る能わざるは、歴史上地理上より忘れられたるものならんかと深く歎ずるのであります。依てこの際我千葉町は大奮発を以て応分の土地またはこれが用度を献納して、この忘れられたるの名地を九泉の下より喚起し来たつて、一方軍事上の注意を促し、他方我千葉町の大発展に資せんが為に、速やかにこの地を以て旅団設置の地とせられん事をその筋に請願せんと欲す。（拍手大喝采）願わくは大決心を以て大運動を為し、この目的を達せんとす。依て左の三項につき充分御協議あらん事を切に希望致します。

- 一 千葉町に旅団設置を請願する事
- 二 兵營敷地として若干の土地を献納する事
- 三 請願委員若干名を選挙し旅団設置の請願を一任する事

〈中略。設置決定後、旅団歓迎会場の記録〉

歓迎ノ辞

維時明治四十一年六月二日。千葉町民此処ニ相會シ、陸軍交通兵旅団司令部並ビニ鉄道聯隊第二大隊ノ新設戍營ニ移転来葉ヲ歓迎ス。《中略》

曾テ聞ク我千葉町ハ往昔千葉氏ノ拠ル所ニシテ、又九星旗ノ護ル所。四隣伏セザルナク、武勇実ニ總房三州ニ赫耀タリト。故ニ町民ハ往昔ノ如ク国家ノ干城タル、軍旗ノ鎮護ニ因ラント希望スルヤ久シ。然ルニ今此好機ニ際シ、旅団本町ニ新設セラルルヤ、町民ノ意氣頓ニ揚ガリ、大イニ旧態ヲ革メ面目ヲ一新セリ。是畢竟戦後経営軍備拡張ノ結果ニ由ル賜ナリト雖モ、亦聖徳ノ厚キニ因ランハ、何ゾ能ク此ニ至ランヤ。我町民ハ誠恐誠惶拜謝ノ辞ナキナリ。《中略》

顧レバ往昔千葉氏ノ拠城タル、猪ノ鼻山頭ノ老松ハ常磐ノ緑ヲ呈シ完爾トシテ笑ヲ傾クルガ如ク、濛々満々タル袖ケ浦ノ潮水ハ南風ニ和シテ波動ノ鼓ヲ鳴ラシ、自ラ歓声ヲ発スルニ似タリ。謹ンデ蕉辞ヲ陳ジテ以テ歓迎ノ誠意ヲ表ス。

明治四十一年六月二日

千葉町長 加藤久太郎

#### 四十四、千葉氏研究会

千葉氏研究会は広く同感の士を募り、深く之を同人の脳裏に注入して、大ひに千葉氏を泉下に喚び起し以て町民を発憤興起せしめ、我千葉町を往昔千葉氏繁栄当時の如く、発展せしむべく其素地を養成せんと、の目的にて明治四十二年町長の自宅に和田広吉、武本為訓、白鳥健、鈴木直太郎の四氏其他数名と会して之が研究に従事したりしが、其後種々の事情のありて為に後れたりしも、本年四月五日数多の賛成を得て、其発会を役場樓上に開会するに至りしは、吾人同士のの幸榮なり。其趣意書及会則は左の如し。

千葉氏研究会

緒言

千葉町に住して千葉の起原、及び千葉氏の事跡を知らざるは、恰かも一家族にして其祖先及び家風を知らざる如く。豈に愧つべきの限りならずや。案ふに我が千葉町に千葉民が初めて上総の大椎より移転し来れるに創まれるにて。妙見社記録。千葉集。千葉大系圖。下総國舊事考等の記する所に依れば。大治元年丙午六月朔日千葉始めて立つとあり。されば其の起源は今明治四十三年を去る。実に七百八十五年前の事にして。即ち第十二世紀前半の昔に属せり。

夫れ時間は実に万物を破壊するなり。昨の尊きもの今は卑しく。古人の拮据経営心力を竭したるの業も。今人は見て以て無用の長物として顧みず。例へば彼の矢作台の土器を発掘して之を道路に遺棄し。又師範學校下なる妙見の神田は埋められて已に宅地となれるが如く。墳丘は鋤かれて桑田と変じ。名跡は毀たれて荒原と化せり。是れ実に貴重の史料を滅すものにして。心あるものをして。空しく変化の無情に心懷を傷めしむるものあり。斯の如くにして千葉氏当年の盛事は日に埋滅し去り。往事杳として復た尋ぬるに由なからんとす。嗚呼是れ何の為ぞ嗚呼是れ何の故ぞ。思ふに是れ今人が古人を貴び。其の偉績を敬するの思想乏しきの致す所ならんか。故に吾人は茲に同志と謀り本会を創設し。一は以て千葉氏の遺績を探究し蒐集し。一は以て此種思想の普及を期せんとす。是れ洵に吾人が古に対するの義務なるべきなり。同感の士希くは奮て来り会せよ。

明治四十三年三月二十一日

発起者 加藤久太郎

千葉氏研究会々則

第一条 本会ハ千葉氏研究会ト称シ千葉町役場内ニ置ク

第二条 本会ハ千葉氏ノ遺蹟ヲ研究シ會員各自カ見聞シタル歴史上地理上及ビソノ他ノ講話ヲ  
為シ互ニコレヲ交換併セテ精神修養ノ資ニ供スルヲ以テ目的トス

第三条 本会ハ千葉氏ニ関係アル名所旧蹟等ノ保存方法ニ努ムル事

第四条 本会ハ毎月第一土曜日午後一時ヨリ會員ノ講話会ヲ開キ又ハ時々名士ヲ聘シテ講話ヲ  
聴タモノトス

第五条 本会ニ会長一名幹事二名ヲ置ク

第六条 會員タラントスル者ハ何人ヲ問ハズ會員ノ紹介ヲ以テ入会スルコトヲ得

第七条 本会々費ハ有志家ノ<sup>きよきん</sup>齎金ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

本会発会に際し、在葉各新聞は左の如く評論せり。これを録して世論の如何に本会を迎えたりしかを知るの資と為すべし。

千葉評論第九十五号 吾徒千葉県民の立場より見る。洵に千葉県の先祖なり。千葉の開発者なり。而してこれを敬し、之れが遺蹟の保存を計り、之が史蹟を攻究する、必ずしも千葉氏同族を俟て始むべきにあらず。千葉県民たるもの、即ち千葉県民たちの資格に於て正に為さざるべからざるの義務に属せり。果然、去る五日を以て千葉町役場楼上に於て開催されたる千葉氏研究会は、近来多く見ざるの盛況を呈し、首唱者加藤町長の熱心と融合し、初会には多くあるべからざる妙味ある研究をも交換するの機会を得たるは、吾徒豈に研究会の為にのみこれを喜ばんや。

東海新聞六千六百十八号 千葉氏研究会なかなか盛会であつた。会の模様は別項に記載してあるが、なお漏れたる天を記して見よう。川瀬渡氏は「大日寺の荒廢に属し居るは、町民が祖先を忘却せる証となすべし。甚だ慨嘆に堪えぬ」と述べた。スルト加藤久太郎氏は「如何にも慨嘆に堪えぬ。実は千葉氏の年代を繰り八百年ともなれば千葉創立一代記念祭を挙げんと思いたるが、今年七百八十五年で未だ八百年に達して居らぬ。故に今後十五年を経ば、町民は宜しく創立記念大祭を行い、同時に千葉氏大追悼会を催したいものだ」。薦岡福太郎氏は「教育家だけに千葉氏の来歴を調査するは祖先の恩に報ずる道である。町民が報恩の思想に富めば市制は自ずから成るべし」と述べ、白鳥健氏は「都市の成立には政治上を根拠とするものと、經濟上を根拠とするものとある。千葉は政治上を根拠として成立した都市である」云々。

千葉毎日新聞二千百四号 千葉氏研究会は、既報の如く五日町役場楼上に開かれたり。加藤氏、本会創設の趣旨及び経過を、千葉氏研究の必要を説き、次に仁科氏、賛成の演説を為し、川瀬氏は研究と共に千葉氏の追悼を執行したしと述べ、薦岡氏は祖先の歴史事績を審らかにし報恩の思想を養うは国民教育上に必要なる理想を説き、此他諸氏の千葉氏盛時の風俗談、木島氏の妙見祭典談、宮野氏の伝説談あり云々

新總房新聞三千七百二十九号 加藤町長は「千葉町住民が其先祖千葉氏の事を知らぬは遺憾」とあつて千葉氏研究会を始めた。一寸思いつきだ。這んな研究は幾個あつても悪くはない。

千葉新聞七百三号 千葉氏研究会は五日午後、其第一回を千葉町役場楼上に開いた。集まれる會員は教育家・吏員・新聞記者等の熱心者ばかりで、初回としては稀の盛会であつた。吾人またかねがね千葉氏の研究に多少の趣味を有し居たる事とて至極賛成也。

国民新聞六千四百九十三号 五日午後千葉町役場楼上に於いて千葉氏研究会第一回の開会を為せり。同会は町長加藤久太郎氏率先して千葉町の魁たる千葉氏を研究せんと言ふにあり云々。



### 【資料3】千葉町編『千葉誌』（加藤久太郎 1911）

〈帆足準三による序文は略〉

#### 千葉誌序

千葉町最近の発展は、実に長足也。急激也。十年前の千葉を知るもの、誰れか之に驚嘆せざらんや。而して発展は日に月に益々発展して瞬時も止まず。

然れども。試しに一たび古記録を繙き、その平氏時代に於ける、千葉の盛況を見よ。懣むべし。現在の千葉町は、実に当時のその半ばにもなお未だ達せざることを。されども。千葉の歴史は、未だ順序ある統一を経ざるを以て、一読その全豹を知らんこと、実に不能の事たり。是に於いて。千葉の歴史的研究のますます必要なるを覚えり。すなわちまずその散漫なる歴史の統一を為すの目的を以て、これが編纂の議を町会に提出せしが。町会もまた大いにこの議を賛して、直ちにこれを可決し、かつ委員を挙げてこの任を託せり。而して委員はまたこれが起草の任を白鳥健に囑し、昨明治四十三（1910）年十月よりこれが調査を開始し、或いは古書類を渉獵し、或いは実跡を踏査する所あり。頃日漸くこれが稿を脱し、委員の校訂を経て、茲にこれを印刷に付するに至れり。

然れども、調査の記事や甚だ浩漭。故に繁を去り簡に従い、而かも全局を統一するを主とせり。而して千葉町今日の発展が、歴史の連繫ますます浅からざるものあるを確信せり。而してその発展の将来、更に大なるものあるべきを期待せんとす。発刊に当り、聊か本書の由来を記して序に代う。

明治四十四年五月

加藤久太郎 識

#### 緒言

一、本書は千葉町会の決議に基づき散逸せる千葉の歴史を総括的に記述するが主眼にて、併せてまた地理及び名所旧蹟等をも附記せり。

一、時代の分類は一に大綱に従い、千葉及び千葉氏と関渉あるものを挙げ、敢えて細別を為さず。

一、千葉氏を以て千葉の歴史の中心に置き、これに依りて上下を立てたるは特殊の意味あるにあらず。唯便宜に従えるのみ。

一、年数の計算は明治四十四年を以て起算点と為し、統計その他の数字は特別の記載なきものはすべて明治四十三年十二月末日現在に依れり。

一、文章は叙事を主とし、敢えて文飾を避けたり。

一、資料は成るべく広くかつ多く蒐集せんことに努めたれど、編纂期間に予め制限ありしが為に十分この希望を達すること能はざりしを憾らむ。

一、本書の起草編纂に当れる委員左の如し（氏名いろは順）

編纂委員長	加藤久太郎
編纂委員	石井 幹
編纂委員	遠山重義
編纂委員	小沢延太郎
編纂委員	和田秀之助

編纂委員 宇佐美佑申

起草者 白鳥 健

一、本書編纂の決議を為したる当時の町会議員は左の如し（議席順）

秋元喜三郎	花沢権左衛門
石井 幹	長谷川清次郎
大野力蔵	宇佐美佑申
杉山弥太郎	長谷川仁太郎
大森源治郎	松山 暢
遠山重義	和田秀之助
君塚房吉	小坂梅吉
国松真三郎	杉田卯之助
布施要吉	楠原繁次郎
田村吉右衛門	小沢延太郎
清古平吉	高瀬茂兵衛
桂田広忠	斎藤茂吉
畑野亀次郎	日暮吉太郎
斎藤三五郎	（三名闕員）

明治四十四年五月五日 千葉県庁舎開庁式の日

編纂者識

目次

一、千葉の地理

位置…地勢…河海…気候…原野…戸口…生業…排置…交通…往時の千葉…現時の千葉…社寺  
官衙学校等…統計

二、千葉の歴史

（一）千葉氏以前の千葉／（二）千葉氏時代の千葉／（甲）平氏時代／（乙）鎌倉時代／（イ）  
源氏時代／（ロ）北条執権時代／（ハ）足利管領時代／（丙）織田豊臣時代／（三）千葉氏  
以後の千葉／（甲）江戸時代／（乙）明治維新時代／（丙）自治制施行以来／（四）往時の  
千葉／盛時の状態…京都の華美…鎌倉の勤儉尚武…千葉城下…築城術の変遷…千葉城…大椎  
城…信仰…貞永式目…学問文芸…風俗

三、千葉の名所旧蹟（附古社寺）

猪の鼻城趾…君待橋…池田坂…羽衣松…千葉野…結城野…袖ヶ浦…白幡の旧蹟…香取山…妙  
見田…御茶の水…御殿趾…綿打ヶ池…作草部と古歌…姥ヶ台御殿…七つ塚…千葉八景…大椎  
城趾…千葉神社（妙見寺）…寒川神社…登渡神社…千葉寺…大日寺…来迎寺

四、附録

さらしな日記…鎌倉大草紙—妙見の祭事…千葉笑ひ…戻り鐘…紅岳の水源…矢作堰の開鑿…  
穴川開墾…石器時代の砥石—布施丹後…田村正顕…安井敏雄…義人忠蔵…孝子楠原長松

目次終

## 千葉誌

### 一、千葉の地理（抜粋）

（配置）町割りの概略を言えば、千葉神社即ち元の妙見寺は、町の北部に在り、南面して遠く猪の鼻の古城址に面す。神社の正面の広き直道は所謂本町通りにて、即ち千葉目抜き地なり。妙見尊は千葉家の祖・平良文が、かつて将門を討伐の時、その戦勝によりて崇めし所にて、即ち千葉家の守護神なり。千葉介常重が、大治年中これを大椎郷より遷して、この地に祀れるもの、蓋し深意の存する所にして、これを以て関東武士の精神的一致を計りしことは、<sup>あつか</sup>恰も<sup>ぎりしや</sup>希臘の昔オリンピアの祭典に依りて、当時多くの小国の人心を統一せしと、偶然にも古今その軌を一にするものにあらざるか。殊に妙見寺及び城廓の位置並びに町割りの大体よりこれを見て、多神教時代の思想がそのすべての上に実現されおれるを想見すべきものあり、……今日の千葉町は約八百年前の千葉と勿論同一にはあらざれど……現今の千葉町は、元の千葉及び千葉寺、寒川、登戸、黒砂の五町村よりなり、これを三十区に分かてり、即ち市街の部は、本町一丁目乃至三丁目、市場、吾妻町一丁目乃至三丁目、通町、横町、南道場、北道場、院内、旭町、長洲、片町、新町、新田、新宿、仲宿、下仲宿、下町、五田保、向寒川、登戸上中下、登戸穴川にして、千葉寺及び黒砂は村落なり、

（交通）交通機関は、総武、房総の二線あり。何れも千葉より分岐して、総武線は東に走り、佐原より分れて、一は銚子に一は成田線と合して成田、佐原に達し、更に成田より分岐して我孫子に至り、水戸線と連絡す。房総線は南に走り、さらに分れて、一は西海岸を木更津に達すべし。一は東海岸を大原、勝浦に達す。海運の便は、袖ヶ浦より一直線に帝都に到るべく、船舶の往来もまた、頗る頻繁なり。

（往事の千葉）千葉町は東京附近の町として大なる町の一なること、上記する所に依りて明かなれど、翻て往時の状況如何と顧みよ。その盛況、<sup>まこと</sup>洵に驚くべきものあり。試に千葉集の記する所を茲に摘録すれば、

大治元年（七百八十六年前）丙午六月朔日、平常重之代千葉始而立、人家一万六千軒（表八千軒裏八千軒）小路表裏五百八十余小路、自會場鷹大明神、至御達報稻荷大明神、七里間大宿也、自會場鷹広小路、至谷部田国中諸侍屋敷、而池内鑄木兩殿在堀内、宿中者千葉家一門住之、宿東者円城寺一族、宿西者原一族也、自橋至御達報、宿町人屋敷、而恒開市、仍称市場云、

以て武家時代の千葉の状況を察すべきなり。而してこれと同様の記事は、大日寺縁起、その他にも明らかに記されたり。<sup>かんが</sup>按うにこの盛世は、常胤が頼朝に属し、頼朝が鎌倉を開きし前後のことなるべく、また七里の間の大宿と云うも、当時は六町一里なれば、今の計算にては、一里六町に相当するものと知るべし。今の三十六町一里は、天正十六（1588）年以來のことなり、現今の町割りにて言えば、大和橋以北はすべて侍屋敷、橋より以南が町人屋敷にて、今の市場は、即ちその遺称なりとは、下総国旧事考の著者も語る所なり。今の吾妻町は、明治六（1873）年に改称したるものなるが、この侍屋敷の跡なるに<sup>ちな</sup>因みて、吾妻町と改めたりと伝えり。斯く一時熾盛を極めたる千葉も、運命の支配を脱すること能はずして、千葉氏の家運漸く傾くに随いてまた、次第に衰運を呈しぬ。されど山河の形勢は、依然として当年の面影を存し、一山一水また、<sup>よ</sup>克く歴史を語らざるはなし。即ち奇古愛すべき青松天を突く猪の鼻山を仰ぎては、千葉家累代の盛衰の

跡を想うべく、袖ヶ浦の浜に遊びては、源右府が義兵を挙ぐるに当り、常胤の応援に依りて、この地に來たれる当年英雄の心事を推想すべく、さらに遡れば、承平天慶の乱に際しては、寒川の海が、鎌倉より常陸方面への進軍の航路にてありしを思えば、甲冑を着けたる平家の武士どもが、<sup>おぼつか</sup>覺東なき和船に赤旗を翻して來往せしの状などまた、連想するを禁じ得ざるべし。さらに君待橋の見る影もなき変化、白幡の旧跡、羽衣松の神秘的なる伝説など、一々これを眺めこれを想えば、<sup>まこと</sup>洵に懷古の情に堪えざるものあり。

されども憾<sup>うら</sup>むべし。千葉及び千葉氏の事蹟は、久しき間世に忘れられたり。かつて享和の頃、俳人成美が、「若菜摘む人さへ知らず千葉屋敷」と言われしは、蓋し当時の千葉の写生図とも見るべく、また如何に世に閑却されたるかを知るべし。然れども、世が如何に健忘性なりとも、歴史ある千葉は、永久に世に捨てらるべきにあらず、<sup>かぜん</sup>果然時運は際<sup>さい</sup>会<sup>かい</sup>せり。即ち王政維新は、千葉最近の発達を生むの母として出で來たれり。明治六（1873）年六月十五日は、実に千葉の最近繁栄の第一日なりき。この日今の千葉県庁は、はじめて我が千葉町に置かれたり。是れより明治政府の地方政庁の地として、民家日に増し、商売漸く熾盛を致し、官衙、学校、軍隊等、あらゆる明治式の営造物は、この地に建造さるるに至り、遂に千葉は総房三州の首要地たるに至れり。人もし千葉に遊び、活気ある市中の情勢を見、清澄なる海辺の空気に接し、<sup>りんかい</sup>澗<sup>かい</sup>たる鱗介に快哉を三呼するの時、その今踏める地の過去を回顧せよ。八百年興亡の夢は、髣髴として諸君の心情に落ち來たらんなり。

漁市蜚村湾又湾、 夕陽明滅水烟間、  
回顧指点冥鴻外、 雲裡双螺是豆山、（北総時誌）

## 二、千葉の歴史（全文）

（千葉の名称）<sup>ちば</sup>ちばと云ふ地名の古書に見えしは、古事記に知波能云々と記されたるがその始めなり。日本後記、和名抄、万葉集にもこの名あり。千葉集には、大治元（1126）年（崇徳天皇）丙午の六月朔日（七百八十六年以前）平常重の代千葉始めて立つとありて、当時の千葉繁盛の次第を記せり。されど是れより先（三代前）平常将は下総権介に任せられ、この地におる、<sup>よ</sup>因<sup>よ</sup>つて始めて千葉を以て氏と為せしこと、盛衰記、旧事考等にも見えたれば、千葉氏がこの地に抛れるは、大治年代に始まれるにあらざること知るべし。<sup>しかのみ</sup>加之ならず、千葉大系図明正記、盛衰記の記する所に依るも、是れより先、百八十年前即ち天慶の乱に於いて、平良文が将門討伐の爲めに、鎌倉の稲村崎より土浦に出航するの軍令中に、下総池田郷に居住する平良兼が将門に内応すと聞き寒川着船を避けて、馬加に上陸せることを以てせり。蓋し良兼が将門に内応しおると云いしは、当時良文の誤聞に属すと<sup>いへど</sup>雖も、良兼が下総介として、この時池田郷におりしことは、諸書の記する所を綜合すれば、事実たるに似たり。而して池田郷はその後、平忠常が、万葉集に知波能とあるに<sup>ちな</sup>因<sup>ちな</sup>みて、池田を千葉と改めたりとも伝へり。されば今の千葉に初めて居を構えたるは、平良兼に始まり、（良兼は高望王の子なり）、忠常に至りて城を築き、その子常将以下ここにおり、常兼に至りて上総の大椎に移り、その子常重再び千葉の本城に移り、常将より以後、この地を以て子孫累代の城地と為せるものとすべし。蓋し千葉氏は桓武の後裔・平高望より出でて、平氏の中葉より興り、天正十八（1590）年七月六日小田原落城と共に千葉氏滅亡の夕べに至るまで、時に盛衰興亡なきにあらずと雖も、上下大約七百年の間、居をこの地に占めて武門一流の英名を国史の

上に刻みたるは、吾等が是れより叙せんとする歴史の大綱なり、吾等は便宜のため千葉の歴史を次の四項に分かちてこれを説かん、

- (一) 千葉氏以前の千葉
- (二) 千葉氏時代の千葉
- (三) 千葉氏以後の千葉
- (四) 往時の千葉

### (一) 千葉氏以前の千葉

成務の朝、地方制度を整理し山河の形勢によりて、国県を分かち国造、県主、稻置を国郡に置き、地方の政務に一新を加えたりと雖も、制度久しうして弊害漸く生じ来り。当初の善政たりし国造、県主の制も、後には土地兼併、勢力専行の具となり、遂に五百余年の後には、大化の新政に依りて、国造、県主の制は改められて、国司、郡司の新制は布かれ、国造は年を限りて交替し、郡司は世襲と定め、而して外に介を置き、また椽を置き、なおこれを外にして、少目を置き目代をも置きたりと雖も、時勢は永く同一政治の下に拘束すること能はずして、世態は漸く轉移し、兵権一たび鎌倉に帰してよりは、源頼朝、大いに地方制度の宿弊を革正し、国内の安寧を保たんがために新たに諸国に守護を置き、荘園に地頭を置き、而して守護は国司（朝廷にて任ずる官）の外に在りて、専ら軍事警察の事を取り扱い、地頭は荘園の持主の外に在りて、荘園内の監督を掌らしめ、以て乱れたる世を治めり。

斯の如くにして、地方制度は古来幾たびか革まれり。この間に在りて千葉は如何なる史蹟を吾人に齎らせるか。大觀し来たれば、この間の史伝は全く闕失に属せりと云ふも大過なかるべし。唯国造時代のものには、日本後紀の記する所に依りて、次の国造の置かれたることあるを知るべし、即ち延暦二十四年十月癸卯、正六位上千葉国造大私部直善人授<sub>二</sub>外従五位下<sub>一</sub>、又大同元年正月癸巳、外従五位下千葉国造大私部直善人為<sub>二</sub>下総大掾<sub>一</sub>、四年三月丁未授<sub>二</sub>本位<sub>一</sub>、先<sub>レ</sub>是善人在<sub>レ</sub>任、臙汗狼籍、追<sub>二</sub>其位記<sub>一</sub>、至<sub>レ</sub>此矜<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>老旧之劳<sub>一</sub>、授<sub>二</sub>本位外従五位下<sub>一</sub>とあり、而して大私部直の性は、敏達天皇紀六年二月甲辰朔、詔置<sub>二</sub>私部日祀部<sub>一</sub>とあり、姓氏録には大私部、開化天皇皇子彦産命之後也と記せり、されどここに千葉の国造と云うも、下総の国造が千葉郡におりしが故の在名なるべしと思はる。千葉郡または千葉郷の国造にはあらざること喋説するまでもなきなり。これに対して下総旧事考の著者は、「千葉郡に殿台村と云う所あり、国造の址は即ち是れなるべし」と云うと雖も、別に考証に足るものあらず。さらに一段進みて千葉の詮索に入れば、千葉は元正天皇の靈龜元（715）年、里を廃して郷と改めたる時に在りては、千葉郷と称したり。盛衰記平忠常の条には下総国葛飾郡池田郷に新たに城を築き、池田郷を千葉郷と改称したりと記せるに徴すれば、その先後を十分明別すべからずと雖も、池田郷は千葉郷よりも先に在りし名称なるが如くに思はる。かつ池田郷と云うは、今の都川より以南、寒川に至るまでの間を称したるが如し。今猪鼻坂下なる市場に池田橋、池田坂と称するものあるは、当時の郷名の遺れるものか、『さらしな日記』を見るに、

おなじ月（治安元年九月）の十五日、雨かきくらし降る、さかひを出て、下野（下総の誤）の国のいかたといふ所にとまりぬ、家などもうきぬる計に、雨ふるなどすれば、おそろしくて、いもねられず野中にをりたちたる所に、ただ木ぞみつたてるところに、其日は雨にぬれ

たるものどもほし、国にたちおくれたる人々まつとて、そこに日を暮しつ、とあり、而してここにさかひと云うは、下総村田村に三がい畑と云う所あり上総下総の界なりと云ふ、さかひは即ちそれを指ししなるべし。また「いかたはいげたの訛なるべし」と、旧事考の著者は明言せり。加之ならず和名抄にも千葉郡池田郷とあれば、旧事考の記する所、真なりと做すべし。而して『さらしな日記』は、治安元（1021）年九月のことを記せるにて、千葉の創立と称する大治元（1126）年を去る、実に百五年以前のことにて即ち藤原氏時代のことなり。また姓氏録には池田首、景行天皇の皇子大碓之後也とあり、而して景行天皇は、坂東を巡狩ましまししこと、日本紀、常陸風土記等に見えれば、池田首はそのゆかりにや、されば或いはその族なりし人の、この地の郡領などになりしより負へる名にはあらずや。されど憾むべし、所謂千葉郷時代の千葉は何人がこれを管せしか、今文献のこれを徴知すべきもの殆どあるなし。

## （二）千葉氏時代の千葉

### （甲）平氏時代

千葉氏は平高望より出づ、高望は葛原親王の孫にして、高見王の子なり。寛平二（890）年庚戌五月十二日始めて平朝臣の姓を賜う。従五位上に叙し、上総介に任ず。武蔵及び相模におる。三子良兼下総介に任じ、承平五（935）年将門の乱に当り、良兼これを討つて功あり。五子良文父の職を襲ぎ、良文の孫・忠常始めて下総権介に任じ下総におる。その子・常将また権介に任じ、始めて居を千葉に占め、千葉を以て氏と為す。常将の子・常長、千葉大夫と称し、常長の子・常兼移つて上総大権におる、大権権介と称す。子・常重に至りてまた千葉に還る。斯くて常将以来累代相継いで職を襲ぎ、千葉を以てその居と為せり。蓋し常将が初めて千葉に居を占め、千葉介と称したるは、今より凡そ八百余年前のことにして、世は実に平氏の初葉に属せり。而して平氏の時代に於ける、千葉氏の史迹を飾るに足るべきもの一二にして止らずと雖も、就中吾人の看過する能はざるものは、前には承平、天慶に於ける将門の乱叛して、次には忠常の反（長元四（1031）年）、而してその次は前九年及び後三年の役に於ける常将、常長の軍功なりとせざるべからず。言ふまでもなく千葉氏は、その祖先よりして、弓矢を執りて立てる平家の一武人なり。固より政治上の策略妙趣などはその解する所にあらずと雖も、これ等の変乱に於いて、武門本来の勲功を収め、特に将門の叛に対して、その順逆を誤らず、他の容喙に先んじて、同門不臣の責を自ら償いたるは、克く君臣の大義を知れるものと為すべく、乃ち良兼、良文等の労以て多とすべし。頼山陽がこれを論じて「獨有一将門焉、而出於平氏、豈非其宗之大恥哉、然能討滅之者、亦出於平代焉、則足以相償矣」と言いしは、即ち卓見と為すべし。されどその将門をして、ここに至らしめたるもの、果して是れ誰れの罪ぞ、頼氏はこれに対して、さらに下の如く言へり、曰く

抑使将門得一檢非違使、則未必甘為反賊、故天慶之乱、皆相門驕傲、壅塞上下之所致也、と是れ当時の情勢より見て、必ずしも酷評にあらざるべし。史眼炬の如しとも評すべきか。吾等をして、以下少しくこの時代に於ける千葉氏の事歴を叙せしめよ。

史を大観すれば、承平、天慶の乱は、偶々当時の地方制度の紊乱をその反面より説明したるものにて、当時豪族等は盛んに私有の地を占め、私兵を養ひて、暴威を振り、国司もこれを制御するの實力なく大宝の兵制、口分田の制等は、既に形骸に帰したるの結果なりと做す。即ち一の将門をして、天縱我以武、吾取帝位、孰能拒之と豪語せしめたるもの、実に当代を説明して余りあ

るものにあらずや。而して承平の乱は、実に天慶の叛の第一歩なり、霜雪に先つの霰なり。史に伝ふ、初め平高望、上総の国司となりて任国に赴くや、俄然平氏の一族東国にはびこる。高望四子あり、国香、良将、良兼、良文と云う。而して良将の子に将門なるものあり、相馬小次郎と称し、性桀黠<sup>けつかつ</sup>にして武術に長ぜり、出でて京師に行き、摂政藤原忠平に倚りて、檢非違使たらんことを求めしが、忠平これを許さず、将門乃ち深くこれを憤り、下総相馬の里に帰り、徒属を率い攻剽を以て偽官を置き、偽都を建て、自ら平親王と称し、大いに驕傲を極む。時にその伯父国香、常陸の大掾たり、良兼下総介たり、みな将門と隙あり。また前常陸掾源護も将門と善からず。乃ち承平五（935）年二月、将門常陸に入り、国香及び源護の三子・扶、隆、繁を攻めてこれを殺し、大いに常陸及び下総を乱せり。時に国香の子・貞盛、<sup>たまた</sup>偶ま公事を以て京師に在り、変を聞きて慟哭す、直ちに暇を告げて郷に帰り、父の屍を葬り、乃ち仇を復せんとせしが、力微にして及ばず。<sup>いつわ</sup>伴りて将門と和し、而して良兼、良正（貞盛の従弟）は共に護と姻戚の間なるを以て、良正護の為めに、報仇を謀り、この年十月二一日、兵を新治郡川曲村に出だして将門と戦ふ。良正の兵、射殺せらるるもの六十四人、遂に敗走す。二二日、将門乃ち相馬に帰る。是に於いて、良正使を上総に遣わし、援を良兼に請ふ。良兼乃ちこれを諾す。六（936）年六月二六日、良兼兵を発して、昼夜疾行、上総の武射郡、下総国香取郡神崎を経て、二七日黎明、筑波郡水守宮に到り、ここに良正、貞盛と会し、相共に兵を引いて下野に到る。二六日、将門急遽僅に百余騎を従え、下野の国界に赴き、自ら良兼の軍を偵して、その兵馬の整盛を見、心頗るこれを難じ、乃ち試に歩兵をして戦を挑み、人馬八十余を射る。是に於いて、良兼の軍大いに擾<sup>みだ</sup>る。将門、これを北に逐うて下野の国庁に到る。将門の軍、勢威頓<sup>とみ</sup>に加わる。されどその叔父の故を以て、これを殺すことを為さず、特に西面の囲みを解き、良兼、良正、貞盛並びに部下千余人と脱することを得せしむ。将門即日良兼等の罪状を普く所在に示し、かつこれを国庁日記に録して、相馬に帰る。九月七日、朝廷左近衛番長正六位上英保純行、英保代立、宇自加友興に命じて、去年十二月の符を常陸、下野、下総に下し、叛人将門及び源護、真樹等を召さしむ。蓋し是より先、護、将門の罪惡を訴うる所ありしに由る。真樹、姓は佐田、国香の僚属にて後また貞盛に従えるもの。然れども、将門もまた、十月十七日を以て、京に上りて良兼等の罪状を訴えり。是に於いて、檢非違使推問の結果、遂に将門理ありと決す。七（937）年正月将門京師に詣り、四月七日遂に赦に遇い、罪を免ぜらる。五月十一日、辞して相馬に帰る。

既にして良兼、脚<sup>かく</sup>む所あり。大いに兵革を改め、同七年八月六日、良兼兵を常総の境に出だし、十七日豊田郡下大方郷堀越（蓋し今の大房村）の渡に陣し、偶ま将門脚を患い、指揮意の如くならず、全軍大いに敗れ、死傷算うべからず。将門、遂に妻子と共に幸島郡葦津江（蓋し今の岡田郡蘆谷）に逃がる。十九日良兼等、将に上総に帰らんとして、路を幸島に取る。<sup>たまた</sup>適ま将門の妻子船に乗じて対岸に移らんとすと聞き、良兼乃ち兵士に令してこれを虜にし、かつ雑貨資具を獲りて、二十日上総に帰る。九月事を以て常陸に之<sup>ゆ</sup>く、時に将門の妻子は拘じて上総に在り。因て策をその姉に授けてこれを逸す。十日将門の妻、遁<sup>かえ</sup>れて豊田に復る。蓋し将門是れより先、居を豊田に移せるなり。十九日将門、良兼が真壁郡服織（今羽島に作る）に在るを聞き、兵千八百を<sup>もち</sup>てこれを襲ひ、その宿舎を焚く。良兼、筑波山に竄る。将門尋ねて豊田に帰る。この歳十一月五日、朝廷符を武蔵、安房、上総、下野、常陸等の諸国に下し、良兼、貞盛、公雅、公連、清文等をして力を勦<sup>あわ</sup>せて、将門を追捕せしむ。即ち貞盛は時に常陸大掾にして、公雅は下野守、公連は後に

下総押領使たり。清文、姓は秦、蓋し共に皆当時東国の官司たるもの、将門これを聞き、ますます勢威を張り、以て遠近を威嚇す。是を以て人皆これを恐れ、依違として行わず、独り良兼のみ鋭意以て誅討を計れり。適<sup>たま</sup>ま将門の使、しばしば常陸石田荘に往来するものあり。良兼、常陸に在りてこれを聞き密かに誘うて虚実を覗う。僕乃ちこれを諾す。良兼大いに喜び、これに賞を約す。僕、この日一田夫に請うて、その居豊田郡岡崎村に帰り、翌日田夫と共に炭を担うて将門の石井營に到る。是より先、将門別營を石井（今岩井に作る）に築く、宿衛すること一兩日、密かに田夫を導き、遍く營内の設備を視せしむ。乃ち田夫還りて詳にこれを良兼に報じ、良兼その要を得、夜に乗じて将にこれを襲はんとす。十二月十四日、精兵八十余人を択び、夕に発して石井に赴く。亥の刻、兵恰<sup>あたか</sup>も結城郡法城寺を過ぐ。たまたま将門の兵、ここに在るものあり。これを察し徐行して後に従う。されど良兼の兵はこれを覺らず、鷺嶋橋（今の結城郡新宿村に在る）に到るや、将門の兵疾走し入りて急を報ず。時に将門見憲兵僅かに十人、頗る狼狽を極む。而して良兼の兵が石井を襲えるは、既に卯の刻なりき。将門乃ち大いに決する所あり。自ら進みて良兼の兵を撃つ。勢ひ当るべからず、将門の兵轡を連ねて追躡す。良兼の兵、斬殺せらるるもの四十余人、衆みな逃げ散せり。

斯くて討伐の軍、常に利あらざれば、貞盛一日慨然として曰く、「男子身を立て名を揚ぐる、忠孝に過ぎたるものなし。而かも人生は真に駒隙のみ、吾れ何ぞ讐賊を遺して歳月を玩ばんや。若かず、事を朝廷に奏し、命を奉じて志を伸ぶるには」と。乃ち八年二月、窃かに山道より京師に赴かんとするや、将門早くもこれを聞き、「思うに是れ必ず吾を朝廷に讒せんとするならん。宜しく尾してこれを蹂躪すべし」とて、百余騎を従えてこれを追ふ。即ちこの月二十九日、信濃国小県郡国分寺の傍に及んで、千阿川に沿うて要撃す。貞盛の部下・佐田真樹、箭に中りて死す。将門の兵、箭に中れども死せず。貞盛戦敗れ、遁れて山中に匿る。将門、搜索すれども終に得ずして石井に帰る、貞盛、辛うじて京師に入り、状を具して命を請ふ。この歳五月二十二日、元を天慶と改む。即ち天慶元年六月中旬、貞盛、朝廷将門を召すの符を奉じて常陸に帰り、常陸介藤原維幾に依りて、これを将門に伝うも、将門頑としてこれを奉せず、驕暴愈々甚だし、維幾は即ち貞盛の姑夫なり。

（天慶の乱）されど将門の僭恣、豈にこれに止まらんや、果然彼は天慶二年五月、遂に叛乱を企てり。即ち下総、上総、武蔵、相模を攻めて悉くこれを下す。この歳六月、良兼卒す。時に将門の弟に将平なるものあり。諫めて曰く、「帝王もともと命あり。妄りに冀<sup>こいねが</sup>うべからず。願くはこれを熟<sup>じゆくず</sup>凶せよ」と、然るに将門は、「天、我に縦すに武を以てせり。吾れ帝位を取る。孰れか能くこれを拒まんや」とて、飽くまで実力を以て帝位をうかがわんとせり。嗚呼、何等の僭恣、何等の不臣ぞや。これに対して、頼山陽が、曾<sup>かつ</sup>て将門が藤原純友と語れるを叙せるその一節を、ここに引用するを得せしめば、将門の僭恣なる、更に唾棄すべきものあり、曰く、

初将門与藤原純友者友善、嘗同登比叡山、俯瞰皇城曰、壮哉、大丈夫不当宅此邪、遂与謀反、謂純友曰、他日得志、吾王族、当為天子、公藤原氏、能為我関白乎。

と、斯くて純友は伊予掾たりしが、任満て還らず。海島に抛りて盗を為し、以て遙に将門に応せり。されば京師の騷擾は実に一方ならざるものありき。翌年正月朝廷、参議藤原忠文を遣わし、将門を討たしめしが、その未だ到らざるに当りて、国香の子貞盛、下野の押領使藤原秀卿と共に、将門を攻めてこれを亡せり。斯くて八洲の天地初めて平定に帰せり。而して忠文等、これを聞き



途より還る。貞盛功を以て、従五位上に叙し、次で従四位下に累遷し、鎮守府将軍に任じ、陸奥守を兼ね、世称してこれを平将軍と呼べり。

この叛乱に際して、千葉の祖平良文（良兼の弟）は、当時鎌倉の村岡に在りしが、将門の行動を以て、朝恩を忘却せる一族の大恥辱なるを深く感念する所あり。飽くまで誅戮せざるべからずとて、挙族を率いて、鎌倉より海路下総国葛飾郡馬加浦を経て常陸に進み、大いに常陸及び両野の間に戦えること、千葉家方の記録に詳記する所なり。而かもここに特書せずして止む能わざるは、この乱に於ける、敵の軍勢は頗る多く、到底衆寡敵すべくもあらざりしに、良文等の軍が見事戦捷を博したるは、実に尋常の事にあらずして、神冥の加護に依れりとの事、是れなり。（事は別項妙見寺の項にあり）これらの記録は、固より伝説をその儘に筆録したるに過ぎざるべきも、若し夫れ衆寡を以て、戦の勝敗を断するを得べくんば、将門の軍は必然勝利を占むべきが順序なり、されば当代民人の思想を以てすれば、良文等の戦捷を神の權威に帰せしは、必ずしも附会の言にあらざるべし。即ち今の千葉の妙見尊は、良文が天慶の乱に上野国より勧請したるにて、事は天慶三（940）年庚子の三月二五日、親しく朱雀帝の叡聞に達したる所なりと伝えり。

なおほ承平、天慶の乱に就いては固より記すべきの少なきにあらざると雖も、そは将門記の範圍に属すべく、茲には敢えて細節に入ることを避けたり。

（良文）鎮守府将軍平良文は、初め武蔵平井におり、また秩父に移る。後、相模村岡におる、村岡五郎と称す。父の職を襲ぎ上総介たり。上記将門の叛乱に際し、功を以て天慶二（939）年鎮守府将軍を拝し、陸奥守を兼ね。良文、武幹あり、最も騎射を善くす。仁和二（885）年丙午三月十八日を以て生れ、天曆六（952）年壬子十二月十八日卒す、年六十有七、父は平高望、子忠頼、忠通あり、忠頼嗣ぐ。

（忠頼）忠頼又村岡におる。村岡次郎と称す。上総介に任じ、従五位下に叙す。寛仁二（1018）年戊午十二月十七日卒す。年九十。子忠常、将常、頼尊あり、忠常嗣ぐ。

（忠常）忠常初めて父の職を襲ぎ、後下総権介に任じ、武蔵押領使を兼ね移りて上総大野（或は曰ふ大椎）におる。後下総の大友に移る。忠常の家宰・千田安慶の子充尚、常陸介平正度の子・梅寿の傳・秋津隆準と、俱に出獵を試む。その僕、獲鹿を争いしが、隆準が従者の奪う所となる。忠常これを愠り、将に兵を發して正度を襲わんとす。下総守藤原包昌、これが調停を為し、而して忠常を抑ゆ。忠常ますます怒り、乃ち包昌の使を斬り、兵を挙げて叛す。

（忠常の反）長元元（1028）年六月、忠常兵五百余を率いて、包昌を国府に襲ふ。小田莊司義英これを禦ぐ。戦敗れ包昌と相馬津に避け、遂に京師に遁る。是に於て、忠常椿湖（今の十六島なるべし）に臨み、柵をかまえて功戦の備を為す。正度、これを聞き、変を京師に上る。その子維盛をして、兵三千を率いて、大友を襲わしむ。攻撃三昼夜にして、克つ能わず。維盛乃ち引還る、六月忠常兵を率いて、安房を略し、火を放ちて、その守惟忠を殺す。二十二日朝廷、檢非違使右衛門少尉平直方、少志中原成道を遣わし、官符を東海、東山の二道に下し、兵を徴して忠常を討たしむ。八月五日、直方、成道京師を發して、下総に向う。従兵二百人、二帥武蔵の隅田川に到る。忠常兵を出だして、これを撃つ。互に勝敗あり。この歳、常陸前司平維衡を以て、常陸介と為し、平維時を以て、上総介と為す。二帥相議して曰く、「今忠常兵と糧と頗る富む。力を以て争い難し。若かず、その糧道を絶ちて奇襲を試むるには」と。乃ち兵を分ちて三と為し、成道、藤原光業と一軍を率いて、上総の伊北に赴かしめ、直方、正度と一軍を率いて常陸荒木に赴かしめ、

而して一軍を隅田川に駐屯せしめ、以て諸路を絶てり。されど忠常屈する色なし。二（1029）年二月五日、朝廷符を下し直方及び東海、東山の兵を促し、北陸の兵を加え、忠常を討つ。六月十三日檢非違使に命じて、忠常の家僮の京師に在る者を搜索せしむ。蓋しその声息を窺うものあらんを慮れるなり。十二月八日、成道官を罷らる。三（1030）年三月、忠常の兵安房を劫掠す。光業畏れ印鑰を棄てて逃れ、二十七日京師に帰る。二十九日平正輔を以て安房守に任じ、これに代らしむ。この秋、将に任国に赴かんとして、路次伊勢に於いて、前左衛門尉平教経と論争して戦に及び、乃ち任に赴かず、事を以て朝廷に訴ふ。朝議法家をしてこれを勘ぜしむ。九月二日、朝廷直方を召し、さらに甲斐守源頼信に命じて、東方諸国司の兵と忠常を伐たんとす。正度引還す。十一月、直方等京師に還る。四（1031）年春、頼信常陸に到る。兵衆未だ集らざるも、国兵を率いて将に急にこれを攻めんとす。国人左衛門尉平惟基曰く、「忠常従類甚だ多く、かつその居、内海に臨み、嶮阻に拠る。而かも軍鋒甚だ鋭なり。寡兵を以て猝かに攻むること難し。請ふ、大衆の到るを待ちて進軍すべし」と。頼信聴かず。四月、従兵及び常陸の国兵二千騎を合せ、下総に赴かんとして、鹿島に到る。惟基、騎兵三千を率いて、鹿島祠前に会す。総じて五千騎なり。以て内海の湾に臨む。内海は鹿島香取の間に在り。利根・毛野二流の合する所なり。北渚よりして、南岸を望む。纔に人馬を弁すべし。而して忠常が拠る所は、内海の湾の高所に在り。故にこれを攻めんには、陸なれば則ち七日、船なれば則ち一日にして、その処に達すべし。されど忠常悉く舟楫を収め、海に逼り、墨壁を列ね、官軍済るを得ず。乃ち人をして往て説くに禍福を以てせしも、忠常従わず、是に於いて頼信衆を会して策を問ふ。然るに衆皆曰ふ、「舟なくば何を以てか軍を濟さん」と。頼信奮て曰く、「若しそれ海を環りて行かば、則ち徒らに日を曠しうせん。従て敵はますます備えを固うすべし。想ふに彼必ずや嶮を恃みて、備を設けざるべし。もしも直進して不意を衝かば、則ち一鼓して抜くべきにあらずや。事は即ち急速を要す」と。「吾れ嘗て聞く。この海浅き処ありと、軍中これを知るものなきか」。時に真髪高文なるもの進みて曰ふ、「吾れこれを熟知せり」と。乃ち疾く馳せて海に入り、一卒をして、後に従え葦を立て、標識を為さしむ。是に於いて、全軍海を渉るを得たり。深さ馬腹に及はず、忠常果して守備全からずして、防戦する能わず。突如衆兵の寸前に到るを見て、倉皇策なく、直ちに髪を剃り、子・常将、常親及び郎等三人を従え、名簿及び怠状を奉じて出でて降る。乃ち頼信その旨を言上す。二十八日、頼信の使書京師に着す。乃ち朝廷命じて忠常を赦し、かつ頼信をして、これを身に随えて上京せしむ。五月、頼信、常将等を国に留め、忠常を随えて常陸を發す。二十八日、忠常病を發して、美濃に卒す。年五十有六。頼信乃ち首を斬りてこれを献ず。忠常の子・忠将、常将、恒遠、恒親、恒宗あり、忠将先に陣没す。即ち常将嗣ぐ。

今昔物語に曰ふ、良文以来、武名顕世、至忠常威名倍振、以世在東国、私邑漸広、上下総地多為其領邑、追従之徒甚多、故負豪富暴横不致租税、不勤公役、

忠常、不幸晩年名節を誤まると雖も、是れ皆千葉氏の威名、天下に敵なきの致す所なり。今昔物語の記する所、要を得たりと為すべきか。

（常将）常将、小次郎と称し、母は平正度の女、故正度これを源義家に託し、義家善くこれを看る。後、従五位下に叙し、下総権介に任じ、下総国千葉におる。因て始めて千葉を以て氏と為し、千葉介と称し、康平中源頼義に従いて、前九年の役に軍功あり。大椎郷を賜い、寛治三（1089）年また子族を率い、義家に後三年の役に従うて、藤原武衡を奥州に討て功あり。乃ち千葉の旧領

を復せり。蓋し千葉氏が、源家に志を通じたるは、この時に始まれるにて、後日常胤が頼朝に属して勲功ありしも、蓋しこの素因ありしが為ならん。承保三（1076）年丙辰六月五日卒す。年六十有七。子・常長、恒直、常長嗣ぐ。

（常長）常長少にして亀寿丸と称し、また下総権介に任じ、下総押領使を兼ね。天仁元（1108）年二月九日卒す。年七十。子・常兼、常満、常房、頼常、常時、常遠、常継、常仲、行長、常基、常途あり。常兼嗣ぐ。

（常兼）常兼従五位下に叙し、下総権介に任ず。移りて上総の大椎におる。乃ち大椎権介と称す。大治元（1126）年丙午二月十日卒す。年八十有二。下総国千葉大日寺に葬る。大日寺には、常兼以下十六世の墳墓あり。子・常重、常家、常康、常広、常衡、常光あり。常重嗣ぐ。

（常重）常重従五位下に叙し、父の職を襲ぐ。大治元（1126）年六月朔日、復び大椎より移りて千葉におる。人と為り智勇、思慮あり。能く衆心を得、一族輯穆、上下一致す。是を以て家声大いに揚る。加之ならず、多く社寺を興し、鎮守妙見尊堂は、常重の代に建立したるなり。この時常重の二子胤隆、密に妙見尊の像を荷うてこれを稲田の中に隠し置きたるに、金色の光明を発せり、との頗る神秘的なる伝説あれども、茲にはこれを省き置くべし。これらの伝説は、千葉盛衰記、明正記、千葉集、大日寺縁起など称する記録に詳らかなり。治承四（1180）年五月三日卒す。年九十有八。平政朝の女を娶り、子・常胤、胤幹あり。常胤嗣ぐ。

以上は平代の時代に於ける、千葉氏の大要なり、この時代に於いて最も異彩を放てるものを求めば、吾等は、先には、良兼、良文、次は忠常、常将、而して最後に常重を挙げんと欲す。されど特長は甚だしく相異れり。即ち常重は、智も勇も兼備して、而かも頗る重厚の風ありしに反して、忠常は却々の快男児なり。何事にも負けず嫌いの一本調子の武士と見えたり。常将は千葉家中興の宗たるだけに戦争も巧みなりしが、着実なる所ありき。而して良文、良兼は、これらの諸豪傑に比して、今少しく偉大なる部分多かりしが如し。而かも智も略も決して他の諸豪傑に譲らざりき。されど世は未だ平氏亡滅の期に会せざるに先立ち、平氏の末流なる千葉氏自らその祖先伝来の赤旗を倒して、早くも源家再興の業に加担し、千古の英雄源頼朝をして、鎌倉の鴻業を成就せしめ、而して武家政治の端を開けり。

## （乙） 鎌倉時代

### （イ） 源氏時代

既に述べたるが如く、千葉氏はその祖平氏に出づと雖も、源家との関係もまた浅からず。即ち治承四（1180）年八月、前右兵衛佐源頼朝が石橋山の戦い敗ぶれ（東鑑・治承四年八月二十九日の条に武衛相具実平、掉扁舟、令着安房国平郡竜島、北条氏以下迎之云云、時に頼朝に従へるもの、北条時政、同義時、和田義盛、安達盛長、岡崎義実、三浦義澄、土肥実平等七騎なりと云）遁れて安房に走るや、安房の人安西景益に依り、千葉介常胤を招かんとし、安達盛長を千葉に遣わししが（東鑑に曰ふ九月四日なりと）常胤その二子胤政、胤頼とこれを客座に延き、歓待大いに勉むる所あり。乃ち盛長旨を伝えしが、常胤沈吟して未だ答うる所なきに先立ち、二子進みて曰へらく、「前右兵衛佐義に仗って兵を挙げ、天下の為に害毒を除かんとし、首として我が族を招く、大人何の顧慮する所」ぞと。常胤乃ち開悟して曰く、「前右兵衛佐、先業を興復せんとする、洵に欽仰に禁へず、常胤何ぞ敢えて異志あらんや。されど方今駐駕の地は、別に山河の固めあるにあらず。而かも鎌倉は祖先の故址なり。急ぎ軍を移してこれに拠るに若かず。常胤応に子弟を

率いて奉迎すべし」と。聴き終りて、盛長大いに喜び、直ちに還りて（東鑑に依れば九月九日）<sup>つがき</sup>備にこれを頼朝に報じければ、頼朝もまた大うに悦ぶ。或は曰ふ、「常胤が盛長の提言に対して逡巡快決を表せざりしは、二子をしてまず賛同の意を表せしめんとしたるが為にして、殊更に躊躇の色を装えりしなりと。されば常胤もまた二子の決意を聴き終りて、内心大に喜びし」と云ふ。また同じ月の四日、和田義盛を上総介平広常に遣わしけるが、広常は「千葉介常胤と談じて後、参向すべし」と答えたれば、頼朝は心中私にこれを疑い、広常の到るを待たず、安房を去り、<sup>ことさら</sup>故らに道を西上総にとり、（蓋し広常上総の布施に在るが故か）鹿野山を経て小野山に至りし時、風を望みて馳せ加われるもの、既に三百騎に及べり（小野山村に在る三百騎坂は即ち是れ）。次で順路大井に到れる時は、兵既に一千騎に達せり（世俗に大井村の千騎坂と云うはこれが為なりと）。而して常胤がその六子及び孫・成胤等三百騎を率いて、初めて頼朝の軍と会したるは、この地にして、時に頼朝は欣然常胤を座右に延き、接待甚だ<sup>あつ</sup>渥きを極めり。常胤乃ち議を献じて曰く、「軍中宜しく多く旗幟を立てて、以て軍容を<sup>さかん</sup>壮にし、而して観望の徒を嚇すべし」と。頼朝、その理由あるに服し、これに従う。それより相共に姉ヶ崎、八幡等を過ぎて、千葉の猪の鼻城に着けり。この時常広、胤光、胤信、胤政、胤頼等十有余人、寒川の橋詰までこれを出で迎えり。時に治承四（1180）年九月十七日なり。

斯くて猪の鼻城に入らせられたるは、秋日西に没し<sup>よがらす</sup>晚鴉噪然たる頃なりしが、それより城中にて頼朝親しく常胤に対して曰へらく、「自今以後、卿を視る父に対するの礼を以てすべし」と。常胤乃ちその厚意に感謝す。時に常胤一少年を携え来たりて謁を頼朝に請いしに、頼朝その名を問う、曰く「これ陸奥六郎義隆が一子、毛利冠者と称す」と。「而して義隆は、平治元（1159）年十二月天台山竜華越に於いて戦死するもの。その死する時、冠者生れて纔に五十余日、翌永暦元（1160）年二月、二歳にして下総に謫せられ、常胤これが養育に任じたるが、今年正に二十二歳なり」と。頼朝静かに聴き終りて近くこれを召し、これに吾が名の一字を給わり、称して頼隆と云えり。後、従五位下に叙し、伊豆守に任ぜり。斯くて翌十八日は頼朝一族を従え、千葉妙見尊に詣で、幣帛を献げ、名刀（国光の大刀と云ふ）及び源氏の白旗十二流、並びに神馬二頭を納め、華見川（今検見川に作る）中山、真間を経て、国府台に一泊、翌日（即ち十九日）隅田川の陣に着しけるが、常胤既に諸般の準備を<sup>お</sup>卒えて在り。頼朝の至るを見て、これを迎えり。この時、上総介平広常（当時夷隅郡布施郷におれり）、二万余騎を率いて隅田川に到りしが、頼朝、広常の二心あるを疑い、かつその遅参の無礼を怒り、断乎として参見せしめず。暫く、後陣に在て命を待つべしと言ひければ、広常その大胆に驚き思うよう、「如何なる大豪傑ぞ。今や海内挙げて平相国の所管にあらざるなし。吾れ大衆相具して参向する。当に大いに恐悦感謝して然るべきならずや。然るに却て遅参を責むるとは」と。乃ち己が陣に帰り、一族会して「佐殿は父祖にもなお勝りて<sup>あっぱれ</sup>天晴、良将の器におはしますぞや。平家を亡ぼして日本の大將軍となり給はんこと、何の疑いあるべき」とて、一族の忠勤を励ましたり。鎌倉幕府の記録たる東鑑に「依<sub>レ</sub>之忽変<sub>一</sub>害心<sub>一</sub>奉<sub>一</sub>和順<sub>一</sub>」と記せるは、即ちこれが事実を簡潔に叙述したるなり。蓋し広常、当時の真情は、頼朝とは如何なる人物なるかを試み、もし望みなき人物ならんには、一撃以てこれを粉碎する何の難き事かあるべき、然らば平清盛よりも恩賞もあるべし、もし有為の人物ならんか、奉じて以て人望の地に墜ちたる平氏に対して打撃を試みるもまた快なり。是れまた家を起すに足れり」との二心にて、頼朝に会見を請いしなり。されば頼朝が初めより広常に信を置かずして、常胤に信頼したるもまた当然なりと

雖も、以て頼朝の慧眼と氣胆とを見るべく、広常が如きは、実に武士の風上にも置くべからざる陋劣<sup>ろうれつ</sup>の輩なりと為すべし。斯くて来たり属する者、接踵絶えず、前陣は三浦義澄、畠山重忠、後陣は千葉常胤、上総介広常にて共に川を渡りて、武蔵国に入れば、甲斐の源氏武田信義、一条忠頼、及び豊島、葛西、足立の諸族、馳せ参ずるもの幾千なるを知らず。是に於いて頼朝、常胤の言の如く、源家と因縁浅からざる鎌倉を以て根拠と為すべく、これに赴けり。時に治承四（1180）年十月六日なり。

斯くて千葉より隅田川に至るの途中、頼朝の為に東六郎胤頼が詠進したる和歌兩三首をここに挿入して、関東の古武士が風流の面影を偲ぶの料と為すべし。

△華見川橋にて

水上の藻にや咲らん谷川の

華見にけらし峰の春風

行水を色もあやふき華見川の

桜波寄る峰の夕風

△中山にて夜に入りければ

小夜深く鬼のしこ草ふみ越て

行方言問ふ真間の浦人

△真間を過ぎ継橋と云ふを聞きて

辿り来ていつかはここに葛飾や

絶えせぬ御代を渡る継橋

（富士川の対陣）而して朝頼既に房総及び武蔵、相模を従え、鎌倉を根拠として、漸く西上せんとせしかば、平清盛、左少将平維盛、薩摩守平忠度、三河守平知度等を大将と為し、東して頼朝を伐たしむ。維盛進みて駿河に至り、富士川に陣しけるが、頼朝兵二十万騎<sup>もちい</sup>を将て、川をはさみて対陣し、常胤もまたこれに従い軍に在りき。既にして維盛、知度等戦わずして遁れ還る。頼朝、これを追躡<sup>ついで</sup>して以て上国に向わんとし、令を諸将に下せしが、常胤、広常及び三浦義澄等、これを諫めて止まず。頼朝乃ち鎌倉に帰り、常胤等諸将の賞を行い、専ら東国を定めり。

養和三（1183）年八月十八日、頼朝子万寿生まる。七夜の儀を行う。常胤五子及び孫・胤正を従えて事を執る。元暦元（1184）年正月、子・師常、胤通、胤頼を率い、三河守源範頼に従うて、源義仲を京師に討つ。義仲、これを宇治、勢多に防ぎ、遂に敗死せり。

（一の谷の戦）またこの年常胤子・師常、胤通、胤頼を率いて平氏を摂津の一の谷に撃つ。翌年即ち文治元年、頼朝、範頼・義経をして平氏を討たしむ。平氏大敗して屋島に退く。

（屋島の戦・壇の浦の戦）範頼は山陽道より、九州に渡り、義経は屋島を襲い、遁ぐるを追いて遂に平氏を壇の浦に滅ぼせり。この戦に頼朝は、範頼に命じて常胤をして軍事に参決せしむ。発するに臨みて常胤等諸将に馬を賜う。範頼、途長門に到り、将に豊後に赴かんとするに当り、船隻具わらず、かつたまたま飢饉<sup>きぼう</sup>にて兵食匱乏、為に軍を周防に還す。将士、多くは東国の人なれば、日夜東帰を思う。されど常胤一人曾て帰を言わず。既にして範頼糧を近国に徴し、戦船もまたやや集まる。而して将に発せんとするや、常胤衆に先じて進めり。斯くて平氏の滅亡するに及び功を以て、片岡常春が藉没<sup>せきぼつ</sup>の地三崎、横根（共に海上郡に在り）を常胤に加う。壇の浦の役には、かしこくも安徳天皇は、海に投じて崩ぜられ、神劍また海底に沈みぬ。是れ実に寿永四（1185）

年三月二十四日のことにして、平氏の繁栄も僅かに二十余年の一夢に過ぎざりき。

文治三（1187）年、京師盜賊横行、上下為に騒然たり。朝廷頼朝に命じてこれを治めせしむ。頼朝乃ち常胤及び下河辺行平を遣わしてこれを追捕せしむ。頼朝、書の中納言藤原経房に贈りて曰く、「二人皆東国の勇士なり。もともと兵馬に富むもの、而かも志操しそまた堅実なり。驕暴を鎮遏ちんあつする真に易き事のみ」と。而して二人のこれに赴くや、果然れんこく輦轂の下肅清を極む。

四（1188）年、頼朝、万寿かみんこう擐甲の儀を行う。常胤また諸子を率いて事を執る。五（1189）年七月、陸奥押領使藤原泰衡、頼朝に誘われて義経を殺せり。然るに頼朝は泰衡が義経を討つ速かならざるを責め、大軍を率いて奥洲に攻め入り、遂にこれを討ち滅ししが、その発するに当り常胤に命じて軍旗を造りてこれを上らしむ。蓋し初め頼朝の兵を挙ぐるや、千葉介常胤首としてこれに帰属し、爾後兵勢日に振ひ、遂に平氏を西海に殄滅するに至れり。故に頼朝常に常胤を以て源家しやうすいに祥瑞ありと為せり。因りて特にこれを常胤に命じたるなり。常胤乃ち命に応じて、頼朝の祖先頼義が往昔征東に用いし所の式に模造してこれを献ぜり（伝へ曰ふ旗は一丈二尺二幅に白糸を以て天照皇太神、八幡大菩薩と二行に縫い付け其の下に山鳩二羽向き合ひに縫付けたるなりと）而して師を出すに及び、兵を三道に分ち常胤、八田知家を東海道の将と為し、常陸下総の兵を率いて岩城、行方を経て、遇隈川を渡り、大兵と多賀の国府に会す、五子二孫皆これに従えり。既にして陸奥静謐に帰す。頼朝、軍功を賞し常胤を以て最と為し、下総守護に任ず。諸子多く陸奥の地を食む。

六（1190）年、泰衡の故将大河兼任、兵を挙げて将に鎌倉を攻めんとす。即ち常胤に命じてまた東海道の将と為し、これを討たしむ。幾ばくもなくして兼任敗死す。

建久元（1190）年、頼朝京師に朝し、畠山重忠に命じて先隊たらしむ。而して後隊その人を得るに難じ、知家曰く「常胤宿将即ちその人なり」と。頼朝これに従う。常胤乃ち子族を率いて事に従えり。

正治元（1199）年、梶原景時、結城朝光を將軍頼家に讒す。是れより先、景時しばしば功臣を讒構するの僻あり。為に功臣多く罪を獲たりき。是に於いて、常胤、胤正及び胤頼の子重胤等、これを諸将と議し、連署して状を奉りつづ備さに事を具せり。斯くて朝光を救うことを得て、景時を逐えり。

常胤、人となり重厚にしてかつ機略あり。勤儉奢らず。故に当時巨富の称あり。而して多く兵士を養う。頼朝の兵を挙ぐるに当たり、一族挙げてこれに帰向す。而かも始終力を展べ忠を竭し、累りに戦功を立つ。頼朝初めより深くこれを信頼し、軍政機事一として参画せざるなし。嘗て常胤、範頼に従って西国に在るや、頼朝書を範頼に贈り論して曰く、「常胤、毎戦必ず功あり。宜しくこれを優待すべし」と。また曰く、「常胤、衰暮の齡を以て、連年出でて戦役に従ふ。而かも奮闘身を顧みず是れ常輩を以てこれを視るべからず。宜しく等倫を擢ぬきんでてその殊功を賞すべきなり。吾れ常にその勲功を念ふ。一生の間報謝するも尽すべからず」と。初め頼朝、地を諸将に賜うや、その文書に自ら署押するを例とせしが、右近衛大将を拜し、政所を置くに及んで、また自ら署押を為さず。後、征夷大將軍を拜するに及び、歳首政所に事を視るの始め、首として書を常胤に賜う。されど文に將軍の押なし。乃ち常胤請うて曰く、「賜ふ所の書、將軍の押なし。この如きは以てこれを後嗣に示すに便ならず。願くは常胤が為に署押してこれを賜え。以て子孫の光榮たらしめんとす」と、頼朝意をまげてこれに従えり。、また嘗て常胤、美濃の蜂屋の莊を以て、食色と

為さんことを請いしことありしが、頼朝曰く、「卿の勲勞、頗る偉なり。吾れ敢えてこれを忘れず。されど蜂屋の荘は地頭を補するを得ず。是れ後白河帝の約なり。他日、適當の地を択び、以て卿が子孫に資すべし」とて、頗る慰諭懇到を極めり。常胤、乃ち感泣して曰く、「將軍の至誠、吾れを遇する常に深く銘肝せり。吾れ地を得ずと雖も、何の憾む所かあらんや」とて、共に真情を吐露せりき。その平生の寵異、以て見るべきなり。後、右大臣実朝、頼朝が賜う所の功臣の手書を檢ぜしことありしが、千葉氏、小山氏の蔵する所、実に七十余通の多きに及び、他の功臣能くこれに及ぶものなかりしと云ふ。要するに常胤固より風雲の寵児たりと雖も、その人格識見また時代に傑出せるの武士たること、彼が史実また克く彼を語るものあり。その一世の英雄児頼朝が、自ら仰ぎて太公と尊び、万機の裁決に任じたるが如き。多く他の瑣事を言うの要なかるべきか。蓋し彼は千葉氏二十余世中唯一の英雄なり。建仁元（1201）年辛酉三月二十四日卒す。年八十四、下総千葉山に葬る。秩父重弘の女を娶る。七子あり、曰く、胤政、師常、胤盛、胤信、胤通、胤頼、日胤、胤政を嗣と為す。

常胤、師常等六子に所領を分与して、各別おのおのに一家を興さしむ。これを世に千葉の六党と称す。即ち師常を相馬の郡主と為し、相馬を以て氏と為し、胤盛に千葉郡武石郷を伝領せしめ、武石を以て氏と為し、胤信に香取郡大須賀郷を領せしむ。大須賀を以て氏と為し、胤通に葛飾郡国分郷を分与し、国分を以て氏と為し、胤頼に香取郡東庄を分与し、東を以て氏と為す。日胤、治承年中高倉宮南郡に赴く。日胤、これに供奉し途光明山下に於いて、平氏の為に流矢に中りて夢す。後、常胤一寺を印旛郡に建て、これが冥福を祈る。これを円城寺と号す。是より先、常胤所領を日胤に分ちしが、子孫その領を継ぎ氏を円城寺と称す。是れより千葉氏の子孫、漸く東方にひろがる。

胤政（一に正に作る）太郎と称し、文治三年九月、従五位下に叙し、下総介に任ず。世に新介と称す（家督相続以前に介に任せらる故に新介と称す。新介の号これに始まる）父の職を襲ぐ、父に従いて源頼朝に歸す。事は前段に詳らかなり。義仲を討つ功績その最たり。兼任の乱には別將となり、討つてこれを平らぐ。治承五（1181）年四月四日、頼朝、射を善くするもの十一人を選び、寝側に宿直せしむ。胤政乃ち選に当たる。建久元（1190）年十一月、頼朝京師に朝し、胤政先陣随兵たり。当時の制に依れば、歴世給仕、騎射を善くし、儀容を具するものにあらざれば、選に与かること能わず。蓋しその榮譽なり。四（1193）年五月富士野に獵す。六（1195）年三月再び京師に朝し、また随兵となる。建仁三（1203）年癸亥七月二十日卒す。年六十三、子・成胤、常秀、寛秀、胤広（一に云ふ泰胤の子）、胤忠（一に云ふ泰胤の子）、朝胤、業遠、師胤、胤貴あり。常秀以下各々別に一家を立つ。世にこれを千葉の八党と称す。即ち土気、埴生、遠山、神崎、塚、三谷、多部、六崎の八氏、始めて興る。

成胤小太郎と称し、父の職を襲ぐ。父及び祖父と共に頼朝に歸せしことは、既に常胤の条下に詳記したる所なり。兼任の乱に戦功あり。頼朝書を賜うてこれを褒賞し、かつ曰ふ、「今より以後、戦に臨まば自重して先登を競い、以て危殆を履むこと勿れ」と。建久四（1193）年、頼朝那須野に獵す。時に騎射を善くするもの二十二人を選び、弓矢を執て左右に侍し、以て射を司らしむ。而して他は勲功あるものと雖も、みな弓矢を帯ることを得ざらしむ。而して成胤実にこれが選に当る。時人以てこれを榮と為す。承元二（1208）年十二月、実朝近国の守護の補任を檢したるとありしが、成胤曰へらく、「先祖常長千葉大夫と称し、元永以来本荘檢非違使所たり。後祖・常胤

に至りて、故右大将以来、下総の国の守護職に補せり」と。広元等議して、「遂に職司に怠ること勿れ」と言えり。四（1210）年朝廷、命を鎌倉に下して瀧口の衛士を徴せり。実朝乃ち千葉、小山、秩父、伊東等の十三族を以て、命に応ず。建暦二（1212）年六月、侍所の宿直の士伊達四郎、荻生右馬允等鬪争して死傷あり。乃ち成胤をしてその族を率いて、侍所を改造せしむ。建保元（1213）年、泉親平、叛を謀る。僧・安念をして成胤を招かしむ。成胤安念を捕え、これを府に送る。糺問して状を得、余党尋ねて平らぐ。二（1214）年、和田義盛の乱に当り、入りて幕府を援く。六（1218）年成胤病む。実頼、族・重胤（三代将軍に仕へて武功ありし人）をして、これを問わしむ。この歳四月十四日卒す。年六十有余。子・胤綱、泰胤、時胤あり。胤綱嗣ぐ。

斯くて成胤の卒したる翌年、即ち承久元（1219）年、実朝右大臣拝賀の礼を、鶴岡八幡宮に行えりしが、実朝、僧・公暁の為に害せられ、茲に源氏の正統全く絶えたり。即ち源氏は三代二十八年にして、大英雄頼朝の覇業も、稀代の策士北条義時に依りて、また次の変化期を画されたり。されば頼朝が父と仰ぎたる常胤の子孫もまた、必然の順序として、成胤の没後は、北条氏執権時代の鎌倉武士たらざるを得ず。請う、静かに次の北条氏の時に於ける、千葉氏の変遷加何を見よ。

#### （口）北条執権時代

北条時代の劈頭に於いて、まづ叙すべきものは、成胤の子胤綱の事跡なり。胤綱は父の死後、僅かに三年、年末だ幼にして、承久の変に会い。同三（1221）年義時の弟時房、子・泰時等を將として、東海、東山、北陸の三道より、京師に攻め上れる時、胤綱もまた、兵十万余と共にこれに従い、官軍と宇治に戦いて大いにこれを破る。進みて泰時、時房等六波羅に入り、首魁の公卿以下を追捕せんことを奏請し、かつ諸將に命じてこれを看せしむ。時に胤綱、大納言忠信を拘して、これと共に東下す。然るに忠信は故実朝の妻の姻戚に当れるを以て、政子に請うて免かるるを得、途中遠江の舞沢より京師に帰れり。詳説するまでもなく承久の変は、後鳥羽上皇が、政権の漸く幕府に移れるを慨し、幕府を討て、これを回復せんとして、義時に追討の院宣を下し給へるがその原因なれば、官軍一敗の後には、朝廷ますます衰え、これと反比例に幕府の権勢はいよいよ熾烈を致せり。されば承久の乱は、たまたま鎌倉の実権を私見したるにも似て、寧ろ幕府の永久の安全を保証したるものと謂うべきか。安貞二（1228）年、朝廷また衛士を徴す。将軍・藤原頼経、千葉、小山、下川辺、秩父等の十族を挙げて、これに応ぜり。この歳五月二十八日卒す。年二十一、子なし。弟・時胤を立て嗣と為す。

（時胤）時胤、年僅かに十一、兄の後を承けて職を襲ぐ。嘉禎、暦仁の間、しばしば随兵となり、仁治三（1242）年九月十七日、鎌倉弁谷に卒す。香取文書の載する所に拠れば、千葉時胤、宝治三（1249）年香取神社を改造すとあれど、これに依れば仁治三年には、未だ死せざるに似たり。子・頼胤嗣ぐ（一説に時胤子なし。頼胤は即ち常胤の子東六郎胤頼の子なりと）。

（頼胤）頼胤、初め亀若丸と称し、父の職を襲ぎ、千葉介たり。父の没後年僅に三歳、氏族家臣これを輔けて長ぜり。宝治元（1247）年鎌倉に於いて、京師大番の次を定む。而して千葉氏その第八におる。建長二（1250）年、命を奉じて下総の博徒を制す。建長、弘長の間、しばしば随兵たり。鎌倉大草紙の記する所に拠れば、頼胤始め葛飾郡小金に城けりと、建治元（1275）年八月十六日卒す。年三十七。子・胤宗、宗胤あり。胤宗、後を嗣ぐ。

宗胤、肥前小城郡晴気城におり、大隈守に任じ、子・胤貞、建武中足利尊氏に属し、西海に赴



き、筑前の多々良浜に戦い、尊氏に従うて京師に帰ると。是れ太平記、梅松論等の記する所なり。蓋し西国に千葉氏あるは、宗胤実<sup>は</sup>にこれが祖たり。

(胤宗)胤宗、また亀若丸と称し、年甫<sup>は</sup>めて八歳、職を襲ぐ。弘安八(1285)年十一月、北条貞時、秋山城介泰盛を鎌倉に撃てこれを殺す。胤宗、兵を率いて幕府を守る。正和元(1312)年二月二十八日卒す。年四十五。子・貞胤、氏光、胤重あり。貞胤嗣ぐ。

(貞胤)貞胤、五郎と称し、下総介に任じ、従四位下に叙す。小金城におる。元弘元(1331)年、北条高時、大兵を發して西上せしむるや、貞胤はその将・大仏貞直に従うて、笠置の行在所を侵さんとしけるが、未だ到らざるに笠置既に陥ると聞き、転じて楠正成を赤阪城に攻む。城陥る。二(1332)年三月、高時、後醍醐天皇を隠岐に遷したてまつれるとき、貞胤及び小山朝政等をして、兵を率いて、これを護らしむ。九月、また貞直に従うて、正成を金剛山に攻む。斯くて関東の兵多く畿内に上り戦へる隙に、新田義貞義を上野に唱うや、貞胤これに応ず。三(1333)年五月二十二日、義貞稲村ヶ崎より鎌倉に乱入し、貞胤奮戦功あり。高時乃ち葛西谷東勝寺に於いて自殺し、北条氏遂に滅ぶ。

斯の如くにして、多事なりし北条執権時代も、恰も夢の淡きが如く消え、百五十年間、天下政令の源たる鎌倉も、ここに至りて全くその勢力を失いたり。たまたま朝廷には、英明なる後醍醐天皇出でて、朝権恢復の志あり。この機に乗じて大いに為す所あらんとせりき。而してこの時代に於ける、千葉家の人物として、数うべきもの殆ど有るなし。独り貞胤あり。歴史上稀有の時代に会せりと雖も、憾むべし。彼が為す所、頗る明截を欠けるのなからずして、吾等をして、私に時代と人物との適合を欠けるを思わしむ。もしそれ天、常胤をしてこの秋に際会せしめば、彼は決して鎌倉幕府の一顧問役たる武士にて終らざりしならんか。

#### (ハ) 足利管領時代

初め後醍醐天皇、護良親王を征夷大將軍に任じ皇子成良親王を上野太守とし、出でて鎌倉を鎮せしめ、足利尊氏の弟・直義をして輔佐たらしむ。建武元(1334)年五月足利尊氏の讒によりて、護良親王を鎌倉の二階堂に幽<sup>かく</sup>し奉り、直義をしてこれを護らしむ。翌年、高時の遺子時行、兵を起して、鎌倉を襲う。直義敗れ、その臣淵邊義博をして、護良親王を弑<sup>ころ</sup>せしめて西走す。尊氏、報を得、往きて時行を伐たんと請い、命を待たずして東下し、大に時行を破り、遂に叛し、新田義貞を除くを名として、兵を集む。時に幕府の再興を望める武士等、多く尊氏に属せり。蓋し尊氏は、夙に頼朝の業を継がんの志あり。護良親王、はやくもその異図あるを察して、速やかにこれを除かんとし、却て讒に遇い給えり。朝廷乃ち新田義貞に命じてこれを討たしむ。義貞、足柄に敗れて帰る。尊氏、自ら征夷大將軍関東管領と称し、子・義詮を留めて鎌倉を守らしめ、自ら京師を侵し、一旦西国に追われしかど、大挙してさらに東上し、天皇をして位を譲らしめ、而して光明天皇を立つ。尋て後醍醐天皇は吉野に遷幸しければ、茲に南北二朝となれり。その後正平四(1349)年、尊氏関東鎮撫として、その子基氏を関東管領と為し、関東八州及び伊豆、甲斐、信濃、越後、佐渡の十三国を管領せしむ。而して自らは幕府を京都に開きたり。斯くて英明なる後醍醐天皇によりて、遂げられたる建武の中興も、全く失敗に終れり。

而して千葉介貞胤は、北条の末に在りては、必然の順序として、高時に属したりしも、新田義貞が上野に起るやこれと戳<sup>つ</sup>力して、官軍に与みし、尊氏を討伐するに努めり。即ち上記義貞が尊

氏を討じたるときにも、貞胤は義貞に従いて大いに苦戦し、延元元（1336）年、義貞皇太子を奉じて、越前に赴くに当りても貞胤兵を率いてこれに従う。この時、たまたま大雪に遇うて路を失し、過つて足利高経の営に入る。高経、兵を出してこれを防ぐ。貞胤の兵士凍餓して闘うこと能わず。貞胤乃ち憤然自殺を決したりしが、故ありて止めり。故に正平三（1348）年には、尊氏の将・高師直に従うて、楠正行と四条畷に戦う。師直、尊氏の執権たり。弟・師泰と共に威福を<sup>ほしいまま</sup>擅にし、尊氏の弟・直義私にこれを嫉み、師直、師泰を殺さんと謀る。たまたま謀泄れて、師直将に直義を攻めんとす。貞胤、直義に党し、入りてその居を守る。既にして直義、尊氏に叛き男山に抛る。貞胤、往てこれに帰す。後また尊氏に降る。五（1350）年、遂に上杉憲顕を相模の早川に追撃し、兵士戦死するもの頗る多し。この歳正月朔日、京師に卒す。年六十有一。子・一胤、氏胤、胤春、胤矩あり。

一胤、父の在せし時、職を襲ぎ、建武二年正月十三日、千余騎に将として、北畠顕家に従い、尊氏の党細川定禅を三井寺に攻む。遂に戦没す。子なし故に次子氏胤を立たりとは、下総旧事考の記する所なれど、大系図には一胤か三井寺に戦死したるを記すれども、襲職したることを徴すべきものなし。蓋し一胤の死は、貞胤の死に先立つこと十余年前にあれば、一胤が父の職を襲がざりしは事実なるに似たり。茲にはことさらに一胤を除けり。

（氏胤）氏胤、初め小金におる。また職を襲ぎ、新介と称し、京師に生まる。和歌に長ぜり。藤原為定これを嘆称して措かず、歌は載せて新千載集に在り。興国七（1346）年八月二十八日、尊氏が天竜寺の供養に従い、正平七（1352）年新田義宗に従い、武蔵笛吹嶺に戦い、十三（1358）年足利義詮に従いて吉野の行宮を侵す。貞治四（1365）年、京師に在りて病に罹り、将に東帰せんとして、九月十三日途中美濃に卒す。年二十有九。子・満胤、満氏、西誉あり。満胤後を嗣ぐ。

西誉、初め徳千代丸、僧となり聖聡と称し、了誉上人に従うて、浄土の真旨を極め、武蔵の貝塚に一寺を建つ。今の芝増上寺は即ち是れなり。

（満胤）満胤、少字は竹寿丸。父死するとき僅かに六歳、父の職を襲ぐ。永徳元（1381）年、下野守小山義正叛し、足利利氏兵を率いてこれを討つ。満胤従う。応永五（1398）年、足利持氏上杉の族を以て管領と為し、さらに関東の大族・千葉、小山、結城、長沼、佐竹、小田、宇都宮、那須を以て八館と称す。蓋し室町四職七頭に倣うなり。二十二（1415）年、子・兼胤上杉氏憲の姻なるを以て、足利満隆に党し、持氏難を上杉憲基の邸に避く。満胤二子兼胤、康憲と族・相馬、大須賀、原、円城寺等八千余騎を率いて、米町に陣し、持氏を攻む。持氏、遂に駿河に敗走し今川範政に依る。二十三（1416）年、範政、満隆、氏憲を攻む。而して満胤これを入江荘に防ぐ。後、満隆、氏憲戦敗れて自殺す。持氏鎌倉に還る。初め上杉憲顕の子孫、世々鎌倉の権柄を兼る。憲顕の甥・朝宗また執権に補せらる。これに由て二族頗る強盛なり。是に至つて朝宗の子氏憲、相踵<sup>ついで</sup>で権を執る。而して憲顕の曾孫・憲基、氏憲と権を争うて相善からず。而して持氏陰に憲基を助く。氏憲、常に快からず、たまたま持氏、讒を以て氏憲の家臣越幡六郎の邑を奪う。氏憲、為に聴かず。氏憲、因て職を罷めんことを請う。持氏乃ち憲基を以てこれに代う。氏憲ますます恨む。持氏の叔父満隆嘗て持氏の弟・持仲を養う。故に氏憲、満隆に説き、持氏を廃して、持仲を立つ。満隆、檄を諸国に移し、偽りて京師の命なりと称して、持氏を討つ。是に於いて、諸国の将士響應す。持氏これを室町に訴う。室町令を下して氏憲を討つ。因て将士皆その欺けるを知る。満隆、氏憲遂に敗死す。応永三十三（1426）年六月八日卒す。年六十有八。子・兼胤、康胤、胤高、自

秀、賢胤あり。兼胤嗣ぐ。

(兼胤) 兼胤、修理大夫に任じ、職を襲ぐ。新介と称し、鎌倉侍所の別当たり。権威上杉氏に<sup>2</sup>垂ぐ。応永十(1403)年、世良田政義、孫某を捕えてこれを七里が浜に斬る。是れより先、兵を陸奥に挙ぐ。幾ばくもなくして衆潰ゆ。相模底倉(箱根山中に在り)に通る。同三十(1423)年、持氏に従いて小栗満重を常陸に攻む。満重敗死す。永享二(1430)年六月十七日卒す。年三十有九。子・胤直、胤将、守胤あり。胤直後を嗣ぐ。

(胤直) 胤直、新介と称し、職を襲ぐ。人と為り<sup>そぼう</sup>羸暴にして群下に礼なし。乃ち親族多くは背く、たまたま族原胤房及び子胤茂、円城寺尚任と権威を争う。家臣各一方に分属し、互に党を樹てて相闘ぐ。故に家政大いに<sup>みだ</sup>紊る。享徳三(1454)年十二月二十七日、成氏、上杉憲忠を殺す。罪を室町に得、而して室町令を下して成氏を討つ。是に於いて、諸将やや散解す。康正元(1455)年六月鎌倉陥る。成氏、逃れて武蔵の府中に走る。尋て下総の古河に拠る。而して成氏、胤房に依りて、胤直の援を求む。上杉の族もまた尚任に託して、胤直の己れに与みせんことを勸む。而して胤直は、尚任がその母の舅なるを以て、遂に尚任に聴き、上杉に党す。成氏は先に胤直が迫てその父を殺せるを<sup>ふく</sup>脚み、大いに怒りて、胤房に命じて、これを襲わしむ。乃ち胤房、火を放てこれを攻む。城堡尽く焼失す。胤直、防戦する能はず、走りて多古城(下総香取郡に在り)に拠り、子・胤宣また走りて志摩城(同上)に拠る。胤房乃ちこれに迫る。康胤、子・孝胤と手兵を率いて、胤房を援く。胤房、康胤をして志摩を攻めしむ。康胤智略あり即ち糧道を絶つ。特に一面の囲を解く。是を以て城兵皆逃亡し、胤宣頗る危難に陥る。八月十二日、円城寺直時をして、城を康胤に致さしめ、居射阿弥陀堂(居射は多胡の地名)に入りて自殺す。円城寺の一類また従いてここに死す。時に年十五。

而して胤房自ら将として、多胡を攻む。十五日城陥る。胤直、土橋(今寺作村と云ふ)に走り、東善院の如来堂(今東漸寺と称し胤直及び尚任等七士の<sup>ほけつ</sup>墓碣あり)に入る。胤房またこれを囲む。胤直自殺す。時に年四十有二。なおこれに従いて自殺したるもの<sup>ほしいまま</sup>尠なからずと雖も、今は一々これを掲げず。

(胤将) 胤将、職を襲ぎ、新介と称し、胤将実は兼胤の子、胤直の庶兄なり。胤直嗣子なきを以て、これを立つ(大系図)。享徳三(1454)年十二月、成氏<sup>ほしいまま</sup>擅に憲忠を殺す。将軍足利義持、令を下して成氏を討つ。胤将、令を奉じて鎌倉を攻む。康正九年六月十二日卒す。

(康胤) 康胤、千葉介と称し、陸奥守に任じ、下総馬加城における。康正二(1456)年十一月朔日、八幡郷に戦死す。康胤、実は満胤の子なり。年八十三。佐倉海隣寺に葬る。

(胤持) 胤持、千葉介と称し、康正二(1456)年家を継ぎ、三(1457)年六月十二日卒す。年二二。法号を大覚常智与阿弥陀仏と称す。

(輔胤) 輔胤、千葉介、実は康胤の子にして、胤持の庶兄なり。康正三(1457)年家を継ぐ。延徳四(1492)年二月十五日卒す。法号・竹野常公阿弥陀仏。

以上三代、下総旧事考にはこれを欠けるも、大系図及び大日寺縁起等には共にこれを掲げり。

(孝胤) 孝胤、千葉介と称す。既に胤房を援けて、胤直父子を殺す。乃ち胤房、孝胤を擁立して千葉氏の嗣と為し、職を襲ぎ、千葉における。康正元(1455)年の秋、族・東常縁京師に在り。宗家の変を聞き、これを将軍義政に告ぐ。義政、常縁に命じて直ちに東下しめ、実胤を援けて、康胤孝胤を討つ。式部少輔浜春利を副と為す。常縁乃ち上杉憲頭と議し、族・国分、大須賀、相馬の

兵を率いて、康胤を馬加に攻む。胤房乃ち康胤を援く。尋て城陥る。康胤、胤房千葉に走る。是に於いて常縁の名声頗る振ふ。上総の諸城攻めずして降る。春利移りて上総の東金を鎮し、常縁帰て東庄におる。しばしば兵を出だして、康胤輔胤を攻む。毎戦必ず功あり。されど二総の地は、やや成氏に帰するもの多し。義政、将に常縁を召還せんとす。長禄元（1457）年、渋川義鏡に命じて、関東探題と為し、武蔵に至り成氏を討つ。常縁、東にいること十四年、応仁二（1468）年九月六日、山名宗全の党・美濃の人斎藤妙椿、その郡上の城を攻めてこれを奪う。翌年四月二十一日、西上し、子・頼数独り東国に留る後また西帰す。文明三（1471）年孝胤、小山某、結城成朝等と足利政智を伊豆の三島に撃つ。戦敗れて還る。上杉顕定<sup>つわもの</sup>伏を箱根に設く。孝胤等また敗る。顕定の将・長尾景信、大兵<sup>ひきい</sup>を将て、古河を囲む。城陥る。成氏、千葉に走り孝胤に依る。時に原氏、なお小金に在り。四（1472）年、成氏古河を復す。孝胤、戦に従うて功あり。十（1478）年、孝胤長尾景春を羽生峯に援け、太田忠資これを防ぐ。上杉定政、資忠、孝胤を援く。景春、戦わずして退く。初め両上杉、成氏と和せんと欲し、孝胤これを拒む。是に至りて成氏、上杉と和成り、故を以て上杉意を決して孝胤を討つ。江戸城を修し、隅田川に架橋して、以て往還に便す。太田資長をして砦を国府台（下総東葛野郡境根原に在り。今酒井根村）に築かしめ、以て二総を略し、孝胤族・原、木内等を率いて、境根原に陣す。十二月十日資長戦破れ、孝胤、原木内等の将士、死傷するもの一千余人、孝胤退て臼井（下総印旛郡に在り）を保ち、十一（1479）年千葉自胤、資忠等、臼井を攻めて克たず、兵を分ち上総の武田三河入道を庁南城に攻む。武田乃ち降る。是に於いて、丸谷上総介、飯沼師胤等皆降る。而して二総多く自胤に属す。自胤、資忠引き還る。孝胤、これを援く。城を出て追撃し、資忠反戦して没す。死者実に五十三人。而して孝胤も終に敗走して、千葉に帰る。自胤、兵を分ちて臼井を守る。孝胤、尋て攻めてこれを復す。孝胤、千葉城の残壊、而かも房総の衝に当りて形勢甚だ便ならざるを以て、佐倉の将門山に築き、而してここに移る。永正二（1505）年八月十九日卒す。年六十有三。子・勝胤あり、嗣ぐ。

（勝胤）勝胤、職を襲ぎ、千葉介と称す。この時北条氏伊豆に起り、漸く隣境を侵し、明応中大森実頼を小田原に襲い、子・氏綱をして、ここにおらしむ。威名日に熾<sup>さかん</sup>なり。勝胤、因て北条と姻を通し、互に応援を為す。大永七（1527）年、足利義明、原友幸を小弓に攻む。城陥る。友幸戦死す。義明乃ちこれに移る。天文二（1533）年五月二十一日卒す。年六十三。子・昌胤、勝清、胤重、久胤、重久、胤定あり。昌胤嗣ぐ。

（昌胤）昌胤、職を襲ぎ、千葉介たり。天文七（1538）年、義明、氏綱と国府台に戦う。而して敗死す。原胤定、小弓城を復す。十五（1546）年正月二十四日卒す。年五十二。子・利胤、胤家、胤富、胤盛、親胤あり。利胤嗣ぐ。

（利胤）利胤、職を襲ぎ、千葉介と称す。北条氏康の妹を娶り、天文十五（1546）年家督を継ぐ。十六（1547）年七月十二日卒す。年三十三。子なし。弟・胤富、資性柔順家臣<sup>よるこ</sup>憚らず、遂に小弟・親胤を立てて後を継がしむ。

（親胤）親胤、職を襲ぎ、千葉介たり。天文二十二（1553）年、原胤繁、土気、東金の両酒井及び椎木等を率いて、上杉輝虎と武蔵村岡河原（大里郡）に戦うて敗れ、弘治元（1555）年正木時経、千葉を攻む。火を放ちて城堡及び民屋を焼く。親胤、やや長じて勇氣<sup>たけい</sup>倫なし。乃ち北条氏政、その頑強制すべからざるを恐れ、弘治三（1557）年八月七日、密かに家臣に囑してこれを殺す。年十七、子なし。家臣等、胤富を迎えてこれを立つ。

(胤富) 胤富、初め父・昌胤、胤富をして、須賀山城におらしめ、以て常陸の敵を禦がしめんと欲し、これを族・東常綱に謀る。常綱肯せず。昌胤怒り兵を出してこれを攻め、火を放ちて城を焼く。須賀山乃ち陥る。されどその城堞頗る荒廢しておるに堪えず。故に別に森山城を築きて胤富をおく。ここに至りて胤富佐倉に帰り、職を襲ぎて千葉介と称し、小見川城主族・栗飯原胤次をして、森山に移らしめ、その子光胤をして、小見川を守らしむ。永禄二(1559)年、上杉謙信、足利義氏を関宿に攻む。胤富乃ち兵を出して義氏を援く。四(1561)年、謙信大兵を将て、小田原を攻む。里見義弘、これに応じ、正木時経を遣わして、小弓、臼井の両城を攻めしむ。胤富、出でて援く。戦敗れて佐倉に帰る。両城陥る。五(1562)年、胤定小弓を復し、七(1564)年正月、氏康、義弘と国府台に戦う。胤富出でて氏康を援く。義弘大敗して還る。尋て胤定臼井を復し、三月謙信臼井を攻めて克たず。九(1566)年二月、謙信及び結城時朝、臼井を囲み、臼井久胤従う。謙信、対城を築きてこれに迫る。胤富及び氏康、臼井を援く。城主・胤定堅く守りて陥らず。乃ち謙信等、遂に敗退す。十二(1569)年正月、氏康将に兵に将として駿河を略せんとし、胤富これを援く。武田晴信、興津河原に次し、氏康と相拒ぐ。四月、胤富兵を引いて還る。天正七(1579)年五月四日卒す。年五十有三。子・邦胤、良胤あり。邦胤嗣ぐ。

斯く叙し去り叙し来れば、管領時代に於ける、千葉家にもまた、傑人の甚だ寥々たる看取すべし。貞胤の後半よりして、胤富に至る、総じて十五代、甚だ短かしとすべからず。されどこの間に於いて、多少歴史を飾るに足るべきもの、果して幾何ぞ。この時代に於ける嚮背離合は固より士人の難事に属すと雖も、貞胤の業はあまりに拙くなるを覚ゆ。原、円城寺の権勢争奪の如きも、宗家の主としては、その処措甚だ軽卒たるを免かれず。而して原胤房が、胤直に対する最後の追及に至りては、徹上徹下武士の片影だにも認むべからざるを憾む。当時の諺に千葉に勝つ原と云いしは、寧ろ武士の品格を閑却したるの評語ならざらんや。蓋し武士道の精華はなさけなり。猛悍なるのみが武士にはあらず、独り氏胤は東国武士には得難きの歌人なり。要するに千葉家も、管領時代に至りしは、その創業時代の如き人物は、求むるも得べからずなれり。

### (丙) 織田豊臣時代

天正十年、右近衛大将織田信長、家康と兵を合わせ、既に武田信玄の嗣子・勝頼を滅ぼし、滝川一益に命じて、関東管領と為し、上野の厩橋城におらしむ。

(邦胤) 時に千葉邦胤は佐倉城に在り。東国の旧族たるを以て、信長使書及び乗馬を邦胤に贈り、一益と戮力共心、以て関東を治平せよとの意を致せり。然るに邦胤は、十数世僻地におるも、決して天下の形勢に暗からず、以為らく信長の書辞何ぞ倨傲なると。乃ち怒りて使者の髪を剃り、かつその贈る所の馬の鬣と尾とを剪り、而してこれを還せり。是に於いて、事将に大事に至らんとせしかど、幾ばくもなくして信長本能寺の変に遭い、明智光秀の為に害せられたるを以て、幸にして事なきを得たり。然るに禍害は外より来たらずして、内より生ぜりき。乃ち十三(1585)年五月朔日、邦胤独り臥して寢所に在りしが、近臣・桑田孫五郎(盛衰記、明正記には万五郎と記せり)夜半、窃かに寢室に入りてこれを刺し、直ちに逃走す。変事頗る倉卒の間に起りたれば、衆皆惶惑せり。されど邦胤は幸にして命未だ絶たず、衆臣路を分ちて追捕し、上総の菊間台に至りてこれを斬る。時に邦胤、瘡を痛み竟に起たず。この歳七月五日卒す。年二十有九。邦胤、職を襲ぐや、千葉介と称し、母は海上山城守の女、弘治三(1557)年丁巳三月二十二日を以て生る。

蓋し孫五郎曾て小過あり、邦胤頗るこれを呵責す。然るに孫五郎これに対して違言を挟む。邦胤、ますます怒り蹴てこれを倒せしが、諸臣の斡旋に依りて、幸に解決するを得、おること数月にして、邦胤意、竟に<sup>と</sup>け、ややこれを近づくる所ありしが、遂にこの変に及べるなりと云う。想うに邦胤は頗る癩癖<sup>かんべき</sup>の人にて、また余程我儘なる人と見えたり。

案ずるに千葉氏は、全て胤房が孝胤を擁立して以来、族臣原氏権を<sup>ほしまま</sup>擅にし、子弟もまた漸く滋蔓し、小弓臼井の二城に拠れり。家臣、氏族多くは、その指揮に従う。時<sup>あつか</sup>恰も小田原北条氏、威福を八州に張るもの茲に数世、是を以て千葉氏の勢威、日に漸く委縮す。邦胤、北条氏直の女を娶り、僅かにその侵掠を免かると雖も、強弱到底同日の論にあらず、恰もその付庸の如くなりき。然るに今また邦胤、是の禍害に遭うあり。大系図の記者が「頃歳関東益為戦国」と云うもの、故なきにあらざるなり。邦胤卒するの時、その子重胤、纔に十一歳、氏直、これを小田原に移し、以て質と為す。家臣・設楽左衛門尉、小田原に往きて重胤を看護す。氏直また佐倉の鹿島城を修理し、この年十一月工全く<sup>おわ</sup>竣る。邦胤、子・重胤、俊胤、正道あり。重胤嗣ぐ。

天正十五（1587）年、豊臣秀吉、大挙して西征し、島津義久を降して九州を定め、後三年、即ち十八（1590）年また大軍を發して、北条氏政を小田原城に攻めけるが、次項にも記するが如く、千葉介重胤は兵万余を率いて、氏直を援け、入りて湯本口を守りしも軍遂に利あらずして、七月六日、氏政、氏直等出でて降り、北条氏竟に亡ぶ。それと同時に千葉氏もまた亡べり。嗚呼、天正十八年（三百二十二年前）七月六日は、我が千葉氏の為に実に悲しむべき記念の日ならずや。蓋し常将初めて千葉介と称せしより、茲に二十六世、平氏以来関東の豪族たる、千葉氏は、今や全く滅亡に帰せり。

常胤は下総に在りて大身也、佐殿石橋山の戦に利なく、房州へ渡り給ひ、藤九郎盛長を以て、常胤に参るべき由を申さる、この時に常胤子共を集めて、盛長の申す旨を<sup>のべ</sup>演て、その異見を問ふ、是自らは二心なく、御陣へ行くべきなれども、子共の心中量りがたく、わざと佐殿の御意に従ふべきや否やと云ふ。その時、嫡子・胤正、六男胤頼、同意にて申すは、佐殿、斯く仰せの上は、遅々する所にあらず。早く御陣へ参上すべしと云ふ。常胤、子息の義心を聞て落涙し、一族を率して御陣へ参る。是より所々の戦功あまたなり。平家追討の節は、範頼に付られ鎌倉の御目代を命ぜられ、軍中の指揮をなす。奥州の泰衡亡びし時、常胤一番に賞を給はらる。  
(鎌倉武鑑の一節)

### 千葉氏年表

皇紀	年号	世数
一五四六—一六一二	仁和二—天曆六	鎮守府將軍 平良文
一五九〇—一六七八	延長八—寛仁二	上総介 平忠頼
一六三五—一六九一	天延三—長元四	上総介 平忠常
一六七〇—一七三六	寛弘七—承保三	千葉介 平常将
一六八四—一七六八	万寿一—天仁一	同 常長
一七〇五—一七八四	寛徳二—大治一	同 常兼
一七四三—一八四〇	永保三—治承四	同 常重

一七七八—一八六一	元永一—正治三	同	常胤
一八〇一—一八六三	永治一—建仁三	同	胤政
一八一五—一八七八	久寿二—建保六	同	成胤
一八六八—一八八八	承元二—安貞二	同	胤綱
一八七八—一九〇一	建保六—仁治二	同	時胤
一八九九—一九三五	延応一—建治一	同	頼胤
一九二八—一九七二	文永五—正和一	同	胤宗
一九五一—二〇一一	正応四—観応二	同	貞胤
一九九七—二〇二五	延元二—貞治四	同	氏胤
二〇二〇—二〇八六	延文五—応永三三	同	満胤
二〇五二—二〇九〇	明德三—永享二	同	兼胤
二〇七九—二一一〇	応永二六一—実徳二	同	胤直
二〇七四—二一一五	応永二一一—享徳四	同	胤将
二〇三〇—二一一六	応安三—康正二	同	康胤
二〇九六—二一一七	永享八—康正三	同	胤持
二〇八一—二一五二	応永二八一—延徳四	同	輔胤
二一〇三—二一六五	嘉吉三—永正二	同	孝胤
二一三一—二一九八	文明三—天文二	同	勝胤
二一五五—二二〇六	明応四—天文一五	同	昌胤
二一七五—二二〇七	永正一二—天文一六	同	利胤
二二〇一—二二一七	天文一〇—弘治三	同	親胤
二一八七—二二三九	大永七—天正七	同	胤富
二二一七—二二四五	弘治三—天正一三	同	邦胤
二二三六—二二九三	天正四—寛永一〇	同	重胤

千葉氏の世数に就いては、諸書記する所一ならず。最新刊行の舊事考には貞胤の次に一胤を置き、又胤将の次に康胤、胤持、輔胤を認めずと雖も、本表は主として鐫木本千葉大系図に依れり。

### (三) 千葉氏以後の千葉

#### (甲) 江戸時代

江戸の時代に於ける千葉は、前記の諸時代に比して甚だ微なり。即ち慶長八（1603）年、徳川家康が征夷大將軍に拜せられ、幕府を江戸に開くや、本多忠勝、酒井忠次、平岩親吉を遣わして、安房、上総、下総及び常陸をしたがう。この時千葉新介重胤、佐倉城（今の鹿島城）に在り、三使の佐倉に達するや、属城悉く降り、挙族地を攻めて散ず。その後、將軍秀忠、重胤の流落を憫れみ、常陸宍戸の地一百石を賜うも、重胤固く辞して受けず。

（重胤）重胤初め千鶴と称し、幼にして家を継ぐ。後名を長胤と改む。母は北条氏直の女、天正四（1576）年丙子正月朔月を以て生まる。寛永十（1633）年六月十六日、江戸に客死す。年五十八。江戸海善禪寺に火葬し、碑を日輪寺に建つ。遺骨を佐倉海隣寺に納む。法号を仁性院月光常

真覚と号す、

寛永年中、千葉介重胤自ら撰する所の『千葉大系図』は、重胤が幼時の事を記する、極めて詳らかなり。乃ちここにこれを摘記すれば、

因茲、氏政、氏直及參州家康、憐重胤之幼弱、稍有懇遇之志、使介往来不絶、此時家臣椎名源之丞、木内左馬允、原豊前守、円城寺兵庫助、鐮木備後守等、往相州參州、時々謁之、頃歳、豊臣秀吉威風靡天下、然北条不服之、遂秀吉率大軍欲攻小田原、故北条亦触関東、聚諸將於小田原、配抛人数於処々城、固守備、先是、參州家康、通密使於重胤、曰悉帰秀吉之麾下、察時運而不可無全家之計略云々、重胤幼年、氏族家臣等、衆議不一決、故不肯之、同十八年三月、氏政請質、納母於小田原城、而後重胤、俊胤、率家族到小田原、屯湯本口、其兵一万百四十余人、原式部大輔胤榮、相馬二郎胤高、酒井左衛門左胤治、酒井伯耆守康治、国分与市、大須賀弥六、同尾張守常安、高城治部少輔胤辰、同源二郎為別手、將加宮城野口、四月、秀吉圍小田原城、諸將善防、歴月日、然関東諸城往々陥矣、且有和睦、七月六日氏政氏直及氏輝（氏政弟）出城、同十一日、氏政、氏輝自殺、氏直入紀州高野山、重胤、俊胤党与之罪、難遁、然以其幼歳故、參州大納言（家康卿）深哀之、請免之、秀吉聽之、於是重胤、家臣原大炊助、付属佐倉城於大納言之家臣内藤弥二右衛門家長、而後、重胤、俊胤、蟄居于総州之辺鄙僻地矣。

何ぞ、その末路の悲絶なる、誰かこれを一誦して、人生の栄枯、真に夢よりも淡きを覚えざらんや。顧みれば、千葉家興りてより、ここに至りて実に七百余年、初め將軍家康、小田原城没落の後、即ち天正十八（1590）年八月のことなりと伝うるが、千葉氏の近臣に問うに、その後嗣の有無を以てしたりしが、家臣等錯愕真意を誤り、對うるに男女各一人ありしも、男は戦死して後なきを以てす。是に於いて、千葉氏の宗統、竟に絶えたり。蓋し家康の意は、千葉氏は東国の豪族なれば、これを録してその嗣を全うせしめんとしたるならん。故を以て今に至るも、千葉家の嗣あるなし。されども前掲『大系図』に依るも、重胤は小田原に戦死したるにあらず、幼少の故を以て、その罪を免ぜられ、五十八歳にて江戸に薨せりと云えば、事実その後嗣の全く絶えしとも考うべからざれば、家臣の辞は、唯一時の方便に過ぎざりしことは、当時の事情より推して、想察するに難からざる所なり。されば明治の国民、殊に千葉県人たるもの、千葉家に関わりあると否とを問わず、斯く国事に功勞尠なからざる、千葉家に対して、何等報ゆる所なくして可ならんや。吾等は確く信ず、一の事實は千万の言説よりもさらに大なる雄弁なることを。乃ち家臣が一時的の答弁が、實際存続する名門の跡を、埋滅するの理由なきことを。況んや幕府の世を去ること遠き、明治の昭代に於いてをや。吾等は茲に特記して、敢えて大方の深き留意を冀うなり。千葉氏果して絶えたるか、嗚呼果して絶えたるか？

なお邦胤の二男俊胤は、小田原没落の跡は流浪して、十六年の後、即ち慶長十（1605）年、江戸浅草鳥越村明神に到り、神官となり、姓を鐮木、名を式部と改め、子・胤正初め作兵衛と称し、同じく鳥越明神の神職たりしこと、大系図の明記する所なり。而して大系図以後のことは、ここに断言し難いと雖も、事実千葉氏の子孫が存続しおれりしは、争うべらかざるに似たり。また邦胤の三子正道は、天正十（1582）年壬午五月十二日、佐倉に生れ、弥四郎と称し、出で常陸の人門井氏の嗣となれること『大系図』にも『舊事考』にも見えたり。独り『総葉概録』には重胤、常陸の人門井善兵衛の子を養い、家譜に付し、正道是れなりとあれど、大系図には、佐倉に生れ、



後門井氏を称せりとあり。

斯くて江戸時代には、千葉は佐倉の所領にて、千葉城は全く荒涼に帰せり。即ち世俗に千葉村と言われたるは、この時代のことにて、当時戸数は僅かに七百六十、人口は二千九百五十のみ。千葉は千葉氏の衰微に由て、次第に時代の政権に遠ざかれると共に、土地の繁栄もまた、萎靡して振わずなれり。蓋し富力は権力に伴うが通則なるものか、千葉村の称、寧ろ理しると為す。『北総詩誌』に、猪鼻山を詠じて、

草没荒墟絶往還、 遺糧時現野田間、  
海潮空弔当年夢、 落日秋風猪鼻山、

と言いしは、即ちこの時代のことならんか。

なお千葉氏の記述を終るに臨み、一言の付加すべきは、千葉家にはその宗家正系の外、千葉六党及び八党もしくは武蔵千葉氏等、その支流に属すべきのなきにあらざれど、ここには主として千葉介の正系を記するに止めり。何となれば本書の趣旨とする所は、千葉の歴史地理その他を記するに在りて、千葉氏そのものの伝記にあらざればなり。されど六党その他の支庶と雖も、重要なものは、各代の適當の場所にこれを付記し置けり。

〈明治以降は略す〉

#### (四) 往時の千葉

中古以前の千葉社会の状態は、今これを徴すべきものなければ、茲にこれを明言するに由なしと雖も、千葉氏がこの地に來たりて以来の事は、幾分か擲るべきのなしとも謂うべからず。請う聊かこれを語らしめよ。

崇徳天皇の大治元(1126)年、常重が大椎郷(上総大椎郷、当時村高三百四十九石ありき)より、千葉の本城に移りし当時の儀式は、武家一流の壯觀美觀を尽し、城普請も却々宏壯を極め、人家も一万六千軒もあり、商売も盛んにて、常に市を開き、店を列ね、百貨輻輳の地にてありしことは、千葉集、盛衰記を始め千葉方の書類にも、大系図、明正記にも大日寺縁起にも共に明記する所なり。

されども当時は白河法皇院政の世にて、京都は上下奢侈に耽り、衣服邸宅皆美を尽し華を競い、浮華淫蕩、風教全く弛廢したりと雖も、関東の人は久しく僻陋不便の地に在りて、都人士の風に染まず、四民みな質朴剛健の風に富みたれば、千葉城及びその城下の有様なども、京都などの比にあらざりしこと、推想するに難からざる所なり。殊に常胤の代に至りては、源頼朝幕府を鎌倉に開き、鎌倉の勢威は、有形無形なる社会各般のことに及びたるのみならず、常胤は実に鎌倉幕府の一部の創立者にてあれば、千葉と鎌倉とは、恰もまた頼朝と常胤との關係に於けりが如く極めて密接なりき。さればこの頃の千葉には、千葉特有のものとは、甚だ少なく、大抵は鎌倉と同様のものが多かりき。(常胤が鎌倉の邸は今の御用邸に在りき)例えば、鎌倉の時代精神たる勤儉尚武の氣質の如きも、頼朝がこれを勸奨したるは勿論なれど、その頼朝をしてこれを勸奨せしめたるものは、千葉介常胤にあらずや。常胤は実に性来の勤儉家なり。後世の所謂武士道の開拓者なりしなり。従つて鎌倉が歴史上に誇りとすべきは、有形なる、建築物や彫刻物を遺せしにあらざりて、忠孝節義勇武廉恥等の精神的遺物なることもまた、当然のことなるべし。即ち「東人は額に箭は立つとも背には箭は立てじといひて君を一心をもて護るものぞ」(神護景雲三年朝廷警

衛の為東人を召させ給ひし時の詔)とは、即ち鎌倉武士の常套語なりしなり。民の膏血こうけつを絞りにて金殿玉樓を営むが如きは、鎌倉主義の禁物なり。これと同じく常胤の居城たる千葉に伝うべき建築彫刻等の少きもまた、当然の理なり。

加之しかのみならずならず足一たび千葉の地を踏み、猪の鼻の古城址に遊ぶもの、その規模の甚だ大ならざるを説くもの多かるべし。かつ時に輕侮の意を以て、千葉氏の業を評するものさえこれなきにあらざるべしと雖も、是れ寧ろ自家の不見識を告白するに均ひとしかるべし。何となれば、苟いやしくも歴史を学びたるものは、その時代の状態、換言すれば武器の進歩と、これに伴う防御の次第をば、まず第一に心得ざるべからざる要件に属すればなり。而して武器の進歩を標準として、防御の方法を区別すれば、歴史上これを三大時期に分かつことを得べし。即ち

第一期は弓矢刀劍の時代にして、これが防御は天險に依り、柵或いは逆茂木等に依れる時代なり。

第二期は粗製なる火器の時代にして、これが防御は櫓を築き濠を廻らし、所謂本丸二の丸三の丸などある城を築きたる時代なり。

第三期は精巧なる火器の時代にして、最早や前代に於ける城廓はその用を為さず。即ち近世築城術に依りて砲台を築くの時代なり。

而して千葉氏の初めて千葉に拠れる時代、即ち良兼、忠常、常将の時代は勿論、常胤の時代に於いても、戦争の武器は、刀劍と弓矢となり。即ち第一期の天險を以て、防御とするの時代に属せり。従って第二期時代に於けるが如き城廓などの遺留せざることもまた、明らかなるべし。然るに徳川時代頃の思想を以て、千葉氏の規模を小なりと難じ、千葉の地形の甚だ大ならざるを評するが如きは、即ち第一期と第二期とを混同したるもにて、誤見の甚だしきものなり。

常重の父・平常兼が拠れりと云う大椎城址は(房総線土気駅より西南へ一里余の地)その規模の千葉城に比して、さらに幾層の小なるを見、かつ城の四方、谷極めて深く、道路また飽くまで峻しく、明治の軍隊が隊伍整々一等道路を進行する様など、ここには到底寸刻も適用すべからざるを見れば、進化の理法の如何に偉なるかを嘆美すべきなり。要するに当時の武士は、千葉にても大椎にても、その殆ど全体を以て、後世の所謂城の如くに看做したるべし。従って別に城壁など築かざるものと知られたり。故に常重が大椎より千葉に移れる時に、城普請も行届きる趣を記せるも、斯は上記の第二期時代の城廓の如きものと同一視すべからず。

されども神社仏閣は、当時の信仰の修養場にて、視先崇敬は当時の教育の基本なり。即ちこれを以て君臣父子の秩序を保ち、人心を激励したるは、争うべからざるの事実にして、千葉氏もまた、妙見寺、大日寺、千葉寺その他の社寺には、比較的意を用い、或いは建立或いは修繕等には、比較的巨資を投じたるものの如し。当時の寺院等の建築物は、宗風の形式を採れるもの甚だ多く、今は焼失してその跡形もなけれど、妙見寺の建物など、その一なりと伝えり。蓋し源氏は諸国の寺社を大に興し、その信仰に就いては、貞永式目第一条と第二条とに、社寺の信仰を規定せし程なり。而して式目の終の起請文には実に下の文字あり、以て当代の信仰の状態を窺うべきなり。曰く

梵天帝釈四大天王総じて日本国中六十余州の大小神祇、殊に伊豆箱根両所権現、三島大明神、八幡大菩薩、天満大自在天神、部類眷属神罰冥罰各罷り被るべきものなり、依て起請如件序ついでにこの時代の学問文芸を言え、概して鎌倉時代は、学問の大いに衰えたる時代にて、識者

は極めて少数にて、多数のものは無学なりき。而かも上下を通して一般に学を好まず、独り射御、狩猟等の武技、大いに熾盛を致せり。故に承久の乱に軍勢京に上りし時、院宣を下し賜わりしに、一隊五千騎中、独り藤田某のみがこれを読むことを得たりしも、その他のものは、一人のこれを読み得ざりしと伝うる程なり。されど是れ鎌倉のみにはあらず、千葉は勿論、関東諸州、学あるものとは甚だ少なく、この時代の文芸などは、詩歌の少しく行われたるのみにて、他に見るべきもの殆どあるなし。所謂、継ぎ剥ぎの文章は、実に当代の特徴とすべし。また見るもの聞くものに就いて、聊かにてもこれを筆にするもの、一として仏教を説かざるものなきもまた、この時代の一風潮と為す。終に風俗に就いては、千葉に特有のものとして伝うるもの、一としてなし。蓋し他の東国諸州と別に大差なかりしものか。

【資料4】吉田璣『房総史研究千葉氏』（北拓社 1911・11）

序

国家不可一日歴史也。而基之者。私乘也。口碑也。此二者不誤而歴史始可觀矣。盖邦国上進之等差於是可徵乎。友人吉田璣君。天資好学。夙入専門学校。修文学。曩編房総史研究。第一卷千葉氏今已成。一日来請余序。余幼時每上下議論。遂昂之曰。子之業非易。独力網羅古今。且拾遺以公于世。蓋房総半島。自古称天府国。戸口之繁殖。領主之興亡。地勢之險易要害之対否。皆不得不勞。今此書之成。裨益後世豈鮮少哉。且私謂。上自素封富豪之士。下至閭巷隸僕之徒。可以徵千葉氏興亡之跡。而亦各有所警戒乎。因叙一言以為序云。

明治四十四年五月

県立成東中学校教師 平山彬



房総史研究第一卷 千葉氏

目次

第一編 序説／第一 房総史概観

第二編 千葉氏の事蹟／第一 千葉氏概説／第二 千葉氏宗家／第三 武蔵千葉氏／第四 千葉氏の支流／第五 千葉之六党

第三編 千葉氏の遺蹟／第一 千葉氏の墳墓／第二 千葉氏の古城址／雜録

房総史研究 第一卷 千葉氏

吉田璣編纂

第一編 序説

第一 房総史概観

房総三州の半島は上古一国にして総の国と称せり。その地東隅に偏せしと雖も、三方大洋に臨み、大河北境を<sup>めぐ</sup>り、氣候中和地味豊饒なりしを以て、有史以前<sup>つと</sup>に人類の栖息する所となりしは、今日各所に存する貝塚及び竪穴横穴石器等の遺跡及び造物によりて知らるべき也。

神代の世に当り、経津主・建御雷二神の東国を經營し、跡を当国に垂るるあり。神武天皇十八年、勅して宮柱を香取に建つ。帝即位の後四年、天富命をして沃壤<sup>よくじょう</sup>を東土に求めしむ。即ち阿波の忌部を率いてこの国に来たり、麻穀を植られしに、その物よく生長せしかば、麻に<sup>よろし</sup>宜き処を、総の国と云い、穀に宜き処を結城と云い、阿波の忌部の土着せし地方を安房と号せり。これ即ち国号の起源にして、即ち今の二総及び安房の総称也。

崇神天皇十年、四道將軍を置き、武停川別を東海道の將軍となす。

景行天皇の四十年、皇子・日本武尊に吉備武彦、大伴武日を副えて東国の蝦夷を討伐せしむ。皇子、尾張より駿河へ移り給える時、土賊にあい、尋で相摸より上総へ渡らんとし給ひる時、波風荒かりければ、その妃・弟橘姫、御身に代らんとて海に入りぬ。かかる程に波風静まりて、船は東岸に着きければ、茲に姫の墳墓など作られ（上総に尊及び姫を祭れる神社の多く存し、種々の伝説伝

わりしと。君不去、袖が浦東の国等の地名はこの時より始まる) さらに舟師を整い、両総を経て常陸竹水門へ着かれし由、帰途には筑波山の北麓より両毛の山麓を経て八王子附近に出で、多く山地を通られしは、已に関東の平野は夙に王化に潤いおりし為にて、箱根以西にても富士山麓附近にはなお未服の蛮民ありしを証する者なり。

同五十三年、天皇親みづから小碓王平ぐる所の国を巡狩せんとて、冬十月上総の国に至り海辺を巡り、さらに下総の八尾岡に渡御し一社を造らしめ、以て東海の鎮護となす。今の香取郡橋村東大神即ち是也。

人皇第十三代成務天皇の御宇には皇威の及ぶ処大いに広まりたれば、山河の形状によりて国県を置き、千百に従うて邑里を分かち国造県主を任ぜらる。是より先、神武天皇国内を平定し、諸国に国造県主を置きしと雖も京畿附近の地のみにして、爾来、未だ画然たる国県の分界なく土豪各所に割拠せしに、日本武尊の討伐により東西の二陲よく王化うるおに霑ぬいたれば、地勢によりて疆域きょういきを定め国造県主稻置等を建置せられたり。当時、国造の数は全国を通じて九十一なりしが、後地の開らくるに随い、増置して継体天皇の御世までには百四十四に及びたり。

この時房総の間に設けられし国造は、印旛、武社、上菟上、下菟上、菊間、馬来田、須恵伊甚、長狭、安房、千葉等なり

是等の国造は、神胤の此土に占拠せる者または皇族の来たりて、地方の君長となりたる者の後胤にしてここに至りて王命を拝せし者也。建比良鳥命子孫の如きは、後に上下菟上及び伊甚等の国造となれり。

斉明天皇の朝に至るまでは皆是等小国の名にてありしが、白雉年間、足柄より東方の小国の名を省きて八国に定めらる。

安閑天皇元年四月、総の国を分かちて上下両総と為し、次で元正天皇養老二(718)年五月、上総国中の南方四郡を割きて別に安房国を建てしが、聖武天皇天平十三(741)年十二月、これを廃して上総に併せ、孝謙天皇天平宝字元(757)年五月、再び旧に仍りて分立し、安房の一国を設置せられたり。

孝徳天皇大化元(645)年八月、東国の国守を拝し東方八道を治めしむ。八道は八国にして、即ち国八州也。二(646)年正月、詔して新令を頒ち、子代民、長忿及び臣連伴造国造等の有せる部曲の民、田荘を廃し戸籍を造り、斑田収受の法を立て、田畝を定め租庸調の法を制して、従来の積弊を改めて郡県の制を定めたり。

この時より地方の政治は、国司郡司の管する所となり。国造は政務を停められて、専ら神事をつかさどり、その吏務に堪る者は郡の大領少領主政主張等に任用せられたり。

当時地方の行政を司り、民生を治むる為に新に設けしは、諸国の国府にて、下総は市川町国府台にありて千葉、葛飾、猿嶋、結城、豊田、相馬、印旛、埴生、香取、匝瑳、海上の十一郡を管し、上総は今の市原郡市原村字能満にあり、天羽、周准、望陀、海上市原、武射、山辺、長柄、埴生、夷隅、畔蒜の十一郡、安房は平郡国府村字府中にあり、平、安房、朝夷、長狭の四郡を管轄したり。

文武天皇大宝三(703)年七月、正五位上、上毛野男足を以て下総守となす。蓋し房総国守の嚆矢ならん。以下、各時代に於ける房総三州の国司任命表を左に掲げん。

房総国司任命表 ( ) 内ノ文字ハ任官中ノ年号ニシテ任命年月ノ不詳ナルモノ也

任 命 年 月	任 国 称	氏 名
大宝三年七月	下総守	上毛野男足
和銅元年三月	上総守	上毛野安麿
同 年同月	下総守	加茂吉備麿
和銅元年	下総守	佐伯百足
靈龜二年四月	下総守	高向大足
天平三年五月	上総守	紀多麻呂
同 五年十月	上総守	多治比広足
同十三年十二月	上総守	紀広名
同十八年四月	上総守	百濟王敬福
同 年九月	上総守	藤原宿奈麿
同 年九月	下総守	多治比木人
天平勝宝元年八月	上総守	石川名人
同 四年五月	下総守	巨勢浄成
天平宝字三年七月	兼上総員外介	田中多太麿
同 年十一月	下総介	池田足継
同 年十一月	上総守	藤原魚名
同 五年正月	上総守	石上宅嗣
天平宝字七年正	安房守	佐味宮守
同 年四月	上総守	阿部子島
同 八年四月	上総守	布勢人主
同 年九月	兼上総守	弓削浄人
神護景雲元年八月	下総員外介	大部不破麿
同 二年六月	上総守	石上家成
同 二年十二月	兼下総守	藤原是公
同 三年六月	上総員外介	武蔵石破麿
同 年六月	兼下総員外介	桑原王
宝龜元年八月	下総介	桑原王
宝龜元年九月	上総介	榎井子祖
同 二年九月	上総介	桑原王
同 年同月	上総介	巨勢馬主
同 年同月	下総介	石川豊人
同 三年九月	上総介	笠乙麻呂
同 五年三月	上総介	藤原黒麿
同 年三月	兼下総守	藤原乙繩
同 七年三月	兼下総大椽	松井浄山
同 年七月	兼下総守	右大舎人頭神王

同 八年正月	上総守	藤原黒麿
同 九年正月	兼下総守	道島島足
同 十年二月	安房守	百済王仙宗
同 年二月	上総守	紀真乙
同 年二月	下総守	紀豊庭
同十一年三月	上総守	藤原刷雄
同 年三月	兼下総守	藤原種継
同 年四月	兼上総員外介	中臣馬主
天応元年五月	兼上総介	中臣馬主
同 元年五月	兼下総守	藤原家依
暦延元年八月	安房守	石川美奈岐麿
同 二年四月	上総守	布勢清直
同 三年四月	上総守	和三具足
同 四年正月	安房守	浄村晋郷
同 年正月	兼下総守	坂上苺田麿
同 五年八月	下総介	文室大原
同 七年正月	兼下総守	藤原乙叡
同 八年正月	安房守	文室子老
同 年正月	上総守	百済王玄鏡
同 年同月	上総介	石川清浜
同 年同月	兼下総大椽	池原公綱主
同 八年三月	安房権守	大野仲男
同 九年三月	安房守	大野仲男
同 年三月	兼下総守	参議弾正尹神王
同 年三月	下総介	田中清人
同十六年正月	安房守	百済王元勝
同 年同月	上総介	大野犬養
同十八年四月	上総介	藤原継彦
同十八年九月	上総守	百済王教徳
大同元年正月	兼上総守	藤原道雄
同 年同月	兼下総守	紀勝長
同 年同月	安房守	大伴長村
同 年正月	下総介	安倍鷹野
同 四年正月	兼上総介	文室正嗣
(大同年中)	上総守	多治比全成
弘仁二年七月	下総守	大野真管
同 五年十一月	安房守	紀和気麿
同 六年正月	上総守	小野真野

同十二年正月	上総介	紀椿守
同十三年正月	安房守	紀椿守
(天長年中)	下総守	滋野貞主
承和元年正月	安房守	藤原真綱
同三年正月	上総大守	忠良親王
同五年正月	上総大守	仲野親王
同七年六月	下総介	橘宗雄
同八年正月	下総介	文室名継
同九年正月	兼大総大守	阿保親王
同年七月	安房権目	山口稻床
同年同月	上総権椽	紀貞嗣
同十年正月	安房守	御春清庭
同年同月	下総守	文室真室
同十三年正月	上総大介	基貞親王
同年同月	上総介	藤原行人
同十五年六月	上総権守	善友豊宗
嘉祥元年七月	安房守	大神宗雄
同二年十二月	上総大守	人康親王
同三年正月	上総介	丹墀棟臣
仁寿元年正月	下総守	橘末茂
同二年二月	安房守	高狩清貞
同三年正月	上総大守	忠良親王
同年同月	下総介	朝宗吉継
斉衡元年正月	上総介	笠豊興
同年五月	上総介	橘高宗
同二年正月	下総守	春枝王
同年閏四月	上総介	和豊永
同年同月	下総守	清瀧藤根
同年正月	安房守	家原氏主
同三年九月	上総権介	藤原良尚
天安元年	下総権守	豊江王
天安元年	下総介	安野豊道
天安二年正月	安房守	橘最雄
貞観元年正月	上総介	清原真員
同年同月	下総介	橘春成
同年二月	上総介	吉備全継
同年同月	下総守	淡海弘峰
同年三月	上総権介	藤原良尚



同 二年正月	上総権介	和気春生
同 年同月	上総介	藤原大野
同 年同月	上総権守	藤原良尚
(貞観二年)	上総大守	本康親王
同 二年二月	上総介	伴龍男
同 年同月	上総権介	坂上当道
同 年同月	下総介	神門氏成
同 三年正月	上総大守	仲野親王
同 四年正月	安房守	大原安雄
同 五年二月	下総守	清原長統
同 五年 月	下総守	文室有真
同 六年正月	下総介	多自然磨
同 年六月	上総介	藤原万枝
同 年同月	安房守	加陽宗成
同 年九月	安房守	紀吉継
同 九年正月	上総大守	惟条親王
同 十年正月	下総介	上毛野上長
同十一年正月	安房守	大国福雄
同 年同月	下総守	橘最雄
同 年二月	上総大守	本康親王
同十二年正月	安房守	菅野宗範
同十七年三月	上総大守	惟彦親王
(同十七年中)	下総大守	文室甘楽磨
元応二年正月	上総介	佐伯貞行
(同三年中)	下総守	藤原清夏
同 六年五月	上総大守	惟恒親王
(元応七年中)	上総介	藤原正範
(元懐八年中)	下総守	基世王
仁和元年正月	上総介	小野国梁
同 三年二月	下総介	飯高貞宗
		以上六国史
(寛平中)	上総介	高望王
(承平中)	下総介	平良兼
(承平中)	上総介	平良文
天慶五年	上総大守	村上親王
(天曆四年)	下総守	藤原有行
	上総介	平忠頼

	下総守	清原夏野
	下総権守	源順
	下総権介	平忠常
(長元元年)	安房守	〇〇惟忠
(長元元年)	下総守	藤原包昌
(長元元年)	安房守	藤原光業
(長元元年)	上総介	平維時
長元三年四月	安房守	平政輔
永長元年正月	安房守	源親光

以上、国司の中には遙任のもの少からざるも今明らかにこれを分別する能わず。この他、上総介に橘惟行。源頼光（頼信の兄）、源頼国（頼光の子）、清原定滋、藤原忠清（景清の父）、平広常（常隆の子）あり。上総権介に季雅（姓氏不詳）。千葉常家（常胤叔父）あり。下総守に清原春光（深養父の子）、藤原有道あり。同権介に千葉常将（平忠常の子千葉子の祖）、同常長（常将の子）、同常兼（常長の子）、同常重（常兼の子）、同常胤（常重の子）等あれども任命の年月詳かならず。而して鎌倉時代以後、国守国介の称なきに非らざるも、多くは武将の通称に用いられ實際朝命に出づるもの少し。勿論鎌倉時代以後の幕府にては、諸国に守護職を置きたり

聖武天皇天平十三（741）年、諸国に国分寺を創設せられしが、安房国にては今の安房郡館野村の大字国分上総は国府と同じく、市原村字惣社下総は国分村字国分にて、略分惣社と隣し国司が神祇に事ある毎に参拝するが如く、またまた国分寺にも奉仕したり。

国郡郷里の制には、後また増損あるも凡五十戸を一里として里長を置き、里中または隣里の百姓清正強幹の者を採てこれに充つ。郡を分ちて三等となす。

大郡	四十里	二千戸
中郡	三十里乃至四里	千五百戸乃至二百戸
小郡	三里以下	百五十戸以下

国の下に郡あり。郡の下に里ありしも未だ七道の称はなかりしに、文武天皇大宝二年（紀元一三六二年、702年）に至り、畿内七道五十八国三島となる。

国は広狭肥瘠によりて大上中下に分かち、守、介、椽、目、史生等を置き、大小に従って員数に差等あり。国司は任期四、五年を以て交替し、郡司は多く世襲也。

郡は二十里以下十六里以上を大郡、十二里以上を上郡、八里以上を中郡、四里以上を下郡二里以上を小郡とし、大領小領主帳を置き、大小に従って員数を定めたり。

元正天皇の神龜二（725）年、里を改めて郷と称す。郷は郡にて統べ、郡は国にて統べ、国は道にて統ぶ。制地の法、大いに備われり。

淳和天皇天長元（824）年、六十六国二島となり、郡は延喜中およそ五百九十、郷は円融の朝およそ三千七十二ありしと云う。その後藤原氏朝権を専らにし、京都の上下華美を競い、宴楽に耽るや、紀綱廢弛し威令行われず。この時に当り、独りその勢力を地方に養い、他年興隆の基礎を成せるものは、実に源平の武人なりとす。そもそも源平二氏の早く世に著れしは、英武の士多かりしに依るは勿論なるも、近く皇室より出でし皇族なりしが故也。

人皇五十三代淳和帝の天長三（826）年九月、上総及び常陸上野の三国を以て親王の任国となし、その守を大守と称す。五十九代宇多天皇の寛平年中、高望王、上総介に任ぜられ、居を東国に定め、承平中、その子良兼下総ノ介に、同良文上総ノ介に、国香は常陸の大椽に任ぜられしより子孫世々職を襲ぎ、一族東国に蔓衍す。承平中、良兼の従子・将門、豊田郡に居り<sup>しゅうけつ</sup>猖獗制を受けず天慶二（939）年良兼卒す。将門、遂に反し猿嶋郡庁南におり、八州を煽乱し明年誅に伏す。後将門の従姪忠常、州の介に任じ、海上郡におりしが、長元元（1028）年乱をなし、四（1031）年にして法に服す。後その子・常将を宥して、介に任ず。始めて千葉城におり、子孫任を襲うて千葉氏と称し、以て両総の事を治め、子孫相継ぎ、治承年間源頼朝兵を相摸に起し、石橋山に敗績するや、遁れて安房に至り、安西氏によりてまず同国を<sup>した</sup><sup>が</sup><sup>え</sup>、次で檄を移して八州の諸族を招き、上総を経て下総に進む。下総の千葉常胤、上総の平広常、武蔵平氏の七党、その他の諸族、何れも兵を以て来たり会し、頼朝の軍大いに振ひ、遂に平氏を討滅す。房総半島は是れ源氏中興の発祥地とも云うべく、常胤の如きは、大頭公羽翼の武将とも称すべき也。頼朝の覇業成りて、天下を統一するに及び、安房は頼朝これを直轄し、上総は平広常、旧に依りて任を保ちたりしも、後罪を得て誅殺せられ、建久元（1190）年足利義兼の領する処となり、建長元（1249）年北条長時守護となり、千葉常秀その子秀胤介に任ず。下総は千葉常胤、結城朝光これを分領したり。藤原秀郷の裔・政光、下野の大椽に補し小山氏と称す。その子・朝光、源頼朝に属し功を以て結城郡を賜り結城を以て氏と為し、子孫相承く。朝光の子・朝広、広綱祐広を生む。広綱家を嗣ぎ、祐広<sup>うつ</sup>徙て陸奥の白河を治む。結城氏分つて二宗となる。祐広の子・宗広、建武中力を王事に尽して忠烈世に著る。子孫、千葉氏と相並び北総の雄族たり。頼朝が地を鎌倉に選びて、覇府を開きたるは主として常胤の勧めに基づきたる也と云う。

常胤、のち長子・胤正をして家を嗣がしめ、二男・師常を相馬氏、後に三男・胤盛を武石に封じ、四男・胤信を大須賀に、五男・胤通を国分に、六男・胤頼を東の荘に封じ、以て各地を分領せしむ。世に是を千葉の六党と称す。その他、栗飯原氏及び木内、鐮木、臼井、原の支族また各要地を占め、下総は社寺領等を除くの外、悉くその所轄たり。

後堀河天皇の御宇、英雄僧日蓮、安房の一隅に生まれ、法華宗の開祖として雷名を天下に轟し、大いに世人の耳目を聳動せしめたり。仁治中、上総に青祇藤綱あり。北条時頼に拔擢せられ、治績の顕著なるを以てその名後世に高し。元弘建武中、下総の北部に結城直朝あり。南部に常胤七世の孫貞胤あり。足利尊氏、下総及び武蔵常陸の守護に任じたりしが、並に北朝に属せり。後小松天皇の応永より正親町天皇の永禄天正に至るの間は、朝綱<sup>たる</sup>弛み幕命軽く、殊に応仁乱後は群雄各地に起り虎視眈々天下また寧日なし。関東には南に北条氏、西に上杉氏、北に佐竹氏ありて房総には安房に里見氏、上総に武田、足利、酒井氏あり。下総に結城千葉及び千葉の各支族の割拠するあり。足利氏の末葉は諸侯割拠、武人功伐の時代にて、鎌倉は既に覇権の中枢ならず、成氏古河にありて古河公方と称し、僅かに余威を保ちたりしも、上杉氏の為に破らるるに及び、走って千葉に遁れ、城主千葉孝胤迎えてこれを奉じ、安房の里見義実、上総の武田信興また来りてこれを<sup>なす</sup>翼く。是より先、里見義実流寓して房州にあり。神余、麻呂、の余衆を撫し、<sup>ついで</sup>尋で安西、東条を滅し、城を白浜に営み、全州を平げ、さらに進で上総半国を併せ、房総二国の主となる。上総は足利氏の初に於いて、鎌倉管領の執事・上杉氏の領国たりしが、守護代武田氏の奪う所となり、後里見氏の一族に略取せられ、里見氏は武田、土岐二氏を率いて、足利義明を生実に奉し、公方

の旧業を恢復せんとしたり。世に小弓御所と称するは是なり。而も義明の北条氏綱父子と国府台の一戦に戦死するや、小弓御所また亡べり。千葉氏の後は享徳の際、内訌に依て両宗となり、抗争止まず、天文中、里見氏の侵略を受け、千葉、結城二氏漸く衰え自立する能わず。国府台の戦後、北条氏の勢力両総の地を威圧し、二氏また北条氏に属す。千葉氏は豊臣氏の北条氏を亡すに及び、その領土を没収せられて滅亡す。

織田氏の世は、その全盛の時と強、東国はなお大いなる影響を受けざりしが、豊臣氏のその遺業を紹き、天正十八（1590）年大兵を挙げて東征し、小田原を陥れ、北条氏を屠るや、関東は悉くその風靡する処となりて四十八城瞬く間に降り。而して千葉氏以下、北条氏に党せし者は、総てその封を奪われ、安房の里見氏、下総の結城氏の如き、予め歎を秀吉に納れたる者は一時その領地を存せられたりしも、里見氏は安房以外の領地を削られ、のち徳川氏に至り、元和年間忠義罪ありて国除せらる。徳川氏、関東に封ぜられ江戸に入るに及び、その家臣を領内に分封し、房総の形勢ここに一変す。

王朝の政衰えてより荘園の設、漸く多く諸国に遍く。皇族より公卿以下に至るまで争うて田園山沢を占め、国郡司の政治以外に立ち、私に人民を使役し土地を兼併し、租賦を輸せず課役を勤めず。遂に豪族割拠の勢を馴致し、鎌倉以後足利氏の末に至っては、所在の豪族その所領の土地に命ずるに随意の名称を以てし、或いは荘と称し、或いは保と名づけ、郡郷の区画名称ますます紛乱し、郷名の濫用また甚しく、或いは村を呼んで郷と称するに至り、その錯雑混淆殆ど識別すべからざりしが、文禄四（1596）年、秀吉天下を平定するに及んで、使を發して諸国の土地を検し、田畝の制を定め、境界を正し、私称と共に荘、保、郷、里の称を止め、直に郡を以て町村を統ることとなせり。

関ヶ原の一戦を経て徳川氏、天下を一統し覇業を大成す。関東はその藩屏にして、これが要地には封ずるに、悉く譜第の臣を以てす。所謂関東十八城の如き是也。爾来、房総三州に於ける領主封土は如何なりしか。治世三百年間、領封の轉換繁かりしと雖も、要するに徳川の譜代大名が、幾多の小藩に分封せられたるに過ぎず。而してその間、処々に旗本領と直轄の幕領たる所謂天領とを置けり。三州中十万石以上を領したるは独り佐倉の一藩あるのみ。幕末、内外多事の際進んで外交の衝に当り、時勢を洞察して俗論を排し、開港の大業を成せし備中守堀田正睦は、即ちその藩主なりとす。従来十四藩なりし三州は、末年に至りてさらに九藩を各所に徒封し、新旧二十三藩となりしが、幕府の政權返上に依り、七百年來の武門政治茲に廢して王政維新となり、地方の政治また一革新す。明治二（1869）年、上総に宮谷県、下総に葛飾県を置きて旧幕領を管ぜしめ、列藩はなお旧によりてその称を保ちたりしが、四（1871）年七月、廢藩置県となり、旧藩主をして県知事たらしめたり。即ち左の如し。

廢藩後置県の名	廢藩前の藩名	廢藩前草高	同藩主名
館山県	館山	一万石	稲葉正養
長尾県	長尾	四万石	本多正訥
加知山県	加知山	一万二千石	酒井忠羨
花房県	花房	三万五千石	西尾忠篤
大多喜県	大多喜	二万七千石	大河内正質
桜井県	桜井	一万石	瀧脇信敏

久留里県	久留里	三万石	黒田直養
飯野県	飯野	二万石	保科正益
小久保県	小久保	一万石	田沼意尊
佐貫県	佐貫	一万六千石	阿部正恒
一ノ宮県	一ノ宮	一万三千石	加納久宣
鶴牧県	鶴牧	一万五千石	水野忠順
菊間県	菊間	五万石	水野忠敬
松尾県	柴山	五万三七石	太川資羨
鶴舞県	鶴舞	六万石	井上正直
佐倉県	佐倉	十一万石	堀田正倫
関宿県	関宿	四万八千石	久世広業
結城県	結城	一万七千石	水野勝寛
多古県	多古	一万二千石	久松勝行
高岡県	高岡	一万石	井上正順
小見川県	小見川	一万石	内田正学
生実県	生実	一万石	森川俊方

と旧県なりしが、同年十一月、各藩悉く版籍を奉還するや、改めて木更津県（上総及び安房）、印旛県（下総）、新治県（海匝香三郡と常陸）の三県を置き、県令を任じてその県治を司らしむ。尋で六（1873）年六月、木更津、印旛二県を廃し、新たに千葉県を千葉町に置く。八（1875）年五月に至り新治県を廃して、その所管中香取、匝瑳、海上三郡を千葉県に属し、利根川を県界としてその以北を茨城県にせしむ。のち埼玉及び茨城二県との間に一郡の境域変更あり、以て今日に至る。千葉県はもともと安房四郡、上総九郡、下総八郡にて、総て二十一郡なりしが、二十九（1896）年左の如く郡の廃合を行い、今の十二郡となれり。

安房国 安総、平、朝夷、長狭四郡を廃し安房郡を置く。

上総国 望陀、周准、天羽三郡を廃して君津郡とし、長柄、上埴生二郡を廃して、長生郡とし、山辺、武射二郡を廃して山武郡とす。

下総国 東葛飾、南相馬二郡を廃して東葛飾郡を置き、印旛、下埴生二郡を廃して印旛郡を置く。維新以後、県の長官となる県令及び知事は左の如し。

任命年月	官	氏名	記事
明治元年四月八日	下総知県事	佐々木直武	明治元年十二月十八日罷
同年十二月十八日	同	水筑籠	同二年一月十三日葛飾県知事に改
同二年二月九日	宮谷県知事	初上総安房知県事 柴山典	同四年七月二七日罷
同三年一月十二日	葛飾県知事	矢野光儀	同四年十一月十五日廃県任深津県権令
同四年七月二七日	宮谷県権知事	柴原和	同年十一月十三日廃県任木更津権令
同四年十一月十三日	印旛県令	河瀬秀治	同六年二月七日任群馬兼入間県令
同四年十一月十三日	木更津県権令	柴原和	同六年六月十五日廃県任千葉県令
同六年二月七日	兼任印旛県権令	柴原和	同六年六月十五日廃県任千葉県令

同六年六月十五日	千葉県令	柴原和	明治十三年三月八日任議官同十九年七月十七日官制改正任知事
同十三年三月八日	同	船越衛	二十一年十一月二十日任元老院議官
同二十一年十一月二十日	千葉県知事	石田英吉	同二十三年七月十六日任農商務次官
同二十三年七月二十五日	同	藤島正健	同二十六年三月三十一日非職
同二十六年三月三十一日	同	兵頭正懿	同二十九年八月十二日依願免官
同二十九年八月十二日	同	阿部浩	同三十年四月七日非職
同三十年四月七日	同	柏田盛文	同三十一年一月二日依願免官
同三十一年一月二日	同	安藤騰介	同三十一年八月三日非職
同三十一年八月三日	同	阿部浩	同三十六年二月二七日任新潟県知事
同三十六年二月二七日	同	石原健三	同四十一年三月二八日任高知県知事
同四十一年三月二八日	同	有吉忠一	同四十三年六月十四日総督府総務長官
同四十三年六月十四日	同	告森良	

最近、千葉県庁の統轄する所は、房総十二郡三百五十五ヶ町村にして、その面積は三百十五方里余、東西およそ二十四里、南北およそ三十二里にわたる。戸数二十三万、人口百三十六万、一戸の平均六人弱にて一方里の平均は実に四千三百十六人に当り、その最も稠密なるは、海上郡の一万二百四十人にして、東葛飾、匝瑳、千葉の三郡これに垂ぎ、六千人乃至五千七百人あり。その尤も稀疎なるは君津郡、印旛、市原等にして、三千人内外の間にあり。これを全国平均の二千八十七人に対比すれば、多きこと二千二百余人にして本県は実に全国の第十位におれり。而して全県下一ヶ年間の総生産額は、約七千一百万円に上り、全国中第十二位にあり。県当局者はさらにこれが増加を計り、来たる明治五十年までには一億万円の生産力に達せしめん方針にて各種の計画施行を為しつありと云う。

## 第二編 千葉氏の事蹟

### 第一 千葉氏概説

そもそも千葉氏の房総に繁衍せるは平高望に胚胎せり。高望は高見王の子、葛原親王の孫にして初めて平姓を賜り、上総之介に任ぜられ、十子あり。何れも東国の守、介及び鎮守府将軍等を拝す。その五子を良文と云う。陸奥守に任じ、鎮守府の将軍に叙し、天慶の乱の功により、将門の旧領を賜り、下総、上総、常陸三国の介に任じ、子孫東国に繁栄す。子・忠頼、父の職を襲ぎて両総及び常陸介に任じて、正四位下に叙し陸奥守となり、孫の忠常、上総介に武蔵押領使を兼ねて上総の大椎に居りしが後、下総権介となりて海上郡に移り、のち一条天皇の長元元（1028）年乱をなし、四年にして法に服す後、その子・常将宥されて下総介に任ぜられ、始めて千葉郡におり、子孫任を襲ぎ、千葉氏と称す。はじめ常胤、源頼朝兵を挙ぐるに及び、率先これに応じ、忠順功を累ね、その殊遇を蒙り、千葉氏大いに著る。常胤、州の守護となり、これを子孫に伝う。建武中興足利尊氏、下総の守護となる。既にして尊氏の叛するや、常胤七世の孫・貞胤、初め新田方なりしが遂にこれに属し、介を以て守護を兼ねる故の如し。宝徳の初め鎌倉管領足利成氏、その執事両上杉氏を伐つ。克たずして退て古河を保つ。時に貞胤の玄孫・胤直、上杉氏に党す。その伯父・康胤（馬加城主）、原胤房と共に胤直を襲殺し、千葉城に抛りて印旛以東の地を領し、成氏を翼戴

す。既にして上杉氏、胤直が従子・実胤を胤直の後とし、武蔵石浜におらしむ。千葉氏はより両宗となり争戦止まず、長祿年間康胤の子・輔胤、城を印旛郡佐倉郷将門山に移す。天文中、里見氏、下総を侵して東境を略取す。千葉氏、漸く衰えて自立する能わず。輔胤の孫・勝胤に至り、遂に北条氏に属す。天正十八（1590）年、豊臣氏、東征勝胤の玄孫・重胤年なお幼なり。家臣・原胤成これを輔け、北条氏に従いて小田原に在り。豊臣氏、尽くその封を奪い、千葉氏茲に亡ぶ。これを千葉氏宗家興亡の梗概となす。

按ずるに千葉氏は始祖・高望より重胤に至るまで、世を歴ること三十余、歳を閲すること七百余歳、世々関左の右族たり。応永中、鎌倉管領の八館（千葉、小山、長沼、佐竹、小田宇都宮、那須）を定むるや、千葉氏は実にその首に位す。則ちその族望の高きこと以て知るべし。然るに戦国の末造重胤に至り、幼冲倚を誤り<sup>ようちゆう</sup>拳族地<sup>きよぞく</sup>を失い、千葉氏の宗家永く祀を絶つに至りしは、真に惜しむべきなり。吾人県民たる者、豈にその事績を明らかにし、一は以て多年国司として撫育の恩に報い、一は房総史の研究に資せずして可ならんや。

夫れ房総三ヶ国の歴史たる上古は、漠としてその事変の真相を捕捉し難く、近世は徳川氏の治下に入りて大勢既に定まり記録また乏しからず。只今、のち大いに研鑽に値するはそれ中古史の実ならずや。然り而して三州中古の歴史上に最も重きをなすは、高望王より分派したる坂東平氏の中最も著明なりし千葉氏の一族也。

千葉氏を外にしてはまた房総史を解する能わざる也。彼等の盛なる時代やその子弟、上は諸国の守介より下は各地の郡司地頭郷司に至るまで、苟もその族類に非ざるはなし。また盛なりしと云いつべし。

然るに千葉氏の宗家、天正の役を以て滅亡せしより今茲明治四十四（1911）年に至るまで、既に三百二十有余年なれば、今その事蹟を研究せんとするに当り最も困難を感ずるは史料の欠乏なり。故を以て古書類の涉獵と実跡の踏査とにより、以下主として宗家を歴述して後、支流に及びさらに遺跡、社寺、墳墓造物等に及ぼんとす。

## 第二 千葉氏宗家

世の千葉氏を記する者、或いは良文を以て第一世とし、或いは忠常、または常将を以て初祖となすあり。その初めて千葉介と称せし折を以て千葉氏の起原となせば、常将を以て元祖となすこと然るべし。正徳年中、佐倉藩の儒者磯部昌言氏の著なる総葉概録中には  
千葉氏は（中略）忠常より邦胤に<sup>およぶ</sup>速る迄三拾一代五百六十余載云々と然るに今その本文を按するに左の二十九代なり

忠常、常将、常長、常兼、常重、常胤、胤政、成胤、胤綱、時胤、頼胤、胤宗、貞胤、氏胤、満胤、兼胤、胤直、胤将、宣胤、康胤、胤持、輔胤、孝胤、勝胤、昌胤、利胤、親胤、胤富、邦胤、

即ち良文、忠頼を初とし、一胤、孝胤、重胤等を脱しあり。また徳川氏の末に成りし佐原の人・清宮秀堅氏の下総旧事考中の千葉氏世紀には、胤宣、康胤、胤持、輔胤等を脱しあり。余は宇多天皇の御宇、寛平二（890）年、高望王が始て平姓を賜り、上総介に任ぜられたる時より筆を起して累代の千葉介を叙し、天正十八（1590）年、豊臣氏東征千葉宗家の滅亡に及ぼんとす。是れ千葉氏はその初代・良文より常兼に至るまでは、房総国司の外さらに陸奥守、鎮守府の將軍または武

蔵押領使等を兼ね、またその後奥州征伐、承久の乱等にては、多く陸奥または関西各地に於いて知行を賜りて子孫各地に繁衍せしと雖も、その宗家たる根本的基礎は常に両総の地に存したるか故也。

千葉氏年表

皇紀		年号		世数	
		寛平二	仁和二	上総介	平高望
一五四六	一六一二	仁和二	天曆六	鎮守府將軍	平良文
一五九〇	一六七八	延長八	寛仁二	上総介	平忠頼
一六三五	一六九一	天延三	長元四	同	平忠常
一六七〇	一七三六	寛弘七	承保三	千葉介	千葉常将
一六八四	一七六八	万寿一	天仁一	同	同常長
一七〇五	一七八四	寛徳二	大治一	同	同常兼
一七四三	一八四〇	永保三	治承四	同	同常重
一七七八	一八六一	元永一	正治三	同	同常胤
一八〇一	一八六三	永治一	建仁三	同	同胤政
一八一五	一八七八	久寿二	建保六	同	同成胤
一八六八	一八八八	承元二	安貞二	同	同胤綱
一八七八	一九〇一	建保六	仁治二	同	同時胤
一八九九	一九三五	延応一	建治一	同	同頼胤
一九二八	一九七二	文永五	正和一	同	同胤宗
一九五一	二〇一一	正応四	観応二	同	同貞胤
一九九七	二〇二五	延元二	貞治四	同	同氏胤
二〇二〇	二〇八六	延文五	応永三三	同	同満胤
二〇五二	二〇九〇	明德三	永亨二	同	同兼胤
二〇七九	二一一〇	応永二六	宝徳二	同	同胤直
二〇七四	二一一五	応永二一	享徳四	同	同胤将
二〇三〇	二一一六	応安三	康正二	同	同康胤
二〇九六	二一一七	永享八	康正三	同	同胤持
二〇八一	二一五二	応永二八	延徳四	同	同輔胤
二一〇三	二一六五	文明三	天文二	同	同孝胤
二一三一	二一九八	明応四	天文五	同	同勝胤
二一五五	二二〇六	文明三	天文一六	同	同昌胤
二一七五	二二〇七	永正一二	天文一六	同	同利胤
二二〇一	二二一七	天文一〇	弘治三	同	同親胤
二一八七	二二三九	大永七	天正七	同	同胤富
二二一七	二二四五	弘治三	天正一三	同	同邦胤
二二三六	二二九三	天正四	寛永一〇	同	同重胤



## 千葉氏紀世

### 第一世 高望

千葉氏は平の高望より出ず。高望王は、人皇第五十代桓武天皇第三の皇子・葛原親王の孫也。親王幼にして才名あり。長じて謙謹好んで書史を読み、古今の成敗を觀、以て自鑑む。四品に叙し、式部郷に任ぜらる。子を高棟と云い、正三位大納言に叙し、子孫公卿と為る者多し。高見王と云う。子孫多く武臣に列す。

高見王の子を高望と云う。宇多天皇の寛平二（890）年、葛原親王の奏請によりて皇孫、皇曾孫に平姓を賜うや、高望、従五位下に叙し、上総介に任ぜられ、始めて平朝臣の姓を賜り、武蔵及び相模におる。子孫多く東国に土着す。十子あり『国香、良房、良将、良兼、良文、良生、良繇、良詮、良持、良広』と云う。

### 第二世 良文

五子・良文、一名重門。父の職を襲いて、上総介となり、初め武蔵の平井におり、また秩父に移る。のち相模の村岡におり、村岡五郎と称す。天慶二（939）年、鎮守府將軍に拝し陸奥の守を兼ね。蓋し鎮守府の將軍は相模におるを得るの旧制然る也。承平中、平将門、伯父・国香と難を構うるや、良文は国香に党して上野国染谷川に将門を破って功あり。この時妙見の加護ありければ、子孫世世尊奉して鎮守の神となすと云う。子孫、東国に繁栄す。所謂千葉、三浦、土肥、畠山、大庭、梶原、長尾等の坂東八平氏は皆良文より出でたり。良文、武幹あり。最も騎射を善くす。嘗て源宛と技を野外に較せしに竟に勝劣なし。世伝えてその精妙に感ず。天曆六（952）年卒す。年六十七。子に忠頼、忠通あり。忠頼嗣ぐ。忠通は三浦、鎌倉、大庭長尾等の祖たり。

良望は一名国香。常陸の大椽に補せられ、常陸石岡に治せしが、承平五（935）年二月、将門と戦いて陣没す。子に貞盛あり。たまたま公事を以て京師にあり。変を聞きて慟哭す。天慶二（939）年再び関東に下向し、藤原の秀郷、良兼、良正等の同志と将門を討たんことを謀る。翌年二月、貞盛射て将門を殺す。秀郷、その首を獲りて東国平定す。実に君の為に逆臣を亡し、父の為に宿讐を報ぜし者也。叡賞を被り、子孫の繁栄ここに基く。功を以て従五位上に叙し、次で従四位下に累進し、鎮守府將軍に任じ、陸奥守を兼ね。世、称して平將軍と呼べり。

子・維衡は上総介に任じて伊勢平氏の祖となり、弟・繁盛は出羽介となり、子・兼忠上総介に任じ、孫の維幹常陸の大椽となりて、子孫総て常陸平氏と称す。

良繇、鎮守府將軍に任じ、上総介に補す。子に光忠、常高あり。

良将は鎮守府將軍に任じ、子に将門将頼、将平、将為、将武あり。将門は相馬小次郎と称し、相馬郡におりて、国香を討じ兵威を振ふ。天慶二（939）年皇都を建て、平新皇と号す。同三（940）年二月、下総国辛島に於いて貞盛の矢に中りて命を殞し、藤原秀郷その首を獲りて余党部属悉く亡滅す。

良兼は初め栗飯原文治郎と号し、下総介に任じて上総武射郡屋形村におる。良正の請に依じて栗山川を遡り香取郡神崎より常陸の水守の營に至り、貞盛、良正と会し相共に兵を引いて将門を攻む。密かに将門の石井營に入り、その不意を討じ勝利を得、勇名を揚ぐ。天慶二（939）年六月病死す。子・公雅は武蔵守となりしが、父の領地は良文これを領するを以て別に伊勢国郡郷を賜わり、長田忠致の祖となる。二子・盛家は栗飯原左衛門尉と称し、栗飯原家の祖となり。三子・良定は海

上郡におり、裔孫・常時に至りて妙見社の神主と為る。

### 第三世 忠頼

忠頼は父の職を襲ぎて上総介に任ぜられ、従四位下に叙す。延長八（930）年六月、千葉郷に於いて誕生後、相摸の村岡におり村岡次郎と称す。上総、下総、常陸介に任じ、陸奥守を兼ね。寛仁二（1018）年卒す。年九十。子に忠常、将恒、頼尊あり。忠常嗣ぐ。将恒は中村太郎と称す。治安年中武蔵介藤原真枝を討ち、功を以て下総の葛西郡を賜り、子孫因て葛西氏と称す。秩父、河越、稲毛、葛西等の祖となり、頼尊は山辺の僧都と称し、中村、土屋、等の祖となる。

鐔木本千葉系図に曰く忠頼の誕生するや忽水涌出以此水為生湯（後世号湯花水）又葛飾郡栗原郷有不増不減之水此水亦為生湯云々（此所葛飾大明神地也俗呼謂千葉生湯）為家此時有祥瑞備月星之小石墜於空中此石入醍醐天皇觀覽勅号千葉石、嫡流者月星水之紋、末流者諸星為家紋、千葉氏之稱始于此然永顯於世云々と

### 第四世 忠常

忠常初め父の職を襲ぎ、上総介に任ぜられ、武蔵押領便を兼ね。のち下総権介と為り、海上郡東大友に住す（下総権介は旧事考に依る、千葉系図は下総介に作る）。

大日寺縁起に云、良文己来城を所々に遷さるゝ事相州鎌倉に村岡と云ふ里あり此所に良文忠頼二代居城を構へ忠頼の嫡子忠常に至て下総国上野郷へ城を遷され是れとても分内狭き故同国海上郡東の大友と云ふ所に忠常、常将、常長、常兼数代相續て御座玉ふ也、常兼又居城を上総国大椎の郷へ移されて大治元丙午年二月十日御命終同く六月朔日常重大椎の郷より千葉郷へ移住御座しけるとなり

旧事考に云移居上総大野（或云大椎）後移下総大友（海上郡）今忠常の居住地を見るに大日寺縁起は始て下総国上野郷に城を定むとなす茲に下総とあるは上総の誤にして上野郷は今の長生郡長柄村の大字上野辺にして茂原町附近なり又旧事考に云へる上総大野は恐く今の市原郡高瀧村辺なるへく、大椎は今の山武郡土気本郷町に属し該地に古城址ありと云ふ、忠常の居城に就ては此の如く説多くして確たる断定を下し難しと雖も其海上郡東大友（今香取郡神代村大字大友）に住せしことのみは蓋し疑ふべからざるなり乃ち千葉系図の一本に『忠常、下総介武蔵押領使、初上総国上野郷住、後下総国海上郡大友移』とあり又類従本千葉系図に『常将、千葉小次郎居千葉郡因氏之、創平山寺』とあり尚又平良文が海上郡に妙見を祭りこれを氏神とせることも或記録に見ゑたり其他香取郡良文村阿玉台に良文の邸趾と伝ふる地あり、全郡神里村には中古葛原の牧（幕府時代にも牧場たり）あり、こは葛原親王に由縁なしと断すべからず続日本後紀に同親王が荘園を甲斐国に賜はりしことを記せるは以て傍証とするに足るべく尚全村大字白井には葛原親王の石祠ありと云ふこれを要するに一、忠常の子常将平山寺を建て、平山は大友の北にあること二、平良文が海上郡に妙見を祭りしこと三、良文村阿玉台に良文の邸趾を伝ふること四、大友附近に葛原牧のありしこと五、白井に葛原親王の祠あること等の立証に依て忠常の大友に住せしことを断定し得べきなり

忠常武勇にして威名あり大に勢力を両総の間に扶植せしが後逆叛を企て法に伏す、その忠常の逆叛の原因は今これを詳にずること能はずと雖もその後一条天皇長元元年六月（紀元一千六百八十

年代)に叛せることは明なり、是に於て朝廷は檢非違使平直方少志中原成道等を遣はすことゝなれり、かくて兩人は同年八月兵二百を率ゐて京都を出発せしが長元二年十二月中原成道は戦況を奏せざりしによりて官を罷められ全三年九月平直方は動功なきにより召還せられ更に甲斐守源頼信並に坂東諸国司に命して忠常を追討せしむ頼信当時京都に在り追討の命を受けるや直に出発して僅に八ヶ月を経て乃ち長元四年四月に忠常を降服せしめたり

今忠常降服の次第を見るに頼信が追討の為め常陸に到りしに忠常は常総の間に横はれる一大水に臨み壘を設け悉く舟楫を収め官車をして済ること能はざらしめしに頼信は嘗て此の水中に浅処あるを聞知せるを以て軍中能く知れる者をして先つ渡らしめ全軍直に之につき不意に城に迫まりければ忠常は怖惶出づる所を知らず倉皇出で降れるなり

そも此の一大水と云ふことに就ては諸説あり少しく研究せん今昔物語には『きぬ川のしりやがて海の如し、鹿島香取の前の渡りの向ひ、かほ見えぬ程なり、しかれは彼の忠常がすみかは内海にはるか又入れたる向ひにあるなり』と又香取私記に『昔は津宮渚より常陸行方鹿嶋の渡まで一帯に打ち開き見渡して其間三里ばかりの一大水なれば此に香取の海とも称ひ、彼には浪＝海ともいへり、往時千葉忠常が下総に叛せし時源頼義(此は頼信の誤)常陸にあり(頼信当時常陸に居らず誤)命を受け、兵を鹿島に会してこれを討ず云々と次に日本地理志料に『小南今属香取郡臨椿海有城墟(中略)長元中平忠常拠此作乱云々と小南は今香取郡東城村にあり元と海上郡に属し椿海に臨みしなり、此地に沼闕城址(福衆寺の所在地)あり今猶二の九三の九の字名存せり

以上の所説を総合するに頼信の徒渉せし一大水と云ふは乃ち香取海説と椿海説との二となる是より此の二説を比較研究せん

新編常陸国誌に『堀河帝の時に源義光常陸介に任せられ天元の際曾祖満仲是の任に拝し、長和中に祖父頼信之れに任し近くは義綱もこの任に従ふ』と之によりて見れば常陸は曾て満仲もその国司に任せられ頼信も任せられて源氏には関係ある地なるが故に頼信か忠常を追討するに当り一旦地理風土を知れる常陸に下り忠常の動静を伺ひしものならん、香取海は昔は鬼怒(衣川)の流入せるのみにして利根川は会湊せず水量も今代に比すれば勿論浅少なりしが如し、今昔物語に衣川の河尻の海を騎渡徒渉せりと伝ふるは能く当時の形を徴するに足る、又利根川は取りは隅田川に合流せるか元和年間徳川氏が武州埼玉郡中条と云へる地に堅固なる大塘を築き利根を東方に導きしと云ふ、是等の諸説によつて推考するに頼信は常陸方面より香取に入りしと見るは頗る信を捨くに足るべく椿海説は之に比して其理由頗る薄弱なりと云ふべし

さて、頼信の徒渉せしを香取海と断定し茲に一の疑問の起るは忠常か降服当時存在せし城砦は果して何処なるかと云ふことは是なり、今これを東大友とすれば海より二里も遠かり居りて海岸と云ふことに合はず是は推察するに本城は東大友にして忠常は更に出城を香取海方面に築き旗幟を熾にし大に勢威を示ししものならん、総業概録に忠常は在所に帰り、海辺近き要害に城を築く』とあり此記事に依るも在所は乃ち東大友にして抗戦上の必要により海辺近くに城を築きしことは明かなり、唯その出城の何処なりしかは独り旧事考に『小見川地方なるべし』との想像説あるのみにて今日他に正確なる材料を発見し得ざるは実に遺憾なり

以上忠常の謀叛及追討に就ての研究は概略を了せるか尚近来忠常に関し更に二種の新説ありて此に対し大森学士の所説か雑誌、歴史、地理第一巻に見えたれば左にこれを概述せん

新説の一は忠常の拠有せし地は鹿嶋香取の近辺にあらず下総又は上総の東京湾に瀕せる地方なら

んと云ふことにして其二は頼信が勅を奉して忠常を追討するに当り先つ任国甲斐に下向し夫より戦地に赴かんと準備せる中に忠常は頼信の威名を恐れて降参せりと云ふことは是なり、第一説の出所は佐藤信淵著内洋経緯記に「後一条天皇長元戊辰年上総介平忠常謀叛し官軍数敗れ忠常勝に乗りしかば全四年源頼信朝臣勅を受けて武州に下向し、神奈川の浜手より人馬を徒渉に渡し、船及筏等を少しも用ひず、遂に上総の地に押寄せて、忠常を平けたりと云ふ」即ちこれ其頃内洋の最も浅瀬なりけるを証とするに足れり云々とある是なり、そも此説は旧記実録等に一切見る所なし、従て信用する能はず、第二説は何に拠るかと云ふに左経記に「長元四年四月二八日（中略）甲斐守頼信送権僧正書云、忠常欲行向上総之間、忠常隨身子二人郎党三人進来了仍隨身来月間可参上、云々」又小右記に長元四年七月一日（中略）頼朝恩任四国殊奉宣旨、追討忠常、擬赴戰場之間、不慮之外忠常皈降、併朝威之所致非頼信之殊功、云々とある是なり、且又近来発見せられたる頼信の石清水八幡宮に祈願せし告文に「前略」僕遂当朝撰、任身征東不駟土民、不費所部、不撃鼓、不振旗、不張弩不逸矢、不認不攻、居得冠賊、尚如彼昔之揚雄得白猿歟云々と此の文書は頼信の原本にはあらずと雖も鎌倉時代の古写にて第二説を確むるには屈竟の杉料なり、さて、此の第二説を正確なるものとして考ふるも忠常が戦場に臨まざる頼信に何故に降参せしかは疑問なるが茲に其間の消息を稍々窺ふべきことあり、そは忠常の子に法師となれるものありて頼信下向の時又は上洛の際に随従せることなりされば此の法師は忠常降参の為には多少尽力せしならんかとも推察し得らるゝ節なきにあらず尚研究すべきなり云々

新説の要領は右の如し、忠常の最後に就ては彼は長元四年四月降参せる後髪を削りて常安と称し頼信に伴はれて京都に上りしに五月二十八日美濃にて疾に罹り六月六日同国野上に歿す年五十六、頼信京に入りて忠常の首を梟し、尋て其首を忠常の従類に給ふこれ降人にして罪輕きを以てなり、忠常の子常将、恒親は父の喪に坐して罪を宥恕せらる、一説朝廷にては叛人の子宜しく誅すべしとの議ありしも当時坂東国久しく兵革を被り衰弊殊に甚しきにより特に其議を停め、二子終に誅を免れたりと云ふ

頼信は功を以て丹波守に任ぜられしが母の墳墓美濃にあるを以て五年二月請て美濃守に遷補せらる、忠常四子あり常将、恒親、恒遠、胤宗是也、常将嗣ぐ

#### 第五世 常将

常将は小次郎と称し下総権介に任ぜられて従五位下に叙す初めて千葉郡に居る因て千葉を以て氏と為すと云ふ、世称して千葉殿と云ふ、其母は平正度の女也

常将は蓋今の千葉町に住せしならん、今記録上より確証を得難きも「抛東鑑常長称千葉大夫則常将既居千葉無疑焉」といひ之に千葉系図の「居下総千葉郡因氏焉、創建平山寺の記事を照合すれば常将初め大友に居り後千葉に移りしものならん、平山は今大友と共に香取郡神代村の一区をなせり、而今の千葉町千葉は古の池田郷（千葉、寒川、登戸、矢作、五田保、今井、曾我野、生実浜野）にして千葉郷（千葉寺、仁戸、名、川戸、和佐、川井、富岡、大森、小花輪、遍田、平山、野呂）にあらず然れば千葉の氏名たる一郷の名に非らずして郡名に因りしことは明かなり、抑も氏に郡名を取るは其例少からず彼の結城氏は下総結城郡小埜郷に居りて結城氏を称し又伊達氏は本姓中村にして陸奥伊達郡に居れるの故を以てこれを氏とせるが如き是なり

常将源頼信頼義父子に親愛せられ其親猶父子の如しと云ふ爾来常将の子孫志を源家に通するは全

く此に原けりとぞ、永承中（紀元一千七百年代）陸奥乱る、常将頼義に従ひ征討し功あり、（大系図）、白河天皇承保三年卒す、年六十七子常長、恒直あり、恒直は埴生次郎と称す、常長嗣く

一千葉日記云「さて倭名抄に千葉の郷、池田郷とあるを清宮翁は、千葉は今の千葉町、池田はその池田坂など名遺ならんと謂れつれど良弼思ふに今の千葉町は古の池田郷この千葉寺村なん、古の千葉郷にて、其郷に建し伽羅なる故に直有に千葉寺とは命名けらし、彼の千葉殿と聞えしは一郷の名にはあらず、郡の名より令負しにて結城郡小埜の郷に居て結城氏と称して同し事とぞ知られたり」

二成田参詣記云「今猪鼻山へ登る坂を池田坂と称ふれば、千葉、寒川の辺を池田郷とすべし」

三相馬日記云「千葉猪の鼻といふ山あり、池などの上に崎の上のさし出たる故の名にや、遠淡海の猪鼻もさる所ときかゆ、猪は水の瀦れるさま、鼻は物さし出し端にいふ詞なり、此里は池田の郷とて大きな池ありしこと坂東観音霊場記にしるしたり

四地名辞書云、（千葉郡の部）千葉は和名抄に知波に注し七郷に分てり（中略）蓋中世千葉庄を以て専称せられ、郡号を失ひ遂に疆域の変遷を招けるが如し、千葉庄は千葉氏の由りて起る所の封邑にして、東鑑、文治二年千葉庄、八条院御領と載せ、御宇多院御領目録に千葉庄請所と云ひ、宮院の御料なりしも、千葉氏之が地頭として其職を世々にし、兼て国務にも干与して千葉介と称せる由明瞭す（中略）近世の初には葛飾郡千葉庄といひしが貞享（三年）以来郡号を復し今之に依る、実暦図千葉郡高四万石。上古千葉国あり、蓋葛飾郡をも其分内とし、印波、菊麻、布佐（総）等と相並ひ別に一域たり、桓武紀に千葉国造見之、国造本紀之、を載せざるは逸失想ふべし」

五日本地理志料云、古事記応神帝御歌有 知婆能加豆奴之語 僧契冲曰知婆者千葉也、加豆奴者葛野也、言山城葛野郡也 葛菴曼延、其葉莫莫故以 千葉冠之、下総有千葉郡与葛飾郡鄰、亦其義也

君島系図云、昔有下総国葛飾府千葉郡一人国主、園種千葉之花樹其花盛時、必天女各降来而遊覧于園、使天衣懸置于松枝、其容貌輝於辺、其国主欲留之嫁之故使天女之羽衣竊藏之、然天女各見花了欲帰、一女無天衣不得帰、則相止為夫妻、多子孫、是故改其所名千葉、其松名天羽衣松、亦謂天人腰懸松或号千年之松、其天衣月星之紋は故相伝為家紋、亦以薄秋鹿雌雄並用云、

## 第六世 常長

常長（千葉系図常永に作る）四郎大夫と称す、下総権介に任せられ、武蔵押領使を兼ね、源義家其名を命す俗に所謂烏帽子親なり、常長堀河天皇寛治年間義家に従ひ清原武則を奥州に討て功あり、天仁元年卒すと云ふ（大系図には万寿元年誕生天仁元年卒、年七十とあれど万寿より天仁まで当に八十五年なり、されば年七十と云ふに合はず而千葉系図には天皇の死歿の年月及年齢を載せず要するに常長の年齢は不詳なり今仮に大系図に依り其歿年を天仁元年となす）子常兼、常満、常房頼常、常晴（一作常時）常遠、常継、（一作元宗）常仲、行長、常基、常途あり常兼嗣ぐ常房は鴨根三郎と称す（鴨根は現今夷隅郡に属す）弟常基、常途を養て子とす、常基は初め岩部五郎常益と称し後栗飯原氏に改む、常途は原四郎と称し生実城に居ると云ふ、（地名辞書云、原郷一和名抄、匝瑳郡原郷、今香取郡に入り久賀村にあたる歟、即多古（茨城郷）の北にして栗山川西辺の原野とす、千葉氏の一族に原氏あり、此に起り、戦国時代には生実城たり）と、常房の子常能

は金原莊司と称す金原は今香取郡飯高村に属す、  
常晴は相馬五郎と称す、佐賀、衣山、岡浜、多谷等の祖たり

常遠は安西七郎と称す、安西氏の祖たり子孫房州に昌ゆ

行長は十郎と称す大蔵、箕匂、渋江、大畑、横、栢崎、古志賀谷、神倉、須久毛、鬼窪、栢間、  
黒浜等の祖たり

総葉概録及旧事考の二書は共に常長の父常将を以て義家の烏帽子子と為せり、されどこは誤れり、その故は尊卑分脈に依れば義家は烏羽帝の嘉承三年（紀元一七六八）歳六十八にて卒せるを以て其生は後朱雀帝の長久二年（紀元一七〇一）ならざるべからず然るに常将は此年より十三年前なる長元元年即ち忠常の叛せる時既に相当の年輩に達せるを以て義家に比すれば頗る年長者たり、然れば常将加冠の頃義家烏帽子親となるべき理なし、要するに二書は常将常長父子の事蹟を混同せしなるべし、千葉系図は此の点正確にして常長を義家の烏帽子子とせり、故に今二書の記事を取らず専ら千葉系図により常長を以て義家の烏帽子子と断ぜり

#### 第七世 常兼

常兼は従五位下下総権介に任せられ千葉大夫と号す、上総国大椎城に居る、寛治年間父常長と共に源義家に属し清原武衡家衡を討て功あり、大治元年卒すと云ふ、子常重常家、常康、常広、常衡、胤光あり常重嗣ぐ

常家は上総権介（千葉系図ハ上総介ニ作ル）に任せられ上総国長柄郡一宮柳沢城（柳沢蓋大柳の誤歟）に居り、上総、伊西、伊北、伊東、伊南、周東、周西、印東、宍南、天羽、角田、金田、大内、潤野等の祖となる

常康は臼井六郎と称す、印旛郡臼井城に居り臼井の祖となる

常広は匝瑳八郎と称す、匝瑳郡に居り、匝瑳、鷲尾、飯高、湯浅等所謂匝瑳党の祖となる、子常定は鷲尾の太郎次と称す鷲の宮を千葉郷に建つ

常衡は海上与市と称す、海上郡に居り、海上の祖となる、胤光（千葉系図は常重の子に作る）は椎名六郎と称す千葉庄椎名郷（今千葉郡椎名村辺なるべし）に居り椎名の祖となる

一氏族志云、上総氏、千葉氏同祖、系出常兼子常家、常家為上総介、称上総坂大夫生常時、常時生時隆、常隆生広常、並上総介、因為氏〔尊卑分脈〕、広常従源頼朝有功、後為其所殺、〔保暦間記〕其族有伊北、伊南、宍南、宍北、周東、周西、印東、木内、潤野、大椎、天羽、角田、金田諸氏、〔東鑑、鐫木本千葉系図〕

二地理志料云、印旛郡、中世以後、呼湖南地曰臼井莊、散見古書、或呼臼井郡、見壬生官務家文書、小朝熊宮神鏡沙汰文、按千葉系図、常兼子常康居此、称臼井六郎、城在台町、谷深岡繞、大湖擁其後、尤称要勝、常康子孫相繼十四世、原氏為所奪

三地理志料云、千葉大系図、常広称匝瑳八郎其族有鷲尾、飯高、湯浅、椎名、野手松山、小見、山桑、飯倉、福岡、長岡、大浦、大田、井土野、岩室、小田部諸氏総称曰匝瑳党、今有東小篠呼曰袁射佐、元和二年水帳、作小匝瑳村、是对大匝瑳之称」（小篠今共興村に属す）

四地理志料云、按中島城墟、土人説、海上筑後守持秀居此、千葉系図、常兼第六子常衡、始城于此、称海上氏、建久以後、東胤行弟胤方、承其後、相伝至天正末（中島は今海上郡船木村の大字とす金毘羅を城跡と伝ふ）

五地名辞書云「下総旧事考云、」正明寺村（今船木村に属す）の正西寺に、康暦二年閏三月の碑あり、此寺は海上家の菩提所にて、即此に居りしならん、抑千葉平氏の盛なりしも、常重の時よりと見え、其二弟常広は匝瑳の郡司となり、常衡は海上の地頭となる、往古の郡領の故資などに拠られしにや、此辺に三宅郷ありて、万葉集に検税使の鹿嶋より三宅郷に至れること見ゆれば、三宅郷に官倉ありて、検税せられしならん、海上郡家も此辺とおぼし、常衡の海上郡司たること、系図に明文なしと雖も、其家号とせるにて推知すべし、」

六千葉大系図云胤光、椎名六郎、居城于下総国千葉庄椎名郷、此城為堅固大椎城（常兼本城）要害子城也

## 第八世 常重

常重は従五位下下総介に任ぜらる（千葉系図、大系図作下総権介）大治元年大椎より千葉に移る（大系図旧事考）常重人と為り智勇にして恩恵あり能く衆心を得て親党輯穆し上下固結す是を以て家聲大に興れり、常重同胞六人世にこれを常兼の六党と称す保延元年常重致仕し嫡子常胤乃ち下総介に任ぜらる、是に於て常重を千葉大介と称す爾来父在るの時其子介に任ずれば即ち父を大介と号するは此に始まる、次子胤幹、千田次郎と称す、千田の祖たり。（千葉系図に常長の子常房（鴨根三郎）或は千田と称すとあり然らば常房即ち千田の祖か）常重治承四年五月三日卒すと云ふ

一千学集云、大治元年（紀元一七八六）丙午六月朔日はじめて千葉を立つ、凡一万六千軒なり、表八千軒裏八千軒、小路表裏五百八十余小路也、曾場鷹大明神（今貝塚にあり）より御達報稲荷の宮の御前まで七里の間御宿也、曾場鷹より広小路谷部田まで国中の諸侍の屋敷なり、是は池田鎬木殿の堀内有、御宿は御一門也、宿の東は円城寺家風おはしまし、宿の西は原一門家風おはします、橋より向御達報までは宿人屋敷なり、これにより河向を市場と申なり、千葉の守護神は曾場鷹大明神堀内午頭天王、結城の神明、御達報の稲荷大明神、千葉寺の龍蔵権現是なり、弓箭神と申は妙見八幡摩利支天菩薩是なり、千葉御神事は大治二年丁未七月十六日より始るなり、常重御代の事也、御幸仮屋は神主八人、社家八人乙女四人御祭の御舟は宿中の老者の役なり、供物は千葉中野十三貫ところ也、同関銭諸侍衆上げ申也、一ノ関は仮屋の供物を神主にとらせ一ノ関は老者にとらせて御祭を勤め申也、結城舟は天福元年癸己（紀元一八九三）七月二十日より始る也、時胤の御代の事也、御浜下の御送の御舟なり、結城の村督に宍倉出雲守と申もの永鏡のために取立しもの也、結城は今の寒川なり、大治二年御事の始より天正二年甲戌まで凡三百四十三年也、（千葉集は信じ難きこともあれど常時千葉家の大概を観るに足るべし）

二地名辞書云（香取郡の部）千田、今牛尾の北、多古村の大字に遺る、中世には庄名に呼び、匝瑳郡北方の大封邑たり、或は千田郡といへるも之に起る、

三全書云、（匝瑳郡の部）匝瑳は近世狭少の地、力殆一郡に勝へざるの観あれど和名抄に拠れば、当時十八郷を数へ、大郡に推されたり、後世其西北境（栗山川の上游）の八郷は千田庄、原庄、北条庄など称せられしが香取郡へ併せられ、東方なる大田辛川の二郷も海上郡へ併せられ以て今の形勢を致せるのみ（中略）、近世の匝瑳郡は中世に匝瑳南荘といへるにあたり、古郡の南方一半の地に過ぎず（下略）

## 第九世 常胤

常胤は初め正六位上に叙し、父の職を襲て千葉介と称し後従五位下に進み下総守護となる、常胤人となり重厚にして儉勤、衣服器用節素奢らず故に鉅富の称ありて多く兵士を養ふと常胤の儉徳を証する事実は東鑑にも見えたり乃ち頼朝が一日美服を纏ひて出仕せる筑後権守俊兼の小袖の袂を切り以て常胤や土肥実平の儉約に倣へと、戒めしこと是なり、治承四年八月、源頼朝の兵を伊豆に挙げ石橋山に敗れて安房に渡るや土豪安西景益に依る、景益は千葉常長の第六子安西七郎常遠の孫にして頼朝幼時昵近たり、今の勝山附近に居る、頼朝乃ち安達盛長を千葉に遣はし常胤を招く、盛長九月初旬千葉に來り常胤に面し頼朝の命を伝へしに、常胤は深く源家再興の志に感じ一族を挙げて参向すべきを誓ひ且頼朝に勧むるに曩祖の旧跡にして山海の固ある鎌倉の地に軍を移すべきことを以てす、盛長還りて具さにこれを復命せしに頼朝大に悦ぶ、常胤乃ち兵を集め將に出発せんとするに当り子胤正及孫成胤をして先づ州の目代某を襲ふてこれを斬らしめしに州人千田親政（旧事考に経盛の聲とす）目代誅せらるゝと聞き兵を率て常胤を襲はんとせしが却て成胤の為に逆襲せられて擒せらる九月十七日頼朝安房を發し下総に向ふ、常胤これを寒川橋（有名なる君待橋）に迎ふ頼朝乃ち妙見社に参詣し検見川を経て国府に向ふ、常胤又子息六人、嫡孫成胤等を具し参百余騎を従へ下総国府に参會し囚人親政を献ず頼朝常胤を座右に招き謂て曰く今より汝を父とすべしと、十月三日常胤命を受け子息郎徒等を上総国に遣はし伊北庄司常仲を撃てこれを獲たり、常仲は上総介常家の玄孫にして平広常の甥なり、此の月二十日頼朝平氏の軍を富士川に破るや直にこれを追撃して上洛せんとし既に命を諸將に下しゝがその時常胤従て軍にあり、常陸の佐竹氏等未だ帰伏せざるの故を以て平広常、三浦義澄等と固く諫めてこれを止む、頼朝即ち還て相模の国府に入り始めて勲賞を行ふ十一月頼朝佐竹秀義を追討せんが為め常陸に至る、常胤等軍議に参す、秀義金砂城に抛り、防戦甚だ力めたりしも遂に敗れて陸奥に逃れ、元暦元年正月常胤子師常、胤通、胤頼等を率ひ三河守範頼に従ひ源義仲を京師に討伐す此の年八月範頼平家追討使として西海に赴くに当り常胤等また従ふ、發するに臨み頼朝常胤等に馬を賜ふ、文治元年正月常胤豊後の国に渡り衰老を事とせず風波を凌ぎ飢渴に堪へ常に衆に卒先して進襲せしかば頼朝範頼に書を与へ宜しく常胤に憐愍を加ふべき旨を命せり乃ち其状云

十一月十四日御文、正月六日到来（中略）坂東にも其後別事もなし、少も騒事候はず、委は此雑色に仰含候ぬ恐々

千葉介ことに軍にも高名してけり。大事にせられ候べし、

正月六日

蒲殿

文治元年九月常胤に下総国三崎莊を賜ひ勲功を賞せらる、仝三年八月洛中群盜蜂起せしかば朝廷頼朝に命じてこれを治めしむ、頼朝乃ち常胤及下河辺行平の二人を遣してこれを鎮めしめ且書の中納言藤原経房に贈て二人の武幹を称せり其状に云

洛中群盜蜂起、並散武狼籍事、度々被仰下候之趣、殊驚歎思給候、時政下向之時、東国武士少々差置候訖、其外も、或為兵糧米沙汰或為大番勤仕武士等在京事多候歟彼輩不鎮狼籍、還疲計略、若如此事もや企候覽、人口難塞候、然者偏可為頼朝耻辱候、当時親能広元雖在京候元自非武器候、只閑院殿修造事、致沙汰候計也、如此事、全不可為彼等不覚候歟、仍常胤行平を差進候、於東国有勢者候之、相憑勇士候也、自余事は知候はず、方武士等中狼籍は、



此兩人輒可相鎮候、見器量計進候、能々可被仰付候、条々以別紙言上候、且此趣可令洩披露給候、頼朝恐々謹言、

八月十九日

頼朝

進上 帥中納言殿（東鑑卷七）

此の歳十月洛中静謐して二人帰参せり、其後文治五年七月頼朝將に奥州を征伐せんとするや先づ常胤に命じて新に旗を調進せしむ（任入道將軍家（頼義）御旗寸法一丈二尺二幅也と）是れ去る知承四年常胤軍勢を率て参向せし後諸国帰服せる嘉例によるなり、是の月頼朝奥州に発向、軍を海道、山道、北陸の三に分ち進む、常胤は八田知家と共に海道の將として一族等を率ゐ常陸下総の兵を率ゐて岩城岩崎を廻り遇隈川を渡り八月多賀国府にて頼朝に会す、陸奥尋て平ぎ九月軍功を賞せらるゝや常胤は最先に其榮を受けぬ、建久元年十月頼朝上洛、畠山重忠を先陣とし常胤父子を後陣とす全三年八月頼朝征夷大將軍となり始めて政所始あり諸領の下文を改め賜ふ而して補任以前の下文は自判を据へられしが、政所を置かれし後はこれを召返して更に政所下文を賜はることゝせり、然るに常胤は政所の下文は家司の署名なれば後鑿に備へ難し、常胤の分に於ては別に御判を副置かれ子孫末代の龜鑑たるべしと確く請ふにより格別に御判の下文を賜はれり其文に云

被載御判

下総国住人 常胤

可早領掌相伝所領新給所々地頭職事、

右去治承比、平家擅世者、忽緒王化剩凶逆節爰欲進討件賊徒運籌策之处、常胤奉仰朝威参向最前之後、云合戦之功績云奉公忠節、勝傍輩致勤厚、仍相伝所領、又依軍賞宛給所々地頭職、所成給政所下文也、任其状、至于子孫、不可有相違之状如件、

建久三年八月二十五日

常胤建仁元年三月歳八十四にて卒す、七子あり胤正、師常、胤盛、胤信、胤通、胤頼日胤、と云ふ長子胤正家を嗣ぎ自余五子皆各地に分拠し、地名を以て氏となし本支共に昌盛を極む世にこれを千葉六党と云ふ（六党の事蹟は後に具す）日胤は円城寺に居り律静房と号す、治承四年以仁王の軍に従ひ遂に光明山下に戦死す、後常胤一寺を下総印旛郡に建て其冥福を弔すこれを円城寺と号す（今印旛郡根椰村宇坩にあり）初め常胤領地を日胤に授く是に至り氏族をして其領を続かしむ其裔世々円城寺と称し千葉家臣に列す

抑も常胤は父祖の業を承け頼朝の龍興するに当り闔族を率ゐて帰嚮し、終始力を展べ累りに戦功を立て深くその信賴を受け軍政機事参決せざるなく実に鎌倉幕府の元老たり、随つて其子孫も源氏の世を終る迄陪従献遺率ね虚歳なし、後右大臣実朝卿故大将家賜ふ所の功臣家の手書を檢せしに千葉氏と小山氏の所蔵数十通ありて他の功臣能く及ふものなかりしと云ふ、尚ほ常胤は単に武事に長ぜるのみならず又文事にも秀てたるが如し、そは成田参詣記に見えたる左の詠歌を見ても知らるべし

治承四年菊月末の頃勝呂の郷と云へる所の住吉神社に神拝してけるとてよみ奉侍る

千葉介常胤

あとたれていく世やふりぬすみよしの

宮居はこゝもかみさびにけり

要するに常胤はその功業材幹に於て千葉家第一流の巨人たること謂ふ迄もなく其質実剛健なる性格は宜しく鎌倉武士の典型と称すべきなり

- 一、地志料（深川元僞編）云、治承四年九月十一日……同十三日安房国御発駕にて……夫より千葉城へ御立寄被成の時寒川結城野に白旗を立給ふ（今寒川浦に白旗大明神有り其旧跡なり）此時東六郎太郎（太郎は蓋し太夫の誤）寒川の橋にて御迎に出たり、それよりしてこの橋を待橋と名づく、佐殿この橋を名あるやと尋給ひければ大夫待橋と答ふ、即和歌を差上

みかくれの八重の汐路を待橋や渡もあらずかへる船人

延喜式神名に寒川神社とあるは今寒川町中の神明宮なりとかやこの浦を袖志賀といふ昔中将実方朝臣の歌枕に曰く

寒川や袖志賀浦に立煙君を待橋身にそ知らるゝ

陸奥へ下りし時にやゝかくあれは何れを是とせん不審、頼朝公御感不浅ありて夫より妙見尊へ御参堂資格を捧げ国光の太刀一振白旗二十旒神馬二匹奉納す……夫より千葉の館を立、花見川村の駅に着給ふ、在名宿に付六良太夫この川上に桜の林御座候、花盛には吉野にも増とも東の武士の詠なれば世に知る人なしこの川の（今花見川と馬加との境に小川あるそれが）橋にて詠る時は川上より流れ花水を包みて流れ川下よりは南風花を吹戻す水上へ花の往来その景言語に難述しと申上ければ佐殿甚興に思召時に太夫も御機嫌に乗して和歌二首奉る

水上の藻にはさくらん谷川の花見にけらし峯の春風

行水の色もあやふき花見川の桜波よる峯の夕風

佐殿甚御感あつて暫御逗留（内伝曰花見川村にて諸軍の伝馬問屋取込に付隣なれば伝馬を世話す因て馬加と云也）これより中山、鬼越国府台、真間継橋、隅田川等の地名あり略之」

- 二、地理志料云、城村有円城寺、東鑑曰「僧日胤、千葉常胤子、居円城寺、会以仁王起兵、従死于軍、源頼朝寄伊賀山田郷于寺門、薦其冥福」本寺蓋常胤為日胤所創其族有円城寺氏、亦録日胤之後者附待後考」

## 第十世 胤正

胤正（一作胤政）は太郎と称す一本池田太郎（大系図）母は秩父重弘の女なり（重弘は重忠の祖父）父及び群弟と俱に頼朝に属し軍功あり、治承五年頼朝射を善くし且隔心なき者十一人を選びて寝側に待せしむ、胤正乃ち選に中れり、文治三年従五位下に叙し下総介に任ぜらる、胤正此時未だ家督を受けず因て新介と称す、千葉家の宗嗣未だ家督を受けざる以前介に任ぜらるゝときは乃ち新介と称すること此に始まる、建久元年奥州の人大河兼任乱を出羽に起す、胤正頼朝の命を受け陸奥の留守葛西清重と奥に繋てこれを平ぐ、此歳十月頼朝上洛、胤正先陣の随兵と為る、そも当時の制譜代の士にして騎射を善くし且儀容を具ふる者にあらざれば此の選に預るを得ざるなり、全四年五月富士野に獵す、全六年三月頼朝再び上洛、胤正復々随兵となれり

胤正頼朝に事へて忠勤父に齊しく尤も親信せられしが頼朝薨後三年建仁二年七月卒す年六十一子成胤、常秀、寛秀、胤広、胤忠、業遠、胤朝、師胤、胤時あり成胤嗣ぐ

常秀境平次と称す父祖の功を以て従五位下左衛門尉に任ぜらる、後上総権介に補せられ同国一宮大柳城に居る（説に武射郡境村に居りしと）其子秀胤任を襲ぎ鎌倉評定衆に列す、寛治元年三浦泰村の誅せらるゝや秀胤の妻は泰村の妹なるを以て北条時頼大須賀胤氏東素遇等に命じてこれを

討たしむ、秀胤防ぐこと能はず火を縦て自殺せり初常秀食邑埴生莊を割き次子時常に与へしに、常秀歿後秀胤これを奪へり、故を以て兄弟隙あり秀胤難に罹るに及び時常また往て死す、時人これを偉とせり、後秀胤の子赦に遭ひ上総山辺郡を食み姓境を改めて酒井と称す、土氣、東金の両酒井は乃ち其後なり

寛秀（千葉系図、親秀、栗原禪師トナメ）栗飯原三郎と称し、栗飯原家を継ぎ香取郡小見川城に居る

胤広 三谷四郎と称す、三谷、立沢、中沢、平田の祖にして近時有名なる平田篤胤は即ち其後なりと云ふ（立沢は印旛郡富里村に属す）

胤忠田辺田五郎と称す

業遠（千葉系図に能光に作る）寺尾太夫と号す

胤朝 六崎六郎と称す（六崎は現今印旛郡根郷村にあり）

師胤 遠山方七郎と称す、神崎、小松、石出、南城、宮和田等の祖たり（千葉系図に師胤の子行胤、家号遠山形とあり）

胤時 白井八郎と称す、白井、鎗木、円城寺等の祖たり

一、地名辞書云（印旛郡の部）遠山、今遠山村と云ふ、遠山方の下略にして中世以降遠山とも云へり（中略）

下総国遠山方御厨、領家並地頭職、為具行卿菩提料所、民部卿局寄附大徳寺之由、被聞召了、永代菅領不可有相違者、天氣如此悉之以状、元弘三年八月十日 左中将〔花押忠顕〕

宗峰上人御房〔大徳寺文書〕

二、地理志料云、千葉系図、常胤曾孫行胤、称遠山形七郎、亦拋郷司趾也、香取寛元二年文書「遠山方郷、粃十石、布五段、河栗郷粃五石布二段」（下略）

三、全書云、島矢訓関（中略）千葉系図、胤定称鳴矢木九郎、田所本作鎗木、鳥矢之為鳴矢、可以証（按ずるに胤定は胤時の子なり）

## 第十一世 成胤

成胤は小太郎と称し、下総権介たり、初め父祖に従て軍功を励み其勇猛智謀世に歎美せらる、兼任の乱尤も戦功あり、頼朝書を賜ひこれを褒せり、東鑑（卷十、建久元年条）に云、「千葉小太郎、今度奥州合戦抽軍忠之間、殊有御感、被遣御書、但合戦不進于先登兮、可慎身之由、被載之云々」と建久四年頼朝那須野に獵するや弓馬に達して隔心なき壮士二十二人を選び弓矢を帯し左右に列従して以て獸を射らしむ成胤も其列に入れり、時人のを榮とす、承元二年実朝近国守護補任の下文を検す成胤謂ふ先祖常長千葉太夫と称し、元永以後当庄檢非違使所たるの間、右大将家御時祖常胤下総国守護職に補せられ爾来其任を襲ぐと実朝遂に命して其職事を怠る莫らしむ、全四年朝廷命を鎌倉に下し瀧口の衛士を徴す実朝乃ち小山、千葉、秩父、伊東、宇佐見、後藤、葛西以下十三族を選び命に応す是れ皆譜第の寄にして世に譜第十三流と称す、建保元年泉親衡叛を謀り僧安念をして成胤を招かしむ、当時千葉氏の邸鎌倉尼繩にあり、成胤安念を捕へて府に送り糺問して状を得余党尋て平げり、全二年和田義盛の乱に成胤直に党族を率て幕府を護る、六年四月成胤病あり苦甚し、実朝乃ち族東重胤を使としてこれを訪はしめ四子孫の事殊に憐愍を加ふべき旨を伝へしむ、是れ其忠節を実するか故なり、是の月十日卒す年五十七、子胤綱、泰胤、時胤あり、

#### 胤綱嗣ぐ

泰胤 千葉次郎と称す、将軍頼嗣、宗尊親王に任ふ、千田の庄に居る、

時胤 兄胤綱の嗣となる

成胤は頼朝、頼家、実朝の三代に歴任し忠志怠らず益々家聲を挙げたるはまた偉丈夫なりと謂ふべし

#### 第十二世 胤綱

胤綱は通称詳ならず、承久の乱に北条時房、北条泰時、足利義氏、三浦義村等と兵十万余に将として東海道より進み官軍と宇治に戦ひ之を破る、安貞二年朝廷復た衛士を徴す将軍頼経乃ち小山、下河辺、千葉、秩父等の十族を以て命に応ず是の歳五月胤綱卒す年二十一、子無し、弟時胤嗣ぐ、

一、旧事考云、按以二十一歳卒則承久三年則齡十四恐是亦誤

二、大系図云、胤綱、千葉介、承元二年戊辰十月五日誕生、建保六年相続家督十一歳故将軍家賜御書於氏族宜補佐之云々（下略）

#### 第十三世 時胤

時胤は成胤の三男なり（千葉系図は泰胤、時胤を共に胤綱の子となす取らず）兄胤綱の後を承け千葉介と称す、暦仁元年将軍頼経の上洛に供奉す、仁治二年八月卒す、年四十二（千葉系図に拠る）子頼胤嗣ぐ、時胤の時、六家老あり所謂布施、田谷、大山、鈴木、伊藤、森、是なり、時胤嘗て映像を造りこれを千葉寺に安置せしが今伝はず、惜しむべし

一、旧事考云、按、香取文書載、千葉時胤、宝治三年、改造香取社、宝治三年距仁治三年、後十年也、拠此仁治三年後十年、時胤未死也、可考（清宮氏曰時胤仁治三年死、大系図及本土寺過去帳載之云々）

二、香取神宮小史云、本宮造営の最も嚴重にせられしことは多く見ゆ、中に就て嘉禎四年三月鎌倉執権の千葉介への執達状に香取造営の間は大介国境を出す御京上の御供を止め在国せらるべくなど見えまた下総国地頭中への執達状に香取造営の事に依て千葉介京上の御供を免除せられ畢ぬ、然者彼役に相随ふ仁に於ては早く帰国せしめ在国地頭に至ては御下向の時迎に参らず、専ら造営すべきのよしなど見えたり云々（按するに、嘉禎四年は時胤在職の時代なり）

#### 第十四世 頼胤

頼胤は初め亀若丸と称す幼にして父を失ひ一族家臣の輔育によりて生長せり（大系図、仁治二年三歳相続家督）宝治元年幕府京都大番の次を定め一番より二十二番に至る、而千葉氏は其第八番に居れり、大番とは遞次在洛警巡の任に当るものにして限るに三月を以てす、建長二年暮命を受け下総の博奕を制禁す、全五年将軍宗尊親王鶴岡社参に後陣の随兵を勤めしより、爾来弘長年間に至るまで数々随兵となれり、始めて葛飾郡小金城を築く（城趾は今小金町大谷口台にあり方五町許封墓の形状歴然たり）文永十一年元人対馬に寇す、此歳八月頼胤卒す年三十七、子宗胤、胤宗あり、胤宗嗣ぐ

宗胤 千田太郎と称す肥前国小城郡晴気城に居り、大隅守に任ぜられ九国千葉氏の祖となる、建

武二年三井寺に戦死せり（晴気は小城町の西北一里にあり今晴田村と改む、旧晴気の保と称し、常胤か頼朝に加賜せられし地なり）宗胤の子胤貞は建武中足別尊氏に従ひ西海に赴き、しばしば菊池氏と戦ひしが後征西將軍宮に属しまた大隅守に任せざる肥前を領すと云ふ、胤貞の子日祐上人は法華宗の学匠にして下総中山法華経寺の第三祖にして中興の開山なり後肥前松尾山に道場を創建せり

一、東鑑云（建久二年十一月二十八日条）二十八日己丑、放遊浮浪之士、寄事於双六、好四一半、博奕為事、就中陸奥、常陸、下総此三个国之間、殊此態盛也、随有風聞之説、今日有驚御沙汰、於自今以後者困碁之外、至博奕者、一向可停止之由、所被仰出也、陸奥国、留守所兵衛尉、常陸国、完戸壹岐前司、下総国、千葉介等、可加制禁之由、各含仰旨云々、

二、全書云（卷之三十五、寛元二、十月十三日条）双六者、於侍者、可被許之、至下臈者、永可令停止之、四一半錢、目勝以下種々の品態、不論上下、一向可被禁制之由被仰出云々」

三、嬉遊笑覧云、四一半錢、目勝は二色なり（是また今のチョボー丁半の、頼なるべし）今の事だに知らざれ古のさま考ふべき由なし、されども采を戯とするはみな双六の変じたる名とは知らる」

四、地名辞書（肥前小城郡の部）云、北肥戦志云、右大将の時、千葉介常胤は、鎮西の監職にて、関東の所領の上、肥前国小城郡晴気保を賜はりしより、子孫代々当郡の地頭となりぬ、常胤六代の孫頼胤、去ぬる文永年中、蒙古武備として当国へ下てありけるが、同十一年の冬、蒙古と打戦疵を被り、其手不愈して翌年三十七才にて失せぬ。○按に、千葉氏延元興国の際、胤貞官方として小城に居る、其後胤貞の一系晴気祇園の二流に分れしが前後嫡庶の次第は詳ならず○野史云、千葉胤連世々晴気に居る、祖父胤資実は小貳政資の弟也、明応六年、政資大内氏と戦い敗れ、脱走して胤資に憑る、大内氏の兵来り困む急なり、四月胤資遂に戦死す、政資多久梶峯城に奔る、胤連の父を胤勝と曰ふ、其嫡家祇園山に居る者と矛楯す、天文十四年、馬場頼周少貳冬尚の命に託し、千葉胤頼祇園城主と相謀り、胤連を逐ひ晴気の邑を奪ふ、胤連出で走る、已にして胤連頼周を襲ひ、これを殺す、十六年、胤連龍造寺の族と城原城を攻む、冬尚防禦する能はず、筑後に走る、是の時胤連松尾城に拠る、族長胤頼中尾に築き之に拠る、勢を競ひ相抗す、永禄二年正月、胤連龍造寺隆信の援兵を晴気城を攻む、胤頼戦死し城陥る、胤連小城郡を併食するを得たり、有馬氏来攻、又龍造寺の援に因り撃退す、千葉氏遂に龍造寺の臣下に帰す。

過晴気邑千葉氏遺墟	佩川
墟里傷心偶独行、	小春天气弄陰晴
無辺落葉存喬木、	一片荒山認古城
田馬租牛叱吒響、	風車土臼簸磨聲
尋常百姓家多少、	定是当年編伍兵

五、鎌倉大草紙云、千葉胤貞上洛して吉野へ参り、征西將軍の宮御下向の時、御供して九州へ下り、肥前国をも知行しけり、千葉日祐上人も九州に下向して、肥前国松王山を建立して、総州の中山を引て、末の世まで此所と両山一寺と号す」

## 第十五世 胤宗

胤宗は文永五年生る、建治元年歳甫めて八歳父の職を襲ぐ、弘安八年十一月北条貞時前陸奥守安達泰盛父子を誅するや胤宗これを助け兵を率て幕府を守れり、正応六年香取社を造営す、正和元年三月卒す、年四十五、子貞胤、氏光、胤重あり、貞胤嗣ぐ

氏光 族粟飯原氏を継ぎ子孫相承け香取郡小見川を食む、天正十八年に至りて亡ぶ（小見川城址は小見川町と豊浦村分郷区との間にある丘山にして湟墨の形尚存ず、森山城に相並び要害を以て称せる）

胤重 馬場五郎と称す、元弘建武の乱に軍功あり、子孫千葉氏の家臣となる

- 一、地理志料云、按分郷ノ城、在城山ノ地、塹隍尚存、伝言、粟飯原保宗居此、蓋累世居址也、藩翰譜云、慶長中、松平家忠居小見川城、同鳥居元忠守伏見死之、其家乗曰家忠日記、為史氏所宝重、寺社分限帳、載小見川正福寺、則粟飯原氏所建也、
- 二、大系図云、良兼、下総介、初号粟飯原文次郎、承平六年丙申与将門挑戦、翌年密入干将門之石井宮討其不意得勝利掲勇名天慶二年己亥六月五日病死

## 第十六世 貞胤

貞胤正和元年父の職を襲ぎ小金城に居る、此の年北条高時執権となる、元弘元年鎌倉の命に応じ大仏貞直に従ひ、楠正成を赤坂城に攻む、二年三月高時後醍醐天皇を隠岐に奉遷するや貞胤、小山朝政等をして護衛せしむ、五月大納言藤原師賢卿を捕て貞胤が領邑に幽す、三年五月新田義貞義兵を上野に起す、貞胤往て之に従ひ高時の将金沢貞将を武蔵の鶴見に繋つてこれを破れり、建武二年八月足利尊氏に従ひ北条時行を鎌倉に討つ、尋て尊氏叛す、十一月義貞官軍を率て尊氏を征す、貞胤従て箱根に戦ふ、既にして尊氏西上す、貞胤義貞に従ひ近江大渡に拒戦す、延元元年正月天皇延暦寺に幸し給ふや貞胤兵を將ゐて護衛す、是の月北畠顕家陸奥より上洛、近江坂本に次す、義貞、顕家と共に円城寺を攻む、寺は尊氏の将細川定禅等の拠る所なり、貞胤千余騎を従へ伯父宗胤と俱に先登し門を奪て前み百五十騎を失ひて退く、宗胤は敵に包まれ遂に力戦して死す、此歳十月義貞皇太子恒良親王を奉して北国に赴く貞胤兵を率て之に従ひ進んで越前木目嶺に至り大雪に遇ひ路を失ふ、たまたま敵将足利高経の陣に出づ、貞胤の士卒皆飢凍し復た闘ふこと能はず憤りて自殺せんと欲す、高経使を遣はし懇にこれを招降せしむ、貞胤遂に部下五百騎と与に之に降れり、正平四年貞胤尊氏の将高師直に従ひ楠木正行と四条畷に戦ふ、此の年足利直義の師直を誅せんとし謀泄るゝや師直直義を攻めんとす貞胤、直義に党し入て其館を守る、五年、直義尊氏に叛く、貞胤初め直義に応じ後復た尊氏に帰せり、

貞胤足利氏に属せしより頻りに軍功を励み従四位下に叙せらる、旧事考に曰く「前略其後貞胤、元弘中、去北条高時帰順、従新田左中将、無幾、復叛附足利高氏、雖未足称完人、亦為當時顕者、」と正平六年（北朝観応二年）正月朔、京師に卒す年六十一、子一胤、氏胤、胤春、胤矩あり、氏胤嗣ぐ

一胤（一に高胤に作る）貞胤の嫡子にして下総介に任ず、然れども家督を継かず千葉新介と称す、建武二年三井寺に戦死す、其勇世の惜む所なり

胤春 千田右京大夫と称す

胤矩 千田刑部大輔と称す

- 一、後鑑云（包三三十七、觀応二年正月条）一日（亥辛）、千葉介貞胤卒、園大曆云伝聞、今日未時、千葉介貞木有<sub>レ</sub>事云々、兵革之時分、以<sub>レ</sub>疫病<sub>レ</sub>有事云々（下略）  
常樂記云、正月一日、千葉介貞胤他界、
- 二、千葉系図云、貞胤、千葉介、始属官軍、屢有戦功、其後力尽降尊氏、觀応二年正月朔、卒於洛陽、年六十一、法名善阿弥陀仏、号浄徳寺、
- 三、元弘二年三月、鎌倉より六波羅南方に囚はれ給へる後醍醐天皇に御落飾のやう御勧め申す、叡慮これを拒み給ふ、其七日、北条氏は承久の例に倣ひて天皇を隠岐に流し奉る、卯の刻六波羅第を出御あり、御供には左近衛中将行房、六条左近衛少将忠顕、女房尚侍三位簾子、大納言小宰相之に従ひ、千葉介貞胤数百騎を率ひてこれを警固す、此日暁、中宮は野宮より行啓あり、別離の御涙を濺ぎ給ふ、天皇の御装束は御冠を召し、世の常の御指衣、指貫、白綾の御衣かさね着け給ふ。（南朝五十七年史）
- 四、さる程に義貞は七千余騎にて北国に向ひけるに、越前の守護斯波高経行く手にて差塞ぐと聞へければ、道を替へて木目峠に差掛るに、頃は十月の半なり、初冬なれども今年は例年より陰寒早く、山中雪粉々として鎧の袖に降りかゝり、士卒凍死するもの少からず、一行の難儀云はん方なし、千葉介貞胤は雪中に道を失ひて必要ならずも敵陣に降りたるこそ無情けれ十月十三日義貞は辛じて敦賀に着す（同上）

#### 第十七世 氏胤

氏胤初め小金城に居る、正平六年十二月尊氏に従ひ直義を薩埵山に撃ち遂に上杉憲頭を追撃し相模早川尻に至る兵士戦死する者頗多し、七年、尊氏に従ひ新田義宗と笛吹嶺（武蔵入間郡）に戦ひこれを破る、十八年京師に在りて疾に遭ひ将に東帰せんとす、九月十三日途にて美濃に卒せり、年三一、子満胤、氏満、西誉あり、満胤嗣ぐ

氏満（大系図満氏に作る今千葉系図に依る）千葉次郎と称す

西誉 初名徳千代丸（大系図に徳千代丸とあり、今旧事考に依る）僧と為り聖聰と名く了誉上人に従ひ浄土の奥旨を極め応永中武蔵貝塚に一寺を創む今芝増上寺即ち是なり

氏胤初め京師に生れ、和歌を善くす、藤原為定これを賞す其歌載て新千載集にあり曰く

人しれずいつしかおつる涙川、

わたるとなしに袖ぬらすらん（題知らず）

要するに氏胤の如き才文武を兼ね有為の資たるは疑ふべからずと雖も天永く寿を仮さず惜むべきなり

- 一、和漢仏教年契云、聖問、（字了誉号西蓮社、源氏、常州久慈郡人）初習台密、後唱浄教、応永二十二年結茅武州小石川遂成梵刹今伝通院是也（応永二十七年寂享年八十）
- 二、全書云聖聰（字西誉号大連社、下総人）千葉氏、貞胤之子、常福寺聖問弟子也、応永季、於武蔵貝塚創増上寺、熾宣浄土教、今茲年七月十八日寂（永享十二年）年七十有五、所著無量寿経要注記二十四卷、論註記見聞十卷、大原見聞、万徳集、金明集、論蔵集、徹髓鈔、当麻曼陀鈔等各一卷

「按するに、年契は西誉上人を貞胤の子となす、然れ雖も上人永享十二年（紀元二一〇〇）七十五歳を以て寂せるを見れば其生は正平二十一年（二〇二六）ならざるべからず然るに貞胤

は此年より十五年前即ち正平六年に歿せるを見れば其誤たるは明なり、而大系図は西譽を氏胤の子とす今之に従ふ」

#### 第十八世 満胤

満胤は正平十八年（北朝貞治二）二歳にして家を継ぐ（或云六歳）氏族家臣等これを補護し代つて軍を出す、足利義詮感書を与へて其有功者を賞す天授六年（北朝、康暦二）五月下野人小山義政南方に属して兵を挙ぐ、鎌倉管領足利氏満宇都宮基綱に命じてこれを討せしむ基綱敗死す六月、氏満自ら兵を率ゐてこれを征す、満胤従ふ、九月義政力竭きて降り、応永五年鎌倉氏満卒し子満兼嗣ぐに及び自ら僭して公方と称し上杉の族を以て管領となし更に関東の大族千葉、小山、結城、長沼、佐竹、小田、宇都宮、那須を以て八家と称せしは是れ室町幕府の三職七頭に倣ひしなり、十六年鎌倉満兼卒し子持氏嗣ぐ、二十三年上杉禅秀（氏憲）持氏の叔父満隆、甥持仲を煽し持氏に叛かしむるや満胤は嫡子兼胤の禅秀と姻あるを以て之に党し、九月嫡子修理太夫兼胤、庶長子陸奥守康胤、相馬大須賀、原、円城寺下野守を始め八千余騎を率ゐ、諸将と共に持氏を佐介館（氏憲上杉憲基礎第）に囲む、持氏敗れて箱根山に走り転して駿河に至り今川範政に依る、將軍議持範政に命じ持氏を援けて禅秀等を討せしむ、二十四年正月に至り満隆、持仲及禅秀等敗れて鎌倉に自殺し事平ぐ、尋て満胤、兼胤は持氏に降り、三十二年六月、満胤卒す年六十四、子兼胤、康胤、胤高、自秀あり、兼胤嗣ぐ

康胤 兼胤の庶長子なり、馬加城に居り陸奥守に任ず、馬加屋形と称す

胤高 原四郎と称す、小弓城に居る

自秀 千田太郎次郎と称す

一、鎌倉大草紙云、康暦庚申二年五月五日下午野住人小山左馬助義政、吉野宮方と号し逆心しければ、宇都宮基綱大将にて為退路発向ありて、裳原といふ所にて及合戦同十六日宇都宮打負忽に討死しける間（中略）同三年二月二四日改元、永徳と改、六月十五日鎌倉右兵衛督氏満、小山義政、御退路に関東十二ヶ国の軍勢を引率して御発向云々

二、後鑑（卷百七応永五年条）云是年定三職七頭准攝家清華、於鎌倉亦置管領八家

南方紀伝云、このとし相国武家の三職七頭をさだむ、朝廷の五攝家、七清華になぞろふ、三職は斯波、細川、畠山三管領なり、（執事別当）、七頭は山名、一色、赤松、京極はみやこの奉行とす（侍所の別当）四職なり、奏者は伊勢守貞行なりまた武田、小笠原二人は弓馬の礼式の奉行たり又両吉良、今川、渋川、武者がしらす、「春の夜の夢」云、このとし東国には上杉が權威日々にいやまし、関左何事も心にまかせずといふことなし、東国領土を集めて上杉評議し待るは京師にしては將軍家に三管領、四職を定めをかる、関東にても、是に准じて其沙汰あるべし、若君を將軍と仰ぎ上杉をして管領にさだめ、千葉、小山、長沼、結城、佐竹、小田、那須、宇都宮を以て関東八家と名付、よろづの事を評定して上杉是を聞て決断すべしと定めらる」

三、鎌倉大草紙云、応永二十三年十月二十日、公方より義嗣卿をめし捕奉り、林光院へ押籠申厳しく守護をすへ置きける（中略）義嗣卿より御帰依の禅僧をひそかに鎌倉へ御下し有て上杉入道禅秀を御語ひあり、持氏公の伯父御新堂小路殿をも頼たまひけり、満隆より禅秀をまねき評定ありければ、禅秀申けるは（中略）、満隆大に悦び内々存る仔細有といへ共、身に於



て更に望なし、甥の持仲猶子に定つる間これを取立給はれとて一味同心有ければ秋の始より禪秀病気の由披露して引籠、謀反を起す、犬懸の郎等国々より兵具を俵に入、兵糧のやうにみせて人馬に負せて上り集りければ、人更にしる事なし、新御堂殿の御内書に禪秀副状にて回文を遣はし、京都よりの仰にて、持氏公並憲基を可被追討由頼み被仰ければ、御請申人々には千葉介兼胤、岩松治部大輔入道天用、両人は禪秀の婿なれば不及申、渋谷左馬助、舞木太郎、児玉党とは大類、倉賀野、丹党の者ども其外荏原、蓮沼、別府、玉井、瀬山、甕尻、甲州には武田安芸入道信満には禪秀の舅なれば最前に来る云々

#### 第十九世 兼胤

兼胤は修理大夫に任ぜられ、千葉介と称す、鎌倉侍所の別当と為り威権あり、応永十七年、新田某竊に兵を挙げんことを謀る、兼胤これを捕へ七里浜に斬る、二十三年上杉禪秀の乱父満胤と俱に始め禪秀に与し後持氏に降れること前に具せり、三十年持氏に従ひ小栗満重を常陸に攻む、満重敗走す（或云敗死）、永享二年六月鎌倉に卒す年三十九、子胤直、賢胤あり、胤直嗣ぐ賢胤は中務丞に任ぜらる、享徳四年胤直と共に戦死とすと、子実胤、自害あり、二子の事は後に具す（大系図に賢胤を満胤の子となす今従はず）

兼胤の家督を承くる蓋し応永十七年以前にあるべし、大草紙此年の記事に「鎌倉の侍所千葉介兼胤」と書し又全二十三年の条に「千葉大介満胤、嫡子修理大夫兼胤云々と記するを見れば自ら明なり

- 一、鎌倉大草紙云、（応永十七年条）此節新田殿の嫡孫謀反を起し、廻文を以て便宜の軍兵を催しければ、鎌倉の侍所千葉介兼胤が生捕にして七里浜にて討之静めける、
- 二、後鑑云（応永三十年五月の条）二十八日戊甲、鎌倉三位為征常陸小栗満重進發、喜連川判鑑云、二九年八月、小栗満重所領の事に付、鎌倉殿に恨を含み逆心を起す、宇都宮持綱、桃井下野守、佐々木隠岐入道与力し結城の城に籠る、岩松治部太輔か残党も与す、因茲退治として管領憲実が舎弟重方を指向らる、然れども勝劣なし、重方向城を取て数月を送る三十年五月二八日、小栗満重御退治として御発向小栗敗北して自害
- 三、鎌倉大草紙云、応永三十年（癸卯）春の頃より、常陸国住人小栗孫五郎平満重といふ者ありて謀反を起し、鎌倉の御下知を背ける間、持氏御退治として御動座被成、結城の城まで御出、同八月二日より小栗の城をせめらる、小栗兼てより軍兵数多城よりそとへ出し防戦けれども、鎌倉勢は一色左近将監、木戸内匠助先手の大将として吉見伊与守、上杉四郎荒手にかはりて両方より責入ければ、遂に城を被貴落、小栗も行方しらずおち行けり云々」附記、兼胤小栗征伐に従ふこと大系図による
- 四、千葉系図云兼胤、千葉介修理大夫、永享二年六月十七日卒於鎌倉（年歟卒）三十九、法名喜山眠阿弥陀仏、兼胤有四家老、所謂原、円城寺、牛尾、高城也。

#### 第二十世 胤直

胤直永享二年家を継ぎ千葉介と称す、十年八月鎌倉持氏上杉憲実を討せんと欲し武蔵府中に陣す將軍義教これを聞き、綸旨及錦旗を請ひ上杉持房等に命して持氏を討せしむ、九月相模早川尻の合戦に鎌倉の軍敗走す、持氏乃ち陣を相州海老名に移さんとす此の後胤直持氏に従ひ府中の陣に

あり持氏に勧めて憲実と和せしめんとす、持氏聴かず、胤直怒り留て従はず持氏分倍河原に到り使を遣はしこれを促す、胤直遂に行かず、退て下総市川に陣せり、十一月鎌倉留守三浦時高叛す持氏戦ふこと能はず退て永安寺に入る、十一月幕府憲実に命して持氏を殺さしむ是に於て胤直上杉持朝と共に兵を率て永安寺を囲む持氏遂に自殺す、十二年三月結城氏朝持氏の遺子春王安王二人を迎へ結城に拠りて兵を起す、胤直管領上杉清方に属しこれを攻む、翌嘉吉元年城陥る、胤直性粗暴にして群下に礼なし故を以て人心頗る服せず、たまたま長臣原越後守胤房、円城寺下野守尚任の二人権を争ひ、各々党を植て相闘まめぎしかば是より千葉家大に乱る、当時原、円城寺、鏑木、木内を四天王と称し千葉の長臣とす、宝徳元年將軍義政持氏の子成氏を以て鎌倉管領と為す胤直、依りて成氏に仕ふ、既にして成氏私怨を以て上杉憲忠を殺ししかば幕府其擅殺を怒り令を下して成氏を討せしむ是より関東の将士御所方及管領方に分れ争戦止む時なし、成氏乃ち原胤房に依り援を胤直に求む而上杉氏は円城寺尚任に依り胤直を誘ふ、然るに胤直兄弟は故上杉禅秀の外孫にして且円城寺尚任は其母舅なるを以て遂に尚任の言を納れ上杉氏に党か成氏に敵せり、於是原は竊に成氏に援を請ひ享徳四年（二一一五）三月二〇日俄に千葉城を襲ふ、胤直父子防ぐこと能はず、走て同国多胡志摩の二城を保ち以て上杉氏の援を待つ、既にして胤直の伯父馬加城主康胤、成氏に党し兵を率ゐ、来りて原を援く、胤房大に喜び則ち康胤をして多胡城を攻めしめ自ら将として志摩城に迫る、康胤智略あり謀て糧道を絶ち特に一面を開き以てこれを攻む、城兵多く逃散す主将宣胤大に危困し八月十二日円城寺直時をして城を康胤に致さしめ城外阿弥陀堂に入りて自殺す、時に年十五

志摩城は原の攻撃に堪へず遂に八月十四日に至り陥落し胤直走て土橋の如来堂に入る、翌十五日敵兵来り迫りしかば胤直は弟賢胤と共に自殺せり、尚任等従て之に死す胤直死する時年四十二、子胤将、宣胤あり、二子俱に世代に列す

- 一、関東兵乱記云（永享十年九月ノ条）同二十九日持氏相州海老名道場へ被移御陣、千葉介胤直初より憲実と御和談ありて可然旨、再三申けれども、少も御承引なかりけるを、武州府中にて、猶諫め申しけるは、初も再三申けれども、御許容なく候に、又申上条憚有といへども、主暴不諫非忠臣也、畏死不言非勇士と承れば、縦御勘気を蒙るも、指当一事をなどか申さざらん、管領は全く異儀なく見え給へば召取されて本の如く政務執行を被仰付、水魚の思を被成、関東静謐の計策を廻らしをはすべし、彼管領内には匡君過外には揚君美、無双の良臣にて候、召に参らずと云事有べからず、但し讒邪群狂に恐れて、遅参の議も有べし、君達を御使として召れんに、などや参らざるべき、某若君の御使申て管領を回道仕、取参すべき事必定なりと申上ければ、皆一同に然るべきよしをぞ評定しければ、同九月二十四日、既に若君御下向と有し処に、若宮社務尊仲此由を聞て染田河内守を以て、此御下向不可然旨、しひて支へ申ける故、若者も御下向止ければ千葉介諫言空しく成しかば、胤直大に忿て云く、三諫而不用則避其国と云へりとて、相州え御動座の時に其供不申留ければ、公方分陪川原に御駕を抑へられて可参と御便ありければ、畏て承はり候とは申けれども不参、結旬関戸山御越の時、千葉介手勢引具紙太寺原へ打出、下総国市河へ陣を張、
- 二、鎌倉大草紙云、爰に千葉介が近親に原越後守胤房、同筑後守胤茂、円城寺下野守尚任と云ふ者あり、共に有勢の兵也中にも原越後守は武功の兵にて公方へも出仕申しければ成氏より原越後守を頻に御頼有ける、越後守は千葉介を勧め御所方になり給へと申し円城寺下野守は

上杉に語らはれければ、同心の族を催し、千葉介を勧めける間千葉介父子兄弟上杉と一味して御所を背きければ、原は竊に成氏より加勢を乞、享徳四年三月二十日千葉へ押寄ければ、俄の事にて防戦雖も叶して千葉の城を没落す、胤直父子は同国多胡、志摩の二城に楯籠、一味の勢を催し、上杉よりの加勢を待居たり、爰にまた故千葉大介の次男、千葉馬加陸奥守入道常輝父子馬加より討出、成氏の味方と成り、馳来、原越後守大に喜び、則是を大将として多胡の城へ指向、原は志摩の城へ押寄て攻ける程に、陸奥守入道は古兵にて、城を取巻き兵糧の道をとめ一方を明て責ければ、籠城の兵皆落うせて大将胤宣（胤宣、大系図千葉系図、皆作宣胤可従也）は若年にて纔に二十騎計に成終に攻落され乳母子円城寺藤五郎直時を以て敵陣へ遣し、城をば渡し可申候間、仏前へ参切腹仕度由乞ければ、尤とて次を請取、寄手並公方よりの加勢の兵北送りて、城外のむさといふ所に阿弥陀堂の有けるへ出、仏前に向ひ享徳四年八月十二日十五歳にて切腹す、阿弥陀堂の別当来照院出合焼香読経す、最後のつとめ念比なり、直時も主の介錯してつゞいて腹を切にけり、辞世

みだ頼む人はあまよの月なれや雲はれぬ共西へこそ行

見て歎き聞て吊ふ人あらば我に手向けよ、南無阿弥陀仏

同時供に来椎名与十郎胤家、木内彦十郎、円城寺又三郎、米井藤五郎、粟飯原助九郎、池内助十郎、深山弥十郎、岡本彦八、青野新九郎、多田孫八、三谷新十、寺本弥七、中野十郎等皆指違々々枕を並て伏居ける、首共取て成氏へ進上す、又志摩の城は原越後守大将にて昼夜のさかひもなく攻戦ひけるが、同八月十四日の夜終に叶はずせめおとされ、是も土橋と云所に如来堂のありける所へひしぎ、別当東覚院にこもる、原越後守城を請取彼寺を取巻て胤直に申付ける上臈をまねき出し申けるは、介殿の御事は成氏公へ御不儀にて討手被遣ける間、上の御心難叶候へば不及力、若者胤宣は初より御一所に無御座、何の不儀もおはしませず、馬加殿哀に思召候間いかにもして御命を助け奉り候はんと申、然共胤宣ははや十二日御切腹の由申ければ越後守も涙を流しける、同八月十五日寄手重り如来堂を取巻、関の声を作りける間千葉介入道常瑞、舎弟中務入道了心腹切ければ、池内豊後守胤相介錯して同是も切腹す、云々」

三、地理志料云、中山寺元徳三年文書、千田荘原郷阿弥陀堂」、鎌倉大草紙、千葉胤直自殺於土橋阿弥陀堂」、日蓮註書讚、関大蔵経於土橋東漸寺」、今寺作村有東漸寺号土橋山阿弥陀院、有胤直父子及円城寺尚任等従死者七人墓焉」、(按するに寺作今久賀村の大字とす)

## 第二十一世 胤将

胤直の嫡子、職を襲き新介と称す、胤将賢を好み儒仏に志し汎く衆を愛せり、文安元年武蔵の遠山、常陸の佐竹等と兵を構ふ、享徳三年八月俄に病んで卒せり、年二五、子なし「按するに千葉系図は胤将新介と称し早世せることを記し其死せる年月及年齒を載せず然るに千葉系図別本は記事稍詳なり今暫く之に従ふ、又大系図は胤将を兼胤の子、胤直の庶兄となし、享徳四年六月年四十二にして卒すとなす、然るに此の歳三月胤房の乱あり而大草紙に胤将に関し何等記する処なきを以て見れば胤将は胤直に先ちて死し此の事変に逢はざりしなるべし、大系図の享徳四年卒去の説疑ふべし、又大草紙に胤直を往々千葉介入道常瑞と画せるを見れば既に嫡子を立て、嗣となし、新介と称せしめしことを想像するに難からず而千葉系図、全別本皆胤将を胤直の子に作り尚旧事

考の引用する処に拠れば千学集もまた胤将は胤直の長子となすと云ふ、故に大系図の胤将を胤直の庶兄となすは非なるべし、」

- 一、旧事考云、大草紙、絶無胤将、直接胤直以孝胤、蓋胤将、先胤直而死、亦無事迹可述、故偶不及焉耳、又按香取社所蔵、有平胤将禱病□田書、味文意似守護之事則為千葉介無疑焉。而無年号可徵惜哉
- 二、村岡良弼曰（旧事考所載）飯沼円福寺所蔵胤将書題曰文安三年則是時胤将已当世也
- 三、寺社分限帳、飯沼円福寺、寺田三十石、安観音像所謂札所之一、蔵銅塔馱鈴及古文書数十通、其塔識云、文安二年海上筑後守胤栄寄之城内有早器居士墓碣、文禄五年所建、早器即総帰之借字、盖言滝川一益也、事見澹泊斎史論、日本野史」、按、飯沼は今本銚子町と云ふ、

## 第二十二世 宣胤

宣胤は胤直の次子なり（大草紙、嫡子に作るは誤也）享徳四年胤房の乱、多胡城外に自殺す、大系図云雖不相続家督准千葉介入世代と

- 一、千葉系図云、宣胤、享徳四年八月十三日自殺於下総
- 二、鎌倉大草紙云、爰に哀なる事有、下総国金剛授寺の中納言坊迪いと若き僧有、能書にて胤宣稚き時より手習の師にてありけるが、胤宣父子切腹の由を伝え聞、吊の為に彼如来堂へ参詣して御経を読焼香念仏しける、別当東覚院出合胤宣父子最期の軀を物語して辞世の歌を取出し見せければかの中納言此歌を見て涙を流し、その儘又仏前へまいり、御堂の柱に一首の歌を書付て出けるが近きあたりの流水の深き淵に身を投、終に空しくなりにけり  
見るもうし夢に成行、草の原うつゝに残る人のおもかけ

## 第二十三世 康胤

康胤は満胤の庶長子なり、（大草紙、満胤の次子に作る）、大草紙満胤の次子に作る初馬加城に居り陸奥守と称す、才文武を兼ね威厳あり、胤直父子既に死し千葉の宗家嗣を失ふ、胤房乃ち康胤を立て千葉城に居らしめ、康胤の次子輔胤を岩橋（印旛郡酒々井町）に置き以て北方を鎮せしめ自ら出て小金城に居り以て上杉氏に当れり、是に於て上杉氏は胤直の弟賢胤の二子実胤、自胤を前後立て千葉氏の後となし、市川城に居り以て恢復を謀らしむ千葉家はより二流となる、康正元年（享徳四改元）秋將軍義政、東下野守常縁に命じ下総に下り実胤を助け康胤等を討せしむ、常縁は常胤の第六子東胤頼の後にして美濃郡上の城主なり、常縁式部少輔浜春利と共に東下し、族国分、大須賀、相馬等の兵を合せ馬加城を攻めてこれを陥れ胤房等を走らす、是に於て常縁の声威大に振ひ上総の諸城攻めずして降るもの多し、春利は移て東金に鎮し常縁は東の荘に帰居せり、東荘はまた橘庄と称す今香取郡橘村は則ち古唱に依りて名くと云ふ、康正二年正月足利成氏攻めて市川城を取る、千葉実胤は武蔵石浜に走り、弟自胤は同国赤塚に移れり、是に於て両総の地大半成氏に帰せり、是歳十一月康胤市原備前守と上総八幡に戦ひて死す時に年八十、時人これを惜む、康胤二子あり胤持、輔胤と云ふ、胤持嗣ぐ

- 一、鎌倉大草紙云、爰に其比京公方の近臣下総守常縁といふ人あり、是は昔の常胤の六男東六郎大夫胤頼が嫡流也、総州東の庄を知行しながら代々公方の近臣歌人にて在京して有けるが、今度千葉の家両流になりて、総州大に乱れければ急ぎ罷下り一家の輩を催し、馬加陸奥守を

- 令退治、実胤を千葉へ移し被申由御下知を褒り、御教書を帯し下向す、浜式部少輔春利をも相具し下向して、一族並国人に相ふれければ国分五郎、大須賀、相馬を初めとして、下野守常縁に相随ふ、其勢を合て、常縁馬加の城へおし寄散々に責ければ、原越後守打て出、一日一夜防戦ひけれども終に打負、千葉をさして引退、このいきほひにて、上総のくに所々にむらがりてありける敵城自落せしかば浜式部少輔をば東金の城へ移し、常縁は東の庄へ帰る、
- 二、遠藤家譜云（後鑑所載）康正元年乙亥秋、在郡上郡之時、受將軍義政之命而上京之處、依関東連年之兵乱、嫡家千葉介実胤可及滅亡之間、常縁急下向于本国、鎮彼地之乱、合力実胤等而本領可令為安堵之旨受義政之命、且賜御教書並旗、仍下向于下総国東庄、催実胤以下相馬、大須賀、国分等之氏族、為誅伐敵徒千葉陸奥守入道常喜等、同年十一年攻落同国馬加之城、迫弘原越後守、処々之合戦、得勝利之處、其後足利左兵衛督成氏援陸奥守、敵勢容易難平治、此時常縁者、与実胤等属上杉房頭、関東之兵乱無止時、在陣既及十余年、
- 三、鎌倉大草紙云、総州の合戦には、馬加陸奥守原越後守、野州常縁に度々打負ければ、千葉新介実胤を取立本領を安堵させんと、市川の城に楯籠て有よし聞へければ、成氏より南図書助、築田出羽守、その外大勢指遣数度合戦して、康正二年正月十九日終に城を責おとし、実胤は武州石浜へ落行、自胤は武州赤塚へ移る、両総武の兵共は大半成氏に降参申ける、関八州所々にて合戦やむ時なくをのづから修羅道の岐と成、人民耕作をいとなむ事あたはず、飢饉して餓死におよぶもの数をしらず、上総国へは武田入道打入て庁南の城、まりが谷の城兩所を取立、父子是に楯籠て国中を押領す、房州の里見これに力をえて、十村の城よりおこりて国境へ勢を出し所々を押領す、築田河内守は関宿より打て出て武、州足立郡を過半押領し市川の城を取、上杉方にも、三浦介義同は三浦より起て、相州岡崎の城を取近郷を押領す、大森安楽斎入道父子は竹の下より起て、小田原の城をとり立近□を押領す、
- 四、千葉系図云、康胤、馬加陸奥守、享徳中源成氏与両上杉屢合戦、康胤属成氏、立軍功、任千葉介、康正二年十一月朔戦死於上総八幡村、年八十、法名相常応、其首送京師梟東寺四塚、

#### 第二十四世 胤持

胤持は康胤の嫡子なり職を襲き千葉介と称す、康正二年六月父に先ちて卒す、年二十三、事迹の述ぶべきものなし

- 一、千葉系図云、胤持、康胤子、康正二年六月十二日卒、年二十三、法名大覚与阿弥陀仏
- 二、村岡良弼云（旧事考所載）香取要害家有嘉吉年千葉胤持文書

#### 第二十五世 輔胤

輔胤は康胤の子にして胤持の庶兄なり、初め岩橋殿と称す長禄元年（紀元二一一七）胤持の後を承け千葉介と称す此歳、城を佐倉郷将門山に移す、盖胤房の乱以来千葉城残破せると且其地房総の衝に当り形勢便ならざるを以てなり（按するに千葉氏の佐倉に移るを大系図は康胤の時となし、旧事考は孝胤となす、されど今佐倉風土記により輔胤の時となす）応仁文明の頃足利政知伊豆堀越に住し、成氏は下総古河ににありて相對峙す両上杉氏は堀越を助け関東八将は古河に属し、争戦止まず、文明三年上杉顕定古河城を攻めこれを陥る成氏下総に走り千葉氏に依る、房州の里見、上総の両武田小金の原氏其他近国の軍勢馳集りてこれを守護す、翌年成氏古河を復せり、延徳三

年北条長氏伊豆に与る、翌年明応と改元す此の歳二月輔胤卒す年七十三、子孝胤胤忠等ある孝国嗣ぐ

胤忠 椎崎六郎と称す

- 一、佐倉風土記云康胤子輔胤相紹居于千葉輔胤移城于佐倉郷将門山（在今城東三里余称本佐倉、或曰、長祿中胤将移城、又曰輔胤孫勝胤移之、今従大日寺記焉）
- 二、邨岡良弼曰、（旧事考所載香）成氏館址、在香取郡御所台村
- 三、地名辞書云（香取郡部）御所台、今久賀村の大字に残れり、地理志料云有御所台城、按喜連川判鑑、文明二年、足利成氏寓千葉氏、八年還古河、盖館於此、称曰御所、可以徴、今按、成氏の千葉氏に倚れるは文明三年の事とす、滞寓一歳許、其寓地を此に擬するも確拠なし、
- 四、大草紙云、成氏文明三年六月二四日遂に落城して千葉をさしておちたまふ、孝胤を頼給ふ、此時諸軍散々に成行けれ共、結城一人供奉す、房州里見、上総の両武田、小金の原、其外近国の勢馳集て是を守護す、両上杉は猶五十子に旗を建て、味方を退治しける、然れども古河に野田、関宿に築田、私市の佐々木、其外那須結城、何れも無二の御所方にて翌年の春千葉より成氏公御発向ありて古河城を責落し終に御帰参ありけり」

按するに大草紙は直に胤直に按するに孝胤を以てすと雖も盖欠漏なるべし、現に「今度また馬加は成氏公と一味して原是を主として千葉へ移り、千葉の跡を継げる云々」の如き記事をなすを見れば大草紙また明に康胤の嗣立を認むるを見るべし而大系図に康胤後、胤持輔胤相継ぐとなし且成氏の来投を輔胤の時となす、今大系図及千葉系図等を比較し其世代を考ふるに盖当れり、旧事考は専ら大草紙に拠り、孝胤を以て胤直の次となし、成氏の頼れるも即ち此の時とす、今取らず、

## 第二十六世 孝胤

孝胤は輔胤の子なり（千葉系図に康胤の子、輔胤の弟となす、されど孝胤の生は嘉吉三年にして輔胤二十四歳に当る、而大系図は輔胤の子に作る、今之に従ふ）初め千葉新介と称す、文明十一年正月上杉定正の将太田道灌来て臼井城を攻む、城は孝胤に属す、既にして道灌帰国し、弟図書助資忠千葉自胤等と共に攻むれども克たず、依りて兵を分て上総の武田三河入道を長南城に攻む、武田降る、是に於て丸ヶ谷上総介、下総飯沼城主海上備中守師胤等降り二総の地多く自胤に属せり、七月自胤、資忠引遷らんとす、城兵出て、追撃す、孝胤これを援く、資忠反戦して没し死する者五十三人、而孝胤は終に敗走せり、自胤兵を分け臼井を守らしめ石浜に帰れり、孝胤尋て臼井城を復すと云ふ、永正元年両上杉氏川越に戦ひ翌二年和す、此歳八月孝胤卒す年六十三、子勝胤あり、家を嗣ぐ

- 一、大草紙云、文明十一年正月十八日臼井の城へ押寄る、道灌は帰陣して太田図書助と千葉自胤両大将にて攻戦ふといへども寄手は小勢にて叶はず、管領御馬をよせられ可然由望といへども是も延引し敵は要害能して力落に難落、然りといへども勢をわけ上総長南の城主武田三河入道を攻めければ、七月五日降参して自胤に帰服す、丸ヶ谷の上総介も落城して海上備中守師胤も同自胤へ降参す、自胤千葉へ入部はなけれども両総州の大形自胤へ帰服しける間、先長陣有べしとて七月十五日陣払の躰を見て城より切て出ければ太田図書助資忠取てかへし攻戦けるが、付入に打入、城を終に責落す、然れ共太田図書助を初め僧中納言、佐藤五郎兵衛、桂縫殿助以下五十三人討死、孝胤は敗北すといへども味方も長陣に勞し続ても責入らず、

自胤は石浜まで開陣す、然といへ共、臼井城は自胤へ領して城代をすへらるゝ

二、関東管領記云（後鑑所引）同十一年の秋下総国臼井城に一揆起り、上杉定正に叛くが故に太田道灌入道三千の兵を卒して彼城を攻るといへども、兵強くして難落、依之同国鴻台に向ひ城を築き、籠り居て謀計を廻らし相守処に、城中疑を生じ不<sub>レ</sub>一味<sub>レ</sub>皆々落失、残る者纔に二十四人在<sub>レ</sub>之、同七月十五日未明に道灌押寄攻るを以臼井落城し、残兵二四人戦死す、城を焼払て道灌皈陣す、隣国皆道灌が武威を不<sub>レ</sub>恐と云者なしと云々

三、喜連川判鑑云（後鑑所引）文明十年頼定は山の内の家を継て上州平井に住居す、扇谷上杉修理大夫定正が家老太田道灌が計にて関東の武士山内を背て扇谷に從者多し、是より両上杉確執、

## 第二十七世 勝胤

勝胤、永正二年職を襲き千葉介と称す、此の時に当り北条早雲既に小田原城を畧し子氏綱をして之に居らしめ威名日に熾なり、勝胤因て之と姻を通じ互に応援をなし、大永五年足利義明小弓城を攻め原友幸を滅し徙りて此に居る、義明は古河高基の弟なり、里見安房守義弘等これを奉じ小弓御所と云ふ、原は勝胤三老臣（原、鏑木、木内）の一なり、享祿五年（天文と改正）五月勝胤卒す（大系図は勝胤の死を天文二年とす）年六十三、子昌胤、勝清、胤重久胤、胤定あり、昌勝嗣ぐ

勝清 五郎と称す、椎崎胤忠の嗣となる、

胤重 後幹胤と改む、常陸の人鹿島左衛門尉の嗣となる、

久胤 家臣公津左近大夫の嗣となる、

胤定 八郎と称す、後兵部少輔と号し、上総成東を領し千葉の家臣となる、

按するに、千葉系図は胤重（幹胤）勝清、久胤の三子を勝胤の弟に作る、今地形図に従ふ

一、相州兵乱記云（卷之三）其比源右兵衛佐義明朝臣ときこえしは古河の公方政氏の次男高基公方の御弟也、先年御父子御兄弟御不和の事ありて奥州へ牢人し玉ひけるに、其比上総国の守護代武田豊三、真里谷三河守と同国の侍原の次郎と云者、上総の小弓の城に在城して所領を論じ合戦度々に及びける、是は下総守護人千葉介か家来なれば千葉勢を加勢に請て武田毎度討負ける儘武田安からず思ひてけれ共、己か力計にては始終本意を達し難きとて義明を奥州より呼請申、大將軍として軍兵を催しける、彼義明は累代武将の家に生れ、心飽まで不敵にして力強く骨太に打物の達者当代無双の英雄也、されば上総、下総、房州の辺にて管領を背し輩、独りも不残馳集て随ける其勢近国に掩ひければ、三年の間に原の二郎終に打負、小弓の城を落されて引退く、義明則小弓の城へ移らせ玉ふ、依之小弓の御所と申とかや云々、

二、喜連川判鑑云（後鑑所引）御舎弟右兵衛佐義明先年御父政氏と御不和の事あり、奥州へ落玉ふ、今歳武田豊三大將に取立、総州小弓城主原友幸を攻落し、義明爰に居住、是を生実の御所と称す、里見左馬助義弘其外近国の武士従て威勢盛なり、是より関東を伺ふ、

三、関東管領記云（全上）抑小弓の御所右兵衛佐義明と申は、古河の公方政氏朝臣の御次男にて、高基朝臣の御舎弟也、先年兄弟御不快に依て、奥州へ流浪せられ、山伏の形と成て八性院と号し、漂泊の御身として幽なる御世途なりき、然処上総國小弓の城主を原の次郎友幸と云、是下総国の守護人千葉介が家来也、扱上総の守護代を武田豊三真里谷三河守と云、三河

守は是前の相州の守護三浦荒次郎義意が舅也、真里谷武田と原次郎、常に所領の境を論じて度々合戦に及が故に、武田毎度打負其耻を雪がんと謀計を廻し、八性院殿武勇にして、大力無双の器量を感じ、吾館へ呼取奉て大将と仰ぎ巳が力と頼申す、八性院殿還俗在て御元服御官位坐し、右衛門佐源朝臣義明と号す、房総両州の国人等皆此御所の味方と成て三ヶ年の合戦終り、原次郎友幸終に小弓の城を没落す、於是義明即ち此城に御住居在り小弓の御所と称し、遠近の国人崇敬する事鎌倉の公方の如し、終に友幸が家の子高胤越前守父子を討取、同下野守を追失ひ、後には友幸をも討取玉ふ、是より猛威を関八州に振ひ、後には古河御所を亡て、義明自ら関東の公方と成玉はん事を企て、其計義を相催さる、古河の御所大に怒り思召て、縁類の好に依て北条氏綱を御左あり、小弓御所を追討ふ御企也、氏綱許諾に及といへども当時上杉と相戦て寸隙を不得が故、先づ其時を待んが為に、小弓の御所へ令和睦、時々使者を立て音信を通じ年月を経るの処に、却て北条方干戈の威に恐れて小弓家へ随身の由被思召、今義弘に仰て及此事者也、里見義弘は小弓御所義明の甥也、

## 第二十八世 昌胤

昌胤 天文元年職を襲ぎ千葉介と称す、七年十月小弓義明北条氏綱と国府台に戦ひて敗死す、昌胤乃ち原胤定をして小弓城に居らしむ、十五年正月卒す、年五十一、子利胤、胤富、胤家、胤盛あり、利胤嗣ぐ（按、国府台の戦、本土寺過去帳、天文七年に作る今之に従ふ）

胤富 昌胤下総須賀山城を破り別に森山城を築き胤富をして之に居らしむ、後入りて宗家を嗣ぐ胤家 四郎と称す、原豊前守胤吉の嗣となる

胤盛 九郎と称す、海上山城守の嗣となる

- 一、喜連川判鑑云（後鑑所引）七年十月四日、小弓御所義明逆心の企あり、因茲御退治として北条家小弓へ発向、同五日於鶴台合戦、子息御曹子并基頼討死、義明は氏綱か家来横井山城守が矢にあたつて被討、其外公達房州へ落居、
- 二、鴻台合戦前記云（全上）抑下総国こふのだい御戦の年号をかながふるに天文六年十月上旬の比とかや、まことに御所様御滅亡の由来をくわしく尋ぬるに、かの君は清和天皇の御すゑ政氏將軍の次男、高基様の御舎弟義明とぞ申しける、兄弟の御中不和にならせ給ひて、みちのく第一見とぞ聞えける、爰に上総国の守護代にたけだのふんそう真里谷三河守、千葉の御内に原の次郎と所領をあらそふこと年久し、依之三河守陸奥へ使者をたて義明の御発向を申なし、彼の原の次郎がたて籠る小弓の城へおしよせ、三とせの間に攻落し、義明の御座をおゆみにこそたて申、房州上総両国の侍共ふた心なくかの君を守護し奉る考なり云々
- 三、相州兵乱記云、小弓御所義明の威勢広大に成しかば、元来侈る人にて関東に対治して惣領家を指越関東の長者と成べしと企玉ふ由聞えければ、古河殿より氏綱を内々御頼みありて、小弓殿対治ある可と也、氏綱も義明の威勢強ければ、我為迄も悪かりなんと、兼て思はれければ則御請被申分国の勢を合、小弓へ発向の用意ありし処に八州諸家傾け申ければ、義明と申は近代無双の名大将にて、公方の御跡をも継玉ふべき人なれば、御対治は如何あらん、只和平になされて末々は御所に取立、鎌倉にすへ被申候へと聞えければ義明聞召て、急ぎ中途に馳向て防げとて、御舎弟基頼と御息小弓の曹司を先馳の対象として里見義弘を副將軍に定め房州両総州の軍を催し、同国鶴ノ台に陣を張り、市川を前に当て待懸たり（中略）去程に



氏綱は天文六年十月四日小田原を打立、江戸の城に着き、着到を付玉へば方々より大勢馳加て二万余騎とぞ記ける云々」

四、北条五代記（卷之三、応永より慶長関東合戦の次第の事）云、一、天文七戊戌年十月七下総の国小弓の御所義明公高野台にをいて北条氏綱と合戦し義明公うちまけ父子ことごとく滅亡の事、」

## 第二十九世 利胤

利胤 天文十五年父職を襲ぎ千葉介と称す時に年十九、北条氏康の妹を娶り夫人と為す、盖千葉氏里見氏と地を争ひ相戦ふこと年あり、益守備を敵にし之に当らんと欲す、依りて北条氏と婚し固く之と結びしなり、氏康乃ち部将北条綱成を遣はして有吉城を守らしむ、城は生実属す、天文二十一年二月里見氏安房上総の兵を率てこれを囲み遂に敗退す、二十二年四月利胤北条氏を助け上杉景虎と武蔵村岡河原に戦ひ敗績す（村岡は大里郡にあり）弘治三年八月利胤卒す年三十、子親胤、胤明あり親胤嗣ぐ

胤明 千田右京進と称す、親胤弑に遭ふの後退て京師に去る、後胤富迎へてこれを還へす、佐倉に住す、子なし

一、関八州古戦録云（卷三）是より先、房源の里見刑部太輔義堯武蔵下総の両国を切敷ん事を欲し連年謀慮を尽されけるか氏康より生実領有吉の城に北条左衛門太夫綱成を据へ置千葉介利胤に約を結んで急度支へ保たれし故義堯の働き自由を得す是に依て今年二月下旬義堯安房上総の人数を集めて有吉の城へ押寄、長陣を張て数旬の間攻られし儘大剛の綱成兵勢を催され小田原へ後巻を乞事櫛の齒を挽か如し、此砌綱成か合属たりし朝倉能登守要用の義有て福嶋伊賀守勝広か相州大庭の宅へ趣けるか件の危急を伝聞て向より人数を騙催し汗馬に策打て有吉へ馳帰りけるを里見勢見あやまりて武蔵の国侍とも後詰に来ると心得猶予して巻解す有様なるを古武者の綱成看得して城を払て伐て出無二無三に相戦ひければ敵散々に打なされて上総国へ引ぬ云々」

二、全書云、（卷三、武州村岡河原軍の事）斯くて景虎本国へ帰陣の後、信州表の働越中口の手当猶又関東治平の功業を日夜に工夫し寝食を忘れて兵を錬り糧米を貯へ翌る天文二十二年癸丑四月上旬西上野へ越山平井へ入城して近国の諸将の和平を乞ひ古河の御所を襲ひ撃しとの内評有り、此時太田美濃入道三楽齋か調義に依て房源の里見義堯越後の味方に与せらるゝに付総州の千葉介利胤は氏康の妹婿にて古河の城へ働を懸られんとする巻説有るを妨げんとや思はれけん小田原に使を送り神流川筋まで氏康の出馬を勧め利胤は達て六千余騎を率し中武蔵を打越て荒川を筋違に渡し村岡河原に着馬し守谷、布川、築田、一色、小山、近藤等の味方を待受け潔く一戦して今日頃日鬼神の如く取沙汰する景虎を一当あてゝ世上の眼を覚させんと気色奮つて陣を張れり、景虎も平井に於て此由を聞及ひ千葉は数代の大名也殊更南方無二の味方なれば我も又兼て手合せを志すと云へ共未だ東上野北武蔵たに切靡けざるに総州表まで足長の深働時機不相応たるを以て其義を黙す所に遮ての出張願ふ所の幸なり（中畧）、長尾左衛門尉政勝、斎藤下野守朝信、柿崎和泉守景家河田対馬守親章中条越入道梅坡齋、竹股筑後守春満すはや時到れりとて千葉介旗元へ左右より叫て騙入其勢ひあたかも千山崩れ百川沸騰るが如し敵方にも設楽鑄木佐和押田椎津宮川以下暫々支へて相戦ふ、人馬の死骸は累々

として河原面の石より猶数増りて見へたりける、千葉介も自身太刀打し薄手二三ヶ所負ふて乗馬も射られ今ははや遁れ難く見へし所に椎津小左衛門と云覚の者矢面に立塞がり当手の大将千葉介は我成ぞと高声に呼はり踏留て討れにけり其間に利胤漸く戦場を立去り、総州へ落られたり、越兵逃るを追撃して二千余級の首を取り勝鬨を揚たりける」

### 第三十世 親胤

親胤弘治三年職を襲き千葉介と称す、此時に当り千葉宗室稍微にして権臣国命を執れり就中原氏は千葉と族を全ふし最も権あり、高城胤則、酒井康治、酒井政辰之に属す、胤則小金を以てし、康治土氣を以てし政辰東金を以てし、勢皆強大なり、是を以て山東俚諺に下の上に勝れるを譬へ「千葉之原、原之高城、両酒井」と云ふ、永禄四年三月上杉謙信大兵を率て小田原城を攻む、里見義弘之に応し正木時継（旧事作時経）を遣はし千葉城を攻めしむ、親胤出でこれを援けしが敗れて佐倉城に入る、六年四月謙信臼井城を攻む城は親胤を老臣原上野介繁の守る所なり、親胤乃ち椎津椎名以下五百余騎は遣はしこれを援けしめ自ら千葉佐倉の両城を堅守す、又小田原よりは松田康郷に百五十余人を附し入城せしむかくて四月二十日の曙より越兵城門に迫まりしが城兵突出して大に勇戦し越兵利なく謙信軍を収めて上野に皈陣せり、此後松田の勇猛人をして驚嘆せしめたりと云ふ、七年正月北条氏康里見義弘と国府台に戦ふ、親胤出で氏康を援け大に義弘軍を破れり、天正元年十一月古河義氏の老臣築田政信関宿城に在りて北条氏に叛く氏政これを攻む親胤（古戦録、作新介胤富）乃ち原式部少輔胤成を遣はし北条氏を援く閏十一月築田父子開城し氏政凱旋せり、此役千葉の同族次郎胤宗先登城に懸り丸に中りて死す

親胤少荘にして勇氣倫を超ゆ、氏政其制し難きを忌み窃に親胤の家臣に命してこれを弑せしむ時に天正七年五月なり、親胤子なし叔父胤富嗣ぐ「案するに千葉系図に胤富を利胤の子となす然れども、胤富天正十五年（二四七）五十五歳を以て卒せるを以て其生は天文二年（二一九三）なり而、利胤は弘治三年（二二一七）三十歳にて卒せるに由に其生は享禄元年（二一八八）なり、今享禄元年より天文二年に至る年数を見るに其間正に三年のみ、若し千葉系図を正とせば胤富は利胤五歳の子と謂はざるべからず共誤たるや疑なし、大系図は胤富を昌胤の第三子となす蓋当れり、今之に従ふ」

一、新撰佐倉風土記云、生実墨址、千葉氏の支族、世々之に居る、応永中平兼胤の第四郎胤高之に拠る、族原氏と称す、享徳中、円城寺尚任等と確執、宗族開戦、原氏小金城に徙居す、上総小西城主肥前守胤繼此に居る、胤繼の子次郎友幸は、上総国人真里谷三河守武田豊三と屢地境を諍ふ、千葉氏友幸を援く故に友幸毎戦克ち、武田その敵し難きを知り、足利左兵衛督義明を奉じ以て盟主となす、義明は古河政氏の次男なり、父兄と睦せず、陸奥に漂泊し、明応中、里見氏に憑り、上総八幡宮に居る、二総及房三州の人、古河に忒あり、両上杉に快からざるもの、悉く来りて此に帰す、威武稍震ふ、大永四年軍を發し小弓城を攻む、遂に友幸を滅す、次年此に徙居す、小弓御所と言ふ、天文七年、鴻台に戦ひ、義明軍敗しして死す、千葉昌胤尋て小西城主原上総介胤定を此に居らしめ、弘治三年、胤定臼井に徙り居る、嫡子式部大夫胤清之に留る、胤清の子胤栄嗣襲して、式部大夫と称し、小弓臼井両城主となる、是時に当りて千葉宗室稍微権臣国命を執り、原氏親族たり、高城胤則、酒井康治、酒井政辰之に属す、胤則小金を以てし、康治土氣を以てし、政辰東金を以てし、勢皆強大、是を以て

- 山東俚諺、下の上に勝れるを譬へ「千葉之原高城両酒井」と云ふ、天正十八年皆亡ぶ、」
- 二、古戦録云（卷之五、上杉謙信上洛付越後勢再小田原乱入事）去年夏秋の間に一和を整ひ置たる諸大将を駆促し、再小田原表へ乱入せんと謀を回らす其催促に応ずる人々（中略）其中にて松山衆、北武蔵の面々は川越城を押へ、忍の城へは勢多郡の輩桐生小股上泉谷森下等馳向ふ、江戸関宿有吉臼井筋へは佐竹次郎常重常陸大椽貞国多賀谷下総守政経、舎弟淡路守経明、垣富安芸守久国行間但馬守小宅三左衛門千葉表へは房源の士大将正木大膳亮時継上総国の勢を率て只一隊にて攻寄半途に於て千葉介親胤と戦ひ正木打勝て親胤を居城佐倉に逐入る云々」
- 三、諸国廢城考（成田参詣記竹引）云、臼井城、文明十一年七月太田道灌攻てこれを陥る（城主未考）永禄七年三月上杉輝虎当城に発向す、城主原式部大輔は千葉介国胤の近臣にて累世此城に在りけるか輝虎近日発向するの由聞えければ千葉介より椎津椎名以下数百騎小田原よりも松田孫太郎并与力引具して楯籠る、去程に輝虎衆、可田、柿崎内藤、長野、太田美濃守其子梶原を奉として唯一もみにもみ落せと一旦に取巻攻られける城中よりも突て出で散々に戦けるが越後勢数十人討れければあけ貝を吹て人数を繰入る処に城より追かけ突て出で越後勢を追立切て廻る式部大輔も是を見て城を払て突て出ければ敵は散々に突立られはうはう本陣へ引返しける、輝虎は此有様を見て叶はしと思ひけん頓て人数を引て打入る云々、」（古戦録永禄七年三月を六年四月に作り原式部大輔を上野介胤繁につくる云々）
- 四、古戦録云（卷之十、総州関宿陣事）下総国猿嶋郡関宿の城主築田中務大輔政信同出羽守綱政は古河の御所義氏腹心の輔弼にして多年忠勤他に混せさりしに、北条氏政去年の夏大軍を發して下妻の城を攻られし時、後れを取り退散有るを築田謂甲斐なく思ひて夫より南方の弓矢を疎て佐竹義重の幕下となり、小田原へ楯をつくに付て義氏怒を含給ひ是歳癸酉十月氏政及結城晴朝へ使者を立て彼等父子を追討せん事を促さるゝか故十一月初旬氏政一万六千余騎にて小田原を首途せらる、結城晴朝並に千葉新介胤富か陣代原式部少輔胤成に出張し寄手彼是三万騎関宿を取固め（云々）城中には後詰の頼みも失ひ糧また不足に成行まゝ宇都宮広綱より義重へ相談し芳賀伊賀守高綱壬生上総介胤雄を以て南方へ和解の事を申入られしかは義政も承引有て閏十一月十七日城を開き渡し築田父子は佐竹へ立退き寄手は小田原へ凱陣をそしたりける、」
- 五、千葉系図云、親胤、千葉介、天正七年五月四日為北条氏政遭害年十七（恐有脱字）法名常胤、（按親胤の嗣立せる弘治三年よりその遭害の年たる天正七年迄二十三年なり、親胤の享年十七は其誤たること明なり）

### 第三十一世 胤富

胤富は利胤の弟なり、天正七年家臣に迎立せら千葉介と称す時に年四十七、此時に当り武田信玄、上杉謙信等既に卒し織田氏の威独熾なり、十年信長遂に武田氏を滅し滝川一益を関東管領に命じ上野厩橋城に居らしむ、而千葉氏は関東の旧族なるを以て信長は特に一益に命じ書を胤富に致さしめ告ぐるに力を一益に戮はせ共に関東を平治すべきことを以てし且贈るに乘馬一匹を以てせり、然れども胤富は信長の書辞慢にして礼なきを怒り一益の使者を髡し且つ馬の尾鬣を剪りて放還せり、胤富武勇にして能く国民を撫育せしが天正十五年五月二至りて卒せり、年五十五、子邦胤あ

り家を嗣ぐ（古戦録は胤富の死を天正十三となす、今千葉系図に依る）

一、古戦録云（巻の十一、滝川左近将監一益補関東管領職附東上野入部事）織田信長法養寺に在陣の時、三月二三日滝川在近将監一益を招て連年の粉骨を褒し今度黒野郷へ攻入り、勝頼父子を生害なさしめ、証を献じける事莫大の動功神妙の至りなりとて大に感賞有て上野一国並に信州の内佐久小県の二郡を賜ひ関東管領職に補せらるの関東上野厩橋へ入城して関八州奥羽までも手柄次第に切治め諸士の裁判諸公事以下正理を以て遵行し云々また此時滝川が便宜に附て信長より総州の千葉介胤富の許へ書翰副て髟首の乗馬を贈らる、往古より坂東にて随一の名高き豪家なれば向後一味の好みを通し滝川にも力を合さしめ東国治伐の成功を専になさんの計策とそ見へし、然れども胤富其文章の押柄にして無体なるを憤り、今既に甲陽の武田没落し南方もまた信長へ従ひ機に乗るの風情なる故見ぬ驚の思をなし吾々へも表裏をあてかかるゝの仕形、奇怪の至りなり、胤富分限微少なりと云へ共右大将家以来苟も関東八州に於て何れの列侯が当家の上席に立つ者あらん、然れば一旦の武威に媚を求めん事は末代の瑕瑾子孫の面伏なりと謂て返牒に及ばず、信長の贈られたる乗馬の尾髪を切て街道へ追放し、滝川が使者の頭髪を剃て厩橋へ返されしを見る人興をぞ催しける、

二、千葉系図云、胤富、千葉介、天正十五年五月七日卒、年五十五

三、一説に曰く胤富に子あり、良胤、邦胤と云ふ、良胤は初公津に居り、邦胤と善からず、去つて陸奥に行き伊達三河に依る、子尚胤采女正と称す、尚胤の子和胤源之助と称す、その後香取郡武田に居ると（武田は今米沢村にあり）

また本年五月中東海新聞の記載する所左の如し掲げて以て参考に資す

頼朝が常胤に賜ひし木杯

昨日午後三時頃美しき白髯を畜ひし六十余りの老翁が一人の伴を随へ来て、刺を通じて我社を訪ねられたり社は直ちに楼上の応接間に導き来意を尋ねしに白髯の老翁は山武郡東金町川端市東由三郎（七三）と云ふ人にして伴は其息子と知られたり而して老翁は徐に言へるやう私の祖先は千葉常胤公の後裔にして即ち二十四代良胤其人ぞ私共の祖先である従て伝来の遺物も十数点を蔵しつつあるが就中の県共進会地方資料展覧会へ出品して聊か千葉家旺盛時代の如何に豪壮なりしかを忍ぼうと思しは即ち茲に携ひたる木杯なりと言へ様やほら傍の袱紗を開きて卓上に置かれしは直徑五寸平形の木杯なりき記者は骨薫眼を有せざれどもその黒き外塗と内部の錦蒔絵即ち秋月高く中天にかゝる开が下に雁の一群湖水を掠め対山の頂丁に達せんとしつるを水を隔てし此方の兵上より独りの文客杖を曳きて此の自然美を賞しつつある其が崖下には数艘の漁舟月下に掉しつつ漁業に従事せる秋夜月下の山水を勇健なる筆にて書かれたる者なり而して糸尻の底には入竹と朱書されありて一見古代の珍品なるが如かりしかくて老翁は該木杯の御墨付写を示しぬ即ち左の如し（原文の儘）

治承四年九月二十日頼朝公千葉館に於て常胤と軍議す常胤云く隅田川の隈に在陣し関東の諸将を招き応せざる者を討てこれを平げ而後曩祖の跡を追ひ鎌倉に到り御座所を据へられ夫より平家追討可有しと云ふ此時集る兵数万騎佐公大に悦び今より汝を父として憑む上は諸事常胤の軍慮に委すと有て酒宴を催され佐公は我此杯を挙げ呑み取る時は日本六十余州天下侍所の棟梁たるべしと御杯を常胤に賜ひ祝て云く曩祖の御旗章八幡宮の八の字の下に鳩二羽の図を画き永世

の章とすべしと手づから杯に書記し賜ふ依て千葉家代々首途の杯に用ひ来る此時隅田川三百町に打たる幕は常胤祖先葛原親王の幕にして天子より賜はりたる水色に五の根笹の紋なり是よりして頼朝公其他の源氏にも五葉根笹を用ふるものあり

治承四年九月二十日 千葉良胤花押

噫呼かゝる珍品県下は更なり日本を挙げて夫れ幾個やある記者は市東家に伝はる累代の系譜に照し聊かも疑を入れざる者なり況んや明治二十年七月十二日東京芝紅葉館に於て男女交際金蘭会を開催されし当日由三郎氏の父なる市東謙吉氏が該木杯を持参し列席せる諸士の鑑定を乞ひたる事ありて当時読売新聞社長饗庭篁村氏は鑑定して曰く此の木杯は我が邦の製作品に非ずして支那の製なり木質は擣にして塗地蒔絵の製造皆支那の作たること明了なり且船形尤支那船形にあらずや当時代に至ては鑑定甚極難きも底の八竹即ち八の字及び竹字の崩したる鳩二羽の朱痕を見るに古千葉家にて貯へたる処の朱にして今時製造したる朱の如きものに非ず絶品の朱にして高価の物なり往古朱を貯蔵することは軍用費に備たるものなり而して安房国古千葉家の族城后里見氏の居城より当今堀出す処の朱に全く同じ疑を入れざるものなれば当時源右府の書かれたるものなるべく如何にも珍らしき物なりと居合せたる当時の検事局長末松謙澄氏も此の説に信を置きし事あるに於ては毫末の疑あるべからず「抑も良胤とは如何なる人なるかを言ふに天正元年三月五日佐倉本城へ十七歳にて家督を相続し下総、上総、常陸の三ヶ国の諸侍の御礼受なりしかと生質病者なりし故に舎弟の邦胤に家督を譲り天正三年十二月三十日十九歳にて公津の城へ隠居し玉ふや邦胤傍若無人の振舞を演したる結果兄弟間常に不和を醸し遂に合戦に及びたりしが良胤志を達するを得ず茲に公津の城を立退き陸奥国伊達三河方に客となり放浪中慶長三年七月七日病を得五十二歳にて逝去せる遺骸を印旛郡公津村方浄土宗教明山千葉院西光寺に運び葬られし人にして今に常養院殿達心道徹大居士てふ一塊の石碑ありと云ふ爾來遺族は市東村に入込み代々農を以て業とするに至りしが再転して東金に居に移したる者此れぞ現市東家の概要なるがかゝる珍品を地方資料展覧会に出品するを得ざりしは県民の遺憾とする処なり、

### 第三十二世 邦胤

邦胤、初千葉新介と称す、父胤富卒して家を嗣ぐ、天正十六年七月邦胤夜独臥す、近臣鋤田万五郎これを刺して逃る変倉卒に起り、衆皆惶惑す而して邦胤未だ殊せず家臣に鋤田を誅すべきことを命じて絶せり、時に年二十九なり、是に於て家臣等路を分ちて鋤田を追ひ遂に上総菊間台にこれを捕斬す、是より先き万五郎小過あり、邦胤これを呵責せしに万五郎遺言あり、邦胤怒り蹴てこれを倒す、諸臣救解してこれを退く、万五郎深くこれを啣む、居ること数月にして邦胤意積け稍々これを近づく故に禍に及ぶと云ふ、そも千葉氏は親胤以来内、老臣権を振ひ外、北条氏の威圧を蒙り其勢日に漸く萎靡す、邦胤乃ち北条氏直の女（大系図に実は氏直の姉となす）を娶り其侵掠を免れしと雖も強弱敵せず視らるゝこと恰も附庸の如し、邦胤不幸禍に罹るに及び其子重胤纔に七歳、氏直これを小田原に移し以て質となし、兵を遣して佐倉城（本佐倉）を守らしむ家臣設楽左衛門尉小田原に往き重胤を看護す、氏直更に鹿島城（今の佐倉城）を修め邦胤の長女を置く、時に年十二、家臣中村雅楽介これを看護す氏直また兵を遣はし城を守らしめたり（旧事考云、千葉集、時原豊前守有請氏政子、配女、嗣千葉氏之議氏直許之、未果行、無幾女亦夭、

一、古戦録云、（卷之十四、千葉介邦胤横死）下総印旛郡佐倉の城主千葉介胤富は往し乙酉天正

十三年五月七日逝去子息新介邦胤二六歳にて家督を継今既に四年を歴たり、天正十六年戊子正月初旬新正の賀儀として旗下の士大将六七人、佐倉の城へ来、毎例の如く礼式を整へ書院に於て饗応あり、于時鍬田万五郎と云近習の小冠者十八歳なりしが配膳を勤ける間に放屁する事両度に及ぶ邦胤大に怒眼を苛らけ辱しめて叱られしかば万五郎其坐の中央に跪き卒爾の失錯は庸常有ぬべき事なるに洵る晴なる坐中にて如斯觀面に辱しめを蒙条情なき仕合也と憚処なく申ける故、邦胤弥堪へ蹶倒て短刀に手を掛られしを側より引立て退去なし、列座の士大将等兎角云宥て兼、懸椎津主水正に召預差置しか元より微若の者故差異を弁るに不及不覺の答に至る条其咎を赦免有へき旨連々各佗しけるまゝ閏五月中旬勘氣を許され出勤して姑くは居たりけるか最初の首尾無念に思詰て折有は鬱憤を散すべしと二六時中隙を伺し程に七月四日の夜半許竟に邦胤の寢所へ忍入二刀刺て逃出けり、千葉介起挙り憎き小世倅が為所哉と只一声申されしを次の間に臥し居たりし宿直の者共聞付て走入て見侍れば邦胤朱になり鍬田めを不脱討捕と漸くに云捨て事されたり、家士等仰天して八方へ手分をなし搜索れとも見へさりけり、鍬田は夜中の事なれば城門は閉たり、暗さは暗し、洩出方なき儘に物陰にかくれ居暁天に至り扉をのり逃去菊間台まで落行しか討手の人数前途に満中々に遁るへき様なかりければ林の蒼へ分入腹搔切失になけり、邦胤の息男千鶴丸僅に六歳の儀なれば譜代の家人等相議して先以て南方へ注進し氏政父子の旨を伺ければ千葉佐倉は諸方の敵地に迫り枢要の所也とて臼井の城主原式部少輔胤成を佐倉に移入軍代とし、千鶴丸をは小田原へ招きて家臣のもの人質とせらる、後に新介重胤と号せしは是なり、老臣設楽左衛門尉相從て南方へ赴介抱して居たりける、千鶴丸の姉十二歳にて有しを是も氏直の下知として其年の十一月総州加島と云処へ新に屋形を補理し移されたり、中村雅楽介女佐の臣と成て養育の功をそ励みける云々、」

二、古戦録（卷之十四千葉家氏神の事）「抑千葉、上総、相馬家は先祖より以来星の宮と号し、妙見大菩薩を以て氏神とす或は是を北方玄武の神共云へり、其尊像を申さば或は童形、或は甲冑を帯び、河伯帯を佩、弓手に宝珠を捧げ、馬手に雄劍を提げ、白蛇を腰に纏へ、靈龜を脚に踏へ、七星を以て円光とし或は七曜を手握れり、是即北斗七星の垂迹、弓箭守護の仏天也、七仏所説神呪經に「我是北辰菩薩名て曰妙見処閻浮提衆星中最勝たり神仙中の仙、菩薩の大將」と説しとかや、道家に於ては靈符の本尊とし降真香を焼村葉梅花を供て富貴延命を禱り、僧家に於ては七面明神と崇めて、法華擁護の伽藍神とす、昔東都の鬼王と詢へし平親王將門事有に臨ては七人の形体を現しけると国俗の云伝しも偏に此天部の神靈応とぞ聞へし、妙見御本誓の歌とて

月星を手に取からに此家の榮へん事は恒河砂の数、

件の故を以て当家幕の紋に月に星或七星或は七曜を用ひ来れり、さればにや千葉家の総領正統に為る者の身体の中に、月星の疣形ある事累代の規模として良に奇異の一端也、然るに邦胤の祖父 利胤弘治三年八月三（セイ）三十歳にて卒去、男子二人長男胤富は仁慈の生得と雖も疣形なかりし故家臣等胥議り公津の城へ移し、次男の親胤に疣形あるを以て家督に定めたりしが、親胤の稟賦暴虚にして永く社稷の保護あるべしとも見へざりしまゝ、天正七年五月四日潜に是を殺して胤富を宗嗣に立たり、爰に於て親胤最期の悪念怨霊となり時々現れて崇をなし、竟に胤富も早世せられ邦胤も邪狂の疾有、今度の横死も本とする処短慮より事起

り悪霊力を合せたる也と其比家中の面々は一般に沙汰しあへり

三、房総治乱記云先房州には上総国根小屋城主正木大膳亮十二万石勝浦城主正木左近大夫（關齋の子族）小浜城主には鑓田美濃守、丁南城には武田兵部少輔（甲州の族下勝頼滅亡の後、北条へも里見えも不随自立す）宍北城には鶴見甲斐守以下と戦、又下総国には千葉城に千葉新介都胤（号栗飯原文四郎）（都胤は邦胤の誤）上総一ノ宮には正木笈之助、此外八幡城、長志城、鞠谷城、是皆敵対して合戦す、里見方、甲州方、北条方生実御所方、勝見御所方（是は今蒔田左兵衛の先祖）上総、下総、安房三箇の國中四つ五つに分れて合戦止時なし、其中に万喜千葉のみ北条方にて諸方の敵と戦へ共降らず、勇気を振て居たりしに、千葉都胤は何人の為に弑らる、故は去る天正十三乙酉五月朔日小姓桑田万五郎配膳の時、過ち有事両度、千葉大に叱す時に桑田返言を吐く、千葉嗔て蹴倒す、其後万五郎千葉が寝所へ忍入て二刀奪て逐電す、千葉未だ死せざりしかば子細を尋る桑田が所為と云、仍家臣中村雅楽之助設楽左衛門尉等下知にて人手分て追手を遣し、菊間台にて、追作草苧村にて討殺す、時に万五郎二十一歳也、千葉は色々療治しけれども不叶して同七月五日朝死去す、子息幼稚なるによりて北条へ申ければ氏政氏直の下知にて其後千葉介は小田原より持つ、都胤が男も新介と号して彼城に居め家臣等後見す、同年十一月二十一日より鹿島を取立造営して五日の内に内外遷宮あり、都胤の息女十二歳に成けるを鹿嶋にをき、二歳の男子新介をば証人として小田原に遣、設楽左衛門小田原に居て新助を養育す、中村楽介常頭は鹿島に居て千葉介が家人を鹿島と千葉に置いて諸方の敵と戦ける、

### 第三十四世 重胤

重胤は初名千鶴丸父職を襲ぎ千葉介と称す、此の時に当り、豊臣秀吉の威天下を風靡す、然るに北条氏累世の富強を恃み敢て従はず遂に秀吉大軍を率ゐて小田原を征す、重胤尚ほ幼なるを以て家臣原式部少輔胤成これを輔け兵一万余を率て小田原城に入り湯本口を守りしが七月六日城陥り北条氏の滅亡するに及び徳川家康の救解により重胤僅に死を免れしと雖も挙族皆地を失ひて流落し寛永十年六月終に病んで江戸に死す年五十二、重胤子なし、是に至りて千葉氏の宗家竟断絶せり、

重胤二弟あり俊胤、正道と云ふ、

俊胤は森山城主栗飯原光胤の後を継ぎ栗飯原孫平と称す、小田原没落後下総に蟄居せしが慶長十年江戸に出で浅草鳥越社の祠官となり姓名を改め鏑木式部と号すと云ふ、正道は常陸の人門井某の嗣となり門井弥四郎と号すと云ふ、

- 一、総葉概録云、重胤の母東、後に台徳大樹の御台に奉仕せしを以重胤幕下の勤仕を請へども終に聴されず其死に臨て家系図譜を旧臣鏑木備後が孫才三郎に譲り与ふ翌年才三郎人と闘て死す後嗣なきを以て件の記録等誰が手に落るや否を不詳と云
- 二、大系図云、及大権現家康公治天下、時使重胤之母名東奉仕于（慶長中年）台徳院殿、蒙御台所之眷遇、重胤常州完戸、賜悉地少許有故辞之、御台所時々賜衣服白銀、数矣、猶命本多佐渡守正信土井大炊助利勝、達台聴以欲与領地之御旨あり不幸御台所薨逝、且台徳院殿亦薨御大猷院殿命松平伊豆守信綱賜屋地於母東、自是東退営中、重胤失素心、云々、
- 三、全書（卷之十四、千葉介邦胤横死附常家宿老等の事）云、千葉の家に四宿老と云は、原、

円城寺、木内、鐮木是なり、円城寺は武州石浜の千葉に属て、総州を離散し、其後は三家老となる中にも原は小金の高城孫次郎胤則、土気の酒井伯耆守康治、東金の酒井左衛門佐重光を手を属けたり此故関東にて下の上に優る譬に「千葉は千騎原は万騎の大將」ども「千葉に原、原に高城、両酒井」とも里俗の常談なりしとぞ、天正十八年、小田原陣の時、千葉家も没落せしに、原式部少輔が忤、主水佐微若なりしを、江戸御旗本に召出されしが、天主教の宗門を信仰するに依て、慶長十九年の秋刑罰に処せられ、其家断絶、

四、古戦録云（卷之十九、千葉結城多賀谷始末事）千葉介重胤は幼少に付て家臣等佐倉城を抱ゆる事あたはず本多忠勝酒井家次に明渡しける、故累代の本領を離れて逐電しけるが大神君関東御入国の後、総州筋の案内者に用ひらるべき賢慮を以彼旧臣海上三吉押田庄吉並に臼井の原式部少輔胤成が子主水佑東金の酒井左右衛門佐重光が子金三郎を御旗本に召出され汝等が本主千葉家には正統の子孫なきかと御尋有しに押田思案を廻らし、先年邦胤の家人上方は主用有て登りける時、大神君の御使者上洛するとて旅中にて出会う論して千葉介家人以外の外なる狼藉したりし事有し故若又此義を思し召出され御遺恨を果さるべき御存念にもやと心得違へて邦胤年若く横死に付て令嗣なし女子一人北条氏康（氏直の説）の息女の腹にて在しよし達聴しければさしもの高家断絶の事便なき義なりと被仰、件の女子に扶助料を下賜り重胤は永く牢浪したりける、是併押田海上か私に賢慮を搦て申しなせしによる所なり、誠に忠の不忠と成し気数の命こそ怯けれ、

五、房総治乱記云、天正十八年庚寅年正月十九日正木大膳俄に大軍を起し、万喜城を攻ん連、夜中に兵を發す云々同年七月十一日小田原の北条氏政、氏直、秀吉の為に滅亡し、東八州を家康公へ授けらる、仍御仕置の為に本多中務大輔忠勝、平岩主計頭親吉、鳥居右衛門元忠等数万を差向られ、安房、上総、下総、常陸四ヶ国の城主等各和睦して今迄こそ敵味方と隔つれ、今度は互に助け合て上方衆の軍の模様をも一見し、東国武士の弓矢の強弱をも試んとし各気を鎮て待懸たり、去程に三大将列を調べて下総に至りぬと云程こそあれ、吾先にと城を出て散々に落行ける、佐倉、東金、土気、土浦、相馬、鹿島、八幡、千葉、生実、国府台、根古屋、万喜、小浜、勝浦、矢竹、高野、丁南、丁北、伊南、伊北、鶴城、亀城、一宮、久留利以下四十八ヶ所城皆明城と成て城主は所々に逃走す、三将是に居て國中を巡視す、土民是を家康公の御威光に一日の中には五十の城落ると云、

### 第三 武蔵千葉氏

享徳四年千葉胤直の難に遭ふや、弟賢胤従て之に死す、賢胤の子実胤、自胤及円城寺左馬助等武蔵に走り上杉氏に依る、將軍義政乃ち実胤に命して千葉氏の後と為し市川城に居らしめ以て千葉を因らしむこれを武蔵千葉氏の祖となす、然而実胤以来勢力微弱にして且其事跡また寥々として記載備はらず、今暫く事迹の概要を叙し以て異日の研資となす

千葉実胤 賢胤の長子なり、康正元年（享徳四、改元）上杉氏に頼り市川城に自立し千葉介と称す、二年足利成氏兵を發して来り攻む、城遂に陥り、実胤武蔵石浜（東京市浅草区、即ち浅草寺ノ北、真土山、今戸、橋場一帯ノ惣名也）に走り、自胤は全国赤塚（北豊島郡赤塚村練馬ノ北ニアリ）に走る、尋て実胤遁れて美濃に往き竟に退隠し自胤後を承く、

自胤 千葉介と称し、赤塚より石浜に移る、文明年間太田道灌屡自胤を助け二総を侵掠す、自胤



臼井城を畧し、勢稍盛なりしが後道灌讒に遭ひて死し、上杉氏の兵勢日に衰ふに及び自胤倚を失ひ竟に志を得ずして卒す、子守胤嗣ぐ

守胤 中務丞と称す、母は上杉氏、其事跡詳ならず弘治三年卒すと云、子胤利嗣ぐ

胤利 次郎と称す、初め上杉朝興に属し後、北条氏康に降る、子胤宗あり

胤宗 次郎と称す、天正元年北条氏政関宿城を攻む、胤宗之に従ひ塹を越え城に逼り丸に中りて死す、胤宗一女あり氏政、北条綱成の子氏繁を配し其後と為さしむ、氏繁名を胤村と改む

胤村 既に立つ、家臣須藤某故ありて千葉の旧臣木内上野介の家人宇月内蔵介を殺す、氏政これを聞き、胤村共謀に与ると為し怒て其地を奪す武蔵千葉氏茲に亡ぶ、盖し此時千葉邦胤、氏政の子氏直の女を娶り、両家方に相緝睦せり故に此挙に及ぶと云ふ、

〈系図略〉

一新風土記云（地名辞書所引）安積寛の説に浅草観音堂の北なる金竜山は即石浜の城蹟の形ばかり残りたる者なりといへり、されど今其旧跡詳ならず且始て築し年代を記せしものなし云々

二古戦録云（卷之十、千葉次郎胤宗始末の事）扱も此度の築田陣に討死したりし千葉次郎胤宗と申すは武蔵国豊嶋の郡石浜の城主、次郎胤利か子なり、曩祖千葉介常胤の十四世五郎宣胤享徳四年八月十二日十二歳にて早世し家中の面々抛を失ふにけり、此弊にのりて五代以前千葉大炊胤満胤の庶長子陸奥守康胤総州馬加の城に在りしか異母弟次郎惟胤と家督争ひ当家譜代の所従二ツに分れて既に一戦に及び康胤打勝て竟に総領を保てり是に依て宿老円城寺左馬介惟胤を伴ひ本国を離散して武州江戸城に赴き太田道灌に爾々の由を告て庇陰を頼ければ道灌渠か高家にして微力せらるを憐み石浜の砦を授て是を守しめ連々総州の城を略して本居なさしむへき造意たりしに惟胤武の誉あつて太田か助援を受折々印旛匠瑳両郡の内へ出勢して功を顕はすか故持資大に悦ひ軍扇を与へけるに折ふし花洛の万里翁関東滞留の砌にて其席に在りしか道灌の所望に応して一絶を賦す、

雪月碧湖（湘）烟雨後、浄歌鍾声送飛鴻

片帆千里賣花市、上下摠販君幄中

其後年を経て道灌相州糟谷の館にて誅せられ、息男源六郎資康上州平井へ奔て山内の上杉頼定に属しける、故惟胤総州還住の宿志も遂げ難く、身まかりければ遺骸を石浜の禅林摠販寺に葬る、今以て古墳見在し千葉の塚と号すと云へり、其子次郎胤利姑く上杉朝興に仕へけるか是も又南方の為に逐れて江戸の城を退去ありし程に胤利氏康の□下に従ひ石浜近辺の所領を安堵し、今の胤宗に譲れり、此度胤宗討死し令嗣なかりしまゝ、氏政哀惜甚しく北条常陸介氏繁の三男を渠か幼少の女子一人ありしに娶はせ、千葉次郎胤村と名謁せ遺跡相続なさしめられしか幾ほともなく夫婦共に夭亡して竟に断絶したりけり、

三地名辞書云、新記云、赤塚村、泉福寺、暦応三年の鐘銘に豊嶋郡赤塚と載せ、其後郷名にも唱へし事は応安元年の文書を証とすべし、鎌倉大草紙、康正二年千葉自胤武州赤塚に移る云々、又北条役帳に「八十貫文、江戸赤塚六村、千葉殿」と見ゆ、此六村は今の上下赤塚、徳丸、脇村、四ツ葉、成増なり、下赤塚村松月院の門前に塚あり、土人土跡と唱へ、塚土に伊勢白山を祀る、近き頃までも鳥居に赤塚と記せる古額ありしなど云へば、此塚ぞ村名の因て起れるものにやと云へり（中略）松月院、禅宗、曹洞宗、寺領四十石、は天正十九年御朱印を賜へり、開山曇英慧翁、永正元年寂す、開基千葉介自秀、法名松月院南州玄参、境内に其墓あれど、後年

建しものなるべし、其自秀と云へるは、千葉系図等に所見なし恐くは自胤の誤ならん、千葉氏の城址は村の西北にあり、荒川の水涯十四町を隔て、今は堀のみ残り、山林、白田となれり、城山と呼ぶ、鎌倉大草紙に「千葉介実胤市川の城に楯籠り、成氏と数度合戦して康正二年正月十九日没落し、実胤武州石浜へ落行、自胤武州赤塚へ移る、両総州の兵とも大半成氏へ降参す、」と見ゆ、是より世々千葉氏居住し小田原役帳にも当所千葉氏の所領たりし事を載す、其廢城となるは天正十八年の頃なるべし」

#### 第四 千葉氏の支流

千葉氏は始祖高望王以来代々両総房常の守介に任ぜられ、子孫相承くること凡そ四十世約七百歳、世々関東の名族にして覇府の元老たり、是を以て支族繁衍、系譜載する所無量一百八十余家、独り二総の間のみならず、遠く奥羽筑紫より甲野武相美濃等の諸国に散処するに至れり、初三浦、土肥、畠山、大庭、梶原、長尾等の坂東八平氏は良文より出で各、一家を成し、次に秩父、河越、稲毛、葛西、中村、土屋等は忠頼より、山辺氏は忠常より、埴生氏は常将より出で別に一家をなせり、而して常長に至つては益々盛にして、嫡子常兼家督を相続するの外十人の同胞各地に分散して栗飯原、千田、原、金原、相馬、佐賀、衣山、多谷、安西、大蔵、渋江、古志賀谷等の諸家となり、常兼の六子は長男千葉介常重、次男上総介常冢、三男臼井三郎常康、四男匝瑳八郎常広、五男海上与市常衛、六男椎名六郎胤光の如く地方の郡司又は郷司に分対し、以て宗家を助けしむ、これを常兼の六党と称す、孫の常胤源右府の与るに当り、風雲に際会し、故資に依りて勲勞を積み、覇府の元老となり終始功名を保全し子孫益々繁育す、後その五子を各地に分封世にこれを宗家と併せて千葉の六党と為す、是より以後胤政の八党、満胤の五子等子孫益々盛なれども後年尤発展し最大を為せしは実に常胤の六党なりとす、其他の支庶も各地に分拠し、地名を以て氏となし、本支共に昌ゆ、天正の役時の否運に属し、宗家祀を絶つに至りしと雖も、幸に江戸幕府の世諸侯に列し、其家今に於て連綿たる者此の六党中より相馬氏及び東氏の両家を出すに至れり、千葉氏の遺沢また遠しと謂つべし、左に千葉氏一族一百八十余家の姓氏一覧表を掲げ、以て如何に千葉氏の族類が多方面に繁衍せしかを示さん

千葉	相馬	村岡	豊田	東条	谷	常葉	大生	立原
芥沢	長田	御厨	北条	馬場	行方	鹿嶋	島崎	大戸
宮崎	門井	先生	梶原	津久井	和田	葦原	海道	小栗
真壁	天神	麻生	用慈	沼尾	加茂	鎌田	大庭	芦名
大多和	栗飯原	多気	吉田	石河	山本	畑田	大串	中居
平	三浦	長尾	中山	多々良	長井	中村	秩父	長野
伯耆	鴨根	安西	大蔵	栢間	久毛	須久毛	伊北	杜
山辺	葛西	江戸	稲毛	村上	原	周防	渋江	八条
栢崎	小董	周東	佐原	土肥	小山田	葛貫	小沢	野与
金原	衣山	箕勺	里浜	神倉	伊西	周西	畠山	土屋
高山	河越	榛毛	埴生	佐賀	多谷	鬼窪	大畑	古志賀
伊東	伊南	疋南	佐是	金田	鷲尾	椎名	井土野	小見
福岡	千田	東	立沢	寺尾	矢本	印東	加々美	鐺木

飯高	醍醐	宮和田	飯倉	大浦	武石	境	平田	遠山方
田部多	大内	大内	天羽	臼井	湯浅	椎津	松山	長岡
小田辺	大須賀	神崎	中沢	白井	奈古谷	濶野	角田	匝瑳
海上	野手	山桑	太田	柴崎	国分	三谷	辺田	戸張
松沢	関戸	矢作	風早	油田	坂戸	南城	遠藤	成東
賦馬	大戸川	木内	田部	石出	野田	大戸	高上	下総
蕪木	小松	土岐	椎崎	村田	松本	虫幡	円城寺	和田
亘理	公津							

以上百八十五姓、拠千葉大系図

## 第五 千葉六党

相馬氏 常胤の第二子師常、族相馬師国の嗣と為り相馬小次郎と称し、下総相馬郡に居る、父に従ひ数々軍功あり、左衛門尉に任せらる、文治五年奥州役の功により奥州行方郡を給せらる、六代胤村に至り嫡子胤氏に相馬郡を第五子師胤に行方郡を与ふ、相馬氏はより下総陸奥の二流となる、而下総相馬氏の後は詳ならず、陸奥相馬氏は師胤の長子重胤元享三年行方郡太田に居り後小高に移る、建武二年北畠顕家に従ひ鎌倉を攻め法華堂に戦死す、重胤の孫胤頼治部少輔讚岐守と称す、宇多郡を併す、六代を経て盛胤に至り全郡中村城に居り弾正少弼に任じ六万石を食む、慶長六年卒す、盛胤の子義胤関原役に西軍に応じ領土を没牧せられしが慶長九年に至り旧封を賜り子孫封を襲ぎ以て明治維新に至れり、

〈系図略〉

千葉どのゝ

狩屋引きたり

枯尾花 蕪村

若菜つむ

人さへ見へず

千葉やしき 成美

〈挿絵略〉

- 一、地名辞書云、中村は其北一里余にして仙台領に至るべく、田野阻障なく、敵国と相接比す、彼れ黒木、駒峯等本より宇多郡内の郷村なれど天正十七年伊達氏に侵略せられ爾後相馬氏これを回復するの機なくして、此に及べり、相馬氏の中村に居れる即臨戦敵境を圧する意にして古人攻守の略を想ふに起る、
- 二、甲子夜話云、相馬家は伊達氏仙台領の堺に墓所あり、戦争の時、此山を一人も越せぬ様に守るべしと先祖の遺訓にて、代々の葬地にせらるゝ由に候、伊達の相馬と島津の伊東と何も大身なる人を敵に取りて太平の時もその危を忘れざるよしに候
- 三、藩翰譜云、師常子義胤、称太郎、至末孫綱胤并領陸奥行方郡、綱胤八世孫治部少輔重胤時失本領下総地独領行方郡（旧事考）

武石氏 常胤の第三子胤盛、千葉郡武石に居り、武石三郎と称す（武石今幕張町に入る）元暦元年源範頼に従ひ木曾義仲の将今井兼平と栗津に戦ふ子胤重平生善く病む、是を以て数々役に供す

る能はず、其子胤氏千葉胤綱の女を娶り子宗胤あり、宗胤陸奥に居る、其子胤継宇多、伊具、互理三郡を食む元弘元年卒ず三子あり、長は胤員鎌倉に於て家臣に弑せらる、次は高広、延元三年北畠顕家に従ひ和泉に戦死す、季は胤道五郎と称し但馬守に任ず高広の子広胤の左衛門尉に任ず互理氏と称す七代を経て宗隆に至り外孫伊達元宗(伊達植宗の子母即宗隆の女)を養て嗣となす、弘治二年卒す、元宗後遠田郡湧谷に移り伊達氏の世臣となる、

一、旧事考云胤盛、東鑑諸家大系図作胤成、今従鐮木本、田所本、松蘿館本、千葉系図

二、地理志科云、東鑑有武石胤成、即千葉常胤第三子、属源頼朝有功、其三会寺有永仁二年碑、高九尺余、盖武石氏物云

三、旧事考云、武石村真蔵院碑、表曰「右為先妣聖靈、出離生死、証大菩提也、永仁第二曆季二十之天、」裏曰「施主常胤」、按碑背四字、後人蛇足、識者宜甄別、

大須賀氏 常胤の第四子胤信、香取郡大須賀に居り、大須賀四郎とす称(大須賀は中世の庄名にして今は大須賀、本大須賀の二村に分る)建暦三年和田義盛の乱に戦功あり、甲斐井上の庄を加賜せらる、五子あり通信、胤秀、胤村、重信、範胤と云ふ、通信嗣ぐ

胤秀(千葉支流系図に胤季に作る)多部田二郎と称す

胤村荒見小四郎と称す

重信、奈古谷七郎と称す、宝治元年三浦泰村に党し法華堂に自殺す

範胤、成毛八郎と称す、三浦泰村に党し、敗れて下野に遁れ宇都宮頼綱に依る、君島郷に居る、因で氏を君嶋と改む、

通信、太郎と称す、左衛門尉に任ず建保建長の間数々随兵と為る、七子あり胤房、胤氏、師氏、時通、信康、為信、景氏と云ふ、胤氏嗣ぐ

胤氏、次郎と称す、従五位下左衛門尉に任ず、宝治元年三浦泰村の乱に鎌倉の命を受け上総権介秀胤を討て功あり、子朝氏嗣ぐ

朝氏の後時朝、宗朝、宗時、宗信父子相承け憲宗に到る、憲宗左馬助に任ず、元弘二年執権高時の令に従ひ千葉貞胤に属し赤坂城を攻む、子宗正あり

宗正、左馬助に任ず、正平(北朝貞治)年間千葉満胤年幼なるを以て宗正為にこれを輔佐す、子憲康あり

憲康、左馬助に任ず、応永二十三年上杉禪秀の乱に千葉胤直に属して戦へり、子常安あり

常安、尾張守に任ず、其後を詳にせず

旧事考云、一本系図云、宗正子宗幸、称左馬介、其子朝信左衛門尉、後直朝、則安常康、朝宗、共左馬介、常正、政常、政朝、常安共尾張守、至弥六郎政氏、家亡

〈系図略〉

一、地理志料云、松子即駅之転、大須賀城在此、廢城考曰、天正十八年陥、盖千葉常胤子胤信、始城于此、称大須賀四郎、領香取郡以功加賜陸奥及甲斐地、後徙居助崎城、其族有田部多、荒見、成毛諸氏(松子、今本大須賀村に入る)

二、佐倉風土記云、助崎城址、名古屋村、千葉常胤四子胤信、居大須賀、称大須賀四郎、後退老於此、而称信濃守、其子孫二十葉居之、東国戦記、有助崎、城主大須賀信濃守信景焉、天正十八年与千葉氏共滅、城廢焉、墨有旧新二址(名古屋、今小御門村に入る)

国分氏 常胤の第五子胤通、初葛飾郡国分に居り国分五郎と称す(国分、今国分村に入る)文治

五年奥州役に功あり、奥州宮城郡国分郷を賜はり移住し、子孫彼の地の名族となれり又下総に留まりて香取郡の矢作、大戸、松沢、村田、府馬の諸氏と為る

〈系図略〉

一、東鑑云、治承四年九月十七日武衛不待広常参入、令向下総国給、千葉介常胤、相具子息太郎胤正次郎師常（号相馬）三郎胤成（武石）四郎胤信（大須賀）五郎胤道（国分）六郎大夫胤頼（東）嫡孫小太郎成胤等参会于下総国府、従軍及三百余也

二、地理志料云、今有国府台村、地勢高敞、伝言、国府遺趾、按図、亘真間、国分、須和田、市川、平田、八幡、古八幡、菅野、宮久保、曾谷、貝塚、柏井、中沢、大野、稲越、大橋、栗山、矢切諸邑、盖其域也（中畧）千葉系図有国分胤通、平田胤俊、中沢胤直、皆以地為氏、源頼朝之平陸奥賜宮城郡于胤通、補陸奥留守所、今仙台城即其治所也、胤俊後居出羽、其裔篤胤以国学名、今上贈正四位以褒賞之

三、全書云、千葉大系図、国分胤通居香取郡本矢作城、其子常義、称矢作領主、曾孫泰胤、称矢作総領、城在大崎村、天正中陥、亦抛郷司故資也、其族有村田、大戸、大戸川、松沢、府馬諸氏（本矢作、大崎共に今香取郡香西村に入る）

四、奥相秘鑑云、千葉介常胤か五男、国分五郎胤通は下総葛飾郡国分に住す、胤通、文治の抽賞に奥州宮城郡国分郷を賜り移住す、○永慶軍記云、宮城の城主国分能登守盛氏は千葉介常胤の五男、五郎胤通、始て陸奥の宮城、黒川、名取の三郡を領し、国分に居住して、今盛氏迄子孫永く続けり、盛氏の妹は天童治部少輔頼貞に嫁し、其子甲斐守頼澄、羽州最上の一城主なり、○野史云、伊達晴宗娶岩城常隆女産数子、長曰宜隆、継岩城氏、次曰輝宗、次其称宮内少輔、次曰盛重幼名宗重字彦九郎、継国分盛氏後、称参河守為国分城主、国分氏者平氏、千葉介常胤五男胤通、初領宮城黒川名取三郡居国分、子孫因以為族（地名辞書）

五、地名辞書云、国分城址、今小泉の若林古城と唱へらるゝ者歟、国分氏は一時遷りて千代城（青葉山）にも居り、野手口山（茂崎）にも居りしと云ふ、其詳を知らず

東氏 常胤の第六子胤頼、海上郡東の荘に居り東六郎大夫と称す（東荘は一に橘庄又は海上庄とも称す、城址は今香取郡森山村にあり）少うして京師にあり、操持端正、上西門院に仕へ従五位下に叙せらる、神護寺僧文覚と善し共に源頼朝に勧め兵を起さしむ、治承四年頼朝の使千葉に至るに及び胤頼父常胤を説き之に応ぜしむ頼朝深くこれを徳とし眷遇最も渥し、文治五年奥州の役父に従ひて功あり、子重胤其子胤行皆歌を善くす、胤行の弟胤朝次郎と称す、下総守に任す（千葉支流紅図）香取郡木内庄に居り木内を以て氏と為す、承久の役、功あり但馬磯部庄淡路由良庄を加賜せらる

胤行、従五位下に叙し中務丞に任ず、薙髮して素暹と号す其歌載て続後撰集にあり

袖にのみつゝむ習とおもひしに、人めをもるゝ涙なりけり

住馴れし都を何と別れけむ、うきはいづくも我身なりけり

宝治中將軍頼嗣特に命して問状教書を掌らしむ、千葉氏世々武を以て顕はる、唯胤行兼て吏事に通曉す、因て此の命あり寛元五年族大須賀胤氏と上総権介秀胤を討てこれを平ぐ、承久三年宇治の戦に功あり、美濃郡上の地を受く、数子あり嫡を泰行、第四子を義行と云ふ

泰行は図書助と称す、下総東氏の祖となる、八世孫を胤家と云ふ、其子胤義、其子胤久其子胤重と云ふ、胤重の時東氏退転し、其子勝繁は鹿嶋当禰宜の家を嗣ぐ

義行は美濃東氏の祖たり、其子行氏亦和歌を善くす其歌載せて続拾遺集にあり

かへりみる後にかさなる山のはの、とをき雲井や都成らん

行氏の後、時常、常顕、師氏、胤綱父子相承け篠脇に居る、胤綱三子あり、氏数、常庵、常縁と云ふ

常縁文明の初、郡上城（近世八幡城と云ふ）を築き之に居る、最も和歌を善くす、康正元年宗家千葉胤直其臣原胤房に弑せられ下総大に乱る、常縁將軍義政の命を受けて東下し千葉康胤、原胤房等と戦ふこと十四年、応仁二年に至り山名宗全の党美濃人斎藤妙椿（土岐氏の長臣斎藤利藤常縁の不在に乗じ兵を出して郡上城を奪ふ、常縁東の荘に在り歌を作りこれを哀む、曰く

あるがうちにかゝる世をしも見たりけん、人のむかしの猶も恋しき

妙椿これを覽て感じ遂に其侵地を還す、常縁美濃に帰り郡上城に居る、是より世務に預らず、一意吟咏自ら娛む、時に争乱相尋き世に歌学に通する者無し、独り常縁能く古今集の奥旨を究む、是に於て足利義教常縁を京師に召し和歌の奥秘を問ふ、準后近衛政家、右大臣三条公敦以下公卿質を委し業を受く後僧宗祇また其教を受く所謂古今伝授なるもの茲より始まる

常縁の後頼数、元胤、常知を経て氏胤に至る、氏胤の曾孫常綱下総須賀山城（今香取郡笹川村に入る）に居る、宗家千葉利胤其子胤富を此に置き以て常陸の衝に当らしめんとす常綱肯んせず是に於て利胤常綱を逐ふ、常綱遂に流落すと云ふ

常慶、元胤の子、下野守に任ず、初め野田左近大夫と称す、男なし、族遠藤盛数を養ひ其女に配せしむ、因て遠藤氏と称す（盛数は氏胤の子盛胤の孫なり）其子左馬助慶隆天正中豊臣氏より加茂郡小原へ移され、稲葉右京亮貞通代て郡上城主となる、関原役貞通西軍に応じ、犬山城を守る、慶隆東軍に応じ兵を起して郡上を襲ふ、既にして稲葉氏又東軍に帰附し戦後豊後へ移され遠藤氏再び郡上に封せられたり、元禄年中に至り其裔近江三上に移封一万二千石を食む慶応三年更に和泉吉見へ移封、明治の初姓を東氏に復し相馬氏と共に華族に列せらる

〈系図略〉

- 一、地理志料云、東鑑、文治二年条、下総国橘荘、二位大納言領、二位言四条隆房也、文永二年香取造宮文書、橘文書橘荘作料米百石、銚子円福寺文書、橘荘一号東荘千葉系図、常胤第六子胤頼領東荘三十六郷、因東氏、族類繁衍、旧事考曰、岡飯田城又称橘城、伝言、東胤頼所築、累世居此、天正十八年陥、田部西有雲寺、又呼橘寺、建長中平胤俊所建、有堰儲水、謂之橘堰、是皆郷名之遺也
- 二、全書云、東鑑、文治二年条「下総国木内荘、二位大納言領、二位四条隆房也、文永二年香取造宮文書、木内荘、作料米百石、地頭木内下総前司胤朝、究濟之」「千葉大系図、東胤頼子胤朝領、木内荘、因氏焉、承久之役、以功加賜但馬磯部荘、淡路由良荘」、里見代代記「下総有木内殿、為一方勅敵、義成乃奉小弓公而討之」、「寺社分限帳、木内明神、神田七石、永徳四年香取文書、木内神田若干、当時隸干香取神宮」
- 三、大草紙云、東下野守常縁は千葉退治の検探として、下総国に下向し、康正元年より東の庄に居住して所々の合戦に打勝、京都の御感にあつまりける所に京都に大乱起り、常縁が美濃国郡上の城を山名方より打入て、応仁二年九月に攻落され同国住人斎藤持是院法院妙椿と云人悉押領しける、常縁関東にて是を聞、此所は常縁が先祖中務入道素暹承久二年に初て拝領の旧地なり、代々十世に及びて終に他人は知行せさりけるを我代に至りて思の外に箇様に成

行ける事無念といふも愚なり、其折しも亡父式部入道素明が為に追善の法事を営み僧を供養しけるが、代々和歌をたしなむ家なればかくれもひつゝける

あるがうちにかゝる世をしもみたりけん人のむかしの猶もこひしき

(中略) 斎藤妙椿伝聞て、常縁はもとより和歌の友人なり、今関東に居住して、本領かく成行事いかにいかにに本意なき事におもひ給ふらむ、我も久しく此の道の数寄なれば、いかで情なき振舞をなさんや常縁歌をよみて送り給はば所領もとの如くに返しなむと申入れければ、常縁もとより達者にて十首の歌をぞ美濃国へぞ送りける、妙椿よりかく申かはしける由上聞に達しければ御免許あり、下総国に子息縁数をとゞめ四月上洛して、五月妙椿に対面して本領を請取打入ける、」

四、地理志料云、按東鑑、東胤頼少在京師、与神護寺僧文覚善、共勸源頼朝起兵、及檄至千葉、乃説父常胤応之、頼朝深徳之、眷遇最優、子重胤、其子胤行、皆善国雅、為実朝所親、宝治中頼嗣特命胤行、掌問状教書、常胤子孫世以武頭、惟胤行兼吏事、因有此命、千葉氏補文職、盖是為始、子孫世修其業、多在京都、至常縁、遂焉近古歌学祖、所謂古今集伝授者昉乎常縁矣、東氏、承久以後兼知美濃郡上邑、自是分為二家、一居東莊天正中城陷、走鹿嶋為祠官、常縁裔、居美濃至常慶無子、養遠藤盛数为嗣、因称遠藤氏、世為近江三上城主、昭代初復東氏、斑華族、

### 第三編 千葉氏の遺蹟

#### 第一 千葉氏の墳墓

中世千葉氏の盛なるや常胤以前に分派せし三浦、鎌倉、大庭、長尾、秩父、葛西、外数十氏を除くも猶、九州に二系、武蔵に一系常胤の六統より一百八十余姓に至る支族の七百余年間に亘る墳墓は今に及び悉くその群を知るを得ずと雖も今その著名なるものを記せんに

#### △千葉氏宗家の部

△千葉氏累代の墓は千葉町院内なる真義真言宗豊山派に属する大日寺境内に在り、墓石の并べるもの凡て十六基、中に尤も大なるは中央にあり、是千葉介常胤の墓にして常重常兼及其他胤政以下胤将に至る、然れども皆多年の風雨星霜を経たるを以て墓碑徒らに散乱荒廢し、一見その何人の碑なるかをしるべからず、特に近年に至つては、香華を手向くる人も少く倍々荒廢に赴きつゝあり

常兼	観宥星浄院	常重	善応宥日	常胤	涼山円浄院	胤政	隆崇院西岸慶宥院
成胤	英光院、遠山紅雲院	胤綱	安養院浄山修善院	時胤	清陽院大応徳寿院		
頼胤	光明院、常善法雲院	胤宗	正覚院常山了泉院	貞胤	法善弥阿弥陀仏		
氏胤	浄山其善阿弥陀仏	満胤	常山意阿弥陀仏	兼胤	喜山眼法阿弥陀仏		
胤直	相応寺臨阿弥陀仏	胤宣	照山其阿弥陀仏	胤将	高山巖円阿弥陀仏		

右十六代の石塔千葉大日寺に在り」総葉概録

一、一書云、千葉より一里半園生村（今都賀村に入る）石堂の作に十六代千葉代々の石塔ありしを大日堂にひきたり

二、地名辞書云、大日寺、千葉町に在り、旧説「仁生法師、奉勅、天平宝字元年開基」などいへり、寺中に千葉太夫常兼より胤将に至る十六代の墓あり、云々

三、千葉大系図云、常胤、正治三年辛酉三月二四日卒、年八十三、葬于下総国千葉山千葉山は都賀村園生にあり、松林中に土塚十一基あり、石堂の作と称する地は都賀村園生陸軍射場の背にあり、土塚十五基あり、内一基は中央の前方に離れて存ず按するに、常胤の葬地は園生の千葉山か或は千葉山海隣寺（当時馬加にあり）か尚考ふべきなり、

#### △胤直の墓

佐倉風土記云、平胤直墓在千葉妙見寺与来迎寺之間、其地日相応寺

按するに、相応寺と称する地、千葉神社の東、院内にあり古老の言によれば明治十四年の頃まで該地に阿弥陀堂あり墓石も存ぜしが、全年の大火により阿弥陀堂焼失其後墓石は千葉町新町なる字阿弥陀山に移されしが其所在判明せずと云ふ

#### △康胤の墓

上総市原郡八幡町無量寺にあり

上総町村志云、八幡町は西房総の駅路にあたり、又海湾汽船寄航の津頭とす、千葉康胤墓は無量寺境内に在り、石塔三基並列す、康胤は満胤の庶長子にして、胤直の伯父なり、馬加殿と称す、康正二年胤直の子実胤等と此に戦ひ遂に死す、蓋一基は康胤二基は従士の墓ならん」（按するに、実胤は胤直の弟賢胤の子なり町村志誤まれり）

#### △輔胤及孝胤墓

佐倉海隣にあるべし、全寺縁起に左の記事あり

海隣寺大檀越之事

貞胤、氏胤、満胤、兼胤、胤直、胤将、康胤、胤持、輔胤、孝胤

尚全寺には五輪五塔大小十数基あり（今転倒せるもの多きを以て正数を知り難きも十五基以上あり）

△勝胤 法名常大歳其阿弥陀仏 昌胤 法名常天、法阿弥陀仏 利胤 法名常賢、覺阿弥陀仏

親胤 法名、常円 胤富 法名真巖常源其阿弥陀仏 邦胤 法名、傑心常林法阿弥陀仏

右六代の墓大佐倉勝胤寺にあり

佐倉風土記云、平勝胤墓、昌胤墓、利胤墓、親胤墓、胤富墓、邦胤墓（井在大佐倉勝胤寺）

#### △重胤の墓

千葉大系図（朱書）云重胤、筆系図一通、改重胤号長胤、寛永十年癸酉六月十六日、長胤卒於江戸、年五十八、火葬江戸海善禪寺、建牌於日輪寺、納遺骨於佐倉海隣寺、乃住持寿来和尚為導師、法号仁性院月光常真阿弥陀仏

#### △千葉支流の部

△原胤栄 墓臼井町宗徳寺にあり、総葉概録云「胤栄は臼井城主胤定が子式部大輔と称す、原氏は千葉満胤の次男胤高に出づ世々千葉の長臣たり」（按するに胤栄は胤定の孫に当る）

宗徳寺に古塔四基あり

△臼井興胤墓 臼井町円応寺にあり

一、旧事考に云 円応寺は臼井田町にあり臼井興胤の創建僧仏真の開く所也、仏真は仏国の弟子也、仏国興胤に恩あり、故にこれを請ふ、城中に興胤の墓あり、臨濟宗京都妙心寺に隸す旧寺領二〇石

△原胤継墓 上総山武郡大和村字小西、正法寺にあり



一、上総国誌云 小西村に巨刹あり号して妙高山正法寺と云、伝日後花園天皇長祿二年正月僧日意の開基と為す、蓋し当時の郷主肥前入道行朝深く日意の宗教を崇信し、遂にその居館を撤して仏舎を作り、正法寺と称すと云

二、日書云 按ずるに肥前入道行朝の正法寺を造立するや長祿二年にあり、而して今同寺境内に一碑あり（古城主原能登守平胤繼永祿十三年八月十日寂、当山開基大檀那日源大居士）是に由りてこれを見れば正法寺創立以後永祿庚午に至る一百十四年、然らば則胤繼なる者は行朝の子孫なるか云々

## 香取郡

△木内信久墓 神崎町神崎神社の東北麓にあり、一丈三四尺の塔石を建て下総州神崎郷木内壱岐守信久寛永十年四月十七日と刻す、信久は米の井蛇蜂城主也、里見の兵に戦ひ敗れて此に退去、子孫民間に降り今尚同町にあり、城内母（大須賀常安の女）の墓もありと

△小松古墳 神崎町篠塚神社域内にあり、往年社後の丘土を掘り石郭を発見せしことあり、按ずるに千葉氏の族に小松為胤及び子佐胤の墳墓ならんと

△武田古墳 米沢村武田区高源院の後岡上山林にあり塔石四五を存す、里人伝へて千葉氏の墳墓となす（良胤の後ならん）

△多田氏墓 香取町字多田区光明院域内の丘上にあり、多田氏は千葉氏の支族にて世々本村に住し地頭職と為り、正安中小四郎有時あり、嘉暦中、朝光あり、暦応中掃部亮家光、応永中、常一、永正中掃部亮胤家、貞和中胤時、天正中対馬守胤秀あり世人呼で多田殿と称せしと

△大須賀氏世々の墓 大須賀伊能区宝応寺域内墓地にあり、五輪塔の残壊するもの八九基を存ず、寺記に大須賀氏二世を葬ると云ふ

△成毛氏世々墓 豊浦村一の分目区善雄寺域内に在り平面碑九台あり。永祿以前の分は文字磨滅して弁ずべからず、一は永祿七年十一月吉日と刻し共に小見川成毛氏等の字あり、一は小見川城主栗飯原平胤寿氏祖寛永三年及び大永四年宗定天文十七年宗智元和八年宗正慶安元年宗久当時開基の大檀那前成毛対馬守等の字あり、成毛氏は小見川城主栗飯原氏の老臣にして宗久に至り主家の嗣となる、今小見川に多き成毛姓の者は蓋し対馬守の裔ならん

△胤直胤宣之墓 久賀村字寺作、旧土橋山阿弥陀院東禅寺域内にあり、本寺今は全く荒廢に歸し、寺地は耕圃と変じたれども維新前までは御朱印地を有し盛観を極めたりと、寺地の西北小高き所に墓地あり五輪の塔石七基荆棘中古塔の尖頂を露はすのみにて人の香花を捧ぐる者なく、高さ三四尺より六七尺に至る、文字なり、里人伝へて享徳年中多古志摩の戦に敗れたる胤直父子及び従者の墓となす

△栗飯原氏墓 小見川町城山々上にあり、里人曰ふ往年城址の東南隅を開拓し石郭を得皆巨石を以てこれを蓋ひ中に人骨及刀劔の類あり別に南方野田区浅間にもあり上に小石を建てこれを表すと云

△成毛宗親墓 小見川町川向東光院墓地にあり天文二一年十月里見氏の兵と戦士せり也

△府馬時持墓 神里村小堀区にあり、天正中里見勢の東下総に入るや府馬城主香取野の役に殿戦して此に至りて死す、近年迄練石の石塔に府馬左衛門以下二四名討死の精霊とありしと

△木内氏碑 八都村米之井区字通台墓地内にあり、木内右馬允藤原信重、木内壱岐守及び木内氏歴代を祀るの石詞を建つ

△東氏墓 郡中胤頼の墓と称する者二あり、一は神代村桜井城址中の字十二殿に在り四五の丘塚を存ず、其一郷主塚と称する者尤大也これを胤頼の墓と称す、里人曰く東氏十二世を葬る、故に十二殿と呼ぶと、一は森山村岡飯田区芳泰寺に在りと、常縁の墓は岡飯田に字高塚及天宮には常綱父子の墳墓ありと

△良文古墳 良文村阿玉台字千堂ケ谷山腹にあり、塚上碑あり表面夕顔観世音菩薩と刻し、側面正徳六年三月阿玉台村と刻す、里人曰ふ往時堂宇ありしがその破壊する及びて代るに此の碑を以てせしと里伝は以て平良文を葬りしものとなし村名となせしと

△高望王墓 府馬村字帰命台岡上に一古墳あり巨杉あり里人伝へて高望王の墓と称す

△府馬氏世々墓 府馬村修徳院域内にあり竹林中方形の塔石を建て歴世の法号を刻す塔は元和二年城主の裔左衛門尉胤村の建てしもの也

△僧日円墓 飯高村字聖人塚山林中にあり、日祐百日説法塚と相距る数十歩慶長十年六月四日所建也、日円は千葉氏族飯高氏の裔椎名を姓とし中村日本寺の中興也

△鐮木氏墓 古城村鐮木区字御塚にあり、丘塚を為し高三尺許の碑石を建つ、往時巨椎樹ありしが今その形を留めず、伝へて鐮木氏の祖胤定を葬るとなし、又同地長泉寺に裔孫胤幹の墓あり、

△牛の尾胤仲墓 多古町高根に親社大権現として祭られあり、胤仲は弘治年間の人幼時白井より千田氏の族牛尾氏に養子となり後多古の領主三浦入道なる者を亡ぼして多古城に移り天正中飯櫃城主山室氏に亡ぼされ慶長十七年三月八日逝去

#### 海上匝瑳郡

△椎名氏累代墓 南条村字虫生幸濟寺

同 福岡町米倉西光寺

海上理慶墓 旭町成田真福寺

井戸野氏代々墓 豊畑村井戸野延寿寺

船木氏墓 小船木東光寺

海上筑後守墓 船木村大字正明寺字大芝下旧正讚寺 以上は諸氏の菩提寺也

#### 東葛飾郡

△葛西氏墓 渋江西光寺

高城氏墓 小金東漸寺

上総介秀胤墓 上総国長柄郡長柄 胎蔵寺

武蔵千葉氏墓 東京浅草石浜 摠泉寺

以上は諸氏卒去の地なれば附近に墳墓あるべし

頼胤、肥前晴気城に卒す建治元年

宗胤は園城寺に戦死す延元五年

一胤 三井寺に戦死す建武二年

胤貞 肥前晴気城に卒す

日祐 肥前松尾山に卒す

氏胤 美濃に卒す正平十八年

秀胤 一ノ宮大柳城にて焚死宝治元年

## 千葉氏の古城址

房総の地大山脈無しい雖も、培塿岡阜至る処に連亘起伏す、故に地方土豪割拠の故址所在碁布して枚挙に堪へず、大約千葉氏及びその庶族家臣又は里見氏等の居りし処、元和偃武天下の名城を毀ちて居らず、是を以て徳川時代の諸侯は大抵平衍に就きて治所と為し勉めて士民の帰趨に便じ復防禦の計如何を問はず、故に天下の諸侯敢て險を恃み命に抗する者なし蓋しまた徳にありて險にあらざるの意を遇する也、特佐倉城は其地曠濶、地塁堅固以て千軍万馬を容るべく、形勢は以て両総安房を控制するに足る、宜なる哉当時称して大府の藩籬となし以て治平を維持せしや

千葉氏滅亡してより已に三百余歳その城址墨跡詳に得て知るべからざるも尤も著名なるものより挙げてその盛時を追想せんか

## 千葉郡

- 一、千葉城址 千県郡千葉町千葉の東南部猪鼻山にあり、東部は稍平坦、西南部は岡阜突出内海を望み風光頗る佳、老松数十株あり、耕者時に焦米を発見すと云ふ往昔下総介平常将始めて此に城きしより子孫世々此に居る、胤直に至り家臣原氏の逐ふ所となり多胡に自殺す、馬加康胤自立して千葉介と称す其子輔胤に至り印旛郡将門山に築き移て此に居る、
- 二、馬加故城址 は馬加村にあり今土人御館と称し、又屋敷地と称す、大久保と馬加との間にあり佐倉風土記に曰千葉康胤初築く、又隣村武石にも一城址あり即武石氏累代の居城なりしなるべしと
- 三、椎名城址 千葉大系図に曰く常兼の六子胤光椎名六郎と称し下総国千葉庄椎名郷に居城す、此城為堅固大椎城 常兼本城 要害子城也」と今生実浜野村の東南に椎名村ありて字椎名崎あり
- 四、小弓城址 生実の北西にして墨壕回抱の遺形今にその旧を存ず、方五丁許千葉大系図に曰く、千葉常長の第四子常途原四郎と称し下総国上総国の郡郷を分与せられ、千葉生実城に居る」とその原と称せしは蓋し匝瑳郡原郷を領せし故ならん（後の原氏は就きては已に親胤の段にて詳述せり）

## 東葛飾郡

- 五、市川古城址 は東葛飾郡市川町にあり鎌倉大草紙に曰く、康正元年千葉実胤自胤市川城に拠る、二年正月十九日足利成氏其臣南築田等をしてこれを攻めしむ、城陥る実胤自胤武蔵石浜に移る、其後文明十年成氏の上杉氏と和成るや上杉氏意を決して孝胤を撃つ、江戸城を修めて橋を隅田川に架し以て往還に便ず、太田資長に砦を国府台に築しめ以て二総を畧す云々
- 六、小金城趾 東葛飾郡小金町大谷口台にあり、流山町の東南二十余町、西方低平の水田を下瞰し、二合半、八条、草加の諸邑、一望の中に在り、本城は千葉頼胤の創始と称す、頼胤は弘安永仁の頃の人とす、鎌倉大草紙に頼胤及ひ子貞胤、孫氏胤の三代小金在城、その後は一流の原（越後守胤房）居住と載せたり、今城址方五町許、封塁の形状歴然存す、天正十八年、徳川氏江戸入部の後、小金城を以て武田万千代信吉（封三万石）に与へられしも三年にして佐倉に転徙し爾後永く廢墟となる（地名辞書に拠る）

## 印旛郡

- 七、本佐倉城址 印旛郡酒々井町本佐倉、根古山にあり所謂将門山城是なり、墨壕の遺址歴々として存ず、千葉輔胤長禄年間千葉より移居す爾来孝胤、勝胤、昌胤、利胤親胤、胤富、邦胤相

繼て此に居る、邦胤卒し子重胤年幼なり北条氏乃ち重胤を小田原に質とし家宰原式部少輔胤成を城代と為す、天正十八年重胤国除せられ三浦監物義次封せられ一万石を食む、爾後城主屢々更まりしが慶長十四年に至り土井大炊頭利勝封せられ五万石を食み台命により鹿嶋山城を改築し元和元年功成り移て之に居る、鹿島山城は即ち今の佐倉城址是なり、本佐倉城は遂に廢せらる、

八、掛波山罌 船方村にあり、天正中千葉氏の族船形越前守胤信居城せしと

九、臼井城址 臼井罌は臼井町村上にあり、佐倉の西北一里余、平常兼六子ありその三を臼井常康と曰ふ、印旛葛飾の二郡白十余村を領して此に居る、其子常忠、常忠の子盛常、其子祐胤相紹ぎて此に居る、正和三年秋八月祐胤卒す、嗣子竹若僅に三才遺命してこれを弟志津胤氏に託す、胤氏篡奪の心有り、巖戸胤安窃に竹若を負ふて鎌倉に奔り仏国禪師に依る而して城乃ち胤氏の有と為る、竹若後行胤と称し足利尊氏に属し荐りに戦功有り尊氏これを賞して名を興胤と賜ひ、千葉貞胤をして胤氏を志津に屏け興胤を此に復帰せしむ、興胤遂に胤氏を撃ちてこれを殺す、貞和三年秋七月興胤卒す、子尚胤嗣ぐ、その九世孫久胤に至り小弓城主原胤貞の篡ふ所と為り出でゝ結城に奔る、胤貞城を子胤栄に譲て上総小西に帰る、胤栄の子胤義千葉重胤に相とし相模小田原に入り城陥りまた俱に敗る、天正十九年夏五月十九日東照神君酒井忠次を遣してこれを取る、文禄二年酒井忠勝之に居る、時に火を失して城を焚く、その穀倉の故地猶焦米ありと云ふ

十、鷲山城址 は公津台方村にあり佐倉風土記に云、千葉輔胤、孝胤、昌胤相繼て此に退老す、天正中邦胤の兄良胤此に居り邦胤と相善からず出でゝ陸奥に走る、総業概録に云円城寺其此に居りしと

十一、志津故城址 印旛郡志津村にあり、志津胤氏始めて築く、暦応三年臼井興胤の滅す所となり城廢す

十二、高岡城址 は高岡村にあり、佐倉風土記云、木内薩摩守居りしと

十三、根古屋城址 は根古屋村にあり、佐倉風土記に云、千葉の下臣円城寺氏初めて築く同氏亡後栗飯原三河守其子大和守相續いて此に居る、天正十八年七月北条氏と共に亡ぶ

十四、坂戸城址 は坂戸村にあり、天文年間原遠江守胤則此に居り

十五、岩富城址 岩富町にあり、佐倉風土記に曰く、原左衛門景広此に居り後十数世天正中千葉氏と共に亡ぶ城の廢せしは慶長五年也烈祖北条左衛門太夫氏勝を此に封ず十六年氏勝卒城ニす

十六、米本城址 は米本村にあり、佐倉風土記に曰、村上氏此に居り式部太輔綱清に至る永禄元年五月十三日自殺して城廢す

十七、吉高城址 六合村字吉高の掛鼻山上にあり、戦国の世千葉勝胤、佐倉将門山に在るの日、属将吉高代介の抛りし所にして五十八支城の一也、山上東に印旛沼を俯瞰し、眺望頗る快豁、西に御門坂あり、南に家老内、和田屋敷等の地あり、其他和田口、西口等城址の遺墟多し

十八、長沼故城址 長沼村にあり、此村は平地なれども城址のみ突然と小丘をなせり佐倉風土記にも土人の伝にも何人の居址なりや不詳……………鏑木本千葉系図に印東別当常間、印東太郎師常等見ゆ此に居りしか?

東鑑卷六に印東庄成就寺領とあり、今南羽鳥村に成就院なる廢寺あり、古の此村も南羽鳥の内にてありなるべし、応保二年香取文等に印東庄あり、東国戦記に長沼五郎あり、東鑑三十五に

長沼淡路前司と云人あり

十九、東和泉城址 同村にあり、大慈恩寺香取文書等にある遠山形とは此地なるべし佐倉風土記には大須賀氏の居址とす、助崎の支族加賀守の居所なりと

二十、寺台故城址 同村にあり元堀籠と云ふ馬場伊勢守勝政の居所也と勝政無二の小田原方にて天正十八年土屋村にて戦死し永興寺に葬ると云ふ、海保氏は馬場宰なるべし、神君馬場の遺跡を海保氏に給ひしならん

馬場氏碑背に下総国の屋形千葉介殿の末葉寺台の城主馬場伊勢守平勝政法名順公千葉介邦胤没落以後土屋村に逝く、妙江其室也時に貞享三年丙寅之秩、曾孫馬場金助立

## 香取郡

香取郡の地たる、往古経武二神征の武徳によりて、光華夙に辺隅に照徹し、斯民王化の沢に浴すること久し、中世千葉氏の勃興するに方りて、その枝葉根幹洽く本郡に播屈し、榮枯盛衰また自ら江山風月の間に蹤跡を留めて、史資の供給に牌補するもの少からず、城址また本郡尤も著名なり

二十一、矢作砦址 香西村本矢作区字館に在り、今民居たり、鎌倉時代の初国分胤通初めて此に城居し後大崎に移る

二十二、大崎城址 香西村大崎区字城畑に在り、今山林及畑となり、本命寺域に亘る、位置最も広く南方大手の址と為ず、諸所尚湟壘の影を存し、又屋敷址の如きものあり以て当時本城規模の大なるを証するに足る、千葉六党の一人国分氏初に矢作城を築きて近傍の地を領し裔孫泰胤に至り、本城に移り後世々之に居り旧名により呼ぶに矢作城を以てし矢作の旧墟を本矢作城と称す、天正中里見氏の陥る所となり城遂に廃す

二十三、松子城址 本大須賀村松子区字要害に在り、東西百五十間、南北二百間今耕圃たり、地勢東西に長く南北に低下せり、西方劃るに湟形を以てす、幅三間余其西方又一般の平坦地なし、蓋し二丸の跡ならん、千葉常胤これを築き、六党の一人大須賀胤信城主となり其子通信以下世々之に居る、これを大須賀氏の本城となす、天正の末小田原滅後徳川氏の兵これを陥れ遂に廢城に帰す

二十四、西大須賀砦址 滑河町西大須賀区字谷津より浅間作の間に亘れる岡巒にして、地勢南北に長し、今社域及び山林となり、下は直に利根川に臨む、東国戦記大須賀城主大須賀六郎を載す或は本城に居りしか、千葉系図に大須賀六郎左衛門尉為信あり、蓋し松子の支城なりしならん

二十五、分郷城址 豊浦村大字分郷にあり、小見川町を西南に距ること凡三〇町許也、土人今其地を城山と呼び土手及び壕等の跡を存し又巨大なる石櫃あり、昔は此城をも小見川城と称ふ即常総軍記に栗飯原左尉門小見川越前守等小見川城に拠ると記載せしもの之也と

二十六、名木城址 小御門村名木にあり、相伝ふ柴山弾正なる者之に拠れりと

二十七、沼闕城址 東城村字小南区にあり、即今日福聚寺所在の地にして地勢最も高燥也、今寺域及び山林耕地なり、下は直に干瀉に臨む、里人称して城山と名く、二の丸三の丸等の字名を存せり、長元中忠常の叛するや源頼信は椿湖を越いて以て本城に迫りし也と、後鎌倉時代に東胤頼も此に居り盛胤以下世々之に居りて天正の末に及ふと

二十八、栗野砦址 同村栗野区字城の腰に在り、今山林或は耕圃たり、東秀胤の子栗野胤香なる

者此に居りしが、今尚古塚二三を存せり

二十九、大友城址 神代村大友区字政所台に在り北部より西南に長く中央最も高き処今耕地となり余の四面は山林に属し北方一路の山径を通じ、東西南は干瀉の水田に臨む伝へ曰ふ平良文より四世此に居り忠常の反また此に於てす、政所は当時の政庁にして其子常将また此に居りしと、砦址中三四の塚を存す、往時これを掘りて石槨を得たりしことあり、天正中千葉の臣大友忠信及び孫三郎なる者此に居りしと、此地中世或は東氏の政庁を置きし処に非るか

三十、桜井城址 神代村字桜井台地の東端にあり今山林及畑也、地勢高くして干瀉に臨み南方より北方に亘り東西に狭し、東の胤頼初めて之に居り後須賀山城に移る、天正の末徳川氏の臣松平家忠封を受け家臣をして此を守らしめその小見川に移るに及び城廢す一に前掛城の称ありしと

三十一、須賀山城址 笹川村須賀山区字竜谷と森山村岡飯田区字古城の間に跨り、森山城の東方に位し今耕地となれり、四面山林を繞らし下は直に方沼に臨む、址中濠形を存せり、東頼頼初めて此に居り後森山に移り中頃東教頼及常綱之に居る、砦址の下に大門小門と称する地あり、蓋し城門の跡ならん

三十二、森山城址 一に永山城と云ひまた橘城とも云ふ森山村岡飯田区字仲城及字三城と下飯田区字仲城の三区域に分れ地勢東西に綿亘し、長く岡巒をなし頃上平垣の部悉く耕地となり、其位置尤も広く本郡城砦中の巨擘たり、周囲は概ね山林也旧濠及び土塁等の跡尚存し儼然たり、仲城の中間更に劃するに濠を以てす、これを庁南堀とす又城墟中の大六天社は大手門の跡なりと、東胤頼初めてこれを築き以て世々の居城となす本城如きは本郡古城址中尤も規模の大なるものにして、以て東氏の本郡に於ける大勢位を占めし状を追想するに足るべし

三十三、島城址 多古町嶋村字八幡台にあり本台、二の台、三の台又鍛冶内、小屋場等の地名残り、富沢隼人曾て此に居りしと、享徳四年八月千葉胤直家臣原氏の乱を避け走りて此を保つ、當時は附近一帯沼沢にして十四日夜土橋阿弥陀堂に落つる際は船にて上りしと

三十四、府馬城址 千葉大系図に曰く、国分朝胤の孫時常賦馬の越前五郎と称す、松沢の総領と呼ぶ、その城墟尚存す、今府馬村府馬区、茶畑にあり、本丸西丸あり

三十五、多古城址 多古町字多古台にあり里人呼で城山と云、即ち多古市街の南方に属する高地也、分て二区域となし限るに源氏堀を以てす、その一部東方に斗出し遙に志摩城址に対す、享徳四年千葉胤宜の父と共に本郡に走るや本城を保ち以て馬加氏を防ぎしが敵せずして城遂に陥る、其後千葉氏の族三浦入道なるもの此に拠しが天文年間牛尾胤仲に亡されて城その有となる、牛尾氏は千田氏の族谷の台の城に在り幼時臼井城より養子として来り後三浦氏を亡して多古城に移り左近の大輔と称して威を近隣に振ひしが弘治元年飯櫃城主山室飛驒守に亡されてその有となり天正十八年豊臣氏関東征伐後保科弾正飯櫃城を陥るや多古もまたその領に帰し城廢せり

三十六、丸山砦址 東条村船越区字丸山に在り、渺茫たる水田中孤島の形を成し、山麓洋々として栗山川流る、伝へ云ふ南北朝の時代に千田莊司大隅守千田胤貞此に居る中村字芝の巨栄山徳成寺はその祈願所だりしと

三十七、中村砦址 中村字中城の地なり、地勢平坦にし東南に楼櫓の址あり、高五丈の塁址をなし西北に空隍あり、享徳康正年中、中村但馬守之に居ると、東北妙見社あり城の二護神なりしならん溪谷を隔て、監物山あり、借当に属す、伝へてその巨隸の属砦とす

三十八、玉造城址 常盤村南玉造字南台得城寺域の地也、千葉常兼の孫金原庄司常能の後裔野平伊賀守常弘弘安年中此の地を平げて城主となる、子孫相續き六世の孫伊賀守常義大体に於て覺る所あり天正十六年四月十日矢作の城主国分某の為に開城して僧となり字古小玉に住す、欠損せる碑石ありて速成日常大居士の字を刻せり、同区蓮華寺過去帳に考ふるに凶教院殿日城大居士野平伊賀守、天正十八年四月二十二日卒とあり即此の断碑はその墓塔なりしなり其子常春出で、常陸土浦城主佐竹義重の家臣たりしと云ふ、伊賀守家老秋山右京、富沢光佐土地を支配せしが天正十八年落去

三十九、御所台館址 久賀村字御所台に城と称する地あり附近に御廟、大屋敷、馬場、堀合等の地ありて、塹溝の形跡今尚由緒あるが如し、伝へて曰ふ、足利成氏の館址なるべしと、文明三年長尾景信大挙して成氏を古河城に攻む、成氏防戦利を失ひ、城遂に陥り、奔りて下総に來り千葉氏に寄る、孝胤これを此に館すと、或は曰ふ治承年間千田親政の館址ならんか又云ふ鎌倉時代に金麻呂判官元茂の次男岡田四郎義茂二万石を領して此处に在城し後北条経時執権時代には五代の孫岡田三郎之茂あり、文永九年七月八日結城七郎に亡されしと

四十、飯高城址（其一） 飯高村今の妙見社境内一帯の地是也妙福寺過去帳を案ずるに飯高神社（旧妙見社）境内の地は徳川幕府時代小川領中根領入会の地所、古跡除地北条庄の内とあり、初め鎌倉幕府以前千葉常兼の孫即ち匝瑳の郡司匝瑳の八郎常広の子飯高政胤出で、北条庄の地頭となり此に城を構ふ、地は岡阜遠く深田中に突出し左右に沃田を帯ひ南匝瑳郡一帯の野を望み形勝の地なり、政胤の後胤広常道ありて代々地頭職たり天正中また飯高胤氏、同胤勝、胤房等ありしと、その氏神と祭りしもの今の古妙見所謂五郎妙見是なり、その在所は今飯高神社境内に属せり、足利氏の末天下大に乱る飯高氏も禄を失ひ農に帰す、寛文十三年飯高村水野主水祐領地となる、同年土地丈量あり出役矢嶋不二右衛門、前島平内出張せられ、妙見尊像の出現せしと云ふ飯高五良左衛門所有の字龜田の田一段四畝歩宅地五畝歩同氏所有字御堂谷の畑二四歩の地を除地とし無税とす、五良左衛門の名家たるを優遇するの意に出づと云ふ、即ち飯高氏の後なれば也、後五良左衛門御堂谷の畑を宅地として移り、旧宅地を山林とせり、氏を千葉と改む

四十一、飯高城跡（其二） 字城下現今飯高寺境内之也、地積約一万五千坪平山刑部少輔常時城跡也大正十八年豊公小田原を攻むるや時に関東にありて北条氏に属する者五十八城八十八館九十三砦あり、飯高城其一に居る、地勢小高台より、岡陵南北に延き東北の一部を除く外四面皆低下幾十丈東部谷となる谷に民家あり城下と云ふ、南西西北の三面は水田を纒らす、殊に南部は深田河流を帯び壕ありて内廊を分つ

四十二、新藤太の城址 飯高現今法華寺の境内是也、千葉氏の族新藤太、入道縦空の城跡也、縦空今を去る約六百年花園帝の延慶三年妙見尊像を得てこれを祀り別当妙福寺を創す、此の附近新行田殿下、馬場、御栗毛等の字今尚存す

四十三、那須大角の城址 大堀字荒匂にあり、元城の台と云ふ、丘陵上にあり、面積甚だ広し、此の地東南西三面に低下十余丈広漠たる水田となり、二方川を帯び自然の防備をなす、誠に要害の地也、此城小田原北条氏と共に亡び大角及び藤崎隼人の子孫共に農に帰して今数家となり居れりと

四十四、並木砦址 中村南並木字城にあり、今耕圃となりしも南は断崖をなし、北に大手の跡あ

り、周囲は概山林となり空湟の跡尚存し宛然古城跡形を存す、千葉氏の臣飯田三左衛門なる者此に居りしと

四十五、篠本城址 日吉村条本の地には古城跡三ヶ所あり、曰く鍛冶谷、曰く城ノ台、曰く要害台之也、前者は村の北方亀崎に接し天正以前片岡某居城し、中者は村の中央にあり中古千葉の族鬼沢肥前の守城主たり、後者は村の西方孤立の丘上にあり、栗山川を隔てゝ凡山砦に對し眺望絶佳也、椎名氏の居砦なりしと

本郡内には千葉氏の城址墨跡此の外更に多きも繁を圧ふてこれを略す

#### 匝瑳郡

四十六、柴崎城址 南条村柴崎字城の台にあり、相伝椎名安芸守此に居りしと附近に鬼堂杉と称する老杉あり幸齋寺はその菩提所、蓋し天正十八年八月の廢城也

四十七、飯倉城址 農栄村飯倉にあり、今陣場台、又は城の台と称す伝へ云ふ椎名伊勢守此に居りしと、千葉系図に飯倉七郎胤貞あり

四十八、米倉城址 福岡町米倉西光寺の背面台上にあり、今多く耕圃となりしも城の台と称し眺望佳絶の地也、西光寺の大檀那たりし椎名氏の居城なりしと

四十九、匝瑳城址 福岡町大字八日市場の西北にあり、孤立して高さ五丈余、周囲六町許東南に登路あり、平常兼の第四子常広、本郡を領して匝瑳氏と称し此に居り子孫郡中に繁衍し匝瑳党と号したり

#### 海上郡

海上郡菟上に作る、其地海中に斗出し遠くこれを望めば恰も馬髭の如し故に名つくと、嘗て海上国造ありて現今の香取海上匝瑳及び常陸鹿嶋郡を管し和名抄の時代に至りても尚郷十七を包有せしが今僅に石井、横根、三前、三宅、船木の五郷を存するのみにて他は香取郡に入れり、鎌倉以前千葉常兼の第六子常衡海上の郡司となりて今の船木村中島に居りて海上余一と称し子常幹あり其後千葉常胤の第六子胤頼海上郡を領し、東の莊上代の城に居り東氏と称す、その族に海上、木内、小見、田部、油田、虫幡、本莊、松本、横根、船木、栗野等の諸氏あり、子孫繁殖各郷村を分領して天正の末に至る、その城居は今多く香取郡に入れり

五十、中島城址 船木村字中島金毘羅台にあり古老云、海上筑後守持秀此に居りしと蓋し千葉常兼の六子常衡以来の故資ならん相伝ふて天正十八年八月落城

#### 山武郡

五十一、大椎城址 山武郡土気本郷町房総線土気駅より西南一里余の地にあり、大椎村は慶長十六年縄打水帳に大椎郷となす、相伝ふ初め上総介忠常之に築城し、又下総国香取郡大友に移る、後千葉常兼再修して之に居る、常兼六子ありこれを六党と称し、各別邑に居りて本城を守護す、大治元年常兼卒す、所領を次子常童に譲る、常重の弟当家上総介となり一の宮柳沢城に居り子の常明に五子あり、長子常隆家を嗣き、末子維常は大椎五郎と称して此に邑し、後椎木、綱田等の祖となる、今悉く山林たり、城山と呼ぶる

五十二、土気城址 土気本郷町大字土気の東にあり、伝へ云ふ相馬胤綱の次子土気の太郎、土気莊の地頭となりて此に居り、後畠山重康の右となり、酒井定隆子孫五世の居城也、東方に懸崖多く、崖下は直に九十九里の平野に接し、南方に丘陵起伏す西北は一帶の曠野にして其間深谷多し、東北隅を本丸となし、面積千七百坪許、地勢尤も高し、二ノ丸、三ノ丸以下大手の在り



し所は、各々面積広く、平坦の土地今総て畑となり、今昔の情に耐へざらしむ、安房志に曰く「土気城址は土気町の東北にあり房総治乱記に羽賀伯耆守の居城也、建保中千葉介胤政の二男土気太郎胤泰此に築く文明以後酒井氏之に居る、千葉里見両家の間に介在するを以て両家に隸属せり、」鎌倉大草紙に曰く、応仁の頃下総東常緑が相具して東国へ下向したる人は浜式部少輔春利と云ひ、総州土気東金先祖と注したり、酒井氏以前の事也と見ゆ、戸総実記に曰く「酒井定隆は遠江の人、長享年間此に居る、足利氏の庶孽也、文明年間来つて里見義実の処に寓す、義実これを器とし此に置き以て北疆に備ふ、遂に上総三分の二を領し、晩に東金に築きて老す、子孫一方に雄視す世に土気東金の両酒井と称す名勝地誌に曰く「酒井越中守定隆長享二年これを築き、後薙髪して清伝入道と号し、別に東金城を築きて三男隆敏と共に之に移り、嫡子左衛門佐定治をして当城に抛らしむ、是より世人土気東金を称して両酒井と云ひしが定治の子孫相續いで土気城を領し天正十八年第五世伯耆守康治の時に至りて父子北条氏に属し小田原にあり、城陥るに及びて当城また浅野弾正の収むる処となれり、酒井氏在城の当時や地頗る繁盛を極めしがその遺跡として附近に本寿寺、善勝寺等の梵刹、県大神等の社寺多く、往古故府ありし処にして土気の名は蓋し時計の仮名に係る、是れ往古の府庁には大概時計を置きたるが故なりと千葉大系図に曰く、胤政の二子常秀境の平次と称す、是より先上総之介広常の領地を常胤と和田義盛に賜りしを常秀に譲り、上総一宮大柳城に居りしに、義盛誅罰の後嘉祿二年、將軍家義盛の領地を賜ひて、上総の守護職に補し、上総介に任ず、子の秀胤父の職を襲きて鎌倉評定衆に列せしが、宝治元年六月三浦泰村の乱に際し、秀胤は泰村の妹婿たりしを以てその事に座して一族居城に自殺す、時に幼児四人宥されて千葉介頼胤に預けられしが後年秀胤の子恩顧を蒙り上総山辺郡を領し、酒井左衛門佐と称すと、下総旧事考には「境を改めて酒井と称す、土気東金の両酒井はその後也」とあり

五十三、東金城址 東金町の西方鴛が峰にあり、地勢丘陵を凋らして平地其内にあり今の御殿跡と称するの地及び本漸寺等は、蓋し古の城址なり、里人は此の地を城山と呼ぶ、城は東南に絶壁を控へ、西北に山谷の圍繞するあり頗る天険の利を得たるものゝ如く、東望すれば東金の市街近く脚下に連り、白里湾の水色遠く、天に接して双眸に入る、南顧すれば、長生、市原両郡の遠山重畳して終に大東崎に達し、宛然波濤の起伏するに似たる等甚だ壯観を極む、城の谷間樹深して底に小池あり、鳳凰池又は八鶴湖と称す、此の地は中世「谷」と称したるを以て、池を谷池と称せしが後訓相通ずるを以つて八鶴池と改めたりと、面積凡そ一万余坪、湖水は水田百余町歩の灌漑に供し兼ねて東金消防の用水に充つゝ湖面水清く、波平かにして水禽閑に渚に眠り遊魚時々水に躍る、夏時に至れば、満池の蓮花紅白交はり開き眺矚更に異彩を添ふ、里伝に曰ふ、「古昔千葉氏支城を此の地に構へ鴛が峰城と称す後転じて東金に作る」と、後花園天皇康正文年間千葉氏に内訌あり族東の常緑將軍義政の命によりて東征し其將浜春利をして本城を守らしむ、応仁元年浜氏去りて、山口主膳之に代る、山口氏は千葉氏の属将にして康正文明間の人也と、次に左衛門尉重友在城せしが、謀反を企つるに因り、長祿三年七月二十日酒井定隆千葉介胤持の勢を籍りて、土気東金両城を討取り、長享二年土気城を修して之に移り、大永二年二男隆敏と共に東鐘城に移り、宗家定治と共に里見義堯に従ひ享祿四年死す、後北条氏に属し天正十八年落城す、里見家譜に曰く「文明三年八月里見義成久留里より東金に至る迄、九城を攻めて、これを略す」と

東金町は房総治乱記に東鐘とも書き音訓を交へてトウガネとぞ呼なる、その町の東北の岡の上に古城址ありて字を鴛ヶ嶺〈又根とも〉といへれば東金東鐘は皆鴛ヶ嶺の仮借字なるべし鴛は朱鷺にて日本紀〈安寧紀宜化紀〉に桃花鳥をツキと訓倭名抄に 鴛は音嘲和名都岐新撰字鏡に□は豆支また鴛□は豆支又云〈太宇新編会津風土記に会津鴛集村をタカノスと訓じ南部の人は鴛を陀袁といふと狩谷氏いはれき〉などありて今トキと云ふ鳥なり〈トキ色染といふも此鳥の羽色に似たるよりの名也〉

里見家譜〈文明三年〉に里見義成久留里より東金までの九城を畧、酒井系図〈大水元年〉に酒井定隆土氣を其子定治に譲りて東金に老など見へ、大豆谷村ノ日枝神社ノ縁起に大同中鎮辺田方村ノ鴛ヶ嶺、嘉応元年に移此ともあれば東金の旧名は辺田方村にてその城の名にとりて鴛ヶ嶺町と唱へやがて旁近を鴛ヶ嶺領といかしなるべし

因に云ふ倭名抄に山辺郡岡山ノ郷あり其地今は詳ならず、東金の地勢を按ずるに、西北に高き岡連亘て東南は、田疇うち開け今も富贍しき所なれば、東金領十余村の地即ち古の岡山郷にて鴛ヶ嶺城は其郷司の故資に抛りし者にはあらぬか

五十四、小西城址 は大和村城山にあり、永祿中千葉族臣原胤定の築く処、按ずるに原胤定は上総之介と号し、初小西山に居り、天文六年十月小弓義明没落せしを以て自ら小弓城主となる、弘治三年十月臼井本城に移り天正三年胤定再び小西に移り、胤榮をして臼井に居らしむ

五十五、鳴戸城址 成東駅西の山の上にあり、千葉大系図に曰く「千葉勝胤の第五子胤定成東八郎と称す、後兵部少輔と号し、上総成東を領し、千葉の家臣となる、子に勝定あり成東兵庫と号し佐倉城代を勤む」と蓋し此に居城せしならん、一説には応永年間芳賀伊賀守常道之に居る、千葉氏の属城たり、羽賀氏は武蔵紀党にして、世々下野の宇都宮に属す、伊賀守は名を富真と云ひ、父を禪可と名く、尊氏の乱に際し、禪可宇都宮に抛て北畠顕家と戦ひ、高真足利基氏の軍を邀へて武蔵に戦ふこと太平記に見へたり、芳賀氏の滅後此城遂に、坂田城主井田氏の手へ歸し、その属将、白井和泉の抛る所となりしこと里見記に見ゆ、総森志曰、鳴戸城主羽賀越前守天正十八年正月応南城主武田、大多喜城主正木、臼井城主原氏と万木城を攻めんとす云々と

五十六、椎崎城址 日向村大字椎崎の山間にあり、享祿年間千葉勝胤の二男三郎勝任なる者之に居り世に椎崎殿と称す、後千葉氏の衰ふるや里見氏に属す、当時土氣の酒井氏里見の旗下に於て大に権勢を擅にし瘦之が虚待に遇ふ、勝任遂に憤恨に堪へず心私に謀る処ありしが、天正十年終に兵を挙げて酒井氏を撃ち、小間子、吉田原に戦ふて敗北し城また陥ると、千葉大系図に「輔胤の末子胤忠椎崎六郎と称し、勝胤の次子椎崎五郎と称すとあり

五十七、埴谷城址 睦岡村埴谷妙宜寺の西方山上にあり、今尚ほ妙見祠を存す、即ち当年の鎮守社にして、城は応永以後埴谷豊前守景政其子左近将監の抛りし処、後千葉の将押尾日向これを成り天正十八年陥る、

因に記す妙宜寺は法華宗にして大亟山と号し、康安年間埴谷大亟左近将監の建つる処、長寛正記に曰「将監の次子を僧の日親と云ふ、人と為り豪爽、日宗に入りて宗義を主張し、他宗を罵倒せしを以て」足利幕府獄に下す鍋を焼いてその頭上に被らすも尚撓ます、その徒称して鍋冠日親上人と云ふ、今城址の下に誕生水と称する一井あるは当時、日親の産湯とせし水なりと云ふ

五十八、大関城址 福岡村依古嶋にあり、伝へ云大永中畠山重康此に居る、重忠の裔その先某元

久中安房より徒つて、此に築く、重康に至りて土気城を併有せしが遂に酒井隆敏の陥る所となる、重康の墓は今上谷常福寺にあり、即その自尽の所と云ふ

五十九、坂田城址 今大総村坂田の台にあり、一に市場城と云ふ脚下に坂田の堰を隔て、武射の大平原に対し、東北は栗山川の彼方に下総の芝崎城に対す、応仁の頃、千葉之族三谷大膳信慈の拠る処なりしが弘治元年十月十八日山田金童山金光寺参詣の途中を井田友胤に襲撃されて同寺に自殺す、井田は初め里見に属し後北条に属す大台の城に居りしが天正の末里見の兵と栗山川に戦つて克つ、山室譜伝記に曰く「要害堅固の城なれば井田殿坂田の城主となり是より小池、大台、坂田、三ヶ城六万五千余石を領し威を近隣に振ひしか、天正十八年小田原落城に次で没落

六十、屋形館址 上塚村字屋形区にあり、地は栗山川に沿ひ東海に面し、西方一帯に沼沢横る要害の区なり、承平年中下総介平良兼此に居り、天慶の乱将門を常陸に討たんとせし折官道の大路を避け、所々の関に就かず上総国武射郡屋形村の少路より栗山川を遡り菱田村の早乙女小路を経て下総香取郡の神前（今の神崎）へかゝり夫より舟にて水守の国香が陣に達せし由大須本将門記に詳也

六十一、殿部田館址 今二川村字殿部田区にあり鎌倉の代千田荘司千葉介常胤の弟胤幹の居りし所、千田の荘は中古匝瑳郡を三分して南荘北条庄、千田庄と呼びし当時八十余村の称にて千田郡とも称し平清盛が孫の下総守季衝拝領せし地にて東鑑の所謂、州の目代親政とは此の季衝が目代にて忠盛朝臣の聳、此に居りし也、源右府の起るや常胤首に之に依じて親政を生捕りて献ぜしにても其頃威権のありしを知るべし其後千葉氏の族中千田を称する者多だ多く大隅守西貞胤国に移りし後は宗家の直轄となれりと

## 夷隅郡

六十二、布施館址 今布施村にあり、長志の南にして勝浦の東北三里なる山溪に当る古の夷南の大邑にして上総介平広常の遺址と云ふ

上総国志云、夷南の地に布施村あり、乃上総介平広常の居館址也

東鑑に曰く、源頼朝東条の旅館より和田義盛を広常の許に遣す、二日程して其館あり云々、今本村中山に背き流を帯ぶる垣処あり、周廻三百歩許、尽く田畑為す、此地一村を下瞰すべし、土人伝へて殿台と云ふ、是蓋し常広の故墟ならん、

頼朝広常が非命の死を悔ひ、その支族の連坐を宥め、且僧徒をして死後の追善をなさしむ、当時幕府より布施料として此の地を給ふ、故に布施の村名出づと

六十三、大谷木城址 は一ノ宮の西一里半、土睦村大字大谷木の山上にあり、安養寺ば広常の香火院也、東鑑に曰く「宝治元年上総介秀胤を上総国一ノ宮大柳館に誅す」と、大日本史常胤伝孫常秀為上総介、二子秀胤、時常、秀胤為上総僅介、娶三浦泰村妹、及泰村敗死、北条時頼遣兵襲秀胤上総一宮館、秀胤積薪炭環其家縦火自殺」、秀胤の亡後左馬頭足利正義その遺址に居りしと、一説に秀胤実は此館に死せず、遁れて長柄山に居りしと云ひ、胎歳寺にその霊牌ありと

六十四、高勝山館址 は一宮駅の西南に起り上市場、岩井に涉りその南は郡界に至る最も嶮峻の地たり、相伝広常の館址なりと、布施村に至るは本城にして此は支城なるか、今高藤山に天碑あり文久二年藩主加納氏の建つる所「山有り高藤山と云、父老伝ふ広常の館址と其山や直上三十余丈山上に牙城楼櫓、馬場等あり地割平段落を成す坡の如し、山下に刀工隊谷、箭谷等の名

あり」とその碑今一ノ宮小学校の後山に移せり、蓋し広常は当時の豪族也、牙城の外又二三の支城なかるべからず

六十五、陣場台 東村山田に陣場台あり、昔平広常、源頼朝に従ふの時兵を此に会したりと

六十六、紫銅橋 布施村字雑色に田圃の小字を本城畠と称する地あり、地繞らすに小流を以て之に丸木橋を架す、俗此橋を呼んで紫銅橋と云ふ、相伝ふ此地旧と広常の子その館址にして周囲の小流は即当時の濠渠の跡に係り、その橋を架するの処正門ありて紫銅の擬宝珠を附したる橋架せしならんと

同所にある金光寺は医王山と号す、伝ふ広常の子の菩提所なりと寺側の山麓に一洞あり中に広常の搭なる者を置く、又寺内に文塚なる者あり、広常の所領を没収せらるゝに当り庫中の簿冊を埋めなる処と

### 西上総地方

六十七、西総の地 は成務天皇の時上海上、菊間、馬來田、須恵等の国造を置かれ、中世には市東、市西の分郡あり、上海上郡は中古立ちて海北、海南に分ち、海北を海保に作り又椎津辺は真野郡の称あり、海南には佐是郡の称あり、佐是は今の明治村辺也、千葉大系図に印東三郎常茂の子を周東太郎常吉、周西次郎常胤あり、応南四郎常成の子に潤野四郎盛常あり、伊北庄司常仲の子に佐是の四郎祥師あり、広常の弟に天羽庄司直胤あり、更にその弟に角田常清、金田小太夫頼次あり、是等は皆広常の族にして庄司又は郷司として鎌倉時代上総の東西に雄飛したる者也

六十八、奈良の古壘 市東村大字奈良は古上野郷と称す、平良文初兄良将の子将門を養ふて嗣となす、将門東国に下り上総上野郷に居る、既にして良文忠頼を生みしを以て将門下総相馬郡に避く、後叛するに及びて大和の奈良に擬し大仏像を建つ、村名之に因る、千葉公世家碑文に曰く承平二年建つる所の奈良村の石像にて盧舎那仏なる者今尚存すと、名勝地誌に曰く、奈良村より里許を隔てゝ又古都辺と云ひる属邑ありその山中に天慶年間の所建に係る一軀の石像あり、丈け凡そ六尺余、藜荊草葉の裡に没し、風日雨露に曝され全休苔を以て蔽はれ幾多の星霜を経過せしものなるやを知らず、石面に天慶二年所建其後再三修造之云々の文字ありと

六十九、椎津古城址 椎津にあり、その地姉ヶ崎の南に位し、僅に一小河を隔つるのみ、蓋此の古城は鎌倉の初椎名胤隆の孫椎津小次郎胤仲なる者市東郡を領して居り天文年間真里谷信政掘り里見義堯の為に陥れられたりと

猪鼻台 清宮秀堅

草没荒墟絶往還 遺糧時現野田間

海潮空弔当年夢 落日秋風猪鼻山

### 雑録

#### 千葉氏旧墳修補及び新碑建石募縁簿緒言

夫れ有土者の傾覆世として之れなきはなしと雖、。また虐政を以てするあり、奢侈を以てするあり、朝旨を奉せざるあり、是其亡る当然にして悼むに足らず、独我千葉氏の如き其民を虐せず、奢侈を用ひず、善く朝旨を累載して終にこれを免れざる豈哀しからずや、千葉氏は其先鎮守府將軍兼陸奥守平良文に出つ、七伝して常重に至り大治元年下総国千葉郡池田郷猪鼻岡に城て之に居り、

初て千葉氏となる、世々両総の守介たり、常重子常胤源頼朝を佐て功を竹帛に垂れ、其七世の孫宗胤南朝に勤王し、賊將細川定禪と円城寺に戦ひ、軍利あらずして之に死す、其子胤貞懷良親王に西征に従ひ父志を承継して亦他なし、千葉氏累世其封疆を治るや能く人民を鳩集して其心を失はず、故に城市の盛なる戸数殆んど二万ならんとす、常重より十三世胤直に至り一旦其同族の爲めに亡ふと雖、其叔父康胤之を恢復して其宗祀を承保す、北条氏八州を兼并するに及び康胤七世の孫利胤之と和親して其女を娶り、以て民と共に休息す、五世を経て重胤に至り、豊臣氏の剪滅に遭ひ玉石俱に焚かれて復た血食せず、実天正十有八年なり、其墳塋千葉町大日寺にある者十有六、全国印旛郡大佐倉村勝胤寺にある者十二、香取郡武田村高瀬院にある者七、葛飾郡馬加村にある者二、皆蕪穢して治らず、苟も縁ありてこれを往省する者未だ曾て嘆息流涕せざるあらず、是に於てや所在其胄裔及び旧臣氏に謀り、募縁を弘め釀金して以て徧く其旧墳を補修し、新に一片石を猪鼻墟に建んとす、冀くは四方有志の諸君其当然にあらずして傾覆するを追悼し其所費を稗けば、是れ所謂死を生し骨に肉するなり、因てこれを懇請すると云爾り

明治二十四年八月 発起人 千葉県山辺郡東金町川場 市東佐左衛門  
 全県下埴生郡境村麻生 麻生三郎平  
 全県全郡八生村宝田 小川景寛

#### 千葉家歴代建碑義捐金募集

古昔名将傑士の忠を天朝に尽し国を治め民を撫し其治績天下に著しきものありと雖も、後世不幸にして子孫滅亡し絶て祭らざるもの世間少しとせず、偶々子孫臣族の余裔を存するものありと雖、歳月の久しき旧縁の深きを遺忘し祭祀弔礼の如きは棄て顧みざるもの蓋し之れなしとせず、抑々我千葉氏の系譜を尋るに遠祖は賢くも桓武の皇孫高望王に出で鎮守府將軍兼陸奥守村岡五郎平良文を祖とし其子忠頼より忠常常將常兼を経て千葉大介常重に至り、大治元年始めて居城を下総国千葉郡池田の郷に築き称して猪の鼻城と云ふ、爾来子孫世々千葉城の守として下総及上総の守介となる、就中当家九代の英主平常胤は源右府頼朝を助け大勲あり、爲に武蔵八州に輝き、当時城市千葉町の知き街衢頗る殷賑、小路五百八十有四、戸数一万六千軒の多きに至るといふ

家門の隆盛なる推して知るべきなり、爾後二十一代の主千葉介胤直に及び同族原越後守、馬加陸奥守等の攻め破る所となり、千葉城没落し胤直自尽す、次で康胤別に千葉氏の後を襲ふと雖ども子孫十一世にして重胤に至り千葉氏北条氏と供に亡び祭祀を奉ずるものなし、是れ実天正十八年にありて前後継続するもの世二代なり、嗚呼千葉氏なるものは東国の豪族累世の名家にして世々勤王の志厚く中興之主平の宗胤は南朝に奉仕し賊臣細川定禪と戦ひ延元元年正月円城寺に戦死し其子胤貞また父の志を次ぎ西征將軍懷良親王に九州に従侍し以て王事に勤め、胤貞の嫡子胤胤は建武二年三井寺に戦死す累世皇家の爲忠を尽す、其功実に尠しとせず、斯かる名家も子孫の亡滅と共に其名も亦湮没し累代の墳墓等も所在不明のもの甚だ多く即今下総国千葉町大日寺にあるもの十六代佐倉勝胤寺にあるもの六代其他葛飾香取二郡の寺院中僅に其遺趾を存するものありと雖、何れも蒼苔雨蝕して香煙絶へ墓石墳圯して荒蕪を極む、豈に悲哀に堪ゆべけんや。

我輩之を追惜して止む能はず、夫れ宗家既に亡ぶと雖其遠裔支流旧臣等の子孫民間に下り、我県下各地に存在する者は勿論普く各地の有志に乞ひ一大紀念碑を千葉町に建設し、千葉氏累世の多位を茲に合祭し猶従来各寺院にある処の墳塋を修補し永く名家の祭をして断絶なからしめ聊か英

霊を地下に慰めんとす、有志の人々は有縁と無縁を問はず浄財を投ぜられんことを

明治二十四年八月

発起人

千葉県山武郡東金町川場 市東佐左衛門

同 県下埴生郡境村麻生 麻生三郎平

同 県同 郡八生村宝田 小川景寛

同 県千葉郡千葉町寒川 片岡橘坪

同 県山武郡東金町川場 市東平次郎



記念碑建設願

建設場所千葉県千葉町 千葉記念碑建設借用地

第九百六十式番地／第九百六十四番地 合併 地主 千葉良胤 印

一 記念碑彫刻文別紙之通

右者千葉家歴代記念碑として前記之場所江建設仕度候間御許可被成下度奉願上候也

明治三十年十月十九日

千葉県山武郡東金町川場千四百四十三番地 市東由三郎 印

下埴生郡八生村実田千二百八十三番地 小川景寛 印

香取郡神崎町本宿 木内喜代太郎 印

下埴生郡安食村大字麻生百九十四番地 麻生三郎平 印

千葉県千葉町千葉千三十八番地 千葉神社官司 千葉良胤 印

千葉警察署長 警部宮越正良殿



記念碑建設事由書

一碑

千葉家は関東之名家にして千葉町は千葉家祖先以来累世之居城に有之候處終にその家滅亡し墳塋もまた蕪穢して不祀鬼と相成候ば痛歎之至りに付千葉家に縁固ある私共発起者となり其遠孫旧臣之遺族と謀り記念碑一基を建設し千葉累世之多位を茲に合察して之れを後世に遺伝し其多魂を慰せんか為め千葉町は旧縁之地にも有之旁以て右場所を撰定し建設之義出願する所以なり

明治三十年十月十九日

願人 一同連印

明治三十年十月二十日奥書願千葉町長鈴木太郎吉殿へ差出即日奥印受取直ちに警察へ願書一切碑文写共御添へ差出候篤と御調之上麻生三郎平方迄通知せられ候赴き之有因て一同帰宅致し候

千葉氏世累碑文

仮証

一金貳拾円也

但千葉常胤建碑保存金

右正に受領候也

千葉神社々司 千葉良胤 印

明治三十年十月十八日 氏子摠氏 和田秀之助 印

建設発起摠代人 麻生三郎平殿

右金額は千葉町千葉銀行江預置き候様為致候因て長保存金となる

第四三九七号

千葉県山武郡東金町大字川場千四百四拾三番地 市東由三郎

外三名

明治三十年十月十九日付 私有地へ記念碑建設願之件許可す

明治三十年十一月五日

千葉警察署長 警部 宮越正良

以上の如く千葉氏記念碑の建設は其後裔又は有志によつて計画せられたること日已に浅からずと雖不幸今に実現せざるも社会の進運は此の三百歳の間閑却せられたる千葉氏を再び地下に呼び起して、其研究会を組織せしめたり、千葉共進会は実に之が動機たりしなり

千葉氏研究会は広く同感の士を募り、深くこれを同人の脳裡に注入して、大に千葉氏を泉下に喚び起し以て町民を発憤興起せしめ、我千葉町を往昔千葉氏繁栄当時の如く、発展せしむべく、其素地を養成せんと目的にて明治四十二年町長の自宅に和田広吉、武本為訓、白鳥健、鈴木直太郎の四氏其他数名と会して之が研究に従事したりしが、其後種々の事情ありて為に後れたりしも、本年四月五日数多の賛成を得て、その発会を千葉町役場楼上に開会するに至りしは、吾人同士の幸栄なり、其趣意書及会則左の如し

#### 千葉氏研究会

千葉町に住して千葉の起原、及び千葉氏の事蹟を知らざるは、恰かも一家族にして其祖先及び家風を知らざるが如く、豈に愧つべきの限りならずや、案ふに我が千葉町は千葉氏が初めて上総の大椎より移転し来れるに創まれるにて、妙見社記録、千葉集、千葉大系図、下総国旧事考等の記する所に依れば、大治元年丙午六月朔日千葉始めて立つとあり、さればその起原は今明治四十三年を去る、実に七百八十五年前の事にして、即ち第十二世紀前半の昔に属せり

夫れ時間は実に万物を破壊するなり、昨の尊きもの今は卑しく、古人の拮据経営心力を竭したるの業も、今人は見て以て無用の長物として顧みず、例へば彼の矢作台の土器を発掘してこれを道路に遺棄し、又師範学校下なる妙見の神田は埋められて已に宅地となれるが如く、墳丘は鋤かれて桑田と変し、名跡は毀たれて荒原と化せり、是れ実に貴重の史料を滅すものにして、心あるものをして、空しく変化の無情に心懷を傷めしむるものあり、斯の如くにして千葉氏当年の盛事は日に堙滅し去り、往事杳として復た薄ぬるに由なからんとす、嗚呼是れ何の為ぞ嗚呼是れ何の故ぞ、思ふに是れ今人が古人を貴び、その偉績を敬するの思想乏しきの致す所ならんか、故に吾人は茲に同志と謀り本会を創設し、一は以て千葉氏の遺蹟を探究し蒐集し、一は以て此種思想の普及を期せんとす、是れ<sup>まこと</sup>洵に吾人が古に対するの義務なるべきなり、同感の士希くは奮て来り会せよ

明治四十三年三月二十一日

発起者 加藤久太郎

#### 千葉氏研究会々則

第一条 本会は千葉氏研究会と称し千葉町役場内に置く

第二条 本会は千葉氏の遺蹟を研究し会員各自か見聞したる歴史上地理上及びその他の講話を為し互にこれを交換併せて精神修養の資に供するを以て目的とす

第三条 本会は千葉氏に関係ある名所旧蹟等の保存方法に努むる事

第四条 本会は毎月第一土曜日午後一時より会員の講話会を開き又は時々名士を聘して講話を聴

たものとする

第五条 本会に会長一名幹事二名を置く

第六条 会員たらんとする者は何人を問はず会員の紹介を以て入会することを得

第七条 本会々費は有志家の<sup>きよきん</sup>醸金を以て之に充つるものとする

本会発会に際し、在葉各新聞は左の如く評論せり、これを録して世論の如何に本会を迎へたりしかを知るの資と為すべし

千葉評論第九十五号 吾徒千葉県民の立場より見る洵に千葉県の先祖なり千葉の開発者なり而してこれを敬し之れが遺蹟の保存を計り之が史蹟を攻究する必ずしし千葉氏同族を俟て始むべきにあらず千葉県民たるもの即ち千葉県民たちの資格に於て正に為さざるべからざるの義務に属せり果然去る五日を以て千葉町役場楼上に於て開催されたる千葉氏研究会は近来多く見ざるの盛況を呈し首唱者加藤町長の熱心と融合し初会には多くあるべからざる妙味ある研究をも交換するの機会を得たるは吾徒豈に研究会の為にのみこれを喜ばんや」と而してその数回会合の結果として出版せられたるは実に千葉町会の決議によりて七名の編纂委員を撰びて編成せられたる千葉誌也

### 房総叢書刊行趣旨書

我房総三州の地たる、日本の東南隅に突出せる半嶋国にして、山高からず水清からず所謂山水秀丽の地と称するに足らざれども、東南は太平洋に臨み、狂瀾怒涛澎湃雪を噴いて<sup>しょうとう</sup>鞞鞞千古の響きを絶たず、西は波穏かなる内海を控へ、富津の岬は、相模の観音崎と相對して東京湾を扼し北は曠原田野坦々として相連り、利根江戸の二流は西北境を繞り、印旛の碧湖は溶々として漣波を堪へ、中央より以南は、峰巒疊嶂錯然起伏し、其間幾多の小流を東西に分ち、宛然山国の状景を現出し、一面頗る平凡なるが如くにして、他の一面は優に壯觀を極めたり、房総の三州たる斯の如き地形を有せる上氣候温和にして地味肥えたるを以て、古來農牧の業に適し最も水産の利に富めり、是を以て太古時代より人類の來集する所となり有史以前の遺跡少からず、史を案ずるに神代の世経津主命神勅を奉じ、武甕槌命と共に芦原の中津国を平定し、來つて我北総に偉蹟を止させ給へり、降つて人代の初め、天富命沃壤を求めて東上に到り、好麻の生ずる所を総の国といひ、穀禾の生ずる所を結城郡といひ、阿波忌部の居る所を安房郡と名づけ、社を立て、太玉命を祀る云々と、事載せて古語拾遺にあり、斯の如く東國人文の先驅たる光榮を有する我房総は、日本建國と殆んど同時に開拓され、既に二千五百有余年の歴史を繼續せる国がら也。

日本武尊東征以來我房総も暫く静穩なりしが、天慶長元の二乱は、共に天下の大兵を動かし、日本歴史上に大關係を有せり、源頼朝の勃興するや、主として我房総を徇へ三州の人士また挙つて頼朝を援け、以て其大業を成就せしめたり、武門政治を鎌倉に創めし以來、いよいよ政權の中心地に接近し、幕府との交渉や多く、郡雄割拠の戦国時代に及んでは、我三州また関東諸國と其影響を受け、千葉、里見、足利、武田、結城の諸氏各地に拠り、虎視眈々、大は小を合はせ、強は弱を呑み、甲攻め乙禦ぎ、一勝一敗干戈止む時なし、天正十八年豊臣秀吉大挙して小田原城を攻むや、同時に房総四十余城を圧伏して、二百数十年来の騒乱紛擾を一挙に鎮靖せしめたり、徳川氏に至り、撒乱<sup>かんてい</sup>戡定の功創めて成り、三百年間頗る無事平穩なりしが、嘉永六年北米の一小艦隊突然浦賀に來り轟砲一発、泰平の夢を破りし以來、海内騒然、人心恟々、直に我房総と豆相の海岸とを警備せしむ、是より内外漸く多事となり、不逞の徒は常総の間に横行し尊王攘夷の説盛



に行はれ、斯くて維新の変乱となり、幕府の残兵我房総の各地に拠り、螻蛄の斧を揮ふといへども、大勢如何ともする能はず、頼朝幕府を開きしより、六百八十二年にして政権及び皇室に帰し普天率土齊しく皇恩に浴するの幸福を得たり。

以上は是れ房総三州史の概要なれども、其間偉人蹶起し、名士輩出し、産業興り、開墾行はれ、年に豊穰あり飢饉あり、時に災疫あり、暴風あり、地震あり、近くは交通開け、堤防築かれ、教育進み、政党起り、軍備革り、行政整ひ、所謂天事人事に関する百般の出来事あり、若し是等百般の事蹟を蒐集し、以て詳細なる記録を作らんか、我房総人に与ふる裨益蓋し多大なるべし、我房総内の戦乱、伝記、名所、文学、行政産業、風俗、人情等に関する記録少しとなさざれども、未だ古今を通じ、総合的に大成せる著述なきは予輩の常に遺憾とする所なり、尤も先輩諸氏の拮据精励に成れる安房国誌、上総国誌、上総町村誌、下総旧事考等の如き、やゝ浩瀚にして有要なる著書あれども、これ等の書は、素より坊間に乏しく、座右に備へ置くこと難し、而して一面に於ては、従来の方房総国誌及び将来の方房総国誌の好参考書たるべき古記旧録は、年一年に其数を減じ、各地に散在せる謄写本の如きは殊に湮滅し易く、今にして之が適當なる保護を加へざれば、漸々散逸或は湮滅して、またこれを得ることいよいよ難く、後人をして之が遺憾を感じしむること、今日予輩が蒐集に普心するよりも一層甚だしからんとす。

抑も一州一県に関する行政、経済、産業、教育、土木、衛生等の事は、各州県人にて処理するが如く、州県に於ける學術の研究、古記録古器物の保存、偉人傑士の事蹟を広く世に知らしむるは、当然其州県人の尽すべき義務なりとす、就中謄写せる古記録の如きは、其数至つて少く一旦これを散佚せしめんか、或は徒らに蠹魚の腹を飽かしめ其形を失はんか、後来これを手にすること甚だ難く否再びこれを求め得るの機会絶ゆることあり、予輩は我房総に於ける有用古書類の保存を以て目下の要務なりと信ず、然れども私利を図るは人情の常なり、古書類保存の如き、隱微にして併かも直接の私利なき事業に努力せんとするものゝ如きは、愚者にあらずんば狂者と譏られん、然るに予輩は房総古書類の保存が、現時及将来幾多の裨益あることを信ずるが故、常に隔靴搔痕の惑なき能はず、敢へて謏劣を顧みず、茲に房総叢書の刊行を企てたり、其趣意たる前途の目的に基き、後来房研究者の志料に供へ、またこれを内には郷土誌の資料に供へ、これを外にして日本史上の参考に資せんとす、尚先輩無名の諸氏が苦心黽勉せられたる著述を永く保存して其卓見篤行を表すると共に、比較的灯台下暗き州人をしてこれを繙読するの間不知不識房総の治乱興廢、国土の沿革、文学、名勝、旧跡等を知らしめ、聊か房総社会に貢献せんと欲す、予輩の希望は其れ斯の如くし、然れども微力限りあり、到底二三の同志を以て、此事業を成就すべきものに非らず、茲に大方諸君の同情をもとめ、広く購読者を募り、以て無前の刊行を試みんと欲す、同感の諸君は幸に同情を寄せられ、速に購読の榮を賜ひ、以て予輩の微志を遂げしめ給はらんことを、而して其内容の如きは請ふ別記の刊行書目及び同規定に就て熟覽せられよ。

明治四十四年七月

千葉県長生郡鶴枝村立木六百六拾六番地

房総叢書刊行会

~~~~~

#### 房総叢書刊行規定

一本叢書は房総三州に関する旧記古書の類を蒐集し類は頒ちて掲載するものとす。但輓近の著作

といへども必要と認むるものは往々之を収載す

一安房の誌上総国誌上総町村請下総旧事考香取安志浩、安房志、安房国誌、上総国誌、上総町村誌、下総旧事考、香取郡誌の如き皆有要の著書と認むれども是等は巻帙浩漭の完本にしていづれも明治時代の出版にかゝれば殊更之を載せず

一本叢書は菊判にし一冊七百ページ以上として一千部限り発行し非売品とす

一本叢書は予定数に達する後印刷に着手するを以て購読せんとする者は本年（四十四年）、十一月末日までに申込まるべし。実価金壱円及郵送料は製本出来の上通知するを以て其際送金せらるべし。其以前は一切購読料を請求せざるものとす。但配本は来四十五年五月頃とす

一本会は学習院教授大森金五郎氏を顧問とし別に有名無実の賛助員を置かず会主高橋徹一自ら置名し誠心実意公衆の為め孜々として刊行の事に従ひ決して無責任の事を為さず其点については請ふ不安の念を去られよ

一本叢書に収載すべき書籍は概ね別記の如し、但し多少の増減あるべし。猶本書目以外房総三州に関する要書珍本を蔵するの諸彦は切に貸附せられんことを希ふ、勿論其取捨撰択は本会の任意とす



### 房総叢書目録

|        |             |         |             |
|--------|-------------|---------|-------------|
| 将門記    | 千葉盛衰記       | 千葉集抄    | 総葉概録        |
| 房総軍記   | 房総治乱記       | 里見軍記    | 里見代々記       |
| 里見九代記  | 酒井記         | 土気記     | 国府台戦記／御弓御所様 |
| 鴻台後記   | 結城戦場物語      | 笹子おちの草紙 | 御討死物語       |
| 古語拾遺抄  | 日本総国風土記抄    | 東鑑抄     | 鎌倉大草紙抄      |
| 千葉系図   | 千葉系図別本      | 千葉支流系図  | 里見系図        |
| 里見系図別本 | 里見系図密蔵院本    | 結城家譜    | 里見家分限帳      |
| 房総志料続篇 | 安房国台所／領諸給帳写 | 椿新田記    | 市兵衛記        |
| 万石騒動目録 | 万葉集抄        | 廻国雑記抄   | 成田参詣記       |
| 中山詣    | 上総往来        | 金ヶさく紀行  | 香取日記        |
| 相馬日記抄  | 南遊雑記        | 香取私記    | 佐倉風土記       |
| 房総編年史  | 其他          |         |             |

千葉県長生郡鶴枝村立木六六六

明治四十四年十一月

房総叢書刊行会

### 【広告】

#### 北海道之隆運

農学博士 高岡熊雄君 序／北海タイムス主筆 山口政民君

小樽新聞記者 坂牛天民君 文／吉田璣 編纂

菊版四百有余頁／内写真銅板百余葉／定価金八十銭

北海道旭川町 弘文堂書店発行／明治四十三年五月出版

**北海之新天地**

網走支庁長 山浦常吉君／北海道庁技師 蠣崎知二郎君 序  
北海道會議員 岩田宗晴君／道庁編纂主任 河野常吉君 文  
吉田璣 編

菊版約二百頁／写真銅板二十葉／定価金四十錢

北海道北見網走港町 北拓社發行／明治四十三年十月出版

吉田璣編 房総史研究第二卷 武田氏

目下起稿中

右取次所 下総香取郡吉田村 北拓社

**【奥付】**

(版權所有) 明治四十四年十一月二五日印刷／明治四十四年十一月三一日發行 定価金三十錢

著者 千葉県香取郡吉田村 吉田璣

編輯兼發行者 吉田璣

印刷所 千葉県千葉郡千葉町千葉五百四十八番地 多田屋工場 千葉活版所

印刷人 同所 岩倉順造

發行所 千葉県香取郡吉田村 北拓社

## 【資料5】吉田璣編著『千葉盛衰記』（吉田璣 1914・6）

### 序

大正三年六月発行千葉盛衰記

友人吉田某君。房総史研究。陸続成編。曩叙千葉氏宗家。今又及千葉盛衰記編次可謂有倫乎。聞此書。東金街。市東某君之藏也。今則得行于世。可謂蓄藏之功有益後世也。吉田某君加以搜索。今也詳密遠出前記之上。亦足以觀千葉氏之盛衰乎。凡国之所以荒廢存亡者。雖一而不足。多因其臣下之賢否。臣下賢則使其国長享昌平富強之榮。諸大国亦畏之。否則罅隙自生。民亦苦塗炭乎。千葉氏夙承名族之後。綏東陲。世爲豪族。其臣整理內政。使其主無憂慮是以国治兵強。後因其臣之昏德。遂至滅亡。豈可不戒哉。若夫考當時各国之狀。皆嘉謀嘉猷。使其主歸于正。能存先祀焉。易曰。聖人以順動。則刑罰清而民服。先生以樂崇德。薦之上帝。以配祖考。周公用之周室尊榮。孔明用之先生富強。賢臣名相。有關国之興廢也。如此千葉氏之存亡。亦得無似之。可不思乎。吉田某君亦與余同感。因叙一言以贈焉。

明治四十五年七月上澣

平山彬

### 発刊之趣旨

千葉氏遺跡保存会第三条第三項の趣意に基きて本書を刊行す

（委しくは去る三十五年中千葉町に於て当時千葉郡長たりし行方幹及び県下の名士によりて企てられたる千葉氏遺跡保存会の趣意書にあり）

### 千葉氏遺跡保存会設立趣意書

吾カ千葉氏ハ天潢ヨリ出本州ニ司牧タル凡ソ三十余世七百余年世々関東八館ノ最ニ居リ覇府ノ元老タリ是ヲ以テ支族繁衍系譜載スル所無慮二百余家独リ二総ノ間ノミナラズ遠ク奥羽筑紫ノ諸国ニ散処ス、謂ツヘシ盛ナリト、天正ノ役時ノ否連ニ属シ国亡ヒ祀絶ユ何ソ慨歎ニ堪ン爾来星霜ノ久シキ其墳墓ノ如キ或ハ草萊ニ埋没シ其城墟ノ如キ或ハ鋤犁ニ侵牟セラル、者往々コレ有リ苟モ其遺民タリ余裔タル者一日モ黙視傍觀シテ可ナランヤ夫レ報本反始ハ禮經の存スル所而シテ慎終追遠ハ聖賢ノ訓ナリ因テ本会ヲ設立シ其墳墓遺跡ヲ永遠ニ保持センコトヲ謀ル有志諸公幸ニ此微衷ヲ諒シ協賛扶翼ノ榮ヲ賜ヘ

明治三十五年五月 發起人（イロハ順）

|        |        |        |       |        |
|--------|--------|--------|-------|--------|
| 伊藤舒    | 伊藤泰歳   | 伊藤茂太郎  | 市原直次郎 | 石橋善左衛門 |
| 石橋朝太郎  | 入江重左衛門 | 飯田直枝   | 飯豊利一  | 五十嵐敬止  |
| 原庫二    | 畑野亀次郎  | 萩原顕之允  | 星次光胤  | 紅谷四郎平  |
| 豊田三郎兵衛 | 東常介    | 千葉清    | 千葉東   | 千葉良胤   |
| 千葉弥一郎  | 千葉禎太郎  | 千葉洪胤   | 大森逸翁  | 大森源次郎  |
| 大須賀庸之助 | 大須賀行之助 | 大塚照尊   | 岡田泰胤  | 小野寺久太郎 |
| 小高敬三   | 大水光重   | 渡辺伊左衛門 | 鐙木保   | 香取総磨   |
| 吉田芳太郎  | 高梨恕平   | 田村吉右衛門 | 染井善随  | 行方幹    |
| 南波義栄   | 中台文内   | 村岡良弥   | 海上胤平  | 国松喜惣治  |

|        |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 葛原隆光   | 松山英胤   | 松本平四郎  | 藤代市之輔  | 近藤多喜司  |
| 円城寺清   | 円城寺復太郎 | 円城寺治雄  | 寺島五兵衛  | 秋元与惣兵衛 |
| 沢田惣右衛門 | 佐野庫之助  | 斉藤信三郎  | 安東良胤   | 木島百次郎  |
| 木内重四郎  | 木内甚左衛門 | 三山安左衛門 | 三和弥三郎  | 三橋茂兵衛  |
| 柴野要之助  | 渋谷嘉助   | 神保忠作   | 平田盛胤   | 平山臯次郎  |
| 日暮小二郎  | 飛田良吉   | 清宮利右衛門 | 鈴木利右衛門 | 鈴木太郎吉  |
| 鈴木平左衛門 | 鈴木乗繁   |        |        |        |

### 千葉氏遺跡保存会則

第一条 本会ハ千葉氏ノ偉績ヲ表彰シ英霊ヲ弔慰スルヲ以テ目的トス

第二条 本会ハ千葉氏遺跡保存会ト称シ事務所ヲ千葉町ニ置ク

第三条 第一条ノ目的ヲ達センカ為メニ左ノ諸項ヲ遂行スル者トス

- 一 千葉氏累代ノ墳墓及ヒ族類ノ墳墓ヲ修理スル事
- 二 千葉城址タル千葉町猪ノ鼻臺ニ千葉氏ノ偉績ヲ歴叙セル一大碑石ヲ建設スル事
- 三 千葉氏同族ノ系譜及古文書ヲ蒐集シ歴史ヲ編纂シテ会員ニ頒ツ事
- 四 千葉町ニ靈廟ヲ建設スル事
- 五 墳墓ノ修理完成ニ至レハ大祭ヲ举行シ且毎年一次祭祀ヲ執行シテ英霊ヲ弔慰スル事
- 六 基本金ヲ蓄積スル事
- 七 右ノ外評議員会ニ於テ決定セル事項

第四条 本会ノ旨趣ヲ翼賛セル諸賢ハ族籍氏名及義捐金額又ハ寄附物件ノ種目価額ヲ記載シテ本会ニ通告セラルベシ

第五条 会員ヲ分テ左ノ四種トス

- 一 名誉会員  
華族貴紳又ハ金百円以上若クハ之レニ該当セル物件ヲ義捐セル者
- 二 特別会員  
本会事務ノ賛助ヲ請フ為メニ評議員会ニ於テ推薦セル者
- 三 正会員  
金拾円以上ヲ義捐セル者ヲ甲種トシ金五円以上義捐セル者ヲ乙種トス物件ヲ寄附セル者モ其価額ニ從テ之ニ準ス
- 四 賛助会員  
金五円以下又ハ之ニ該当セル物件ヲ義捐セル者

第六条 義捐金又ハ物件ヲ皆納セル者ハ其金額物件ノ種目価額及ヒ氏名住所ヲ巻軸ニ写載シテ永ク本会ニ蔵メ且新聞紙ヲ以テ広告スヘシ

第七条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

会長 一名 副会長 一名 評議員 若干名 幹事長 一名 幹事 若干名

第八条 会長、副会長ハ評議員会ニ於テ華族貴紳ヲ推選シ評議員幹事長幹事ハ名誉会員及ヒ正会員之ヲ互選ス

役員ノ任期ハ満三年トス但満期後再選セラル、事ヲ得

第九条 役員ノ常務左ノ如シ

会長ハ本会ヲ統率シ会議ノ議長トナル  
副会長ハ会長ノ職務ヲ補佐ス  
評議員ハ本会ノ事業ニ関スル評議ニ参与ス  
幹事長ハ本会一切ノ専務ヲ管掌ス  
幹事ハ庶務会計ニ従事ス

第十条 評議員会ハ必要アル毎ニ会長之ヲ招集ス

第十一条 義捐金及ヒ寄附物件ハ幹事長ノ名ヲ以テ領収証ヲ発シ領収セシ金円ハ確實ナル銀行ニ預ケ入ルハ者トス

第十二条 前条ノ領収金円ハ本会ノ経費ニ充テ其剰余金ハ蓄積シテ利殖ヲ図リ将来ノ維持ノ資ニ充ル者トス

第十三条 本会経費ノ出納ハ毎暦年度之ヲ決算シテ会員ノ閲覽ニ供シ且新聞紙ヲ以テ広告スル者トス

第十四条 本則ハ評議員会ノ決議ヲ経ルニ非サレハ之ヲ変更スルヲ得ス

千葉氏遺跡保存会補則

第一条 会員募集及ヒ義捐金品徴収ノ為メ東京及ヒ各郡ニ委員ヲ置キ会長之ヲ囑托ス

発起人ハ会員募集委員ノ得ヲ以テ有志者ヲ勧誘シ入会通告書ヲ受領シタル時ハ直チニ幹事長ニ送付シ又ハ在京及其郡ノ募集委員ニ送付スル者トス

第二条 会員募集委員ニ於テ入会通告書ヲ受ケタル時ハ其時々幹事長ニ送付スル者トス

第三条 義捐金品徴収委員ニ於テ金品ヲ受領シタルトキハ仮ニ領収証ヲ交付シ置キ幹事長ニ送付ノ上本領収証書ヲ受取り本人ニ送付スル者トス

第四条 幹事長現金ヲ受領シタル時ハ予定ノ銀行ニ預ケ入レヲ為ス者トス

第五条 会員募集及ヒ義捐金徴収ニ要セシ実費ハ本会ヨリ之ヲ支弁ス

此場合ニ於テハ仕訳書ヲ添付シ幹事長ニ請求ヲ為ス可シ

第六条 幹事ハ庶務及ヒ会計ノ事務ヲ分掌スル者トス

第七条 工事其他ノ事務ニ付テハ庶務幹事ニ於テ幹事長ニ稟議ノ上決行スル者トス

第八条 費用ノ支弁ヲ要スルトキハ庶務幹事ニ於テ幹事長ニ稟議シ判決ヲ受ケ会計幹事ニ送付スル者トス

第九条 会計幹事ハ庶務幹事ヨリ送付セラレタル証憑書類ニ依リ支払切符ヲ作製シ領収書引換ヘニ債権者ニ交付シ銀行ヨリ現金ヲ受領セシムル者トス

第十条 入会通告書用紙ハ左ノ式ニ依リ調製シ兼テ発起人及ヒ委員ニ送付シ置ク者トス

入会通告書

千葉氏ノ偉績ヲ表彰シ英霊ヲ吊慰スルノ趣旨ヲ賛成シ入会致候也

原籍 府市／縣郡 番地

現住所 府市／縣郡 番地

府縣族

|            |   |   |   |    |   |
|------------|---|---|---|----|---|
| 明治         | 年 | 月 | 日 | 氏名 | 印 |
| 千葉氏遺跡保存會御中 |   |   |   |    |   |
| 追テ金圓義捐可致候也 |   |   |   |    |   |

經費概算

|        |          |
|--------|----------|
| 一金壹千円  | 建碑一切ノ費用  |
| 一金壹壹千円 | 墳墓修繕及墓標費 |
| 一金八百円  | 事績編纂費    |
| 一金六百元  | 靈廟一字建造費  |
| 一金五百円  | 祭典費      |
| 一金參千円  | 維持金      |
| 一金百円   | 雜費       |
| 計金七千円  |          |

明治三十五年五月十八日千葉町ニ於テ創立会ヲ開キ役員ヲ選挙セシニ其結果左ノ如シ(イロハ順)

|     |                      |        |        |        |        |
|-----|----------------------|--------|--------|--------|--------|
| 会長  | 当分之ヲ欠キ其職務ハ幹事長仮ニ之ヲ撰理ス |        |        |        |        |
| 副会長 | 当分之ヲ欠ク               |        |        |        |        |
| 評議員 | 五十嵐敬止                | 伊能茂太郎  | 石井菊次郎  | 原庫二    | 林泰輔    |
|     | 紅谷四郎平                | 千葉禎太郎  | 千葉弥一郎  | 岡田泰胤   | 大森金五郎  |
|     | 大森源次郎                | 大須賀庸之加 | 香取総麿   | 田村吉右衛門 | 行方幹    |
|     | 村岡良弼                 | 松山英胤   | 松岡蔵之助  | 松井簡次   | 松本信之助  |
|     | 円城寺治雄                | 寺島五兵衛  | 沢田総右衛門 | 木内重四郎  | 渋谷嘉助   |
|     | 神保忠作                 | 白鳥庫吉   | 飛田良吉   | 鈴木太郎吉  |        |
| 幹事長 | 行方幹                  |        |        |        |        |
| 幹事  | 原庫二                  | 畑野亀次郎  | 紅谷四郎平  | 大森逸翁   | 大森源次郎  |
|     | 岡島栄蔵                 | 木島百次郎  | 飛田良吉   | 鈴木太郎吉  | 鈴木平左衛門 |

千葉一族姓氏一覽

|     |     |      |     |     |     |    |     |     |     |
|-----|-----|------|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|
| 村岡  | 三浦  | 鎌倉   | 梶原  | 大庭  | 長尾  | 俣野 | 津久井 | 平塚  | 芦名  |
| 石田  | 中山  | 岡崎   | 真田  | 土屋  | 杉下  | 和田 | 高井  | 由井  | 大多和 |
| 土橋  | 多々良 | 林    | 川津  | 矢部  | 大川戸 | 山口 | 長   | 大井  | 杜   |
| 佐原  | 蜷川  | 真野   | 猪苗代 | 比田  | 藤倉  | 会津 | 長井  | 鮎川  | 中村  |
| 山辺  | 土肥  | 秩父   | 葛西  | 小山田 | 高山  | 豊島 | 江戸  | 葛貫  | 河越  |
| 畠山  | 長野  | 稲毛   | 小沢  | 出田  | 榛毛  | 村上 | 野与  | 埴生  | 鴨根  |
| 栗飯原 | 岩部  | 原    | 金原  | 相馬  | 佐賀  | 房西 | 周防  | 大須賀 | 岡浜  |
| 衣山  | 多谷  | 大蔵   | 渋江  | 箕勺  | 鬼窪  | 栢間 | 八条  | 黒浜  | 大畑  |
| 須久毛 | 神倉  | 古志賀谷 | 成東  | 小荃  | 伊西  | 伊北 | 伊東  | 伊南  | 周東  |
| 周西  | 丁南  | 印東   | 大内  | 潤野  | 大椎  | 椎木 | 綱田  | 佐是  | 佐瀬  |

|     |    |     |     |         |     |     |     |     |     |
|-----|----|-----|-----|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 加々美 | 天羽 | 角田  | 金田  | 鐮木      | 臼井  | 匠瑳  | 鷺尾  | 飯高  | 湯浅  |
| 海上  | 椎名 | 醍醐  | 椎津  | 野手      | 井土野 | 宮和田 | 松山  | 山桑  | 小見  |
| 飯倉  | 長岡 | 太田  | 福岡  | 太浦      | 台   | 岩室  | 小田辺 | 柴崎  | 千田  |
| 六崎  | 武石 | 国分  | 東   | 境       | 神崎  | 三谷  | 立沢  | 平田  | 中沢  |
| 辺田  | 寺尾 | 遠山方 | 白井  | 千葉      | 戸張  | 矢本  | 田部多 | 荒見  | 奈古谷 |
| 成毛  | 松沢 | 関戸  | 賦馬  | 大戸      | 村田  | 横山  | 矢作  | 大戸川 | 高上  |
| 松本  | 馬場 | 木内  | 下総  | 風早      | 虫幡  | 油田  | 油良  | 蕪木  | 円城寺 |
| 坂戸  | 小松 | 南城  | 遠山形 | 石出      | 越後  | 門井  | 多古  | 亘理  | 遠藤  |
| 野田  | 椎崎 | 鹿島  | 公津  | 以上百八十四姓 | 渋谷  | 岡田  | 鳥谷部 | 五十嵐 |     |

以上四姓補

以上挙ぐる所の姓氏は我が千葉大系図即ち鐮木本の正本に載する所なり今茲に列記して同族諸君の参考に供す其の支流分派の姓氏の如きは他日調査を遂げ更に紹介するの時あるべし嗚呼千葉家の衰運に陥りたること実に三百有余年然りと雖も其系譜の正確にして同族の此の如く明晰且つ多大なるものは蓋し他に匹儔なかるべし此多大なる同族にして協同補翼以て挽回の策を講せば以て此氏族の名声を發揚することを得べく従て家運隆興の期に再会することを得へし庶幾くは同族諸君の高見卓説を泄すに吝ならざることを

千葉権介俊胤之裔孫

明治三十年十二月十二日第四回千葉同族会の日 鳥越神社々司 鐮木鑿麻呂記

誤テ左ノ十姓ヲ脱ス

長江 小早川 武蔵 横根 桜田 栗野 田部 上野 那知 岩橋

### 千葉盛衰記

抑千葉氏の由来を尋ぬるに人王五十代桓武天皇に五人の宮有、第一の宮は平城天皇、第二の宮は嵯峨天皇、第三の宮は淳和天皇、第四の宮は葛田親王、第五葛原親王此孫高望王也 一品式部卿葛原親王息高見王其子高望王從五位下上総介此時始賜平姓 爰に仁王六十一代朱雀帝承平元年六月俄に空かき曇り大雪降寒風烈しく山川江河の水忽ち閉巖冬の景色に似たりかかる天災いかなる故にやと上下諸人怪みけり又其後秋のなかばに帝御遊の砌築山の蔭より男鹿一疋馳出て忿怒の有様なりければ主上は幼のふして未画けるより外御覽なければ大に恐れ給ひぬ此時に鹿は宮殿楼閣へ上り馳迫り人を喰はんとす時に人王五十六代清和天皇の御孫六孫王經基に仰て是を射とめたり其頃都鄙の人口に鹿は春日明神の御使召也今かかる事有は彼御末孫内か又は源平の上卿の中か朝家を傾けんとする人有んかと叫けるか果して思ひしられけり

爰に桓武帝の御末孫に滝口小治郎相馬将門といふ人有其人と成り狼戾にして礼法にかかはらず非望を謀り朝家を傾け己れ帝位に登らんと思ひ立こそ不敵なり去ほどに驕奢日を追て超過し下総国猿島郡石井の卿に都を建て大内裏の相景をうつし百官を召仕ひ自平親王と号す一族を集会して評議しけるは我先関東八ヶ国を貢靡け其勢をもつて都に上り今上皇帝を遠島に遷し我新皇帝と仰かれ四海を掌に握ん事なんの子細か是あらんと衆議一決しけるされは今の平安城は吾先祖桓武天皇延暦十二年大納言藤原小黒麿左大弁に勅命有て大内裏経営有て成就す往古神武天皇始て大和国畝傍山をひらき都を建たまふ懿徳天皇 仁王第四 二年大和国輕地に遷都す考安天皇 仁王第六



二年大和国室地に遷都す孝元帝 仁王第八 四年ふたたび軽地に遷都す開化天皇 仁王第九 二年春日志辛川に遷都す崇神天皇 仁王第十 三年磯城に遷都す垂仁天皇 仁王十一 三年継向に遷都す景行帝 仁王十二 二年美濃国に遷都す成務天皇 仁王十三 元年江州志賀に遷都す仲哀天皇 仁王十四 二年長門国府に遷都す仁徳帝 仁王十七 元年摂津難波に遷都す履仲天皇 仁王十八 二年大和国岩余郡に遷都す反正天皇 仁王十九 元年河内の丹比に遷都す安康天皇 仁王二一 大和国名上に遷都す安閑天皇 仁王二八 二年大和国勾金に遷都す継体天皇 仁王二七 再び大和国磯城に遷都す皇極天皇 仁王三六 摂津難波に遷都す天智天皇 仁王三九 三年江州大津に遷都す又難波の平に都を立夫より又近江の保良に都有此御時迄は帝崩御し給へは余地を新にゑらみて遷し給ひけり

斯て将門逆心日々に増長し宗徒の一族を相集め合戦の評定す爰に常陸大椽国香の三男平三兼任といふ者は将門の従弟なりしか列座に有て面々の謀を委細に聞濟し一決終て皆々退去す兼任も常陸に帰りしか其後将門招けれとも来らず偕兼任一人先日の評定にも一言の異言もなく察する所彼は二心に必定せり延引せばゆゆしき大事なるへし諸方を差置先国香を責へしとて舎弟御厨三郎将頼を大将として国中の軍勢二千五百余騎常陸国へ押寄る夫より兼任直に土浦の居城に帰り父の国香に叛逆をかたりければ大きにおとろき是は不思儀の珍事かな吾当国に住してしかも親しき一族の隠謀を知りなからたちまち国中の騒動人民の苦み朝家に向ひ何の申訳も有へきそ事の軽きうちに速に追討すへしとて近隣の諸士家人等を催しけるに其勢都合一千三百余騎長男上平太貞盛在京にて居合はず次男繁盛三男兼任を両大将として城より三里を打出て宇志久野に陣を取て将門の勢を待居たり去ほとに将頼は簾の手をすすめて推し来る兼任の軍勢は射手を左右に進めて待居思ひの儘に敵を導入しはらく相戦ひけるか将頼は兼任繁盛両人の軍勢に囲れ終に討負逃行ければ将門此よしを聞て大に驚き自ら出馬すへしとて当国相馬の津に討出て諸軍の手分をしたりけり常陸国には一戦に討勝て諸卒勇をなす所に将門大軍にて押寄ると聞へしかは一族郎等をよひ集め色々の軍議評定して承平元年十一月十二日の暮時より土浦立て藤代川を前に当て陣を取れば将門も兵をすすめ川より西に陣を取る明れは十三日両陣の兵時の声をあけて入乱れ数ケ度戦ふ時に将門求黒とて五尺三寸有ける駒に乗り弓杖突て大音に呼はりけるは我十善の皇統を心にかへ斧鉞をとつて万国征伐のために進発するところには是をささゆる者は大椽国香と覚へたり何んぞ叔甥の睦敷かるへきに此闘争に及へるや某か矢一筋受て思ひ知り給へと五人張に拾五束三ツ伏引絞る爰に笠間の庄司行国と云者国香と馬をならへて居たりしがそは大事そと思ひて国香の矢面に立塞り居たりしか将門か切て放す矢行国の胸板を射貫て大将国香か妻手の方に立痛手なれば馬より真逆さまに落にけり諸卒是に気を失ひ遂に討負て是より良文を頼みける

村岡与五郎良文は土浦の飛脚櫓の齒を引かごとくなれば良文聞たまひて将門朝恩を忘れてかかる悪逆を企つる事甚以て無道なり速に誅せずんは有へからずとて家臣一族を相催し土浦の後詰をいそぎ兵糧武具等を舟積にして鎌倉の稲村か崎より乗出す大将良文のたまふよふは土浦の順路は寒川着船よしといへとも池田の郷に住居せる吾弟良兼将門に与力してあれば定て道を遮るならん馬加の浦へ船をよせよとて則彼馬加の里に着船有て所の百姓を召され路次の案内を致させて下利根川の向ふを見渡す所に軽卒式人勇み進んで通ける良文見給ひて彼の兩人を召ての給ふよふ某は新都へ後詰に参るところなるか今度宇志久野の軍は如何と問ひ給ふ彼の兩人申けるは新帝御思慮浅からず早速に国香を打亡したまひて追付還幸ましますによつて我々先達て御注

進の飛脚なりと申ける是によつて良文のたまふよふは然は土浦は必定落城したるへし後詰の手に合はず返つて将門其勢に乗して攻寄るならば大敵なればなかなかはかりかたしと推量して智略を廻らし夫より将門の本城へ押寄て留守を窺はんと彼兩人を案内として下総国相馬郡辛島へ旗を向られける斯て良文は城下に至りて宣ふは某は新帝土浦御発向の御供せんと参る所に御戦速にて後詰の御手に合すよつて御勝軍の御賀のため半途より是迄参り候とて紅に根笹の紋の旗を翻して招給ふ是を見て城兵はなんの思慮もなく城門をさつと開き入れれば良文城内へ入と等しく鯨波を一声にとつと揚て切て迫りければ城兵思ひよらさる事なればうろたへさわきて逃廻る所を良文の手の者勢に乗して馳散し城兵を五百五十三人討取て所々に火をかけたれば忽ち猛火となつて燃上る是を見て良文宣ふは軍は思ふほど勝利したり将門帰陣せば戦危かるへきとて士卒をまとめ馬加へ引返し速に船に取乗り鎌倉さして帰給ふ将門は国香の一族一人もあまさず討とれと下知をなす所へ笠神善治といふもの馳来り本城の様子大息つみて注進しければ将門大に打驚て夫こそは一大事なれとて土浦を打すてて俄に陣を引はらひ相馬の城へ帰りける国香の残兵万死を出て一生を得たりと土浦の城へ引籠りける〈桓武天皇より四代高望王の長男常陸の大椽良望後改名して国香と云 鎮守府將軍良將其子将門也良文は良將の弟なり〉

平三兼任繁盛兄弟は父の国香を扶け城中へ帰りけれとも痛手なれば養生叶ひかたぐ国香は在京の貞盛に遺言を伝へよとて遂に空しく成りにける是によつて近国は皆敵となりければ兄弟も城中に居かたく武蔵相模をさして落行けるとなり

将門は年月を積りて營建たる宮殿楼閣を良文かために焼亡されて齒嚙をなして大に怒り先土浦を差置良文を追討すべしとて良文の居城に押寄んとありければ権守興世といふもの進出て申けるは先下野国箕田の城に至りて六孫王経基を討随へたまへと有ければ将門もつともといひて其勢都合六万余騎威勢奮雷のごとく打立て武蔵国平井の郷に陣を取良文は是を聞て吾か親族に朝敵の名を得る事末代迄の恥辱也某此敵を討亡し先祖の名をすすくへしと諸卒を勇め評議有処に上野の国司も彼の威勢に恐れ城を捨て落たるよし又箕田の城主も落城して経基も落行たまふと聞へければ良文宣ふは我経基の勢と一手に成て将門を中に挟んで討んと思ひしに事相違せりさあらはとて引返すへきにもあらずとて僅に三千五百余騎を以て討て還り朝恩に報せんと承平貳年辰十二月二二日上野国群馬郡染谷川を前に当て陣を取時に将門是を聞良文こそ飛で火に入夏の虫に似たり唯一挙に討破りて相馬にて討れたる士卒の死霊に報すへしと道より馬を引返して染谷川の隅向の岸に陣を取夫より両陣入乱れ火花を散らして攻戦ふ時に将門思ふ様所詮彼を生捕にして存念を申聞せて其後首を刻へしとて軍卒に下知して外の敵には目も呉ず只良文を生捕と大音上げて呼はりける三千五百余騎の良文は此勢ひに少もひるます良文下知し給ふは一人も残らず討死して君王の朝恩を報ひ奉れと其身も死物狂ひになつて戦ひける然れとも敵は大軍味方は小勢なれば伐とも突とも唯潮の湧くことくにて良文の小勢を真中に追取込んで一人もあまさず討てとれと襲競へは良文を初として遜るへきよふはなかりける良文此時先一方を切抜んとて籠の手をすすめて我籠を目当にして来れとて切先より火炎を出して呼叫て相戦ふ矢喚の聲は百千の雷の轟くことく良文の士卒心は猛しといへとも鉄石にあらされは大半討れて既に良文も危して事急に見へける所に俄に黒雲一陣良文か籠の上に覆ふて日暮て敵勢は物の間色も見わけ得ず終に良文の行衛を見失ひける良文の士卒は根笹の籠を目当にして一方を切抜秩父の方へと落にけり其時良文に随ふ人々には上野次郎忠頼権中将三浦忠光上野介良経村岡平太夫忠道栗飯原文次郎常時以上主従七騎なり

〈私曰主従六騎也一人は書落したるか但千葉妙見縁起には良文将門一致にて常陸国香を討の  
砌此七騎落と云ふことあり其時将門を入れて七騎なり ○追加、本庄治郎良忠を入れて此  
時の七騎落と云也不定 此を千葉の古き書には七葉七騎落と記せり〉

頃は承平二年十二月大晦日の夜なりしが雪平等にして闇を引替て明らかなれは何地の方か村里や  
らんと唯うかうかとして行程半里計にして辻堂の前に出けり此時六人の人々は大將良文を見失行  
衛心許なく尋ねもとめてけるに此辻堂の前にて出合終に主従一処に成にけり夫よりも此村へ御入  
有て一宿す明れば承平三年正月元日なれとも年頭の御礼もなく翌日二日になりぬれば降続たる雪  
漸く暮方より止みけり斯て将門最早雪止みぬれば定て良文落行へし此節に討て取と正月三日山里  
村林草木を分て尋来るよし聞へければ良文最早武運も是迄なり所詮雑兵の手に死せんよりは腹搔  
切り朝恩に報せんと既にこふよと見へし処に六人の人々陣中で切腹を押留ける是によつて良文再  
簾を出されて染谷川の南岸に七葉の根笹の紋の簾を押立陣を取て敵を今やと待給ふ此簾を見て落  
散たる味方の士卒爰かしこより馳集る然とも其勢よふよふ百騎に足らさりき良文短兵を以て川を  
隔て陣を取されとも敗軍の後結なければ天種は射尽しぬ唯打物にて手結の勝負と相定ひとへに討  
死と覚悟してこそ待居たりかかる処に将門は良文か小勢なるを見て彼か首を見ん事今日の一戦に  
有とて陣中より射懸る矢は雨のごとく良文も秘術を尽して禦戦ふといへとも大軍なれば伐とも突  
ともいやか上に競ひ来りて唯鉄壁の囲に入たるかごとく殊に良文をはしめ戦ひ疲既に危く見へし  
処に数万の軍勢の時の声をして鳴響白雲一村降ると見へしか鬢面結たる童子壱人金色の直垂に白  
妙の袴を着し利劔を提げ敵は小勢なるそかかれや討よと下知をなす良文是に力を得て取り返して  
将門か大軍に討て懸る敵軍是に壁易して崩れたつ此時将門は川の向に本陣を居て有りけるか俄に  
水かさ増りて逆浪高く将門か軍卒渡りかたく漂ふ処を川中にて打落せよと良文か下知の下より敵  
に射懸る擁護の矢先は雨霰と将門か軍卒の上にふりかかれは流石の大軍も崩立て散乱す爰に又不  
思儀なるは神童と覚しくてさらさらと大川に打入て瀬踏をなして此所は浅瀬なるそ渡せや越せや  
者ともと呼はり給ふ御声に従ひて大將良文を始として味方一同に颯と打入て押渡り縦横無楯に討  
ちまくり立ければ将門大勢或は討れ或は水にただよひて大崩れとなり敗北し捨策を打て落行けり  
良文追討して敵三百五拾余人を討取て勝鯨波とつと揚たりけり時に良文彼童子の御跡を伏拝みい  
かなる神にて御座有やらんと思ひける其時に雲中に声有て足に土の付たるをしるへに來れと忽跡  
なく失給ふよつて良文は此近辺の民を召して此辺の村里にあらたなる神社仏閣にてもありやと御  
尋有ければ農民等申上たるは向ふの松森に大山の見へて候あれこそ仁王四拾六代聖武天皇の勅願  
所にて行基菩薩の御開基〈神龜五年戊辰八月十五日 神龜元年甲子二月四日に聖武帝御即位勝宝  
八丙申五月に帝崩御なり〉御建立本尊は〈昆首鞆磨の作〉とて本尊の七体御産す中尊は妙見大菩  
薩と申上、寺号は上野国郡馬郡花園村七里山息災寺と申候といふ良文聞し召郷民には御褒美数多  
下され夫より農家に御逗留あつて雪の解を待て居たりける頃は承平三年正月三日彼村の郷民とも  
勝軍の御祝儀とて鯉魚を献上す良文限なく御歎有て郷民に御祝儀を下され士卒祝酒鯉魚を分つて  
給りける此日初て魚を差上る〈今の世までも千葉登戸寒川三ヶ村は正月三日の節より精進前とて  
魚類の料理を用ふる事はこの吉例なり 其外近在の村々にも朔日朔日精進もあり是千葉郡の内は  
妙見尊への精進と心得へし〉

〈又良文勝軍の吉例とも定かたし其故は曾我周防守殿本家にて高五千石 同苗丹波守殿御分地に  
て惣高七千石の旗本有此両家代々妙見尊信心にて正月三ケ日は女中中間小ものに至るまで敵數精

進を申付 他家へ年始の一禮に出候ても一向魚類を喰せずもし中間等にては隠して喰すれば怪我有または煩ひ等今以是有と然らば妙見尊は天都故魚類を忌み給ふや此家また千葉の類家なるや否や)

斯て良文一七日齋の内に漸く雪解て路筋明ければ沐浴し装束をあらため花園の息災寺へ参詣の聞へ有ければ敗軍の兵其外近国の武士馳集つて其勢すてに三千余騎に成給ふ夫より御参詣成されければ別当神主等路次迄御迎に出ければ御対顔有りて護摩執行仰付られ奉幣して信心をこらして北辰尊星御利生骨体に徹したりとて其夜は神前に通夜し給ひけるに八声の鶴と覺しきころに童子一人来りて告給ふは汝か母常に我を信心して年月を経て汝を設けぬ其時汝か母我か氏子となさしめんと祈る故擁護せしむる処なり猶々信心懈るへからすと汝しらすや敵中にかこまれし時白雲一陣汝を覆ふ又山野にて主従一所に集るも是皆我守る処なりとて神詠有

月星を手に取からは此家の久しき事は恒河沙の数

御声と諸共に神は跡なく消給ふ良文はあまりの有難さに御跡三度伏拝み夫より小笠原を七番奉射恐悦不斜して帰り給ふ其時より御舎弟栗飯原文治郎常時を息災等に留置て三年勤仕奉り其後承平五年十二月二十二日吉祥日とて住持か御弟子と成給ふによつて院中悦び酒宴を催し舞歌の曲有偕又神前に跪付て我神恩を蒙りて供奉し良文本国へ安置し奉り度願にて朝暮謹て神慮を窺ひ奉る事年月積りて三年なり御幸ましますへきやと惣身より汗を流して平伏の内に御扉開けて尊星王顕れ給ふ其時文治郎拝し奉れば七星まします常時謹て何れの尊星か染谷川にて良文を擁護し給ふやと申上ければ中尊の御足に土の付たるを片足踏出し給ふ常時早々抱奉りて夜を日につひて忽ち忽ち漸く武蔵国平井の里蓑崎といふ所に御幸なし此所に泊り良文是迄御迎に参上仕夫より武蔵藤田郡は則良文の持城なれば妙見尊を城中に安置し奉りける常時に二人の娘有彼等をして神楽を奏し夫より同国秩父の大宮といふ所へ還し奉る

去ほとに良文は将門の悪逆超過したるによつて討手の節度使として平貞盛田原藤太秀郷等と一手になつて将門を討つ斯て両陣互にいとみ戦て射懸る矢先は雨のことくなりけれとも将門其身鉄石のことく物の具の実よかりける故にや矢尻砕て身に立さりける官軍も是にあくんで見へし処に白雲一むら降るよと見へしか天より白羽の鏑矢落来りて山川も崩るる計り鳴響き将門の陣中にとつと落たりけるこそ不思議なり将門の乗たる馬は稲妻栗毛とて東国第一の駿足なりしか是に驚き跡しさりし打ともあをれともちつとも動かす唯木馬に乗たることくにて立すくみになつて居たりける時に上平太貞盛弓打つかひて将門は天下の仇なり吾為にも父の敵なれば忠と孝と引絞りたる三人張に十三束の矢先をてふと切て放せは将門か甲の真向より頭の後迄矢尻白く射貫たり流石の将門もうんとはかりに馬より真逆に落たりし処を秀郷得たりかしこしと走りよつて押へて首を搔て立たりける背法の天罰にて忽ち亡ひ矢にけり貞盛秀郷良文三将の手に討取首数貳百七拾貳相馬の内裏を焼払ひ其跡に獄門に懸たりける凡南相馬北相馬島広山辛島山南城都合討れたる士卒七千三百人とかや将門の首は天慶三年庚子三月二五日都に登せて梟木に懸られたり此時上洛の三将先陣後陣都合拾壹万余騎と聞へたり三将の中にて良文大功の軍慮上聞に達し殊に良文妙見尊の擁護の次第且また御霊夢の神詠を奏聞に達しける時に一条院の御宇天下安全の勅願有て妙見尊へ御社領御寄附の倫旨を賜るとなり

薄墨の倫旨は千葉城貳度目三上か夜討の時焼失ふとなり

一良文今度の大功によつて安房上総下総三ヶ国の大守となり其後鎮守府將軍となり陸奥守を賜り

武蔵国本庄の藤田に在城夫より同国秩父郡武光命の内大内に在城夫より相模国鎌倉村岡に在城あつてふたたび村岡五郎平良文と申ける此時より御家繁栄也

私にいふ世流布の軍書には高望王三男上総介良兼を千葉元祖といふは非なり

千葉二代

忠頼 村岡小五郎 嫡子 忠常 上総権之助

良文と此忠頼と二代は鎌倉在城にて繁昌なり

千葉三代

忠常 上総権之介 嫡子 忠将 千葉介と云是千葉介の初めなり

二男 覚算 妙見別当金剛援寺中興開山也

此忠常に至て相模国鎌倉村岡より安房の国へ渡り太浦崎と云処に上り夫より上総の人見にしはらく逗留有て又同国在城有て遠近順見して其後同国市原郡草刈の郷にあらたに城を築き給ふ此処初の原の草を刈て埋草として城郭を築によつて今も此処を草刈といふ且また市原郡といふこと忠常葛原の苗裔たるによつて諱の原と一字を置か又日将門前に市をなすに依て市原郡といふといへり太平記総目にも見へたり第十七卷

〈按するに上の草刈村に城を築くといふ事不審なり世人の言つたへもなく菊間村は古城の跡といふ 伝に菊間と草刈近隣なるゆへ撰者の取違ひか菊間のトラ坂といふ処に将門の石碑有千葉家と将門類葉なれば石碑を建たる人もあるへし後鑑按するに忠常菊間に城を築事あれば其の秣を刈たるなるへしよつて末代草刈村といふなるか〉

大守此処に十年余在城せられたれとも城内狭きゆへ下総国葛飾郡池田の郷に新城を築き移り給ふ此本丸は亥の方に尖り出たれば猪の鼻とは云なり 〈又湯の花臺ともいふ人あり〉猪は向ところを除く跡へ退く事なき猛獣なれば向敵を開靡けて魁すといふ前表を含となり又池田の郷を改名し給ふ事は葛原親王の苗裔平姓の吾一族の繁栄を千草の生茂るに准して千葉の郷と号し給ふ千葉は一郷一庄にて御嫡子是より初て千葉介と称すとなり

万葉集の歌に

いく世経て兎手柏や千葉の野にふた面なき君をしたひて

此忠常常将父子義に於て節を変せず大丈夫の義将也

この詠歌に依て時に大治元丙午年六月朔日遷城の儀式美麗を尽すとなり

其后に後一条院長元元年の頃より忠常千葉の城に有て逆乱す討手の大将として源頼光の舎弟頼信朝臣千葉城へ発向有終に忠常討負搦捕ふ此時小治郎武歳朝敵の末なれば討せらるへき処に此時忠常の叛逆をうとみて母祖父常陸介正度の許へ帰りぬ此正度賀の好を捨て頼信の軍中へ加はりて忠戦を尽す依てしらぬ貌にて差置れけり此若君成人して千葉介常将と名乗ける

第四代

常将 〈小治郎千葉介〉 嫡子 常長 〈童名亀寿丸后千葉介大竹といふ〉

忠常御子忠将父子討死有ければ常将の御子亀寿丸六才に成給ふ乳母内田五郎則定此若君討せては千葉家正統断絶有りと思ひいかなる山谷深林へなりとも隠し奉らんと御供して出けれとも諸方の道筋に敵充滿して落へきよふなければ何卒一方を切抜んと思ひける此時亀寿君に付随ふ人々には利根五郎岩富九郎舟尾太郎松丸七郎本納三郎坂尾五郎治是等内田則定と同踏留て苦戦す其内に舟尾松丸亀寿丸の御供して上総のかたへ落行ける相残る人々はよふよふに一方を切抜て辛命を助り

ける是偏に妙見尊の加護なりと悦ひて亀寿丸の御跡をしたひて落行ける倭若君は其夜萩野谷 今萩野作といふといふ 所の農家に御泊有て上総の国分寺に御養有て此所に密に隠居給ふ法ほとに則定は下総国東の大友といふ所に隠居て亀寿丸の行衛を尋て光陰を送りける時に源頼義朝臣奥州安部貞任宗任追討の刻諸国に触られけるはたとひ罪科流人の武士たりとも今度吾幕下に来りて朝家の為に忠戦有者は旧科恩免有へきのよし申出されければ則定時こう得たりと若君の行衛をいうき尋けるところに上総国国分寺に思おはするのよし聞とどけ彼の寺へ参着す亀寿丸おさなけれども御悦ひ限なく夫より東の大友へ御供して爰にて御一族普代恩顧の者ともを集ける

#### 第五代

常長〈亀寿丸 後千葉太郎〉 長男 常兼 二男 常時 相馬五郎  
三男 常房 鴨根三郎 四男 頼常 原四郎 五男 常益 岩部五郎  
六男 常余 粟飯原六郎 七男 寛水 北斗山主

是より相馬鴨根原岩部粟飯原の五統初るなり

此時常長へ馳参る人々には御一族中村小太郎常方利根の五郎岩富九郎舟尾太郎松丸七郎本納三郎坂尾五郎内田五郎岩佐八郎椎崎三郎船橋弥太郎城平太深町七郎雑兵共弐百余人を引具し頼義の御幕下に属して貞任宗任九ヶ年の勲功によつて上総国大椎の郷を下し置れける然かも御座処は東の大友と云々

#### 第六代

常兼〈上総国大椎の城にまします後大椎権介と云 従五位下千葉大夫とも云 大治元丙午二月十日逝去 法号観宥皇成院殿八十三歳 大椎城 捐館〉  
長男 常重 二男 常衡 海上与市 三男 常康 白井六郎 四男 常広 匝瑳八郎

#### 第七代

常重 大椎権介

是より海上白井匝瑳三統始るなり

八幡太郎義家奥州武衡家衡追討有りて上洛の節幕下に属し上洛しける此時の勲功によつて常長常兼常重三代目にして上総の大椎の城より下総千葉の本城へふたたび移り給ひしなり

常重〈東鑑に大千葉介といふ 法号照浄院殿善応大居士 捐館 九十八才 寿永二癸卯年二月三日〉

長男 常胤 二男 胤隆 武射七郎 三男 胤光 椎名八郎

是に前の三統を加へ五統なり

金剛授寺の座主宥覚は常重の甥なり今の千葉の城は忠常初て御築有て常将迄父子二代にして落城夫より常長常兼二代を過て常重大椎より千葉へ帰城有てふたたび古城御取立有り時に大治元丙午六月朔日に本城へ御移此時家数一万六千軒なりといふ

妙見尊社は古昔常兼御遺言によつて常重御代に御堂建立成され安置し給ふ処に常重の次男武射七郎胤隆盜奉落行所を御番衆見附跡より追欠けれども行衛しれず番衆難義に及所に三隅田〈今は市場高德寺田なり是を池田の三隅田といふなり〉田中に捨置けるか其田より金色の光さし出ければ人々悦ひ泥中より取出しける、此時の座主大僧都宥覚法印天守へ供奉して安置す、大治元年丙午六月二十日の事なり、夫より天正十壬午年迄四百六十一年とかや、其時三隅田際に姥あり水を汲神を洗しなり、後此姥を祭りて姥神の宮とて有、三隅田今に不浄物を入れず稲をうゆるなり、

## 第八代

常胤〈千葉介初は大椎権介といふ、其後鎌倉弁ヶ谷に御座すによつて弁ヶ谷殿といふ、八十才にて逝去 法号 貞元浄春院殿 正治元己未二月二十四日〉

長男 日胤〈円城寺律師房是家老円城寺元祖也 東鑑に此人源頼朝朝臣御祈祷の師と見へたり〉

二男 胤政 千葉小太郎 三男 師胤〈相馬小治郎相州鎌倉におみて相馬の天王といふはしめなり〉

四男 胤盛 武石三郎 五男 胤信 大須賀四郎

六男 胤通 国分五郎 胤頼〈東六郎此人の三男に木内八郎といふ人有、胤頼は今の遠藤下野守殿の先祖なり〉

此時より相馬武石大須賀国分東木内初る

是千葉の六胤といふなり

源頼朝朝臣安房国に漂泊の時治承四年九月二十日千葉介常胤に加勢を乞はれし事見へたり、此時一族親類相具して上総国へ参着有、千葉城留守居として常胤の孫賀曾利冠者成胤、東六郎胤頼此外の人々には山辺郡司太郎成高〈千葉寺村に住居す〉寺山武士五郎入道久能、長峰田処三郎胤行、神田次郎成利以上三百余騎にて楯籠る、時に常胤妙見寺へ参詣して行幸なし奉らんと唱申節に御輿重き事盤石のごとし、よつて尊神城内に残し置奉り上総へ趣くとなり、

一治承四年九月十四日〈東鑑には、九月二十日と云〉下総国千田庄の領家平判官親正といふもの〈平判部卿忠盛朝臣の賀清盛卿とは兄弟なり〉相国禅閣と其志を通するの間、目代是を聞て軍勢一千余騎を引卒して千葉城を責るに曾我野結城野まで押寄たり

〈旧書には今の登戸寒川曾我野を総て結城野といふなり、曾我野といふは其むかし曾我姫配流のよしなり、今も曾我宮ありといふ、此曾我姫は曾我兄弟の姉二の宮延喜式神名上二〇丁石曰千葉郡二座寒川の神社蘇賀咩の神社とあり、今の春日大明神の事なりといふ、御朱印十石千葉寺村千葉寺配下曾我野春光院支配なり、延喜神名式云下総国千葉郡二座之内曾我比咩神社に此神配流の由論ずるに足らず亦曾我兄弟の姉と云こといかなる愚説なるぞ時代の前後を不知歟〉

千葉城にも胤頼成胤当時思ひ設し事なれば両陣共互に入乱れ苦戦す、終に千田討負生捕らる、此時妙見尊猪鼻城に光明を放ち給ひ、敵に矢を射かけたれば、当時勝利を得たり、去ほとに常胤一千余騎にて治承四年九月十一日安房国丸の御厨丸五郎信増か館へ参向す、右兵衛佐頼朝此処に御座成され、同十三日安房国御発駕有て、上総国に御移り有処に柳沢の城主介八郎広常式万余騎を引卒して参上す、然所に千葉太郎成胤十七歳成しか親政を生捕にして、祖父常胤父胤政へ件の合戦の次第尊星王の擁護の次第を申上ければ、祖親両将悦ひ斜ならず、時に頼朝卿此よしを聞召れ、吾朝神国とは申なうし、眼前に尊皇の御働の靈験有しは誠有かたき事なりと仰られて、夫より千葉城へ御立寄有、此時に寒川結城野に白籠を立給ふ、〈今寒川浦に白籠大明神有此旧記也〉此時東六郎太夫寒川の橋迄御迎に出て、夫よりして此橋を待橋と名付、佐殿此橋を名有るやと尋給ひければ太夫待橋と答ふ、即和歌を献す

見かくれて八重の汐路を待橋や渡るもあらず帰る舟人

延喜二年神名に寒川神社と有は今寒川町中の神明宮なりとかや、此浦を袖志賀浦といふ、昔中将実方朝臣歌枕にいわく〈陸奥へ下り給ふ時にや〉

寒川や袖志賀浦に立雲り君を待橋身にそしらるる  
斯有れはいつれを是とせんふしん〈私云いつれも是なるか〉  
頼朝卿御感浅からず、夫より妙見尊へ御参詣有て宝幣を捧げ国光の太刀一捧白簾式拾流神馬式正奉納し給ふ

〈此時佐殿千葉の館にて海上次郎常幹へ鶴亀の画書たる扇干を下され、夫より海上の家の紋は鶴亀なり、此人は六代目常兼の孫なり〉

城主常胤申上げるは、隅田川辺三百町四方に幕を打て、関東諸軍勢を集め給へと申ければ、頼朝卿然へしとて早速幕を打せける、此時の幕は常胤の幕なり

〈常胤の幕は襦替にて中より上は白布なり、下は紫色なり此時頼朝へ進上す、故に千葉類家にては笹の紋多は除くなり、若紋に付るとも笹の葉斗にて竹は付さるとなり、千葉家にて月星を付る事私にあらず、伝奏をするとなり是より源家笹輪胴の紋を付る大名有、千葉家にてはたとへ千葉の氏族にては千葉と氏を名乗事は家来五十人持すしては名乗さる式目也、水色の上は白七葉に五竹の根笹なり、是は葛原親王より相伝の御幕なり、是よりして頼朝も幕の染色御紋所も笹輪銅を用給ふ、源家類代の御紋所は輪の内に二ツ引の紋なり、千葉家にて三ヶ月に星御分家は九曜の星斗印とするなり〉

且常胤頼朝卿へ申上げるは、御在城の儀は鎌倉然るべしと、佐殿尤なりとて御儀に応し給ふ、よつて御奉行へ仰付られて鎌倉へ遣さる、夫より頼朝卿は千葉の館を立て花見川村の駅に着給ふ、在名を御尋に付六郎太夫申上るは、此川上に桜の林有候、花盛には吉野にもまさり申也、此川の〈今花見川と馬加との境に小川有これか〉橋にて眺る時は川上より流るる花は水をつつみ、また川下よりは南風花を吹戻す、よつて水上へ花の往来す、其景色言語に述かたし、と申上ければ佐殿甚興有事に思召とき、六郎太夫も御機嫌に乗して和歌二首奉る

水上の藻にや咲らん谷川の花見にけらし峰の春風

行水の色もあやなき花見川の桜波よる岸のゆふ風

佐殿甚御感有てしはらく御逗留

〈内伝云花見川村にて諸軍の伝馬問屋取込に付隣郷なれば伝馬を世話すよつて馬加と書なり〉

夫より夜に入中山村を通り給ふ節、佐殿六郎太夫を召て路の題を出し給ふ時に胤頼取致す

小夜ふかく鬼のしこ草踏越へて行衛こと問ふ真間の浦人

是よりかしこに鬼越といふ村あり、夜陰を鬼と訓すほとなく国府の台といふ村に着給ふ、処に郡名を御尋有葛飾郡と云、是を題にて

たとり来ていつかは爰に葛飾や絶せぬ御代を渡る継橋

真間の継橋といふ、今に有夫より佐殿隅田川に御到着有て上野下野其外の加勢を御待有けるとや  
〈此处東鑑に委〉

#### 第九代

胤政〈千葉介、在鎌倉、弁ヶ谷殿と申、建仁三年七月三〇日逝去也、六十三才 幼名千葉新介 法名観応常仙院殿〉

長男 成胤 加曾利冠者権守 二男 泰胤 土気太郎 三男 胤時 埴生三郎

四男 師胤 遠山七郎 五男 師時 神崎五郎 六男 常秀 堺平次郎

七男 胤広 三谷四郎 八男 胤忠 多部田太郎 九男 胤幹 六崎六郎



十男 覚秀 金剛授寺座主 女子二人

此時八頭始る成胤と座主を除て八人也

#### 第十代

成胤〈千葉介在鎌倉 建保六戊寅四月十日逝去 五十七才 法号正弥仙院殿〉

長男 胤綱 千葉小太郎 二男 覚仙 北斗山第六世座主 大僧正 女子一人

#### 第十一代

胤綱〈千葉介 后修理大夫 安貞二丁卯五月二十七日逝去 三十二才 法号正山栄照院殿といふ〉

嫡子 時胤 千葉八郎 女子一人

偕また秋田城之介といふは〈藤九郎盛長か子なりといふ〉また盛長の事ともいへり、頼朝卿伊豆の国へ配流の時に、比企三郎と藤九郎両士に宣ふよふは、我世に出なは汝等をは大名に致すへしと有ければ、比企三郎は是を悦び奉仕す、盛長は舌を出して笑ひけると也、其後頼朝將軍とならせ給ひければ、比企三郎をは早速大名になし、盛長をは三年経て出羽国秋田の城主となし給ふとなり

一承久三年仁王八十二代後鳥羽院武家追討の企有といへとも、鎌倉の執権武蔵守泰時大軍を引率して攻登りければ、官方討負て死罪流刑に行はれけり、坊門院の大納言忠信卿をは千葉介胤綱に預られけり、彼大納言妹は西八条禅尼と申て、古実朝卿右府將軍の後室にてましましければ、兄の卿の痛ましく思はれ鎌倉二位殿へ〈頼朝公御台所〉なけき申て御助命なり、よつて千葉介に預けられける、是より千葉介は此卿に新御殿を造立有て饗応せられけると也〈今千葉町に来迎寺といふ有、郷民のいい伝へには親王配流の様にいへとも、官方千葉へ配流の事聞かす大かたは此大納言の事ならん〉

#### 第十二代

時胤〈千葉介 無子 仁治三年壬丑九月十七日 二十四才にて死去 法号常光院殿大応大居士 東鑑には千葉八郎時胤〉

此時胤継子なきゆへ、東家頼胤を養子とす、此時胤の代迄は妙見尊内陣にて、折節琵琶琴の十二の音楽有て御一門諸大名聴聞すとなり

#### 第十三代

〈六郎平太兵衛亟后千葉介此人佐殿の烏帽子子也依て頼字被下 従五位上千葉大介と云 建治元癸卯八月十六日 三十七歳 長寿院殿常善大居士 イ本六十七歳と有〉

頼胤〈一説に頼胤は頼政九男六崎六郎胤幹の嫡子六左衛門尉胤寛後に頼胤と改名して時胤の養子となると云〉

〈私曰頼朝公烏帽子子と云るは常胤六男にして東六郎太夫胤頼と云て胤政の末弟也頼胤は胤政より五代目也建治元年六十七歳にして卒と云しかれば常胤正治二年年八十三歳にして卒と云を以て見は常胤卒去の後九ケ年を経て生れし頼胤也大なる事の取違なり〉

第一 女子 二男 宗胤 亀若丸

#### 第十四代

宗胤〈千葉介 正和元壬子年三月二十八日 四十五歳 法号 清照院殿浄山大居士〉

長男 貞胤 千葉五郎 覚源 北斗山第八世 三 女子

宗胤父在鎌倉の時、武蔵国の国分三郎入道（是も千葉家の外族なり）内心に悪逆有て千葉の館へ来り鎌倉にまします、父頼胤に御対面させ申さんと、此若君をたまし誘引出し申て、途中にて失ひ申さんとせし事聞へければ、千葉の一門集会して国分三郎にたはかられ、若君を失事の無念さよと、悲嘆斜ならず、頓て妙見の神前に群集して御一門院家を初め、社僧社人丹誠を抽て祈念しければ、不思議なる哉宝殿より弓の張る聞へける、去ほとに国分入道は急き品川の宿に着けるか、武蔵の国の住人本間四郎、渋谷三郎兩人此事を聞よりも、手勢を引具し国分入道を搦捕、品川面にて誅す、よつて亀若殿御無難にて千葉の館へ還り給へは、御一門院家社僧社人等に至るまで大に感悦して、是ひとへに尊星王の御加護なりと尊敬し奉る、鎌倉へも注進しければ、頼胤大に御歡有しといふ、宗胤成長して在京の時、殿上の御宝蔵の御番を仰付けらるる時、鑑司女房折節立出給ひけるか、彼女房何とかしけん、袖を欄干のぎほふしに掛て扣へたり、女房顧見てにつこと笑ひ給ひければ、宗胤も自然と心ときめきて思ひに逼り、女房の元へ一首の歌を送り給ひぬ

よそなから目には見へつつ雲の上に隔つる中を行月日哉

彼女房とりあへず返事して

雲の上に隔る月を恨哉文の帰るを待んものには

夫より忍路の数かさなり、夜陰の犬に心を痛ましめ、通ひけるか或夜宗胤いへるは、昔平井保昌か丹波なる大江山にて他生を討たる太刀、宝劔となりて大内の御宝蔵に納有と聞及ひぬ、何卒保昌か武勇にあやかり度見たきよし云ければ、女房契りふかき余りにや、心を尽し盗みとりて宗胤へまいらす、御家の重宝ともなし給へとて、一首の歌を添たり

恨みをも解て心や慰さまん玉緒きれし後の位に

宗胤返し

きるきらぬいつれ心の劔にて逢ひ見る迄の思ひ出にけん

いよいよ契りふかくなり忍ひ逢ふ夜の度かさなり睦事の鐘に驚き立出給へは、彼女房後の姿を見送り、宗胤も見かへり給ひ、共に永き別れの自然の印にや、泪を袖にしほりける、其翌日宗胤関東下向の勅有ければ、女房のかたへ今一度忍はしく思ひけれども、旅の用意にて逢事叶はず、都に名残を惜み関東へ下りぬ、其后内裏にて彼宝劔御詮議有ければ、紛失したるゆへに、彼女房をいろいろ詮議有けれども、言はさるゆへ鑑役を召放され流罪に処せられける、其後配所にて終に相果しとかや、宗胤此よしを伝聞て、悲歎の泪に沈み給ふ、宗胤彼女房菩提のため、千葉の庄の内へ阿弥陀仏を七体建立すと、〈また御領内ともいふ〉阿弥陀仏一体は〈千葉院の内に安置す〉千葉郡馬加村阿弥陀寺の本尊佐倉海隣寺の本尊印旛郡坂戸村阿弥陀堂葛飾郡千葉庄栗原村満善寺本尊〈今葛飾郡大明神別当なり〉上総国武射郡土橋の阿弥陀堂〈此処にて則胤いつわつて生害の躰を見せ給ふ〉上総国市原郡八幡村無量寺本尊以上七躰の阿弥陀仏〈此安置の寺に不審尤なる寺も有へし千葉の庄と有れとも上総も有印旛葛飾も有〉

第十五代

貞胤〈千葉介 観応二年卯年正月朔日 六十一歳にて死去 浄徳院殿法阿弥陀仏といふ此時より時宗を□とす〉

法私曰此人新田左中将義貞に一味して在京す、此時京都乱逆合戦宮中にて諸寺院も焼失し僧徒も逃落す、故引導なすへき僧もなく、折ふし一遍上人廻国し来り給ふを従臣頼奉りて引導す、よつて本国千葉の寺を時宗派として海隣寺と号す、佐倉にこれ建たり、此人の代迄は妙見尊様々靈験

ましまして守りたまふ事限なく、御一門も武運繁昌有、然るに宗門の法阿弥陀仏の法意を以て神前に行ふ事神慮に背く故にや、此人の代より感応も薄くおのすから武運おとろへ軍事も勝利少しとなり、是則神は陽なり仏は陰なり、貞胤仏法のみを尊敬し、神を疎略に致す故かと覺たり  
金剛授寺の座主〈今は妙見寺なり〉覺源合戦の場へも供奉し申、依て座主の御幕は紺染に乱星を付給ふ、此時分相模入道高時無道にして、天子を掠め奉りしによつて、天下大に乱る、此時貞胤所々の軍に勝利を得ずといへとも、関東唯一の名家なれば、智仁勇を兼たる家臣も数多有るによつて、其家恙なけれとも、其後家臣ふたつに別れて、家滅亡に及ひしとなり

一後醍醐天皇笠置落城より囚人死罪流刑に行はれける、爰に大納言師賢卿は下総国流人として貞胤へ預られける、寔此卿は博学多才にして、和漢の事を常に嗜給ひけれとも流刑に逢給ふ事を露ほとも心に懸給はず、人間の盛衰は常の事なり、と觀して唯詩歌に斗心をよせおはしけり、後に出家の志有て頻に願はれければ、相摸入道仔細あらじと許されければ、剃髮有けるか、程なく病に伏して千葉の郷にて円寂し給ふ、〈全千葉郷に来迎寺といふ有、此旧跡なりしといふ、元弘二年六月配流、承久三年之頃大納言殿胤綱に預られの旧都此郷も御座すか 師賢墳地当時大須賀胤時采地称助崎、盖名古屋村に有明治十三年千葉県令柴原和請以建碑刻銘云々〉

#### 第十六代

氏胤 〈千葉新介 後に千葉介 貞治四乙巳九月十三日五十才にて討死 常称院殿其阿弥陀仏石碑は来迎寺の卵塔に有〉

頼胤 貞胤 氏胤 三代迄は在京也

長男 満胤 二男 宗胤 千田太郎 〈下総葛飾郡曾谷村といふところに此人の城跡有〉

三男 重胤 馬場八郎 四男 胤高 原孫次郎

此氏胤の太刀は文珠四郎作なり、〈龍王の御番鍛冶なり〉氏胤是を秘藏す、在京の刻此太刀蛇となる此時歌を詠しければ本のとくとかや

人向はあやめとなれや香に包草の刀に昔はすれぬ

此太刀後に胤高へ給はり原家の重宝とす

#### 第十七代

満胤 〈千葉介 常安寺といふ応永二十三年丙午（申か）六月八日六十四歳にて死去 道山院殿徳阿弥陀仏〉

此時代天下に名有大名は寺号時行也

長男 兼胤 二男 康胤 馬加殿 后陸奥守 三男 胤賢 中務大輔

四男 円覚 北斗山座主

〈鎌倉公方持氏武州高安寺発向の節落城千葉城も落城よつて胤賢武州河辺の大堤さらへといふ処に落行ける敵追来る折節水増して渡りかたく堤の蔭にて生害する此処に千葉殿塚といふ古き塚有胤賢の墳なり〉

#### 第十八代

兼胤 〈千葉介 正長三庚戌六月七日三十九歳にて死去 喜山眼阿弥陀仏〉

長男 胤直 千葉五郎 第二 女子 珍覚 北斗山座主

此時京鎌倉ともに和平にして世上も能治り国民穩にして武家静穩目出度かりし事なり

## 第十九代

胤直〈千葉介 相応寺殿と称す 享徳三年甲戌八月十五日四十二歳にして生害 法名 相応寺殿臨阿弥陀仏〉

此時鎌倉持氏卿の代上総国市原郡八幡村無量寺にて父子共に討死といふは胤直の事也亦彼郷の此林にて切腹とも云り父子の首京都へ登るとかや〈是は胤直にあらず康胤公なり胤直公は多古也〉

長男 胤将 二男 胤宣 三男 実胤 童名 亀乙丸

一胤宣は持氏將軍川越にて戦ひ討負給ひ父に先立て討死時に享徳三甲戌八月十二日とかや

一実胤は胤直の甥にて養子となり実胤の子自胤其子盛胤其子治胤其子範胤迄武蔵国三ツ又館造りて御座すゆへ此人武州の千葉殿といふ

一抑関東に管領居置たる事は過し文和之壬辰之祖権大納言尊氏公鎌倉に下向有て新田の一族追討の後同三年帰路の刻四位中将〈三位の中将なるへし〉基氏を鎌倉に留置れ関東管領を定られ東国暫く静謐に治り基氏卒去の後氏満満兼今の兵衛督持氏迄四代相継ひて関東管領にして京鎌倉同胞合体の親きを結はれ政道一致の誓約をかたくせられし処にはからざりて仇起りぬ其の故は京都義量朝臣早世し給ひて継子なく然るに京鎌倉同胞の固によつて相楽く家分れて遠からずよつて義量存生の内鎌倉持氏朝臣へ天下の政務を譲りあたへ進すへきのよし内書を進られ自今以聊違変有間敷ものなりとて後証の印とて関東の什書十代の宝器並に利劍品々取添て鎌倉へ送りたまひける然るに正長元年正月より大樹御不例頻にして只御最期の時日を待事なり此時管領畠山尾張守満家悲歎の余りに岩清水八幡宮へ社参して奉幣をし神楽奏し御武運長久を祈念し忠臣の首を傾け天下の興廢御家運の末を慮り御家督のこと神慮に任せ奉るへしと神宮等の内陳に御鬮を三度取て有ければ大樹の御舎弟天台山の座主義円僧正へ御鬮三度迄下しける間神名の靈驗あらたなれば穩て歸りて御家門中評議に及しかとも未だ何れとも一決せざるうちに翌十八日大樹卒去し給ふ故正長元年三月十二日義円僧正へ御還俗をすすめ全十六日〈後太平記十五日とあり〉征夷大將軍の宣下有て足利六代目の武將に備り給ふよつて鎌倉持氏變約の憤り日々に増長しついに確執におよひける鎌倉殿は御代々元服の事永安寺氏満勝光院満兼今左兵衛督持氏公迄三代京都將軍にて元服せられければ御嫡子賢王丸元服の事も早々上洛有て先例のことく有へしと鎌倉へ仰有しかは持氏卿の御返事には嫡子元服の事仰には候得共親に頼へき人なく況や先例には先祖陸奥守義家八幡宮の嘉例こそ子孫に伝へ候なり幸ひに鎌倉の鶴岡は宗廟の神に候得は此儀御免有れと空敷御使者を帰されける其後鎌倉八幡宮宝前にして賢王丸元服をなさしめ八幡太郎義家の義の字を用ひ義久と名乗是より共に遺恨起りて咫尺千里の隔とそなりにける其頃上杉民部大浦房定の二男安房守憲実といふ人関東執事の職に補せられ威権八州に轟きける此人一体廉直にして京鎌不平日を追て競競しくは憲実世の傾廢を歎き先御三代元服の事は御先祖尊氏卿京鎌倉一統の政務を定られ京都の武威衰る時は関東より是を補助し関東乱る時は京都より合力有て威武盛んにして乱世を静らるべき謀にて有けるを今は関西一如の親和を破て大災目前に見るかことし唯々京都へ使者を立られて和睦候へ得かしと理を尽して頻に諫言すといへども持氏かつて用ひ給はず歸て京都へ一味の者なりと出仕を止められける憲実は是を恨みて悲歎の泪を流し先年犬懸入道か諫めを憎み関東大に乱し事遠にあらずと又我を敵とし給ふ事御家運の傾前表なりとて今は鎌倉に有て益なしとて同年八月五日山の内を立退き密に上野国白井の城に閉籠る去ほとに鎌倉には憲実山の内を落行ければ大に騒動する事斜ならず先年犬懸入道謀叛の

時油断して大乱に及ふ早く追討有へしとて同八月十三日三千騎を引卒して左兵衛督武洲高安寺に陣を取爰にて関東勢を集められしかは早く馳集か人々には結城七郎氏朝千葉大炊介（満胤）同修理太夫（兼胤）同馬加陸奥守（康胤）佐竹上総入道一族蓮沼安芸守川越治部太夫小山下野守各式万余騎にて馳来る大手搦手の大将いそき白井の城へ押寄る四方八面を打圍て攻動す城将安房守少も不騒諸卒を下知し防矢一筋も射へからず耆人も出て戦へからずとて一族郎党を呼揃へ吾忠諫のために此城上に死を致さは尸は徑路にさらすとも名は万代にとどむへし君は君たらずとも我は臣たるの道を背かし唯腹を切らんと思ふはいかにと有ければ衆人一同に一戦し給へと諫れとも憲実かつもつて請引なし左あらは此よし京都へうつたへて其の後にこそ御自害候得と長尾因幡守早馬を立て注進す大樹大に驚き給ひ持氏不義なる事かそふへからず早く追罰せよと上杉中務大輔持房を討手の大将として相随ふ人々には今川上総介範忠朝倉山大郎教量赤松上総介義則武田太郎信重佐々木治部少輔尊範小笠原信濃守正康山名中務大輔照貴大河長門守川崎肥後守荻野美濃守兼家曾我平左衛門尉都合其勢五万余騎十月十三日京都を討立東海道を経て箱根の峠に陣を取去ほとに鎌倉勢白井城を打圍て唯一時に攻落さんとすれとも城中堅固に守りて戦すして徒に月日を送り八月も暮行九月も空しく過て軍慮易からず扣へける所に京都の軍勢馳来るよし聞へしかは千葉結城佐竹武蔵の面々悉く旗を巻て引退けは大将持氏前後の敵を防かたく高安寺を引て同国海老名に陣を取給ふといへとも子息賢王丸も落行けるよし聞し召持氏既に生害と見へしところに一色兵部大輔直兼の諫にて憲直かたへ間牒を入れて先非を悔て身の誤を詫給へは憲直元来逆心にあらされはいそき長尾因幡守を路次の警固として鎌倉へ送り永安寺に居置奉り京都へ早馬を立て持氏死罪一等を免許せられ遠流下さるへしと頻に激訴しけれとも大樹いかりふかくゆるし給はず早く誅戮すへしとて永享十一年正月二十五日討手の軍勢一万余騎再び鎌倉へ乱入す時に持氏卿今は叶はしとて永安寺の仏殿に入て自害し嫡子賢王丸も同国報国寺にて自害し印東下総守俊胤野田上総介（東六郎太夫末葉なり）梶原美濃守其外数多腹切て殉死す胤直鎌倉におはしけるか京都の様子以の外に数万騎の討手二度下向のよし聞へければ夫より本国千葉城へ楯籠京都將軍へ対し弓を引さるよし上杉安房守の元迄湯浅木工之進良之を以て書状を啓達せられ詫の一議を述べられければ安房心情誠なる人にて即時に早追を以て京都へ窺はれける所に京都將軍家には諸大名を集めて評定有関東におみては千葉大炊介こう諸將の長といひ殊に一族数多にして関八洲は楮置北国筋迄も諸家信用になす依て持氏も彼を宗として京都を軽んず今此通の訴にて別心なくは持氏の軍に加らす本国の千葉に楯籠へき処に何う諸士の一同に白井の城を圍めるや是暫くの謀と見へたり然上は時日不移さず胤直を討取れと上意有れば夫より諸軍勢は則千葉城さして進発す

時は永享三年三月五日なり生実城も元来千葉の持城にて有けるにや胤直此時生実の城に楯籠

一千葉城は堅固なればたやすくは攻落かたく結城野に陣屋をかけたたり或夜胤直の家臣円城寺胤好手勢五百余騎を引具して馬は舌を結び軍士は枚を含ませて陣屋を押し寄るやいなや火を懸ければ上杉の陣中騒しける処にこの火の手を見て馬加の城よりも陸奥守康胤百式拾余騎にて千葉城如何と来る所に無声にて味方の夜討なれば円城寺勢と一手に成りて京勢へ打て懸り円城寺胤好は思ふままに討勝城中へ引取りける其後寄手の大将中務太輔持房は三上但馬守か思慮にまかせ千葉城へ夜討に押し寄るも堀も押し破りて中へ籠入て討て迫れば城中には小勢にて殊に数日の戦に疲労し居眠りて油断の処に夜討の中に吉田源三といふ者遙か向の役所に火を狭みければ猛火天を

こがして炎上る時に三上但馬の百弐拾余人の夜討の勢ここに群れかしこに出て討つうたれつ七  
転八倒して戦ひけるほどに城中の士率防湟として味方を敵かと思ひ同士討し討る者数をし  
らす大将胤直と走り迫りて下知し給へと命は鴻毛より軽く義は金鉄よりも重し名は万代にとどめ  
よ某今此所にて生害す父高大寺直と生実の城に存命なると所所に成て後に討死たるへしと有敵  
の大将持房下知して曰自余の敵には目なかけそ胤宣か月星の旗を目当に討て懸れと下知すれば  
数万の軍勢千葉殿を真中に追取込て逃さしと攻ければ千葉の家臣本庄栗飯原金親完倉円城寺湯  
浅山本高千代寺神崎三谷椎名幡谷野手押田神能小見川其外宗徒の人々切先より炎を出して戦ひ  
けるかかる処に馬加城より陸奥守康胤百五拾余騎引卒して数万の敵の打固みたる中へ言訳も無  
割て入八方へ切靡けよふよふ一方を切抜市川迄落行ける

〈旧書に曰仁王六十六代一条院薄墨の綸旨此時の猪の鼻落城に焼失すとなり頃は永正十二年丙  
午八月二十三日とあり〉

〈其外征夷大將軍の御代印となりては頼朝卿始て天下をあつかりたまひしとき日本国中大小名  
神社仏閣に至るまで天子の綸旨をば皆禁裏へかへしたてまつりて頼朝卿の御朱印となる時に千  
葉介常胤申上られけるは吾子孫まで末代の重寶にいたしたく候得者御真筆に被成下へしと願は  
れける処早速御許容

ありて頼朝卿御真筆を賜るとなり知斯大切なる書も此時焼失すといゑり東鑑に委し)

去ほとに父千葉介胤直は生実の城に楯籠り給ふ処に寄手の大将上杉大浦教朝弐万余騎船に取乗  
り上総国八幡村下総国浜野村遵田村より押寄たり先鯨波をあければ城中にも同鯨波の声を合  
ける城の軍卒申けるは最早御武運も是迄なり我々もいさきよく討死仕て御害期の御供仕るへし  
と皆一同に申けるいさき心静に用意せよとて大将直胤装束を改られ月星の旗に妙見大菩薩と  
書たるを左右に倒す偕又三男実胤は

〈幼名亀乙丸是は胤直の養子也〉と申は〈此実胤の子自胤盛胤治胤範胤迄四代武蔵国三ツ又  
にあり是も千葉殿の御跡と申す〉

残卒千三百余騎の勢を引卒して上総国望陀郡真里谷の城へと落給ふ処に生実の城も焼失す寄手  
の軍卒上総国八幡村迄追欠千葉殿を中に取り込討て懸る押田安藤木村山中原木内馬場と命限りに  
戦ひ申けるは我々も討死仕へく候其内に御生害極さるへしと夫より無量寺に御入有て享徳三甲  
戌八月十五日胤直四拾弐歳にして生害し給ふ相応寺殿と申奉り神崎五郎介錯す三男実胤五郎君  
も腹十文字に搔切て父の手本是見よと御声の下より中村孫五郎介錯其外宗徒名誉の人々三拾四  
人一同に腹搔切て矢にけり千葉殿父子の首は都に登せ義教將軍の実檢に備へければ御感悦不斜  
此時猪鼻の城落ける後は長男胤将常州築波根の近郷古院に蟄居して居給ひけるか生実の父弟討  
死のよし伝へ聞て悲欲の涙を流したまひ義教將軍は父弟の仇共に天を戴さるの敵なり我此仇を  
報をはんは有へからすとて年月を送り時至るを待給ひける去ほとに京都の管領畠山尾張守満家  
將軍義教卿へ申上けるは千葉介胤宜胤将は父の安否を窺ひて千葉城を落し刻討死をとけず落失  
ていまた其有家をしらす此胤将は父におとらぬ英雄なり殊に御先祖尊氏公御弟高経卿の御陣へ  
新田醍醐天皇の越前の国へ落給ふ時供奉し申塩見峠を越給ふ則大雪ふり積て既に十方に暮給ひ  
し時彼か先祖千葉介貞胤五百余騎にて彼高経の陣所へ馬を乗掛候節敵仇の心を翻して却て美酒  
嘉肴を送り其外諸卒等にも衣服を送りて味方に参るへきよし高経卿より頻に味方に頼みければ  
貞胤夫に応して遂に味方に來候依て貞胤東国勢をすすめければ皆味方に來り候故にこう今一天

下の主とは成給ひて斯のこことく君も大樹の御政を継せ給ふなり殊に持氏の御子春王丸安王丸の御行衛さかし申せとも其在所をしらす若関東恩顧の者とも馳催て旗を上るにおゐてはゆゆしき御大事にて候彼胤将に安堵の御教言を下され味方になし給はば然へく候と申上ければ大樹も実尤と思召れて胤将か行衛を尋へきよし仰出されける然処三浦介時高は一族なればとて尋出得と仰付られ時高方々を尋求るよしを聞いて胤将時高かもとへ尋行て対面に及時高申けるは此度大樹より貴殿の行衛を尋へきよし仰付らる処早速貴殿を得る事大悦の至り成偕大樹には御情厚く此度貴殿へ安堵の御教書を成下さるへきの旨有難思ひたまひ候へと申す千葉介申様は貴將の深志誠浅からず所次第なり去ながら大樹若謀事を以て我を搦とらんためならずやと有ければ三浦之介聞て我なんそ親族のいとふしみ思はさらんやとて京都立帰りて許のよし將軍家へ言上しければ早速安堵の御教書並に米三千石黄金三千両を給りてければ胤将案の外なる大樹の仁情有かたしと感悦して下総国印旛郡寺崎の郷に新城を築き居住し給ふ

一時に永享十三年二月関東より胤将より京都へ早馬をを以て告也 早馬来りて下総結城七郎氏朝義兵の旗を上げ春王丸安王丸より関八州恩顧の武士多迴文して大勢蜂起す、早く討手の勢を向られ退治し給はずんは東国再び大乱と成べき事月日を廻すへからずと告申大樹大に驚き給ひ急き軍勢を差向追討有へきよしにて三月五日夜下総結城の城へ其勢八万余騎差向らる然とも要害堅固なれば寄手の軍勢すすみかたく一先引払て各国々へ開陣す

## 第二十代

胤将〈千葉介 享徳二甲戌六月二十三日 三十三才 高山院殿阿弥陀仏

第一 女子 二男 則胤

初は女子老人おはして若君なし、依て満胤の次男康胤を養子になし、其後実子則胤出誕有て、康胤は再び馬加の館へ帰り給ふ、また馬加陸奥守康胤殿と称す、是より則胤胤将の跡を継給ふ、其後またまた戦ひ発りて、千葉本家の正統失するとなり

〈康胤胤将の子となつて、馬加城に移て又結城野に京勢陣取の時、康胤手勢引具し円城寺へ加勢と有れば是非なり不審〉

去ほとに京都の大樹鎌倉管領持氏の若君、結城に楯籠と聞給ひて、討手の勢を向られけれども、要害堅固にして数日を送りける、然処に城中の兵糧尽て難義に及ければ、不義の武士共忽心を翻し、却て城を放火しける、烈風の折からにて、忽一片の煙と成たり、憐へし城中の幼童女性多は炎滅す、偕又結城七郎父子最期の時に至て、思ひ極めて大門を開切て出戦といへとも、敵は多勢なれば、乱軍の内に討死す、且則胤海上信濃守佐竹刑部少輔は春王丸安王丸を今一度陸奥方へ落さはやと、相はかりて扣居たりしか、寄手次第に折重り、終に憲実か兵とも追取込て両君を生捕る、東海道垂井の古院にて自害仰付られしとかや、此時結城落城す、去ほとに持氏の末子永寿王成氏は信濃国に有て山隠寺塔に身を寄せ、蟄居し御座します、其頃長尾左衛門入道是を聞、いそぎ嗷訴を企て今関東に主無し御政務のほと覚束なし、持氏御連枝の内老人東国下し候て関東静謐に候へしと、幸ひ永寿殿遁世の姿にて信濃に御座すのよし、其罪を御免許有て公方に還補候て、八州平均に治るへし、と告聴に及ひしかは、旧科を御宥恕有て、鎌倉管領に補られたり、去ほとに成氏は多年の蟄恨とけて基氏五代目の家督に備り、高門に市をなし、前執事上杉安房の長男、龍王憲忠久敷伊豆国に遁世の身となりて居けるを彼の父憲実も逆心の行跡にあらずとて、是も罪科赦免有て執事に補せられ、右京の太夫に任し、一族上杉持朝と婚姻をむすひ万事心に叶ひしか

は、過し永享の憂目を思召出し、怨敵なりし憲実の一子憲忠を執事職に居置せしむる事、父の仇を報ひさる徒に月日を戴事天道の憎みを承ん事と思ひ給ふ、折から結城七郎の末子六郎成朝来りて我代の忠心をかたむけ、武士の道を考見るに、不義を以て栄花を保んより、義を以て命を失はんにはしかず、是憲忠誅罪のひとつにより候へし、といへは成氏悦ひ、吾も斯うとは思ふなり、と心を合て享徳三年極月二日宗徒の兵三百余騎結城六郎を大将として憲忠の館に押寄て鯨波を揚たりけり、憲忠大に驚き我身にとつて一つも科を承るへき覺なし、如何様是は謀叛の者有て憲忠を討て後に御所を責んと思ふ方便と見へたり、仔細を聞んと飛んで出、今爰へ寄来る人々は何者成そと尋ければ寄手是をきき愚成言事哉過し永享の謀叛は誰そ、足下の父にあらずや、其罪遁さる処なり、唯今是へ寄来るものは結城、一色、里見、世良田、等か一統なりと切て入終に憲忠を討取て、勝時を挙て西の門憲忠か館に火を放一片の煙となしたり、憲忠の舅上杉治部太夫持朝おとろきて、是又関東再乱の事有と越後に有し憲忠の舎弟兵部少輔房頭を以て鎌倉の管領と定急き京都へ早馬を立、此旨注意に及ひければ、義教驚き給ひ成氏退治すへしとて、日の丸の御旗を上杉へ給はりけり、よつて関八州の兵悉く鎌倉へ馳集り既に合戦に及ひしかは成氏討負千葉新介則胤を頼み夜に紛れ、武州古河城に引退き、夫より京都將軍へ赦免を願はれける、依て京都におみて三職四職の僉議によつて、成氏罪過有免有へしと議定極りけり、扱又関東管領職をは両上杉に仰付られける、是より上杉權威をとつて成氏退治の軍慮を廻されける、文明九年山の内民部大輔頭定武蔵国の古河の城に足利成氏楯籠に依て式万余騎にて押寄相戦ふ、城兵終に討負て千葉童寿丸（則胤長男）をはしめ、手勢三百騎の内百七拾余騎討死す、此時成氏にも危き命を助りて則胤の寺崎の城へ落給ふ、則胤宣ふ様は何そ此仇を報はずんは有へからず、と軍慮を廻し給ふ処、文明十年三月二〇日両管領山の内上杉右京太夫憲政、扇ヶ谷の上杉民部大輔朝定、都合其勢式万五千余騎にて、千葉則胤居城下総国印幡郡寺崎の城へ発向す、千葉殿には先成氏恩顧の者ともへ廻文を以て集らる、扱又家子門葉には小見川に設楽左衛門尉、平山弾正左衛門、中村但馬守、成戸に山口主膳、鹿島に高木兵衛尉、香取に香取大宮司、円城寺、椎名、本庄、宍倉、小川、海上、井田、瀬里、竹野、幡谷、原、木内、鐮木、三谷、上志津、馬場、介崎、是等を宗徒の人々として、都合壹万式千余騎、家々の旗押立寄来る、敵を待居たり、時に寄手の大将上杉朝定下知して曰、此寺崎の城は要害堅固なれば、輒くは責落しかたし、大将上杉右京太夫憲政の陣城は山梨村に築給ひ（今此村に其時の旧跡からほりの形あり）又上杉民部太夫の陣城は上野村に築給ふ（今も此村に旧跡有今に南波左間村は大将朝定を南様と称したる故今村名と成）斯て寄手の大将両上杉敵の謀に落されて両将の士卒四百三拾騎討取れて手負其数をしらす、両将のいかり以の外にて、是非に勝負を決せんと思ふ処に、鎌倉の留守を窺ひ北条氏政襲ひ来る由、飛馬当来、櫛の齒を挽かことく告来るよつて、一先陣を開き、鎌倉へ帰陣たるへしとて、取物も取敢ず、山梨上野の陣城を引払ひ、鎌倉さして登りける、其翌日則胤敵陣を放火して、諸侍に軍功の賞を行はれける、爰に馬加陸奥守康胤は、千葉拾七代目満胤の次男にて、千葉二十代胤将の養子となり給ふ、よつて本家を此人に継せへきの処に、其後実子則胤出誕有に依て家を継ずして馬加の城に居給ふ、尤其威光千葉にも劣らぬ繁栄成けれとも、本家離別のいかりを含て、上杉右京太夫是を聞て密に間者を以て是をはからる、康胤聞給ひ然らば我を千葉介になしたまふへきやと申送られければ、子細あらずと了掌し給ふ、康胤も是迄は千葉家の倍臣と成りて居たりける、然に千葉家の四老といふは木内、鐮木、原、円城寺なり、偕臼井の城主原越後守胤房は円城寺下総守尚任と共に權威を



あらしひ、不和になる事を康胤其折を得て、同心成すへきよしを申遣す、越後守異儀に及す同意すと

去ほとに馬加陸奥守康胤、原越後守胤房、同意を喜悅有て、いそき事の洩さる内に早く打立へしとゆふままに、都合其勢壱千余騎、享徳四年六月六日の夜半、寺崎の城へ押寄て鯨波をとつとあけたれば、城中にては思ひもよらぬ事なれば、あはてふためきて、其上に敵は多勢味方は小勢なれば、防禦の備も無上を下へと騒動す、時に漸く中村但馬守、荻原勘ヶ由左衛門、高階雅楽助大手をかためてふせき戦ふ、其内に円城寺下総守尚任、則胤、惟胤、御台所を唱て東の小門よりしのひ出、上総国武射郡多古城に楯籠る、依て馬加陸奥守康胤やすやすと城を乗取、入替て寺崎の城に居住して、千葉介と改名して、不義の栄耀を万人の指頭に懸りける、然るに鎌倉より千葉介則胤追討の下知に依て、長尾左衛門尉馳加て其勢あたかも雲霞のことし、則胤父子聞給ひて寔に油断成かたしとて、先軍勢を集給ふ、第一番に円城寺下総守尚任父子、小見川におみて左衛門尉、飯高に平山弾正左衛門、中村にては中村但馬守、成戸にて山口主膳常州鹿島に高城兵衛佐、香取に大宮司是等を宗徒の兵として、其勢都合八百余騎、多古城を打て出、宮川表に出張して相戦ふ、寄手大軍なりといへとも、責あくんで見へければ、長尾左衛門下知して敵を広場に引出し、中に包て討やとて、備を立てひかゆるを見て、円城寺は良時に揚貝を吹て多古と志摩との両城へ引退く、斯て大将馬加陸奥守、長尾左衛門、大軍を引卒して猶予なく両城へ押寄て責轟事電雷のことなれば、今は則胤父子も致方なく討て出是そ最期の戦と普代恩顧の髓兵三百余騎まん丸になつて切て懸り、爰をせんと戦たり味方小勢なれば終に戦疲れて討死に及ひけり、則胤父子も已に生害と見へし処に、多古城より左馬助も打出て、千変万化して相戦ふ是も則討死と見へし処に、円城寺尚任則胤を諫て申けるは、討死と御覚悟は極られて一先爰を落給へと、月星の旗を尚任か腰にくくり付て、阿弥陀堂の家根に火をかけて切腹の様に見せければ、寄手もさては則胤生害と心得、いさや御首賜らんと彼堂を押取込たり、其内小沼の忍路より則胤父子尚任父子主従九人常州のかたへ落行けるとかや、偕又馬加陸奥守康胤の御子二人有、長男胤持、寺崎の城に住す、此康胤主君千葉介の敵たるによつて千葉家正統の系図には入す、〈輔胤よりも系図に入〉寺崎の城にうつり居す、千葉介平康胤と称す、威光甚厚く門前に市をなす、去なから主君の家を亡し奉りて栄花を極め給ふ事天罰恐るへし、とて世人こそつて憎みける、偕又千葉介則胤長男賢胤 新介と云 円城寺尚任長男円城寺左馬介尚胤といふ、主君御父子を供奉して本国を離散し、武蔵国豊島郡江戸の太田道灌の城に趣き、此よしを語つて頼みければ道灌思ふ様は、渠は累代の国主関東の名将なるに、斯のこたく零落せし事こそ不便なりと、憐て石浜の砦を守らせ 今浅草金龍山は彼旧跡か 置て終には本国を取返し、帰城せしむへしと、懇にかくまひ置ぬ元来則胤武器有て道灌の助力を受ければ下総国印旛郡匝瑳郡両郡の内へ出勢して功を顕す、折節花洛万里の老翁東淹の砌にて其席に有しか道灌頻に望ければ、是に応して一絶を綴りぬ

雪月湖煙風雨后 浄歌鐘声送帰鴻 片帆千里売花市 上下総帰君幄中

其後年を経て、道灌相州糟谷の館にて誅せられ、息男源六郎資康上州平井へ走る、山の内上杉頼定に属しける故則胤総州へ還城の宿志も遂かたく、終身まかり遺体を石浜の禅林惣泉寺に葬る今古塚あり千葉殿塚といふ

則胤〈千葉新介 此人千葉家二十一代に成へきに妙味の縁起には二十一代康胤と有此書には二十一代輔胤と有〉

長男 胤宗 千葉次郎 二男 惟胤 千葉五郎

又曰御息新介賢胤上杉朝興の為に追れて、石浜の砦を退去すと

〈此石浜といふは今金龍山聖天の事か、上杉北条に戦負たるゆへ、則胤本望遂かたく、是より賢胤浪客となり、此石浜北条氏康の持城となつて、後賢胤北条の旗下となりて、此石浜へ帰城す、其後不運にて鉄砲にあたりて死す 其子孫なし、幼女一人有けるを北条是をあはれみて北条常陸介氏繁の三男を妻合、千葉次郎胤村と名乗らせ、遺跡を相続せしめけるか、夫婦とも程なく亡失して絶しとなり、千葉正統の系図此時に断絶す、今石浜の摠泉寺こそ実に千葉殿塚也〉

去ほとに寺崎の城主千葉介平康胤武運屈する故にや老臣の諫をは十に一も聞入給はず臼井の城主原越後守同心たりしか自然と其職も薄く、見へければ印旛郡岩橋の郷におはす、氏胤の彦孫刑部少輔輔胤 此輔胤の事所の名によつて岩橋殿といふ 寺崎の城主康胤の事の様を窺ひ見るにいつとなく其驕奢超過し、終に諸臣の内にもいかりを含もの有けるよし聞へければ、岩橋殿時を得たりと思召て、小見隼人助をかたらひ、臼井の城主原左衛門尉胤定かたへ密談に及ひける

〈一説此胤定生実の城主ともいへり、然れば原越後守久胤は臼井の城主、此久胤幼少故生実の胤定臼井を後見とも〉

時に胤定康胤殿常に老臣の政務を納給はず、驕に超過するを見限り、殊に古君則胤父子の御憤りを存、異儀に及はず御請申上、夫より諸臣親族へ小見隼人助を以て廻文をしたため、相触ける依て馳集る人々には原左衛門尉、神崎左馬介、押田左仲、野手太郎次郎、神能内記、本庄外記、幡谷数馬、椎名伊予守、粟飯原左兵衛尉、村田右兵衛尉、小見川藤馬、大須賀、助崎、神崎、小川、完倉、亘、深谷、斉藤、安藤、布施、山崎、渋川、坂戸、成戸、千田其外都合其勢千八百余騎康正二年九月晦日の夜中寺崎の城へ押寄時をとつとそ上たりける、城中には思寄さる事なれば、大に周章し本庄内蔵助櫓に登り、唯今夜陰に寄給ふ大将は誰人そや、名乗らせ給へといふ、輔胤大音にて吾は岩橋刑部少輔輔胤なり、康胤私の逆意を以て大守千葉殿御父子を討亡し其名を千葉介と称し驕奢に長して諸臣を侮り諫を用ひず、依て我義兵の旗を揚康胤を討んためなり、と康胤是を聞て某胤將の命に応し、千葉介たるへき処に胤將実子則胤出生に付、誓約に背き給ふ、よつて某憤りを含み止事を得ず斯のこし此時輔胤正統の一子誕生よつて正統を以て家を続こと僻事にあらず、としはらく言葉戦の内に諸軍勢城の四方を追取巻て責ければ城中の士卒も皆々先非を悔て俄に心を改て城門を押開敵を導入ければ、城主康胤に相隨ふ人々には、中台主税介、小中台為五郎、山梨左衛門、鷲沼兵庫、舟橋飛禅守、其外宗徒の人々百五十余騎にて喚き呼び戦ふといへとも、九牛か一毛にて何かはこちへ申へき、忽郎党討死してよふよふ残兵少々引具して、其夜上総の方へと落給へは、ほとなく夜も明ければ、追手の大将康胤を討洩したる事残念に思ひ、何国迄も追欠討取んといかり給ふ、時に公津小五郎胤友天守へ登り見けるに、千葉の野を遙に落行給へはいて追欠て打とらんといへは、皆々我先にと乗出し曾我野を過て追付ける、康胤今は遁れぬ所と取て返し上総下総の境村田川を前に当て、爰をせんと戦ふといへとも相叶はず、御子胤持乱軍の内にて討れ給へは、康胤甲を脱捨て立なから咽を貫き失せ給ふ、康胤の首は村田川の岸に獄門に懸るとかや〈又千葉村の川岸ともいふ〉輔胤勝時を上て寺崎の城へ入給ふ

胤持〈是は康胤長男、康正二年丙子十月朔日父康胤と村田川にて討死、年三十三 妙見寺系図には二十二代とす、上総国市原郡八幡村無量寺に葬る、子なき故絶ぬ、此人千葉系図に入す、法号大学院□阿弥陀仏

## 二十一代

輔胤〈千葉介 兼胤の三男氏胤の彦孫なり 馬場八郎重胤の息男胤依の子息と成 延徳四年壬子三月十五日 七十七歳 法号 築常院殿公阿弥陀仏〉

長男 孝胤 二男 源意〈是を菊間の御坊と称す足利成氏の若君花光院殿御弟子と成菊間八幡宮社領は足利成氏より寄附此源意菊間御座す今の神主の先祖此人か〉

## 二十二代

孝胤〈千葉介 六十三才にて逝去 永正十八年辛巳八月十九日 常輝院殿眼阿弥陀仏〉

長男 勝胤 二男 胤家 成戸左京進 三男 右馬助〈此人物井村に居住して物井殿ともいふ少納言殿養子ともいへり 今物井村にて此寺一本寺たるは此故か 古云輔胤孝胤二代は在城平山の郷と有又夫より長崎といふ処に在城ともいまた詳ならず〉

## 二十三代

勝胤〈千葉介 享禄五壬辰五月二十一日佐倉根小屋の城にて死去六十三才常嶽院殿其阿弥陀仏〉

長男 昌胤 二男 勝任 椎崎殿 三男 胤重 神崎殿

四男 勝門 公津殿 五男 公弁 常覚 叡山座主

七男 一印〈吉祥寺 今佐倉に有〉 八男 重阿弥〈海隣寺 今佐倉に有〉 覚胤 北斗山座主 女子三人

〈古書に曰勝胤平山城より千葉妙見尊ゑ社参有て、即妙見堂にて元服す、規式如先例今平山村七物薬師は此人安置するか〉

## 二十四代

昌胤〈千葉介 天文十五年丙午正月七日死去五十一歳 有天院殿法阿弥陀仏〉

長男 利胤 二男 胤寄 白井四郎 三男 胤富 海上九郎

四男 親胤〈昌胤佐倉より妙見尊ゑ社参有て妙見堂にて元服如先例古書有〉

## 二十五代

利胤〈千葉介 天文十六年丁未七月十二日三十才にて死去子なし 法号常円院殿眼阿弥陀仏〉

関東古戦録に弘治三年八月七日とあり、是実なるへし昌胤死去は天文十五年とあり、戦録を是とするか

内伝にいはいく足利成氏朝臣寺崎の城主馬加康胤のために落城の刻宇都宮の城に落給ふ成氏朝民思慮を廻らされて北条氏政へ神部兵庫介を御使として御書を送る、御妹君をもつて氏康を賀に成され度のよし仰ける 御姉君ともいふ 時に氏康氏政父子関東公方の賀と成事我家の親権たるへしとて速に御請申上、夫より婚姻を取結ひ給ひ、水魚の中と成て成氏朝臣を川越洲の城に移し奉り、関東公方と仰奉りける、爰に又原豊前守光胤は原胤親の息にて下総国原村に住居す〈原の一字は葛原の親王の御緯原の一字を賜る〉 偕又利胤の息なき事を諸臣悲しみて、大守利胤の御舎弟あまたましますといへとも千葉の惣領に立へき人には、身体の内には月星の疣形是有故に各々改れとも外にはあらず、公津の親胤は末弟なから胸に月星の疣有故代継には公津殿に決して、弘治元年乙卯十二月二十三日佐倉〈今の元佐倉に城有此時に千葉には城なし〉 根小屋の城より千葉妙見尊へ社参あり、御堂にて元服氏時御初穂の使者には安藤左衛門尉、神前への使者には木邑左京亮、先駆には栗飯原左衛門尉、幡谷兵庫、助押には原左京亮其外かための同勢八百五十騎御神馬合て百八十三疋本庄伊豆守是を請取神納を相しるなり

一其頃源左兵衛佐義明朝臣と申奉るは古河公方政氏の御次男、高基朝臣の御舎弟なり先年御父子御兄弟不和の変有て奥州へ流人と成給ふ其節上総国の守護代には武田豊三、真里谷三河守国侍なり、また原二郎友幸といふ下総国千葉郡生実<sup>なま</sup>に在城しけるか、所領の論にて合戦度々に及び、原氏は千葉介胤富の家臣なれば佐倉根小屋の城より〈胤富在城〉加勢これ有依て武田豊三度々討負ければ武田不安に思ひ已か力斗りにては始終本意を達しかたしとて、義明朝臣を奥州より呼請て大將軍と仰立て軍勢を相催しけり、彼の義明と申は累代の武将の苗裔にて心も飽迄不敵にして殊に剛勇にて打物取て当時無双の英雄たり、よつて上総下総房州の内にて管領を背きし輩一人も残らず馳集ければ三年の内原治郎終に生実を引退き、落失ければ義明則生実の城へ移り給ふ、是より此君を生実の御所といふ

其原の家臣高城越前守父子を討取、同下総守を〈胤貞の事〉追落して両国残る所なく責靡け終に原二郎友幸を討給ふ、其勢に乗して東八ヶ国を打随へ古河公方を配流して鎌倉に御所を居て関東の公方と仰れん事案の内に有と思召気色願ければ味方血気の若侍ともみなみな然るへしと申ける、古河御所かたの諸侍とも不安に思ひける、又小田原北条は古河の縁類なれば口惜しく思はれけれども生実は大敵殊上杉も敵対し頃なれば先生実の御所とは無事の躰にて折々酒肴など送られけるとかや、然所に義明はいよいよ古河を退治して我関東の長者と成へしと企有よし聞へければ、古河より小田原の北条氏綱を御頼有て生実へ発向の用意有ければ義明聞召いそき途中にて防けとて、舎弟基頼御息生実の御曾司を先駆の大將として、房州の里見義弘を副將軍と定、房総の兵を相催し、下総の国鴻の台に陣を張り、市川を前に当て待れたり

〈此鴻の台といふ事は、仁王十二代景行天皇の御宇日本武尊東夷征伐の時関東へ下向あつて御帰の刻此川の浅深をしらす渡りかね給ふ処に、鴻飛来り瀬踏して台に羽を垂て尊に向ひ奉る、尊大にかんし給ひ汝にこの山をとらすへし今より永代此山の主たるへしと、命有しとかや其後に鴻の鳥数多来りて住ゆへに鴻の台と申なり、日本記に見へたり〉

此時の合戦に義明討負給ひける〈この合戦の様子諸書に出たる故にここに略す〉北条氏総は義明の油断をはかりて討て出終に義明は討負て生害し給ふとなり此時生実城をは千葉家へとり返す〈天文七年十月の事なり〉

## 二十六代

親胤〈千葉介 無息 弘治三丁巳八月七日十七才にて死去 常円院殿眼阿弥陀仏〉

此人悪逆無道にして家を治かたく潜に鳩毒を以て殺し奉る、御側衆女房方に至る迄心に叶はされは御庭或は書院先にて場所をきはらず手討にし給ふ、因て御一族長臣等諫言すれとも納給はずと也、依て胤富を宗嗣に立給ふ、然る処に親胤の怨念悪霊となりて種々祟りをなし、是より自然に御家おとろへ、不幸短命の端を生ずとなり

## 二十七代

胤富〈千葉介 昌胤三男 公津の城主 海上九郎 元服先例のことし 天正七巳卯五月四日五十五歳死去 常源院殿其阿弥陀仏〉

長男 邦胤〈胤富死去の時邦胤養子十二歳なり〉

一永録七年三月下旬越後謙信数万の軍勢を引卒して下総臼井の城へ発向す、城主原式部大輔は千葉介邦胤の家臣なれとも、武勇他にすくれ殊に所領も多く主君におとらぬ大名にて、幕下には小金の城主高城胤辰、東金の酒井平山などとて、百騎二百騎の侍大將数多有ければ、千葉に勝

れる原なりとそ申ける、代々在城の地たれはとて臼井の城に居住す、千葉介は佐倉の根小屋の城に居住す、謙信ほとなく発向して入乱相戦ふ、日もはや夕陽に及びければ、寄手陣を引返す、又翌日輝虎押寄ける処に城中よりは一人も出合す、輝虎ふしきにおもふところに、本庄某申けるは誰やらん此には軍配の名人白井入道といふ者籠候と申

〈此白井入道といふは若州に住居して、白井長門守胤定といいき、其先祖を尋るに、白井小太郎胤宗といふは千葉介常胤の四男、大須賀胤信より出て、下総国印西郡白井といふ処の城主たる処に、兄弟の内にも昔承久の戦に山城国宇治川をわたして大功を立てれとも、其子中務少輔胤友舎弟七郎胤秋と家督を論して、下総国を立退、兄胤友の子五郎兵衛胤道、其子小太郎胤経、其子判官胤栄、其子道胤入道迄四代の内は流人の身となりしが、此入道か子白井長門守詮常、二男治郎左衛門尉満宗は將軍義満朝臣に属して忠戦を尽しけれともさせる恩賞もなく、詮常の子城介満道其子左馬介教常其子将監澄胤其子胤定若州に蟄居す時に將軍義輝公御頼として上野中務太夫御使者に来るといへとも將軍行政名将ならずとて随ひ奉らすして今浪人となつて臼井城に来るとなり此戦の刻白井入道弓箭修行に來りて臼井の城に有しとなり此白井入道下総千葉郡多部田村にも住しければ依て入道を多部田殿ともいふ其旧領今にあり此所に御菩提所真言宗にて西福寺といふ寺有其時分は同郡金親村金光院末寺にて本山より相続しける処に此入道後に土氣の城主伯耆守殿の縁類となりて日蓮宗に改宗して法流をは本山へ返すと也其刻同郡大森赤井村花輪村の菩提所は大森村に真福寺といふ寺あり其節赤井村雅樂介といふもの本願人にて檀方をすすめ多部田西福寺の法流金光院にありけるを願ひ請て真福寺と改号して西福寺と申すとかや故森村の古書には真福寺とあり多部田の西福寺は今は日蓮宗なりしかれとも寺号は今も西福寺といふ土氣の城主酒井氏日蓮宗帰依の事は土氣記房総知覚など云筆記の書に詳し今の森村其節は大森村といふて大の字を略す真福寺を多部田西福寺の法流を用し故西福寺と改るなり〉

易に曰今日は晦日とてさきんすれば負る日なり、故に城中より出すと見へたり、海野集人助如何様左様なるるしというも敢す、片山の岸夥敷崩れて山際に扣へたる越後勢三百人はかり推に打れて死ければ、すはや悪日の印なりとて人数を繰入ける処に、城中より松田孫太郎突て出て越後勢を切て迫る、原氏も孫太郎につづけとて討て出ける〈此時の城主は原越後守胤定なり〉城の嫡原式部太輔胤栄〈生実城主〉其子胤義は天正年中千葉重胤八歳に成給ふを後見して小田原の城に結ふ〈臼井生実両城を持〉此時越後守に謙信打負る、此松田孫太郎は後松田尾張守となる

二十八代

邦胤〈千葉介 天正十二乙酉十一月七日 二十九才 常淋院殿日法阿弥陀仏〉

第一 女子 二男 重胤

〈此重胤は新田殿の孫なり、軍書には鶴千代丸と有、佐倉城下にて言伝には亀王丸といふふしん、又云父の邦胤実名重胤此人千葉二十九代の主なり、妙見縁起には重胤は三十一代の主なりと此内二十一代康胤二十二代胤持は馬加陸奥守父子にてつづくゆへ千葉正統の系図には入さると云なり〉

元服の義式先例のこく元佐倉根小屋より妙見尊へ社参有て極給ふ、千葉上総相馬の三家は先祖より以来星の宮と称して、妙見大菩薩を以て氏神と崇奉る也、去ほとに天正十二年正月、邦胤の御前におみて原大内蔵丞胤安、牛尾左京亮胤道、金親兵庫政能上総国土氣の城主酒井伯耆守、下

総小金の城主高城胤辰（原の家臣なり）御寿の規式相ととのひ配膳の刻扨従桑田万五郎といふもの御前に於みて無調法の過失三度に及ぶ、よつて大守御叱有しに万五郎返答に及ぶ、大守甚だ御いかり有て扇子をもつて打給ひ、既に御手討と見へし故に、有合人々漸々御とどめ申上て万五郎を厳敷籠居仰付られける、其後御詫申上御宥有て御奉公に召出されける、然る処此者大胆無敵にして野心を狭み五月朔日の夜邦胤の寝殿に忍ひ入て、二刀剃す忽絶入給ふ短夜の事なれば御夜詰の人々も熟睡して殿居の面々更に知らず、よつて万五郎は城中を逃出上総のかたへ心さし、生実の郷に至る闇夜の事なれば前後途方を失ふ、処に遙に一すしの灯見へければ尋行て見るに庵の内に武士と見へて机によつて書を詠め居たり、万五郎姓名をとふ彼人某は遠州日坂の者なり、元来今井家の浪人石川玄蕃か息真橋太郎左衛門といふ者なり、当城に願ひ有て来る処なり当城も出城迎諸役人取締なきゆへ願ひまた落着せず、依て退去せんと欲すといふ、万五郎身の上を明して急難をすくひ給へと云、太郎左衛門主を殺したりと聞て、大に驚き翌日即時に追出しける、万五郎は上総国市原郡菊間村神主某かたへ行て頼みける、神主巨細を聞て天地の間に遁かたき大罪人也、とて又爰をも追出されけり、さてまた邦胤のとどめをさささるゆへに息出て委細を語り給ふ、一門の人々騒動斜ならず、中村雅楽介、世良田左衛門尉、菊間清次郎其外諸役人手分を定て八方を尋求め、五月三日の払曉に菊間におゐて、見付南をさして逃行処に、草苧村にて生捕、佐倉へ引て刑罰せしめよつて邦胤は様々医療手を尽せとも相叶す、五月五日卒去し給ふ、よつて御台所御家門次に御家人等悲歎の涙原語に絶へたり、御男子三才に成給へは政務を治給ふ事あたらず、小田原松巖院殿氏綱の御台所のためには御孫成ゆへ彼かたへ引取て養育し給ふ

（此亀若君の父邦胤千葉二十八代二十九代は亀若君則重胤なり、是千葉家の正統なり、北条氏綱の孫御母は氏康女なり、成田不動妙見縁起等に見へたり）

設楽左衛門尉後見となりて、小田原へ隨身す、程なく天正十八年大乱起りて御母子ともに小田原へ籠城なり、時に千葉重胤七歳に成給ふ、佐倉の城代海上豊後守、神崎伊予守（曰佐倉の城代原筑後守とあるに、小田原盛衰記本朝三国志等には陣代原式部と有、小田原出陣の節は生実城も原式部持城なるか）小田原出陣隨兵下総印旛郡伊篠の城主栗飯原三郎左衛門尉（文次郎後胤也）江須見馬場蔵主須見城主神崎善右衛門、寺台の城主海保丹後守、前林の城主左近右近兄弟、押幡の城主細谷越中守、木村に本庄那須守、牛尾、小見西の郡金親、山崎、草香辺高牛尾相馬、斉藤、小川、椎崎、湯浅、瀬里、完倉、大須賀、小見川、対馬、米井、井田、大台、椎名、神崎、野手、神能、志津、御門、坂戸、渡辺、神保、両酒井、菊間、加藤、秋山、岸、谷沢、大熊、千葉新介重胤御持口陣代原式部大輔本義京方勢を今や遅しと待居たり、時に天正十八年の夏、太閤秀吉公西国勢五十七万余騎小田原さして発向す、千葉家のかためたる湯元口は徳川家向ひ給ふとなり、（此時千葉勢は一万七千余騎と有）小田原の城も関八州の軍勢楯籠る事なればたやすく落城有間敷処に北条氏政の下臣松田尾張守か子二人有けるか、長男笠原新六次男内蔵介美男にて有ける、小姓役を勤め御側さらすにて殊の外不便に思召よりて兄新六をは笠原の家へ養子に遣はされ、次男内蔵介に松田の家督仰付られぬ、兄新六は朝暮これを心外の事に思召す折ふし北条と武田と戦の時新六に伊豆の国原の郷の一城を預け給ふ処に新六武田へ内通せし事露頭して既に刑罪に処せらるへきに松田尾張守の年来の忠戦に免して助命入獄せられしか其後御宥免有て獄中より出て、山里に有しか氏政へのいかり止む事なく秀吉公へ内通して父尾張守か持口へ手引申へしと上聞に達す、秀吉公聞し召て其方か内通相調におゐては、本領の上に加恩を成さるへきよしの御書を下

され、新六は此書を懐して父か陣処へ忍ひ頻に謀叛をすすめける、松田も終に得心して次男内蔵介を呼び逐一いい聞せければ、内蔵介心中大に驚きけれども、父兄の仰尤なりとて席を立退ひて思案廻らし、吾君恩に沐する事山海よりも広大なり、我命全ふして益なし君に奉んにはとて我陣屋に帰らず、直に氏政の御前に参上し父にて候尾張守君恩を相忘れ反逆を企敵陣へ組仕候此上もなき御大事にて候速に防禦の御下知あらせらるへく候と申上て、其後陣屋にかえり腹十文字に搔切て死たりける、誠に至忠なる哉と諸人申あへり、偕こそ尾張守持口を引替て氏政の御前にて尋問にあひけるか内蔵介有のままに訴申ける事なれば松田陳するに言葉なく終に入獄せられける、敵方には松田か相図相違して是より城中も勇氣自然におとろへて天正十八年小田原落城千葉新介八歳なりしか諸軍と共に落行といへとも其在家を印したる書もなし又一説に居城佐倉今の鹿島山の城も破れて、重胤武州江戸へ落たりしか、寛永十年六月十六日病死すともいふ、然れとも其処をしらす、勿論子もなし、依て千葉家の正嫡是より断絶す、又曰重胤の母は幾ほと経て後台徳院殿の御台所につかへ奉るよしにて、重胤幕下の勤仕を願ふといへとも御免これなしといふ、其後大神君関東御入国有て総州筋への案内者召連らるへき旨にて、旧臣海上押田並臼井の原式部大輔胤成か子主水介、東金の酒井左衛門佐重光か子金三郎等召出され汝等か本主千葉家には正統の子孫はなきかと御尋の時に、海上押田申上げるは若輩にて横死に付、男子なく女子壹人北条氏康の息女の腹に御座候よし申上ければさしもの大家も断絶の事是非なき事なりと仰られて落涙なし給ふ、よつて件の女子に扶助料を下し給るといふ、重胤は永く浪人したりける、是押田海上か忠返つて不忠となりしこそつたなけれ

此は関東古戦録の説なり此時押田海上男子是なくと申上げるは、先年邦胤の家人上方主用によつて登るの時大神君の使者上洛する旅中にして出合口論して千葉の家人以外の外なる狼藉したる事あり、若此儀を思召遺恨を求らるへき御存念かと意得違の思案を廻らし斯は申上しとなり

此重胤千葉家式拾九代の主なるへし、妙見縁起に三拾壹代とせりこの書とは代々の内少しづつ相違のところ是有後鑑せよ

妙見縁起には三十一代重胤とするは馬加康胤父子を入れる故なり、これは正統にあらさる故、此二代は抜なり、千葉正統の家系は二十九代とするへし (了)

## 千葉盛衰記大尾

鎌倉極楽山開山良観上人忍性菩薩

往古ハ総路千馬橋邑万福寺ヲ大日寺ト号ス千葉エ引其旧跡ニ尚開山自作五仏尊像アリ其后必ナラス尊氏公方ニナリシ人千葉某甲即夢窓国師ノ弟子古天周誓和尚ヲ馬橋エ請シ禅苑トナシ法王山万福寺ト改ム 是ハ古鐘ノ銘ニアリ建長八年

一常胤ヨリ五代ノ後胤ニ時胤ハ鎌倉ニテ死去ス六代頼胤ノ時総州小金ニ居住ス此時鎌倉極楽寺良観上人ヲ請テ小金ノ馬橋ト云所ニ大日寺ヲ建立シ頼朝公ヨリ代々ノ將軍並千葉一門ノ菩提ヲ祈ル

一貞胤ノ時此寺ヲ千葉ニ移ストナリ

一宗胤ノ子息胤貞宮方ニテ千葉ニ残り給フ此人ノ子息ハ日祐上人法花宗ニテ下総国中山ノ法花経寺中興開山ナリ是ニヨリテ胤貞ヨリ中山ノ七堂建立アリ五重塔婆ヲ立ル其後胤貞上洛シテ吉野

ニ参リ征西將軍宮御下向ノ時御供シテ九州ヘ下リ大隅守ニ補任シ肥前国松王山ヲ建立シテ総州ノ中山ヲ引テ末ノ世マテ此所ヲ中山ト両山一寺ト号スナリ

右ノ事鎌倉大双紙ト云フ八幡宝蔵ノ書トカヤ申ス写本ニ有之 忍性菩薩元亨釈書ニ出ル  
元本者下総国千葉郡千葉町近江屋某蔵書或人写テ之ヲ笈ニス中島村金之亟者之借覽中又暫借得テ  
贍写畢

昔 天保十四癸卯四月十五日

川場邑 市東伊十郎 平雅胤

### 千葉氏介公世家碑文

我皇邦從郡県之制一定未曾有改之也雖然中葉以還至近代其勢沿革諸国守介世襲其識者名称依然其有土之君而固不可与英雄乘時暴起者同視也論者不察拳曰之割拳其為疆場戰者曰之私闘不亦謬乎哉而能繼祖業經六百載亡者在東国為千葉氏矣千葉氏本平氏其先出于桓武天皇天皇生葛原親皇親皇生高見高見生高望如賜氏平後擬之于姓高望第五子曰良文延長元年以東征之功叙從四位上任鎮守府將軍兼陸奥守居相摸村岡称村岡五郎后介上総下総常陸三国良文卒忠頼立称上野次郎上総介叙從四位下其子忠常襲父職移治于下総東大友有反状為源頼信所討与子常将共降從氏信赴京途卒歸葬于東大友朝議嘉其歸順命常将繼世任下総権介忠常有弟曰将恒称中村太郎治安三年奉勅討反人武蔵介藤原真枝平之以功任武蔵守賜同国豊島上総埴生下総葛飾合三郡為食邑常将卒子常長立襲父職押領使卒子常兼立亦襲父職叙從五位下兼上総下総常陸守護移治于上総大椎自常将至常兼皆永承寛治之際從源頼義及義家于東征有功者也常兼之子常重亦襲父職叙正五位下大治元年城于下総千葉郡池田郷冢丘丘改池田為千葉先是常将改氏千葉盟有所尊奉也自此世世称千葉介以訓留弟常家于上総任上総介治于同国一宮号大柳館為上総氏矣常重之子曰常胤逮其父時任下総介兼御厨下司叙正六位上称常重曰大介焉源頼朝起于伊豆也使使招之常胤以其敵同宗也未肯之及子胤正諫遂応之助成霸業其功居多矣於是乎頼朝分左右定諸将之座次置常胤于左第一之曰左一座進爵從四位上兼任国守護即上総武蔵陸奥相模常陸美濃肥前中十余郡伝之子孫為食邑千葉氏於是始大矣善政所致国都之盛街衢四達民戸殆二万嘗創二寺曰妙見曰大日又建一刹于印旛郡曰円城寺所為僧曰胤也日者常胤之第七子嘗為貫首于園城寺治承四年奉皇子以仁奔奈樂途並命也后頼朝給同寺以伊賀山田郷亦為之常胤卒胤正立亦逮父時叙從五位下任下総介是以称新介卒子成胤立襲父官爵兼任国守護伝子胤綱經時胤頼胤至胤宗皆世襲官爵胤宗之子曰貞胤新田義貞唱義也挙族応之所謂坂東八平氏者也義貞籍其力殪巨姦遂許以婚以功叙從四位上其長子一胤奉事于南朝与北将細川定禪戰于園城寺死之以故伝次子氏於義貞為婿叙從五位下任下総介善歌詞加名于新千載集焉有叔祖曰宗胤嘗任大隅守治于肥前小城郡晴氣城至其子胤定從懷良親皇于西征西州存其後矣氏卒子満胤立襲父官爵當時足利尊氏開霸府于京師室町留次子基氏于鎌倉鎮東国引疆宗以為援号関東八家而千葉氏居其一矣傳子兼胤任修理太夫卒子氏直立於是乎鎌倉与室町不相善引党相攻伐基氏之曾孫持胤棄鎌倉拋古河城胤宣宰臣園城寺尚任原胤房皆其族也而尚任贊胤直欲応室町胤房欲援古河遂作内亂為胤房所襲冢咏城罹兵燹胤直出走目裁于多古城祖宗胤世典籍重器至此尽焉実享徳元年六月二十三日也長子胤将立未幾卒其弟胤宣亦夭有叔祖曰康胤兼胤之弟也為陸奥守城居于馬加以奉其宗祀后助足利持氏与上杉憲実戰于上総八幡与其從臣皆死之子胤持立傳庶兄輔胤經孝胤至勝胤移居于佐倉城勝胤寺其所創也始通欵于北条氏綱以与民休息經昌至利遂与之婚利胤卒子親胤立傳子富胤適胤綱之孫政失信来侵富胤逆戰于小金原却之氏政震恐請和



而与之平經良胤至邦胤再与之婚其子重胤雖非北条氏之出亦不失前好豐臣秀吉攻小田原赴也援之德川家康說以時勢進目全之計重胤義不肯致其城邑客死于江戸千葉氏終亡矣天正十八年七月七日也自良文至于斯三十三主距延長元年六百六十八年矣其遺裔遺臣家散在諸国者不尠即中上総千葉胤祚下総小川景寛麻生三郎平皆自蚤歲悲君宗不祀沈潛反覆微質其世次及歷代行事至老不衰蓋家家有謬傳也今茲釀金其同属類者及他有志紀其世家建石子旧妙見寺欲以垂于不朽請文于予予雖無旧因于千葉氏然亦以為若同実有土之君而其亡也固無罪所以宜受享于守土者而三子此舉可謂善追遠者也終銘之曰

天禄永終 無双華裔 忠裔孝孫 不遺厥本 歷叙世家 勒石斯建 妙見之墟 永茲追遠  
 明治二十六年九月 上総 藤良撰文

~~~~~  
**觀千葉君常胤出師杯記**

千葉君常胤胃+市東氏家宝木造飲器黒漆金絵山水図尤古雅外丹黒漆当背朱漆二鳩相對做八字下加小一竹字是為千葉君常胤出師杯蓋源公頼朝所以錫予乎君而八則仮用八幡神章竹則象其家章花竹也相伝公起也君出其所蔵帷幕数百帳鋪之于隅田川畷以招諸豪公大悦手記于此杯而賞之爾來有事則必舉之然后出師矣鑑者或有認八幡神器以朱漆在当背故也吾嘗觀神器有八字竹字又觀上杉氏拔釘杯者内外朱漆無文而当背金漆記方目章乃輝虎所以賞有功而其記当背者古今同然固不容疑也為此器也相承顯著可掛鑑者之齒牙乎哉遂記以貽之  
 藤良同記

**千葉盛衰記附録**

**第一 千葉氏の同族**

余は曾て鐫木本千葉大系図に拠りて其の一族支流の繁衍を説明すべく百八十余流に及ぶと称せり、然るに今巻頭に掲げたる千葉権介俊胤の十三代裔孫なる鳥越神社々司鐫木鏝麻呂氏の發表したる「千葉一族姓氏一覽表」に拠れば従来脱洩あること十有余姓ありしこと、更に織田氏の説にては相馬氏を通じて二百三十余流に過ぎ益々隆盛なりしことに驚かざるを得ざりき、織田宗之著将門故蹟考に曰く「相馬、千葉の諸系譜を対照するに相馬氏の族は、総常武相の地名多し」、平家の盛なる大畧左の如し（即織田氏は千葉氏相馬氏を同一族と為す也）

相馬	御厨	葦原	粟飯原	村岡	千葉	北条	海道
多氣	豊田	馬場	小栗	吉田	東条	行方	真壁
石河	谷	鹿島	天神	山本	常葉	島崎	麻生
畑田	大生	大戸	用慈	大串	立原	宮崎	沼尾
中居	芹沢	門井	加茂	平	長田	先生	鎌田
三浦	鎌倉	梶原	萩野	大庭	長尾	俣野	津久江
葦名	中山	杉下	和田	大多和	多々良	長井	杜
佐原	畠山	中村	山辺	土肥	土屋	秩父	葛西
小山田	高山	豊島	江戸	葛貫	河越	長野	稲毛
小沢	捺毛	伯耆	村上	野与	埴生	鴨根	原
金原	佐貫	安西	周防	衣山	多谷	大蔵	渋江
箕勺	鬼窪	柏間	八条	里浜	大畑	久毛	柏崎

神倉	古志賀谷	須久毛	小筆	伊西	伊東	伊北	周東
周西	伊南	丁南	印東	大内	潤野	佐是	加々美
天羽	角田	金田	鐺木	臼井	匠瑳	鷺尾	飯高
湯浅	海上	椎名	醍醐	椎津	野手	井土野	宮和田
松山	山桑	小見	飯倉	長岡	太田	福岡	大浦
小田辺	芝崎	千田	武石	大須賀	国分	東	堺
神崎	三谷	立沢	平田	中沢	辺田	寺尾	遠山方
白井	戸張	矢本	田部田	奈古谷	松沢	関戸	賦馬
大戸	村田	矢作	大戸川	高上	松本	風早	木内
下総	忠幡	油田	田部	蕪木	円城寺	坂戸	新莊
椎崎	公津	成東	三田	渋谷	神田	野田	小松
南城	石田	土岐	亙理	遠藤	築土	山口	高井
岡崎	佐奈田	水原	杉本	倉窪	荏柄	由井	小早川

(以上凡二百三十一)

此の他尚多かるべし、江戸は最も相馬の族多く、江戸太郎重長を巨壁とし、石神村の豊島も相馬、芝崎、神田、三田、渋谷、飯倉等皆相馬の支流にして今に地名に存在して想像するに足れり、神田明神社司芝崎豊栖、四谷天王神主も芝崎皆同族也、其の三縁山増上寺は広度院と号す、元は麴町山本町の辺にあり、山本も相馬也、其の頃は具塚の光明寺と云ふ、後小松院の御願により大蓮社西誉上人諱聖聰と云ふ僧開山にて此に移る、此の僧も相馬の族にて、貞治五年七月十日千葉に生る、父を千葉陸奥守氏胤と云ふ、又芝の神明の神主、鳥越の神主も共に鐺木と云ひて相馬の一族也、築土明神の神主築土氏も相馬なりとて系図を伝ふ、信田の系図或は此の築土に伝へたりとも云ふ」云々と相馬の族は即ち千葉の同族と言を得べし、余をして以下桓武の朝に遡て我が千葉氏同族即関東平族の勃興繁衍せし順序を語らしめよ

## 第二 関東平族の勃興

大化以後藤原氏天下の政權を執るや歳あり、歴世外戚となり、尊貴天子に並き、高位顯官皆其の族を以て占めれば、族藤原氏にあらざる者は假令皇胤と雖も立身の地を得るに難し、為に志を得ざる輩は、多く去て職を国司郡司に求め、地方に赴くの習をなせり、而して関東はその土地広漠にして主宰少く家を立つるに便也、故に京都の貴紳往々領地を茲に拓く、

一

藤原氏に尋て関東の野に土著したる大族は平氏にて実に常陸の地より発跡す。

桓武平氏の一祖葛原親王、天長七年彈正尹を以て常陸太守を兼ね、承和十一年復た常陸太守となる。是れ其常陸に縁故を生じたる初也。其子高棟、善棟、高見王。高見王の子高望王寛平元年を以て姓平朝臣を賜ひ、上総介となる。其関東に下る、実に是時に在る歟。

高望の子良望、良将、良兼、良持、良文。或は良望、良兼、良持、良繇、良文、良正良生と良詮良広、良房に作る。中に就て良望の後は、常陸に、伊豆に、伊勢に、出羽越後に繁衍し、良将の後は両総に起り、良兼の後は、武蔵、安房辺に在りて、尾張に移り、良文の後は、武蔵相摸に蔓延して、名にし負ふ坂東平氏の各流となる。

## 二

良望は即ち国香也。常陸大椽の任じ、真壁郡石田に住す、子貞盛、繁盛あり。貞盛は葛原平氏の嫡流なるのみならず、平将門討平の功を以て児孫興隆の基を立つ。子維叙維将、維敏、維衡あり。子養したるものに維幹、維時、貞叙、永盛、維輔、千公、正度、正濟、信盛、維茂あり、維叙右衛門尉と称し、上野、常陸、陸奥権守となる。維将は常陸介、筑前肥前守たり。維敏は上野、常陸介、陸奥守。維衡は上野、常陸介、伊勢、陸奥、出羽、伊豆、下野、佐渡守に歴任し、驍勇絶倫を以て知らる。住して伊勢に在り。之を伊勢平氏の祖とす。越後守正度、出羽守正衡を経て、讃岐守正盛、正盛の子刑部卿忠盛に至り始めて大に起り、其子清盛天下の権を掌握す。一方は維衡の兄弟維将の後は、維将の子上総介維時、祖父貞盛に子養せられ、其子上野介直方、相州鎌倉に屋舗を有し、之を女婿源頼義に伝へ、以て源家発祥の地となす。直方の子上総介維方、維方の子阿多美禅師聖範、聖範の子伊豆介時方、祖父維方に養はれ、時方以来豆州の人となる。子時家北条四郎大夫と称し、之を北条氏の祖となす。維衡流の伊勢平氏は、清盛の子宗盛、壇浦に覆滅したれども、維時流の伊豆平氏たる北条氏は時家の子四郎時政、源家を擁して名に負ふ武門の政治を開き、児孫九世相摸守武蔵守を以て、事実天下の覆権を握る。貞盛流の繁栄また盛なりと謂ふべき矣。

此外、維将流聖範の兄弟に右衛門尉盛方あり、北面の士也。違勅に依りて誅せられ、子直貞乳母に連れられて武蔵に走り、小沢大夫に抛り、大里郡熊谷郷に起る。之を熊谷氏とし、其子直正、直実あり。直正の後を江州塩津の熊谷氏とす。直実の子直家は父と共に日本無双の勇士として知られ、直家の子直国、備中守となり、其子直時芸州安北郡三人庄、及安南、佐東二郡を領し、安芸石見の目代となる。之を芸州熊谷の祖とす。

願みて貞盛の弟繁盛の流を問へば、繁盛の子に維幹、其他あり。維幹伯父貞盛に子養せられて、常陸の本領を相続し、所謂大椽家となり、筑波郡水守郷に居り、水漏大夫と称し、多氣に移りて多氣大夫と称す。児孫繁殖して、世々常陸の右族たり。水漏、多氣、下妻、吉田、行方、鹿島、小栗、馬場等、皆其後に出で、更に豊田、大関、東条、真壁、芹沢、島崎、麻生、富田、石川、塙、立原、手賀、玉造、春秋、畑田、徳宿、其他諸氏に分る。而して維幹の兄弟上総介兼忠の子には維茂あり、亦貞盛に子養せらる。高名なる余五將軍其人にして、其子繁貞、繁兼、茂繁、繁職、繁茂。繁茂出羽守に任じて秋田城に居り、城氏となり、児孫出羽越後に抛る。繁茂の曾孫資国。其子は即ち城資長、長茂兄弟也。

## 三

常陸大椽国香の弟下総守良兼の後は、良兼の子に安房守又武蔵守公雅（或は藤原氏となす）あり。武州浅草寺の伽藍建立者なりと伝ふ。其子平太夫致頼、勇略を以て世に名あり、長田忠致は其後也。

国香の他の兄弟鎮守府將軍良将の後は、総州に抛る。良将の長子將軍太郎将弘。二子は即ち相馬小二郎将門にして、次は御厨三郎将頼、次は大葦原四郎将平也。将門天慶の乱を起して一旦滅びしが族後信田家を嗣ぎ、将国、文国、頼望、常望、将長、長望兼頼、重国、胤国を経て師常は千葉常胤の二男を以て相馬家を嗣ぐ。

## 四

然り而して国香の五弟良文は、武州多摩郡村岡に居り、村岡五郎と称す。其子に忠道（或は忠通

に作る) 忠頼あり。忠道後貞道と改む。源頼光四天王の一人也。其子平太夫為通、相州三浦に居り、三浦氏となる。其子平太郎為継、源頼義に奥州征伐に従ふ。其子相摸介義継は、大介義明、次郎義行、葦名三郎為清、岡崎四郎義実兄弟の父也。義明の子杉本太郎義宗、荒二郎義澄、大多和三郎義久、多々良四郎義春、永井五郎義季、森六郎重行、佐原十郎義運等あり。義宗の子之を和田小太郎義盛とす。義澄の後は、子義村、其子泰村、相継で三浦介となり、義久の後は大多和、条久、土橋、吹良品川諸氏を出し、義連の後は、長子景連の流を蛭河、佐貫、秦野、真野諸氏とし、次子盛連流を比田、藤倉、会津、野比、諸氏とす。戦国時代に於ける三浦道寸、義意父子は此流也。而して義明の弟義行の後に、矢部、津久井、秋庭其他の諸氏あり。蘆名為清の後に石田氏あり、木曾義仲を討ちたる石田次郎為久は其後也。岡崎義実の後は義実の長子を佐那田余一義忠とし、水原氏其裔に出づ。次子之を土屋小次郎義清とす土屋重遠に養はる。

一説に曰く。独良文任官せず、武蔵村岡に居りて村岡五郎と称す、今大里郡熊ヶ谷町の南、荒川の対岸に吉岡村大字村岡あり、その他の茶臼塚は良文五代の孫、忠通(忠通は良文の子也)の墳墓なりとの伝説あり、良文住せし所の村岡も、恐らくはこの地なるべし(博文館発行大日本地誌の説)云々と。

然るに村岡五郎良文の後裔と称する村岡良弼氏は左の如く論せり。曰く「大里郡村岡は本相模国の邑名、予祖村岡良文五世之孫忠通此を領す、故に本邑の地名を移す也、茶磨塚あり、土人伝へて忠通の墓となす、家譜を案ずるに忠通相模守を以て、鎮守府將軍を兼ね、永保二年九月十八日陸奥の軍中に卒す、其墓現に相模に存す、則知る是義墓なることを」云々と(日本地理志料)

為通の弟(一説為通弟の子)太夫景通の後は景通の子梶原太郎景久、之を梶原氏の祖とし、其子太郎景長、其子五郎景清、其子平三景時也。景時の子源太左衛門尉景季、平次左衛門尉景高、三郎兵衛景茂、以下九郎に至る、皆源平時代に名を知らる。景通の弟鎌倉四郎太夫景村の子太郎景明、其子大庭権守景宗、之を大庭氏の祖とし、長尾次郎景弘、之を長尾氏の祖とす。景宗の子は平太景能、其子は即ち三郎景親にして、景親の弟を股野五郎景久とす。景弘の子は新五為景、新六貞景是也、而して是等梶原大庭長尾諸氏の祖たる景通、景村の兄弟には、更に鎌倉権守景成あり。之を後三年役の勇者鎌倉権五郎景政の父とす。

## 五

斯くの如く村岡小五郎忠道の後が、幾流の相摸平氏となりたるに対し、其弟村岡次郎忠頼の後は、亦幾流の武蔵平氏となり、上総下総平氏となれり。

忠頼の子将恒(一に将常)、忠常、頼尊。将恒の子武基、武常。武基秩父別当と称す。其子六郎基家、其子河崎平三太夫重家、其子渋谷庄司重国、之を渋谷氏の祖とす。基家の弟十郎武綱源頼義に奥州の役に従ひて功あり。其子下野権守重綱、其子秩父太郎太夫重弘、其子秩父庄司重能、之を畠山重忠の父とす。重能の弟小山田別当有重、其子稲毛三郎重成、榛谷四郎重朝、小山田五郎行平、皆源家の勇士として名高し。又秩父太郎太夫重弘の弟に重隆、其子葛貫別当能隆、其子河越太郎重頼あり。重隆の弟に高山三郎重遠あり、江戸四郎重継、其子江戸太郎重長あり。而して武常の後には、子常家、其子豊島太郎康家、其子豊島権守清光あり。清光の子に葛西三郎清重あり。此等秩父、畠山、渋谷、河崎、小山田、稲毛、榛谷、高山、江戸、葛西、豊島、河越諸大族、皆将恒の後に出で、概して武蔵の野に蔓衍す。

## 六

忠常は、前上総介にして、千葉と号し、総州に拠り、一旦背叛して源頼信の討する所となりて降る。是れ千葉六党の大祖也。其子を千葉介常将とし、其子を千葉介常長（一に常永）其子を千葉介常兼、其子を千葉介常重、其子を千葉介常胤とす。常長の子に鴨根、千田、結城、原、岩部、匝瑳、長南諸氏を称するあり。常兼の子に海上、臼井諸氏を称するあり。若夫れ常胤が鎌倉幕府創業の元勳なること、事新しく言ふまでもなし。其子胤正、師常、胤盛、胤信、胤通、胤頼、日胤あり、胤正嫡家を相続して千葉介と称す。師常相馬師国（将門、将国、文国、頼望、兼頼、重国、胤国）師国の養子となり、相馬小二郎と称す。相馬家の祖也。胤盛は武石三郎と曰ひ、武石家の祖となり、胤信は大須賀四郎と呼び、大須賀家を起し、胤通は国分五郎と名乗り、国分家を立て、胤頼は東六郎と称し、東家を始む。日胤は律静房と曰ふ。千葉氏、相馬氏、武石氏、大須賀氏、国分氏、東氏、即ち千葉の六党也。相共に全下総を領有す。

嫡流千葉氏は、胤正、成胤、胤綱、時胤、頼胤を経て、宗胤に至り、南北朝の乱に新田方に属して討死し、子大隅守胤貞征西將軍に従て九州に下り、児孫肥前の千葉氏となる。宗胤の弟胤宗の子貞胤は、初め新田方となり、義貞北国落の時、足利方に降り以て下総の千葉家を持続し、氏胤、満胤、兼胤、胤直に伝ふ。恰も両上杉古河公方相争ふの日に当り、胤直の叔父（兼胤弟）馬加陸奥守康胤、古河方に属し、攻て胤直を滅ぼし、千葉介となる。旅人東常縁室町公方に随ひ、宗家の乱を平げむと欲し、新に東下して、両上杉と共に、胤直の弟賢胤（兄と共に戦死す）。の子実胤を擁立し、市川城に拠る。是に於て両千葉介あり。実胤の後は、弟自胤継で石浜及赤塚に移り、武州千葉氏となり、康胤の後は、子孝胤の後移りて佐倉城に治し、胤持、輔胤、勝胤、昌胤利胤、親胤、富胤、邦胤、重胤等を経て天正の末に至る。

相馬師常の流は、師常の子義胤、義胤の子胤経、胤経の子胤村、胤村の子氏胤、師胤。氏胤下総相馬の祖となり、北相馬郡守谷城に治して天正十八年に至り徳川氏の旗下となり五千石を給せらる。師胤奥州相馬の祖となり、後太田、小高を経て中村城に居り弾正少弼に任じ六万石を食む。其外煩はしければ一々挙げざれども、千葉の氏族は繁衍頗る大也。上記の外栗飯原、金原、武射、椎名、佐貫、岡浜、衣山、逸見、飯高、信田、六崎、堺、埴生、立沢、平田、三谷、遠山形、神崎、中沢、白井、鳴矢木、長吉、多古、多部田、成毛の類、皆其支族に属す。

而して下総平氏千葉家に並で両総の大族たりし上総平氏上総氏は、もと千葉家より出づ。下総権介常兼の子、下総介常重の兄弟に上総介常家あり、是れ其祖也。其子上総介常時、其子上総介常隆、之を鎌倉幕府の上総権介広常が父とす。広常の子小権介良常は、父と共に殺さる。而も良常の子定常及其後あり。広常の兄弟に伊北新介常景、印東二郎常茂、木内三郎常範、潤野四郎盛常、大椎五郎維常、天羽庄司直胤、相馬九郎常清、臼井十郎親常、金子小大夫頼次（一名康常）等あり。又其児孫あり。

## 七

忠常の裔が両総に繁殖したること此くの如し。然れども武蔵に繁衍したる彼が児孫も亦なきにあらず。名にし負ふ武蔵七党中の二大党野与党村上党は実に其後也。（相馬系図千葉系図）七党系図には、之を忠常兄弟の後とす。

野与党の祖を胤宗と云ふ。七党系図忠恒（忠常）の弟とし、相馬千葉系図忠常の子千葉常将の弟とす。胤宗の子元宗、元宗の子基永、野与六郎と称し、野与党基後に出づ。基永の弟村山貫主頼任、之を村山党の祖と称す。是れ七党系図の説にして、相馬千葉系図には、頼任を常将元宗の兄

弟恒親の孫とし、恒親の子恒仲を頼任の父とす、竟に孰か是なるを知らず。

野党、多石、鬼窪（北、南）、白岡、渋江、萱間、道智、多賀谷、大蔵、西脇、箕勾、利生、柏崎、須久毛、八条、金重、野崎、高柳諸氏、之を野与党とし、村山、大井、宮寺、金子、山口、須黒、横山、久米、仙波、広屋、荒波多、難波田諸氏之を村山党とす。源頼朝に従ひたる南鬼窪小四郎行親、足利時代の常陸に於ける右族として知られし多賀谷氏、武州岩槻の渋谷氏等、皆野与党に出で、共に北武蔵の埼玉郡に起る。源義朝十七騎の一人にして、一谷屋島の勇者たる金子十郎家忠、屋島役に越中次郎兵衛盛嗣の胸を射透したる家忠の弟与一近則、戦国の頃松山城の勇者たる難波田弾正の類、即ち之を村山党の士とし、概して武蔵の入間郡に起る。

## 八

若夫れ秩父の将恒、千葉の忠常に兄弟たる僧頼尊の後は、頼尊の子に常遠あり。常遠の子に土屋四郎常宗あり。笠間押領使と称す。常宗の子に中村庄司宗平あり。宗平の子は、長を中村太郎、次を土肥二郎実平、次を土屋三郎宗遠、次を四郎左衛門友平とす。実平の子に弥太郎遠平、遠平の弟に新開荒四郎実重あり。其子孫より小早川氏出づ、頼尊の後は相豆の間に起る。

## 九

見るべし、中世紀に於ける関東の野は、南北両地下野伊豆及常陸上野武蔵の一部を藤氏の滋殖地とし、中央区相武両総及常陸伊豆の一部を平氏の繁衍区としたることを。平氏の勢力を藤氏に比すれば、優勝一段也。近世に下りては、織田氏、貞盛流重盛の子資盛の裔と称して天下を取り、宗氏亦貞盛流知盛の後と称して、対馬に抛る。関東に於ては、北条早雲、高時の子時行の後と称して、両上杉に代り、覇を八州に称し以て五世を伝ふ。伊勢氏の所伝に抛れば、早雲はもと伊勢氏也。後北条家伝へて、高時の子相模次郎時行、時行の子小次郎行氏、行氏の子小三郎時盛、時盛の子新三郎行長行長の子伊勢新九郎長氏を早雲とし、早雲の母伊勢備中守貞国の女之を勢州に生むと曰ふものに同じからず。

伊勢氏は、貞盛流伊勢平氏惟衡（貞盛の子）の子正度、其子季衡に出づ。季衡の後盛光（頼朝に仕ふ）、盛行、頼宗（伊勢守）、頼俊を経て、俊経に至り、足利義兼に仕ふ。子俊継伏見朝伊勢守豊後守となり、始めて伊勢を氏とす。子伊勢八郎盛継、其子伊勢守貞継、尊氏義詮義満三代に仕ふ。貞継の弟肥前守盛富、其子肥前守盛種、其子肥前守盛定、盛定の子兄を八郎貞興、弟を新九郎盛時とす。共に申次衆にして、盛時は駿河守貞道の養子となる。是頃伊勢家の本宗は、貞継の子に伊勢守貞行あり。貞行の子に伊勢守貞継あり。故ありて吉野山に隠れ、弟備中守貞国家を継いで伊勢守となり、以て子伊勢守貞親に伝ふ。貞親の兄弟は備中守貞藤、浄花院上人良真、及女子也。而して伊勢守貞行の兄弟因幡守貞長、之を駿河守貞道の父とす。貞道初貞高と称し、貞道又定雅に改む。養子盛時、後氏茂（一に初長氏）と改む。即ち小田原北条氏の祖早雲寺宗瑞其人なりと云ふ。寛文中伊勢貞衡が書き直したる伊勢系図には、貞親の兄弟を伊勢守貞宗（前系図貞親の子）、女子、今川義元妻、新九郎貞辰、又七郎貞職とし、貞辰北条氏の養子と為ると云ふ。即ち早雲是なりと。前系図は、貞藤の子兵庫助貞職、其子兵庫助又備中守貞辰とあり。今其是非を知らずと雖、早雲其人を伊勢氏の後とするは一也。

### 第三 豪族姓氏の由来

以上述べたるが如く中古時代関東に於ける平族の勃興繁衍豈に驚くべき盛況ならずや然り而して

如何にして彼が如く繁栄を来らせしか、曰く大化革新の年代を去ること遠くして中央の政令漸く地方に普及せざるに至りしが為也。

私有地やうやうにふえて、領家、荘司などいたく勢をえつるより、国司は地方の人を代官、目代などに定め、己は都に居りて任国に赴かざることとなり、地方は豪族のみ時めきたり。この豪族等は、旅人のふゆるに随ひ、家をも私領の地をも別ち、相馬、多田など地名を以て家号とし、子と呼ぶには、当時の習のまま、太郎〈長男〉、次郎〈二男〉、与一〈十一男〉、小太郎〈太郎の長男〉など云ひ、氏を分たむが為には、源三郎、平四郎等、氏の文字をうへ、又官名に氏の文字をもそへて、源左衛門、藤兵衛もしくは平内、源蔵など唱ふるやうになりたり。平氏は分れて。伊豆の北条氏、相模の三浦氏、武蔵の秩父氏、等となり、清和源氏は、上野の新田氏、下野の足利氏、甲斐の武田氏、常陸の佐竹氏、等となり、藤原氏は、陸奥の伊達氏、下野の佐野氏、等となり、平氏も、清和源氏も、国によりて別を立て、伊勢平氏、摂津源氏等の称ありき。さて此の頃、武将が朝廷の仰をうけて、兵を出しし状を考ふるに、己が家子、郎党のみにては、戦はむやうあらねば、大小名の力をかりて、功を遂げしことは云ふも更なるが、当時催促するを、かたらふと云ひ、催促に応ずるを加勢、与力など云ひし語の意義より推せば、命令を以て集めしにあらざること明なり。さればその兵を出ししは、武将の為に与力せしものにして、もとは公の事ならざりしを知るべし。さて軍終りて功ありし者には、催促せし武将より、事の状を撰関に聞え、公より官人に取立てられもし、荘司となされもし領地を賜りもし、又は私に引出物をかづけ、賞詞を与へなどして、犒ひしもあるべければ、武将に対しては、おのづから断ちがたき感情のおこりて、後には主従のやうなる関係も出来しなるべし。都の風俗は、鬚生ひたる男もなさやうにめめしかりけれど武家の人々はおのづから状かはりて、義家が剛臆の座を設けて、武勇を崇み、廉耻を励ませしが如く、後世に武士道といへる、一種の風の成立つべき基は、はやくこの頃より開けしこと明なり。

当時の豪族は己、地方形勝の地を占め、一族をして郡中或は他の地を分領せしめ、各在所の名を姓氏とせり、故に当時の姓氏今地方の字として現存するもの往々にしてあり。今之れを摘出して諸士の苗字と対照すべし。因て以て当時の豪族勃興の地を卜して得るとせんか蓋又興味なしとせんや。

畠山重忠	武蔵大里郡畠山村
三浦義明／全 義澄（義明の次子）	相模三浦郡
岡崎義実（義明の弟）	全仲郡岡崎村
千葉常胤	下総千葉郡
土肥実平（後に小早川氏）	相模足柄下郡土肥村
梶原景時	全鎌倉郡深沢村大字梶原
新田義重	上野新田郡
足利義兼	下野足利郡
江戸太郎重長	武蔵江戸
河越太郎重頼	全入間郡川越町
豊島権守清光	全北豊島郡豊島村
結城七郎朝光	下総結城郡

渋谷重国		相模高座郡渋谷村
宇佐美平次実政		伊豆田方郡宇佐美村
狩野茂光		伊豆田方郡(北狩野村下狩野村上狩野村中狩野村)
小山朝光		下野北都賀郡小山町
毛呂冠者季光		武蔵入間郡毛呂村毛呂本郷
岡部次郎忠綱／全六弥太郎忠澄		全大里郡岡部村
比企藤四郎能員		全比企郡中山村
秩父武者四郎行綱		全秩父郡
河原太郎高直		全北埼玉郡南、北河原村
大庭景能		相模高座郡明治村大字大庭
久下次郎重光／全 権守直光		武蔵大里郡久下村
庄太郎家長		全児玉郡本庄町
阿保五郎		全児玉郡丹庄村元阿保
宇都宮朝綱		下野宇都宮市
猪俣平六則綱		武蔵児玉郡大沢村大字猪俣
葛西三郎清重		武蔵南葛飾郡一部の称
足立右馬允遠元		全北足立郡桶川町
熊谷次郎直実		全大里郡熊谷町
勅使河原後三郎有直		武蔵児玉郡賀美村大字勅使河原
水尾谷十郎		全比企郡三保谷村
都築平太		全都築郡
愛甲季隆		相模愛甲郡
四方田三郎		武蔵児玉郡北泉村四方田
仙波二郎		全入間郡仙波村
玉井太郎		全大里郡玉井村
横山小権守時広		全南多摩郡横山村
品川三郎		全荏原郡品川村
金子十郎家忠		全入間郡東金子村、金子村
吉見次郎頼綱		武蔵比企郡吉見村
茂田七郎助綱		全北埼玉郡茂田村
忍 三郎		全 全 下忍村、忍町
那須余一宗高		下野那須郡
別府太郎		武蔵大里郡別府村
奈良五郎		全 全 奈良村
北条時政		伊豆田方郡+山村の内四日町の辺を北条と云ふ
三浦平太郎為道 (良文の二男)		相模国三浦郡
鎌倉三郎景通 (忠通の三男)		同 国鎌倉郡
岡崎四郎義実 (義継の四男)		同 国三浦郡



佐奈田与市義忠	(義実の子)	
津久井次郎義行	(義継の次子)	北下清村津久井
蘆名五郎為清	(義継の子)	中西浦村蘆名
和田小太郎義盛	(義明の孫)	初声村和田
大多和三郎義久	(義明の三子)	武山村大和田
多々良四郎義春	(義明の四子)	浦賀町多々良
長井五郎義季	(義明の五子)	長井村
佐原十郎義連	(義明の季子)	久里浜村佐原
山口次郎有綱	(義澄の次子)	葉山村山口
三戸十郎友澄	(義澄の子)	初声村三戸
武蔵大椽天羽五郎平良文	(将門故蹟考に出づ)	
村岡五郎鎮守府将軍平良文		鎌倉村岡郷
大椎権介平常兼		上総大椎城
千葉大介平常重		下総千葉郷
佐是ノ四郎祥師		上総国佐是村今市原郡明治村
印東別当常間		下総郡本庄
伊南庄司常能		上総国伊南
伊北庄司常仲		同 伊北
伊西新介常景		上総伊西
角田太郎胤親		
疋南四郎常成		上総疋南町
大椎五郎維常		上総山辺郡大椎郷
金田小太夫頼次		長生郡金田郷
上総坂太郎広常		上総伊南布施村
上総介八郎常家		上総権介
白井六郎常康		印旛郡白井
匝瑳八郎常広		匝瑳郡
海上与市常衡		海上郡
椎名六郎胤光		千葉郡椎名城
相馬小次郎師常		下総相馬郡
武石三郎胤盛		下総千葉郡武石村
大須賀四郎胤信		同大須賀
国分五郎胤通		東葛飾郡国分後矢作
東六郎胤頼		下総東ノ庄
千田次郎胤幹又は六崎三郎		下総千田庄
園城寺日胤		近江国園城寺
立沢胤義		千葉郡立沢郷
伊東三郎常茂		上総

周東太郎常吉	同上
周西次郎常恭	同上
潤野四郎盛安	市原郡潤井戸
鷲尾太郎次常定	千葉郷
飯高四郎政胤	下総飯高郷
湯浅宗光	紀州湯浅
野手次郎胤知	匝瑳郡野手郷
松山三郎胤平	同郡松山村
山桑四郎時胤	同郡山桑村
小見五郎胤澄	香取郡小見村
飯倉七郎胤貞	匝瑳郡飯倉村
福岡八郎胤業	同郡福岡町
醍醐次郎胤玄	上総市原郡
椎津三郎乱仲	市原郡椎津村
井戸野五郎胤義	海上郡井戸野村
宮和田門太郎義成	
長岡五郎行胤	匝瑳郡長岡
大浦弥四郎胤基	同郡大浦
太田又太郎胤貞	海上郡太田
長田太郎左衛門胤親	
堺ノ平次常秀	両総ノ堺界堺村
三ヶ谷四郎胤広	上総長生郡鶴枝村字三ヶ谷
田辺田五郎胤忠	千葉郡田辺田
寺尾太夫業遠	
六崎六郎胤朝	印旛郡根郷村字大崎
遠山方七郎師胤	同郡遠山村
白井八郎胤時	香取郡白井村
鏑木九郎入道胤定	同郡鏑本郷
石出日向守胤朝	同郡橋村字石出
馬場五郎胤重	
馬加陸奥守康胤	千葉郡馬加村
原四郎胤高	香取郡原郷
岩橋殿輔胤	印旛郡岩橋郷
椎崎六郎胤清	上総武射郡椎崎
鹿島大与次胤重	常陸鹿島町
公津左近太夫久胤	印旛郡公津村
成東八郎胤定	上総成東
矢木式部太夫胤家	

戸張八郎行常	下総相馬郡戸張郷
三田弾正胤興	武蔵江戸三田
諸岡次郎興秀	
小高弥五郎重胤	奥州小高城
馬野五郎左衛門胤連	
亘理広胤	陸奥亘理
田部田次郎胤秀	下総香取郡
荒見小四郎胤村	香取郡荒見
奈古谷ノ七郎重信	香取郡小御門村字名古屋
成毛八郎範胤	香取郡成毛
岡本信濃守富高	
大戸四郎太夫親胤	香取郡大戸村
村田小五郎有通	同郡村田
大戸矢作ノ領主常義	同郡矢作
山ノ辺次郎常氏	大戸ノ庄山野辺村
大戸川平太胤義	大戸川村
矢作ノ六郎五郎行常	矢作
春秋彦次郎胤村	常陸鹿島郡春秋ノ鹿島氏ノ族春秋氏
矢作ノ総領彦六郎泰胤	矢作
松沢弥次郎朝胤	香取郡松沢村
府馬越前五郎時常	同郡府馬村
松沢弥五郎光胤	同郡同村
関戸五郎左衛門朝綱	同郡関戸村
武者所ノ平太重胤	下総東ノ庄
木内ノ次郎胤朝	下総木ノ内庄
虫幡六郎氏胤	香取郡虫幡
油田七郎胤盛	同郡油田
田部八郎胤俊	香取郡田部村
風早四郎胤康	同郡風早
小見ノ小六郎胤光	同郡小見
海上次郎胤方	海上郡船木村
海上ノ惣領胤泰	
本庄七郎盛胤	小南沼闕城
粟野弥八郎秀胤	香取郡粟野郷
高上弥七郎有胤	海上郡高上村
辺田六郎朝胤	海上郡辺田村
馬場十郎胤文	
船木七郎次郎行胤	海上郡船木村

野田左近太夫常慶  
高城下野守胤吉

美濃郡上城  
東葛飾小金城

#### 第四 千葉家代々嫡庶の記（森山城址大原方にて写す）

向後氏は東六郎胤頼より三代目向後胤吉元祖也

高木氏は東六郎七代高木宮内胤明元祖也

斎藤氏は国分五郎胤道より七代目斎藤左衛門胤平元祖也

山崎氏は大須賀四郎胤信より四代目山崎河内豊氏元祖也

菅谷氏は武石三郎胤盛より五代目菅谷越中長胤元祖也

荒木氏は大須賀四郎胤信より三代目荒木備前胤忠元祖也

諸徳寺の城主は胤頼二代諸徳寺弥四郎左衛門胤直也

胤頼の後胤は始は上代の城に居す、鹿ノ戸の城にも居す、鹿ノ戸は東の本城、東ノ森山の城にも居す、神崎氏は二ツあり

実川氏は大須賀四郎胤信の孫也

加瀬四郎兵衛胤仲、鍛冶也、鎗の名人

日本地理志料に曰く 武蔵男衾郡より出でし、畠山氏又秩父氏と曰ふ、村岡忠頼の子将常より出づ、将常武蔵権守となり、子孫意に本州に居る、地に因りて氏と為者衆し将常、武基武常を生む、秩父別当と号す、子武綱、源頼義に従ひ安倍の貞任を討ず、武綱、金綱基家を生む、金綱の四子、重弘、重隆、重遠、重継、重弘、重能、有重を生む、重能畠山の荘司たり、因て氏とす、子重忠、源頼朝に仕へ、忠亮勇敢を以て著る、其裔篠塚伊賀守、新田義貞に属す、勇武を以て称せらる武常葛西氏と称す、其孫康家、豊島氏、基家河崎氏と称す、其孫重国渋谷氏、重隆河越氏と称す、其孫重頼、源義経の婦翁を以て頼朝の殺す所となる、重遠高山氏と称す重継江戸氏、有重小山田別当と号す、重成、重朝を生む、重成稲毛氏と称す、重朝榛谷氏、重成の子重政小沢氏詳に、武蔵各郷の下に見るべし

又按七党系図に野与氏村岡忠頼の曾孫基永より系出ず、其族に多名南鬼窪、白岡、渋谷、萱間、道智、多賀谷、大蔵、箕句、大模規、利生、柏崎、須久毛、八条、金重、野島、高柳、西脇の諸氏あり、武蔵埼玉郡地方の邑名に採る、

武蔵多摩郡立川郷七党系図を按ずるに村岡忠頼の次子頼任此に食邑し村山貫主と称す

其の族に大井、宮寺、金子、山口、須黒、横山、久米、仙波、広屋、荒波多、難波多の諸氏号して村山党と云ふ、世々鎌倉に属す

足利氏の末江戸氏北見に移る喜多見氏と云ふ

石浜は義経記に出在原業平都鳥を咏ずるの処、今橋場の地、亨徳中千葉氏分て二流となり、惟胤来て石浜城に遇す、称して武藤の千葉殿と云ふ、其の卒するや総泉寺に葬る、墓碑今尚存す

○香取郡吉田村に二流の秋山氏あり、一は千葉氏より出でしと称し、一は甲州武田氏の分派なりと云ふ、常盤村字玉造の秋山氏又武田氏より出し由家に系図を蔵す、今吉田村に於ける千葉武石より分れし秋山氏の系図左の如し

千葉氏族 秋山氏系

人王五十代

桓武天皇十二代の後胤、千葉介常胤朝臣六党三男武石三郎胤盛、三代孫秋山四郎左衛門入道胤氏元祖、天正十八年秋山伯耆守胤照也

右予系図中より抜書者末代一可為明鏡者也

桓武天皇三十九代後 千葉権介 平安胤 ㊦

宝暦三年五月吉日

吉田秋山本家 秋山縫之亟殿

秋山家鎮守神

南無一体三宝北斗七星益血生妙見大菩薩

桓武天皇后胤 平姓 千葉保胤 ㊦

## 第五 千葉氏世紀

### 第一項 応仁時代

千葉氏の事蹟を述ぶべき前提として、余は已に関東平族の繁衍を叙し、其族類の種々の姓氏を称して各地に割拠するに至りし由来を記述して今や本題の千葉氏宗家の興亡盛衰を叙せざるべからざるに至れり、然り然れども此問題は已に本叢書第一卷「第二、千葉氏宗家」欄にて上は良文より下重胤に至り天正十八年落城亡滅に至るまで、詳細に述べ尽し置きたれば、今は略して代ふるに、応仁武鑑載する所の両家に分れたる当時の千葉氏を以てせん

**侍所別当** 鎌倉御所にては千葉介代々これに補す〈京にては一色山名京極赤松の四家は是に補す依て四職と云〉侍所とは中門の廊の上を云小右記に寛和二年三月二三日侍所石塔云々とあれは武家にのみ侍所の名あるにあらず〈小右記は小野官右大臣実資公の日次記を云〉職原抄に関白家に蔵人所侍所あり又源平盛衰記に甲斐の一条の館の侍所を挙げたれば田舎の武士の家とも称せり頼朝卿の館の結構を説条に内侍七間に十六間国々の大名座をくみ外侍には若侍其数来会せりと云〈重衡対面の条〉外侍内侍共二六間外侍には諸国の大名内侍には一姓の源氏とも云〈康定申状〉左の一座は畠山右の一座は三浦介中は梶原と侍の座を定られし〈小坪合戦〉などあるを合せ考て知へし又和田義盛か侍の別当を望申すときに上総介忠清か八ヶ国の侍の奉行して諸士に奔走せられしを羨めるにて別当の顕要たること推知すへし〈固云八箇国の侍の奉行は続日本記に所謂坂東八国兵士の勾当にて左馬頭義朝の関に補せし也〉

〔『武鑑』掲出資料は略す〕

### 第二項 千葉氏累代の法号

常胤	善住院殿平朝臣常胤俊哲道閑重阿	正治二年二月二四日八十三歳病死
胤政	隆崎院殿政威秀応大居士与阿	建仁三年七月二十日六十三歳死
成胤	英光院殿芳荘成哲巖阿	建保六年四月十日年六十
胤綱	安養院殿一到隆巖大居士臨阿	安貞二年五月二八日二〇有一
時胤	清陽院殿平朝臣時胤浄巖大居士弥阿	仁治二年八月二七日二十歳
頼胤	光明院殿正領重良誓珠阿	正和元年三月二八日四十五
胤宗	正覚院殿寄悟善怡大居士梵阿	建治元年八月十六歳三十八
貞胤	高松院殿貞胤覚俊大居士法阿	観応二年正月朔日六十一

氏胤	月溪院殿氏胤貴運其阿	貞治四年九月十三日二十二
満胤	随香院殿平朝臣満胤丹達道意弥阿	応永三十三年六月八日六十七
兼胤	称名院殿兼啓往讚眼阿	永享二年六月十七日三十九
胤直	相応寺殿直西一閑臨阿	宝徳三年八月十五日三十三
胤将	専光院殿迎将真川大居士巖阿	京徳四年六月二三日四十有一
宣胤	清流院殿悦幼道重阿	亨徳四年八月十二日十二
康胤	深広院殿平朝臣康胤了性大居士法阿	康正二年十一月朔日五十九
胤持	無量院殿持道智惣与阿	康正三年六月十二日七十七
輔胤	子宝院殿輔台浄光弥阿	延徳四年二月十五日七十七
孝胤	泰忠院殿全孝良純眼阿	永正二年八月十九日六十二
勝胤	本誓院月峰常大歳大居士其阿	天文二年五月二二日六十八
昌胤	梅香院殿平朝臣昌胤道繁法阿	天文十五年正月二四日五十一
利胤	秀光院殿利円剣哲覚阿	天文十六年七月十二日三十
親胤	実相院殿平朝臣親胤了頓眼阿	弘治三年八月七日十七
胤富	現昌院殿平朝臣富胤徳本道閑其阿	天正七年五月四日五十三
邦胤	快樂院殿平朝臣邦胤安清浄岸法阿	天正十三年五月七日二十九
長胤	林鐘院殿平朝臣長胤本哲覚阿	寛永十年六月十六日五十一
胤俊	了性院殿歛翁道喜法阿	寛永十六年七月十九日三十一
正胤	竜昌院殿井雲卜門大居士臨阿	延宝五年八月二四日六十四
尚胤		

(以上香取郡良文村五郷内白華山樹林寺伝)

## 第六 千葉氏の古城址

佐倉城址 城は下総国印旛郡佐倉鹿島山に在り、西東京を距ること十一里、北印旛湖に臨み、南内海に阻、地爽塏、門東方に面す、左右及び背皆懸崖百仞鹿且つ上下するを得ず、而して崖下沮洳たり、南西又帯ぶるに川を以てす、実に要害の処也、治承中千葉介常胤源頼朝に属し、地頭職に補し始めて此地を領し、千葉氏世に千葉に居り常胤十三世の孫康胤居を本佐倉に徙す、九世、邦胤に至り北条氏に属す、天正中氏政氏直来りて下総を畧す、此の地の勝槩を見、邦胤に勧めて城を築かしむ、是に於て邦胤始めて高卑を鑑り材木を鳩め将に工に即かんとす、会々邦胤病死す、子重胤幼にして小田原にあり而して北条氏と俱に滅ぶ、故を以て遂に城工を果さざる也、慶長十四年に至り徳川氏大炊頭土井利勝を本佐倉に封じ告げて曰く鹿島山は要害地たり、果して此に城かば則天下の三城と為らん、(蓋熊本城、名古屋城と吾佐倉城とを云ふ)と此に於て利勝其の十六年を以て工を起し、七年を閲して成り、遂に此に居る、名つけて佐倉城と云ふ

是より先、徳川氏武田信吉及松平忠輝を封ず皆本佐倉にして今の佐倉に非る也、蓋し此城は千葉邦胤に創められて而して土井利勝に成也、寛永十年徳川氏利勝を古河に徙し而して主殿頭石川忠総を此に封ず、十二年忠総を膳所に徙す、紀伊守松平家信を此所に封ず、家信卒す、子康信嗣ぐ、十七年康信を高槻城に徙す、主無きもの三年、十九年吾宗藩加賀守堀田正盛を封ず、正盛卒す、子正信嗣ぐ、万治三年正信罪を得飯山城に配せらる、主無きもの又一年、寛文元年和泉守松平乗久を此に封ず、延宝六年乗久を肥前の唐津に徙し、加賀守大久保忠朝を此に封ず、貞享三年忠朝

を小田原に徙し山城守戸田忠昌を此に封ず、忠昌卒す、子忠具嗣ぐ、元禄十四年忠具を高田に徙す、丹後守稲葉正通を此に封ず、正通致仕し、子正知嗣ぐ、享保八年正知淀に徙り左近将監松平乗邑を此に封ず、乗邑致仕し、子乗祐嗣ぐ、延享三年乗祐を山形に徙して吾が先君相模守堀田正亮を此に封ず、十六年大炊頭土井利勝改築、元和元年城溝功成移居る〈十四万二千石〉寛永十年利勝封を古河に転ず、県令間宮彦次郎、市川学右衛門、彦坂半九郎支配所、十年主殿頭石河忠総封〈十万石佐倉記作七万石〉十二年忠総封を近江の膳所に封ず、是秋紀伊守松平家信〈四万石〉家信卒す、子若狭守康信嗣ぐ、十九年康信摂津高槻に転ず、県令野村彦太夫、南条惣右衛門、八木源七支配所、十九年加賀守堀田正盛封〈七万石佐倉記十五万石に作る〉正盛卒す、子上野介正信嗣ぐ、万治三年正信を信濃飯山に配す、(協坂中務大輔をして之を護らしむ) 県令関口佐左衛門、岡山治郎兵衛、八木次郎右衛門、深井彦右衛門支配所、寛文元年和泉守松平乗久封〈六万石〉延宝六年乗久肥前唐津に封、是夏加賀守大久保忠朝封〈十万石一作八万石〉貞享二年忠利封を相模小田原に転ず、山城守戸田忠昌封〈六万石〉忠昌卒す子能登守忠真嗣ぐ、元禄十四年六月忠真封越後の高田に転ず、丹波守稲葉正通封〈十万三千石一作十万二千石〉正通卒す、子丹後守正知嗣ぐ、享保八年正知封を山城国淀に転ず、是歳松平右近将監乗邑封〈六万石〉乗邑卒す、子和泉守乗祐嗣ぐ、延享三年乗祐封参河西尾に転じ〈佐倉記作出羽山形〉堀田相模守正亮封〈十一万石〉正亮卒、子大蔵大輔正順嗣、正順卒す、子相模守正時嗣ぐ正時卒し、子相模守正愛嗣ぐ、正愛卒す、子備中守正篤嗣ぐ

是より正順、正時、正愛、正睦四侯を歴て今候正倫に至る、明治元年正月王室中興、天下の諸侯皆封土を奉還す、今候亦然り、仍て藩知事と為り此に居る、四年七月、朝廷藩を廃し県を置く、今候の去つて城遂に廃す、蓋し慶長十四年より此に至る二百六十有三年、而して九度主を易へ城旧三郭外郭と而して四三郭皆隍を穿つ、外郭濁水を蓄ふ、而して每郭皆植ゆるに杉樹を以てす、蒨藨天を掩ふに至る、後鎮台を此に置くに及び悉く伐つて之を赭にす、識者惜むところたりしと佐倉城並に堀田氏 佐倉城は、下総国印旛郡佐倉町にあり、千葉第十九世孝胤の時佐倉郷将門山に城を築き千葉より徙つて居す、邦胤の時更に改築に着手し未だ成らずして死す、天正十八年徳川氏の領に帰するや久野宗能を置きて之を治す、文禄元年武田信吉を此に封じ館を本佐倉大堀に建てて居す、慶長七年松平忠輝を封ず、八年に転封、同十四年土井大勝封ぜられ、更に築城して佐倉と名く、其後寛永十年に石川忠総十二年に松平家信、同十九年に堀田正盛、寛文元年に松平乗久、延宝六年に大久保忠利、貞享三年に戸田忠昌、元禄十四年に稲葉正通、享保八年に松平乗邑等相續ぎて治し、延享三年堀田正亮封ぜられてより、子孫相續ぎて明治維新に至り、今は兵営となる

堀田姓は紀氏武内宿禰の裔、参議右大弁淑光の曾孫成任十世の孫正泰始めて堀田氏を称す、其子正盛の後分れて二となり、一は下総国佐倉藩主に至り、一は近江国宮川藩主に至る、近江は一万三千石を領し、現主正養子爵也

佐倉藩は正盛の三男正俊を祖とす、慶安四年正俊父正盛の封地守谷一万石を受く其後ニ々加封ありて元和元年十二万五千石を領し古河城に治す、貞享元年正伸封一万石を次弟正虎及び三弟正高に分封す、正高元禄十一年近江堅田に移り、文化九年正敦の時下野佐野に移封し、文政十八年城主格となれり、貞享二年五仲出羽山形に、三年陸奥福島に移封す、元禄十三年正虎の時出羽山形に移り、延享二年正亮下総佐倉に移封、十一万石を領す、子孫相續きて維新に至り、本家正俊一

正伸一正虎一正春一正倫 分家下野佐野一万六千石正高一正純正水一正実一正富一正敦一正衡一  
正修一正頌以上

長山城址 長山城址は續川（小見川）の東一里に在り、史に称す、平忠常の叛するや源頼信に  
勅して之を伐たしむ、頼信進で鹿島に赴く。忠常舟を奪ひ柵を海岸に列す濟るべからず、衆其の  
舟筏無きを以て宜しく海に循いて赴き攻むべしと謂ふ、頼信曰く不可。賊險を恃む、吾直に渡つ  
て其の不備を攻めば一戦にして以て下すべき也、聞く浅処騎渡すべき有り、軍中之を知る者あら  
んと、高文なる者あり、自之を知ると称し馳せて海に入り行く行く葦を立てて表と為す、頼信軍  
を靡いて之に従ふ、忠常驚怖して出でて降る、之を斬る（斬首の事実なし、長元四年四月降参せ  
る後髪を削りて常安と称し頼信に伴はれて京都に上りしに同年五月二十八日美濃にて疾に罹り六  
月六日同国野上に歿す年五十六、頼信京に入りて忠常の首を梟し、尋て其首を忠常の従類に賜ふ、  
是降人にして罪輕きを以て也（以上拙著「千葉氏第十四頁」）

相伝香取郡小南村（今東城村の一部）に忠常の牙城有りと、故に頼信椿海を渡つて而して小南に  
入ると曰也、椿海は則今の干潟八万石也、余嘗て長山に登り地理を案ずるに西南より小南に入る  
に非れば則椿海を渡る能はざる也、今頼信北鹿島に至る、何ぞ椿海を渡るの理あらんや、鹿島よ  
り小南に至らば則長山城を過ぎざるを得ず、長山鹿島と南北相對す、今一利根あつて之を隔るの  
み、所謂柵を海岸に列するの海なる者を見ず

然り安ぞ今の利根川即古の海にして古の海即今の利根川に非を知らんや

又安ぞ長山は其の支城にして其存亡は則忠常安危の繫る所、故に一敗地に塗れ終に頼信の降す所  
と為りし也、然らば則椿海を渡ると曰ふは思はざるのみ、或は曰く史に鹿島に至ると称するは過  
也、と

夫刀江の勝地甚だ多しと雖、広袤里余、支流数派、眺望絶倫、四時佳ならざる無き者は即此長山  
城址也、芦渚数里に連り、白帆漂渺の間に明滅し、漁舟湮波の上に隠顯す筑波の山峰雲煙杳靄の  
中に聳へ、常陽の沙漠水天一髪の間に横る、万里長流水色淵清波山沙漠と映鏡面に髣髴たり、  
或は嫩紫たり或は金碧たり、彩色爛然目を奪真に刀江沿岸の勝地と謂ふべき也、一睹常総両野及  
駿の富山を望む、故に呼で曰く、五州一覽と

飯沼古城址 海上郡銚子町、飯沼村にあり、高崎侯治所の前、妙見祠辺其址と云、地勢平衍城  
址に似す房総治乱記云天正十八年八月九日松平外記伊昌を下総飯沼に封ず（二千石）是也古老云  
伊昌貝塚村来迎寺を以て仮館と為す、後此に移る、宝永七年間部下総守支封地となり城廢す

足戸故城址 海上郡旭町足戸村に在り、房総治乱記に云天十八年八月九日木曾千次郎義就を下  
総足戸に封ず、一芦戸に作る、（一万石）是也、其塋城東漸寺伝ふる処義昌に作る、義就文祿四年  
三月十七日卒嗣無く城廢す

助崎城址 香取郡小御門村大字名古屋には、古城址三箇所あり。一は東北隅にて字を城山と称  
し、一は西隅にて字を城の腰と称し、一は南隅にて字を登城と称す、而して助崎の本城の址は登  
城にて、他の二箇所は支城の址なりといへり。

登城は尾羽根川を隔てて印旛郡久住村大字土室祥鳳院の後丘と相對して屹立す。本丸は高さ三四  
丈、東西五十間許、南北三十間許あり、塹濠の跡は、いと深し。以前は折々刀鎗の折れ、器皿の  
破片を發見せりと。西方の二の丸の址は、東西五十間許、南北四十間許にて、区中の乗願寺は大  
手口なりと言伝ふ。附近に、鍛冶谷、殿井戸等の名ある処あるは、皆城址に縁故あり。



外廓の乾湟は長さ二三町に亘り、字道作といふ地の上まで達し、道作の下より尾羽根川辺まで、字根堀と称して水湟の跡と覚しく田畝中に幅四五間長四五町に亘りて非常に泥濘の深き処あり。此城は千葉常胤の第四子胤信の築造せし所にて、元弘の頃は須賀胤時居城し、此地に配流せられし藤原師賢公を預りて、別に居館を構いて幽閉すその居館の遺址は、俗に十日屋敷と称し、公か十日許り居りて薨し給ひし処にて、小御門神社の程近き処にあり、胤時以後も須賀氏の族、連綿相継きたりしが、天正十八年、小田原の北条氏滅亡の時に、この城も亦従て廃す。

佐倉風土記助崎城の条に、畧有<sub>レ</sub>旧新二址<sub>レ</sub>其旧処生<sub>レ</sub>独活<sub>レ</sub>、甚美盛、人採<sub>レ</sub>之乃為<sub>レ</sub>崇<sub>レ</sub>、近歳村僧採<sub>レ</sub>而還<sub>レ</sub>庵、其夜戸外有<sub>レ</sub>声日還<sub>レ</sub>独活<sub>レ</sub>竟夜不<sub>レ</sub>止僧怖<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>寝、夙<sub>レ</sub>興<sub>レ</sub>還<sub>レ</sub>於其処<sub>レ</sub>云といふ記事あり、この説話は、今も里人の間に言伝へて其地の独活を採取するものなし。

小見川城址と森山城址 香取郡の一小都会小見川町の西方の町外れから凡五六町のところに一丘陵がある、この頂上の岬に立て遙に東北方を望めば、冗然たる赭山は若松の砂山である、更に眼を西北に転じて眺れば鹿島、息栖等の緑山は鬱蒼として綿亘し、又瞰下する稻田葦蒲の間に鏡の如く刀の如き、浪逆湖の碧浪、刀寧の流れ白帆点々波上に浮かみ、満眸の風光明媚にして常山、総水悉く活躍し来るかとあやしまるる処は、これ小見川町の快男児実川虎之助氏が、独力の計画になれる実川公園である、右顧左眄ことごとく画趣ならざるはなし(実に関左の一大樂園である) 此地たる往昔は如何なる処とか為す、即ち養和の昔栗飯原尾張守親秀の男、伊勢寿丸朝秀が、源右大将の命によつて築いたる小見川城の旧跡にして、世呼で城山といふ処である、十数年前までは山巔の一老樹、常松(遙望する形ち常の字に似たればかく称へり) 凌雲の姿を見るのみにて平々凡々の俗山林であつた、然れば如斯の名松も柚夫の斧刀のもとに倒れ、平地は概ね開かれて耕圃となつたのを、実川氏の篤志によつて如斯今日の美景を見るに至りしは、氏に対して謝せざるを得るのである、抑この小見川城は木内北山城ともいふて栗飯原氏代々の居城である、弘治三年に三十二代の千葉介親胤が卒去せられて(于時十七歳) あとを継ぐべき人がなかつたに依て、三十代の千葉介昌胤の三男で森山城であつた胤富が家督を相続して明き城となつたに依て栗飯原但馬守胤次入道源公が其城に移つたのである、これによつて此小見川城は其舎弟なる助右衛門尉常宣に譲られた此常宣は文禄四年十一月に逝去せられて法号を新福寺伝翁宗心といはれた、偕この源公入道に孫平常次といふ実子があつたけれども由有つて、北条氏康の九男光胤を迎へて家督を継がしめた此人は栗飯原出雲守といふて所々の戦場で勇名を轟かした人である、此光胤に一子がなかつた故に三十四代千葉介邦胤の二男を養つて嗣を継がしめた、これを孫平俊胤といふた天正十八年に兄なる三十五代千葉介重胤と共に小田原に出陣して函根の湯本口を守られたが、小田原城没落後は蟄居して居られて後年徳川家康の子万千代信吉に仕へ、慶長八年に信吉逝去の後浪人となつて苗字を鏑木と改め江戸浅草鳥越明神の神主になつたと千葉大系図に見えてある今の東京浅草区鳥越神社の社祠鏑木氏は此俊胤十三代目の子孫である、さて森山城は天文年間に千葉介昌胤が三男胤富の為に須賀山城を移して森山城を築き、胤富を此処に居らしめて郡境の守衛となし、且房州の敵、或は常陸の讐の防禦とせられたのである、が姪の親胤生害の後胤富は本家を相続して三十三代の千葉介になられて佐倉城へ移られたのである、でこの胤富には三人の子供があつた、長は棟胤、之はまた森山に居た時生れて後佐倉へ返ってから良胤、邦の二人を生で居るが棟胤と良胤との末裔は今に繁栄して居る、これによつて其あとなる森山城には栗飯原但馬守源公入道が小見川から引き移つて守衛の任に当られたのである、此胤富の妻通性芳泰夫人のために一寺を建立

したこれを通性山芳泰寺といふ

矢作城址　矢作城は今の香取郡香西村大崎区にあつたので同区の本命寺といふ寺は此城の廓内であつたといふ事である、この城は千葉介常胤の五男、国分五郎左衛門尉胤通此地を相し築城して以来代々居城せられたのである、千葉大系図によつて見ますと「国分五郎左衛門尉胤通、父常胤下総国葛飾郡国分郷を分与し、香取郡本矢作城に居る、父兄親族忠勤を抽で三代將軍に応じ其功顕然たり、依て下総の本地及び奥州の郡郷を領し、又加恩として遠州参州の郡村を賜ひ世々打違ひに遠参の太守に任し参州矢作城に居る、故に後代下総国の領地を矢作領と称し子孫彼地に繁昌す」と見えてある、永祿、天正の間上総の正木左近太夫正康、数々兵を出して下総の地を侵掠し千葉氏の枝城を攻撃す、当城もこれがために陥落したのである、其時此矢作城主国分氏は幼少であつたによつて、同族たる伊能朝辰入道真月は国分氏の遺子をば庇護して防禦力を尽し正木正康に接戦した、けれども遂に克たず国分氏の遺孤をば、男の守胤、景久の二人に託し再戦を計らせ自身は乱軍にきり入て討死をせられたと云ふことである、守胤は今の佐原町の町長伊能厚太郎氏の祖先で、景久の方は同町の伊能三郎右衛門氏の祖先である、曩年此真月入道の着用せられた甲冑を伊能厚太郎氏の曾祖父節軒翁より威糸の破損したのを新たにをとし改めて、香取神宮へ奉納せられた其具足が今什物として宝庫に陳列してある、さて其敵軍防禦の接戦の節に討死された勇士も沢山あつたであらう、同町の伊能甚右衛門の家の系図等によつて見ますと同氏の先祖、甚五左衛門尉定弘などといふ人も討死して居る、それは同系図に『于此去天正年為<sub>二</sub>房州里見刑部太夫義弘<sub>一</sub>矢作城落、父定弘防戦而終に討死、嗚呼盛衰浮沈武門之常、雖不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>恨、是藤原之正統家名爰絶者歟、乍<sub>レ</sub>併浮木之龜待<sub>レ</sub>時<sub>ヲ</sub>、系譜一卷<sub>ヲ</sub>書記<sub>シテ</sub>而伝<sub>フ</sub>子孫<sub>ニ</sub>而<sub>ノ</sub>己矣、慶長二甲戌曆春三月吉辰、定弘長男伊能甚右衛門藤原敬定書』とある其落城の年は天正八年であつたであらう、それは靈牒に『真性院哲雄義光居士二代甚五左衛門尉定弘天正八庚辰九月九日四十七歳逝去』とかう書てある、此当時の国分氏の名は誰といふたのであらうか、清宮秀賢翁の下総国旧事考にも『城主大膳太夫某、携<sub>テ</sub>其子<sub>ヲ</sub>去<sub>ツテ</sub>隠<sub>ル</sub>鹿島<sub>ニ</sub>後仕<sub>ス</sub>于水戸<sub>ニ</sub>』とあり又北総詩誌には『真月慷慨有<sub>レ</sub>志永祿天正之際庇<sub>シ</sub>国分氏遺孤<sub>ヲ</sub>与<sub>テ</sub>上総正木正康<sub>ニ</sub>接戦<sub>シテ</sub>不<sub>レ</sub>克自<sub>ニ</sub>刃<sub>ス</sub>於矢作城<sub>ニ</sub>云々』とありまして遺孤とのみで名が見えませぬ、が大膳太夫某とあるは国分胤次といふ人では無からうか、前にも申ました甚右衛門系図中に『伊能権守藤左衛門尉胤行下河辺氏代々為<sub>テ</sub>朝<sub>ノ</sub>廷臣<sub>ニ</sub>從<sub>リ</sub>左衛門佐朝行<sub>ニ</sub>四代住<sub>ル</sub>常州行方郡<sub>ニ</sub>予茂亦船子之新館<sub>ニ</sub>住居之處同国為<sub>テ</sub>佐竹義重<sub>ニ</sub>敗亡終<sub>ニ</sub>国分大膳太夫胤次公為<sub>テ</sub>家<sub>ノ</sub>臣<sub>ト</sub>拜<sub>シ</sub>領<sub>ス</sub>伊能鶴巻<sub>ヲ</sub>給<sub>フ</sub>伊能権守<sub>ニ</sub>云々』と見えてある、然れば大膳太夫某とは胤次の事であらう、某後天正十八年小田原城没落して関東八州は皆徳川氏の有する処となり、矢作領五万石は鳥居彦右衛門元忠の領知となつたによつて矢作城を移して岩ヶ崎に築城したのである、処が慶長五年八月鳥居元忠は伏見に於て討死せられ其の子左京亮忠政は陸奥国岩城に転封せられたに依て竟に廢城となつたのである、されども大手の土手枡形などまた空堀のあとなども五六十年以前までは歴々として見えてあつた、此城が永続してあつたならば佐原の町なども殊に繁榮な地であつたかも知れぬ、山野辺のサ、ラ舞の唱歌に

ぶりがやうがまゐるまゐるどこからまゐるどこからまゐる、かうふやするがの国からまゐる、一の門あけて、二の門あけて、場をひろめひろめ

これは鳥居氏入国の時に城附近郷の人民がそれを祝して、ことに山野辺村などは廓内近みでもあつたから、古代伝来のサ、ラ舞に此唱歌を作つて祝賀の為にまはれたのであるであらう今も此歌

が残つて伝へてある

大谷口故城址　　は今東葛飾郡小金町大谷口村にあり、小金遺事に曰く「大谷口村に高城下野守胤吉の城墟あり、西南最高所を本丸址と為す、東北に二三丸址あり、壕内外雑樹繁茂すと雖其の典型依然嚴すと関、左見開集に云胤吉北条氏綱に属し足利義明を伐ち功を以て古河殿より数所の地を賜る、享祿三年根木内城を隔てて西二十余町一高邱に就いて城を築き小金城と号す、東に大手あり千葉結城街道となす、北に金杉口達摩口有り、南に大谷口あり、天文六年工役始めて成る、城の内外に諸士の家屋を建つ、胤吉の子胤辰、其の子胤則相継で城主たり、天正十八年胤則諸臣と小田原を成る家臣安藤備前留守す、是歳五月五日開城、城廢す、(房総治乱記云天正十八年八月山本帯刀頼重佐倉内に封ぜらると蓋し此の地を謂ふならん、山本氏の墓今小金東漸寺にあり)

△根本内城址　　根本内村にあり、案ずるに鎌倉大草紙の所謂小金城とは此の地を謂ふ也

相馬故城址　　守谷町に在り、此地東北方二十町許、大堀、曳橋、平之台、八幡郭等の地あり、蓋し相馬師常始めて築き、爾後歴世相馬氏此に居る、房総治乱記に曰く「天正十八年八月九日菅沼山城守定政を下総相馬に封ず定政卒し子定義嗣き後封を摂津高槻に転じ城廢すと」

田部城址　　田部区字道内にあり、建保元年平胤朝此処にあり、承久の乱に従ひ功あり、但馬磯部の庄、淡路由良庄と下総木内庄とを領す、子孫胤長、胤清、胤家、胤秀に伝へ元弘二年十二月迄五代百二十二ケ年にして元龜二年府馬左衛門房州正木左近の乱に城櫓遂に陥落せりと云ふ、今は一円の畑地にして当時の状況得て考ふべからず

米野井砦址　　同区蛇峰山にあり、木内信重之に居れりと、里人の言によれば初字館に築きしか其陋隘にして守禦に不便なるを以て其子信久の時に至り此に移城せしなりと尋て里見氏の兵の陥る所となりたりと、其地たる今は山林にして地勢隆起風景絶佳往々人骨を發見することあり

小見砦址　　徳星寺域内か、木内胤朝の二子胤時初めて此地に居り小見氏と称し鎌倉幕府に仕へ胤直胤胤胤時に伝へ後椎名胤光の四氏小見胤澄亦之に居りしと、其後徳星寺は憎良海之を中与す、良海は千葉胤広の三子也、後木内氏代々帰依する所となり、木内胤尚香火料を寄進す

神生砦址　　神生区身城附近なりと云ふ、今尚水堀土堤等の痕跡を存す、城内星宮神社妙観院あり、貞治年間千葉左京茲にあり子孫伝へて六世、天正年中小田原と共に亡ぶと

川上城址　　字宮谷にあり、今隆星院域内の地なり、東西三十八間南北五十間繞らすに湟濠を以てす、北部旧外部の地は明治の初年開拓して田甫となす

元享年中木内胤光田部より移る、胤光は胤朝六世の孫也、胤房以下胤時まで十一世を伝へ、小田原の役後廢城となる、木内家十六世胤時後髪を削りて円村と号し一寺を城址に創す、今の隆星院是也、小川、要害、二ノ堀及宿(当時家のありし地)馬場等の名今尚存す、近年区人高木堅、其父七兵衛の遺志をつぎ、碑を城址に建て、以て古跡を表す

川上城址の碑

宮内大臣伯爵 土方久元 題額

総之香取郡川上村有一寺、日隆星院、周数百歩、環以溝渠、其西北松柏森蔚、号日御林、宛然古城墟矣、而無知何人所掘者、明治維新、官命採訪旧誌、村老高木七兵衛、奔走効力、遂得木内氏譜牒、始詳其城主為木内氏、於是謁予録其事於石、以図不朽、按木内氏出身千葉氏支族東六郎胤頼、胤頼次子胤朝、領木内荘因氏焉、承久之乱從軍有功、加賜但馬磯部淡路由良二荘、則分与磯部于長子胤家、由良于次子胤時、使五子胤長領木内荘、胤長五世之孫胤光任大和守、元亨二年始城於川上村、子孫相統居此、凡十一伝以至于藤左衛門胤時、胤時属小田原北条氏、天正庚寅、北

条氏滅、東氏亦俱亡、胤時遁為僧号円村、円村胤建一寺于城墟、今所謂隆星院是也、嗟呼木内氏伝業十余世、閱歳二百七十余年以絶、方其盛時、仮為一州名族、而数百年之後、断礎廢垣、猶不可得、蕩為寒煙蔓草矣、而七兵衛能探之乎既消、以発其光於無窮、碑文之請寧可辞哉、因略次第木内氏世系、参以口碑所伝、若夫地勢之異同、山河之變遷、予將得他日一往然後有所述也

文学博士 重野安繹撰 東臯高木堅書

坂田城址 上総国山武郡大総村字市場村の西南なる山上に在り、故に一名市場城と曰ふ、四面險絶にして最も要地なり、此城は往昔千葉氏の築きし処にして、當時は其の支族の居城なり、永享より天文及び弘治の初に亘りて三谷氏世々之を守る、當時井田氏同郡高谷郷大台の城に居りしが、元龜の頃千葉氏衰微するや共に去つて里見氏に通じたり、後井田氏は又北条氏に属す、嘗て因幡守友胤の父播磨守は弘治元年閏十月大台城に於て三谷信慈の為に屠腹せしめられて此世を辞す、嫡子友胤之を憤慨し、機を見て仇を報んと欲せり、然る所三谷信慈山田村金龍山金光寺觀世音參詣と聞き井田氏に於ては此機逸すべからずと決心し山中の砦に居る和田胤信と相図を定め飯櫃城主山室氏に使を以て応援を請ひ、戦の結果遂に本懐を達して三谷信慈を山田に討ち、然して其の属砦なる小池を落し以て坂田城に入りしなり、夫より大台小池坂田の三ヶ城を有し合せて二万五千石を領するに至れり、因幡守薙髮して瑞海と号す、初里見氏に隸し後北条氏に属す、故に里見氏の討手を受けて某手五月五日里見の兵と境川に（今の栗山川也）、戦て大に之に克つ氏政功状を賜ふ、其写左の如し

功状

此度里見一族其表及乱入於境川弓箭之働無比類之条依而感状如件

五月五日

氏政 花押

近年に至るまで土人吉例と為し端午節を以て戦闘状を為す、是れ之を菖蒲切と云ふ、人皇第百五代正親町天皇の天正十八年六月（二千二百五十年）小田原城亡滅するに及で豊臣氏の為に落城す、此時世に遺りし子孫は機を得て刃を豊臣氏に報んとし去りて常陸の水戸に仕ふと云ふ、徳川覇府の季世因幡守友胤十一代の孫平三郎氏諸侯格にて文久四年三月九日菩提寺なる寺方村光台寺へ御仏参在らせられたり、其節諸事の心得左の如し

御用人一人清水城太郎 御駕籠脇御側侍一人 若徒四人 御前徒二人 御押一人

猩々毛御鎧持一人 御長柄持二人 御馬一疋 御前箱持二人 御具足櫃一荷

右の御同勢に旧臣の御迎蓮加はりて小堤村神保忠右衛門方に振込みたり、翌日休息、其次日は牛熊村勝侯甚左衛門方へ参り、午餐後八幡宮に御社参致されたり、三月九日市場村靈通寺を借り、御法回举行せらる、光台寺無住につき、下総国台村宗龍寺兼帯なるを以て導師には宗龍寺住職とす、法座を勤められし寺院は成東村元倡寺、市場村靈通寺外五僧是等に対する御布施御齋料下付せられ、膳扶六十五人前仕出しありしと云ふ

右了りて帰るの後日ならず大政変革に際し勤王の士四方に起り就中尊王攘夷の論者水府に多し、平三郎氏勤王の志を齊し文久四年八月断然志を決し、九月八日武田伊賀守（耕雲斎）を主将と為し上洛の途中各所に戦ひ賀州に入る、翌年二月四日台命に依り遂に敦賀の露と化す、行年二四、其後明治四十年勤王の志を賞揚せられて位を賜贈せらる、是に於て公然芳名を世に発表するに至れり、其御位牌の写左の如し

表面 慶応元年

至誠院正典忠因大居士

乙丑二月四日

其裏 文久四年八月水府戦争九月八日一千余人武田伊賀守始大将分八人の内其一人也  
上洛途中大戦屢、終に加州に入り翌丑年二月四日、依台命北越敦賀に於て自尽其后忝御允許一同  
北路より帰り魂葬祭往年二四、十八才より水戸御目附役勤務、古坂田城主井田因幡守十一代の孫  
幼名鉄之助と称し後平三郎と改む、嗣子正忠君は現今東京下谷区上野警察署長を勤む、嗟今茲明  
治四十五年を隔ること三百二二年の下に唯其の古城址を林奥藜蕪の際に見るのみ、豈、慨歎に堪  
べけんや、古城址は今呼で城山と云ふ、平地より直立十丈余の丘陵にありて本城は二三四五丸帯  
廓周圉水の手廓櫓台、土塁、空壕及び十二臣の邸跡あり（俗に十二屋敷と云ふ）其の形跡は今尚  
現存す、又表門の有りし地を宇於東と云ふ、子安の森及び島戸の椎（幹の大き二丈余にして年数  
不詳）は何れも老樹にして繁茂し蒼然屹立す伝ひ公ふ白里湾漁船目標樹なりと  
此地より東方を望めば九十九里矢指ノ浦は碧浪渺茫として際涯なく布帆の出没及び輪船の黒煙を  
吐きて通過するを見、又遠くは飯岡の岬角海中に突出せる好景等真に遠近の眺望頗る絶佳なり、  
殊に南麓には溜湛満漫たる用水池を控へ甲鱗にして鬱々蒼々匍匐松を下瞰し栗山川の長流は上下  
両総の境界を別ちて舟楫の利を与へざる、切所には深田を横たへ浜手には屋形の跡及び木戸大木  
戸の跡あり、況や藩屏城砦には大台、小池、山中、山室、飯櫃、鳴戸等は勿論、北総は匝瑳郡小  
田部の砦柵又八日市場なる福岡の砦を有せりと云ふ、然るに一朝の戦に陥落す、嗚呼無情なる哉、  
孟子の所謂天の時地は地の利に若かず、地の利は人の和に若かずの叱喩の如く、雑兵は当時豊公の  
武威を怖れて戦しことなれば、人心の和せざるを以て結局利あらざるも亦詮術なき所以なり、嗚  
呼又再言すれば三百二十年前の繁華の夢は覚めて畴昔の観無し、茲に往事を追懐し調査するに当  
り転々無情の感に打たれざるを得ず

前城主三谷信慈の墓は山田村金龍山金光寺にあり、同寺は大同中僧空海の創建なりと云ふ

坂田城懷古

草樹深辺人径没、回頭此地凄吟骨、飄々影現酒亭旗、伐々声樵悲夫鉞

礎跡経年属鼠窠、城墟逐日帰孤窟、由来世变向誰談、碧落唯余弓様月

仲島城址 海上郡旭町太田北部字袋にあり、田圃の間小丘をなす、阜上浅間神社あり、是古の  
城址也、後醍醐帝正中元年千葉氏の族大須賀八左衛門之に居る、後永禄元年属僚加瀬肥後守之に  
代る、元龜天正の際、里見氏の臣正木左近加瀬氏を太田に襲ひ楯の前に戦ふ、正木氏敗走す、天  
正十八年豊臣氏の為に没落廢城に帰す

野手砦址 匝瑳郡野田村字野手区朗生寺域内の地也、附近塹濠の痕跡あり、馬場大門等の地名  
あり、鎌倉時代に野手次郎胤知なる者此に居りしと、千葉大系図を按ずるに千葉常兼の六男椎名  
胤光の諸子匝瑳常廣の諸子と当時匝瑳郡の各郷に割拠して、所謂匝瑳党と呼ばれ、松山三郎胤平、  
山桑四郎時胤、飯倉七郎胤貞、福岡八郎胤業、井土野五郎胤義、太田又太郎胤貞、長岡五郎行胤  
等ありしが、胤知は実に椎名胤光第二子にして野手を領し、井土野五郎胤義、宮和田門太郎義成  
（式部丞）の二子あり、人皆野手殿と呼ぶ

子孫相續いで、此に居りしが、其の廢城は記録の徴すべきものなし、伝へ云ふ、当時隣郷堀川村  
に堀川殿と称せし土豪あり、多くの郎党を有して、野手殿と今泉の境にて相争闘して遂に野手殿  
敗北して死す、今同所を追別と称して墓石あり、小作縫右衛門なる者の内神たり堀川殿の墓は宇

西と称する所に天王様と祀られあり、土地の鎮守神にて例祭は毎年旧六月二十一日也、当日には野手殿を祀れる小作方の家族参会すれば必ず凶事あり、又平生と雖縁組する時は必ず祟ありと云伝ふ、亦此の村に愛石様ありて松山神社のお浜下りに争ひて之を抑へ、弓を射て権現様を負傷せしめて片目とせし故、権現様は諸方を歩く折は鎗を立てて騒ぎつつ行くも今に野手の愛宕の前を通過する折のみは、九月十三日のお浜下りも至て静肅也と

更に野手の有名なるは、内裡塚の存在と、高僧日朗菩薩の出生せしことなり、世には「日朗上人は法華宗六高僧の第二也、小名は吉祥丸、新羅三郎五世の孫、平賀有国の子、日蓮に従て法華を学び大国阿闍梨と称す、文永八年師と共に執へられて土牢に入れらる、元応元年正月二十一日池上に寂す、年七十八、下総平賀本土寺の開基也」などと云ふも、記者の実地に踏査伝聞する処によれば上人は千葉氏の族印東有国なる者の子にて日朗を生みて月余、母は事情ありて、平賀に行きて有国に嫁し、後日像菩薩を生みしもの也と云ふ

恭惟大國院日朗薩埵者高祖大士之上足妙法傳付之高弟也其生處者下總國匝瑳郡野手村父者千葉之一族印東氏某嫡幼名吉祥麻呂十六歲而薙染名筑後公元祖因御瑞夢号大國阿闍梨日朗焉高祖佐州左遷之時師入鎌倉宿屋土籠而歷于四箇年之星霜而於文永甲戌春蒙御赦免狀奉令高祖帰倉畢元祖御入滅之砌御讓狀曰積尊一代深理亦日蓮一期之功德無殘所付属日朗者也云々師也一期之間歷于色心二法身輕法重之弘經誰諍本化垂迹之行化乎師御歳七十八元応二年申正月二十一日於相州鎌倉比企谷示寂畢然当国此処師之生處即靈地也故示寂往昔建于塔廟其後

東照宮御入国之刻長興長栄両山十二祖仏乘院日惺聖人經于上訴而請地於領主建于一字号興栄山朗生寺雖然此地輩權宗之故寺院既絶石碑亦埋是皆衆人所知也嗚呼惜哉師之旧跡已久朽敗焉因茲今般訴此地之領主門弟某及檀越等建立宝塔一基伏冀未來永永遠遠沾妙道焉

千葉県匝瑳郡野田村野手 興栄山朗生寺

其後野手次郎の居館址に朗生寺なる一寺院建立し、参詣者多かりしも、村民は悉く真言宗の信者なれば遂に一亘廢絶せしを徳川の末に至りて一石碑を建て以て右の文を刻し、以て香火所となせしと云ふ、明治十五年頃岡山県備中国後月郡高屋町に矢吹伊三郎なる者あり、身悪疾に罹りたるを以て、身延、佐渡等を参詣し房州に行かんとて野手に朗生寺を参詣せしに笈重くなりて動かず、如何ともすること能はず、已を得ず逗留して朗尊の靈に奉仕せんことに決心し、日夜心身を尽して仏を念じ病苦の者に祈祷をなし、寸時も怠らずと、寺は近頃五万円にて新に建築の計画あり、池上より飯高檀林に命じて専ら斡旋せしめつつありと

須賀山城墟 香取郡須賀山村に在り、(須賀山村は、今笹川村に属す)城址は、小見川を距ること東一里許、岡陵一帶、綿亘して利根川の南岸を擁す、長さ二十町許、土俗因て長山と称す、東教頼、始て此に居ると云ふ、山の東に、大門、小門、要害、など云名、今も存せり教頼は、氏数の子にして、常縁の弟なり、(○東氏系図を参照すべし、教頼の子孫、系図に見えず)後に常縁の裔常綱、此城に居りしとき、其宗千葉昌胤 常胤の後 安房の里見氏を攻んとして、常陸の敵の後を窺はんことを患へ、此城を毀ち、其西に森山城を築きて、之に備べんと欲す、常綱従はず昌胤攻め陥れて城を燬き、遂に森山に城き、子胤富をして之に居らしむ、常綱二子あり、流浪して終れりと云ふ、相伝ふ、平忠常の拠りて源頼信を防きしは此処なりと、又口碑に、忠常は香取郡大友村に居れりと云ふ、(磯部昌言が総葉概録に、忠常上総介に任し、後下総権介と為て、下総州海上郡東大友に居住すとあり、拠る所の書名を挙げず、又大日寺縁起を引きて、忠常より四代常

兼まで、大友に居城し、常兼の時、初て千葉城に移る、云云、とあり)、大友は、須賀山を距ること一里余に過ぎず、一説に、小南村なる沼闕の城址は、忠常の拠りし所なりと云へり、録して後考を俟つ

政所台　大友村に在り、爽嶠に拠り、南に湖址を控へ、矚眺絶佳、土人云ふ、平良文始て此に築くと、其の西相距ること一里許に、良文村あり、其説由あるを覚ゆ、忠常も此に居りしと云ふ、遠所台と名くる地あり、古墳数個猶存せり、此余にもありしを、土人発掘せしに、石棺骸骨刀劍等出つ、石棺は、千葉石にて造れりと云ふ、千葉石は、土人又鐻木殿の煉石と云ふ、鐻木氏造り初めしと言ひ伝ふ、鐻木村長泉寺の庭に数個あり、堅牢常石と異ならず、質は石灰の類と覺し、白色なるが多かれとも、青色なるもあり、此石棺は、黒色なりしと云へり

鐻木城墟　椿湖址の北岸、香取郡鐻木村に在り、湖址に臨み聳峙すること数□、其上広袤数町、濠塹の跡尚存せり、鐻木氏は、千葉氏より出つ、常胤の子師常、其子胤時(胤時は胤正の九男也)、下総白井の莊を領し、白井八郎と称す、三浦泰村乱を作し誅せられしとき、千葉秀胤、其党に坐して自殺す、秀胤は師常の甥なる成胤　師常の兄なる胤政の子　の子なり(秀胤は常秀の子也)、胤時嘗て成胤の義子たり、嫌を以て領邑を没せられ、成胤に依りて閉居せり、胤時の子を胤定と曰ふ、下総鐻木の郷を領す、因て鐻木氏と称し、千葉氏に臣属せり、胤定初白井九郎と称し、後千葉九郎と改む、常に仏を信し入道して信仏と号す、僧良忠の飛錫して鐻木に来るに会す、因て一寺を創じ、光明寺と曰ふ、良忠を開山師と為す、文永十年癸酉、二月卒す、年六十九、寺中に墓ありと云、今所在墓石詳ならず、木像及び位牌あり、過去帳に、法名胤定院殿鐻木九郎入道在阿信仏、裏に文永十年癸酉、二月十六日没、とあり(○縁起に、鐻木山胤定院光明寺は、勅諡記主禪師良忠開基、胤定年六十九卒、事蹟浄家顕正□に詳なり、とあり、)

鐻木信濃守胤定墓　鐻木村長泉寺に在り(上なる九郎入道胤定とは別人なり、)塔形なり、今崩圯して地に委せり、其他鐻木氏歴世の墓あり、位牌に天長院殿長泉開基高巖道賀大居士、裏に永祿旧年丙寅、正月二十日、鐻木大守信濃入道胤定とあり、又其子胤家の位牌あり、常鶴院殿松岩道意大居士、裏に文祿五丙申、正月九日、鐻木備後守胤家とあり、

府馬砦址　城山は本村の北隅に位し府馬区字茶畑の東南に聳へ地勢凹形を為し今や概耕圃たるも蒼々として麓を廻る、無情の山川鬱として周囲を包む無心の荒木は渾て当時の事蹟を追憶せしむ、即此の地を本丸の址とす、其の東方字奥の台を西丸ノ地となす、又耕圃たり、朝胤権　太夫と称して　布馬郷長部に築城後八代常朝創めて布馬の郷茶畑に城を築く之城山の起る起原なりとす

次て次男(国分将頼の弟)越前五郎平時常移り居す、後文明元年布馬を府馬と改め又府馬氏と称す、明応二年貝塚の領主神野角助の妹コウ女を以て長子時持に妻す時持府馬左衛門尉に任ず、明応の乱房州の里見氏に属し其將正木左近時忠の援兵を乞ひて、鐻木、八木大河、岡本の四氏と南八日市場の堆台に戦ひ正木氏と軍を収め本城に入る、尋て米ノ井城主木内右馬介を攻滅し、正木氏は森山軍と合し小見川に粟飯原氏を攻め転じて鹿島の城に戦ふ、時持勝に乗じ一軍を率し、香取、大須賀、大倉諸氏と香取原に戦ひしが利あらずして退走し同郡米ノ井字砂止に留り殿戦して遂に戦歿す、時に年三十二、府馬氏襲き此に居住す

一説に天正の末府馬行定(与治郎)及び直信(彦三郎)ありと、蓋し亦此地に居りしならんと、時持死し城壁漸く破壊し以て堅を保つ能はず、永正四年城を廃棄して妻コウの方長子勝若君を携

へ神野角助に寄りしが後勝若僧となり妻コウの方再び此地に返り莊右衛（時持の時代官名主字山ノ台にあり）の食客となり身終る、骸を家舗の内に葬り氏神に祭る、今姫宮と称す

諸徳寺城址　香取郡中和村字清和区諸徳寺外城にあり、今概ね耕圃たり、山腰繞らすに山林を以てし、東方一帯椿湖址を望む、天ノ宮あり、鎌倉以後東胤頼の後裔諸徳寺胤直なるもの此に居り、天正中里見氏と大に戦ひしことありしと

長部砦址　同村長部区字要害にあり、今の八石教会所の附近にして地勢尤も高し、国分朝胤の二子松沢光胤之に居りしと

久我台城址　山武郡公平村字松之郷に古賀（久我）館址有、古伝に云、北条長時同久時同守時三世上総の守護職と為り建長元年築城して之に居り世を襲ぐこと八十余年、正慶二年北条族滅の時に至て廃城と為るか、今其の址の地勢を察するに三面皆深谷水田をめぐらす、当年城壕の址為る儼然として見るべし、唯西南一方地脈を通ずる者正門を置く処也、山頂の坦地広袤数千歩是乃館址にして今は畝畝たり、抑も六百年の古墟と雖、天陰の区想ふべし、城址の北に同夢山願成就寺と号す、古禪宗たり、境内に古石塔三基有土人伝へて三介の墓と称す、是長時等三世上総介に任ずる略知るべき也、東鑑に曰く、文治五年六月六日北条時政幕府陸奥を討伐するを祈るに依て伽藍を伊豆国田方郡北条の里に経営し名つけて願成就寺と曰ふ、時政自ら臨んで之を監す、特に修備の莊嚴を加ふ、其余南条上条中条各々院を置く、然れば本村願成就寺也者も亦当時北条氏の建営する所其の巨刹たる想ふべし、父老伝ふ嘗て大仏舎を置く之地、古堂庭と称す、今隣地に道庭村有、是亦当年願成就寺境内たるか、後酒井氏の時に至り大永元年五月改宗僧日誦の開基する所となる、村に八坂神社有り、祭神は素盞鳥尊旧伝に日正応二年古賀台の城主鬼門鎮護の為に祀る所也

広常城址　本郷の西に城坂と称するの地あり、亦往昔の城址也、相伝ふ、上総介広常曾て此に居る、後夷隅郡布施村に移る、然も年期久延にして今詳ならず、蓋し治承以前の古跡なるべしと

大台城址　山武郡大総村大台城址は元千葉氏の支城にして文安中伊豆の人井田刑部大輔なる者下総に來り千葉胤將に仕へて居りしが後坂田城主井田因幡守友胤の重臣なる大台の砦主神保長門守泰宗は天正元年七月二十四日没し三子あり、当時神保氏は其主井田氏と北条氏に属し永祿七年氏康と里見義弘との戦争あり、国府台の戦争は尤も激烈にして一勝一敗実には掌を反すの感なき能はず、正月七日江戸城主遠山丹波守、富永三郎左衛門、小金城主高城胤長等夙に兵を發し之に備へしに氏康氏政父子伊豆相摸武蔵の兵を率ひて之に次ぐ、此時神保長門守の長子泰清及び次子泰之の二人は井田勢として北条の軍に加りて奮戦激闘の末兄弟二人共に正月七日国府台にて戦死し季子宗康は菩提寺なる坂田靈通寺の弟子と為りて仏法を修め居りしが二兄共に戦死して神保家を襲ぐ者なきより主命により還俗して家名を襲ぐ、其後天正十八年坂田落城後帰農して一家を起す父泰宗は月弓院殿覺性大居士と諡し葬式は砦主格にて行列も嚴重なりしと宗康の子長康重長宗久を経て宗重に至り三男四女を挙げ、長男宗戴家督を嗣き三男貞恒は即ち忠敬翁の実父也

坂田城址　坂田村の西南に古城址あり、人呼で城山と曰ふ、屹然高く聳いて直立十余丈の丘陵上に有り、北条氏の麾下井田因幡守の居城址也、天正十八年小田原城と共に陥落す、旧臣中の十二氏は城地を離るるに忍びずして該地根古屋に潜みて遂に農と為り、従来之士民と荒蕪の土地を開拓し力を耕耘に尽し、以て良田圃と為せしは文祿及び慶長年間にあり、漸次拮据して成功を見しは元和年度に亘りしと云ふ、爾後寛文三年に至り、御水帳を改めて貢米百七十六俵四升一合、及



び外金一分二朱と錢一貫五百文を秣場税として幕臣永田弥左衛門に納め来りしは慶応三年まで也  
按ずるに本村を市場と称し来りしは、坂田城旺盛の際下町にて連月数回の市を行ひたりし故、然  
し云ひしならん、明治十一年城名に基きて坂田と改称す

山室城址　山武郡山室城は宇城の台の地にあり、初山室常陸守之に居り、天文元年飯櫃城に移  
る、相伝三世威を近郡に振ふ、事山室譜伝記に詳也

飯櫃城址、は宇谷台山にあり、天文中山室常陸守此に築く、氏勝、光勝伝領す、常陸は源為朝の  
裔、初山室城に居る、因て氏とす、後北条氏に属し二総六十二城の旗頭と称す、天正十八年小田  
原陥るや、本田忠勝保科弾正等房総を徇ふ、光勝独り下らず、遂に自尽す其の蓮福寺に累世の墳  
墓ありと

山中城址　は大総村字根古屋の地にあり、天文年間和田胤信此に居り、小田原に属し近郷十四  
村を領せしが天正十八年落城と云ふ

大登館址　山武郡大登村は中古千葉氏の族刑部なる者土着し、其姓を大登と称す、後村名とな  
れりと

本城畠　夷隅郡雑色村に広常の男某が居りし所の館址あり、今尽く田畑たり、土俗本城畠と云  
ふ、其地を囲んで小流あり、当年溝渠の跡なるべし

将監淵　東鑑に上総介八郎広常の甥に臼井十郎親常なる者あり、按ずるに今臼井村に城山と称  
する所あり、城址の下に池沼あり、土俗将監淵と云ふ、是亦当城主の属族居住の地か？、近時山  
下の民地を掘つて往々古器を得る者ありと

大関城址　福岡村字依古島にあり、割拠の世畠山重康なる者安房より来つて此に築き居り土気  
東金両城を有す、重康驍勇あり孤城に拠て届せず、大永六年十二月、東金城主酒井備中守隆敏大  
関城を囲み攻撃数次抜くこと能はず、蓋し其の城たる四面大沼を擁し、而も深泥渉るべからず、  
正門一方通路あり而して狭隘駢び進むこと能はず、相持すること旬余茲に酒井の裨将石橋三郎左  
衛門と栗原兵部亮と相謀り、間牒を城中に射入る、守将今関勘解由、山岸主税書を得て共に叛心  
あり、一日重康が帷内に午睡するを覗ひ、主税射て其の吭を貫く、重康尚刀を提けて超つ、勘解  
由疾く進んで其の頭を断り、相携へて降り城遂に陥る

安西氏城址　安房国加知山村の南方山中に在り山中字物見場と称する所あり、当時斥候を置し  
所なりと云、又八幡社あり、蓋し其鎮守ならん、安西氏は千葉介常長より出づ、常長の第六子常遠、  
安房国平郡に居りて安西七郎と称す、子某保元々年丸太郎等と共に、源義朝に従ひ院の御所を攻  
む、治承四年九月源頼朝安房国胤島に至り其の孫景益を招く、景益一族を具して旅亭に至り頼朝  
を其宅に延く、子孫平郡勝山に居る、景春に至り丸信朝と共に山下定兼をせめて之を殺す、未だ  
幾何ならずして丸氏と隙あり援を東条常政に請ひて丸氏を滅し其地を併す、既にして里見義実来  
り攻む景春出防く勢敵すべからざるを知り之に下る

## 第七 千葉氏の領地

千葉氏の所領は何処にて其の歳入は幾何なりしか、其の平常養ふ所の兵員は幾千人なりしか？其  
の将帥旗下の士は幾何の収入ありしかは以て当時の実状を知るに便なるべしと雖、此に遺憾なる  
は今千葉氏に分限帳の伝はらざる事也、

其の累代多年の間には或は加賜せられ、或は他の豪族より蠶食せられたる部分も少からざりしも、

彼の繁衍盛なりし一族支流の多数に各々所領を配分して各一家を成さしむるを得しを見れば、千葉氏の盛時に於ける所領の如何に広大なりしかを知るべき也今昔物語に曰ふ、良文以来武名顕世、至忠常威名倍振、以世在東国、私邑漸広、上下総地多為其領邑、追従之徒甚多、故負豪富暴横不致租税、不勤公役、云々と、以て千葉氏の初期己に其の所領の狭からざりしを知るべし、尋で常胤の代に至りては平家追討の功によりて常胤鎮西の監職にて関東の所領の上、肥前国小城郡晴気保を賜りしより子孫代々同郡の地頭となり、又片岡常春の地頭たりし下総三崎の庄も常胤に賜しを後胤頼に下し子孫代々三十余郷を知行す、後奥州泰衡征伐の結果としては常胤八田知家と両先鋒となつて発向し子師常、胤盛、胤信、胤道、以下従軍者奥州に於て皆多大の領地を賜りて子孫相世襲し、建歴三年和田氏の関所を勲功者に賜りし時甲斐国井上庄は大須賀氏に賜り、承久の乱には美濃郡上は東氏に、但馬磯部庄及び淡路由良庄とは木内胤朝に賜り愈々盛大を致したり、当時千葉氏の領地は実に上下両総、常陸、両毛、武蔵、甲斐、陸奥、美濃、肥前に亘りしと云ふ、上総国誌に曰く「鎌倉武鑑載す上総介広常、家禄二十七万町歩、千葉介常胤家禄四十万町歩」と、又清宮氏の北総詩誌には「源右将奠府鎌倉、千葉常胤所建議、常胤児孫繁栄、能全晩節、自鎌倉氏元暦比至天正、葛飾郡以下利根川以南、七郡則多千葉氏所管、結城猿島、豊田等利根川以東三郡則多屬結城氏」其後康正文明以後千葉家二流となりて以後は石浜在住の武蔵千葉氏は前項下総西部及び武蔵の一部を領し、千葉城を撤して佐倉郷に移りし康胤の後は印旛以東の地を領するに至り、上総方面は里見、武田に蠶食せられ、両酒井の手に帰し、下総の西南部は原、高城氏等の占むる処となりて、宗家の歳入愈減少せしが如し、彼の所謂「千葉の原、原の高城に両酒井」とは只に権臣の権を弄せしのみを形容せしに止まらず、亦所領の点に於ても此の觀ありしなるべし、

## 第八 千葉氏の家老

往昔鎌倉以前に於て、千葉介、上総介、三浦介、狩野介、秋田城介、井伊介、富樫介大内介等を武林の八介と称せしことあり、降て満氏の時に至り鎌倉にては持氏自ら公方と称し、執事上杉氏を関東管領と称せしめ関東八館を撰ぶ、即ち千葉、小山、佐竹小田、那須、宇都宮、長沼、結城の八名家是也、

千葉氏にあつては、家内の子弟に常兼の六党、常胤の千葉六党、胤正の八党あり、時  
〈以下、欠〉

【資料6】千葉開府八百年記念祭協賛会編『八百年祭誌』（紅谷四郎平 1927）

序

大正十五年六月一日本市開府ノ記念日トシ、千葉氏ノ古城趾亥鼻台ニ於テ開府八百年記念祭ヲ執行セリ。盛況実ニ近年稀ニ見ル所ニシテ、市民一致団結ノ力、能ク茲ニ至レル、何人モ予期セザル所ナリシナリ。乃チ知ル、千葉市将来ノ發展期シテ待ツベキモノアルヲ。誠ニ快感ニ堪ヘザルナリ。抑モ千葉氏ノ祖、常将卿ハ八幡太郎義家ノ家臣ニシテ武功著シク、其ノ孫常重卿ハ上総大権ヨリ居ヲ此ノ地ニ移シテ遠大ノ志ヲ立テラレ、四代常胤卿ハ鎌倉時代武士ノ典型タルノミナラズ、実ニ頼朝幕下ノ柱石タリキ。降テ一胤宗胤ノ両卿ハ、吉野朝ノ忠臣ニシテ千葉氏勤王ノ史実ヲ代表セルモノナリ。千葉市将来ノ發展ハ以上五卿ノ遺業ヲ継述發揚スルモノト謂フヲ得ベシ。サレバ吾等市民タルモノ、能ク千葉氏歴代ノ素志ヲ闡明シ、其ノ史実ヲ研鑽シテ、市民ノ理想ト市是ノ綱領トノ淵源ヲ茲ニ索メ、祖孫一体ノ国風ヲ發揮スルニ努メザルベカラズ。此ノ書ハ開府八百年記念祭ニ当リ、市民ノ熱誠ヲ披瀝セル実状ヲ述ベタルモノニシテ、本市将来ノ發展ヲ期セン為、後日ノ參案ニ供セムトスルニ在リ。而シテ後世市民ガ九百年祭一千年祭ヲ舉行セラルハ、当ニ其ノ理想ト市是トノ實現セラルハ時ナルベキヲ信ズ。本書成ルヲ告グルニ当リ一言ヲ冠シテ序トナス。

昭和二年六月

千葉市長 久保三郎識

千葉開府八百年記念祭記録目次

卷頭

緒言—序言—写真—地図—八百年祭の歌—式辞—祝辞—祝電—祭文

第一編 総説

第一章 趣旨及経過

第一節 趣旨 附千葉開府八百年記念祭施行並ニ猪鼻丘神社建設建議書

第二節 経過

第二編 計画概要

第一章 準備

第一節 準備計画に関する諸施設 附 八百年記念祭執行に関する協議

其ノ一 準備委員の設置

其ノ二 協賛会の組織 附 千葉開府八百年記念祝賀協賛会規程

其ノ三 八百年記念祝賀協賛会事務分担

其ノ四 八百年記念祭事務分担

其ノ五 八百年記念祭執行に関する事務要綱

第二章 八百年記念祭執行に関する諸設備

第一節 奉告祭式場、祝賀会場 附余興場

第二節 墓前祭式場 展覧会場

第三節 千葉家累代墓地修理

第四節 緑門建設

### 第三章 八百年記念祭実施に関する諸事務

第一節 宣伝ポスター

第二節 徽章

第三節 寄附金

第四節 案内状

第五節 記念品

### 第三編 記念祭概況

#### 第一章 諸催事の概況

第一節 神前奉告祭

第二節 墓前祭

第三節 記念祝賀式

第四節 祝賀大園遊会

第五節 史劇

第六節 記念煙火競技大会

第七節 記念講演会

第八節 記念自治資料展覧会

第九節 千葉県史料展覧会

第十節 千葉県教育者美術並ニ小学児童成績品展覧会

#### 第二章 其他の催事の概況

第一節 衛生展覧会

第二節 災害防止展覧会

第三節 度量衡展覧会

第四節 改良農具展覧会

第五節 活動写真

其ノ一 本県農会撮影

其ノ二 本県及保険会社連合撮影

第六節 千葉県連合青年団大会

第七節 武道大会

第八節 県下小学校長会並に本県教育会総集会

第九節 千葉市教育会主催県下小学校長招待会

第十節 本県婦性会免囚保護デー

第十一節 米穀肥料商同業組合総会

#### 第三章 市内の景況

第一節 救護班及無料休憩所

第二節 市消防組の警備

第三節 青年団の交通整理

第四節 提灯行列旗行列其の他の余興

其ノ一 提灯行列 其ノ二 旗行列 其ノ三 相撲手踊その他の余興

第四章 感謝状

第五章 結び

第四編 会計

第一章 八百年記念祭経費概算

其ノ一 予算 其ノ二 決算 其ノ三 寄附金

第二章 寄附者芳名録

第五編 余録

第一章 新聞記事

其ノ一 記念祭概況 其ノ二 市内雑観 其ノ三 感想所見 其ノ四 雑録

第二章 記念講演会講演要録

第一節 結城合戦以後の関東戦乱と千葉氏

第二節 千葉氏の分裂と関東戦乱

第三節 千葉氏の由来と其の発展

第四節 本邦古代史に於ける総州の地位

第三章 史劇

第一節 史劇の筋書

第一編 総説

第一章 趣旨及経過

第一節 趣旨

凡そ世界各地に於ける都市発達の跡を尋ぬるに、必ずやその地文的関係並に人文的關係に於て、重要なる要件の伴うべきを直観すべし。即ち地勢・風土・産業交通等に於て、優秀なる位置を占むる一方に於てはこれが開拓者としての權威者を得て、始めてその緒につき、<sup>しか</sup>而も積年幾多の犠牲と努力とを払いて後、始めて有力なる地位を占むる都市として発達し得べきなり。

史を按ずるに、我が千葉市は今より八百年以前、大治元（1126）年千葉常重卿、今の猪鼻台上に城を築き居を構え、<sup>しらい</sup>覇を房総半島に振りしに初まり、爾来二十有六世四百六十余年の永き間、房総文化の中心地として、名を天下に称せらる。

千葉大系図に曰く

猪鼻城跡は、高さ七十尺北部丘岡突起、東部少々平坦なり。牙城趾は丘の西北隅にありて土塁を<sup>めぐ</sup>繞らせり。周囲五町余、北端に堠楼の趾あり。東南に空濠趾あり。西北崖に臨む。常将始めこれに城き、その孫常兼に至りて一旦大椎の旧城に還りしが、是に至りて常重再び本城を完備してこれに移れり。また城下に満願寺、光明寺を創建し、妙見祠を金剛授寺に建て、千葉寺に観世音堂を造る。是に於て城下大いに繁昌す。

千学集に云ふ。

大治元年丙午六月朔日はじめて千葉を立つ。凡そ一万六千軒なり、表八千軒裏八千軒小路表裏五百八十余小路也。曾場鷹大明神より御達報稻荷の宮の前まで七里の間御宿也。曾場鷹より広小路谷部田（今の刑務所敷地及其の附近）まで國中諸侍の屋敷也。是は池田鐮木殿の堀内有、御宿は御一門也。宿の東は円城寺家風おはしまし宿の西は原一門家風おはします。橋より向ふ御達報ま

では宿人屋敷なり。これより河向を市場と申なり。千葉の守護神は曾場鷹大明神、堀内牛頭天王、結城の明神、御達報の稲荷大明神、千葉寺の龍蔵権現なり。弓箭神と申は妙見八幡摩利支天菩薩是なり。千葉神事は大治二年丁未七月十六日より始まるなり。常重御代のこと也。御幸仮屋は神主八人・社家八人・乙女四人御祭の御舟は宿中の老者の役なり。供物は千葉中野十三貫と二百也。同関銭諸侍衆上げ申也。一ノ関は仮屋の供物を神主にとらせ二ノ関は老者にとらせて、御祭を勤め申也。結城舟は天福元年癸巳七月二十日より始まる也。時胤の御代の事なり。御浜下りの御送りの御舟なり。結城の村督に宍倉出雲守と申もの永鏡のため取立てしもの也。結城は今の寒川なり。大治二年御事の始より、天正二年甲戌まで凡そ三百四十三年也」云々千葉氏中世の宗孝胤卿の時代に（四百二十一年前）城を佐倉に移せし以来、市勢甚しく衰微し、終には荒廢せる一漁村として僅かに其の名を存するに過ぎざる状態となれり。而して徳川幕末時代には佐倉領に属し、維新の際は印旛県の管理となれり。明治六（1873）年印旛木更津の二県を廃し、千葉県庁を置かるゝやその管理に属し、旧来の宿名を改めて千葉町と称するに至れり。爾来民家頻りに加わり、商家また軒を列ね、市況著しくその面影を一変し、明治二十二（1889）年町村制施行せらるゝや、従来千葉、寒川、登戸、黒砂、千葉寺の五部落を合し、改めて千葉町を置き、大正十（1921）年一月さらに市制を施行し、以て今日の繁栄を見るに至れり。

斯くの如く本市は開府以来幾多の変遷を重ねたりと雖も、今や東京郊外の都市として、交通商業軍備産業教育の上に、ますます重要な位置を占め日進月歩ますます殷賑を極めんとす。しかもその源を尋ねれば、千葉氏四百年の恩恵は決して忘却する能わざる処なり。而して本年は恰も千葉常重卿本市開拓以来、正に八百年に相当するを以て、茲に市民相胥り、千葉氏累代の位霊を慰むると共に、市の紹介と市将来の発展に資せむがため記念祭に併せて諸種の催事を行ふことゝなれり。

斯くの如く本記念祭の執行には、深遠の意義と重大の目的を有す。而かも其の主唱者たるや市の名誉職始め、名望家有力者なるを以て、特に深遠の意味あるを窺知すべし。市の協賛会が多大の犠牲を払い、以て本計画を援助せられたる。またその他公私設団体並に有志諸氏が多大の期待を以て助力せられたるも、要するに如上の理由に深く共鳴せられたるを感ぜずむはあらず。

#### 附 千葉市街創立八百年記念祭施行並に猪鼻丘神社創設建議書

千葉市街の創立は大治元年（紀元一七八六年）にして、正に大正十四（1925）年を以て八百年に達す。依りて千葉市祖宗の勲労を追懐し、市民将来の覚悟を立てんが為め、茲に八百年の記念事業を施設せられんことを建議す。

抑も千葉氏の遠祖平高望公は、桓武天皇の第三皇子・葛原親王の孫なり。宇多天皇の御宇親王の奏請に依り平姓を賜わり、上総介に任ぜらる。是より子孫多く東國に土着す。その五世の孫を常将公とす。猪鼻城は公の創建なり。蓋し房総三州の要衝に当れるを以て、この地をトして城居を構えられたるものなるべし。是を初代の千葉氏とす。その後、一旦旧居大椎城に還りしが、常将公の曾孫常重公に至り、さらに千葉の城市を完備して崇徳天皇の大治元（1126）年六月一日、またここに移り住む。故にこの年を以て千葉市街の起元となすべし。公は猪鼻城を完備して城下に満願寺光明寺並びに妙見祠を造り、千葉寺観音堂を建立して市街の偉觀をそへ、市区を整頓せられたり。千学集に云ふ「大治元年丙午六月朔日はじめて千葉に立つ、凡そ一万六千軒なり、表八千

軒裏八千軒小路表裏五百八十余小路也。會場鷹大明神より御達報稻荷御前まで、七里の間宿也。會場鷹より広小路谷部田まで國中諸侍の屋敷なり」。以て当時の盛況を想像すべし。常重公の子・常胤公は鎌倉幕府の元勳にして、また実に鎌倉時代武士の典型たる性格を有せられたり。公七世の孫・宗胤公は後醍醐天皇に忠勤し、賊將細川定禪を円城寺に攻め、戦利あらずして敵に包まれ遂に力戦して討死せらる。市内宗胤寺は当時の戦死者を葬りたる所なり。常重卿千葉に城居せられてより後、花園天皇の長祿元（1457）年（紀元二千百十七年）輔胤城を佐倉将門山に移すまで、十八世三百三十二年間千葉城市の盛況は関東に於ては、小田原城下と並び称せらる。然れども猪鼻城の廢墟に帰すると共に、千葉市街の衰頹に傾けるは固より言を俟たず。明治五（1872）年置県以来、俄然千葉市街復活し来り、市区漸次旧況を呈せんとし、遂に大正十（1921）年を以て市制を布くに至れり。加うるに京成電気軌道の延長、官線電車運転の企画は近郊に配置せられたる諸官衙と相俟ちて帝都との関係いよいよ密接となり、将来の發展大いに見るべきものあらん。本市の發展は、千葉氏祖宗の先見と努力に関する事大なるを思い、報本反始の念己む能わず。来たる大正十四（1925）年を以て千葉市街創立八百年記念祭を施行し、猪鼻城趾に千葉氏の勲功顯著なる、高望・常将・常重・常胤・宗胤、五公を祀る猪鼻丘神社を創設して市民並びに県民崇敬の中心の一たらしめ、かつ猪鼻公園を拡張して運動場・競技場・公会堂、図書館等の設備を有する大公園とせられんことを建議す。仰ぎ願くは市会の議に付し、広く資金を募集してこれが実現を期せられんことを。

大正十二年五月 日 房総史談会 千葉市支部

因に房総史談会は高野千葉高等女学校長等の主唱の下に大正十一（1922）年創設せられたる団体にして当時の知事齋藤守圀氏を会長に、内務部長白上佑吉氏を副会長に推載し、本県下の史蹟調査に従事し特に千葉氏の事蹟に付ては啓発貢獻する所多大なりし団体なり。

## 第七節 記念講演会

今回千葉開府八百年記念祭執行に関しては、その意義を一層鮮明ならしむると共に、永くこれを記念せむ為、記念講演会を開催することとし、主に高野千葉高等女学校長これが任に当ることとなれり。

爾来同氏は、各方面に奔走の結果、左の四氏を講師に囑託することに、その承諾を得たるを以て、次の予定を確立し、左の宣伝ビラを市内各方面に掲示せり。

- 一、期日 大正十五年六月一、二日両日
- 二、会場 千葉県立千葉高等女学校講堂
- 三、講師 陸軍士官学校教授 佐藤堅司氏  
東京帝国大学史料編纂官 渡辺世祐氏  
国学院大学教授 大森金五郎氏  
文学博士 白島庫吉氏

斯くて、いよいよ八百年記念祭の当日に至るや、同日午後一時予定の如く、千葉高等女学校講堂に於て、記念講演会を開会す。先づ高野校長の開会の辞あり。尋で陸軍士官学校教授・佐藤堅司氏の「結城合戦以後の関東戦乱と千葉市」と題する講演、並びに東京帝国大学史料編纂官・渡辺世祐氏の「千葉氏の分裂と関東戦乱」と題する講演ある。午後四時極めて盛会裡に第一日の講演を終

了せり。当日聴衆約七百名。六月二日午後一時より、第二日目の講演会開催、久保市長の開会の辞に尋で国学院大学教授・大森金五郎氏の「千葉氏の由来と其の発展」と題する講演、文学博士・白島庫吉氏の「本邦古代史に於ける総州の地位」と題する講演あり。聴衆に多大の感動を与え、午後四時盛会裡に無事終了せり。当日の聴衆約八百名。

両日に亘る四氏の講演梗概はこれを巻尾に掲げたり。

## 結城合戦以後の関東戦乱と千葉氏

陸軍士官学校教授 佐藤堅司

京都將軍には江戸將軍の力がなかつた。所謂下剋上の風は必ずしも応仁の大乱をまたない。將軍をも凌ぐ京都管領の権勢はすでに芽生えつゝあつた。関東管領にあらはれた類似の傾向なども、持氏の露骨な野心の発表をまたずしてあらはれてゐる。しかも、鎌倉その場所においてすら、下剋上の風がそろそろ見えて来た。執事上杉氏（管領公方を称するに至つて上杉氏は管領と呼ばれた）の勢力のうちに吾人ははやくこの風を眺めることが出来る。故にそういう情勢の下に、身の安全を求めようとする関東大名としては、公方に信頼するよりは寧ろ新勢力の上杉氏によるのを先見としたであろう。大体から見て、千葉氏の行き方はそれであつた。千葉氏の着眼は、関東における実質上の権力者を保護者とするにあつたらしい。この意味において千葉氏は応永から康正に至るまでの年代を、関東公方側を敵とし上杉側に味方することに費やした。康正以後千葉氏の態度は一変して上杉氏を離れ古河公方に頼つた。国府台両度の合戦頃になると、千葉氏は、関東の覇者となりつゝある北条氏を保護者としていた。そうして結局この態度を秀吉の小田原征伐まで継続していたために、千葉氏は北条氏と運命を共にするようになった。即ち千葉氏は応永後関東の実質的勢力者を保護者とするによつて永く地位の安固を継続しながら、最後の天正時代においては日本全体の勢力者である秀吉を敵としてたおれたことになる。

が、私は講演の範囲の以上の全局にのぼす余裕をもたない。永享・嘉吉から永禄に至るまでの時代にかけて下総を舞台として戦われた諸戦乱に向つて主眼を注ぎたい。即ち「結城合戦」「康正の乱」「文明の乱」「国府台第一回戦」「国府台第二回戦」の五戦乱を概観してこれに対する千葉氏の態度を考察し、併せて千葉氏が如何にして家名所領の継続をなし得たかに論及しようとおもう。

### 一、結城合戦（自永享十二月至嘉吉元年四月）と千葉氏

永享十一（1439）年二月、関東公方足利持氏が京軍を後援とした管領上杉憲実の軍に強要されて鎌倉に自刃した以後、彼の三孤安王・春王・永寿王は幸にして無事であつた。義侠の結城氏朝は、鎌倉回復の目的をもつて安王春王の二孤を擁して翌十二年その居城結城に籠城した。その時、古河城の野田氏、関宿城の下河辺氏は近く氏朝に声援し、上野の諸将また遥かにこれに応じたために、関東の中原にははやくも暗雲が漂つて来た。そこで、將軍義教の命として、上杉清方・上杉持朝の両将先づ着陣し、稍遅れて上杉教朝も参加し、三将部署を定めて結城の城を包圍する。主将清方は大手、副将持朝は搦手、教朝は城の北方に陣した。上杉憲実は始め結城攻めの大將を仰せつけられたが固辞した。後さらに將軍義教の命を受け、やむなく出陣し、永享十二（1440）年八月に小山祇園城に入り、遥かに清方等の軍と策応していた。千葉介胤直はこの時越後・信濃・武蔵・上総の軍勢とともに城の南方に陣して主将・清方に属していた。

註、応永以来千葉氏は大体において持氏を敵とし、上杉氏に味方した。関東管領（公方）を輔佐する執事（管領）上杉氏を直接輔佐していた千葉氏は、応永において早く上杉氏と親善関係



を結んでいたらしい。

応永二十三（1416）年の禪秀の乱に千葉大介満胤・千葉介兼胤父子が禪秀に与したのは、一面から考えると、兼胤が禪秀の婿であつたことにも原因しているらしいが、他の一面から見ると、千葉氏が自己保存のために持氏以上の実力者と考えた禪秀に倚寄したものらしくも思はれる。永享年間持氏と管領上杉憲実その間に軋轢の起つた頃、千葉介胤直は持氏に向つて京都將軍その和睦の必要上、この手段として憲実を許すのが得策だと説いたが用いられざるを知つてからは、上杉方を味方として持氏を攻めた。この事実によつても胤直がはじめから憲実への同情者であつたことがわかる。今結城合戦において、この胤直が新しい勢力者である関東管領清方に属し、また裏面に活動しつゝある憲実に対する義理を果す意味において疑問の二孤を擁する結城氏に敵対したのは、千葉氏従来の態度から稽<sup>かんが</sup>えて、別段不思議でない。

結城城の天險的価値並びに人工的防備については、次のような記載がある「城の有様西の方にこそ、大河をかゝへて要害堅固なれ、三方は陸につゞきたる、平城に岸たかく切たて堀をふかく水を湛へ底に乱（杭）株をひしと打。大木をかけ石弩を張て逆茂木を引まはし、云々」（鎌倉管領九代記）西に大河をかゝえていたということについては、現在の結城城址を訪問したものは、誰も不思議に思うところであろう。現在結城城址を擁しているのは城の北と東の両面をつゞんでいる田川（鬼怒川の支流）といふ小河があるばかりだ。城の西一里ばかりに飯沼川の小流が流れているが、これを大河とするのは無理だ。城から西方二里余にある小山町の彼方に近く流れる思川を所謂大河として見ると、それらしくも思われるが距離がすこし遠いようだ。「大河」が二者のいづれであつたとしても、上杉勢はすでに思川をも飯沼川をも渡つて結城城を包圍していたのだから、その所謂大河は結城勢の防禦に対して何等問題となるものでない。が、それにしても結城城それ自身の防禦的価値はまだなかなか侮れない。「結城戦場物語」の「抑かの結城が城と申は、西は大河を構へ四方の総堀広く深ければ、大船も泛ぶ如く也。水の上の岸は二四丈聳えたるに………」を大いに割引して見ても、とにかく相当な総堀があり、「管領九代記」にあるような乱杭、逆茂木、石弩などをこれに加えて見ると、たしかに城の防禦的価値は相当のものであつたらしい。

寄手の上杉勢はたゞ静かに城を遠巻きしているにすぎなかつた。十月末になつて結城勢はひそかに城を出て、城北に陣した上杉教朝勢の一部の寝ごみを襲つて成功した。教朝怒つて軍勢を城門近くむけて見たが結局追いかえされた。主将上杉清方は城の大手から十町を距てた棧敷塚（胤直の対策現在の繁昌塚がそれらしい）に諸将を会して軍議をはじめた。諸将からまちまちの意見が出たが、千葉介胤直の献策が一番振つていた。胤直の献策については「九代記」に詳しく書いてあるが、その一部を抜萃して見ると「実に此の城の有様その構へは謀あるに似たりといへ共、将の智は長ぜるにあらず。されば劍閣は嶢といへども、是を頼むものは躓き洞底は深しといへ共、これに負ものは北といへり……結城氏朝が義をもつて守護し奉るといへ共、恩顧すくなき軍士等一旦付したがふて楯籠るとも始終更に頼み難し。夫淫する者が則ば色をもつて傾け、貧るものをば財をもつて招くといへり。氏朝が舎弟山内兵部大輔氏義は大慾無道の愚人なりといへども心剛にして力量あり。一方のかためとして氏朝かれを頼み思ふこと股肱のごとし。いかにもにして是を招き御味方に属せしめば、城中定て力をおとし、互に疑がひ殆ぶみ出て、一味する事有べからず。心疑則北力分則弱といへり。此時四方の寄手同時に責上らば、一時の間に破れ候べし」

註、胤直を粗暴軽挙の人であるように書いてある書物も二三あるが、さきに持氏を諫めた彼れ

の意見とこの結城での彼れの献策などを見ると、彼れは他から許された智将であつたようにも考えられる。

清方は即座に胤直の策を容れた。山内氏義に昵近の關係のあつた岩松三河守は氏義を誘惑する手紙を書かされる。忍びの上手風間小太郎というものがその手紙をもつて城中に忍びこんでこれを氏義に渡す。やがて氏義が岩松陣屋にやつて来る。岩松がこれを召し連れて大将清方の本陣へ行くと、氏義は囚人のように押しこめられた。

胤直の智謀の収穫は甚大であつた。山内氏義の出奔は城将氏朝自身に与へた精神的打撃の程度から見ても甚だ有意味だが、なおそれが城中の将士に与えた影響を考えると、さらに驚くべきものがある。「九代記」は「今までしたしくまじはりを結びなさをふかくせしともがらいつしか互ひに心を置、うたがひをおこし、其夜の中に城を落失たる者過半に及べり」と書き、その過半というのが実は一万人であることを別に裏書してゐる。この数を正直に信ずる必要はないとしても、とにかく氏義出奔の影響は随分大きかつたらしい。胤直が結城に与えた打撃はこれのみに留らなかつたらしい。永享もすぎて嘉吉元（1441）年の四月、城の総攻撃のはじまる少し前、胤直は偶然ながら第二の榮譽をになうことになつた。胤直の陣中に忍新七というものがあつた。この新七の莫逆の友岩本五郎（下総の住人）なるものが城中にいたのを、新七は岩木のもつある弱点に乗じて、岩木を誘惑して返忠の約束をなさしめ、大将清方の首尾をよくしたということである。さて上杉勢の必死の総攻撃がはじまる肉弾を飛ばしながら、軍の一部ははじめて城内に入りこんだ。その時である。かねて内通していた岩木五郎の仕業であろう。城中俄かに火が燃えあがり忽ち一面の猛火となる。大将氏朝は最早やこれまでと覚悟し、安王春王両公達をひそかに落しまいらせた後、遂に壮烈な戦士をなし、結城はこゝに落城した。

以上一瞥した結城合戦における千葉介胤直の功績を稽えて見るに、彼が献策した山内氏義誘引と彼の部下のした岩木五郎誘引とは、一は結城に最初の大打撃を与えた点において、他は氏朝等に最後の止めを与えた点において、特筆さるべきものであらう。

## 二、享徳・康正並びに文明年間の戦乱と千葉氏

持氏の遺孤永寿王は鎌倉に擁せられ、文安四年（宝徳元年）（1447）正月関東公方となつた、足利成氏これである。憲実の子上杉憲忠管領となる。成氏成人するや、父持氏の敵であつた憲実の子である理由の下に憲忠を悪み、享徳三（1454）年十二月遂に憲忠を攻殺した。こゝに成氏対上杉氏の闘争がはじまり、関東には再び大動乱がおこつた。山内家の家老長尾昌賢等憲忠の弟房顕を主として兵を関東に募り、扇谷家の上杉道朝（さきに持朝といい結城合戦に出陣した人）犬懸家の上杉憲秋もこれに応じた。京都からは義政將軍の命として今川範忠の援兵が来着した。成氏はとうとう鎌倉に居たゝまらないで、享徳四年六月（七月改元康正となる）下総古河城に拠るのやむなきに至り（これから成氏は古河公方と呼ばれた）上杉房顕は鎌倉において管領と称せられた。そうして、関東の諸氏或は成氏に与し、或は房顕に党した。

この間において千葉氏はいかなる態度を取つていたか。胤直の態度は「鎌倉大草紙」のなかに最も詳しく書かれている。さきに成氏が公方となつた時、父兄と共に持氏の敵となりながら胤直は今や一族の康胤の勤めによつて成氏の味方となり、遂に憲忠の敵となつたしかし、上杉氏を敵とすることは胤直の一時的考であつたらしく思われる。一方、馬加康胤の考えは固定的に成氏に味方するにあつたらしい。そこに千葉氏内訌の根本原因が伏在していたようだ。さらに胤直の家

臣同士の勢力争がその内訌を助長している。千葉家の権臣・原胤房同胤茂と円城寺尚任との争がそれだ。胤房等は成氏からの依頼をうけて胤直を勤めて忠実な成氏方にしようとする（馬加康胤も胤房等と同様の考をもっていたらしい）尚任は上杉氏に語らわれて胤直を上杉方にしようとする。<sup>しかのみならず</sup>加之胤直に対して千葉氏と親戚関係にある上杉憲秋からの依頼もあつた二者の間に挟まれた胤直としては多少は迷わされたに違なからう。しかしながら、大体においては寧ろ上杉氏に同情をもっていたらしい胤直のことだから、結局尚任の説を聴いて上杉氏に一味するようになったのは当然であろう。偶々享徳四（1456）年正月武州分倍河原の合戦で房頭等は成氏のために破られて小栗城に拠つた。原胤房等この機会を利用して、成氏からの援兵と共に享徳四年三月二十日俄かに千葉城に胤直を襲うた。馬加康胤もこれに策応したらしい。忽ちにして千葉城は落ちた。胤直父子は倉皇千葉城を脱退して多胡（今の多古）志摩（今の島）の両城に楯籠る。原胤房等馬加康胤父子を大将として胤直等を攻撃する。すでにして、多胡城まづ康胤の手に落されて、（胤直の子）胤宣は自殺し、次いで、志摩も胤房の陥るところとなり、胤直も自殺した。

かくして、馬加康胤は原胤房等に擁せられ、支流千葉の彼れは千葉城に入つて千葉氏を称することになり、原は小金に居城することになった。上杉方では千葉賢胤（胤直の弟、兄と共に志摩に於て自殺）の遺子実胤・自胤の二人を市川城に置いて千葉の宗家を回復し康胤と対抗せしめた（これが宗家の千葉氏であり最後まで上杉氏を保護者と頼んでいた）千葉氏こゝに二流に分れたわけである。將軍義政は東常縁（常胤の六男東頼の嫡流）に向つて康胤を退治して実胤を千葉へ移すべしその御教書を下された。常縁下向して下総に入り馬加城を落して康胤に打撃を与えた。しかし、常縁には実胤のために千葉城を落してやるだけの力がなかつたようだ。その年（康正元年）の十二月康胤側の成氏の兵が常縁方の上杉氏の騎西城を屠つたことは、常縁に対する威嚇となつたであろう。殊に翌年正月成氏の兵が市川城を屠り（落城後実胤は石浜へ自胤は赤塚へ移つた）両総成氏の旗風に靡いたことは、常縁をして千葉城の攻撃を躊躇せしめたであろう。そこで、義政は長禄元年六月渋川義鏡を下して成氏を囚らしめようとしたが、義鏡にその貫禄はない。十二月義政の弟政知を伊谷の堀越に下して成氏に対抗せしめた。古河公方堀越公方の対抗はこゝにはじまる。古河公方成氏は甚だ優勢であつた。文明三（1471）年三月成氏は千葉孝胤（康胤の子）等を率いて堀越をうつために遠征し、伊豆の三島で政知の軍と遭遇し殆んど政知を破ろうとしたが、政知の援軍上杉顕定等の到着によつて、成氏の軍破れて急遽古河城に帰つた。上杉方の長尾景信はこの機に乗じて古河城を攻め、この年六月二十四日をもつて遂にこれを陥れた。成氏は千葉に走つて孝胤を頼み古河城回復の機会を待つことになつた。まづこゝらあたりが、孝胤と成氏との好関係の最高潮であつたであろう。翌年成氏は古河城を回復した。

その後関東の大勢は成氏と両上杉氏との一挙手一投足によつて必らず響きを与えられた関東諸將の注意目標は古河城に拠る成氏、白井城に拠る山内顕定、川越城に拠る扇谷定正であり、堀越公方の存在は次第に影うすくなつた。この間において千葉孝胤は依然として成氏方であつたが、長尾景春の叛乱を分界線として成氏を離れて全く孤立することを余儀なくされた。文明八（1476）年景春事を以てその主顕定に叛いた。定正は顕定に援軍を送つてこゝに両上杉の同盟ができる。然るに成氏は却つて景春を援助し、孝胤は成氏に対する手前、また武蔵千葉氏の擁護者である上杉氏に打撃を与える目的を以て、出兵して熱心に景春のために戦つた。然るに成氏の与党・築田政信と扇谷家の家宰大田道灌との妥協によつて成氏と両上杉との和睦は次第に成立しかけて来る。

孝胤は成氏を説いて和睦を破壊しようとしたが、成氏はとうとう文明十（1478）年をもつて両上杉と和解し、景春を棄て古河に帰ってしまう。景春は当然没落し、孝胤は成氏と絶縁して帰国する。

註、この場合問題になるのは、孝胤の居城が千葉であつたか佐倉（今の酒々井町本佐倉の将門山）であつたかということである。佐倉移城者として擬せられるものに康胤・輔胤・孝胤の三人あるがそのいずれかに決定することは殆んど不可能だ。「総葉概録」は康胤説をとり、「佐倉風土記」「成田参詣記」（同記は長禄年間の輔胤の移城を説いている）などは輔胤説をとり、「千学集」「下総旧事考」は孝胤説をとっているが、私はこの三説中最も力弱いものとしてまづ康胤説を除いていゝように考える。何故というに、康胤の千葉入城は康正元（1455）年であり彼の死んだ年はその翌年だから、その間に移城があつたとは考えられない。輔胤説は可なり有力だが、「鎌倉大草紙」に書いてある「文明三年成氏が千葉に落ちて孝胤を頼んだ」という記事を俄かに棄てる事が出来ないために、私は思いきつてこの説をとる勇氣もない（もつとも長禄元年（康正三年改元）は太田道灌の江戸築城、渋川義鏡の関東差遣の年だから、長禄年間の移城を上杉方の攻撃を恐れた結果と考え得ないこともないが）また孝胤説に対しても確信をもつことが出来ないが、私は今のところどちらかといえばこの説に傾いている、そうかというて、私は全然輔胤説に無頓着なわけでない。輔胤が千葉城を去ることはなかつたとしても、武蔵方面から平押しに押して来られる千葉城の薄弱な防禦的地位を考へて、万一の用意のために佐倉に築城して置いたろう位に考えたいのである。孝胤説をとるとすれば、その年代が問題だ。永正年間という説もあるようだが、私は別にこういう理由の下にそれよりももつと前の文明十年をとる。さきに述べたように、孝胤が成氏と絶縁して帰国したのは文明十年だが、武蔵千葉の自胤この頃実胤はすでに隠遁して、自胤は石浜に居城したの保護者である上杉氏、殊に孝胤をこん度の景春援助者並びに成氏と両上杉との和睦の妨害者としてにらんでいる上杉氏の攻撃を恐れて、孝胤が千葉を棄てゝもつと防禦的価値を有する佐倉城に入つてそのまゝそこを本城とするようになったのだとも解釈することが出来るであろう。

また同年の末孝胤が境根や臼井で太田氏の軍と戦つた事実を地理的に判断しても、彼が千葉城から出て来たと解釈するのは甚だ迂遠のようでもある。

孝胤は以上の事情の下に帰国した。上杉方は成氏の承諾を得つゝ果して孝胤討伐を思い立つた。太田道灌は国府台にかりの陣城を構えて孝胤攻撃の準備にとりかゝる。孝胤出撃して文明十年十二月十日小金城の原氏（二郎）と共に境根（小金の東、今酒井根と呼ばれる）の原に陣をとる道灌進んでこの境根原に孝胤等を破る。孝胤走つて臼井城に拠る。翌年正月十八日太田資忠（図書助）千葉自胤等臼井を攻撃したが、城兵の努力によつてか小城ながら中々陥らない。七月十五日になつてようやくこの城を落したが城将太田資忠は戦死した。自胤は石浜に凱旋して新たに獲得した臼井城に城代を置きその後、両上杉の内訌と武蔵千葉の衰頽との結果、臼井城は千葉氏の手に戻されたらしい、下総方面を風靡しつゝあつたのに対して佐倉城（？）に孤立し、しかも成氏のような保護者を失つた孝胤は、千葉氏を通じての最逆境時代に立つていたのであり、また千葉氏通有な権力者依存の態度から離れた変則な特殊時代に立つていたといわれるであろう。

### 三、国府台合戦（第一回戦天文七年十月 第二回戦永禄七年正月）と千葉氏

文明十一（1479）年孝胤が臼井城に敗れてから永正二（1505）年、彼が佐倉城で歿するまで丁

度二十六年その間関東の中心勢力の間には消長があり移動があつたさきにも述べて置いたように、堀越公方の存在は実質上から観て関東に対しては殆んど無意味になつていた。関東の運命を決するものは古河公方か、両上杉氏か三者いづれかにあつたように見える。しかも、三者の鼎立状態は、たやすく一強の出現を許しそうにもない。古河公方成氏がまづ衰えた。扇谷家は定正が愚にも道灌を殺した以後衰えた。比較的勢力のあつたのは、山内家の顕定だ。しかし、この顕定に関東略定の器量はありさうにもない。然るにこの間にあつてそろそろ異彩を放つて来たのは、延徳三（1491）年茶々丸を攻殺して伊豆を併呑した北条早雲の新勢力である。やがて定正（明応二年）成氏（明応六年）は相次いで死んでしまう。古河新公方政氏には力がなかつた。顕定はまだ扇谷朝良（定正の後継者）を屈従せしめるまでの力をもたない。早雲は明応四年小田原を取つてこゝを根拠とし、永正元年には朝良を援けて顕定と武蔵の立河原に戦う。

北条といふ新勢力の曙光が関東の中原にそろそろ向いだした永正二（1505）年、千葉孝胤は死んだ。孝胤は文明十（1470）年以後二十七年間を千葉氏本来の伝統策を裏ぎつて（事実は自然にそうすることを余儀なくされたのだが）孤立状態のうちに経過したのだが、前述した関東の割拠状態を考えて見れば、彼の孤立は吾人の考えるほど不安でなかつたのかも知れない。然らば孝胤についで勝胤以後国府台合戦の終り頃までの千葉氏の態度はどうであつたか。

勝胤が千葉介となつてから国府台第二回戦までの五十四五年間、この間関東の形勢は一大変動を呈した。古河公方や両上杉などは今や全然問題でない。関東の運命を決定すべき新勢力は、北条氏と小弓公方（慧星的出现ではあつたが）と里見氏であつた。北条氏は早雲の代に豆相二国を併呑し氏綱の代になつて間もない大永四年には扇谷氏に勝つて江戸城を攻め、関東経略上の一大拠点を得た。この頃里見氏は義実以後四代目の実亮の時代で、すでに安房上総二ヶ国の勢力者であつた。衰運に向いつゝあつた千葉勝胤はこの二大勢力の間にはさまれていたわけだ。一説に勝胤は北条早雲と婚姻関係を結んでいた（そのことの事実であるかどうかは甚だ疑わしいが）とあるが、若しこれを事実とすれば、関東の最強者を保護者とする千葉氏伝統策の復活と見られるであろう。またこの間において、千葉氏の態度を想像すべき別の根拠を考えて見る必要がある。それは永正十四（1517）年十月足利義明（前古河公方政氏の子時の古河公方高基の弟）が、勝胤配下の原二郎をうつて小弓城を乗取り、やがて小弓公方として里見氏の推戴をうけたことである。また一方において、その後間もなく北条氏綱が古河公方高基を擁して関八州に号令する基礎をつくつていたことである。この北条里見の両勢力の間に挟まれながら、千葉氏が小弓城を奪われた怨恨から、小弓公方並びにこれを擁する里見氏に敵対して、北条氏の側に走るのは自然の勢であつたろう。そこで私は、千葉氏と北条氏との同盟は、少なくとも小弓公方出現以後には出来たであろうと考えたい。

註、千葉北条の同盟は結婚関係によつて色づけられていたようにもおもわれる。利胤が氏康の妹を娶たということ（房総里見軍記による）邦胤が氏政の妹を娶つたということ（千葉集による）などもまるでの無根でないように考えられる。

さてこのような状況の下における関東二大勢力の衝突は、天文七（1538）年十月の国府台第一回戦永禄七（1564）年正月の国府台第二回戦において爆発した。これは単に関東きつての有名な合戦であつたばかりでなく、日本戦国時代を通じての有名な合戦の一つである。しかし私は今国府台合戦を詳述する余裕をもたない。たゞこの二回の合戦と千葉氏との関係、並びに第二回戦直後

の臼井城攻防戦について一瞥を与えるにとどめようとおもう。国府台第一回戦は氏綱の作戦の巧妙と義明の無暴との対照であり、従つて栄冠は当然氏綱の上に落ちた。この際千葉氏は無論北条城であつた。昌胤（勝胤の後継者）は直接この合戦に参加して北条氏のために一臂の力を籍したらしい（千葉集にそんな記事がある）戦勝の結果氏綱は小弓城を収め、千葉氏の功に報いるために、これを原氏（千葉氏配下元の小弓城主）に与えた。戦後氏綱は里見義堯の北上を喰いとめるために北条綱成を有吉城に置き、千葉利胤（昌胤の後継者）を督促して、有吉城と連結して小弓城を堅めることを命じた。利胤は無論小弓城の守備を配下の原氏に命じたであろう。天文二十一（1552）年義堯は果して、有吉城に押しよせたが、有吉城兵の奮戦と小弓城からの援兵のために妨げられて目的を達しなかつた。

国府台第二回戦は北条氏康と里見義弘との対抗であつた。それは第一回戦と略々同じように氏康の智と義弘の油断との対照によつて、必然的に氏康の勝利となつた。当時千葉親胤が北条方であつたのは無論だが、彼れが直接この戦闘に参加していたかどうかは全く疑問だ。が、小金城主高城治部少輔（親得の臣原氏の配下）はこの戦に加わり盛んに奮闘したのだから、親胤自ら陣に臨まなかつたと仮定しても、彼れを北条に対する義務の不履行者とするのは出来ないであろう。戦がおわつてから間もない永禄七（1563）年の三月（？）千葉氏に直接関係がない上杉謙信の臼井城攻撃がおこつた。謙信は少なくとも永禄四（1561）年頃には里見義弘と同盟していた。彼は国府台代二回戦に無論出陣して義弘を援助する積りでいたが、色々の事情から春日山城を出られなかつたため、また義弘の敗北があまりに早過ぎたために、戦の間にはあわなかつた。しかし謙信は北条配下の下総各所を蹂躪して里見との同盟の義務の一端をはたす小手調べとして、真先に臼井城攻撃にむかつたのであつた。その時の臼井の城将は親胤の宿老原式部大輔であつた（彼の名は胤信或は胤繁と書かれてあるが、何れがほんとうかわからない。彼れは小弓城主であつたという。臼井城主臼井久胤が幼弱であるために後見職になつたのを利用して、何時の間にか久胤を追ひ出して事実上の臼井城主となり、小弓城を加へて両城の主となり、勢威遙かに親胤を凌いでいたと称せられる）謙信下総に入るや、まづ小金城を屠つた城主高城胤辰走つて臼井城に入る。臼井城では謙信に対する防備の手を増すために佐倉城の親胤に援兵を乞う。親胤は敏捷な謙信のことだから臼井を攻撃すると同時にひよつとしたら佐倉城へも手をまわすことがあるかも知れぬと考え、自ら城に楯籠つて防備おさおさ怠らず、臼井城へは椎津主水正・椎名孫九郎以下五百兵を加勢として送つた松田孫太郎康郷を主とする北条からの援兵は一時臼井の出城である大和田の砦を守つていたが、これも引きあげて臼井城に入る。すでにして謙信は大兵をもつて臼井城下に殺到したこの城は小さな平城でさして堅固というわけでもないが、城兵の必死の努力と臼井（或は臼井という）入道の巧妙な策略とは、謙信に対して戦捷の名誉を許さない。またさすがの謙信にしても、この狭隘の場所に対して大兵を動かすことの不自由を感じたためでもあろう。謙信は遂に臼井城の攻撃を断念して引きあげた。

かくして臼井城を中心とした千葉氏一味のものは、謙信に対する抵抗に成功して、同盟者、というよりは寧ろ保護者である北条氏に対する義務を果たすことができたのである。

（略年譜は略す）

千葉氏が分裂せし以後の背景につきて一応申述べます順序として、先づ千葉氏の猪鼻丘に屋形を置きますに至りました次第と、後にこれが如何なる状態となり、以前の千葉氏と如何なる歴史的関係を持つて居たかと云うことを説明しようと思ひます、この説明に就きましてこれを便宜上次の三段に分けてお話しします。

- 一、千葉氏の位置
- 二、関東管領と千葉氏との関係
- 三、千葉氏の分裂と其の後の形勢

#### 一、千葉氏の位置

大宝令が制定せられましてから日本全国の各国々は大中下の四等に分たれましたそして各国には国司を朝廷から派遣せられましたので国衙が各国の国府に設けられました。この国衙は各等級に依りましてそれに勤仕しまする役員の数が定められましたが、何れの国でも守介、抛、目、史生等の後員がありましてその国々の政治を執り行うたのであります。そしてその国司の在役年限は四年若くは六年と定められましたが、在役中に有利なる地を見付けてはこれを開墾して私有地として経営し、在期が満ちて京都に帰らなければならぬ様にありまして自分が経営した開墾地に土着して帰らなかつたのであります。かくして其地方に於ける利益に汲々として富有の身となり子孫に漸時に其私有地を分ち与えて一族繁衍して地方の豪族となりました。これが即ち国司制度の地方に及ぼしました影響でこの事実は奈良朝時代から平安朝時代に継続せられましたのであります。これを上総下総に就いて考えますと上総国は常陸上野と同様に親王の任国と定められてありまして、国司はなく介が任命せられて国守として政務を執つたのであります。その国府は市原郡市原村にありましてここが国の中心となつたのであります。また下総は国府が東葛飾郡市川にあつたので、これが国の中心となりました、この国府へ京都から国司なり、介国守なりが下つたのであります。その国守の中で最も著名なのが桓武天皇の皇孫高望王でありまして、平氏の姓を賜われ皇族から臣下に下られて上総介となつて下向せられました。その子の良兼は下総介となつて下総に根拠を置きました。これからしましてその子孫が上総下総に土着して、各国府を中心として農桑に有利な場所に開墾を営み、所謂莊園即ち私有地を経営せられました。これが莊園制度の起りであります。始めの中は狭い範囲でありましたが、後には広くなり、一族門葉が追々に増加するに連れ私有地は弥々広くなつたのである、莊園は元来が私有地であるからその土地にその一族門葉が繁栄して家の子郎党が起るのであります。これが各自がその二男三男等に開墾地を分け与えるのでありますから、その一門一族が次第に多くなり、これが集まつて党となる、基本家筋のものが宗領となります。宗領に附随して一族郎党が出来るのであります、さればずは鎌倉といふ際には、これ等一族一門をひきいて宗領が軍陣に馳せ参するのである。その両総の中の宗領の家の尤も大きいのが千葉氏であつて、猪鼻丘に根拠を置いたのである。即ちこれは崇徳天皇の御代の大治元（1126）年の六月一日でありまして、この時にこの地が両総の中心勢力の地となりました。当時の猪鼻丘には千葉氏の屋形が設けられたのであります、それが城となつたのは何れの時代であるか明瞭に分からぬのであります。多分南北朝時代の末から室町時代の初め頃であつたであらうと思はれる。元来城が日本の各地に多く置かれたのは普通南北朝時代から以後のことであらうと思はれます、奥羽にはこれ以前に柵があつたが他にはあまりこの類のものがな

かつた。さて猪鼻丘の城は如何なる様子のものであつたかと云うことを考えますに当りまして、江戸の城を見てこれと同様であると考えては違います、江戸城は平野の城であります。勿論、猪鼻丘の千葉城も平野の城であるが自ら趣が違います。抑も城には土塁の城と石垣の城と山による城とがある。猪鼻は土塁であつて、その規模の大体規模は遺跡が僅かに存じて居るので分かるが細かい処は分からない。この遺跡に就いて考えるに千葉氏の最勢力のあつたのは南北朝から室町時代であるから、多分その頃の面影を留めて居るものであると思われまゝ。これは猪鼻丘の空堀の跡を仔細に取調べて見て、これによつて城を想像するのであります。この他に恐らくは猪鼻城をしらべる材料はないことゝ思われる。さて、これが千葉氏が国司制度の名残りとして両総地方に勢力を有してこの地に屋形を造り、後に城を営むに至つた次第の概略であります。

次に鎌倉時代武士の勢力の盛であつた頃の千葉氏の地位に就いて考えますに、源頼朝が相模石橋山に破れて真鶴岬から房総半島に遁げ、そして北上する様になつてこれを助けた大勢力は千葉氏である、大体をお話しますると千葉常胤が頼朝を説かれた話は吾妻鏡にあります。

この地はさしたる要害の地にあらず、鎌倉は曩祖の遺跡たりこれによりて関東に覇を称せらるべし。

と云いました、尚頼朝は常陸の佐竹氏を討たんとしました所「今平氏の盛であるのに常陸を討つのはその勢力を盛にする所以にあらず」といつて、頼朝に対する知慧と注意とを与えました。それで頼朝は直に鎌倉に赴いて覇府を開きましたが、鎌倉幕府の直轄地である相模武蔵に接したところの下総は地理上から考えましても幕府に取つて大切な処であります。頼朝が諸国に守護地頭を置きました時、常胤をして下総の守護の職をつとめさせながらこれを千葉介といひました。これは全く前に申しました国司制度の名残りでありまして、歴史的の名に重きを置いたのであります。されば千葉氏は代々実際の仕事は守護のことをしていたが、国司の名残ゆえ介なる歴史的名称を毎に用いたのであります。勢力の上からは守護の勢力であつて、名残りの上から、伝統的官名である介をつけたのであります。これは江戸時代の例ではありますが、毛利氏が代々大膳大夫、米沢上杉氏が禅正少弼といつたのに同じでありまして、千葉氏の如く守護であつて介といつた者は他にはありません。これ国司制度以来、正当の血統をついだものは他になかつた事実を示すものでありまして、千葉氏が国司の系統を正しく継いだことを示したのであります。

千葉氏は如何なる事績を残したかと申しますと、この地は即ち千葉庄でありまして皇室の御領である平安朝時代から室町時代までは朝廷は所領を持つて居られまして、朝廷の御用はこの所領の収入で支弁せられました。而して関白も大政官等、諸官衙・諸職・諸役は皆各自の所領を持つて居りました主税寮も所領がありました。それで天皇は御自身の御領を御持ちになつて居つて、そして御賄いを自身でせられたのであります。故に朝廷と一般国民との間には、租税に関しての交渉はありません。そして全国の富饒の土地は、多く皇室御領と定められて居りましたから、余り甚い不自由はなかつたのであります。これでこの千葉庄は皇室御領でありまして、千葉氏はこの代官としてこの地に臨んだのであります。元来千葉氏は始めこの地を開墾しました。しかしこれをその私領として置きますときには、他に勢力のあるものが起ると犯される心配がありました。それでこれを朝廷の御名前の永久に安全ならしむる方法として、一旦これを朝廷に献上して皇室の御領の中に入れて置いて、自分はその下地を領してその収入の幾分の割合を差上げたのであります。これは確かに所領を安全に保有する方法でありました。されば形の上からは、千葉氏は皇



室御領の下受けをしてその租税の大部分を取るのであります。これを他の例に付いて申しますると、彼の葛西の御厨は伊勢大神宮の御領であります。その税額の中で四貫文だけを大神宮に差上げてあとは葛西氏が代官としてこれを取上げたのであります。これも代官となつて下地を領する点は、皇室御領なる千葉庄に於ける千葉氏と同様であります。かくして千葉氏は御領の代官を致して居りましたが、永い間には家族が段々と多くなつて費用を要することも多くなり、遂に千葉氏はこれを自分の所領とする様になつて皇室には差上げなくなつたのであります。即ち鎌倉時代の末から南北朝の初め頃までは皇室御領として千葉庄は存在しましたが、この後に千葉氏が全体を占領するところとなつたのであります。このことは千葉氏のみではありません。時代の要求で日本全国に亘つて沢山にありました皇室領皆然りであります。これが千葉庄と千葉氏との関係であります。

さて、鎌倉に対しての千葉の地位如何と云うことを考えまするに、幕府は自身の所領がありますので、これに依りまして独立していけますのであります。下総は地理的關係から鎌倉に対して物資の供給地となり、鎌倉の守衛地となつて居るのであります。これが正に千葉氏の勤むべき役目が存在するのであります。千葉の地は北に印旛沼と利根川とを控えています。利根川は寛永十三（1636）年以來、現今の河道となつたのであります。江戸時代以前の利根川は武蔵下総の界を流れたのであります。元來は今の隅田川が元の利根川である。利根川は上野から武蔵に入り荒川をあわせて埼玉県の大宮の北東を流れ綾瀬から隅田川となつたのである。これで江戸は度々洪水におびやかされるので、江戸が覇府となつてから利根川の水害を覚える為外海に流すこととなり流れをつけかえた。そこで隅田川は入間川の流れだけを入れ、利根川は東に東にと送られて渡良瀬川や鬼怒川等を合せて霞ヶ浦に流した。現今の流は三百年以來のことです。即ち隅田川は利根川の本流であります。それで千葉の地は印旛沼と利根川を控えたる豊饒の地でありまして、鎌倉に対する物資供給の地になつて居る。かゝる關係から鎌倉時代には重んぜられ従つて千葉氏の位置は鎌倉に対する物質上の保障をなすべき地点を守つて居たのであります。

## 二、千葉氏と関東管領との關係

南北朝時代に千葉氏は皇室のために働いた。これは皇室御領の代官であつた為であろうと思われるのであります。次に鎌倉管領時代、千葉氏は最も重きを置かれ侍所の所司を勤めて居た。これは鎌倉幕府時代には和田義盛が任ぜられた程の重き役であつた。かゝる重き役に千葉氏が置かるゝに至つたことは管領と千葉氏との關係を考えなければならぬ。千葉介兼胤は鎌倉幕府から重きを置かれ、侍所となつたがその妻の父は上杉氏憲入道禅秀であつた。上総は犬懸上杉氏の分国であつて、禅秀の領所も多く深い關係の土地であります。これは南北朝時代から大懸上杉氏世襲的に分国として居たのであるから、禅秀の乱に斃れしは上総出身の人が多い。禅秀の乱は京都の幕府に於て足利義持とその弟義嗣との争に起つたのであります。初め足利義満はその末子義嗣を愛し足利家を相続させようとしたが、応永十五（1408）年に義満が薨じましてから義持と義嗣が不和となり義嗣が其与党を集めました。その時に義嗣は鎌倉で持氏の叔父なる満隆及びその猶子持仲等をかたらい全国的に叛をはかつた。その関東に於ける活動が即ち禅秀の乱である。禅秀は満隆持仲を奉じて応永二十三（1416）年に突然兵を起して持氏を襲うた。この乱は實に関東の形勢を転化する時機でありました。この乱はじきに治まり、禅秀は幕府及び持氏の兵に滅ぼされましたが、この乱の影響がやがて千葉氏の分裂に原因を持つのである。禅秀の乱に味方したの

は多く血統的の関係のあつた人々である。即ち上野の新田氏の子孫、即ち岩松満純、下野の那須資之、常陸の大椽満幹、甲斐武田信満、千葉兼胤等である。兼胤の禪秀に味方したのは、禪秀の娘が兼胤の妻であつた関係からである。また岩松満純の妻は、兼胤と同じく禪秀の娘、那須資之の妻もまた娘であり、大椽満幹の養子は禪秀の子であり、武田信満の娘が禪秀の妻である。かゝる血統的關係からこれ等諸氏は禪秀に味方したのであるが、乱は容易に幕府及び持氏の兵に鎮められたのである。こゝで禪秀に味方した諸氏の所領は皆その大部分をけずられた。それ故に常に持氏に対して不平である。機会だにあれば、削られた所領を恢復したいのは人情の常である。時に幕府は義持の時代であつて、義満の時に比較して勢力が衰えたが、鎌倉の公方は持氏の時に勢力が出た。それゆえ持氏の為に或いは天下を奪われる様に至るか幕府方は非常に恐れました。元来足利氏は其勢力の解崩を恐れて政策としては中央の京都では勢力の単一、地方では勢力の両分を企て、幕府勢力の維持と計画したのであつた。これは中央に於て幕府の勢力を十分に支持し、且つ地方の権力の盛になることを抑えて天下安全を考えたためである。かく禪秀の乱後、関東にありては持氏に対し不平の人々が多く事毎に反抗せんとした。この形勢を察して幕府は、根本政策の上からこれ等不平の人々を手なづける為に連りに秋波を送つて、これ等と連絡して堅く手を握つた。それ故、爾来持氏の勢力は動もすれば動揺するを免れなかつた。さて南北朝時代からかけて足利時代の関東は十国で所謂関八州に甲斐と伊豆を加えた十国であるが、これが鎌倉管領の支配したものであります。関八州と云うのは御承知の通りに徳川家康江戸入国以来、箱根・碓氷・白河の関を以て囲むることゝなつてから関東は八ヶ国となつた。この関東十ヶ国を一の行政区とする管領の強い勢力をもつことは、幕府の最も恐れた所でありました。それ故関東の勢力を両分せんとしまして、持氏に対して不平の人々を味方とすることゝしてこれをなづける。それで幕府はこれ等不平の人々を扶持したのでありまして、これを扶持衆といたしました。これ等扶持衆は幕府に対して忠信を擡んで常に関東の形勢を幕府に注進しましたので、持氏の一举一動は幕府に知れることゝなり、幕府はこれに依つて一切の政策をきめました。かゝる状態の下にある持氏は、関東十国を完全に治めようとする場合に扶持衆のあるのは甚だ厄介で、これは実に獅子身中の虫の様なものである。若し持氏にしてこれ等に兵を加うるときには幕府の怒にふれるのであるから、持氏は至極困難の地位にあつた。即ち関東を完全に治めようとするとき自己の地位が危いと云う結果となるのであります。

室町幕府の制度の上より申しますと、各国の守護は如何なる場合にもその任命は幕府であつて將軍の袖判にて任命の辞令が出るのである。関東も、この制度の下にあつて十ヶ国の各守護の任命は幕府がにぎつている。それ故幕府と管領と中のよい間はよいが一朝不和であり、意志の疏通を闕いた時には甚だ面倒である。幕府の任命したものを鎌倉で承引せず、鎌倉で推挙したものを幕府は任命せぬと云う結果となるのである。即ち常陸の如きは、佐竹家が佐竹氏とその一族の山入氏と二つに分れている。山入氏は幕府の扶持衆であるから幕府はこれに任命せんとし、持氏は佐竹義憲を守護にしようとする。かく両方の主張が相違するので、如何にこれを始末すべきかと云うことであるが、終に両方妥協して各常陸半国の守護とした。半国守護は常陸のみならず甲斐にも行われ他に下野にもあつた。それゆえ持氏は非常に困難の状態に立つのである。而して千葉兼胤の子・胤直は、関東に於ける扶持衆として幕府の恩顧をうけていたのであるゆえ、鎌倉に対しては甚だ受けが悪い。さればとて、鎌倉に反抗するのは不利であるから巧みにきりぬけるので余り

強く鎌倉から排斥に遇わなかつた。たとえば持氏が將軍の内書を受けた場合にも胤直は幕府にも従わずして、一向に動かないで旗色を鮮明にしないで、持氏の命に従い穏やかに行りました。為に常陸、甲斐、下野の様に早く分裂はしなかつたが、かゝる形勢は決して永く続くものではありませんから、必ずや両者勢力の波動に依り分裂するのであります。

### 三、千葉氏の分裂と其の後の勢力

さて幕府と鎌倉との間は、永く平和は保たれませんでした足利義教は厳肅なる政治を布き、関東を壓せんとし持氏はこれに反抗して双互に争うことゝなりました。この間にありて最も苦心したのは、管領の上杉憲実である。憲実苦心も空しくその破綻が永享の乱となつた。幕府では義教が強く、関東をおさえたので持氏亡び、憲実も退身した。義教があまり厳なるが為に、嘉吉の変となつて義教は赤松満祐に弑せられた。既に義教は弑せられたが、幕府の管領・細川持之は幕府擁護の策を樹て関東の動揺を防がんとして、予てより扶持衆として保護した千葉胤直等に深く依頼する所があつた。即ち、嘉吉元（1441）年六月二十四日に義教が殺されると、持之は二十六日に胤直に京都の模様を知らせて動揺することなからしめて関東を守らしめた。その時の沙汰は、東本願寺に所蔵の文書がありまして、これが能く知れます。これは胤直等関東に於ける扶持衆に出したものである。これによつて幕府と扶持衆との間の内密の連絡が能く分かります。千葉氏は幕府扶持衆として深い信頼を得て居たのでありますから、あくまでも京都の為に努めて幕府の指揮に従いました。それ故、幕府に従い行動しますと共に、関東に於ける幕府の勢力を代表せる両上杉と深く結んだ。然るに関東には、持氏の遺孤足利成氏が下向して鎌倉を守ることゝなりましたが、初めは幕府の命に従い両上杉氏とも親しかつた。併し、時を経るに従いこれ迄の感情は暴発して相反目することゝなり、対幕府即ち両上杉氏に対してこゝに成氏の勢力が現われることゝなりました。これが千葉氏を分裂せしめ、成氏方と両上杉氏方とに分れ馬加氏、原氏等は成氏方となり、千葉胤直は幕府方となり、両上杉氏に味方し成氏と戦うことゝなり、成氏方の原胤房に千葉城即ち猪鼻城を攻められた。胤直その子宣胤と一時はこれを防いたが支えることが出来なかつたので、香取郡の志摩城に走り、宣胤は多胡城に逃れた。志摩城も多胡城も共に多古町にある。志摩城は宇嶋に多胡城は宇多古台にある。さて胤直の猪鼻城を逃れたのは康正（1455）元年三月二十日、実に今から四百七十三年前である、千葉氏と猪鼻城と関係が絶えた時である。これから胤房は馬加康胤と共に志摩多胡両城を攻めて、胤直、宣胤等を自殺せしめて、康胤、千葉氏を称して猪鼻城に一時は居たのである。併し千葉氏の本宗でないことは勿論である、それで上杉房頭は胤直の弟賢胤の子・実胤、自胤をして市川に新たに城を築いて居らしめた。これから千葉氏が両分し、尋で上杉氏勢力の下に武蔵に移り、石浜の千葉氏となつた。これ千葉氏が、鎌倉の勢力と幕府の勢力との為に両分したのであります。この後、千葉氏の影うすくなつて新勢力の勃興となり、伊勢早雲出でゝ関東は三鱗の旗風に靡きました。これは時勢の進運また止むを得ぬ形勢であります。それで旧勢力は没落して、新勢力所在に興り、上総に武田氏、安房に里見氏、相模の三浦の一族安房に入りて正木氏となり（三戸頼房紀伊の南竜公の母を出しました）、上総に築田氏、高木氏、原氏の諸氏が起りまして一段の地方的勢力を養成しましたが、全般から見るとなかなか弱いのである。為に関東に於て大勢力を有せる北条氏のために、蚕食さるゝことになりました。これを恢復する為、即ち旧勢力持続の目的で、越後の上杉謙信が関東に入りて古河公方を守りたてゝ、上杉氏の勢力を復し関東を恢復せんとしたのである。単に上杉憲政が依頼したために、謙信が関

東に出たのではない。これを憲政の依頼した為のように考えるのは全く皮想の見解である。これは謙信の志を表わした祈願文によつて明らかである。謙信は「基氏の関東にかへさせて」と計画し、また一面に京都には尊氏の起した幕府を恢復せんとする復古の考えである。

要するに千葉氏の分裂滅亡は全く幕府政策の結果であつて、千葉氏は幕府の勢力と進退を共にした。そして新勢力の勃興と共に千葉氏は衰えた。即ち千葉氏は民衆を基礎としないで、幕府と云う特種の勢力に依頼し、上杉氏と結んだのである。即ち事大主義に捉われ、時勢の転化を考慮することが出来なかつた為に分裂し終に滅亡するに至つたのである。

〈千葉氏の系図は略〉

### 千葉氏の由来と其の発展

國學院大学教授 大森金五郎 君

私は只今御紹介を受けた大森ですが、この度は当市に於かれまして千葉常重卿の千葉開府八百年に当りまして、そのお祝に一言申し上げます。私がこの盛会にお話しすることは、誠に光栄とするところであります。昨日は既に千葉氏の中頃から末頃にかけてお話しがありましたそうですが、私はその初め頃からお話して、昨日の続きにしたいと思ひます。小さい時私は度々この千葉市を通りましたが、今小さい時のことはあまり存じて居りませんが、その当時から見ると千葉市は非常な発展であります。船橋や銚子は従来から発展していましたが、千葉市は千葉氏の頃は開けていたが、その後衰えて県庁が置かれてからまた発展してまいりました。この発展は歴史的事実がその背景をしていることゝ思ひます。関東にて上野、下野、常陸、上総、下総、安房は、古い地であります。これは白鳥先生からお話があることゝ思ひます。また上代に於て親王の任国は、上野、常陸、上総の他はない。後醍醐天皇の時に陸奥の国が親王の任国になつて、北畠顕家が任ぜられました。これは新しき例であります。何故に是等の地が親王の任国になつたか説が一定しない。しかし派遣の必要があつたに相違ない。そは東国はアイヌが多かつた。それを国家が開いて行つたのである。上野はその要衝に当りますから、親王の任国になつたのである。常陸、上総も皆アイヌを開いて行く上に於て、親王を戴くことが最も善かつたのであります。そして親王の任国は何時頃から始まりましたかと申しますと、淳和天皇の天長年間に始つた。常陸は葛原親王が天長七（830）年に大守となつてお出でになつた。親王は大守といいます。上総国は嵯峨天皇の皇子であらせられた、忠良親王が仁明天皇の承和三（836）年に上総の大守になりました。ところが葛原親王の孫・高望王が、平の姓を賜わつて上総介といつて大守を置かないのであります。皇族から出たお方ではありますが、上総介といいます。

上総介から子孫が多くなりました。この様に子孫が蔓延して東国を開いて行つたのであります。関東八平氏といいます。これは多くの平家があるということであり。この墓は高望王であります。今お話しする千葉氏は、良文から出ているのであります。良文の子孫が非常に栄えました。平将門が乱をなしたその征伐に功のあつたものが栄えました。平貞盛が栄えました。伊勢平氏は貞盛より出たのであります。貞盛を助けて功を立てた俵藤太秀郷の子孫も栄えました。良文の子孫はそれ以上に栄えました。然らば将門の乱の時に良文はどんな態度をとつたか。甥に当る人の乱に対する態度は正史では不明であるが、併し伝説によると将門征伐の方とも、または将門に組したともありまして、常識で考えるに将門に組したものは皆衰えた、然らざるものは栄えた。良文の子孫が栄えたのであるから、中立か或は征伐に加つたことゝ思ひます。もともと良文は武蔵

に居りました。そして相摸の村岡の地を開き、それから下総の相馬郡を開きました。それは正確なる歴史にあります。武蔵、下総の開拓者でありますから、子孫の栄えるのは当然であります。良文の子孫は随分多いのであります。武蔵では江戸氏、畠山氏、秩父氏、香西氏、豊島氏、土屋氏、土井氏、三沢氏、上総では、千葉氏、海上氏、相摸では三浦氏、和田氏、岡崎氏、梶原氏など栄えたのであります。良文についての伝説をお話致します。面白いことがあります。良文が曾て将門征伐に行つた時の事、上野国、染谷川へかゝつたその時、川の水が溢れて渡られない、渡れば大変よいのであるが困つてゐるときに、十二三の童子が空中にあらわれて、瀬を教えてくれた。それに従い川を渡つた、続いて征伐の順路を教へられました。これは妙見の現われであります。妙見と千葉氏とは離るべからざる関係があります。妙見は北斗七星の劍先、即ち武を代表する。この信仰は桓武天皇の頃から盛んであります。妙見北斗の信仰があまり盛になつて民業をさまたげる様になつたところからこれを禁ずる位になりました。その妙見の信仰が良文のやからに伝わつたのであります。高望王の妃の方が良文をはらみました。三月目の時、胎中の子生れば妙見の氏子にすると約されました。それで後に武将となつて将門を平げました。妙見これを助けたとは因縁であるといつてよい。然るに妙見を祭つて行く家は長男に限る、宗家になる家にこの信仰がついて行く妙見縁起という書物に書いてあります。良文の歌に

月星を手にとるからに此の家の

久しきことは恒河沙のかず

とあります、始め妙見は、上野の府中にありました。それから武蔵国藤田にうつし、ついで秩父の大宮に、次で鎌倉の村岡へうつしました。そこへとゞめて上総介忠常の時に村岡から上総へうつるときにひとみへうつりました。こは上総国か武蔵か不明であります。君津郡人仁らしいのであります。次に上野郷へうつり、東の大友にうつり、上総の大椎にうつり、次に千葉にうつつたと書いてあります。この妙見の信仰が千葉氏と離すべからざるものであつて、恰も三種の神器が一箇所に止らず、大和、伊勢と変つたと同様であります。他へ遷りましても必ずその後へ事跡を止めてあります。妙見については様々の事が書いてあります。妙見大菩薩は無始無終におわす、この天にあつては閻浮提におはしまし、それを拝めば寿命長久である。次男のものが妙見を盗んだら体が動かなくなつた、そこで田の中に捨てたといふことであります。また正月三日の晩の儀式があります。これを修正といいます。これが妙見の前の儀式であります。三日の晩に鈴を振ります。三夜の鈴といひます。式は千葉氏の正統の者と妙見のかゝりの者が、部将達が参列して係のものが盃の取やりをします。そして千と葉の文字を書いて言いあいをするざんげをもちます。つまり一年中のいやなことを払つてしまう鈴をふるのであります。鈴の歌に

神代より取りつたへたる鈴の音を

聞いて千歳の春にあふかな

鈴の音にあしきを集め振りすてゝ

よしとぞ思ふ新玉の年

と千葉集にあります。三夜の鈴の時に笑をやります。「笑ひ申すこと恒例なり」と千葉集にあります。そして万歳楽を唱えてやります。この儀式は古い。これを後世、千葉笑といいます。高田与清が文化五（1808）年に著した相馬日記という本に千葉笑のことがあります、十二月の大晦日に老若男女が千葉寺に寄り集つて、顔をかくして悪いことや善いことをいう。聞く人はこれをきゝ

ながす。誰でもよい、何のこともかまはないので無礼講であります。つまり民論を聞くのであります。これを千葉笑というであります。この様に変つたらしい。妙見の前で行つた儀式がこの様に変つてきたそうであります。その由来は久しく古いのであります。妙見は良文以来、千葉氏について上総介常時、千葉介常兼と嫡流につづいてきたのであります。千葉の地と千葉氏との関係は、常重卿が猪鼻台に城を築いた後八百年になります。これは明瞭であります。その以前には何か関係があるかというそれは様々であります。古い伝説は良文の子・忠頼に關係している醍醐天皇の延喜八（908）年六月に忠頼が、千葉郡千葉の郷で生れたその時に水が湧き出て、その水で生湯をつかつたとあります。またその時、空中から石が落ちて来た。それを千葉石というといつて、今度の史料展覧会に陳列してあつたがそんな例もあります。後に常将が千葉介という尊卑分脈にあります。信じてよいと思ひます。常将の時、天人が天降つて来て夫婦となる、所謂羽衣のお話であります。このお話は方々にあります。最も有名なのは田子の浦にあります。常長は千葉太郎であるとの説がありますが、妙見大菩薩縁起・千学集などにはそんなことは書いてありません。良文は村岡次郎といい、武蔵の秩父に居た定頼も同じ忠常の時に大椎に居たとの説と、東の庄大友に遷つたともいふ。常長まで伝えて常兼の時に大椎に遷つた。そして常重も大椎に居たが、後千葉に遷つたと妙見縁起にあります。それ以前のことは不明であります。常重が千葉に城を構えたことは事実であります。それより数えて八百年というのであります。常重が崇徳天皇の大治元（1126）年六月一日始めて千葉を拵へた。凡そ一万六千軒表八千軒裏八千軒云々と千学集という書にあります。或いは千葉集とも言ひます。居たのは猪鼻台であります。そのあとを受継いだのがその子・常胤であります。その事跡は明らかであります。この人は偉い人であります。源頼朝が石橋山の戦に負けて房州にゆく時、頼朝の頼りに思つたのは千葉介と上総介と二人でありました。房州についてから使をやつて二人を頼む。その時上総介広常の態度は悪かつた。即ち速答に及ばなかつた。千葉介と相談して後、申上げるとのことであつた。ところが千葉介は誠に忝じけないといつて涙を流して応じたのであります。上総から下総へ出た時に千葉介が率先して応じた部下の兵は僅か三百余であつた。兎に角、その兵で源頼朝を迎えたのであります。何処であつたか下総国府とあれど、それは位置の上より疑わしい、上総の国府か。その時頼朝は大いによろこびました。常胤を部下に従えて進み進んで隅田川にゆくと、上総介広常が二万の兵を率いてきました、広常の考えでは頼朝はどんな人物であるか、立派な人物であればつくが、もし悪ければ頼朝の首をとつて平家に送ろうという二心を以てきたのであります。ところがその態度は実に立派なものであつた。頼朝は上総介の遅参をとがめて面会を許さない。広常がひとかど一廉の勲功を立てれば面会してやろうと。それで広常は頼朝に心服してしまつた。その後戦功がありましたが、始めが悪かつたから常に頼朝の頭にのこつていました。広常はかまわぬ人で、粗野な人でありました。鎌倉にて頼朝の通る時、馬に乗つたまゝ迎えて下馬を肯んぜず、むりに下馬せよといへば、野人礼を心得ないといつて鞍にくつついて通る。頼朝にはそんなことが面白くないのであります。心服しておりますが、態度が悪いのであります。鎌倉で宴会の時、広常を殺せと頼朝がいわれたので、梶原景時はこの時すきを見て一打にしてみました。その後、頼朝公が上総一宮の玉前神社に上総介広常が奉つた願文ありときゝ、人をやつてそれを取寄せて見ると頼朝の武運長久を祈る、成功せば土地を表納せんとありました。頼朝は遺憾に思つて、その子孫を取り立てたが広常の子孫は一向振いません。これに引換へ千葉氏の態度は鮮明で、そして頼朝は親とも父とも頼む

といわれました。平家を伐つため西国へ行つたときも常に頼朝は、範頼にあてた手紙に千葉介に注意せよとのことでありました、千葉介も頼朝を信じて居りました。頼朝の自筆の物を多く持てるは小山氏と千葉氏でありました。頼朝が出世してから常胤に与えた以前のかきつけを返えさせ、右大将家の下文を出させ、それとかえて返した時に常胤は不服でありました。自筆でないから役人の書いたものはいらない、元のを返してくれと承知をしませんでした。よつて頼朝が副え判して与えた。頼朝がいうに、「千葉介と土肥実平は清濁を分たざる武士なり」と。つまり、物の分別がつかないと言であります。そこで頼朝は与えたものゝ終の方へ々々自筆を添えてくれたとのことであります。常胤はこの様な人でありました。六男まであります。一族皆栄えました。千葉常胤と頼朝の関係はそうであります。これから以前、常胤は保元の乱のとき義朝に従つて宮中をまもりました。八幡太郎義家・頼義の奥州征伐の頃、千葉家の人これに従つて戦に出ています。源氏との間には深い関係があります。また東ノ六郎太夫胤頼は若年から京都住居をしていました。その時から下総と往来していました。この人が文覚上人と頼朝との間に関係をつけた人であります。早く仕官しました常胤の子に日胤という人があります。早くから三井寺の僧となつて頼朝の祈祷をし、岩清水八幡宮に一千日の加持をしました。六百日の時に以仁王の挙兵の事があり、以仁王と討死されたのであります。その子孫は円城寺として立つ。最も事跡のあらわれた東六郎太夫胤頼のお話をいたしましょう。この人は東の庄に居り、広い所を支配していました。その子に重胤という人がありました。鎌倉に出て仕官して文学の趣味がありました。重胤の子・胤行も文学に秀で歌に長けていました。実朝が重胤を用いた。或時重胤が郷里に帰つて長く帰らなかつたその時、実朝がこれと呼んだ。重胤は事情があつて帰らなかつた。そこで実朝は非常に怒つて帰らなくてもよいといい、重胤は困つてしまつて北条泰時にあやまつてもらおうとした。泰時は「それは易いことだ。歌を一首作れ、その歌であやまつてやる」とのことで、歌を詠んだ。泰時がその歌をもつて実朝を訪れたときに重胤は庭をさまよつていたが、目について呼ばれて許されたのであります。胤行もまた歌にて用いられ、素日進ともいひました。その時の実朝の歌に

恋しとも思はでいはゞ久方の

天てる神も空に知るらん

と歌うたのであります、この子孫に東の常縁があります。歌人であります。応仁の乱の頃、歌道の先生でありました。千葉氏が二分して争つている時に命ぜられてこの地に來ました。彼のもてる地に美濃の郡上即ち蜂屋庄といういわれのある地があります。これは忠常がこの地で死んだので、常胤の時、頼朝に「蜂屋の荘をくれ」と願う。頼朝は「院の荘ゆえ与えられぬ」といつた後、承久の乱後、手柄があつたので胤行がねがつたら賜つたのであります。これ以来、千葉氏郡上を領することゝなつた。応仁の乱の時、東西争う中に蜂屋庄は西軍の齊藤妙椿の為にとられてしまつた。その時東常縁は悲しんだのであります。祖先の地をとられて悲しいとて歌をよんだのであります。

あるうちにかゝる世しとも見ざりけん

人の昔の尚もこひしき

この歌を見て人が感じ、浜式部少輔春利が東と東國に來ていたが、その歌を見て感じ、京に居る兄の許に書いて送りました。兄の康慶も歌がわかります。これを見て大いに感じました。妙椿も歌人ゆえ、これを見て気の毒に思い、「そういう人の土地をとつたのは悪かつた。それでは歌をよ

んでくれゝば返す」というので、十首の歌をよんで送りました。そこで土地は返されました。歌で戦国時代に国をやりとりしたのはゆかしい事であります。これ千葉氏六郎太夫の子孫の事跡であります。千葉氏の子孫は実に立派であります。里見氏も偉いが、一方に於て兄弟叔姪相殺したという惨事がありました。然るに千葉氏にはありません。常胤以来の美風が残っているだろうと思います。千葉氏は幕府と切るに切られぬ縁があつて、鎌倉に属しました。三浦氏が北条氏の為に亡ぼされました。源家の忠臣は和田、畠山氏等、皆北条氏に亡ぼされたが、三浦氏の亡びる時千葉秀胤は上総の一宮の大柳城に居て三浦氏の妹を娶つていたが、疑をうけこれに兵をうけて潔く死んだのであります。後、北条高時の時、千葉氏命をうけて正成を金剛山に攻め、また後醍醐天皇の御警衛をして隠岐にゆきました。新田義貞が兵をあげました時には以前と態度を変え、新田氏に応じ貞胤は勤王をととなえ、武蔵の鶴見に於て戦争をしました。後、義貞に従つて越前にゆきました。不幸路にして大雪に遭い、誤つて足利高経の営に入り部下を助ける為、足利氏に降参しました。千葉荘は八条院の領地（領家）であります。八条院は鳥羽法皇の美福門院の腹の璋子内親王のことであります。多くの荘園を持つてお出でです。以仁王の挙兵については、八条院との関係が深い八条院の女官の三位の局と、以仁王と関係があつてその間に姫宮が生れた。それを八条院が養女とせられました。それ故、その荘のあがり高を以仁王につぎこみました。王がやぶれると、以仁王の令旨を奉じた行家は八条院の蔵人であつた、関東に令旨を奉じて勤王を唱へた。八条院の荘は、後に皇室の御領となりました。宗胤は勤王の随一であります。三条河原で討死しました。胤貞は九州まで下つて鎮西将軍に従い、勤王をしました。要するに千葉氏は大いなるやからで、城の数が五十いくつもある如何なる政治家も、千葉氏を度外視しては仕事が出来ないから、皆千葉氏に関係をつける。以後の事は昨日来のお話でおきゝることゝ思います。千葉氏の歴史は甚だ少い。里見氏については相当にあります。里見軍記は大きい、八犬伝は正史ではないが大きいものでありますから仲々読めません。私は曾て病気のときに暇を得て読んだが面白い。千葉氏の歴史は寥々たるものであります。材料はありますが人は知りません。飯岡へ行つたときにこの辺で奇らしい侠客・助五郎を見せられました。よく書いてあります。天保水滸伝も面白い。博徒・笹川繁蔵などは偉い。それに比べると千葉氏の歴史がないのが残念である。幸いに今ここに八百年祭のお祭するのは非常に意義あることでありますから、歴史の散佚せぬ中に誰かこれをまとめたなら面白いだろうし、またこの機を逸せず誰にでも分るような本を著したならば誠に記念事業としてふさわしきものと思います。

〈白鳥庫吉「本邦古代史に於ける總州の地位」は略〉



【資料7】奥山市松『千葉氏研究』（千葉県立図書館叢書第十二輯，千葉県図書館1950）

## 千葉氏研究（扉）

千葉氏についてのまとまった研究はこれまで上梓されたものはなく、この点房総研究者にとって頗る不便な問題であった。本書は多年千葉市にあって千葉氏の研究に没頭された奥山氏に乞い、本館叢書第十二輯として刊行したもので、斯界のため必ずや貢献する所あることと信ずる。

## はしがき

昭和五年八月千葉市に移って来たのを幸い有名な千葉氏の事績を知ろうと、県立図書館に請い種々の書を拝見したが、区々にしてなかなか真相がつかめない。そこで確かな記録によって、真相を知ろうと、神社仏閣に請うて古文書類を拝見し写しおいたもの数百通これを資料として一冊の本にまとめようとした折、戦災にあい惜しくも全部を烏有に帰した。以来、東流西落、また、千葉市にもどって来た折柄、恩恵を蒙った図書館の創立二十五周年と聞き、祝意を表するため記憶を基として、千葉氏の真相を簡単につづって見た。読む人に多少の参考となるものあらば本懐である。

昭和二十四年八月

松 濤 奥 山 市 松

## 目次

- 一 賜姓／二 高見王の菩提寺／三 高望及び其子／四 将門と其伯叔父との争闘／五 将門の遺領と千葉氏／六 千葉氏と源氏との関係／七 千葉市街／八 千葉氏の信仰と其紋章／九 千葉氏の最盛期／十 千葉介と三浦介／十一 香取神宮造営と千葉介／十二 千葉介宗胤（筑紫千葉介 関東千葉介と分裂）／十三 原氏の系統／十四 関東八家／十五 関東千葉介の分裂／十六 馬加康胤戦死後の千葉介の系統と千葉介の居城／十七 千葉孝胤／十八 千葉介の滅亡／十九 武蔵千葉介／二十 九州千葉介（筑紫千葉介）／二十一 千葉氏の支族／二十二 千葉氏に関する雑事二三／二十三 千葉氏系図

### 一、賜姓

奈良朝の時、仏教興隆に巨額の国費を投じ、平安朝の初めには遷都及び蝦夷征伐の為に、また莫大の国費をついやし国家の経済、頗る不如意になった。そこで桓武天皇の第三皇子葛原親王は天長二（825）年淳和天皇に上表して、子女みな其王号をとどめて姓をたまはり、臣籍に降下せられんことを請うたのであった。朝議これを許して同年七月其子高棟王に平姓を賜いて臣籍に下し、寛平二（890）年には其弟高見王の子高望王も平の姓をたまいて臣籍に下された。これ等をはじめとして歴代皇族の臣籍にくだるもの多くは平若しくは源と称し、ほかに在原、大江など称するものもあった。

### 二、高見王の菩提寺

臣籍に降下した平高望は上総介に任ぜられて上総の国府に來り、其父高見王の菩提のために一寺を創立せられた。これ即ち、上総八幡宿の無量寿寺である。このことは大巖寺の記録に明らか

である。

注意、上総は大守をおく、ゆえに、介をカミとよみ、又受領と称す。常陸、上野もおなじ。其他の国は守を受領と称す。

### 三、高望及び其子

高望は上総介に任ぜられて上総の国府に來た。上総国には太守をおき親王が任命せらるる例になっていたが、親王は京都にいて任地には下らぬから、高望は介ではあるが、他の国の守同様に権力があつた。そして此人は子福者で男子ばかりも十人もあつた。そのうち良望（一名国香）良兼、良文の三人が最も有名であつた。関東八平氏及び伊勢平氏など支族が二百有余に繁栄した。女子は何人あつたか明らかでないが、常陸介藤原維幾に嫁し、有名な為憲の母となり、その裔は伊藤、工藤、二階堂などと栄えたものもある。

千葉氏のみならず関東八平氏の祖となつた良文の伝は、多くの本には妙見菩薩に保護せられて戦争に勝つたという事を書いて良文の武勇を説いているが、それは信仰の良文で武人としての彼の技倆は明らかでない。今昔物語といふ書には武人としての技倆は群を抜いておつたと伝えてい、また、源頼光伝中にも同様に伝えている。今頼光伝から抄出して紹介する。ただ漢文であるから、書きくだしにすれば次の様である。

源綱の〈渡辺綱〉祖・仕は武蔵守に任じ、父宛は箕田源次と称す。綱は源敦の子養する所となる。敦は満仲の婿なり。初め宛、貞通の父平良文と並に東国におり〈宛は武蔵の箕田に良文は同国村岡に在り其間三里をへだつ〉各其勇を恃み相下らず、たまたま人ありて之を問す。二人大いに怒り相接戦し以て勝負を控せんと欲す。すなわち、日を刻し約を定め各兵数百を率いて出でて野に陣す。既にして良文、人をして宛にいはしめて曰く、「衆を率いて戦はむよりは単騎相当り以て雌雄を決せむ」と。宛もまた然りとなす。是に於て二人、直ちにすすんで矢を注し、良文矢をはなつ。宛、身を回して之を避く。宛、矢を發す。良文もまたかくの如し。縦横馳せ駆けこもごも矢をはなつ。而して中つること能わず。すなわち相謂つて曰く、「われ子と深讐あるにあらず、ただ一戦以て勝負を控せんと欲するのみ。今其技を試みむ。また以て已むべしと。すなはち、兵をやめて和を講じ、深く相結託せりといふ。

注意、綱・貞通、ともに頼光に協力して大江山の賊を平らげし勇士である。

### 四 将門と其伯叔父との争闘

高望は子福者であつて七十三歳の長寿を保ち、延喜十一（911）年五月二十四日に没したが、それより僅か二十年にして、子孫の間に承平天慶の乱といふ大乱がおこつた。原因としては国香、良兼、良正の兄弟が甥の将門といささかの女論から鬭争をはじめ、将門に負けたるその恨みをはらそうとして、「将門叛す」と誣告し、かつ将門は武蔵の国司等の不和を調停しようとして武蔵介源経基の恨みをかい、これにまた「将門叛せり」と告訴された。地方の事情にくらい朝廷は大いに驚き狼狽し、徒に神仏に祈祷し将門調伏に奔走するうちに、国香の子平貞盛は下野押領使藤原秀郷、常陸掾藤原為憲と共力して漸く将門を打倒した。将門の討死は天慶三（940）年二月十四日であつて、大須本将門記によれば、将門は神籬にあたって秀郷に首をとられたという。本によつて射手は貞盛といい、秀郷といい、また秀郷の子千常であるともいうが、この乱の直後に出來た

大須本将門記の記事が正しいものであろう。即ち神籙とは流矢にあたったという意味であらう。将門の首は京都に送られて梟木にかけられたが、おもしろい一挿話がある。梟された将門の首は眼しばらくかれず、<sup>あまつさ</sup> 剩え、かの首夜な夜な笑って、「むくろあらば、今一度合戦すべきものを」と叫ぶ。時に或る者「将門は米嚙よりぞ射られける俵藤太がはかりごとにて」と歌をよみかけた所が眼忽ちにかれた、といつたえてある。この歌を見る人、或いは解しかねる点もあろうが、米かみよりぞ射られける云々は将門の身は全身全鉄にてただ米嚙の部分のみが普通の人身であった。秀郷はそれをよく心得て、米嚙をねらい射て、たおしたという伝説から造られた話であらう。なお将門の霊を祀ったものは江戸の神田明神だが、これは晴神すなはち、カタメの神という言葉が神田明神となったものだという。平貞盛に弓手の眼を射られたというのである。神田明神は徳川時代には非常に尊崇せられ、徳川二代将軍の時に烏丸光広卿に依頼して朝廷に歎願し、朝敵の名を赦免せられてあるとのことである。

## 五 将門の遺領と千葉氏

将門の父は下総の国相馬の地を領しておったが、その死後国香がこれを押領しようとしたことは、伯父と甥との衝突の一因でもあつた。然るに将門亡びて、その遺領は良文の所有に帰した。所有に帰した理由は良文に将門討滅の功があつたというでもない、なぜならば、将門が盛んにあられまわった天慶二（939）年及びうちほろぼされた天慶三（940）年には、良文は陸奥守兼鎮守府将軍として陸奥に下り関東方面にはおらなかつたから、戦功などというものが無い筈である。しかしその遺領相馬郡を賜はつたことは事実である。良文から忠頼、忠常、常将と伝領し、常長の代になってその子常晴に相馬郡を分与して相馬家をたてさせた。然るに常兼を経て常重の代になると常晴は其子常澄の反対にも拘わらず、相馬郡を常重に返与した。そして常重は相馬六十六郷を伊勢の両太神宮に寄附し奉った。なお常胤の代にその下司職に補し、郡務を知行すべき旨の国判をたまはつて神領たることを確認した。これが所謂相馬の御厨<sup>いむゆる</sup>という有名なもので、内宮外宮の主要なる御領である。

この御領が室町時代の応永頃になると社会の秩序が大いに乱れて押領沙汰が頻発した。今御厨の雑掌からその筋に差出した歎願書の一部を紹介すると、

右当御厨者当国権介平朝臣常重同男常胤去大治、久安、永曆自<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>寄<sub>二</sub>所大神宮御領<sub>一</sub>以来一円神領備<sub>二</sub>進式日神役<sub>一</sub>神宮領 知無<sub>二</sub>依違<sub>一</sub>地也 而彼兵衛次郎男相<sub>二</sub>語内宮方<sub>一</sub>掠<sub>レ</sub>取彼<sub>レ</sub>宣<sub>二</sub>嚴重色々神役上分物等悉押納之条<sub>一</sub>神慮難<sub>レ</sub>測重科不<sub>レ</sub>輕者也 然早賜<sub>二</sub>連署御解状<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>執申<sub>二</sub>關東御方<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>下嚴密御教書於守護方<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>止<sub>二</sub>非分犯用之儀<sub>一</sub>当方之使節遂<sub>二</sub>入部徴納<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>專<sub>二</sub>恒例神役之勤<sub>一</sub>粗言上如<sub>レ</sub>件

応永十一年十一月 日

さて常重常胤父子が大治、久安、永曆と三度相馬御厨を伊勢内宮外宮の二所太神宮に寄せ奉った事情を説明すれば左の通りである。

相馬郡はもと平将門の父良将の所有であつたが良将没後その兄国香が横領せんとして将門と争い、<sup>ひ</sup>延いて大乱となつた結果、将門忠死し、その遺領は良文の手に帰した。常長の時深く思う所あり、子常晴に相馬郡を与えて相馬家をたてさせた。然るに常晴もまた思う所あり、その子常澄の反対を押切つて常重に返与してしまった。（常澄恨み、保延二（1136）年相馬郡を掠領し常重と

矛盾し後常澄は姓を佐賀と改めた。)常重また大いに思う所あり、遂に相馬郡の地六十六郷を伊勢両太神宮御領に寄せ奉り、それぞれ手続をなした時に大治五(1130)年六月であった。

然るに源義朝、常澄の言を信じて相馬郡を掠領したが、神威をおそれて永く太神宮の御厨とすべき旨の避文を進む。常胤相馬郡司として郡務を知行すべき旨の国判を賜り、文書をそえて御厨を二所太神宮に寄せ奉ったのは久安二(1146)年八月であった。保元の乱には常胤源義朝の催に応じて、後白河天皇に忠をつくしたが、義朝平治の乱には常胤領地にあつて参加せず、義朝敗れて亡ぶるや、永暦元(1160)年には相馬の御厨は義朝の私領たりとの疑にて国衙より没収せられた。依つて常胤は国判を呈示し、且つ権門に訴うる所あり、翌二年に至つて伊勢の神領たること明白となり円満に解決したのであった。

## 六 千葉氏と源氏との関係

千葉氏と称せしは良文の子忠頼からであらう。また、千葉介の号は千葉に根拠を定めた義重からであらう。

忠頼の子忠常の時房総半島に非常な勢力が出来た為に長元元(1028)年の頃には朝廷は忠常謀反すとの浮説を信じて征討使を下されたが、誰も討平することが出来なかった。そこで朝廷は最後に源頼信に厳命した。今昔物語に面白き記事あり、その大意は頼信は常陸から忠常征討の為に下総へ向うのだが、その時の忠常の居城はどこか、これは未だに問題になつてゐる。併し兎に角常陸に向つた水辺であつた。頼信は流石武門の棟梁、この海中に浅瀬のあることだけは知つておつた。そこで味方の将士に向つて、案内者を募つたが、真髪(真壁カ)の高文という者が先頭に立つて全軍を導いた。それで陸をまわれば七日以上もかかる所を短時間に渡つて忠常の足もとにせまつた。忠常は大いに狼狽しながらも決戦せんとしたが、頼信は懇ろに諭す所があつた。忠常はその言に従い名符・怠状を捧げて降つた。頼信、これを悦び忠常を携えて上洛した。忠常は途中美濃国蜂屋庄で病死した時に長元四(1031)年五月十五日であつたという。然るにその当時の公家衆の記録には左のごとく記されてゐる。

小右記に、

長元四年七月、頼信朝臣来向申云。殊奉<sub>レ</sub>宣旨<sub>レ</sub>追討<sub>レ</sub>忠常<sub>レ</sub>、擬<sub>レ</sub>赴<sub>レ</sub>戰場<sub>レ</sub>之間、不慮之外忠常帰降。併朝威之所<sub>レ</sub>致、非<sub>レ</sub>頼信之殊功<sub>レ</sub>云々。

また左経記には、

四年四月、甲斐守頼信、送<sub>レ</sub>権僧正書<sub>レ</sub>云、頼信欲<sub>レ</sub>向<sub>レ</sub>上総<sub>レ</sub>之間、忠常隨身二人郎党三人進来了、仍隨身来月間可<sub>レ</sub>参上<sub>レ</sub>云々。

なお頼信の石清水八幡宮告文には、

近年狼戾鼠輩、挟<sub>レ</sub>梟惡之野心<sub>レ</sub>逃<sub>レ</sub>朝廷之規模<sub>レ</sub>牢<sub>レ</sub>籠官物<sub>レ</sub>虜<sub>レ</sub>掠調庸<sub>レ</sub>忽<sub>レ</sub>諸官宣<sub>レ</sub>对<sub>レ</sub>捍詔使<sub>レ</sub>之日 公家頻勅<sub>レ</sub>精兵<sub>レ</sub>雖<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>追討<sub>レ</sub>固<sub>レ</sub>要害<sub>レ</sub>而遁避 敲<sub>レ</sub>絶域<sub>レ</sub>而覬覦之時 僕遂当<sub>レ</sub>勅撰<sub>レ</sub>任<sub>レ</sub>身征東<sub>レ</sub>(長元二年任甲斐守)不<sub>レ</sub>駟<sub>レ</sub>土民<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>費<sub>レ</sub>所部<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>擊<sub>レ</sub>鼓 不<sub>レ</sub>振<sub>レ</sub>旗 不<sub>レ</sub>張<sub>レ</sub>弩 不<sub>レ</sub>逸<sub>レ</sub>矢 不<sub>レ</sub>認<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>攻 居得<sub>レ</sub>寇賊<sub>レ</sub>尚如<sub>レ</sub>彼昔之楊雄得<sub>レ</sub>白猿<sub>レ</sub>歟

以上の三によりて頼信は全く兵を用いたことなく居ながらにして忠常を威伏せしめたということになる。頼信の心ひそかに大いにほこりとする所か、それだけ頼信は忠常に好情をよせ得る所であらうか。

忠常の子常将は源氏の取なしで、勅免を蒙り、父の遺領をつぎ、その子常長、孫常兼何れも頼義、義家等に従い奥羽十二年の役に大功をたてた。頼義、義家ともに千葉父子を視ること猶子の如く、かつ後三年の役朝廷はこれを私戦となし、将士の労を顧みなかつたが、義家は私財を出して将士を犒<sup>ねぎら</sup>ったので、この軍に従事した関東人は、その意気に感じ、将来事あらば源氏の為めに尽さんことを心に誓い、かつ子孫にも語り伝えたという程であったから、千葉家の源家に対する情はただならぬものであったことは知るべきである。後頼朝の覇業のたやすく出来たということもこの結果である。

## 七 千葉市街

千葉忠頼、忠常、常将、常長、常兼と五代約二百年の間、千葉氏の総領たるものの根拠地は定まらなかった。常重の時に至って千葉城を築いてこれに移り、城下町をたてたのは大治元(1126)年六月一日であったという。それ以前は一の漁村に過ぎなかったが千葉氏の城下町となって、表八千軒裏八千軒合せて一万六千軒という大都<sup>とゆう</sup>邑となったと千葉集に記されてある。勿論開府最初からではない数十百と年月を経るままに、斯様に発展したものであろう。併しこれは千葉氏族の繁栄を語るものであろうとおもわれる。

さて猪鼻城を中心として東北は曾場鷹明神より、西南は御達<sup>ごたつぼう</sup>報稻荷まで七里の間、市街を画して都川以北は所謂士族屋敷、都川以南は商店街であったようだ。七里といえは広いようだが、一里は五町位に過ぎぬものであったとおもわれる。これから康正元(1455)年千葉介胤直が一族重臣の不意打をくらって城を捨てるまで十四代三百三十年間、関東地方における屈指の大都邑であった。大都邑とはいうものの鎌倉には及ばぬ点もあったかとおもわれるふしもある。それをあげて見るならば、弘長、文永の頃香取神社御造営使を仰せ付かつた、葛西伯耆前司入道経蓮から香取大禰宜に宛てた書面に、

正神殿御簀寸法長短并御殿内御障子帳寸法次第委注給り可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>沙汰<sub>一</sub>候  
但 みずは鎌倉へ可<sub>レ</sub>詔之間念承たく候 恐々謹言  
十月廿七日  
大禰宜殿

というのがある。「みずは鎌倉へ詔ふべきの問いそぎ承りたく候」は一寸注意をひかるる文句で、みずの如きさえ遠く鎌倉に注文せねばならなかった所を見れば、千葉町のすべてが鎌倉に劣っていたことを知るに足るではあるまいか。

## 八 千葉氏の信仰と其紋章

千葉氏の祖良文の信仰した仏は、妙見菩薩であった。

妙見の信仰は藤原時代の中頃から流行し、鎌倉時代を最盛期となし、足利時代になって衰えた。だから千葉家のはじめから千葉家の終まで、いわば千葉家と盛衰をともにしたというても宜しい。而して千葉氏族の居住した地には何処でも妙見を祭ったものである。

妙見とは北斗七星の七仏薬師で、国土安穩、寿福円満、国王保護、の仏であり、特に七星中に破軍星という闘争を目的とする武士には信仰せらるる要素を含んでいた。その尊像は甲冑を着、剣を携え、足下に蛇龜をふまえた十二三歳の童形であった。これを信ずる武士には保護を加え、

危険を免れしめた話は珍らしくない。

千葉の妙見の尊像は上野国群馬郡花園村七星山息災寺（染谷川のほとりにある）から勧請したものであるという。これを御伴して来、また妙見宮に奉仕したものは、千葉家の一族粟飯原氏であるという。妙見八幡という仏名は、妙見と八幡との二つの仏かとおもえば、そうではなく、妙見八幡という一仏であるようだ。おもうに妙見菩薩も、八幡大菩薩も、ともに武の仏であるところから合同して二位一体としたものであろう。

千葉に鎮座した妙見宮の別当は、金剛授寺、又は北斗山尊光院ともいつたそうだが、六供六坊とかいう塔頭もあり、これを統括する為に座主職をおき、千葉家の一族がその職に就いた。千葉家で元服の式は妙見尊前で行い、座主がこれに与った。随って座主は相当権威があったことは千学集に散見する。

千葉家の氏仏であった時代は千葉家からすべての奉仕をしたことは勿論だが、江戸時代には徳川幕府より尊光院に二百石の朱印を附けられてあった。明治維新神仏分離の際、天御中至尊、天照皇太神等を祭神として千葉神社としてしまった。

千葉家の紋章について一言すれば、千葉家は北斗七星の妙見を信ぜしにより、月と星とをその紋章とし、本家は月星、支族は九曜星などの例となっていたようである。

妙見宮の縁起、その他千葉氏に関する記録は、千学集という書物になっていたのだが、今はその抄本のみが世に伝えられてゐる。紀元二千六百年記念房総叢書中に収めてあるものは紀琴夫という人が千学集抄として写したものを清宮秀堅が写し、それを村岡良弼が写し、それを大森金五郎文学士が写して金沢文庫に収めてあるものを以て私の持つて居たものを校正したものである。

紀琴夫という人は本姓は、紀、菅谷氏、香取郡、万歳村字関戸の医師、嘉永六（1853）年十月十二日没す、年六十二であるとは古城村の高木卯之助氏のお話である。

大森文学士の写されたものを拝見したが、何という字か不明な文字が若干あり、文学士も模写的に書いておかれた、多分紀琴夫氏が写さるときに矢張不明であったであろうかとおもわれる。

## 九 千葉氏の最盛期

千葉介常胤は十八歳で父の譲を受け、三十九歳にして保元の乱に源義朝の催に応じて後白河天皇の御味方申し上げ、平治の乱には領地において参加しなかった。

源氏は保元の乱に為義及びその子等殆んど全滅し、平治の乱に義朝及び其長男次男がほろび、三男と幼少の者三名が助命された。しかも男頼朝は十四歳で流されて伊豆の蛭小島で配所の月をながめる身となった。そして二十年という歳月は流れた。その間平家は天下を我物顔に振るまい、皇威をなみする行動目にあまるものがあり、神人ともに怒った。そこで、源頼政、後白河院の皇子以仁王を奉じて平家を討滅し、皇室の御憤をはらし奉らんとして以仁王の令旨を諸国の源氏に下した。ところが早くも平氏の耳に入り頼政は止むなく、奈良に行きて事をあげんとして途中宇治に戦い、以仁王、頼政父子、園城寺の僧日胤まで討死して以仁王の拳は水泡に帰したが、源頼朝は令旨を奉じて起った。時に頼朝は齡正に三十四、人生の最盛なる期だ。彼は源氏の嫡流で平家の専横を憤るものは皆その奮起を希望した。平清盛は割合に好遇した積りの頼政が事をおこしたのを見て源氏を族滅せんとした。源氏の危急存亡の時期が迫ったのであった。常胤はその子で

僧の日胤を琵琶湖畔の園城寺に入れ、また六郎胤頼を上西門院に仕えさせて、京都に置いた関係から、京都の様子や天下の大勢も知ることが出来た。そこで六郎をして、関東に帰る途中伊豆に立ち寄せ頼朝に謁せしめた。六郎は頼朝にあい、平家討伐の好時機到来を報じて憤起を促す所があった。

頼朝は挙兵に就き常胤に約する所があり、しかし頼政の敗北が意外に早かったので、準備<sup>まった</sup>完からずして大庭景親の襲撃にあい、為めに敗れて安房に奔った。

常胤は金田小太夫頼次に兵を率いて石橋山に赴かしめたが、まだ到着せぬさきに頼朝が敗れたのを聞いて非常に遺憾におもっていた。故に安房で再挙との報に接するや快然としてこれに応じ一族郎党を率いて頼朝に下総の国府に会し、種々画策する所あり、関東の諸豪これを聞いて先を争うて頼朝に応じたるもの二十万、こんな調子で頼朝の覇業が創まった。

それで鎌倉幕府創立の功労者は常胤を第一とすべきであるとして、頼朝は常胤を父と呼び、論功行賞の際にはいつも常胤を真先にした。常胤は頼朝挙兵の治承四（1180）年には年まきに六十三、しかもなほ、かくしゃくとして軍務<sup>おうしやう</sup>に鞅掌し、父に伴ふ息子は胤政（四十歳）を初めとし次郎師常、三郎胤盛、四郎、胤信、五郎胤通、六郎胤頼の堂々たる息子六人ありその他家の子郎党中にも錚々たるものが多かった。だから頼朝の最も信頼する豪族であったし、また他の諸将も常胤の一族のさかんなるを見て皆羨んでいた。そしてその所領は関東地方、奥羽地方、九州地方、美濃その他に広く賜り、子孫の繁栄実に目ざましかつたので、外様大名の第一に数えられた。ゆえに常胤及びその後数代の間は千葉氏の最盛期というべきである。

## 十 千葉介と三浦介

良文の子孫で関東の八平氏といわれているものは、千葉、三浦、上総、土肥、大庭、梶原、畠山、長尾であるが、就中千葉と三浦は何れ劣らぬ豪族であった。

常胤、その子政胤相ついで没し、孫成胤が建保六（1218）年、六十四歳で此世を去つた時、後継者の胤綱僅か十一歳の少年であった。それで実朝將軍は氏族に於て宜しく補佐すべき御書を賜って大いに奨励を加えられた。

それから間もない或る年の正月、幕府で式あり諸大名が出仕した。この頃の三浦介は義村で北条氏と姻戚関係をむすび、公私ともに非常に勢力があり、その鼻息をうかがうものが多かったので、義村も我こそ外様第一よとおもっていた。義村はこの日も一足先に出仕して上席に着いてみた。胤綱は少し後れて式場に入り、ずんと進んで義村の上席についた。高慢の鼻をひしがれた義村はこらえかねて、「下総犬は臥す処を知らぬ」とののしった。諸大名これを聞いてハツとおもい、胤綱の挙動に注目した。すると胤綱はすかさず「三浦犬は友を喰ふたわい、」とやりかえした。これを見た諸大名は少年ながらも胤綱の度胸と機智とに感歎したという。胤綱のいうた三浦犬は友を喰ふたということは、三浦の一族和田義盛が北条義時にはかられて大いに憤慨し、兵を挙げたとき、義村は和田に応援すべき密約をなし置きながら、その場に及んで北条に味方し、共に和田を族滅したことを意味するのである。

斯様な互いの意気がなかなか解けず、百余年後の元弘建武の中興に後醍醐天皇が北条氏を亡されたが、その余党が残って天下を乱すことを愁いたまいて、法威に武力を加えて退治せざれば、早急に静謐なり難かるべしと思し召され、紫宸殿に壇を設けて、天下安鎮の法を修せらる。この

法を行ふとき、甲冑の武士四門をかため、また武家の輦、南庭の左右に立ち並び刀を抜き四方を鎮むることあり。四門の警衛には楠正成、名和長年、結城親光、塩谷高貞、また南庭の陣には、千葉、三浦の両介召さるることになった。この時の千葉氏は貞胤で三浦介は高継であった。二人はかねてはその役に従うく領状申しながら、その期に臨んで、三浦は千葉が右に立たんことを怒り、千葉は三浦が相手にならんことを嫌って共に出仕を止めた。為めに天魔障碍、法会の違乱とぞなりにける。後に思合するに「天下久しく無為なるまじき表示なりけり」と太平記に記されてある。

## 十一 香取神宮造営と千葉介

下総国香取神宮は経津主命という開国の功神を祭り、歴朝の崇敬あつきのみならず、藤原氏は特に氏神と号し、若しその家に新任大臣があるとか、または藤原氏の女が皇后に立ったとかいうときは、特に使をつかわして幣帛器銃を捧げしめ、かつ皇后は皇子を生みて国母となることを祈られたものである。随って神領なども源頼朝や足利尊氏などの寄せ奉ったものなど、併せて随分広い領地であった。神官の任免神領に関する事務は長者宣に依ったものである。

香取神宮は伊勢両太神宮に準じて、丁重な待遇を受け、遷宮は二十年毎に改造の制を定め、鎌倉時代よりは守護地頭にその造進を命じた。今その大要を述べれば、二十年毎に改造すべきものは、正神殿をはじめとして撰社末社に至るまでの社殿、門、鳥居、玉垣、釘貫、等四五十件の多きに達するが、その用途はまた多大であるから、これを庄郷等に割り当てその地頭をして造進せしめた。一旦割りあてたものは次回の改造にもかえないが、正神殿のみはその費用莫大なるがゆえに一国の大名をして負担させた。香取造営次第という記録を見ると千葉介と葛西氏とが交互に引受させられた様である。即ち次の様である。

### 香取造営次第

- 一、治承元年（丁酉）十二月九日 葛西三郎清基
- 一、被<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>宣旨於建久四年（癸丑）十一月五日<sub>一</sub> 千葉介常胤  
同二月十六日御遷宮 間五ケ年
- 一、被<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>宣旨於建保四年（丙子）六月七日<sub>一</sub> 葛西入道定蓮  
嘉禄三年（丁亥）十二月御遷宮 間十二年
- 一、被<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>宣旨於嘉禎二年（丙申）六月 日<sub>一</sub> 千葉介時胤  
宝治三年己酉三月十日 御遷宮 間十三年
- 一、被<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>宣旨於弘長元年（辛酉）十二月十七日<sub>一</sub> 葛西伯耆前司入道経蓮  
文永八年十二月十日御遷宮 間十一年
- 一、被<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>宣旨於弘安三年（庚辰）四月十二日<sub>一</sub> 千葉介胤定（宗力）  
正応六年（癸巳）三月二日御遷宮 間十四年
- 一、被<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>宣旨於永仁六年（戊戌）三月十八日<sub>一</sub> 葛西伊豆三郎兵衛清貞  
元徳二年（庚午）六月二十四日御遷宮  
間三十八年 大行事 与<sub>二</sub>雑掌清貞親父  
伊豆入道<sub>一</sub>相論間延<sub>二</sub>引之<sub>一</sub>

なお遷宮がいかに重大視されたかの一例をあぐれば、千葉介時胤の時、嘉禎四（1238）年の春、



將軍頼経が就任以来初めての上洛の折、御供すべきであったが造営の宣旨を受けているために特に免除された。

香取造営之間大介不<sub>レ</sub>出<sub>二</sub>国境<sub>一</sub>云々御京上  
御共ヲ止メ可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>在国<sub>一</sub>之状依仰執達如<sub>レ</sub>件  
正月二十三日 左京権太夫 判  
修理権太夫 判

千葉介殿

依<sub>二</sub>香取造営事<sub>一</sub>千葉介時胤被<sub>レ</sub>免<sub>二</sub>除京上御共<sub>一</sub>畢、然者於<sub>二</sub>相<sub>一</sub>随彼役<sub>二</sub>仁<sub>一</sub>者早令<sub>二</sub>帰国<sub>一</sub>至<sub>二</sub>在国地頭者<sub>一</sub>御下向之時不<sub>レ</sub>参向<sub>二</sub>而守<sub>二</sub>先例<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>專<sub>二</sub>造営<sub>一</sub>之状依仰執達如<sub>レ</sub>件  
嘉禎四年三月十五日 左京権太夫 判  
修理権太夫 判

下総国地頭中

右二通は香取神宮造営之事に依て千葉介時胤は上洛の御共を免除せられ、専心造営之事に従事せよ、と命じられたに就いては、同じく造営の事に従事する地頭は、早く帰国し在国地頭に至っては將軍家御帰の下向にも参向せず、先例を守って専心造営に従えという仰せであると北条康時、時房の両執権よりの執達である。

今千葉介時胤が負担した造営費を見るに

- 一、正神殿 作料米千五百石
  - 一、火御子社 同 三十石
  - 一、於岐栖社 同 三十石
  - 一、若宮社 同 五十石
  - 一、一ノ鳥居 同 百石
- 合計千七百十石

神宮造営之宣旨は正遷宮後十七年に下され、三ケ年間に造営の功を遂げ、二十一年目に正遷宮ということになるのであるが、いろいろの事情や守護地頭の怠慢によって規定通りに行われることは少ない。千葉介貞胤及びその孫の満胤の時なども予定よりずっと後れた。

## 十二 千葉介宗胤（筑紫千葉介・関東千葉介と分裂）

時胤の子千葉頼胤の頃、支那に蒙古帝国おこり亞欧二大洲に跨って大領地を獲得し、終には我日本をもその領土としようとした。このため鎌倉幕府は九州に領土を有する諸侯に命じて防禦せしめた。千葉氏は常胤の時頼朝より肥前国小城郡を賜ったので千葉介頼胤も肥前国小城郡晴気城に居住して、国難防禦にあたり文永の役に戦傷を受け建治元年に没した。頼胤の長男宗胤は父の後を承けて千葉介となり晴気城に居住して弘安四年の役には奮闘して大敵を撃退した。しかし敵は文永弘安両度の恥辱を雪がんと機をうかがうがゆえに、日本も海岸防備を怠らず、弘安八（1285）年十月十七日には將軍より御教書を下して、

鎮西御家人等は所用ありといへども鎌倉に参向すべからず、と厳命された、即ち、たとひ幕府に所用ありとも参向せず国難防備に専心せよとの厳命である。永仁元（1293）年には鎮西探題をおき、翌永仁二（1294）年には筑前姪浜に築き、ますます防備

を堅固にした。かくて千葉介宗胤は永く九州の地を離ることが出来なかったので、九州以外の地に於ける千葉介の事務は弟の胤宗に托した。それが永く続いたので、千葉介は胤宗であるという風になってしまった。つまり宗胤は国難防禦の為に千葉介という重職を弟にゆづり、自分は九州（筑紫）千葉介として両家に分るることになったのである。

関東千葉介と九州千葉介と両家に分れたけれども宗胤の子胤貞は下総に広い領地を持っていた（少なくとも八幡、千田、臼井の三庄）ことは市川市の中山法華経寺や真間の弘法寺に蔵する古文書に明らかであるから、九州関東の両千葉介が軋轢しておったなどとは考えられない。

しかしまた千葉大系図に書いてあるような、宗胤の子等が家督をつぐときは必ず関東千葉介の免許を蒙ったとか、関東千葉介の命をうけて九州の代将をつとめたとか、本姓は千田であつて千葉と称することの出来るのは代将をつとめている間だけのことであるという様なことは、全く偽りである。抑<sup>そもそも</sup>この千葉大系図というものは胤宗の子孫である重胤という者が、千葉家滅亡後に書いたもので、自分に有利に書いたものであるから、曲筆があり、悉く信ずるということは、危険であり、又、あやまりは少なからずあるのである。

宗胤の没年については千葉大系図に永仁二（1294）年正月十六日三十歳で没したことになっているが、歴代鎮西要略には永仁より三十三年後の嘉暦二（1327）年にまだ生存していて、神官と僧侶との相論を審判したことが書いてある。

嘉暦二年（丁卯）四月宗像大宮司氏晤 与<sub>一</sub>肥前国円通寺相論封疆<sub>一</sub>

千葉別駕宗胤預<sub>一</sub>明其理非<sub>一</sub>

この円通寺というのは宗胤が弘安元（1278）年に小城郡に創立した千葉氏開基の檀那寺で、勅額を賜り今日でも堂々と栄えている寺である。その寺と宗像神社の大宮司氏晤とが領地の境界論をやった時に預って其理非を糺明したというのである。別駕とは介の唐名であるから千葉介宗胤が裁判官になったというのである。ゆえに千葉大系図に書いてある永仁二年の卒去がうそか歴代鎮西要略の記事が真か大いに惑うのである。宗胤の子胤貞が外護となって中興させた中山法華経寺に胤貞より元応二（1320）年十二月一日に住職日祐に土地と在家とを譲与した証文があるが、その大意は日祐は私の養子でかつこの寺には亡父并に名越殿の遺骨をおきたてまつっているから殊に執心である。それゆえに中山堂地と田地二町及び在家屋敷を譲与するというのである。元応二年は嘉暦二年より七年前千葉大系図の永仁よりは二十六年後である。遺骨をおきたてまつる二十六年では長すぎる。いくら長くても七八年位のものであろう。こうなると宗胤という人の没年はいよいよ分らなくなる即ち永仁か元応か、嘉暦以後か、問題は実に解決がむずかしいのである。

今この問題を解く一法として走湯山般若院千葉系図を引用する。この寺はその開山が千葉介常胤の次男である相馬師常の五世の孫、天谿和尚であるから、時代は丁度宗胤と同じであろう。この寺に千葉系図がある。

その系図をひもといて見るに、胤貞という人は宗胤の子で、また胤宗の子で貞胤と兄弟になっている。それで胤貞が亡父というのは誰か、胤宗が死んだのは元応より八年前の正和元（1312）年であるから、この亡父というのは胤宗ということも出来るわけである。この見方が誤らないとするならば、嘉暦二年に宗胤が神官と僧侶の間に判官の役をつとめたことは無理ではない。

宗胤の没年に就いての疑問は建武三（1336）年の三井寺合戦や、京都三条河原の合戦にまでも及ぶのである。すなはち、松蘿館本千葉系図には宗胤（千田太郎、新介大隅守）の譜に「建武三

年戦死於三井寺、建武三年三井寺戦千余騎ニ将トシテ一ノ木戸ヲ破リ、細川卿律師定禪ガ六千ニ圍マレ、手勢ノ三百、百五十打ル」と書して三井寺合戦に討死したというのである。これは太平記の文を引いて書いたもので、「一番に千葉介千余騎にて押寄せ一二の木戸を打破り、城の中へ切て入り、三方に敵を受けて半時計り戦ひたり、細川卿律師定禪が横合に懸りける四国勢六千余騎に被<sub>レ</sub>取籠<sub>レ</sub>て千葉新介矢庭に被<sub>レ</sub>討にければ、其手の兵三百余騎当の敵を討んと懸入懸入戦つて百五十騎被<sub>レ</sub>討にければ後陣に譲て引退く」とある文中、千葉新介という新の字に誤って宗胤討死としたものである。新介とは介である父が生中に介になったものをいうので、父の死後までもいうのではない。前に述べた通り、千葉別駕宗胤といったものを新介に引きもどすということは、全然無理であるからこの新介は宗胤ではない。千葉大系図には貞胤の子一胤またの名高胤となし、松蘿館本千葉系図には宗胤の孫胤高としてある。高胤と胤高は同一人ではあるまいか。

この三井寺合戦に引きつゞき京都に合戦あり、梅松論には千葉介が三条河原で討死したと書いてあり、貞胤かとおもえば、貞胤はその後生存して活躍している。然らば千葉介とは誰か宗胤と見る方が理の当然である。この三条河原で討死した千葉介が果して宗胤とすれば高胤正に七十四歳である。

附言 宗胤は弘安元（1278）年に肥前国小城郡に三間山円通寺を、弘安十（1287）年には千葉城下に一寺を建てて、本光山宗胤寺と号し、父頼胤及び殉難勇士の霊を慰めている。なおこの外に七ヶ所に阿弥陀堂をたてて、官女の菩提を弔うたと説いた俗書もある。国難防備に寸暇なき者が閑散な京都の大番役に上って官女を誘惑している隙はなき筈であるから全くの濡衣である。もし万が一それに類似の事実があったとすれば、関東千葉介胤宗の所為であろう。或る書に胤宗は父頼胤の愛妾の腹に出来し子であると書いてあるのを見たことがあるから胤宗は官女誘惑の好条件をそなえておったかとおもわれる。

### 十三 原氏の系統

千葉氏に原姓を名乗るものは千葉大介常長の子頼常が原四郎と称し千学集の記事では常保、常継、常朝、法常、胤季、胤和、胤位、胤家、胤定、胤惟と十一世伝って最後に女子のみとなったとし、なお一つは氏胤の子胤高から胤親、胤房、胤隆、朝胤、基胤、胤清、胤貞、胤栄と九世に伝えたとしてある。

この氏胤から出た原氏とよく似た系図は千葉大系図と松蘿館本千葉系図とで、すなはち、次の通りである。

#### 〈系図略〉

此の三系図を比較すると千学集の系図と千葉大系図とよく似ているが、それよりも千葉大系図と松蘿館本千葉系図とは、なお一層よく似ている。しかし、また大いに違った点は胤高を宗胤の孫とする点である。そこで私の考えでは宗胤の孫胤高が関東千葉介に養子となり、筆頭第一の家老となって政権を握るようになったのであろうか、なお推量を遅しくすれば、最後に残った原家の女子に嫁して原姓を再興せしものとおもわれる。

なお原姓を宗胤の子孫とする強い論拠は原氏の根拠地なる原郷は千田庄内に在ることで、前にも述べた通り胤貞の下総に於ける相伝地は少なくとも八幡、千田、臼井の三荘である。ゆえに千田庄内に在る原郷方面は、宗胤の子胤貞の裔の領すべき地であることは勿論であるから、胤高は

その相伝地に来ており関東千葉氏の執政者となったものであろう。

胤高は其祖宗胤の創立した千葉城下の宗胤寺が荒廃せるを見て、聖山志賢和尚を請じてこれを再興せしものであることは疑いのない所である。

#### 十四 関東八家

関東千葉介は胤宗より貞胤、氏胤、満胤と父子相継承した。貞胤の時は後醍醐天皇、北条討滅の御企て一旦敗れさせたまい、隠岐にうつされたもうたときには、貞胤護衛申上げかつ大納言藤原師賢卿を預り、大須賀家に警固させ、新田義貞義兵をおこした時には一方の大將となりて鎌倉に打入り北条氏を倒し建武中興の盛事に参加した。

やがて足利尊氏叛旗をひるがえすや、義貞をたすけて、賊軍討滅に尽力したが、尊氏九州の大軍を以て上洛するや、義貞と共に聖上を奉じて比叡山に拠った。建武三（1336）年十月の北国落には五百騎を以て新田義貞に従ったが、大雪に道を踏み違つて足利高経の陣門に迷い込み進退きわまり、遂に足利高経の懇請に応じて武家方となったということは千載の恨み事であった。外様大名の筆頭たる千葉介が武家方となったということは足利氏には頗る好都合であったが、官方には癒す能わざる大打撃であった。

これより貞胤は多く京都におり、足利直義と高師直との政権争には旗色鮮明でなかったが、高一族ほろび、足利兄弟の内訌には尊氏に味方した。観応二（1351）年正月元旦、京都に病死して時宗の法式にて葬儀が営まれ、これより関東千葉家は時宗の檀那となり随つてその法諱も何阿弥陀仏と時宗風となり数代遡つて常胤にまでも重阿弥陀仏と贈諱するやうになった。

貞胤の後をうけた氏胤は、二十九歳で逝き、満胤は僅か六歳であったから、將軍の命で一族心をあわせてこれを補佐した。香取文書纂をひもといて見ると満胤は香取神宮の造営や神領問題で神主兼大禰宜長房と長年月争つたように見える。抑々鎌倉幕府が守護地頭をおいてから、地頭の權威にほこつて所謂濫妨狼藉ということは敢て珍らしきことではない。地頭代中村胤幹の神領押領は相当あつた様に見える。

応永五年鎌倉管領氏満没して満兼嗣ぐや執権上杉朝宗入道禪助は関東の諸將とはかつて関東八家というものを定めた。八家というのは千葉を筆頭として小山、結城、長沼、佐竹、小田、宇都宮、那須をいうので、大となく、小となく八家の面々評議して上杉を以て決定主となし管領を將軍と仰ぎ、執権を管領と呼ぶこととし、日本に両將軍ある形となした。元來京都足利氏と鎌倉足利家とは相助けて日本を治めて行おうというのが尊氏の理想であつたが、双方二代三代と代を重ねるに随い、暗流が流れ初めたから、結局安穩静謐には行かなかつた。八家をおいた底意は京都の三管領四職に准えたもので、京都の下風に立つことをいさぎよしとせぬ情のあらわれである。

満胤は関東八家の筆頭となり、かつ管領上杉禪助の子上杉右衛門佐氏憲入道禪秀の女を息兼胤の室にむかえて彼是勢威を加えた。禪秀が持氏の廢立をはかつたときは、初めはこれにくみしたが後には悔いて持氏にくみし、禪秀はほろびた。禪秀はほろびたが、その子等は京都將軍にかくまわれた。

#### 十五 関東千葉介の分裂

兼胤の後を継いで千葉介となつた胤直の時、京都將軍義持没す。持氏その嗣たらんと欲したが

成らず、義持の弟、僧青蓮院義円還俗して將軍職をつぎ義教と号した。持氏は我何ぞ還俗將軍に屈せんとて事毎に反抗の態度をとる。永享八（1436）年京都の分国たる信濃国に小笠原、村上兩侯の確執あり、持氏、村上をたすけて兵を出す。管領上杉憲実諫めたが聴かず、十年には長子の元服あり、將軍の偏諱を請うの前例を破って鶴岡八幡宮に冠して義久と号す。憲実足利氏の前途を憂い、諫むれども聴かないのみか憲実を殺そうとす。憲実よって上州白井に退き、京都に訴ふ。義教怒り、兵を出して持氏を討つ、持氏敗る。千葉介胤直持氏を諫めて憲実と和せしめようとする。持氏聴かず、剰え、今は千葉殿さえ心おかると放言した。直胤その夜、陣払して館にかえる、鎌倉に留守居せる三浦介時高、持氏に背いて兵を以て義久を自殺せしむ。持氏これを聞いて鎌倉にかえり、翌十一年二月遂に自害の止むなきに至った。これによりて鎌倉公方一旦中絶す。

翌永享十二（1440）年結城氏朝持氏の三孤を奉じて結城に籠城す。義教軍を發してこれを攻めしめ、千葉介胤直の智謀によりて嘉吉元（1441）年四月結城落城、三児は捕えらえ春王丸、安王丸は美濃垂井金蓮寺に斬られ、永寿王丸は幼年の故を以て助命せられた。

その後数年を経て永寿十三歳になった時、千葉介胤直関東諸将とはかり、將軍義成（後改め義政）の許可をうけて関東の主となし、鎌倉にむかえ上杉憲実の子憲忠を管領として、鎌倉府を再興した、これ成氏である。然るに成氏は父兄の恨み忘れかね享徳三（1454）年結城成朝とはかり、憲忠を殺し、翌享徳四（1455）年には禅秀の遺児憲秋及び顕房を殺した。上杉家の内管領長尾昌賢等は憲忠の弟房顕を主となし兵を集めて成氏を攻め、古河に奔らした。これより古河公方と称す。以来、成氏と上杉氏との対抗やまず関東は大乱となり千葉氏にも大変動がおこった。

その頃関東千葉介家には原、円城寺の両家老権勢を争い、原越後守胤房は成氏にかたられ丸城寺は上杉に味方して、千葉介を己が方人になそうと競った胤直はその母禅秀の娘なるを以て「血は水よりも濃し」とのたとえにもれず上杉派に傾いた。胤房は急に起ちて千葉城を襲って攻め落とし、胤直胤宣父子は奔て、多古、志摩の両城に拠りて上杉氏の援軍の到るを待つ。馬加康胤は成氏に語らわれて胤房を助け、共に胤直兄弟父子を腹きらせて、おのれ千葉介となれり。時に康正元（1455）年にして今より四百九十四年前であった。上杉氏は胤直と運命をともにした胤賢の遺児、実胤、自胤をたすけて千葉介と称せしめ、武蔵の石浜赤塚地方を根拠となし恢復をはからせた。これを武蔵千葉介という。

これらの報、京都に伝わるや將軍義政は千葉氏の一族東常縁を下総に下して武蔵千葉介を援けて馬加康胤を討たしめらる。東氏というのは常胤の子東六郎胤頼の裔で、代々歌人として名高く勅撰集に沢山入れられてある。常縁は美濃の郡上城主で、京都將軍家、撰関、大臣等の歌道師範として尊敬せられ、古今伝授に於いて特に名高かった。常縁は浜民部少輔春利を具して下総に下り、一族を催して馬加康胤を討滅し、原氏をやぶり、春利を東金城におき、自らは本領の東庄に引揚げた。そして余焰鎮滅に努力した。かくて常縁は関東にとどまること十有三年、その間関東の中部は足利成氏と上杉氏との戦争やまず、安房には里見義実起って侵略を逞しうし、上総には武田信長、信定、父子打入り、宍南真里谷を根拠として蚕食を専らにしたから、関東ことに房総地方は大混乱に陥った。

京都方面もまた応仁の乱おこり、弱肉強食の状態となり、常縁の居城美濃郡上は斎藤持是院妙椿という者に占領されてしまった。この報達した折柄、常縁は亡父式部入道素明の法会を営みつつあったが、悲しみに堪えず、

あるがうちにかかる世としも見ざりけん

人のむかしのなほもこひしき

と詠じ所懐を述べた。浜民部少輔感にたえず、これを京なる兄康慶に書き送った。康慶また感歎おく能わず、諸人に披露した。妙椿これを聞き「常縁は和歌の友、今関東に住して本領かく成り行くこと、いかに本意なく思ひたまふらん、歌よみてたまはらば所領元の如く返しなむ。」と康慶に語ったので、康慶よろこび、これを弟の許にいい送った。常縁うたよみて送りぬ、これこと上聞に達し、免許あって下総には息男縁数を留め、常縁は上洛して応仁三（1469）年五月十二日妙椿に直面し、本領を返されて入城したということは有名な事実である。

## 十六 馬加康胤戦死後の千葉介の系統と千葉介の居城

馬加康胤康正二（1456）年上総の八幡で戦死後、氏胤の三男馬場八郎重胤の孫岩橋殿輔胤千葉介となり、孝胤、勝胤、昌胤、利胤、親胤、胤富、邦胤とつづき、重胤の時天正十八（1590）年に小田原北条氏と運命を共にした。重胤から出た系統が同名の末孫に至って亡びたというのも不思議の運命であった。

康正元（1455）年の三月二十日に千葉城が陥った後の千葉介の居城は、平山、長崎を経て佐倉に落ち着いた。世には馬加康胤の時より千葉介の根拠を佐倉にすえた様に思っている人が多いが、決して左様ではなく平山に移り長崎に転じ、さて後に佐倉に遷ったものである。この間三十年文明十六（1484）年の六月三日に佐倉に移ったことは千学集に明記してある。今その文を紹介せん。

屋形様千葉より平山へ御越し又長崎へ移らせられそれより佐倉へ移らせらる。文明十六年（甲辰）六月三日佐倉の地を取らせらる。庚戌六月八日市の立て初め同八月十二日御町の立て初めなり二十四世孝胤の御代とぞ云々。

この他にも千学集には数ヶ所記しあれども略するが、平山とは今の誉田村大字平山で、永野氏の邸宅地である。長崎はまだ分らないが、佐倉近くにあるかとおもっている。或は寺崎、六崎あたりにありはせぬか、後の人研究されることを望む。

## 十七 千葉孝胤

香取神宮の古文書を纂輯した「香取文書纂」をひもといて見ると孝胤の文書あり、

香取御神領下総国葛原小野織幡所々事

任\_先代証文旨\_御知行不\_可\_有\_相違\_候也此上は天下

御祈禱并御祭礼不\_可\_有\_御退転\_状如\_件

享徳二十年八月廿七日

孝胤 花押

香取大禰宜殿

これは千葉新介孝胤より香取神宮神主大禰宜に差出した安堵状であるが、享徳二十年というのには深い意義がある。抑々享徳という年号は四年に康正と改元し、其後長祿、寛正、文正、応仁と順次改められて文明三（1471）年が丁度享徳二十年に相当するのであるが、孝胤は領地の安堵状というような公文書に何故に妙な事をするのであろう。当時は交通不便だから、改元の事があっても遠距離の房総などでは知らずに居て旧来の年号をそのまま用いているという事は有り得ることだが十七年間も知らずにおるといふことは無い筈だ。これには、わざとした深い意味が存在

するのである。

蓋し京都将軍に対して不服従の意を表したつもりである。享徳三（1454）年の十二月に足利成氏が管領上杉憲忠を殺してから、京都将軍家に反抗の態度がなお続けられ、千葉介は馬加康胤、岩橋殿輔胤、其子孝胤と相つづいて成氏の味方となっているという事を意味するのであると思う。

（市川市真間の弘法寺にも原胤房及輔胤から出した安堵状が四通あり、何れも享徳五（1456）年六月または十月で改元より二年後のものである。胤房は成氏に味方して胤直父子に腹切らせたもの。輔胤は孝胤の父である。何れも京都将軍に反抗の意味のもの）文明三（1471）年という年は成氏が上杉氏の主、伊豆の堀越公方政智をせめて却って敗れ、同年六月二十四日には居城古河さえ落されて千葉孝胤をたよって来、そして再興の旗をあげた際、成氏は孝胤に説いて押領していた神領地を返させたものであろうということが左の二通に見えている。

香取神領下総國小野村織幡村葛原村事

当知行人に能々有<sub>レ</sub>御尋<sub>レ</sub>社家江可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>還付<sub>レ</sub>候

其間事者可<sub>レ</sub>相待申<sub>レ</sub>候謹言

八月六日

花押

香取大禰宜殿

香取神領所々事如<sub>レ</sub>前々<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>返付<sub>レ</sub>候至<sub>レ</sub>神事等<sub>レ</sub>

無沙汰之儀不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候謹言

八月十八日

花押

香取大禰宜殿

香取神領の葛原小野織幡等は今まで度々問題となった地で、多分この頃地頭の千葉介が押領していたものを公方成氏が千葉をたよって来たを好期として、禰宜から返付方を歎願に及んだものと見える。それに対し、「成氏から当知行人に能々御尋ねして社家に還付するようにしてやるから一寸待て」というのが八月六日の状で、「いよいよ前々の如く返付さるるから有りがたくおもって神事に勤めよ」というのが八月十八日の状である。二通ともに花押とのみにて誰という事が書いてはないが足利成氏である。

斯様に神官どもをよろこばせておいて隙もあらせず「古河回復の旗あげを当国にしたに就いては、本意を遂げらるるよう祈祷の精誠をいたせ、恢復が出来れば一所寄進をするぞ」と神官達を奨励した状は左の十九日付の状である。

就<sub>下</sub>当国仁被<sub>レ</sub>立<sub>レ</sub>御旗<sub>レ</sub>候<sub>上</sub>弥属<sub>レ</sub>御本意<sub>レ</sub>候之様

可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>御祈祷之精誠<sub>レ</sub>候然者当社へ一所可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>御寄進<sub>レ</sub>候謹言

八月十九日

花押

香取大禰宜殿

そして能々知行人千葉孝胤をときつけて安堵状を出させたのは最初に述べた二十七日の状である。かくて成氏は目的を果し古河を手に入れ、帰ったのは翌文明四（1472）年の春である。帰ったのを文明十年とする本もあるけれども、それは成氏と上杉氏との和睦が出来たことを指すのである。

## 十八 千葉介の滅亡

その後山内、扇谷両上杉の確執となり、かつその内管領長尾氏に内訌があつて、戦乱は混沌となり、この際に乗じて北条氏伊豆に起り、相模小田原を根拠として猛烈なる勢を以て関東の蚕食をはじめた。

千葉介昌胤は早くから心を北条氏に通じ、自家の保全につとめた。この頃安房の里見は海をわたり三浦半島をうばおうとし、その部将正木氏は上総より下総に侵入し、特に永禄三（1560）年より七年間も小見川に拠つて、香取方面を荒しまわつたことは香取文書に明らかである。

管領上杉憲政は北条氏に抗しかねて越後に<sup>しりぞ</sup>屏き、部将長尾景虎を養子とし管領職をゆずる。有名な上杉謙信がこれである。謙信は里見氏と提携して北条氏を倒さんとし、関東管領の実をあげようとして数回来襲したが志を遂ぐることもたたく、武田氏は西境より関東を窺い、これを亡した織田信長はその余勢を駆り部将滝川一益をして上野に入らしむるなど関東は英雄豪傑の競争場と化した。終には天正十八（1590）年と関白秀吉大挙して小田原を征し千葉介重胤は小田原と共に亡びた。康正元年千葉城陥りてよりここに百三十五年である。

## 十九 武蔵千葉介

胤賢の子自胤千葉介となり、文明十（1478）年下総国臼井城を攻めてこれを下し、遂に下総海上、武蔵葛西、石浜、赤塚方面を領し、盛胤、良胤、惟胤とつづいた。その子次郎胤利しばらく上杉朝興に仕えたが、後北条氏の旗下に属して石浜近辺の所領を安堵し跡を胤宗にゆづつた。しかし、天正元（1573）年築田父子北条をそむいて常陸の佐竹についたのを北条氏と共に下総関宿に攻めた際、討死し、男子なく遺つた女子に北条常陸介氏繁の三男をむかえて配し、次郎胤村と名乗らせ、千葉の遺跡を相続せしめた。けれどもまだ幼少であつたので木内上野という者に預けた。上野討死の後、その子宮内少輔支配あり、その頃は石浜領四千貫文である。しかるに胤村成人の後、石浜を返したまわるべき旨たびたび申すといえども木内が家老宇月内蔵介という者、主人上野并に宮内少輔しばしば高名勲功あげて数うべからず、石浜改易の事有り難きことなるべしといひてのびのびになりける間、千葉次郎の内に須藤何某とかやいうもの主の所望むなしきことを無念におもい、かの宇月をねらい、石浜の総泉寺にて刺違ひて死にけるが小田原の北条家にては「これ次郎の所為なるべしとて石浜領をば遂に返されず」と江戸名所図繪石浜の条に記してある。

永禄二（1559）年の小田原北条家の古文書に江戸赤塚六ヶ村おなじく新倉、小机の上、丸子、葛西の上平井、下足立の淵江、伊興寺、信内野郷、大多窪、沼田、保木曾、三俣、大窪以上千葉殿新領とあり、以て武蔵千葉家の大体を知るに足る。

## 二十 九州千葉介（筑紫千葉介）

九州千葉介の元祖は千葉介宗胤であることは前に述べた通りである。その子が胤貞で子供が六七人あつた。中山法華経寺文書によれば孫太郎胤平という者が総領である。

ゆつりわたす所りやうの事

右ひせんの国小城郡下総国千田八幡両荘内知行分の総領職嫡子たるによりて孫太郎胤平に限  
\_永代\_所\_譲渡\_也庶子に分譲分はかの状にまかせていらんあるべからず仍譲状如<sub>レ</sub>件



建武元年十二月朔日

胤貞 判

然るに實際筑紫千葉家を継承しておる者は次郎胤泰である。千葉大系図では実は宗胤の子であるという。中山法華経寺文書中に胤泰の寄附状が一通ある。

依<sub>レ</sub>遼遠<sub>ニ</sub>就<sub>ル</sub>兵革<sub>ニ</sub>連々不<sub>レ</sub>申承<sub>ル</sub>之条、事与<sub>レ</sub>情令<sub>ニ</sub>相違<sub>リ</sub>了背<sub>レ</sub>本意<sub>ニ</sub>候抑雖<sub>ニ</sub>挟少之地候<sub>ニ</sub>為<sub>レ</sub>御時料<sub>ニ</sub>山崎郷内田地五十ヶ所内可<sub>下</sub>令<sub>ニ</sub>所務<sub>ニ</sub>給<sub>上</sub>候 其子細ハ房胤令<sub>レ</sub>申候恐惶謹言

九月三日

平 胤泰

進上 中山殿

御坊

「九州から下総では遼遠であり、兵革に就いて御疎遠申し上げている事は不本意である。挟少之地ではあるが、御齋料として山崎郷の内田五十ヶ所内御寄進申、詳細は房胤から御聞取下さい」という意味であるが、惜しい事には年号がない、多分胤貞没後の事であろう。

次に同じく胤泰から肥前国小城郡松尾山光勝寺に差出した安堵状を紹介する。

肥前国小城郡砥川保内乙犬名田地（三間寺智運東堂跡）

為<sub>レ</sub>光勝院料所<sub>ニ</sub>所<sub>ニ</sub>定置<sub>ル</sub>也守<sub>ル</sub>先例<sub>ニ</sub>可<sub>下</sub>令<sub>ニ</sub>致<sub>ル</sub>沙汰<sub>ニ</sub>給<sub>上</sub>之状如<sub>レ</sub>件

正平二十年八月廿二日

平 胤泰 判

この寺は胤貞が養子で法華経寺の中興たる同祐上人が、九州に法華宗を弘める根拠として小城郡に建てたもので、中山と両山一寺と呼ばれている有名な寺である。正平という年号は南朝の年号であるが、是を用いておるから南朝党である。関東千葉介貞胤が北国落の時雪ふみ違えて、足利高経の陣営に迷入り五百の士卒の生命をたすけん為とはいえ賊将高経に降参し、北朝党になったにも拘わらず、胤泰は依然として弱態の南朝にお味方申し上げておったということは奥ゆかしい所がある。

その後をうけた胤基の頃から、太宰少弐氏との交渉がはじまった。胤基の家人鎰尼泰高という者が少弐貞頼の使<sup>しそ</sup>候により胤基にそむき戦乱を惹き起した。後になって少弐から養子して、終には少弐の血族にすべてを譲らねばならぬようになるのである。

胤基の孫元胤は朝鮮と交易したことは朝鮮成宗大王実録に記録がある。今その一例をあぐれば、日本の年号に直せば文明十六（1484）年十一月十五日の条に「日本国肥前国小城郡千葉介元胤遣<sub>レ</sub>人来献<sub>ニ</sub>土<sub>ニ</sub>豆<sub>ニ</sub>」とあり、翌十七年十一月朔日の条にも同様の記事がある。

土豆を献ずという文句は土地の産物を差上げたと簡単に見るべきではなく、その返報として朝鮮王より金銀其他産物を受けるのが目的であるから交易である。元胤の子教胤で血統が絶え、胤鎮の弟胤紹の子胤朝、胤将の二流に分れる。胤将という人は神代本千葉系図には載せられては無いが同国河上社領免田の安堵状を出しているから実在の人である。

胤朝の後は少弐教頼の子胤資が嗣ぎ、胤治、胤繁とつづいた。胤繁という人は永正八（1511）年九月二十九日に没し、胤勝を経て胤連に至って子なく、少弐教頼の庶子鍋島清直の曾孫信昌（一名信生）という者を養子となし領地と家臣全部を譲与した。この信昌という人は後の鍋島直茂とて佐賀藩主三十七万石の大名である。

胤将の孫喜胤は東尚胤と杵島、藤津を攻略し、千葉代と呼んだ。少弐資元の弟胤頼を迎えて嗣とし、その子胤誠のとき同国北山内領主神代大和守勝利を妹婿としてこれに頼り、老いて子無きを以て家の重宝及び系図等すべてを神代氏に譲った。勝利子あり、長良という。

胤連の嗣信昌と長良とは同時代の人であり、おなじく千葉介ではあるが、元亀元（1570）年大友宗麟と龍造寺隆信との戦には、長良は大友方、信昌は隆信の部将として参戦した。同年八月二十日の小城郡今山の戦に信昌大勝して、大友の代将親貞を討ちとった。そして講和となった。神代氏伝にいわく、「元亀元年九月神代長良、使を大友宗麟につかはし大友と龍造寺との和平の事を致す。宗麟之を諾し田尻鑑種をして和睦の事を調べしむ。隆信も和議に属す。是に於て大友、龍造寺、神代三家一時和解し、神文を交し、無事の化に帰し隆信侵す所の中佐嘉の地五百町を長良に復す」とあり、龍造寺隆信、有馬、島津の連合軍と戦いて死するや、龍造寺の勢衰え、代って信昌の勢強大となり、千葉姓をすてて鍋島姓に復し、千葉はここに消滅した。関東の両千葉、筑紫千葉殆ど同時に亡びた。而して筑紫千葉氏に関する事は房総方面の人々にも全く忘れられてしまったようである。千葉臼井家譜という書は寛文十三（1673）年に臼井家の遺族秀胤の編纂に成る書であるがその一節に、

又筑紫千葉といふ者あり、其説に曰く、氏胤九州探題となり彼地に下向して子を生み今に其の後有り。千葉大守と号する者鍋島氏に仕へて肥前国に在り五千石を賜はり之を領す。氏胤九州探題の事いまだ考へず疑はらくは是来由別に有るか。

と記し、九州千葉の事は何も知らぬものの様である。すなはち、常胤が源頼朝より小城郡を賜わった事を始めとして、千葉介宗胤が国難防禦に当たった事も九州千葉介という職あった事も、鍋島氏は千葉介の養子であったことも一切知らなかったらしい。

千葉の一族である臼井氏の有識者ですらこの通りであるから、他の人の知らぬのは無理もないことである。

## 二十一 千葉氏の支族

千葉氏の支族を千葉大系図や、神代本千葉系図や、松蘿館本千葉系図等から拾って見ると二百有余というなかなか大きな数になるが、実際はもっと大きな数になるであろう。この中で日本歴史に最も有名な人物は千葉介常胤で、源頼朝を輔けて鎌倉幕府を立てさせた。千葉氏伝中非難の無い人物は千葉介宗胤で、その子胤貞孫胤泰と共に南朝に尽している。足利時代の末になっては長尾景虎後の上杉謙信、この人は鎌倉権五郎景政の末裔である、塩を敵武田信玄に贈ってその義気を示したなどは痛快な話である。歌人特に室町時代敷島の道の中興、古今伝授に名高いのは東常縁である。時の將軍足利義政父子、または摂関大臣等に尊敬せられ弟子も多い。彼の全国を周遊して名高い宗祇法師などはこの人の弟子である。江戸時代に伊達騒動で忠臣の鑑の如くおもわれる伊達安芸も千葉家の系図をひいている。幕末若年寄となった遠藤胤統は、老中阿部伊勢守正弘の片腕となって外交の難局にあたり、若年寄勤務中賄賂をとらず、賄賂をとらないのは老中阿部正弘と遠藤家のみと大久保忠寛に称賛せられ、大坂城加番の際、矢部駿河守に家重代の短刀相州貞宗を示し、矢部の歎賞したのに惜げもなく与えたという話は近世数奇伝に載っている。遠藤を名乗ってはいるが実は東氏である。明治以後になる東郷元帥なども千葉家の一族たる渋谷庄司重国の子光重の末裔と承っている。この重国の子僧高弁梅尾明恵上人は高僧中最有名なる高僧である。

## 二十二 千葉家に関する雑事二三

千葉家滅亡に対し徳川家康評して曰く、千葉の原。原の高城、両酒井。とは尾大掉<sup>びだいふる</sup>わざること  
をいうのであるが、もし千葉一人で四人分をあわせて領しておったならば、あんな無残な亡びか  
たはしなかったろうにと、高城というのは小金の大谷口の城主、両酒井は土気、東金の両城主で  
ある。そして千葉の千騎原の万騎といわれる如く、原氏の勢は主に幾倍し、原の部下である高城  
両酒井が原にまさること又幾層倍であった。斯く下剋上が甚しかった結果、滅亡を来したもので  
あるというのである。

千葉家の一族で重臣である原氏中に甲斐の武田氏に仕えて繁栄しているものがある。胤高の曾  
孫で友胤というのが小弓で足利義明に負け、遠く甲斐に走り、その子虎胤は武田信玄に仕えて勇  
功あり、その女にかの有名な初鹿野伝右衛門昌次を迎えて婿とし婿舅ともに武名を轟している。

また胤高の曾孫で胤隆という者があって生実（小弓ともいう）におった。然るに割合に原氏系  
図に詳しい千葉大系図に載っていないから知らぬ人が多いようだが、永正六（1509）年に俳諧で  
名高い宗長が回国の途上生実に逗留して、胤隆の館で俳諧を催したことが東路の苞<sup>アツマジ</sup>に書いてある。<sup>ソト</sup>

最後に伊勢太神宮の御師と千葉氏との関係を述べよう。室町時代頃は有名な神社神宮などには  
御師<sup>オシ</sup>と称する職を設けて信仰上の世話取次をしたものだが、太神宮にも千葉殿御師と称する神官  
が、毎年の様巡りに巡って来て千葉殿からの奉獻物や、お初穂などを取り次いでおる。その  
文書が今日も残っているが、その中に千葉刀という物を奉納したことが記されている。千葉刀と  
いうのは刀身に月星の紋を刻んだものと見える。この刀をおさめた時代は源大蔵丞胤安が千葉介  
の取次をしておった時であるから千葉家の晩年である。 以上

## 「千葉氏」と市民に関する研究

—近現代の「千葉氏」の受容をめぐって—

平成 29 年度 千葉市・大学等共同研究事業報告書

発行 千葉市・千葉大学

編者 久保 勇（研究代表者）

平成 30（2018）年 3 月 28 日発行

印刷 正文社